

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月19日
【事業年度】	自平成20年10月1日 至 平成21年9月30日
【会社名】	オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (Australian Business Number 11 005 357 522)
【代表者の役職氏名】	グループ財務責任者 (Group Treasurer) リック・モスカティ (Rick Moscati)
【本店の所在の場所】	オーストラリア、3000ヴィクトリア州、メルボルン クイーン・ストリート100、14階 (Level 14, 100 Queen Street, Melbourne, Victoria 3000 Australia)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「ANZ」または「当グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。

2. 本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。

3. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2009年9月30日に終了した事業年度は2009年度と言及され、その他の事業年度についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。

4. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=86.37円の換算率（2010年1月5日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指す。
  
5. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部 【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下はオーストラリアの2001年会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年会社法（以下「会社法」という。）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（以下「豪州法」という。）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に關係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（以下「銀行法」という。）、1998年オーストラリア適正規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法、1998年金融部門（株式所有）法、ならびに2001年金融サービス改革法を含む、現行の銀行諸法から構成される。当行は上場公開会社であるため、オーストラリア証券取引所が管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

会社法により、会社は会社内部の経営および株主の権利を統治する定款を持つことが要求される。当行は2007年12月18日に開催された株主総会において当行の株主により承認された定款（以下「定款」という。）を採択している。

定款には、当行の業務、運営、権利および権限ならびにその株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、ANZの株主総会で決議に投票する資格のある当行の株主（代理人による出席を含む。）の75%以上の投票をもって決議される場合のみ改定することができる。会社法により規定されている。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 当行の株式に付随する権利および義務ならびに当行の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務書類（損益計算書、貸借対照表およびキャッシュフロー表を含む。）から構成される財務報告書、財務書類の注記、財務書類および注記についての取締役会の声明、取締役会の報告書および監査報告書を期限前に作成することを要求している。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない。財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成を要する。会社法に基づき、当行の監査人は1もしくは複数の個人から構成される企業でなければならない。どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている監査会社または会社法に基づく公認監査会社である会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・ 年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・ 年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・ 監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・ 当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・ 当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に含まれる監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

監査人は、当行の半期財務報告書のレビューを行い、財務報告が会社法の要件を遵守せず、事項を記載していないと監査人が気付く何らかの事項にレビューの過程で気付いたか否かについて、監査人は株主へ報告しなければならない。

これらの事項の欠如、不履行または不足についての詳細または当行の財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正は監査報告書に記載されなければならない。

当行の取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度

の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

オーストラリア証券取引所に上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、取締役、秘書役および上級経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係を含めなければならない。

当行の取締役会は、事業年度末から3か月以内にASICに年次財務報告書の写しを提出しなければならない。当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。

配当については、定款は、株主の同意を要することなく当行の取締役会がその裁量において実行し得ることを定めている。会社法および定款は、各々、配当は当行の利益からのみ支払うべきことを規定している。

## 株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定、財務書類および報告書の審議ならびに監査人の選任および監査人報酬額の確定である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席した当行の株主（代理人による出席を含む。）の投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する株主の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社の全議決権の15%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。財務大臣によるかかる承認は、国益に合致する場合は与えられる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度 - 証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

## 経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない。取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上のマネージング・ディレクターに委任することができる。

会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

(a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。

(b) 株主総会を招集すること。

(c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

## 株式の発行

当行の未発行株式はすべて当行の取締役の管理下にあり、当行の定款、会社法および上場規程に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。



定款の詳細および抜粋については、下記の「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、3000 ヴィクトリア州、メルボルン、クイーン・ストリート100 において平日（土曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本(2)に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言葉換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

### 取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、5名以上でなくてはならない。上限は、15名あるいは取締役会が定めるそれより少ない人数を超えてはならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、取締役会は随時、取締役となる者を任命することができる。このように任命された取締役は、次の年次株主総会において自動的に退職することとなり、かかる株主総会で行われる選挙の有資格者となる。

定款、会社法、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、当行は通常決議により取締役を選出することができる。

(a) 取締役は自身が選出または最後に再選されてから3回目の年次株主総会において、その職位から退任しなければならない。(b) 取締役は前記(a)の規定により要求される時点より前に年次株主総会において退任し、再選を目指すことを選択することができる。ただし、年次株主総会の少なくとも45営業日前（または取締役会が決定するその他の期間以前）に、取締役は取締役会に自身の意向を通知しているものとする。取締役がかかる通知を行う場合、取締役は当該年次株主総会において退任しなければならない。(c) 取締役の選出は各年次株主総会において行われなければならない。定款に基づき年次株主総会において取締役の選出が予定されていない場合、年次株主総会において取締役が1名退任しなければならない。(d) 前記(a)、(b)または(c)の規定は、マネージング・ディレクター（または1名以上の場合、（もしあれば）定款に基づき任命された1名）およびその代理取締役には適用されない。(e) 定款に基づき退任する取締役は再選資格を有する。

会社法を条件として、定款の規定に基づき退任する取締役は、前回の選出または任命から最も長く職位に就いている者とする。在任期間が同一の取締役が2名以上いる場合には、かかる取締役の間で合意により退任者を決定することができる。合意に達しない場合には、退任者決定の抽選が行われる。

取締役の退職は、その取締役がかかる年次株主総会において再選されない限り、その株主総会の終了時に有効となる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、当行は普通決議をもって取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a) 最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b) 株主総会の招集、および (c) 緊急事態、についてのみ、取締役会として行為することができる。

### 取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

### 株主総会の招集

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。

株主総会は、取締役会がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される時に取締役会が招集しなければならない。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。会社法および上場規程を会議の通知において遵守しなければならない。また、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

会社法を条件として、取締役会は、

- (a) 株主総会を延期することができ、または、
- (b) 株主総会を中止することができ、または、
- (c) 株主総会の会場を変更することができる。

その書面による通知を、

- (d) オーストラリア国内の日刊新聞1紙において掲載する、または、
- (e) オーストラリア証券取引所に通知する、または、
- (f) 会社法および上場規程を条件として、取締役会において決定するその他の方法により通知する。

## 議決権

当行の株主が誰であるのか、ならびに株主総会で投票する権利があるのは誰であるのか、および保有する株式数は何株とするのかを決定するにあたり、当行は、

- (a) 会議の招集者が、会議の通知が配布される前に会社法に基づいて特定の時点を選定した場合、その時点で有効な株主名簿のみを参照しなければならない。または、
- (b) 定めていない場合には、会議の48時間前もしくはASTC決済規則が要求するそれ以降の時点において有効な株主名簿のみを参照しなければならない。

会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

- (a) 挙手に際して、
  - ( ) 株主が議決権行使代理人を2名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も投票できない。および、
  - ( ) 定款の上記(a) ( ) の規定に従い、本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している各株主である出席者は、1票を有する。
- (b) 本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している議決権を持つ株主は、書面投票に際して、
  - ( ) 全額払込済み株式1株につき、1票を有する。および、
  - ( ) 定款の下記(c)の規定を条件として、各一部払込済み株式については、その株式の発行価格全体に対する払込済み額の割合に等しい比の端数票を有する。
- (c) ただし、一部払込済み株式の保有者が持つ端数票の計算において、
  - ( ) 上場規程に基づき認められていない限り、かつ
  - ( ) 株式発行の条件が別途定めていない限り、当行は、
  - ( ) 払込請求に先立って払込まれた金員を勘定に入れてはならない。または、
  - ( ) 一部払込済み株式に対して、現金または現金相当による当行への支払いを伴わずに貸記されている金員は勘定に入れてはならない。

株主総会の議長には決定票がない。ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

## 株式

会社法および定款の規定を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式（償還義務のある優先株式を含む。）を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利、を付することができる。

当行が異なる種類の株式を発行する場合、もしくは発行済み株式を異なる種類に振分ける場合、あらゆる種類の株式に付される権利は、下記の場合に限り、（会社法を条件として）変更または取消することができる。

- (a) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者75%から書面による同意を得た場合、または
- (b) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者による個別会議において特別決議が可決された場合。

株式発行の条件を制約として、ある種類の株式に付された権利は、かかる既存の種類と同じランクの株式を追加して発行することにより、当行の利益および資産への参加に関して変更されたとみなされない。

## 優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利（外国通貨で表示された権利を含む。）が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行することができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

## 配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する際の方法を定めなければならない。
  - ( ) かかる株式に対して支払われる（もしあれば）配当金の率または金額
  - ( ) かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況

- ( ) 配当金が支払われる期間
  - ( ) その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
  - ( ) かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
  - ( ) 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
- ( ) 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除または帰属方式税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準（もしあれば）、および
  - ( ) 優先株式の保有者に支払われるはずであった（発行の条件においてであるが）配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

### 配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
- ( ) 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
  - ( ) 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および
  - ( ) 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。
- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

### 清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
- ( ) 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
  - ( ) 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および
  - ( ) 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。

ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または財産のその他の分配には参加しないものとする。

## 2【外国為替管理制度】

### 為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 1959年銀行業（外国為替）規制法に基づき、特定の人物または団体（以下の人物または団体に含まれる、または関係がある人物または団体を含む。）への、またはその指図により、またはその代理として行われる、資金移動または支払い等の取引に関する、オーストラリア準備銀行が随時行う指示、

- (a) 旧ユーゴスラビア連邦共和国政府（ミロシェビッチ政権）の特定の支持者
- (b) ジンバブエ政府の特定の大臣または政府高官
- (c) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に関係する特定の団体または個人
- (d) ミャンマー政権に関係する特定の個人
- (e) イランの特定の団体および人物

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁、当該個人または団体は以下を含む。

- (a) リベリア（国連憲章（制裁 - リベリア）2008年規則を参照）
- (b) コートジボワール（国連憲章（制裁 - コートジボワール）2008年規則を参照）
- (c) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁 - コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (d) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則を参照）
- (e) スーダン（国連憲章（制裁 - スーダン）2008年規則を参照）
- (f) イラン（国連憲章（制裁 - イラン）2008年規則を参照）
- (g) イラク（国連憲章（制裁 - イラク）2008年規則を参照）
- (h) アルカイダおよびタリバン（国連憲章（制裁 - アルカイダおよびタリバン）2008年規則を参照）
- (i) ソマリア（国連憲章（制裁 - ソマリア）2008年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人物への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

#### 証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

##### 1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらず株式の取得または発行に適用される。

・ 1名の外国人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の15%以上を支配する立場にある、または発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の15%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・ 2名以上の外国人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、または発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

##### 2. 1998年金融部門（株式所有）法

金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）15%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、15%を超える持分をある者が保有することを承認することができる。当グループの株式について、かかる承認が与えられたことはない。

##### 3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、ある者もしくはその他の者のある会社における議決権が（i）20%以下から20%超へ、または（ii）20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者（広く定義される。）が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、当グループの実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当グループおよびオーストラリア証券取引所に特定の規定情報（氏名および住所、ならびに詳細、即ち当グループの議決権株式における関連持分）を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報に気づいたときから2営業日以内に行うものとする。

上記1から3に記載の制限は、当グループの預託銀行により米国において発行される米国預託株式を表章する米国預託証券（ADR）の所持人にも適用される。

### 3【課税上の取扱い】

本「第3 課税上の取扱い」において、本サムライ債とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、本売債とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求される場合を除く。

本売債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

(a) 本売債の場合、随時補足される、2009年7月21日付オーストラリア・ニュージーランド銀行米ドル建ユーロ・メディアム・ノートのベース・プロスペクトス「税制 - オーストラリア」。

(b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々に出した発行登録追補書類の「第一部 - 第1 - 1 - 摘要 - (12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

### 4【法律意見】

当行のグループ・トレジャリーの法務部長であるシーン・ミッチェルにより、当該法律意見書に記載の一定の条件および制限に基づき、上記第一部 - 第1 - 1、2および3に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載は真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## 連結財務書類

	(単位：百万ドル(ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(百万円(ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。)) (-はマイナスを示す。))				
	2009年度 AAS(1)	2008年度 AAS(1)	2007年度 AAS(1)	2006年度 AAS(1)	2005年度 AAS(1)
収入(2)	30,008 (2,591,791)	36,913 (3,188,176)	30,248 (2,612,520)	25,510 (2,203,299)	21,297 (1,839,422)
税引前利益	4,380 (378,301)	4,515 (389,961)	5,865 (506,560)	5,214 (450,333)	4,398 (379,855)
税引後利益(少数株主持分を除く)	2,943 (254,187)	3,319 (286,662)	4,180 (361,027)	3,688 (318,533)	3,175 (274,225)
発行済株式総数 (普通株式)	2,504,540,925	2,040,656,484	1,864,678,820	1,836,572,115	1,826,449,480
発行済株式総数 (優先株式)	500,000	500,000	500,000	500,000	10,500,000
発行済株式総数	2,505,040,925	2,041,156,484	1,865,178,820	1,837,072,115	1,836,949,480
当行株主に帰属する株式(3)	32,364 (2,795,279)	26,490 (2,287,941)	22,010 (1,901,004)	19,872 (1,716,345)	19,511 (1,685,165)
資産合計	476,987 (41,197,367)	470,293 (40,619,206)	392,773 (33,923,804)	334,640 (28,902,857)	300,885 (25,987,437)
少数株主持分を除く1株当たりの株主資本(1株当たりの純資産) (単位：上段 ドル、下段 円)	12.92 (1,116)	12.98 (1,121)	11.80 (1,019)	10.82 (935)	10.62 (917)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	102 (88.1)	136 (117.5)	136 (117.5)	125 (108.0)	110 (95.0)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円)(7)	ユーロハイブリッド 35.07ユーロ (4,721円)	ユーロハイブリッド 55.31ユーロ (7,446円)	ユーロハイブリッド 45.07ユーロ (6,067円)	ユーロハイブリッド 32.70ユーロ (4,402円)	ユーロハイブリッド 21.45ユーロ (2,888円)
普通株式1株当たり利益(基本) (単位：上段 セント、下段 円)	131.0 (113.1)	170.4 (147.2)	224.1 (193.6)	200.0 (172.7)	169.5 (146.4)
普通株式1株当たり利益(希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円)	129.6 (111.9)	162.2 (140.1)	218.3 (188.5)	194.0 (167.6)	164.4 (142.0)
普通株式1株当たり正味有形資産(単位：上段 ドル、下段 円)(4)	11.02 (951.8)	10.72 (925.9)	9.36 (808.4)	8.53 (736.7)	7.77 (671.1)
資産合計に対する少数株主持分を除く株主資本	6.79%	5.63%	5.60%	5.94%	6.48%
少数株主持分を除く株主資本に対する純利益(損失)(5)	9.09%	12.53%	18.99%	18.56%	16.27%
配当性向(6)	82.3%	82.7%	60.9%	62.6%	65.0%
営業活動によるキャッシュフロー	-3,682 (-318,014)	-210 (-18,138)	-5,061 (-437,119)	-5,155 (-445,237)	-3,363 (-290,462)

投資活動によるキャッシュフ ロー	-401 (-34,634)	-5,430 (-468,989)	-4,809 (-415,353)	1,950 (168,422)	-1,138 (-98,289)
財務活動によるキャッシュフ ロー	3,695 (319,137)	9,978 (861,800)	9,028 (779,748)	7,220 (623,591)	13,062 (1,128,165)
現金および現金同等物の期末 残高	22,805 (1,969,668)	23,487 (2,028,572)	19,074 (1,647,421)	20,344 (1,757,111)	13,702 (1,183,442)
従業員数(フルタイム換算) (単位:人)	37,687	36,925	34,353	32,256	30,976

- 注:(1) AASは、オーストラリア会計基準(以前は、国際財務報告基準に相当するオーストラリア会計基準と称した。)を意味する。  
(2) 受取利息およびその他営業利益を含む、支払利息を除く。  
(3) 少数株主持分を除く。少数株主持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2009年度AAS 324億2,900万ドル(2兆8,008億9,273万円)、2008年度AAS 265億5,200万ドル(2兆2,932億9,624万円)、2007年度AAS 220億4,800万ドル(1兆9,042億8,576万円)、2006年度AAS 199億600万ドル(1兆7,192億8,122万円)、2005年度AAS 195億3,800万ドル(1兆6,874億9,706万円)。  
(4) 正味有形資産は、株主資本から優先株式資本、少数株主持分ならびに未償却のれんおよびその他無形資産を差引いた金額に等しい。  
(5) 純利益は税引後利益と定義する。  
(6) 配当には、2009年度の提案済み最終配当14億300万ドル(1,211億7,711万円)を含むが、2009年9月30日現在では引当てられていない(2008年度の提案済み最終配当は15億1,100万ドル(1,305億507万円)であったが、2008年9月30日現在は引当てられていなかった。)。またボーナス・オプション制度に基づき計上された配当は含まない。  
(7) 1ユーロ=134.62円の換算率(2010年1月5日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場)により換算されている。

## 2【沿革】

ANZはオーストラリアおよびニュージーランドにおける最大規模の会社であり、大手国際銀行および金融サービス・グループであり、世界のトップ100銀行に数えられる。

ANZの世界全体の本部はメルボルンにあり、同地においてANZは最初に1830年代にバンク・オブ・オーストラレーシアとして事務所を開設した。

ANZの歴史は150年以上遡ることができ、現在異なる銀行数十行を含む。

1835年	特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアが設立され、ロンドンにおいて事業を開始した。
1951年	バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリアと合併し、ANZ銀行となった。
1968年	アメリカ合衆国のニューヨークにオフィス開設
1969年	東京に駐在員事務所を設立
1970年	オーストラリアの銀行史上最大の合併により、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッドと合併し、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドとなった。 バヌアツにて営業開始
1976年	ANZ (PNG) 設立
1977年	ANZがオーストラリアにおいて設立(英国から移転)
1979年	バンク・オブ・アデレードを買収
1980年	シンガポールおよびニューヨークの駐在員事務所が支店へ昇格
1984年	グリンドレイズ・バンク買収
1985年	フィジーおよびバヌアツのパーレイズの営業を買収 ドイツ、フランクフルトにおいて完全な商業銀行免許を取得し、支店開設 ANZシンガポール・リミテッドを発表 東京支店を開設 タイのバンコクに駐在員事務所を開設
1988年	クック島、ラロトンガおよびフランス、パリに支店開設
1989年	ニュージーランド政府より郵便銀行を買収
1990年	ナショナル・ミューチュアル・ロイヤル・バンク、ロイズのパプアニューギニアにおける営業、バンク・オブ・ニュージーランドのフィジーにおける営業、西オーストラリア州のタウン・アンド・カントリー・ビルディング・ソサエティを買収 大阪支店を開設
1991年	バンク・オブ・ウェスタン・サモアの75%を買収 フィリピンに駐在員事務所を開設

1993年	インドネシアのPTパニン・バンクとのジョイントベンチャー設立 ベトナムのハノイ支店およびホーチミン駐在員事務所開設 中国の上海支店および広州駐在員事務所を開設 トンガにて営業開始
1995年	オーストラリアおよびニュージーランドの銀行としては初めて、フィリピンのマニラにおいて商業銀行支店を開設
1996年	ウェブサイト ( <a href="http://www.anz.com/">http://www.anz.com/</a> ) 開始 ベトナム 2 番目の支店としてホーチミン支店開設
1997年	ANZ電話バンキング開始 中国の北京に支店を公式に開設 バンク・オブ・ウェスタン・サモアがANZバンク（サモア）に名称変更。
1998年	インドネシア、PTパニン・バンクの持分取得
1999年	ANZインターネット・バンキング開始 オンライン株式取引サービスのために E*TRADEオーストラリアとの戦略提携を発表 アメリカ・サモア銀行を買収
2000年	ANZは中東および南アジアにおけるグリンドレイズの事業および関連するグリンドレイズプライベート・バンキング業務をスタンダード・チャータードに売却 中国人民銀行から現地通貨（人民元）免許を付与
2001年	バンク・オブ・キリバスの75%を取得 ANZ東ティモールを開設 香港においてカード事業設立
2002年	オーストラリアおよびニュージーランドにおける資産運用および生命保険事業のためのジョイントベンチャーをINGグループと設立 ANZインターネット・バンキングの加入者数が100万を超える。
2003年	ナショナル・バンク・オブ・ニュージーランドを買収
2004年	カンボジアにおけるジョイントベンチャー設立のためロイヤル・グループとの合意を発表 「パーソナル・インベスター」誌において5年連続で「バンク・オブ・ザ・イヤー」に指名
2005年	ベトナムのサコムバンク（サイゴン商信銀行）との戦略的提携の発足 ニューカレドニアのヌーメアに駐在員事務所開設 マッチング・貯蓄プログラムである「セーバープラス」を低所得層500名へ拡大
2006年	中国の天津市商業銀行への20%の出資を完了 企業責任指標に関するトップ3を達成 融和への責任表明を発表
2007年	ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスで優れた世界的な銀行ランキングを達成 E*TRADEオーストラリアの買収完了 マレーシアのAMMBホールディングスBerhad、中国の上海農村商業銀行、ベトナムのサイゴン証券会社およびラオスのANZピエンチャン商業銀行への投資を完了
2008年	オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋全域のスーパーリージョナルバンクとなる戦略の支援のために、新地理的ビジネス・モデルの確立 ドバイに駐在員事務所開設 ベトナムにおける会社設立免許取得
2009年	法人向け株式発行およびリテール株主に対する株式購入制度を通じて47億豪ドルの資金調達実行 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループのアジア6か国における厳選した資産の取得に合意 INGオーストラリアおよびニュージーランドの富裕層ジョイントベンチャーにおける残り51%の株式をINGグループから取得 ランドマーク・ファイナンシャル・サービスの貸付および預金のポートフォリオのAWBリミテッドからの取得に合意 オーストラリアのメルボルンに新しい世界本部ANZセンター開設 アジアにおける事業継続40周年を記念

### 3【事業の内容】

#### 概要

ANZはオーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZのオーストラリアでの営業は1835年に始まり、ニュージーランドでの営業は1840年に始まった。ANZはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3000、メルボルン、クイーン・ストリート100、14階に所在し、当行のオーストラリア会社番号はACN (005) (357) (522)である。



2009年9月30日の取引終了時点において、ANZの時価総額はおよそ611億ドルであった。2009年9月30日現在、当グループの総資産は4,770億ドルであり、株主資本は324億ドルであった。ANZの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所である。ANZの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所でも値付けされている。

当グループは、リテール、小企業、コーポレートおよび法人の顧客に幅広い種類の銀行・金融商品およびサービスを提供する。当グループは主にオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域においてその事業を行う。また、英国および米国を含む多数の国においても事業を行っている。2009年9月30日現在、当グループは世界各地に1,352の支店およびその他の駐在員事務所（現金自動預け払い機（ATM）を除く）を擁していた。

当グループの主な戦略は、オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域に重点を置くスーパーリージョナルバンクになることである。目標の1つは、当グループの利益に占めるアジア太平洋地域の貢献度を2012年までにおよそ20%まで高めることである。ANZは、有機的成長に大きな重点を置きつつ、機会が創出される地域全体で継続的に適切な買収を進めていく。

#### 部門別の主要な活動

当グループは(i)オーストラリア、(ii)アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、(iii)ニュージーランドという地理的な地域、ならびに（独立したセグメントと見なされるが、各地域に影響を与える）グローバルな法人顧客事業により管理されている。法人セグメントの業績は、別個に記録され報告されているが、グループ・セグメント報告の目的のため、法人セグメントの業績は関連する地理的な地域に配分されている。

この構造は、2008年10月1日から実施されている。2008年9月30日までは、当グループは、4つの部門（個人、法人、ニュージーランド、アジア太平洋）、独立した構造を持つINGAジョイントベンチャーの富裕層資産運用事業および集中グループ機能のグループ・センターならびにプライベート・バンキングを運営していた。

したがって、2008年および2007年の個人および法人セグメントのセグメント業績は、2009年のセグメント業績との整合性をとる目的で、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカという地理的な地域に再配分されている。

当グループのセグメントの主要な活動を以下に概説するが、当グループは事業構造を継続的に見直すため、これは適宜変更される可能性がある。

#### オーストラリア部門

オーストラリア地域は、リテール、商業、法人および富裕層セグメントならびにグループ・センターから構成される。

##### ・リテール

リテールは、(i)リテール販売、(ii)リテール商品の2つの事業ユニットから構成される。

- リテール販売は、オーストラリアの支店ネットワーク、オーストラリアのコール・センター、専門的ビジネス（ATM、リテール外国為替センター、専門的なモーゲージ販売スタッフ、モーゲージ仲介およびフランチャイズ、直接販売経路を含む）、オンライン・バンキングおよび販売サービスを運営する。
- リテール商品は、モーゲージ、カード、無担保貸付、トランザクション・バンキング、貯蓄商品および預金を含む、一連の商品の提供を担当する。リテール商品の3つの主要事業は、(i)モーゲージ、(ii)消費者カードおよび無担保貸付、(iii)預金である。
  - ・ モーゲージはオーストラリアの消費者に、自己所有および投資目的の両方の住宅金融を提供する。
  - ・ 消費者カードおよび無担保貸付は、オーストラリアの顧客に、一連の無担保金融商品を提供する。
  - ・ 預金は、トランザクション・バンキングおよび貯蓄商品（たとえば定期預金および現金管理口座）を提供する。

##### ・商業

商業は、(i)Esanda、(ii)地方商業銀行業、(iii)企業銀行業、(iv)小企業銀行業商品の4つの事業ユニットから構成される。

- 「Esanda」は、自動車および設備機械への融資ならびに投資商品を提供する。
- 「地方商業銀行業」は、オーストラリアの地方および地域のリテール、小企業および農業従事者の顧客に対して、あらゆる種類の銀行業務を提供する。
- 「企業銀行業」は、オーストラリアの大都市を本拠地とする売上高5,000万以下の中小企業顧客に対して、あらゆる種類の銀行業サービス（リスク管理を含む）を提供する。
- 「小企業銀行業商品」は、あらゆる種類の大都市の銀行業務を提供する。

##### ・法人

法人は、トランザクション・バンキング、マーケットおよび専門融資の商品をはじめとした、オーストラリア内の法人顧客へのあらゆる種類の金融サービスを提供する。法人はまた、バランスシート管理ならびにリレーションシップおよびインフラストラクチャー・サービスも提供する。

##### ・富裕層

富裕層は、(i)プライベート・バンク、(ii)投資および保険商品、(iii)INGオーストラリア・リミテッドの3つの事業ユニットから構成される。

- プライベート・バンクは、富裕層の個人および家族によるその資産の管理、増加および維持の支援を専門とする。
- 投資および保険商品は、オンラインの仲介事業であるE\*TRADEオーストラリアに加え、オーストラリアのファイナンシャル・プランニング、マージン貸付、保険分売、および受託業務で構成される。
- 2009年11月30日まで、INGオーストラリア・リミテッド（INGA）は、ANZとINGグループとのジョイントベンチャーであった。ANZはINGAの49%の株式を所有し、比例した持分法会計上の利益を受領していた。2009年9月25日、ANZは、所有していなかったINGAの51%の株式をINGグループから買収する合意に達したことを発表した。買収は2009年11月30日に完了した。

#### ・グループ・センター

「グループ・センター」は、オペレーション、テクノロジーおよび共通サービス、財務管理、リスク、戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション、人事、コーポレート・コミュニケーションならびにコーポレート業務のオーストラリア部分を含む。

- オペレーション、テクノロジーおよび共通サービスは、オペレーション、テクノロジー、グローバル共通サービス（世界中のANZに対する、拡張可能なプロセスおよび専門サービスの全般的な設計および提供を担当する）および不動産から成るANZの中核サポート部門である。オペレーション、テクノロジーおよび共通サービスは、2010年に2つの独立した部門に分割される予定である。
- 財務管理は、グループ・ファイナンス、財務専門サービス、グループ法務および会社秘書室、内部監査、グループ税務、グループ・トレジャリーおよびインベスター・リレーションズから成る。
- リスクは、当グループのリスク管理の枠組みならびにリスク戦略、方針およびプロセスの実効性を世界的に担当する。部門別リスク・チーム（リスク・オーストラリア、リスク・ニュージーランド、リスク・アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、リスク・法人、リスク・オペレーション、テクノロジーおよび共通サービス）が、部門内にANZのリスク枠組みを組み込み管理する能動的な事業パートナーシップを提供する。集中リスク・チーム（ガバナンス、リスク・インフラ、信用およびマーケット・リスク、リスク部長）は、企業規模の効果的なリスク管理を可能にするための共通ガバナンスおよび能力を提供する。
- 戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーションは、ANZの事業の拡大および再形成、合併、買収および処分を含む、ANZの世界的な事業戦略を担当する。また、ANZの世界的なブランド・ポジショニングおよびマーケティング戦略ならびに当グループの戦略的生産性の監視も担当する。
- 人事は、従業員の雇用および教育に関連する戦略、方針、プロセスおよび施策の開発および管理を含む、世界的な人材能力を提供する。
- コーポレート・コミュニケーションは、ANZとメディアおよびその他構成員との間のすべての外部コミュニケーションならびに当グループおよび地域間の内部コミュニケーションを担当する。
- コーポレート事項は、コミュニティ内での主要な対外関係、企業責任、政府および規制事項を管理する。これには、ANZの企業責任課題のリーダーシップおよびガバナンスを含む。

#### アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は、リテール、アジア・パートナーシップ、富裕層、法人顧客セグメント、エグゼクティブ&サポートおよびバンガロール業務を含む。

- ・リテールはアジア太平洋地域の顧客にリテールおよび小規模企業銀行業サービスを提供する。
- ・アジア・パートナーシップはアジア太平洋地域における戦略的リテール・パートナーシップのポートフォリオである。これには、インドネシアにおけるPTパニン・バンク、フィリピンにおけるメトロバンク、カンボジアにおけるロイヤル・グループ、中国における天津銀行および上海農村商業銀行、マレーシアにおけるAMMBホールディングBerhad、ベトナムにおけるサコムバンク（サイゴン商信銀行）およびサイゴン証券会社とのパートナーシップまたはジョイントベンチャー投資が含まれる。
- ・富裕層には、アジア太平洋地域の投資および保険商品およびサービスを含み、プライベート・バンクの旗印の下に、アジア太平洋地域の顧客がその資産を管理、増加および維持するのを支援する。
- ・法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門の法人顧客に対して、あらゆる種類の銀行業務を提供する。
- ・エグゼクティブ&サポートは、この地域に対する、集中的支援機能を果たす。
- ・バンガロール業務は、すべての地域のオペレーション、テクノロジーおよび共通サービス、サポート・サービスを含む。

2009年8月、ANZはロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループplc（RBS）とアジアのいくつかの国々におけるRBSの厳選した事業を取得する合意に達したと発表した。各事業の買収は、規制当局の承認（現地の健全性規制の承認を含む）を条件とするが、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカのリテール、富裕層および法人部門へ、国ごとに徐々に完了および統合されることを予定している。ANZは、2009年11月23日にフィリピンの、また2009年12月7日にベトナムの、RBS事業の買収をそれぞれ完了し、規制当局の承認を条件に、2010年半ばまでに残りの市場における買収を完了する予定である。

## ニュージーランド部門

ニュージーランドは、3つの顧客セグメント（リテール、商業および法人）、富裕層セグメントおよびオペレーションおよびサポートの分野（トレジャリー資金調達を含む）から構成される。

### ・リテール

リテールは、ナショナル・バンク・リテールおよびANZリテールの2つの事業ユニットから構成される。

- ナショナル・バンク・リテールは、ニュージーランドにおいて「ナショナル・バンク」のブランド名で営業を行い、個人顧客および企業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。
- ANZリテールは、ニュージーランドにおいて「ANZ」のブランド名で営業を行い、個人顧客および企業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。

### ・商業

商業は、コーポレートおよび商業向け銀行業務、地方銀行業務ならびにUDCの3つの事業ユニットから構成される。

- 「コーポレートおよび商業向け銀行業務」は、ANZおよびナショナル・バンクの両方のブランド名で行われ、売上高1億5,000万ニュージーランドドル以下の中規模企業向けにリレーションシップ・マネジメントモデルを通じて金融ソリューションを提供する。
- 「地方銀行業務」は、地方および農業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。
- 「UDC」は、自動車および設備機械への融資、オペレーティング・リースおよび投資商品を提供する。

### ・法人

法人は、トランザクション・バンキング、マーケットおよび専門融資の商品をはじめとして、ニュージーランド内の法人顧客へのあらゆる種類の金融サービスを提供する。法人はまた、バランスシート管理ならびにリレーションシップおよびインフラストラクチャー・サービスを含む。

### ・富裕層

富裕層は、プライベート・バンキングおよびINGニュージーランド・リミテッドの2つの事業ユニットから構成される。

- プライベート・バンキングは、ANZおよびナショナル・バンクのブランド名で営業を行うプライベート・バンキングならびにボーナス・ボンドを含む。
- 2009年11月30日まで、INGニュージーランド・リミテッド（INGNZ）」は、ANZとINGグループとのジョイントベンチャーであった。ANZはINGNZの49%の株式を所有し、比例的に持分法会計利益を受領していた。2009年9月25日、ANZは、既に所有していなかったINGNZの51%の株式を買収する合意に達したことを発表した。買収は2009年11月30日に完了した。

### ・オペレーションおよびサポート

オペレーションおよびサポートは、バックオフィスの処理、顧客口座の維持およびトレジャリーの資金調達を含む集中的の支援分野を含む。

## 法人部門

法人部門は、各地域セグメントに影響を与え、その業績はセグメント報告のために適切な地域に配分される。法人部門は、トランザクション・バンキング、グローバル・マーケット、専門融資、バランスシート管理およびリレーションシップ銀行業から構成される。

法人部門は、あらゆる地理的範囲の法人顧客に対してあらゆる種類の金融サービスを提供する部門である。

高度なニーズおよび多角的な関係を持つ多国籍、法人およびコーポレートに世界的なサービスを提供する。

法人部門はオーストラリアおよびニュージーランドにおいて主に活動するが、アジア太平洋、ヨーロッパおよび米国においても営業を行う。

- ・トランザクション・バンキングは、主に、法人およびコーポレート顧客に対して、貸付および預金商品、現金取引、銀行取引管理、貿易金融、国際決済、証券貸付、決済および保管サービスを含めた、運転資本のソリューションを提供する。
- ・グローバル・マーケットは、コーポレートおよび法人顧客に、外国為替、金利、信用およびコモディティ市場に関連するリスク管理サービスを提供する。これには、オリジネーション、引受け、ストラクチャリング、リスク管理、クレジットおよびデリバティブ商品の助言および販売を世界的に提供する事業を含む。グローバル・マーケットはまた、当グループの金利リスク・ポジションも管理する。
- ・専門融資は、複合的な金融および助言サービス、仕組金融商品、リース、プロジェクト・ファイナンス、レバレッジド・ファイナンスおよび投資商品を当グループの世界中の顧客に提供する。
- ・バランスシート管理は、法人およびコーポレートのバランスシートを、特に信用の質、多様化およびリスク調整後利回りの最大化に焦点を合わせて管理する。
- ・リレーションシップ銀行業は、世界中の法人顧客およびオーストラリア国内のコーポレート顧客に対する顧客関係チーム、ならびに集中支援機能を含む。

## 監督および規制

## オーストラリア

### オーストラリア適正規制庁（「APRA」）の規制の概要

1998年7月1日から、APRAが、オーストラリアの銀行、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および年金基金などのオーストラリアの預金機関（「ADI」）の信用秩序維持および規制の監督に責任がある。これ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは通貨政策、金融システムの安定性および決済手段の規制に関する全体的な責任を留保した。APRAは1998年オーストラリア適正規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、一連のAPRA信用秩序維持基準（「APS」）範囲内の一定の信用秩序維持基準を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態および信用秩序維持およびその他事項に関する情報につき財務上および統計上のデータを含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することがその責任の一部となっている。APRAは、自己資本充分性、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の実績、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク、関係会社に関するエクスポージャー、外注、資産運用および証券化、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠り、もしくは債務不履行もしくは支払い停止に陥った場合、一定の調査権限を行使することもできる。

その監督の役割を果たすため、APRAは各ADIから収集した統計データの分析について、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会合により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との顧問関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIが信用秩序維持基準をすべて遵守している、また法定およびその他の銀行業の必要事項が満たされているかにつきAPRAに追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役会は確認する。

### 資本管理およびAPRAの規制における自己資本充分性

当グループの資本管理、自己資本充分性およびAPRAの規制環境に関する詳細は、「第6 経理の状況」に記載される財務書類の注記31（「資本管理」）を参照のこと。

### バーゼル およびその他の自己資本規制の要件

銀行の規制自己資本の適切な数量を決定する共通の枠組は、バーゼル委員会により設定される。当初この枠組は2004年に作られ、一般に「バーゼル」として知られている。バーゼルの主要な目標は、リスク管理手段の改善を奨励し、またADIにリスク構成に比例した規制自己資本レベルを維持することを要求することにより、世界的な金融システムの安定性を促進することである。特に、バーゼルは信用リスクのためにリスク感応度がより高い詳細な規制自己資本制度を導入し、初めてオペレーショナル・リスクに対して明示的に規制自己資本コストを導入している。

新合意の主な機軸として、バーゼルはリスク管理手法の精巧度が異なるADIが3つのレベルのうちの1つで新規資本の枠組に入ることを認め、これにより精緻なリスク測定および管理手法を持つADIの関心を引きさらに高度なレベルに到達するためのインセンティブが（自己資本比率規制の低減の可能性により）組み込まれている。ADIは手法を選択し、各信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの遵守レベルで認定されなければならない。

2007年12月10日、当グループがバーゼルの最低自己資本比率規定を算定するための規制に基づく上級認定を獲得した旨をAPRAが通知した。信用リスク・アセットについて先進的内部格付手法（AIRB）およびオペレーショナル・リスク・アセット相当額について先進的計測手法を用いるためのAPRAによる認定は、バーゼルの原則がオーストラリアにおいて施行された2008年1月からの規制上の自己資本決定に対して、当グループが、銀行が直面する3つの主要リスク（信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスク）に関し最も精緻な手法を現在使用していることを意味する。

認定が得られたものの、リスク・アセットおよび規制上要求される自己資本の測定に関わる多くの側面の見直しはAPRAと連携して依然行われており、その結果いくつかの変更がなされる可能性がある。またAPRAは、バーゼルの変更に起因する必要資本の減額つき、2008年に10%の暫定的な上限を設定した。この上限は、2010年中まで適用される見通しである。現時点において、APRAがかかる暫定的な上限を修正、変更または終了する時期は明らかではない。

バーゼルのもとで、金融機関は自己資本および信用リスクの管理に関連した広範な質的、量的開示を行うことが義務付けられている。2008年11月26日に初めて、ANZは、2008年9月30日現在の本情報を提供しており、四半期ごとにかかる情報を提供する。

加えて、2007年12月10日に、ANZナショナル・バンク・リミテッドは、ニュージーランド準備銀行より、AIRBを使用する認定を取得し、かかる認定は2008年1月1日に発効した。

世界的な金融危機により、オーストラリアおよびニュージーランドを含む世界の政府および規制当局は、金融機関の健全性規制および監督を協調的に変更することを提案している。現段階において、APRAは、APSがどのように修正されたかおよびかかる変更のADIへの適用の方法について、言及していない。しかしながら、いかなる変更も当グループに重大な影響を与える可能性がある。

最近提案された自己資本比率および流動性要件についての規制変更に関する簡単な説明は、「第3 事業の状況、1 業績等の概要、C. 最近の動向 - 資本管理および流動性」を参照のこと。

## 流動性

流動性はAPRAの各ADIとの個別の協定により規制されている。これは各金融機関の個別の運営を考慮している。APRAは自国および外国通貨流動性を管理する指針およびシステムを定義する包括的な流動性方針書（流動性危機に対処する正式な危機管理計画を含む。）をADIがもつことを要求する。この方針書は取締役会の承認が必要である。ADIの流動性管理方針は一連の潜在的状況に対応する必要がある。APRAはADIの流動性リスクが2つの特定シナリオに基づき評価されることを求める。

・ 第1のシナリオは「ゴーイング・コンサーン」として知られ、通常業務におけるキャッシュフローの正常な動きに関連し、毎日のADIの流動性管理に焦点を置く。APRAは、ADIの通常の資金調達能力（「資金調達可能」限度）の範囲内において、ゴーイング・コンサーンのシナリオに基づくすべての約束および義務を最低30暦日にわたり果たす能力を持つことをADIに求めている。

・ 第2のシナリオは「特定案件危機」として知られ、運営上の問題、ADIの支払能力についての疑い、または格付けの引下げを含む（現実の、または認識された）問題があるキャッシュフローの動きを対象とするが、それらに限定されない。特定案件危機のシナリオにおいて、APRAは最低5営業日は営業を継続する十分な流動性をADIが保有することを期待する。

またAPRAは、ADIの流動性リスク管理を監督するための既存の健全性枠組を広範にわたり見直している。新しいIAPSが完成する前に産業界で多くの議論が起こることが予想されるものの、APRAは2010年末にこの枠組を導入することを提案している。かかる枠組の改定案は、より規範的であり、以下の要件をモデルとしたより厳格なシナリオを含む。

・ ゴーイング・コンサーンのシナリオ - 将来の資金需要予測に関し、30日間のシナリオに焦点を置くのではなく、新たに12か月の最低期間を設ける。

・ 特定案件危機のシナリオ - 5営業日の「サバイバル期間」を1か月（20営業日）のシナリオに置き換える。  
・ 追加的に3か月の「市場混乱」ストレス・シナリオを導入する。

現在、かかる見直しは議論および協議が始まった段階にある。潜在的な影響には、流動資産の追加保有、住宅ローン担保証券（RMBS）の内部証券化の利用制限を含む流動資産のポートフォリオ構成の変化（政府債の選好を伴う。）が含まれる可能性がある。

## その他の監督機関

さらに、当グループはいくつかの点においてASIC、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、オーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）および多くの証券取引所による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場および金融サービスの監督機関であり、投資、退職年金、保険、預金受託および与信業務の取り扱いおよびアドバイスを行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。当グループは商品を提供し、またASICの規制を受けている市場に参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国のインフラサービスに対する規制を行っている。その主要な任務は、個人および当行を含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を順守することを確実にすることである。

当グループは、オーストラリア法および当グループが事業を行うすべての国の法律に基づき、2006年マネーロンダリング防止および対テロ資金法（連邦）（以下「AML法」という。）を含むマネーロンダリング防止および対テロ資金の法律および規則を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより管理されている。

当グループは、持分証券をオーストラリア証券取引所（ASX）およびニュージーランド証券取引所（NZX）に上場しておりならびにかかる証券取引所の他に海外の証券取引所にも債券を上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

## アメリカ合衆国（米国）

近年、金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年米国愛国者法（「愛国者法」）は、新たに著しいコンプライアンスとデューデリジェンスの義務を課し、新たな犯罪と罰則を作り出し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を発表し、それは当行の米国銀行子会社および米国ブローカーディーラー子会社、ならびに当行のニューヨーク支店など米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を発見、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持する義務を課す。さらに、銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきた。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、当該機関にとって法的および評判的に深刻な結果を招くことがある。

ANZは、米国グラム・リーチ・ブライリー法（「GLB」、「金融近代化法」とも称される。）の成立後、連邦準備制度理事会から金融持株会社としての認可を求めるのに成功した。金融持株会社は、連邦準備制度理事会および米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに連邦準備制度理事会が財務活動に補完的であると決定した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

GLBの下で、金融持株会社の活動は、当該金融持株会社(ANZの場合では、当グループのレベルのみ)、あるいはその米国子会社預金金融機関のいずれかが「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」という定義を満たしていないと決定された場合、または、その米国子会社預金金融機関のいずれかが1977年米国地域社会再投資法の格付けで最低でも「満足できる」を達成することができなくなった場合、制約の対象となる。さらに、GLBの下で、連邦準備制度理事会は、金融持株会社を管轄する「包括的な」監督者である。

ANZのニューヨーク支店は、1978年米国国際銀行法(IBA)の下で、ならびにIBAに沿って採用された規制の下で、通貨監督局(「監督官」)の監督、検査、規制の対象となる。IBAは何よりも、非米国銀行の在米支店が国内銀行と同じ権利と特権を行使することができる、と規定している。さらに、そのような権利と特権を行使するには、同じ管轄域にある国内銀行に適用されるものと同じ責務、制約、罰則、義務、条件、限定の対象とならなければならない。在米支店は、その会計と記録を当該非米国銀行のものとは別に維持する必要がある、監督官が規定するような追加要件に従う必要がある。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲で管財人規定の対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することができる。それに伴って、監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいは連邦準備制度理事会の勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

さらに、IBAの下で、非米国銀行は、新しく米国国内預金取り扱い支店を開設するにあたって、ならびに、ANZの場合はニューヨークである「本拠としている州」以外の州で新しく米国子会社銀行を設立するにあたって、一定の制約を受ける。

## その他諸国

APRAがANZに対して行う自己資本規制および支店運営ならびに上記の監督および規制の詳細に加え、当行の海外支店および銀行子会社の現地での銀行業務はその国のそれぞれの監督機関(例えばニュージーランド準備銀行、監督官、米国連邦準備制度理事会および英国金融サービス機構)による監督を受ける。これらの監督機関は、かかる業務に対し、最低資本金を課す可能性がある。

## ニュージーランド

1989年ニュージーランド準備銀行法(「準備銀行法」)はニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)に以下の目的で銀行の登録および登録銀行の信用秩序維持監督権限の行使を求める。

- ・ 健全かつ効率的な金融システム維持の促進
- ・ 登録銀行の破綻から生ずる可能性のある金融システムの重大な損害の回避

銀行登録に関するRBNZの政策は、適切な地位および評判を有する金融機関のみが登録銀行となるのを保証することを目的としている。この要件に従い、RBNZは、銀行制度における競争を促進するために、新規登録銀行の参入に対するあらゆる障害を最低限に抑えることを意図していると述べてきた。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の健全性および効率性を促進することを目指すものであり、個々の銀行の倒産防止または債権者保護を目指すものではない。RBNZは、市場に必然的に存在する規律を導き出し、強化することによってこれを達成しようとする。

その結果、RBNZは銀行が四半期ごとに財務実績およびリスク状態に関する情報を開示するという要件ならびに取締役が定期的に一定の主要な事項につき証言するという要件をかなり重要視している。これらの方法は市場規律を強化し、銀行の健全な管理責任はRBNZがかかるとする責任を行使する最適な職責にあると考える取締役および経営陣にあることを確実にすることを目的とする。

RBNZの監督任務の主要な点は以下を含む。

- ・ すべての銀行に、一定の最低信用秩序維持規制を遵守するよう要求する。これは登録条件を通じて適用される。これらには、関連エクスポージャーおよび最低適正資本量要件に関する制約ならびに流動性リスク管理の最低基準が含まれる。
- ・ 主として公表された四半期の開示書類に基づき、各登録銀行の財務状況および登録条件の遵守を監視する。この監視は、RBNZの各銀行の財務状況および銀行システム全体への精通の維持、および必要な場合、危機管理の権限を行使する準備態勢の維持を保証することを意図している。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議を行う。正式な信用秩序維持規制の協議は毎年行われ、おおむね、銀行の戦略的方向性、彼らの業務における主な変化、およびその他の高度な問題に焦点が当てられる。また、
- ・ 準備銀行法のもとで利用できる、銀行の経営不振もしくは破綻が金融システムの健全性を脅かすときに介入する、危機管理の権限を使用する。

登録銀行が四半期に公表するよう定められている開示書類は、包括的な会社の詳細および完全な財務書類を含む。それらは各事業年度末において完全な外部監査を、また各事業年度の半期末ごとに限られた審査を受ける。各銀行の取締役は自身の銀行の開示書類に署名し、一定の証言をなさねばならない。銀行およびその取締役は開示書類が虚偽または誤解を招く情報を含む場合、刑事上および民事上の制裁を受ける可能性がある。

RBNZは現在、すべての登録銀行が認定格付機関から信用格付けを取得し、維持し、かかる格付けを四半期開示書類において発

表することを求める。

加えて、RBNZはその監督機能に関連して、追加の情報、データおよび予測を入手し、また情報、データおよび予測を監査するよう求める幅広い権限をもつ。

RBNZは多数の危機管理権限も有する。これらの権限には、銀行の登録取消を提言する、登録銀行の業務を調査する、登録銀行にRBNZとの協議を要求する、登録銀行に指示を与える、登録銀行の取締役を解任、交代もしくは任命する、または登録銀行を法的管理下に置く勧告をなす等が含まれる。

もし登録銀行が法定管理に従うことを宣言されたなら、何人も以下のことを行ってはならない。

- ・ 銀行に対する反対要求による訴訟を含む、なんらかの行動または訴訟手続きを開始するもしくは継続する。
- ・ 強制執行を命令する、債権を差し押さえる、あるいは別途、銀行に関して得られた判決あるいは命令を執行しようとする。
- ・ その銀行を清算するためのなんらかの手段をとる。
- ・ 銀行に対するなんらかの相殺権を行使する。

RBNZの監督権限の一部として、ある者が登録銀行に対して「重大な影響」を獲得するもしくは増す結果となる取引を実行する前に、RBNZの書面による同意を得なければならない。「重大な影響」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を任命する能力、またはその議決権株式の10%以上における適格持分（たとえば、法的または受益所有権）を指す。

登録銀行に関する重大な影響力を獲得するための同意申請の評価にあたり、RBNZは、登録銀行として登録申請の評価に関連する同じ事柄を考慮するだろうと述べている。その同意を与えるにあたり、RBNZはかかる条件を適切なものとして課することができる。

## 競争

### オーストラリア

オーストラリアの銀行業界での競争は激しい。2009年9月、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZ、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア、ナショナル・オーストラリア・バンクおよびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの総資産の約3分の2を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に限定されており、一般的にはリテール銀行業務に特に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供している。一般的に、これらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置いており、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する金融機関および非金融機関の急増につながった。ビルディング・ソサイエティや信用組合などの非銀行仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手ビルディング・ソサイエティのうちいくつかは、1959年銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務が近年より重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場において特に厳しい。この市場は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加により、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長により、大きく牽引された。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。最近の市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行への流入を全体的に増している。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、最近、多数の高金利の現金管理口座およびオンライン口座が市場に導入されたことならびに定期預金資金の競争の高まりにより、非常に競争が激しい。2008年のリテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府による保証の導入は、大手オーストラリア銀行への預金の増加および仕組預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。ANZは引き続き、政府保証預金とともに、非価格ニーズを満たすことを重視することがこの部門での収益を確保するのに役立つと考える。

法人部門は広範囲にわたる金融市場サービスを大企業、法人である得意先に提供する。すなわち、外国為替、デリバティブおよび固定金利取引、プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス（合併および買収その他の助言）、発行市場オリジネーション、シンジケーションおよびリース金融である。競争者はそのクライアント基盤の質、認知された技術の組合せ、評判およびブランドにより評価を獲得する。国内市場においては、大企業および大手金融機関のレベルでの法人部門の競合相手は一般に、他のオーストラリア大手銀行の他、ニッチ市場で業務を行う国際投資銀行、巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業、またはニッチ分野に力を入れている国内投資銀行のいずれかである。法人部門の主要な競争上の強みは、対象とした地域および部門の経験、業績順位および確立したクライアント基盤である。最近の市場の混乱により、外国銀行による活動低下が見られ、競争の減少と金利改定により純預貸利鞘の増加がもたらされている。これは、過去10年の大部分における利鞘減少に続くものである。世界的金融危機の影響を受け、外国銀行は自国の市場に再び関心を向け、レバレッジの解消、さらにオーストラリア市場における活動を大幅に制限した。

資産運用業はオーストラリア4大銀行およびオーストラリアの生命保険会社間で激しい競争がある分野である。オーストラリア政府が課税緩和を行い、および雇用主に対して強制退職積立金の拠出義務を課したことにより退職積立金を通じて長期貯蓄を奨励したので、競争が激化している。2002年5月、富裕層資産運用についてより大規模かつ競争力のある組織を創設するために、ANZはINGオーストラリアとのジョイントベンチャーの営業を開始した。

ANZは、INGグループが保有するINGオーストラリアの株式を買取り、2009年11月30日にINGオーストラリアの独占的所有権を取得した。

## ニュージーランド

2003年12月、ANZはロイズTSBグループからNBNZを取得した。ANZの現行のニュージーランド事業運営と合わせ、合併企業はニュージーランドのほとんどの部門において約3分の1の市場シェアを持ち、あらゆる主要な部門において中心的役割を担っている。ANZNBLの主な競合相手は、オーストラリア人が所有する大手銀行3行、ニュージーランド政府が所有するキウイ銀行および地方市場のラボバンク・ニュージーランドである。

ニュージーランドにおける主要な競争分野は、預金市場である。預金市場では、競合他社が市場シェア獲得のために価格を利用しようとしており、またオンライン口座および定期預金の導入および利用拡大が進んでいることから、純預貸利鞘は減少している。顧客預金の需要増加およびホールセール債券のコスト増加もまた住宅ローンの利鞘に悪影響を及ぼしている。住宅ローンの大部分が固定金利のため金利改定の能力は低下傾向にあるものの、資金調達のコストを増加させる金利改定が起きている。

2002年5月、ANZはより大規模かつ競争力のある富裕層資産運用の組織を作るため、INGNZとのジョイントベンチャーの事業を開始した。ANZは、INGグループが保有するINGNZの株式を買取り、2009年11月30日にINGNZの独占的所有権を取得した。

## 4【関係会社の状況】

### (1) 親会社

該当事項なし。

### (2) 被支配法人

当グループの主要な被支配法人（2009年9月30日現在）は以下のとおりである：

	事業の内容	設立地	議決権の所	
			帳簿価額(1) (単位：千ドル)	有割合
アメリカ・サモア・バンク*	銀行業	米領サモア	16,665	100%
ANZバンク(ベトナム)リミテッド	銀行業	ベトナム	90,128	100%
ANZケーベル・コート・リミテッド	投資銀行業	オーストラリア	17,700	100%
ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd	ヘッジ	オーストラリア	200,014	100%
ANZコモディティー・トレーディング Pty Ltd	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZカバー・インシュアランス Pty Ltd	自家保険	オーストラリア	140,000	100%
ANZトラスティー・リミテッド	トラスティー/ ノミニ	オーストラリア	37,547	100%
ANZファンド Pty Ltd	投資	オーストラリア	12,994,420	100%
ANZバンク(ヨーロッパ)リミテッド*	銀行業	英国	248,181	100%
ANZバンク(キリバス)リミテッド*(2)	銀行業	キリバス	4,806	75%
ANZバンク(サモア)リミテッド*	銀行業	サモア	15,456	100%
ANZホールディングス(ニュージーランド)リミテッド*	持株会社	ニュージーランド	5,915,851	100%
ANZナショナル・バンク・リミテッド*	銀行業	ニュージーランド	5,926,527	100%
ANZインベストメント・サービス(ニュージーランド) リミテッド*	ファンド・マネジャー	ニュージーランド	-	100%
ANZナショナル(インターナショナル)リミテッド*	ファイナンス	ニュージーランド	410	100%
アラワタ・ファイナンス・リミテッド*	ファイナンス	ニュージーランド	1,057,472	100%
アラワタ・トラスト*	ファイナンス	ニュージーランド	1,153,262	100%
アラワタ・ホールディングス・リミテッド*	持株会社	ニュージーランド	1,234,001	100%
ハーコート・コーポレーション・リミテッド*	投資	ニュージーランド	1,213,869	100%
アラワタ・トラスト・カンパニー*	ファイナンス	ニュージーランド	943,551	100%
エンデバー・ファイナンス・リミテッド*	ファイナンス	ニュージーランド	1,733,622	100%
テューイ・エンデバー・リミテッド*	ファイナンス	ニュージーランド	964,208	100%
プライベート・ノミニーズ・リミテッド*	ノミニ	ニュージーランド	#	100%
UDCファイナンス・リミテッド*	ファイナンス	ニュージーランド	842,434	100%
ANZインターナショナル(香港)リミテッド*	持株会社	香港	217,177	100%
ANZアジア・リミテッド*	銀行業	香港	170,610	100%
ANZバンク(バヌアツ)リミテッド*	銀行業	バヌアツ	27,731	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド*	持株会社	シンガポール	82,618	100%
ANZシンガポール・リミテッド*	マーチャント・ バンキング業務	シンガポール	47,821	100%
ANZロイヤル・バンク(カンボジア)リミテッド*(2)	銀行業	カンボジア	48,052	55%
LFDリミテッド	持株会社	オーストラリア	#	100%



ミネルバ・ホールディングス・リミテッド*	持株会社	英国	81,851	100%
アップスプリング・リミテッド*	ファイナンス	英国	700	100%
Votraint NO. 1103 Pty Limited	投資	オーストラリア	495,864	100%
ANZレンダース・モーゲージ・インシュアランス Pty リミテッド	抵当保険	オーストラリア	181,296	100%
ANZノミニーズ・リミテッド	ノミニー	オーストラリア	4	100%
ANZオーチャード・インベストメンツ Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	879,000	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ (PNG)リミテッド	銀行業	パプアニューギニア	40,288	100%
重慶市梁平ANZ農村銀行	銀行業	中国	1,386	100%
シチズンズ・バンコブ・インク	持株会社	グアム	29,178	100%
シチズンズ・セキュリティ・バンク(グアム)インク*	銀行業	グアム	1,078	100%
Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド	一般金融	オーストラリア	670,629	100%
E*TRADE オーストラリア・リミテッド	オンライン証券仲介	オーストラリア	288,335	100%
オメロス トラスト(2)	証券化	オーストラリア	0	50%
PT ANZ パニン・バンク* (2)	銀行業	インドネシア	30,985	85%
ANZピエンチャン・コマーシャル・バンク・リミテッド* (2)	銀行業	ラオス	19,082	90%

注：\* 海外のKPMGにより監査を受けている。

# 500ドル未満。

(1)被支配法人に対するANZの出資の帳簿価額。

(2)少数株主が保有する上記被支配法人の普通株式または出資持分は次のとおりである。ANZバンク（キリバス）リミテッド：1ドル普通株式 150,000株（25%）（2008年は1ドル普通株式 150,000株（25%））、PT ANZパニン・バンク：1百万インドネシア・ルピア株式7,500株（15%）（2008年は1百万インドネシア・ルピア株式7,500株（15%））、ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド：100米ドル普通株式319,500株（45%）（2008年は100米ドル普通株式189,000株（35%））、ANZピエンチャン・コマーシャル・バンク：1ドル普通株式1,000,000株（10%）（2008年は1ドル普通株式4,000,000株（40%））およびオメロス トラスト：剰余資本受益者（2008年は剰余資本受益者）。

### （3）関連会社

当グループの重要な関連会社（2009年9月30日現在）は以下のとおりである。

名称	業種	設立地	帳簿価額(1) (単位：千ドル)	議決権の 所有割合
AMMBホールディングスBerhad(2)	銀行業	マレーシア	958,000	24%
P.T. バンク・パン・インドネシア	銀行業	インドネシア	516,000	39%
上海農村商業銀行	銀行業	中国	461,000	20%
天津銀行	銀行業	中国	276,000	20%
サイゴン証券会社(2)	株式仲介	ベトナム	108,000	18%
ダイバーシファイド・インフラストラクチャー・ トラスト(3)	投資	オーストラリア	104,000	54%
カーズNZリミテッド	カード・サービス	ニュージーランド	70,000	15%
メトロバンク・カード・コーポレーション・イン ク	カード発行	フィリピン	34,000	40%

注：(1) 関連会社に対するANZの出資の帳簿価額。

(2) 取締役会での代表により大きな影響を与えた。

(3) ANZは大きな影響力を持つが、この会社を支配はしていない（詳細については、「第6 経理の状況」に記載される財務書類の注記17を参照）。

### 5【従業員の状況】

2009年9月30日現在、ANZは世界全体でフルタイム換算基準で3万7,687名（2008年：3万6,925名）の従業員を雇用し、このうち、3万6,094名がフルタイムの正社員、1,593名がフルタイムの臨時社員であった。オーストラリア国内では、2008年9月30日のフルタイム換算基準で2万364名に対して、2009年9月30日にはフルタイム換算基準で1万9,976名が雇用されていた（以下の表を参照のこと。）。

オーストラリアにおいては、給与を含む非経営陣の雇用条件は団体協約の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

従業員数（9月30日現在）(1)	2009年	2008年
オーストラリア	19,976	20,364
ニュージーランド	8,920	9,548
アジア太平洋、ヨーロッパおよび米国	8,791	7,013

合計	37,687	36,925
----	--------	--------

注：(1) 地域ごとのフルタイム換算基準は、コーポレート・センター、法人およびオペレーション、テクノロジーおよび共通サービス部門の従業員を含む。

#### 業界の手段

オーストラリア国内の従業員の約19%<sup>(2)</sup>（2008年は28%）は、オーストラリア金融部門労働組合のメンバーである。ANZはすべてのオーストラリア人のANZ従業員に異なる程度で適用される雇用条件を含む、特別産業裁定を有している。裁定は団体企業労働協約により補足され、加えて大半の上級経営陣および管理職スタッフは個別のコモン・ロー雇用契約の対象である。

ANZの現在の団体企業労働協約は、1998年8月に締結され、2001年2月に到来した名目上の失効日を過ぎても合法的に運用されている。ANZはこの協約を更新中である。ANZは管理職以外の従業員の大半に3.5%（2008年は4%）の給与引上げを行った。

注：(2) 一部の従業員は給与天引きではなくオーストラリア金融部門労働組合への直接支払いを選択しているため、実際のメンバーはこれより多い可能性がある。

#### 年金制度

ANZは世界中で多数の老齢退職/年金退職後医療給付制度を有している。財務書類の注記45（「第6 経理の状況、1 財務書類」を参照）にANZの老齢退職制度の詳細を示す。ANZはまた適格従業員および上級管理職（経営幹部および取締役は除く。）に優遇レートで資金の提供も行う。

#### 従業員株式

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZオプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。詳細は、財務書類の注記46（「第6 経理の状況、1 財務書類」を参照）を参照のこと。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

本「1 業績等の概要」において、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本年度」「当期」「現在の報告期間」およびこれに類する表現は、2009年9月30日に終了した事業年度を意味する。

以下は、2008年10月1日から2009年9月30日までの年度に関するANZの「連結財務報告、配当宣言およびAppendix 4 E」を基に、抜粋したものである。参照のいくつかは、本報告書との整合性をとるために、省略、修正されている。以下の説明は、「第6 経理の状況」に記載の財務書類およびその注記に基づいている。

下記A．およびB．に含まれる表および文に関して、水色で表示されている項目の数値は当グループの継続的事业活動ではない重要な非反復的項目を調整しているが、水色で表示されていない項目はそれらの調整を行っていない数値である。

#### A．最高財務責任者による概説

##### (1) 当グループ業績の検討

ANZは2009年9月終了年度に税引後純利益29億4,300万ドルを記録した。これは2008年9月終了年度と比較して3億7,600万ドル（11%）の減少である。普通株式1株当たり利益は、法定利益の減少およびエクイティ発行による加重平均普通株式数の16%増加による希薄化の影響を反映し、23%減少して131.0セントであった。2009年3月中間期と比較して、2009年9月中間期は純利益が1億900万ドル、8%増加し、1株当たり利益は2%減少した。

この業績には、当グループの進行中の事業活動以外の多数の重要かつ反復しない項目を含む。当グループの基本的業績を読者が理解する助けとなるように、法定利益は調整されている。

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>当行株主に帰属する法定利益</b>	1,526	1,417	8	2,943	3,319	-11
<b>法定利益（税引後）に含まれる 以下の利益/（損失）を調整</b>						
ニュージーランドの導管体に 係る税金	(196)	-	該当なし	(196)	-	該当なし
経済ヘッジ - 公正価値評価に よる(損)益	(709)	461	大	(248)	243	大
収益および純投資のヘッジ	2	19	-89	21	(26)	大
Visa社株式にかかる利益	-	-	該当なし	-	248	-100
組織再編成費用	-	(17)	-100	(17)	(152)	-89
無形資産の減損 - オリジン・ オーストラリア	-	-	該当なし	-	(24)	-100
ニュージーランド税率変更	-	-	該当なし	-	1	-100
<b>現金利益<sup>(1)</sup></b>	<b>2,429</b>	<b>954</b>	<b>大</b>	<b>3,383</b>	<b>3,029</b>	<b>12</b>
「1つのANZ」再編費用	(4)	(79)	-95	(83)	-	該当なし
ING NZ の投資家との和解に 関するANZ負担分	(24)	(97)	-75	(121)	-	該当なし
<b>非継続事業</b>						
信用仲介取引	595	(664)	大	(69)	(371)	-81
その他	(2)	(114)	-98	(116)	(26)	大
<b>基本利益</b>	<b>1,864</b>	<b>1,908</b>	<b>-2</b>	<b>3,772</b>	<b>3,426</b>	<b>10</b>

注:(1) 市場慣習に従い、過年度において採用された定義を使用。

#### 法定利益と基本利益間の調整についての説明

##### ・ニュージーランドの導管体に係る税金

ニュージーランド内国歳入局（IRD）は、多数の仕組金融取引の課税上の取扱につき産業全体にわたる見直しを行っている。ニュージーランドの他の金融機関による類似の取引は、最近裁判となっており、その決定はIRDに有利なもので

あった。その結果、ロイズ・バンキング・グループplcにより供与された補償金を除き、1億9,600万ドル（2億4,000万ニュージーランドドル）の追加引当金が認識されている。

・経済ヘッジ - 公正価値評価による損益および収益ヘッジに対する値洗い調整

当グループは、金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結している。AASB第139号「金融商品 - 認識および測定」の適用により、経済ヘッジに関して損益計算書に以下の変動性（ボラティリティ）が生じた。

- 会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（ニュージーランドドル建収益ヘッジおよび米ドル建収益ヘッジを含む）
- 公正価値オプションの利用により生ずる利益/（損失）（主に、公正価値で評価される指定を受けた債券にかかる「自己名義」信用スプレッドの評価から生ずる）、および
- 指定された会計キャッシュフロー、公正価値および純投資ヘッジの非有効性。

ANZは経済ヘッジによる変動の影響を法定利益への調整として独立して報告する。なぜなら上記取引から生ずる損益は、基本利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益と一致するべく経時的に戻入れられるからである。

デリバティブによりヘッジされた資金調達スワップは、外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に交換するために利用される外為レート・スワップである（「ファンディング・スワップ」）。これらのスワップはヘッジ会計に適合でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップのスプレッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。世界的な金融市場の安定により、通貨ベース・スワップのスプレッドの正常化がもたらされた。予想通り、これらのファンディング・スワップに係る上半期の巨額の値洗い益3億7,700万ドルは、資金調達市場および通貨市場が安定するにつれて、損失（2009年9月中間期に4億2,600万ドル）と共に取り消された。ヘッジの有効日から現在までの間、ヘッジにかかる累積未実現損失は2009年9月30日現在800万ドル（税引前）であった。

デリバティブによりヘッジされた自己債券につき公正価値オプションを利用することから生ずる変動の場合、2009年3月中間期またはそれ以前の期間に記録されたANZの自己発行債券にかかる値洗い益は、信用スプレッドがリーマン・ショックより前の水準に縮小したため、それを上回る損失となった。ヘッジの有効日から現在までの間、これらの契約にかかる累積未実現損失は2009年9月30日現在、1,700万ドル（税引前）であった。

2009年9月中間期のキャッシュフローおよび公正価値ヘッジの非有効部分の5,800万ドルの減少（2009年3月31日：2,100万ドルの損失）は主にスワップの変動部分の評価に関係する。

損益計算書に与える影響	2009年	2009年	2009年9月	2008年9月
	9月中間期	3月中間期	終了年度	終了年度
	(百万ドル)		(百万ドル)	
IFRS適用がヘッジ手段およびヘッジ対象間の不均衡をもたらす場合における時間的差異				
デリバティブによりヘッジされたファンディング・スワップ	(426)	377	(49)	58
デリバティブによりヘッジされた自己債券にかかる公正価値オプションの利用	(529)	299	(230)	193
収益および純投資ヘッジ	3	27	30	(37)
キャッシュフローおよび公正価値ヘッジの非有効部分	(58)	(21)	(79)	97
税引前利益	(1,010)	682	(328)	311
税引後利益	(707)	480	(227)	217

経済ヘッジに関する累積税引前時間的差異	2009年	2009年	2008年	2008年
	9月末現在	3月末現在	9月末現在	3月末現在
	(百万ドル)		(百万ドル)	
IFRS適用がヘッジ手段およびヘッジ対象間の不均衡をもたらす場合における時間的差異				
デリバティブによりヘッジされたファンディング・スワップ	(8)	418	41	(50)
デリバティブによりヘッジされた自己債券にかかる公正価値オプションの利用	(17)	512	213	142
収益および純投資ヘッジ	12	9	(18)	5
キャッシュフローおよび公正価値ヘッジの非有効部分	21	79	100	10

・ Visa社株式にかかる利益 - 2008年度

ANZは2008年の新規株式公開に先立ち、Visa社の株式を取得し、これはANZに発行された株式の公正価値である3億5,300万ドル(税引後2億4,800万ドル)の利益となった。新規株式公開で売却されなかったVisa社株は売却可能資産として保有されている。

・ 組織再編成の取組み

ANZは、2008年9月中間期に開始した組織再編成プログラム(バンガロールにおけるプロセスの見直しおよび役割の移行を含む)を継続している。2008年度、オペレーション、テクノロジーおよび共通サービスにおけるプロセスの見直し、ネットワーク改善に関連したATMの償却およびニュージーランドの事業部門における組織再編成に関連して、2億1,800万ドル(税引後1億5,200万ドル)の費用を計上した。2009年度、ANZはこのプロジェクトに関連して、プロジェクト・チーム費用および関連旅費を含み、2,400万ドル(税引後1,700万ドル)の費用を負担した。これらの再編成から2009年度の業績を通じて約1億ドルの利益、さらに2010年までに完全な年換算利益として約1億3,000万ドルが予想される。

・ 無形資産の減損 - オリジン・オーストラリア - 2008年度

2008年度中、住宅ローンの組成事業の終了を反映して、オリジン・オーストラリアの無形資産につき、3,400万ドル(税引後2,400万ドル)の費用が認識されている。

・ ニュージーランドの税率変更の影響 - 2008年度

2007年5月に、ニュージーランド政府は、法人税率の33%から30%への引下げを発表した。ANZに対しては、これは2008年10月1日から実施され、これにより繰延税資産正味残高の修正に関連して、2008年度に100万ドルの調整をもたらした。

・ 「1つのANZ」再編コスト

2008年9月9日付で、ANZは、スーパー・リージョナル・バンクになる、顧客中心を強化する、業績の向上を推進するための戦略の進展を加速する、新しいビジネス・モデルおよび組織構造を公表した。新組織構造は2008年10月1日より施行され、新ビジネス・モデルは順次確定された。その結果、再編費用1億1,800万ドル(税引後8,300万ドル)を負担した。当グループの業績を通じて、これらの再編成から主に2009年度下半期に約1億ドルの利益、完全な年換算利益ではおよそ1億5,000万ドルの利益が予想される。

・ ING NZの投資家との和解に関するANZ負担分

INGディバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンド(「本ファンド」)のトレーディングは、流動性および信用市場の悪化を理由として、2008年3月13日に停止された。これらのファンドはジョイントベンチャーのパートナー(ING(NZ) Limited)により運用されている。これらのファンドのいくつかはANZナショナル・バンクの顧客に売却された。2009年6月5日、ING(NZ) Limitedは、本ファンドの投資家に申し出を行った。申し出は2009年7月13日に終了した。ファンドのおよそ99%を保有する投資家は、INGディバーシファイド・イールド・ファンドの受益証券1口当たり60ニュージーランドセントおよびINGレギュラー・インカム・ファンドの受益証券1口当たり62ニュージーランドセントの支払いを、( )現金で、または( )最長5年間、年利率8.30%の固定利付のANZナショナルの要求払い口座への預金により、受領する申し出を承諾した。

この申し出の承諾は、投資家がすべての請求を放棄することを条件としていた。しかし、ANZナショナル・バンクの顧客は、わずかな期間であるが、ANZナショナル・バンク顧客苦情対応部署(および、依然として不満な場合、ニュージーランド銀行オンブズマン)に追加補償の要求の検討を求める追加の機会を与えられた。当グループの予想コスト1億7,300万ドル(税引後1億2,100万ドル)が損益計算書上の「その他営業利益」の減額として認識されている。これには、2009年3月中間期の1億3,800万ドル(税引後9,700万ドル)および申し出の承諾後の2009年9月中間期の追加3,500万ドル(税引後2,400万ドル)を含む。

・ 減損デリバティブの信用リスク(税引後利益なし)

不履行および減損デリバティブ・エクスポージャーの信用評価調整に関して、8,200万ドルのその他営業利益の減額から貸倒引当金への分類変更(2008年度:1億5,600万ドル、2009年9月中間期:1,000万ドルの戻入れ、2009年3月中間期:9,200万ドル)。

・ 仕組取引(税引後利益なし)

2008年度に当グループは仕組取引を締結し、これはその他利益の1億2,700万ドルの削減をもたらしたが、法人税の同様の減少により相殺された。

・ 非継続事業

上半期にANZが設定した新ビジネス・モデルの一部として、法人部門は、最適な部門構造を決定するための新規戦略および事業目標の面から、既存の事業ポートフォリオを見直した。その結果、代替資産およびプライベート・エクイティ事業を含む、いくつかの商品分野で新規事業が中止となった。当グループの仕組信用仲介取引もまた、非継続事業に含まれている。非継続事業の影響について以下に概説する。

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	2009年9月
	(百万ドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
<b>非継続事業</b>						
純利息収益	1	(1)	大	-	(5)	-100
その他営業利益	753	(925)	大	(172)	(512)	-66
営業利益	754	(926)	大	(172)	(517)	-67
営業費用	(6)	(9)	-33	(15)	(38)	-61
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	748	(935)	大	(187)	(555)	-66
貸倒引当金	(1)	(30)	-97	(31)	(14)	大
税引前利益	747	(965)	大	(218)	(569)	-62
法人税	(154)	187	大	33	172	-81
<b>純利益/(損失)</b>	<b>593</b>	<b>(778)</b>	<b>大</b>	<b>(185)</b>	<b>(397)</b>	<b>-53</b>

**基本利益**

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	2009年9月
	(百万ドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	4,988	4,822	3	9,810	7,855	25
その他営業利益 <sup>(1)(2)</sup>	2,339	2,218	5	4,557	4,440	3
営業利益	7,327	7,040	4	14,367	12,295	17
営業費用	(3,124)	(2,944)	6	(6,068)	(5,406)	12
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	4,203	4,096	3	8,299	6,889	20
貸倒引当金 <sup>(1)</sup>	(1,621)	(1,435)	13	(3,056)	(2,090)	46
税引前利益	2,582	2,661	-3	5,243	4,799	9
法人税 <sup>(2)</sup>	(720)	(749)	-4	(1,469)	(1,365)	8
少数株主持分	2	(4)	大	(2)	(8)	-75
<b>当行株主に帰属する利益</b>	<b>1,864</b>	<b>1,908</b>	<b>-2</b>	<b>3,772</b>	<b>3,426</b>	<b>10</b>

注:(1) 8,200万ドルの不履行または減損融資残高に関する信用評価の調整は、貸倒引当金として再分類される(2008年度:1億5,600万ドル、2009年9月中間期:1,000万ドル戻入れ、2009年3月中間期:9,200万ドル)。

(2) 2008年度、仕組取引1億2,700万ドルがその他営業利益の減額から法人税へと分類しなおされた。

**2009年度の業績**

2009年9月終了年度の基本利益は3億4,600万ドル(10%)増加して、37億7,200万ドルであった。

営業利益は、法人部門が世界市場の変動の利益を享受して、17%上昇した。平均利付資産の9%の増加および顧客預金の14%の増加により、純利息収益は25%増加した。純預貸利鞘(デリバティブのキャッシュフローを除く)は通常に近い水準への回帰およびリスクの価格改定を反映して、16ベース・ポイント上昇した。

営業費用は12%増加した。増加は当グループの戦略的成長分野であるアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカに集中していた。オーストラリアおよびニュージーランド地域内では、法人部門がフロントライン・スタッフの増員ならびにスタッフの採用および維持に関連する報酬コストの増加によるコスト増の大部分の原因となった。ニュージーランド部門におけるコストの増加はわずか1%であった。

貸倒引当金は主としてオーストラリアおよびニュージーランド地域での経済状況の悪化を反映し、同地域全体での増加により、9億6,600万ドル増の30億5,600万ドルとなった。

**現金利益**

以下の表は、以前の市場の慣例に従い、前年度に採用された定義を使用した、現金利益を示している。

	2009年 9月中間期		2009年 3月中間期		2009年 9月中間期対 2009年 3月中間期 増減率		2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率	
	(百万ドル)		(百万ドル)		(%)		(%)	
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度
純利息収益	4,989	4,821	3	9,810	7,850	25		
その他営業利益	3,067	1,063	大	4,130	3,645	13		
営業利益	8,056	5,884	37	13,940	11,495	21		
営業費用	(3,135)	(3,066)	2	(6,201)	(5,444)	14		
貸倒引当金および法人税控除前								
利益	4,921	2,818	75	7,739	6,051	28		
貸倒引当金	(1,632)	(1,373)	19	(3,005)	(1,948)	54		
税引前利益	3,289	1,445	大	4,734	4,103	15		
法人税	(862)	(487)	77	(1,349)	(1,066)	27		
少数株主持分	2	(4)	大	(2)	(8)	-75		
<b>現金利益</b>	<b>2,429</b>	<b>954</b>	<b>大</b>	<b>3,383</b>	<b>3,029</b>	<b>12</b>		

## (2) 収入および費用

### 純利息収益

当グループ	2009年 9月中間期		2009年 3月中間期		2009年 9月中間期対 2009年 3月中間期 増減率		2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率	
	(百万ドル)		(百万ドル)		(%)		(%)	
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度
純利息収益	4,986	4,822	3	9,808	7,850	25		
平均利付資産	419,867	435,103	-4	427,464	390,775	9		
純預貸利鞘 (%)	2.37	2.22	7	2.29	2.01	14		

### 当グループ(デリバティブにか かるキャッシュフローを除く)

当グループ(デリバティブにか かるキャッシュフローを除く)	2009年 9月中間期		2009年 3月中間期		2009年 9月中間期対 2009年 3月中間期 増減率		2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率	
	(百万ドル)		(百万ドル)		(%)		(%)	
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度
純利息収益	4,911	4,657	5	9,568	8,143	17		
平均利付資産	419,867	435,103	-4	427,464	390,775	9		
純預貸利鞘 (%)	2.33	2.15	8	2.24	2.08	7		

## 2009年度の業績

本年度の純利息収益は98億800万ドルで、2008年9月終了年度比で25%（19億5,800万ドル）増加した。

### 取引高

平均利付資産は367億ドル（9%）増加した。

- 正味貸付金は、230億ドル（7%）増加した。オーストラリア地域は167億ドル（7%）の増加であった。これは主に市場シェアの上昇および顧客需要の増加を反映したモーゲージ（151億ドル）、および専門融資（14億ドル）によるものである。ニュージーランドは、主に地方、リテール、商業向け銀行業における伸びにより、18億ドル、2%の増加（但し、為替レートの影響を除外すると、39億ドル、5%の増加）であった。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は45億ドル、26%増加した。為替レートの影響を除外すると、11億ドルの成長であり、主にアジア地域で進行中の事業拡大を反映したアジアにおけるものである。
- その他の利付資産は、137億ドル（22%）増加した。為替レートの影響を除外すると80億ドル増加し、これは売買目的資産および売却可能資産の増加（62億ドル）、銀行間貸付（16億ドル）および流動性資産の増加（15億ドル）が推進役となった。

預金およびその他の借入金の平均残高は、316億ドル（12%）増加した。

- 顧客預金は、311億ドル（16%）増加した。オーストラリア地域は、競争力のある価格設定および顧客獲得による定期預金の増加を主たる理由として、198億ドル（16%）の成長となった。ニュージーランド地域は、主にリテール



とマーケット事業において、6億ドル（1%、または為替レートの動きの影響を除外すると19億ドル、4%）増加した。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は、すべての国における預金獲得戦略および顧客獲得により107億ドル（57%、または為替レートの動きの影響を除外すると、67億ドル、29%）増加した。

- ホールセール資金調達、5億ドル増加した。為替レートの影響を除外すると、ホールセール資金調達は、主に世界的な信用市場の状況および顧客預金の伸びの結果、コマーシャル・ペーパーが減少したことにより16億ドル、2%減少した。

借入金ならびに社債およびノートは、短期ホールセール資金調達からの部分的な切替もあり、11億ドル（1%）増加した。

## 利鞘

純預貸利鞘は、デリバティブにかかる未実現トレーディング損益（+12ベース・ポイント、5億2,400万ドルが売買目的商品の利益で直接相殺された）に関連する資金調達利益の影響を調整後で、16ベース・ポイント増加して、2.29%であった。利鞘上昇の主たる要因は、以下のとおりである。

- 世界的な信用危機の影響による資金の流れの結果としての資金調達コストの上昇および貸付帳簿のリスク上昇の相殺のために必要とされた、価格改定および利率調整による資産利鞘の改善（+45ベース・ポイント）。資金調達コストの上昇は、ホールセール資金調達コストの増加（-6ベース・ポイント）、預金利鞘の縮小（-28ベース・ポイント）および資本利息の低下（-7ベース・ポイント）によって起きた。
- マーケット（+5ベース・ポイント）はバランスシート事業（+8ベース・ポイント）において好調な実績を継続し、一部が当グループのマーケットのバランスシートの構成の影響（-3ベース・ポイント）により相殺された。
- 主に株式買取および株式募集プランを通じて2009年度中に追加資本調達があり、利鞘に+4ベース・ポイントの混合的な影響を与えた。
- その他資産および資金調達の構成変化（+4ベース・ポイント）は、ホールセール資金調達の割合低下（+7ベース・ポイント）、利付項目以外からの利益の享受（-3ベース・ポイント）の結果である。資産構成の影響は中立的である。
- その他項目（-1ベース・ポイント）には、ニュージーランドの市場金利の引下げ傾向により推進されたニュージーランドのモーゲージの期限前弁済による利益の低下（-1ベース・ポイント）、劣後債務のプレミアムの上昇（-1ベース・ポイント）およびその他正味の影響（+1ベース・ポイント）を含む。

## その他営業利益

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
手数料収入	1,378	1,324	4	2,702	2,622	3
外国為替差益	393	539	-27	932	689	35
売買目的商品に係る利益	222	90	大	312	506	-38
その他	346	265	31	611	623	-2
<b>基本その他営業利益</b>	<b>2,339</b>	<b>2,218</b>	<b>5</b>	<b>4,557</b>	<b>4,440</b>	<b>3</b>
経済ヘッジ - 公正価値評価に よる(損)益	(1,013)	655	大	(358)	348	大
収益および純投資ヘッジ	3	27	-89	30	(37)	大
Visa社株式にかかる利益	-	-	該当なし	-	353	-100
ING NZの投資家との和解に関 するANZ負担分	(35)	(138)	-75	(173)	-	該当なし
減損デリバティブにかかる信 用リスク <sup>(1)</sup>	10	(92)	大	(82)	(156)	-47
仕組取引	-	-	該当なし	-	(127)	-100
非継続事業						
信用仲介取引	759	(812)	大	(53)	(531)	-90
その他	(6)	(113)	-95	(119)	19	大
<b>その他営業利益</b>	<b>2,057</b>	<b>1,745</b>	<b>18</b>	<b>3,802</b>	<b>4,309</b>	<b>-12</b>



## グローバル・マーケットの基本

## 収益の構成

純利息収益	445	493	-10	938	83	大
外国為替差益	297	475	-37	772	526	47
売買目的商品に係る利益	292	33	大	325	493	-34
手数料その他収入	91	65	40	156	139	12
マーケットの収益合計	1,125	1,066	6	2,191	1,241	77

注：(1) 下記A(3)の貸倒引当金に分類変更。

## 2009年度業績

その他の営業利益は、5億700万ドル（12%）減少した。法定利益と基本利益の調整（上記A(1)を参照）を除外すると、基本その他営業利益は1億1,700万ドル（3%）増加した。

以下の動向は、基本その他営業利益に関係する。

- 手数料収入は、8,000万ドル（3%）増加した。
- ・ 貸付手数料収入は、すべての地域において法人事業を中心に、1億6,900万ドル（28%）増加した。オーストラリア部門は1億1,000万ドル増加した。マーケットは、証券化事業の手数料上昇により3,600万ドル増加した。リレーションシップ貸付は取引高成長により2,400万ドル増加した。トランザクション・バンキングは1,100万ドル増加し、消費者カードおよび無担保貸付は主に取引高成長を反映して900万ドル増加した。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは主に香港が牽引役となり北アジアでの2,600万ドルの増加および価格設定策による南アジアでの1,000万ドルの増加により、3,900万ドル増加した。ニュージーランド部門は主として取引高成長を反映して2,000万ドル増加した。
- ・ 貸付以外の手数料収入は、8,900万ドル（4%）減少した。オーストラリア部門は投資および保険商品が投資市場の低迷の結果収益が低下したことで4,800万ドル減少し、1億200万ドル減少した。リレーションシップ・バンキングは1,800万ドル、専門融資は1,700万ドルの減少であったが、これは両方とも取引高の減少による。ニュージーランド部門は2,100万ドル減少した。しかし為替レートの影響を除外すると1,100万ドルの減少であり、これは主に取引高の低下によるリテールの減少900万ドルによる。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門はカード手数料の成長の結果3,400万ドル増加した。これはインドネシアにおける取引高増およびシンガポールでの専門融資の取引高成長による増加が推進した。
- 外国為替差益は、2億4,300万ドル（35%）増加した。オーストラリア部門は、世界的な通貨市場の変動および売上高の増加の結果、マーケットにおける1億3,400万ドルの増加、為替市場の不安定により促進されたトランザクション・バンキングにおける1,800万ドルの増加が、収益ヘッジ利益の低下によるグループ・センターにおける3,000万ドルの減少で相殺され、1億1,400万ドルの増加であった。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は1億300万ドル増加した。内訳は、北アジアが台湾および韓国の収益増加を反映して3,300万ドル上昇、英国およびヨーロッパが世界的な通貨市場の変動および売上高の増加による2,700万ドルの増加、インドネシアにおける収益増となった市場変動による南アジアの2,500万ドルの増加、ならびに太平洋はパプア・ニュー・ギニアの利益増により1,200万ドルの増加であった。ニュージーランド部門は法人部門の収益が好調なため2,600万ドルの増加となった。
- 売買目的商品に係る利益は1億9,400万ドル減少した。これは純利息収益の増加により直接相殺された未実現の売買目的商品利益の減少5億2,400万ドルを含む。この相殺分を除くと、マーケットの事業は好調であり、金利市場の変動の激化および売上高の増加からの利益を享受した。
- その他の利益は、1,200万ドル（2%）減少した。
- ・ アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は1億2,300万ドル増加した。これは主に上海農村商業銀行（SRCB）および天津銀行（BoT）への当グループ投資からの持分法利益の増加の結果、北アジアにおいて1億7,000万ドルが増加したためである。ANZの持分法会計利益は貸倒引当金の必要額の査定改善に関する調整から約9,500万ドルの利益を得た。南アジアは、3,500万ドル減少した。これは、パニンのワラント値洗い（2009年度に1,400万ドルの損失および2008年度に2,600万ドルの利益）における4,000万ドルの変動、サイゴン証券会社（SSI）への投資の2,500万ドルの評価減、および2008年のSSIオプションの1回限りの値洗い益1,700万ドルが、所有割合が19%から24%へと上昇したことを受けてAMMBホールディングスBerhad（AMMB）への投資による持分法会計利益の4,700万ドル増加により相殺されたことによる。
- ・ オーストラリア部門は、2008年には資産売却益が計上されたことを主な原因としてグループ・センターが5,600万ドル減少したため、1億4,100万ドル減少した。INGAの収益は投資市場の低迷の結果5,100万ドル減少した。マーケットは2008年度中のスタジアム・オーストラリアの連結からの除外により3,100万ドル減少した。
- 平均為替相場の変動により、その他営業利益の合計は4,200万ドル増加した。

グローバル・マーケットの総利益は、その他営業利益および純利息収益の分類間の混合した効果により、影響を受けた。グローバル・マーケットの総利益は、不安定な市場で生み出された力強い販売、トレーディングおよびバランスシ-

ト収益等のその他営業利益の増加9,500万ドルを含み、9億5,000万ドル増加した。

## 費用

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
人件費	1,824	1,769	3	3,593	3,244	11
土地建物費	275	281	-2	556	511	9
コンピューター費	413	351	18	764	607	26
その他費用	612	543	13	1,155	1,044	11
<b>基本営業費用</b>	<b>3,124</b>	<b>2,944</b>	<b>6</b>	<b>6,068</b>	<b>5,406</b>	<b>12</b>
無形資産の減損 - オリジン・						
オーストラリア	-	-	該当なし	-	34	-100
「1つのANZ」再編費用	5	113	-96	118	-	該当なし
非継続事業						
その他	6	9	-33	15	38	-61
組織再編成費用 <sup>(1)</sup>	-	24	-100	24	218	-89
<b>営業費用合計</b>	<b>3,135</b>	<b>3,090</b>	<b>1</b>	<b>6,225</b>	<b>5,696</b>	<b>9</b>
従業員合計(人)	37,687	37,046	2	37,687	36,925	2

注：(1) 2009年3月中間期は、人件費600万ドル、コンピューター費用300万ドルおよびその他コスト1,500万ドル（2008年度は人件費1億7,200万ドル、コンピューター費用200万ドルおよびその他コスト4,400万ドル）を含む。（上記A(1)を参照）

## 2009年度業績

営業費用は、5億2,900万ドル（9%）増加した。法定利益と基本利益の調整（上記A(1)を参照）を除外すると、基本営業費用は6億6,200万ドル（12%）増加した。当グループ全体で、為替レートの変動はこの増加の1%分に寄与した。これを除くと、ドル建コスト上昇のおよそ35%が、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門（54%のコスト上昇）全体への支店網拡大への巨額投資、成長政策を促進する資源の増加により同部門に帰するものである。オーストラリアおよびニュージーランド地域においては、法人部門が19%増とコスト増加の大半を牽引し、「再建&再集中」プログラムへの投資および報酬コストの増加を通じて当グループの総コスト増加の32%を占めた。オーストラリアのその他部門では、オーストラリア部門のコストはわずか4%の増加であった。しかし、グループ・センターにおいて集中的に資金調達する再編成プロジェクトおよびインフラ投資において増加が見られた。ニュージーランド地域においては、コスト増加はわずか1%（ニュージーランドドル建で4%）であった。

以下の動向は、基本営業費用に関係する。

- 人件費は、成長を支えるために能力のある銀行家および専門家の採用・維持に関連する報酬コストが増加したため、3億4,900万ドル（11%）増加した。従業員数は、事業の継続的成長を受け、北アジアにおいて259名、南アジアにおいて568名の増加によりアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカで増加した。
- 土地建物費用は4,500万ドル（9%）増加した。これは主に、スペースの需要拡大を反映した賃借料の上昇（3,000万ドル）、販売およびリースバック・プログラムの影響ならびに市場の賃借料の上昇により引き起こされた。
- コンピューター費は1億5,700万ドル（26%）増加した。これは、主に、ライセンス費用上昇および技術施策の増加を含む購入ソフトウェアの増加5,000万ドル、償却費の増加3,100万ドル、ソフトウェア償却の増加2,400万ドル、コンピューター契約の増加1,500万ドル、レンタルおよび修繕費の増加1,100万ドル、データ・コミュニケーション費の増加800万ドルおよびその他コンピューター費用（スーパー・リージョナル・ネットワーク費用を含む）の増加2,300万ドルによるものである。
- その他費用は、1億1,100万ドル（11%）増加した。専門家への手数料は、各種プロジェクト作業のためのグループ・センターにおける増加を含み、2,100万ドル増加した。宣伝費は、南アジアにおけるマーケティング・コストの増加を主たる要因として1,300万ドル増加した。カード処理費用は取引高の増加を反映して900万ドル増加した。印紙・その他税金はEsandaの500万ドル増を主たる原因として800万ドル増加した。家具および設備の売却損が償却のため800万ドル増加した。家具および設備の減価償却費は600万ドル、保険料は500万ドル、電話代は500万ドルの増加であった。ニュージーランドのその他費用は2008年下半期中の被支配会社の買収の影響が通年で含まれたため、2,600万ドル増加した。旅費はコスト管理を集中したため、2,200万ドル減少した。

- 為替相場の変動は、6,200万ドルの費用を増加させた。

### (3) 信用リスク（デリバティブに係る信用リスクを含む）

#### 貸倒引当金繰入額

貸付資産、コミットメントおよび売却可能資産に分類される債務証券に関する貸倒引当金繰入総額は、2008年9月終了年度から10億5,700万ドル増加して30億500万ドルになった。基本貸倒引当金繰入額は、9億6,600万ドル増加して30億5,600万ドルになった。困難な経済環境、景況感の下降および商業的損失レベルの上昇が組み合わされ、引当金のレベルに圧力を加えている。すべての地域において個別引当金繰入額が増加したが、これは一括引当金繰入額の減少によって一部相殺された。これは主に、損失の具体化に伴う2008年に引当てられた集中リスク引当金の取り崩し、景気循環調整費用の減少および貸付量の減少の結果である。

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	981	1,072	-8	2,053	1,663	23
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ部門	154	122	26	276	176	57
ニュージーランド部門	486	241	大	727	251	大
<b>基本貸倒引当金繰入額</b>	<b>1,621</b>	<b>1,435</b>	<b>13</b>	<b>3,056</b>	<b>2,090</b>	<b>46</b>
非継続事業	1	30	-97	31	14	大
減損デリバティブに関する信用 リスク <sup>(1)</sup>	10	(92)	大	(82)	(156)	-47
<b>貸倒引当金繰入額</b>	<b>1,632</b>	<b>1,373</b>	<b>19</b>	<b>3,005</b>	<b>1,948</b>	<b>54</b>

注：(1) 8,200万ドルの不履行または減損した融資残高に関する信用評価の調整は貸倒引当金として再分類される（2008年度：1億5,600万ドル、2009年9月中間期：1,000万ドルの戻入れ、2009年3月中間期：9,200万ドル）。上記A(1)を参照。

#### 個別引当金繰入額

個別引当金繰入総額は、2008年9月から16億4,000万ドル増の27億7,000万ドルであった。

基本個別引当金繰入額は、15億4,200万ドル増加して28億1,400万ドルになった。オーストラリア部門での11億9,900万ドルの増加は、地域内の全ポートフォリオにわたる損失率の上昇、事業清算の増加および実現可能資産価値の低下に伴う倒産および商業的損失のレベル上昇、ならびに法人オーストラリアにおける商業資産、資金調達および仲介サービスのポートフォリオ内で顧客向けに引当てられた1つの大規模な引当金による。ニュージーランド部門での3億4,900万ドルの増加は、世界および地方の経済低迷状況が輸出、家計所得、消費者支出および企業部門に影響を与えたため、全セグメントにわたり生じた。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門の7,200万ドルの増加は、南アジア、インドネシア・カードの損失増加ならびにカンボジアおよび北アジアの商業資産の格下げによるものであった。

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	897	1,290	-30	2,187	988	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ部門	58	43	35	101	29	大
ニュージーランド部門	328	178	84	506	157	大
<b>貸付金および前渡金に係る基本 個別引当金繰入額</b>	<b>1,283</b>	<b>1,511</b>	<b>-15</b>	<b>2,794</b>	<b>1,174</b>	<b>大</b>
正味貸付金の平均残高に対する 個別引当金繰入額の割合(%)	0.74	0.85		0.79	0.36	
AFS資産に関する減損 <sup>(1)</sup>	-	20	-100	20	98	-80
<b>基本個別引当金繰入額合計</b>	<b>1,283</b>	<b>1,531</b>	<b>-16</b>	<b>2,814</b>	<b>1,272</b>	<b>大</b>

非継続事業	8	30	-73	38	14	大
減損デリバティブに関する信用リスク	10	(92)	大	(82)	(156)	-47
<b>個別引当金繰入額合計</b>	<b>1,301</b>	<b>1,469</b>	<b>-11</b>	<b>2,770</b>	<b>1,130</b>	<b>大</b>

注：(1) AFS資産の減損は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門に影響する。

新規および増加した基本引当金	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	2009年 3月	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
	(百万ドル)		中間期	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
			増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	1,033	1,389	-26	2,422	1,142	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	66	51	29	117	42	大
ニュージーランド部門	356	190	87	546	185	大
<b>貸付金および前渡金に係る新規および増加した引当金</b>	<b>1,455</b>	<b>1,630</b>	<b>-11</b>	<b>3,085</b>	<b>1,369</b>	<b>大</b>

基本回収および戻入れ	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	2009年 3月	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
	(百万ドル)		中間期	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
			増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	(136)	(99)	37	(235)	(154)	53
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	(8)	(8)	0	(16)	(13)	23
ニュージーランド部門	(28)	(12)	大	(40)	(28)	43
<b>回収および戻入れ</b>	<b>(172)</b>	<b>(119)</b>	<b>45</b>	<b>(291)</b>	<b>(195)</b>	<b>49</b>

#### 一括引当金繰入額

一括引当金繰入額は、本年度中に5億8,300万ドル減少して、2億3,500万ドルになった。オーストラリア部門の減少は、ニュージーランド部門ならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門の増加に一部相殺された。オーストラリア部門での減少は主に、法人貸付の減少および法人部門内での多くの大手顧客の債務不履行によって2008年に引当てられた損失が具体化したことを受けた集中リスク引当金の取崩しによるものである。これは、延滞および破産の増加によるカード・ポートフォリオ内での増加、Esandaならびに投資および保険商品のリスク悪化により一部相殺された。ニュージーランド部門における繰入額1億2,700万ドルの増加は、無担保の消費者債務不履行の増加およびポートフォリオのリスク・プロファイルの弱体化を反映している。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門、特にヨーロッパおよびアメリカには不利なリスク動向もあり、これは方法の改良と相まって1億600万ドルの繰入額増加をもたらした。

事業ユニット別および源泉別の一括引当金繰入額の分析は下記の通りである。

源泉別一括引当金繰入額	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	2009年 3月	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
	(百万ドル)		中間期	2009年 9月	2008年 9月	2008年 9月
			増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
貸付高増加	(69)	67	大	(2)	197	大
リスク・プロファイル	110	141	-22	251	200	26
ポートフォリオ・ミックス	(15)	2	大	(13)	(36)	-64
景気循環調整	111	(78)	大	33	225	-85
集中リスク	194	(228)	大	(34)	300	大
その他 <sup>(1)</sup>	-	-	該当なし	-	(68)	-100
<b>一括引当金繰入額</b>	<b>331</b>	<b>(96)</b>	<b>大</b>	<b>235</b>	<b>818</b>	<b>-71</b>



地域別一括引当金繰入額	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期対 2009年 3月 中間期 増減率	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	84	(218)	大	(134)	675	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	96	59	63	155	49	大
ニュージーランド部門	158	63	大	221	94	大
<b>一括引当金繰入額</b>	<b>338</b>	<b>(96)</b>	<b>大</b>	<b>242</b>	<b>818</b>	<b>-70</b>
非継続事業	(7)	-	該当なし	(7)	-	該当なし
<b>一括引当金繰入額</b>	<b>331</b>	<b>(96)</b>	<b>大</b>	<b>235</b>	<b>818</b>	<b>-71</b>

注：(1) その他は、シナリオ影響からの関連する個別および一括引当金の発生を相殺するための石油価格ショック（2005年に発生）の調整のモデル化および発現期間を含む予想の改良を含む、シナリオ影響から構成される。

### 期待損失

経営陣は、モデル化された期待損失データの開示が、IFRSの信用損失引当金繰入れ方法を用いて計上された報告利益における変動性（ボラティリティ）を除去するので、貸付ポートフォリオのより長期の期待損失率を推定するのに役立つと考える。期待損失の方法は、株主資本利益率の分析と報告のため内部使用されている。期待損失は16億2,700万ドルであり、2008年9月終了年度から6,500万ドルの増加である。

	当グループの デフォルト時 エクスポ ージャーに占め る割合		
	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	(%)
オーストラリア部門	68	0.32	0.31
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	11	0.36	0.28
ニュージーランド部門	21	0.28	0.25
<b>合計</b>	<b>100</b>	<b>0.31</b>	<b>0.29</b>
期待損失(百万ドル)	1,627	1,562	

### デリバティブに係る信用リスク損失ノ（利益）

ANZは2009年9月30日に終了した年度中、デリバティブ（仕組信用仲介取引および法人顧客と取引する減損デリバティブからなる）に係る信用リスク費用1億3,500万ドルを認識した（2008年度：6億8,700万ドル）。

デリバティブに係る信用 リスク	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期対 2009年 3月 中間期 増減率	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
信用仲介取引関連 <sup>(1)</sup>	(759)	812	大	53	531	-90
減損デリバティブに係る信用リ スク	(10)	92	大	82	156	-47
<b>デリバティブに係る信用リスク</b>	<b>(769)</b>	<b>904</b>	<b>大</b>	<b>135</b>	<b>687</b>	<b>-80</b>

注：(1) 2009年にANZは、仕組信用仲介取引に関する外貨建融資残高を一部ヘッジした。費用には、1億5,500万ドルの外貨ヘッジの損失が含まれる（2009年9月中間期：1億5,000万ドル、2009年3月中間期：500万ドル）。

### 仕組信用仲介取引

ANZは、2004年から2007年にかけて、一連の仕組信用仲介取引を締結した。元になるストラクチャーは、2009年9月30日付の取引残高についての合成債務担保証券（CDOs）（78%）、外部のローン担保証券（CLOs）のポートフォリオ（13%）または特定社債/変動利付社債（FRNs）（9%）に関するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を含んでいる。ANZはこれらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用してプロテクションを売り、その後、リスクを軽減するた

めに、米国金融保証会社8社から同じ取引に関するクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを買った。

信用仲介に係る財務上の影響	2009年9月終	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年9月
	了年度末	中間期末	終了年度末	末対2009年	末対2008年
	(百万ドル)			(%)	
値洗い信用エクスポージャー	1,010	3,268	1,693	-69	-40
金融保証会社に関連するリスク・アセット	3,572	5,335	2,238	-33	60
信用リスクの調整(累積)	584	1,343	531	-57	10

デリバティブとして、プロテクションの売りおよびプロテクションの買いの両方が時価評価される。世界的な信用危機が始まる前は、損益は多額でなく、収入において大部分はお互いに相殺された。2009年9月30日付で、売りプロテクションに基づく債務価値は、8億9,700万米ドルであったが、以下の理由でこれに対する買いプロテクションにより一部のみが相殺された。

- ・ 買いプロテクションの相手方の1社が債務履行を怠り、残りの相手方の多くが格下げを受けた。
- ・ ANZは、信用スプレッドの変化に対応して、残りの相手方について信用評価調整を行った。

現在の費用は、買いプロテクションの相手方の債務不履行によりヘッジされなくなったリスクを減少させるための再編取引に関する実現損失の8,500万ドルを含む。また、為替ヘッジ純損失も含む。

仕組信用デリバティブに関する信用リスク費用には、信用スプレッドおよび米ドル/豪ドルレートの市場変動の影響を反映して、著しい変動性(ボラティリティ)がある。この市場価値の著しい変動性は継続すると見込まれる。

デリバティブに係る信用リスクに関するさらなる情報は、ANZウェブサイトのアナリストのツールキットで入手できる。

#### 不良貸付債権総額

不良貸付債権総額は43億9,200万ドルであり、主にオーストラリア部門およびニュージーランド部門での増加に牽引され、2008年9月30日から26億4,200万ドルの増加を示した。オーストラリア部門における増加は、主に法人リレーションシップ、コーポレートバンキングおよび金融機関のポートフォリオ内の法人全体にわたり、不良貸付債権額上位10社の顧客でオーストラリアの不良貸付債権残高総額の60%を占める。オーストラリア部門ではほとんどの事業にわたって増加があり、これは、特にEsanda、企業銀行業ならびに投資および保険商品内で、経済環境の悪化が債務不履行のレベル上昇を招いたためである。ニュージーランド部門の6億9,900万ドルの増加は、小企業、商業、農業セグメントおよびモーゲージ・ポートフォリオでの顧客の格下げに主に牽引された。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は、ヨーロッパおよびアメリカでの増加に牽引され、やや増加した。

#### 不良貸付債権純額

不良貸付債権純額28億8,000万ドルは、2008年9月30日から17億7,600万ドルの増加である。当グループの個別引当金カバーレージ・レシオは34%である。

不良貸付債権総額	2009年9月終	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年9月
	了年度末	中間期末	終了年度末	末対2009年	末対2008年
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア部門	3,232	2,969	1,306	9	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	187	218	170	-14	10
ニュージーランド部門	973	504	274	93	大
不良貸付債権総額合計	4,392	3,691	1,750	19	大

不良貸付債権純額	2009年9月	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年9月
	終了年度末	中間期末	終了年度末	末対2009年	末対2008年
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア部門	2,184	1,906	819	15	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	112	173	122	-35	-8
ニュージーランド部門	584	280	163	大	大

不良貸付債権純額合計	2,880	2,359	1,104	22	大
個別引当金カバレッジ (%)	34	36	37		

新規および増加した 不良貸付債権	2009年	2009年	2009年9月	2009年9月	2009年9月	
	9月中間期	3月中間期	中間期 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
オーストラリア部門	1,723	2,762	-38	4,485	2,211	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	127	129	-2	256	199	29
ニュージーランド部門	970	422	大	1,392	379	大
<b>新規および増加した不良貸付債権合計</b>	<b>2,820</b>	<b>3,313</b>	<b>-15</b>	<b>6,133</b>	<b>2,789</b>	<b>大</b>

再編項目 <sup>(1)</sup>	2009年9月	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年9月
	終了年度末	中間期末	終了年度末	未 増減率	未対2008年 9月末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア部門	298	-	846	該当なし	-65
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	374	-	-	該当なし	該当なし
ニュージーランド部門	1	17	-	-94	該当なし
<b>再編項目合計</b>	<b>673</b>	<b>17</b>	<b>846</b>	<b>大</b>	<b>-20</b>

注：(1) 再編項目とは、顧客の財政上の問題に関する理由により、利子、元本もしくはその他の支払期限についての譲歩または非商業的期間について満期延長を行うため元の契約条件が変更された、不良とはみなされないファシリティを表す、オンバランス、オフバランス両方のエクスポージャーを含む。

不良コミットメントおよび偶発債務純額	2009年9月	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年9月
	終了年度末	中間期末	終了年度末	未対2009年 3月末 増減率	未対2008年 9月末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア部門	491	431	43	14	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	-	-	-	該当なし	該当なし
ニュージーランド部門	25	10	5	大	大
<b>不良コミットメントおよび偶発債務純額</b>	<b>516</b>	<b>441</b>	<b>48</b>	<b>17</b>	<b>大</b>

#### (4) 法人税

	2009年	2009年	2009年9月	2009年9月	2009年9月	
	9月中間期	3月中間期	中間期 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
損益計算書計上の法人税	752	683	10	1,435	1,188	21
実効税率 (%)	33.0	32.5		32.8	26.3	
基本利益 <sup>(1)</sup> に対する法人税	720	749	-4	1,469	1,365	8
実効税率 (基本利益 <sup>(1)</sup> ) (%)	27.9	28.1		28.0	28.4	

注：(1) 法定利益と基本利益との調整の説明については上記A(1)を参照。

## 2009年度の業績

当グループの実効税率は、6.5%上昇し、32.8%になった。この増加は、主として、ニュージーランドの導管体にかかる税規定、海外（オフショア）バンキング・ユニット（OBU）関連の未実現損失の影響、関連法人に関わる公正価値で評価された投資の非控除値洗い損失によるものであった。これらの増加は、主にニュージーランド税率引下げの結果による、持分法会計利益の増加および海外のより低い税率との差異により相殺された。基本実効税率は、0.4%減少した。

(5) 1株当たり利益<sup>(1)</sup>（セント）

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率 (%)	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
基本（セント）	64.8	66.3	-2	131.0	170.4	-23
希薄化後（セント）	63.8	63.4	1	129.6	162.2	-20
<b>1株当たりの基本利益</b>						
当行株主に帰属する利益（百万 ドル）	1,526	1,417	8	2,943	3,319	-11
控除：法定利益と基本利益との 調整（百万ドル）	(338)	(491)	-31	(829)	(107)	大
基本利益（百万ドル）	1,864	1,908	-2	3,772	3,426	10
優先株の配当 <sup>(2)</sup> （百万ドル）	(9)	(24)	-63	(33)	(46)	-28
基本収益（百万ドル）	1,855	1,884	-2	3,739	3,380	11
加重平均普通株式数（百万）	2,341.8	2,100.7	11	2,221.6	1,921.1	16
1株当たりの基本利益（セン ト）	79.2	89.7	-12	168.3	175.9	-4

注：(1) 完全な計算書については、下記「第6 経理の状況」に記載の財務書類の注記8を参照。

(2) 1株当たり利益の計算はユーロ・ハイブリッド優先株式を除外している。

2009年9月終了年度の1株当たり基本利益は、2008年9月終了年度と比べて23.1%（39.4セント）減少し131.0セントになった。当グループの1株当たりの基本利益は、2008年9月終了年度と比べて4.3%すなわち7.6セント減少した。2008年9月から1株当たりの基本利益が減少した主因は、以下のとおりである。

- ・ 貸倒引当金計上の税引後増（20.3%）
- ・ 加重平均株式数の増加による希薄化（15.0%）
- ・ 貸倒引当前（税引後）利益の増加による一部相殺（31.0%）

(6) 為替動向の影響<sup>(1)</sup>

以下に、外国為替動向の損益計算書への影響分析（ニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益をヘッジする目的で導入した収益に関する経済ヘッジによる利益を除く）について記述する。

為替の変動は、本年度において2,200万ドルの基本利益の増加をもたらした。その主因は、関連ヘッジ控除後のアジア太平洋の通貨建利益額および米ドル建て利益額の換算利益にあるが、これはオーストラリアにおいて外国為替差益として記帳される、関連収益ヘッジ控除後のニュージーランドドル建て利益額の換算損失に相殺された。ニュージーランドドル建て利益は、2009年は実効為替レート1.1889で、2008年は1.1470で換算された。米ドル建て利益は、2009年は実効為替レート0.7256で、2008年は0.8945で換算された。

	2009年9月中間期対 2009年3月中間期			2009年9月終了年度対 2008年9月終了年度		
	為替 調整前 伸び率 (%)	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響 (百万ドル)	為替 調整前 伸び率 (%)	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響 (百万ドル)
純利息収益	4	6	(116)	25	24	68
その他営業利益	5	8	(65)	3	2	42



営業利益	4	7	(181)	17	16	110
営業費用	-6	-9	(86)	-12	-11	62
貸倒引当金および法人税控						
除前利益	3	5	(95)	21	20	48
貸倒引当金	-13	-15	(26)	-46	-44	28
税引前利益	-3	1	(69)	9	9	20
法人税	4	3	(9)	-8	-8	(3)
少数株主持分	大	大	-	76	78	1
<b>基本利益</b>	<b>-3</b>	<b>1</b>	<b>(60)</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>22</b>
<b>法定利益と基本利益との調整<sup>(2)</sup></b>	<b>31</b>	<b>30</b>	<b>4</b>	<b>大</b>	<b>大</b>	<b>3</b>
<b>純利益</b>	<b>8</b>	<b>12</b>	<b>(56)</b>	<b>-11</b>	<b>-12</b>	<b>25</b>

注：(1) ANZは、当グループの業績を現地通貨で分かりやすく示すために為替変動による影響を除外した。再換算は現金利益における所得に含められた収益ヘッジを控除してある（下記A(8)を参照）。

(2) 調整の説明については上記A(1)を参照。

## (7) 配当

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率 (%)	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
<b>普通株式1株当たりの配当 (セント)</b>						
中間配当(税引後)	該当なし	46	該当なし	46	62	-26
最終配当(税引後)	56	該当なし	該当なし	56	74	-24
<b>合計</b>				<b>102</b>	<b>136</b>	<b>-25</b>
<b>普通株式配当性向<sup>(1)</sup>(%)</b>	<b>92.5</b>	<b>71.3</b>		<b>82.3</b>	<b>82.7</b>	
配当性向 <sup>(1)</sup> に用いられた普通株式配当(百万ドル)	1,403	993	41	2,396	2,706	-11
税引後利益(百万ドル)	1,526	1,417	8	2,943	3,319	-11
控除：法定利益と基本利益との調整(百万ドル)	(338)	(491)	-31	(829)	(107)	大
<b>基本利益(百万ドル)</b>	<b>1,864</b>	<b>1,908</b>	<b>-2</b>	<b>3,772</b>	<b>3,426</b>	<b>10</b>
<b>普通株式配当性向<sup>(1)</sup>(基本ベース)(%)</b>	<b>75.6</b>	<b>52.7</b>		<b>64.1</b>	<b>80.1</b>	

注：(1) 提案中の最終配当14億300万ドルを用いて算出された2009年9月中間期および2009年9月終了年度の配当性向。提案中の2009年度の最終配当14億300万ドルは、2009年9月30日の発行済普通株式数に基づいている。2009年3月中間期および2008年9月終了年度の配当性向はそれぞれ、実際の支払い配当金9億9,300万ドル、および27億600万ドルを用いて算出された。

(2) 調整の説明については上記A(1)を参照。

取締役は、配当権利を有する普通株1株につき56セントの最終配当を2009年12月18日に支払うことを提案した。提案中の2009年最終配当は、オーストラリアにおける課税の目的において課税済みであり、2009年の配当の合計は102セントとなる。

ANZには2009年の最終配当に関して運用される配当再投資制度（以下「DRP」という。）およびボーナスオプション制度（以下「BOP」という。）がある。2009年の最終配当について、ANZは新株発行によりDRPおよびBOPに基づく株式を提供する意向である。DRPおよびBOPに基づいて提供する株式数を決定する際に用いる「取得価格」は、2009年11月13日から始まる7取引日の間にオーストラリア証券取引所で売買された全額払込済ANZ普通株式の毎日の出来高加重平均価格の算術平均から1.5%の割引率を引いたものを参考にして計算された後、セント単位で四捨五入される。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式は、既存の全額払込済ANZ普通株式と全ての点で同順位に位置する。2009年の最終配当に関し、DRPまたはBOPへの参加の開始、中止または変更を希望する株主からの選択通知は、2009年11月11日午後5時（メルボルン時間）までにANZの株式登録機関により受領されなければならない。株主から有効な異なる指示を受けない限り、英国（チャネル諸島およびマン島を含む。）またはニュージーランドに登録住所を持つ株主に支払うべき配当金は、2009年11月13日午後5時（メルボルン時間）のANZの為

替相場を用いて、それぞれ英ポンドおよびニュージーランドドルに換算する。

## (8) 市場リスク

### 取引市場リスク

下表は、当行の主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準97.5%および99%でのバリュー・アット・リスク（VaR）によるエクスポージャーの合計を示している。数字は米ドルから最終為替相場で換算したものである。VaRによるエクスポージャーは取引ポジションではないため、ここには、仕組信用デリバティブの信用リスクの値洗いにに関する外国為替換算エクスポージャーを含まない。

#### 信頼水準97.5%（保有期間1日）

	2009年	2009年	2009年	2009年	2008年	2008年	2008年	
	2009年	2009年	2009年	2009年	2008年	2008年	2008年	
	9月終了	9月終了	9月終了	9月終了	9月終了	9月終了	9月終了	
	年度末	年度の最	年度の最	年度	9月終了	年度の最	年度の最	
		高	低	平均	年度末	高	低	
	（百万ドル）				（百万ドル）			
信頼水準97.5%の VaR								
外国為替	3.5	4.6	0.9	2.0	2.4	2.4	0.4	0.8
金利	9.6	10.8	2.4	6.6	2.8	3.6	1.2	1.9
信用スプレッド	2.4	3.2	1.2	1.8	1.2	2.6	0.6	1.0
コモディティ	1.2	4.3	0.6	1.4	1.3	1.5	0.4	1.0
分散効果	(7.1)	該当なし	該当なし	(4.4)	(3.6)	該当なし	該当なし	(2.2)
VaRの合計	9.6	13.2	3.6	7.4	4.1	4.7	1.4	2.5

#### 信頼水準99%（保有期間1日）

	2009年	2009年	2009年	2009年	2008年	2008年	2008年	
	2009年	9月終了	9月終了	9月終了	2008年	9月終了	9月終了	
	9月終了	年度の最	年度の最	年度	9月終了	年度の最	年度の最	
	年度末	高	低	平均	年度末	高	低	
	（百万ドル）				（百万ドル）			
信頼水準99%のVaR								
外国為替	4.8	7.0	1.3	3.2	3.2	3.2	0.5	1.2
金利	19.0	19.5	3.7	10.6	5.0	5.4	1.3	2.7
信用スプレッド	3.1	5.3	1.6	2.4	1.8	3.9	0.9	1.6
コモディティ	1.7	8.0	0.8	2.3	2.0	2.3	0.6	1.4
分散効果	(10.8)	該当なし	該当なし	(6.7)	(6.1)	該当なし	該当なし	(3.4)
VaRの合計	17.8	25.9	4.5	11.8	5.9	8.2	1.7	3.5

### 非取引金利リスク

非取引金利リスクは、市場金利の変動が将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動の影響についてのシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

#### 信頼水準97.5%（保有期間1日）

	2009年	2009年	2009年	2009年	2008年	2008年	2008年	
	2009年	9月終了	9月終了	9月終了	2008年	9月終了	9月終了	
	9月終了	年度の最	年度の最	年度	9月終了	年度の最	年度の最	
	年度末	高	低	平均	年度末	高	低	
	（百万ドル）				（百万ドル）			
信頼水準97.5%の VaR								
オーストラリア	18.3	20.7	12.5	17.6	11.7	11.7	5.6	8.3
ニュージーランド	9.3	9.3	2.8	6.0	3.4	3.4	1.8	2.7
海外市場	6.4	7.9	3.3	6.0	3.1	3.6	1.7	2.7
分散効果	(8.0)	該当なし	該当なし	(5.7)	(2.8)	該当なし	該当なし	(2.9)
VaRの合計	26.0	27.1	13.8	23.9	15.4	15.4	7.9	10.8

#### 1%の利率の変動が向こう12か月の純利息収益に与える影響<sup>(1)</sup>

	2009年9月終了年度末		2008年9月終了年度末	
	（%）			
期末現在	0.10		0.94	
最高債務残高	1.03		0.94	

最低債務残高	0.10	(0.55)
平均エクスポージャー（絶対値）	0.55	0.47

注：(1) 影響は純利息収益の比率として示される。プラスの値は金利上昇が純利息収益に対しプラスであることを示す。一方、マイナスの値は金利上昇が純利息収益に対しマイナスであることを示す。

### 収益に関するヘッジ

当グループは、為替相場変動による将来の海外収益源に対する悪影響を経済的にヘッジするためにデリバティブ商品を用いる。平均為替相場の変動（関連する収益ヘッジ控除後）により、2009年の当グループにおける税引後基本利益は、2008年対比で2,200万ドル増加する結果となった。これは、2008年から3,000万ドル（税引前）減少した、関連する収益ヘッジによる収益（基本ベース）への影響を含む。ヘッジ収益は、グループ・センター部門に計上される。

当グループは、ニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益源に対し、経済ヘッジを設定した。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーは最も重要であり、地理的範囲としてのニュージーランド（下記「B. セグメント別業績検討 - ニュージーランド地域」参照）およびかかる事業のニュージーランドドルのグループ間資金調達の債務部分を対象とし、2009年9月30日現在17億7,000万ニュージーランドドルに達した。収益ヘッジの詳細は次表のとおりである。

	2009年9月 中間期	2009年3月 中間期	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度
（百万ドル）				
<b>ニュージーランドドル建て経済ヘッジ</b>				
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション				
（想定元本）	953	1,265	953	1,474
収入に計上された金額（税引前）	15	21	36	15
収入に計上された金額（税引前基本ベース）	9	10	19	42

### 米ドル建て経済ヘッジ

正味未決済米ドル・ポジション				
（想定元本）	-	175	-	69
収入に計上された金額（税引前）	20	(14)	6	(4)
収入に計上された金額（税引前基本ベース）	22	(24)	(2)	5

2009年9月終了年度においては、

- ・ 経済ヘッジ10億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現利益1,900万ドル（税引前）が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジ12億ニュージーランドドルが、およそ1オーストラリアドル=1.19ニュージーランドドルの先物相場で実施され、2010年および2011年の収益の一部がヘッジされた。
- ・ 経済ヘッジ2億米ドルが満期を迎え、実現損失200万ドル（税引前）が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジの残高12億ニュージーランドドルに対する未実現利益1,300万ドル（税引前）が、今後のニュージーランドドル収益に対するヘッジであることから、損益計算書に計上され、法定利益への調整とみなされた。

### (9) 貸借対照表

資産合計は、2008年9月30日から67億ドル（1%）増加し、2009年9月30日現在で4,770億ドルとなった。2009年3月31日から2009年9月30日までに、資産合計は258億ドル（5%）減少した。為替相場変動の結果、2009年9月30日終了年度には67億ドルの減少、2009年3月31日からは105億ドルの減少になった。

	2009年9月中間期対 2009年3月中間期			2009年9月終了年度対 2008年9月終了年度		
	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響
資産	(%)	(%)	(百万ドル)	(%)	(%)	(百万ドル)
流動資産	-5	5	(2,662)	1	6	(1,176)
他の金融機関に対する債権	-7	7	(692)	-49	-47	(489)
売買目的および売却可能資産	27	30	(1,022)	46	49	(628)
デリバティブ金融商品	-35	-35	(343)	1	2	(409)
支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金	-3	-2	(5,348)	-1	0	(3,734)

その他	-16	-14	(405)	0	1	(229)
<b>資産合計</b>	<b>-5</b>	<b>-3</b>	<b>(10,472)</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>(6,665)</b>

為替相場変動の影響を除外すると、2009年9月30日終了年度において、オーストラリア部門で41億ドル（1%）増加し、ニュージーランド部門で33億ドル（3%）増加し、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門で60億ドル（14%）増加した。次の説明は、2009年9月30日終了年度の主要な変動および重大な場合には2009年3月31日から2009年9月30日までの変動を示している。

#### 流動資産 1%増加（為替相場を除外した場合：6%増加）

流動資産は、2009年9月30日現在、3億ドル増加し253億ドルであった（為替相場の影響を除外した場合、15億ドルすなわち6%増加した）。堅調な伸びは主に受取手形の増加によりアメリカ（45億ドルの増加）、またより高い利回りのため銀行間預金から資金が移動されてきた銀行預金証書によりシンガポール（22億ドルの増加）で顕著であった。これは、流動性に対する要求の結果、英国の29億ドル、ニュージーランドの14億ドルおよびグループ・トレジャリーの9億ドルの減少により一部相殺された。

#### 他の金融機関に対する債権 49%減少（為替相場を除外した場合：47%減少）

他の金融機関に対する債権は、2009年9月30日現在、49億ドル減少し50億ドルであった。その主因は、オーストラリアおよびシンガポールのトランザクション・バンキングで銀行間貸出高が減少したことである。

#### 売買目的および売却可能資産 46%増加（為替相場を除外した場合：49%増加）

売買目的および売却可能資産は、流動性に対する要求の増加により、主にオーストラリアのマーケット事業内での売買目的証券において、2009年9月30日現在、149億ドル増加し476億ドルであった。これらの証券は質の高いペーパーである。

#### デリバティブ金融商品 1%増加（為替相場を除外した場合：2%増加）

デリバティブ資産は、2009年9月30日現在、5億ドル増加し374億ドルであった。これは、外国為替、金利および信用デリバティブ市場の変動性が牽引した。デリバティブ残高は、2009年度下半期の他の通貨に対する豪ドル高により2009年3月31日から減少している。

#### 支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金 1%減少（為替相場を除外した場合：変動なし）

支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金は、2009年9月30日現在、若干1%縮小し3,458億ドルであった。為替相場変動の影響を除外すると、変動はなかった。

- オーストラリア部門は7億ドル増加した。モーゲージにおける住宅ローンの127億ドル（10%）の増加は、法人部門の、主に専門融資およびマーケットにおける121億ドル（20%）の貸付減少により一部相殺された。
- ニュージーランド部門は24億ドル（3%）減少した。為替相場の影響を除外すると、縮小は7億ドル（1%）と少なく、地方銀行業務の12億ドル（8%）の伸びは、法人部門の9億ドル（13%）ならびにコーポレートバンキングおよび商業向け銀行業務の6億ドル（5%）の減少により相殺された。
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は24億ドル（11%）減少した。為替相場の影響を除外すると、貸付は4億ドル（2%）の減少となった。これはアジアの9億ドル（9%）および太平洋の2億ドル（11%）の双方にわたる堅調な伸びが英国および米国の14億ドル（18%）の減少により相殺されたことによる。

為替相場変動が2009年3月31日からの動向に著しい影響を与えている。為替相場の影響を除外すると、支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金は、55億ドル（2%）減少した。これはオーストラリアのモーゲージにおける48億ドル（4%）の増加およびアジアでの引き続き堅調な勢い（19億ドルすなわち23%の増加）が、全ての地域にわたる法人事業の貸付金返済によって相殺されたことによる。

負債合計は、2008年9月30日から8億ドル（変動なし）増加し、2009年9月30日現在で4,446億ドルになった。2009年3月31日から2009年9月30日までに、負債合計は299億ドル（6%）減少した。為替相場の変動により、2009年9月30日終了年度には57億ドルの減少、2009年3月31日からは103億ドルの減少となった。

負債	2009年9月中間期対 2009年3月中間期			2009年9月終了年度対 2008年9月終了年度		
	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響
	(%)	(%)	(百万ドル)	(%)	(%)	(百万ドル)
他の金融機関に対する債務	9	22	(1,910)	-1	4	(895)
預金およびその他の借入金	0	3	(9,004)	4	5	(4,167)
デリバティブ金融商品	-26	-28	1,192	14	15	(53)
支払承諾	-8	-8	(78)	-10	-10	(58)

社債およびノート <sup>(1)</sup>	-22	-22	(155)	-15	-15	(318)
その他	-9	-7	(370)	-10	-9	(211)
<b>負債合計</b>	<b>-6</b>	<b>-4</b>	<b>(10,325)</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>(5,702)</b>

注：(1) 外国為替の影響は当行の機能通貨を用いて算定されている。

為替相場変動の影響を除外すると、2009年9月30日終了年度において、オーストラリア部門は45億ドル（2%）増加し、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は62億ドル（14%）増加したが、ニュージーランド部門の42億ドル（5%）の減少に一部相殺された。次の説明は、2009年9月30日終了年度の主要な変動および重大な場合には2009年3月31日から2009年9月30日までの変動を示している。

#### 他の金融機関に対する債務 1%減少（為替相場を除外した場合：4%増加）

他の金融機関に対する債務は、2009年9月30日現在、1億ドル減少し199億ドルであった。為替相場の影響を除外した場合、この負債は7億ドルすなわち4%増加した。これは主にオーストラリアおよびニュージーランドにおけるトランザクション・バンキングの顧客からの資金調達の要求の減少による。

#### 預金およびその他の借入金 4%増加（為替相場を除外した場合：5%増加）

預金およびその他の借入金は、2009年9月30日現在、104億ドル増加し2,944億ドルであった。為替相場変動の影響を除外した場合、預金およびその他の借入金は、146億ドル（5%）増加した。これは顧客預金の294億ドル（14%）の増加に牽引されたものであり、ホールセール資金調達の148億ドル（19%）の減少により一部相殺された。

オーストラリア部門は、主にリテール預金の堅調な伸びに牽引され、106億ドル（6%）増加した。これは、連邦政府の預金保証により、銀行預金の安全性が向上したためである。増加は、主に預金（155億ドル）、企業銀行業および小企業銀行業（31億ドル）、マーケット（26億ドル）ならびにトランザクション・バンキング（19億ドル）において生じ、これは社債の残高減少によるEsanda（91億ドル）およびグループ・トレジャリー（54億ドル）の減少により一部相殺された。

ニュージーランド事業部門は、59億ドル（9%）減少した。為替相場の影響を除外すると、減少は45億ドル（7%）であり、トレジャリーが発行するコマーシャル・ペーパーの減少に牽引された。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は57億ドル（16%）増加した。為替相場の影響を除外すると、増加は85億ドル（26%）である。これは主に預金レベルを高める施策の成功を通じたシンガポールからであり、また資金調達の要求のため英国で預金証書が追加発行されたことによる。

為替相場変動は、2009年3月31日からの増加に大きな影響を与えている。為替相場変動の影響を除外すると、預金およびその他の借入金は、98億ドル（3%）増加した。これは、ニュージーランド部門の7億ドルの減少に一部相殺されたものの、オーストラリア部門の18億ドル（1%）およびアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門の87億ドル（27%）の増加による。

#### デリバティブ金融商品 14%増加（為替相場を除外した場合：15%増加）

デリバティブ負債は、2009年9月30日現在、46億ドル増加し365億ドルであった。この増加は、主に外国為替、金利および信用デリバティブ市場の変動により牽引された。デリバティブ残高は、2009年度下半期の他の通貨に対する豪ドル高により2009年3月31日から減少している。

#### 社債およびノート 15%減少（為替相場を除外した場合：変動なし）

社債およびノートは、2009年9月30日現在、101億ドル減少し573億ドルであった。2009年3月31日からの豪ドル高の結果、元の通貨（当行の機能通貨ではなく）から豪ドルに期末レートで換算された社債およびノートの価値は減少した。

### (10) 流動性リスク

流動性リスクは当グループが資金を調達し資産を増加させる能力が不十分である、または預金および満期ホールセール債券の払戻を含む、期限の到来した支払義務を満たせないリスクである。キャッシュフローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に固有のものであり、当グループは注意深く監視している。

世界的金融システムの安定化の結果、市場の流動性は当下半期に改善した。ANZは、海外のホールセール債券の満期資金を1年以上カバーする流動資産のポートフォリオが支える強力な資金調達プロファイルの維持により、流動性リスクを継続的に管理する。

当グループの流動性および資金調達リスク管理は、以下の主要な要素を包含する。

#### ・シナリオのモデル化

世界的な金融危機は、特定案件危機においてストレス下および通常の市場状況、ならびに市場ストレス事象時の海外および国内のホールセール資金調達市場が示す異なった行動を区別する重要性を明らかにした。シナリオのモデル化は、複数の「サバイバル期間」に対して一部および全体の銀行のキャッシュフロー予測にストレスをかける（「サバイバル期間」とは、当グループが特定のシナリオまたはストレスの下でキャッシュフローをプラスに維持しておくことが要求される期間である。）。モデル化されたシナリオは、健全性要件、つまり「ゴーイング・コンサーン」シナリオ、もしくは「特定案件危機」シナリオのいずれか、または「特定案件」ストレスおよび「資金調達市場」事象を含む取締役会が承認した事



象である。これらのシナリオの下で、顧客およびホールセール貸借対照表の資産/負債フローはストレスにかけられる。

#### ・資金調達評価指標

ANZは、資金調達の要求を慎重に管理するために貸借対照表規則を積極的に活用している。また、当グループは、資金調達評価指標を用いることにより、当グループ資産の適切な割合が、中核顧客預金、長期ホールセール債券(1年を超える残存期間を有するもの)およびエクイティを含む安定的な資金源により確実に調達されるようにしている。ANZの資金調達プロファイルは本年度、顧客預金の堅調な伸びおよび258億ドルの期限付ホールセール債券発行の結果、さらに強化された。

2009年9月30日現在、顧客預金およびその他の資金調達負債は、2008年9月30日現在の2,156億ドル(資金調達全体の50%)から12%増加し2,424億ドル(資金調達全体の55%)となった。この結果、当グループの短期ホールセール資金調達に対する相対的な依存度は22%から17%に減少した。

#### ・ホールセール資金調達

ANZは借入の必要量を全て満たすための全ての主要なホールセール資金調達市場へのアクセスを維持した。ベンチマークとなる期限付発行債券は豪ドル、米ドル、円、ユーロおよびスイスフランで発行された。短期ホールセール資金調達市場は国内外の両方で効率的に機能し続けている。

当グループは、2009年中に期限付新規発行債券(当年度末で1年超)により、合計258億ドルに上る調達を行った。

- 期限付新規発行債券の加重平均期間は3.9年であった。
- 資金調達費用は歴史的基準から見ると依然として高いが、期限付発行債券の限界費用は2009年初頭のピーク時より減少している。市場状況の結果、期限付新規発行債券の加重平均費用は、政府保証費用を含め、2009年に69ベース・ポイント上昇した。

ANZは引き続き、ホールセール債券投資家と強固で長期的な関係を築き維持していく。当グループのホールセール債券発行プログラムは、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国、ヨーロッパ、アジアおよび中東で開催された債券投資家向け説明会で支持された。

ANZはまた、資金調達能力を向上するため、特に、以下の行動をとった。

- 2009年1月、ニュージーランドに銀行業務の認可支店を開設した。支店組織により、当グループのニュージーランド事業にとって可能な資金調達の選択範囲が拡大する。
- Esanda Finance Corporation Limited (Esanda)を、Esanda定期預金の新設を含め、完全子会社からANZの一部門へと移行した。

#### ・流動性ポートフォリオ

当グループは、現金および同日に流動性を提供するために売却または担保に付される可能性のある質の高い流動性に富んだ証券で構成される分散ポートフォリオを保有している。このポートフォリオは、厳しい環境下で現金を供給することにより、当グループの流動性ポジションを守ることに役立っている。このポートフォリオに含まれる全ての資産は、関連する中央銀行との契約に基づく買戻適格証券(レポ適格)である。

2009年9月30日現在、利用可能な適格証券は、関連する中央銀行による買戻(レポ)の割引適用後、602億ドルであった。さらに、流動性ポートフォリオは、1年以上の海外のホールセール債券の満期資金に対してカバーを提供した。

流動性ポートフォリオは相手方、通貨および期間により十分に分散されている。取得した証券は、流動性に関する方針の枠内で、長期または短期のANZの外部信用格付に匹敵する、またはそれ以上の信用の質を有し、引き続きレポ適格でなければならない。現在、銀行、政府および政府機関発行者から成る約84の個別の相手方による発行証券がポートフォリオに保有されている。

主要な流動資産ポートフォリオを補うため、当グループは現金および流動資産の残高を追加的に保有している。当グループのマーケット部門はまた、その取引ポートフォリオの中に補助的な流動性の源泉として流動性の高い商品を保有している。これらのその他の資産は、後述する主要な流動性ポートフォリオには含まれない。

	2009年9月終了年 度末	2009年3月中間 期末	2008年9月終了 年度末
<b>適格証券(市場価値<sup>(1)</sup>)</b>			
	(百万豪ドル)		
オーストラリア	18,694	21,750	12,899
ニュージーランド	8,771	7,376	6,620
米国	1,301	1,186	2,739
英国	2,939	3,469	4,157
アジア	1,984	-	-
社内住宅ローン担保証券(オーストラリア)	24,508	22,876	8,305
社内住宅ローン担保証券(ニュージーランド)	1,954	3,444	-
<b>合計</b>	<b>60,151</b>	<b>60,101</b>	<b>34,720</b>

#### 相手方信用格付

相手方の長期信用格付 <sup>(2)</sup>	市場価値(百万豪ドル)	相手方数
A A A	43,827	51
A A +	3,043	4
A A	10,849	11
A A -	1,867	9
A +	264	5
A	301	4
合計	60,151	84

注：(1) 関連する中央銀行によるレボ割引適用後の市場価値。

(2) 可能な場合、スタンダード＆プアーズ社の長期信用格付に基づいている。

下表は当グループの資金調達構成を示す。

	2009年 9月終了年 度末	2009年 3月中間期 末 (百万ドル)	2008年 9月終了年 度末	2009年9月末 対2009年3月 末 増減率	2009年9月 末対2008年 9月末 増減率
				(%)	
<b>顧客預金およびその他の債務<sup>(1)</sup></b>					
オーストラリア部門	153,481	147,464	132,665	4	16
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	30,487	29,627	22,530	3	35
ニュージーランド部門	49,173	49,353	49,534	0	-1
顧客預金合計	233,141	226,444	204,729	3	14
その他 <sup>(2)</sup>	9,297	10,359	10,870	-10	-14
顧客預金およびその他の債務(資金調達)合計	242,438	236,803	215,599	2	12

#### ホールセール資金調達

社債およびノート	57,260	73,138	67,323	-22	-15
借入金	13,429	14,660	14,266	-8	-6
譲渡性預金(ホールセール)	44,711	46,405	52,346	-4	-15
コマーシャル・ペーパー	14,227	16,156	22,422	-12	-37
支払承諾	13,762	15,017	15,297	-8	-10
他の金融機関に対する債務	19,924	18,314	20,092	9	-1
他のホールセール借入金 <sup>(3)</sup>	1,572	(7,544)	(3,532)	大	大
ホールセール資金調達合計	164,885	176,146	188,214	-6	-12
株主資本 <sup>(5)</sup>	31,558	27,496	25,681	15	23

#### 満期資金調達総額

	(%)		
短期ホールセール資金調達	14	15	18
支払承諾	3	3	4
長期ホールセール資金調達 <sup>(4)</sup>			
- 満期まで残存期間1年未満	5	6	7
- 満期まで残存期間1年超	15	15	14
顧客預金およびその他の債務(資金調達)合計	55	54	50
資本およびハイブリッド債券 <sup>(5)</sup>	8	7	7
資金調達および株主資本合計 <sup>(5)</sup>	100	100	100

注：(1) 定期預金、担保付ローン債務を除くその他預金および証券化預金を含む。

(2) 未払い利息、未払債務およびその他債務、引当金および税引後引当金を含む。

(3) デリバティブの正味残高、特別目的会社、その他借入金および優先株式資本(ユーロハイブリッド)を含む。

(4) 長期ホールセール資金調達額は当初ヘッジされた為替レートで表示される。実際の借入金額の通貨変動による動きは、短期ホールセール資金調達として分類される。

(5) 資本は優先株式資本を除く。

## (11) 自己資本管理

	2009年9月 終了年度末	2009年3月 中間期末 (%)	2008年9月 終了年度末
中核的Tier 1 <sup>(1)</sup>	9.0	6.4	5.9
Tier 1	10.6	8.2	7.7
Tier 2	3.1	2.8	3.4
資本合計	13.7	11.0	11.1
目標中核的Tier 1	6.0超	6.0超	該当なし
目標Tier 1	7.5超	7.5超	最小7.0
リスク・アセット(RWA)(単位:百万ドル)	252,069	280,882	275,434

注:(1) 中核的Tier 1は、ハイブリッドTier 1資本商品を除くTier 1である。

2008年1月1日より、オーストラリアおよびニュージーランドにおいてパーゼルが発効した。パーゼルの第1の柱で規定の最低所要自己資本比率(自己資本比率)算出に関して、ANZはオーストラリア適正規制庁(APRA)から信用リスク・アセットについて先進的内部格付手法(AIRB)およびオペレーショナル・リスク・アセット相当額について先進的計測手法(AMA)の認定を受けている。

## Tier 1比率(パーゼル)

ANZは主要な資本管理目標として中核的Tier 1資本比率(中核的Tier 1)およびTier 1資本比率(Tier 1)を導入した。ANZは運用目標の範囲をそれぞれ6.0%から6.5%および7.5%から8.0%に設定している。困難な経済および金融市場の状況を考慮して、ANZはこれらの目標比率に対して大きなバッファを維持しており、それに伴い中核的Tier 1およびTier 1自己資本の双方とも上述の目標範囲を大きく超えている。

2009年9月30日現在のTier 1比率10.56%は、2008年9月比285ベース・ポイントの増加に相当する。以下はこの増加の主因である。

- ・ 2009年6月の法人発行(25億ドル)、2009年7月の既存株主に対する株式購入制度による発行(22億ドル)、ならびに2008年12月の2008年最終配当の配当再投資制度(DRP)およびボーナスオプション制度(BOP)不参加分の引受(10億ドル)による、貸借対照表強化のために利用された追加普通株発行57億ドル(+207ベース・ポイント)
- ・ 非中核事業項目および一回限りの項目マイナス8億ドル(-30ベース・ポイント)を含む、優先株配当を配当後の法定利益29億ドル(+106ベース・ポイント)
- ・ DRPおよびBOP制度による予想再投資額控除後の普通株式配当コミットメント16億ドル(-59ベース・ポイント)
- ・ 為替相場の変動による影響を除く、リスク・アセット(RWA)の減少は192億ドルであった。その原因は以下の通りである。
  - ポートフォリオ縮小および構成(+36ベース・ポイント)
  - 適格引当金の不足に対するRWAおよび期待損失の増加を含むリスクの移行(-34ベース・ポイント)
  - ポートフォリオのデータ見直し(+52ベース・ポイント)
  - 非信用リスクRWAの低下(+9ベース・ポイント)
- ・ 為替相場の変動による影響を除く、資産運用事業、関連会社および商業活動への投資/利益留保の増加(-14ベース・ポイント)
- ・ 主として、関連会社における想定のれん代およびその他株式投資のTier 1資本控除からTier 1およびTier 2資本からの50/50の控除への変更などの多数の項目の慎重な扱いにおける変化(+29ベース・ポイント)
- ・ ハイブリッドTier 1資本の償還6億ドル(-22ベース・ポイント)
- ・ その他項目(正味、-25ベース・ポイント)には以下が含まれる。主にハイブリッドTier 1商品への為替相場の変動の影響(-15ベース・ポイント)、ソフトウェア資産計上費用の変化(-8ベース・ポイント)、純繰延税金資産(-8ベース・ポイント)、年金不足額(-5ベース・ポイント)、ANZ信用スプレッドの値洗い低下(+6ベース・ポイント)、その他控除(+5ベース・ポイント)

2009年8月、ANZは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドから特定のアジア資産を購入するつもりであると発表した。パーゼルの標準的手法をRWAおよび取引費用へ適用すると、Tier 1自己資本は約34ベース・ポイント減少する。これらの取引は、各法域において規制認可の対象となり、2009年後半から漸進的に完了しつつある。ANZは、2009年11月23日にフィリピンの、また2009年12月7日にベトナムの、RBS事業の買収をそれぞれ完了し、規制認可を条件として、ANZは2010年半ばまでに残りの市場において買収を完了する予定である。



2009年9月、ANZは、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-ING富裕層資産運用および生命保険のジョイントベンチャーに対する51%の持分の全所有権を取得することでINGグループと合意したと発表した。17億6,000万ドル（取引費用を含む）の購入価格に基づくと、Tier 1 資本は、資本控除の再構成を含め、Tier 1 資本の約76ベース・ポイントすなわち19億ドルの減少となる。この取引はオーストラリアおよびニュージーランドにおいて規制認可の対象となり、2009年第4四半期に完了した。

これらの取引が2009年9月30日より前に完了したと仮定した場合には、ANZの見積もりTier 1 比率は9.5%となり、見積もり資本比率合計は12.4%となる。

### ハイブリッド資本およびTier 1 資本

当グループは、当グループの自己資本をさらに強化し、中核的Tier 1 資本ポジションを補完して、APRAの自己資本に係る健全性要件の遵守を確実にし、当グループのTier 1 運用目標を達成するために、ハイブリッドTier 1 資本を調達する。適格のハイブリッド資本総額は剰余Tier 1 資本とも呼ばれ、Tier 1 資本の25%に制限される。剰余Tier 1 資本の下位分類である革新的なTier 1 資本は、Tier 1 資本の15%に制限される。2009年9月30日現在、ANZのハイブリッド利用および商品の詳細は以下の通りであった。

証券	(単位：百万ドル)	正味Tier 1 資本 に占める割合	限度	発行通貨建て金額	会計 分類	金利
英国ハイブリッド	820			450百万英ポンド	債券	クーポン6.540%
ANZ転換優先株式	1,081			1,081百万ドル	債券	90日BBSW+2.500% (総支払額相当)
<b>非革新的証券</b>	<b>1,901</b>					
ユーロ信託証券	871			500百万ユーロ	持分 証券	Euribor(3か月)+0.660%
米国信託証券	1,251			1,100百万米ドル	債券	トランシュ1 (350百万米ドル) クーポン：4.484% トランシュ2 (750百万米ドル) クーポン：5.360%
<b>革新的証券</b>	<b>2,122</b>	<b>8.0%</b>	<b>15%</b>			
<b>剰余Tier 1 資本</b>	<b>4,023</b>	<b>15.1%</b>	<b>25%</b>			

### (12) 繰延取得費用および繰延利益

当グループは、利付資産の取得に関連した繰延取得費用を資産として認識している。当グループではまた、オリジネートした金融商品の利回りに不可欠な繰延利益も、増分直接費用を除いて認識している。この利益は繰延べられ、AASB第139号「金融商品：認識および測定」に基づく金融商品の予想耐用年数にわたり純利息収益として認識される。

繰延取得費用および繰延利益の残高は以下のとおりである。

	繰延取得費用 <sup>(1)</sup>			繰延利益		
	2009年9月	2009年3月	2008年9月	2009年9月	2009年3月	2008年9月
	(百万ドル)					
オーストラリア部門 <sup>(2)</sup>	530	562	548	310	308	262
ニュージーランド部門	64	78	91	43	45	46
アジア太平洋、ヨーロッパおよびア メリカ部門	3	3	3	38	50	43
<b>合計</b>	<b>597</b>	<b>643</b>	<b>642</b>	<b>391</b>	<b>403</b>	<b>351</b>

注：(1) 繰延取得費用に含まれるのは、主にオーストラリアおよびニュージーランド事業部門の各事業部門において資産化、償却された仲介手数料額である。繰延取得費用には、資産化された借入による資金調達費用も含まれる。

(2) Esandaの繰延取得費用である2億8,800万ドル（2009年3月：3億1,100万ドル、2008年9月：3億1,200万ドル）およびEsandaの繰延利益である5,200万ドル（2009年3月：5,100万ドル、2008年9月：5,100万ドル）を含む。

#### 繰延取得費用分析：

	2009年9月終了年度		2008年9月終了年度	
	償却費用	資産化費用 <sup>(1)</sup>	償却費用	資産化費用 <sup>(1)</sup>
	(百万ドル)			
オーストラリア部門 <sup>(2)</sup>	326	308	283	334
ニュージーランド事業	46	19	48	36

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメ

リカ部門	2	2	1	2
合計	374	329	332	372

注：(1) 当該年度中の資産化費用は、長期分割仲介手数料を除く。

(2) 償却方法の改良による引当金1,900万ドルを含むEsandaの償却費用である2億1,700万ドル(2008年9月：1億9,500万ドル)およびEsandaの資産化費用である1億9,300万ドル(2008年9月：2億800万ドル)を含む。

**(13) ソフトウェアの資産化**

2009年9月30日の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用として8億4,900万ドルが含まれている。増加は、現金管理プラットフォーム、アジア・バンキング・システム、リテール貸付自動化およびマネーロンダリング・システム等中核インフラへの投資を反映している。詳細は下表のとおりである。

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	終了年度
	(百万ドル)		増減率	(百万ドル)		増減率
			(%)			(%)
期首残高	723	625	16	625	462	35
当期中に資産化されたソフトウェア	223	188	19	411	286	44
当期償却費	(77)	(83)	-7	(160)	(121)	32
ソフトウェア償却費	(20)	(7)	大	(27)	(2)	大
<b>ソフトウェアの資産化合計</b>	<b>849</b>	<b>723</b>	<b>17</b>	<b>849</b>	<b>625</b>	<b>36</b>

[次へ](#)

## B. セグメント別業績検討

## セグメント別業績

	2009年		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2008年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	9月中間期	3月中間期	(%)	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>純利益</b>						
オーストラリア部門	1,416	668	大	2,084	2,107	-1
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	301	399	-25	700	381	84
ニュージーランド部門	(191)	350	大	159	831	-81
	1,526	1,417	8	2,943	3,319	-11

	2009年		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2008年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	9月中間期	3月中間期	(%)	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>基本利益</b>						
オーストラリア部門	1,476	1,084	36	2,560	2,267	13
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	285	414	-31	699	386	81
ニュージーランド部門	103	410	-75	513	773	-34
	1,864	1,908	-2	3,772	3,426	10

## 損益計算書（前年度・前中間期の数字は為替相場変動の影響を除去して調整済）

	2009年		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2008年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	9月中間期	3月中間期	(%)	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>基本利益</b>						
オーストラリア部門	1,476	1,112	33	2,560	2,246	14
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	285	340	-16	699	450	55
ニュージーランド部門	103	396	-74	513	752	-32
基本利益	1,864	1,848	1	3,772	3,448	9
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(338)	(487)	-31	(829)	(104)	大
<b>利益</b>	1,526	1,361	12	2,943	3,344	-12
報告済純利益への為替の影響 <sup>(2)</sup>	-	56	-100	-	(25)	-100
<b>報告済純利益</b>	1,526	1,417	8	2,943	3,319	-11

## 2008年9月終了年度比

	2009年9月終了年度					2008年9月終了年度				
	収益	費用	PBP <sup>(3)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(4)</sup>	税引後 純利益	収益	費用	PBP <sup>(3)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(4)</sup>	税引後 純利益
	(百万ドル)					(%)				
オーストラリア部門	9,762	4,034	5,728	2,053	2,560	14	10	18	23	13

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	1,967	852	1,115	276	699	63	54	70	57	81
ニュージーランド部門	2,638	1,182	1,456	727	513	3	1	5	大	-34
合計	14,367	6,068	8,299	3,056	3,772	17	12	20	46	10
ニュージーランド部門(百万ニュージーランドドル)	3,231	1,448	1,783	889	628	6	4	8	大	-32

注：(1) 当グループの継続事業活動の業績を反映するために調整済。調整の説明については、上記A(1)を参照。

(2) ANZは投資家に現地通貨建ての事業ユニットの業績をわかりやすく示すために、為替相場の変動の影響を除去している。再換算は収益ヘッジ利益を控除している。

(3) PBP(引当金控除前利益)は貸倒引当金および法人税控除前利益である。

(4) 貸倒引当金

## オーストラリア地域

	2009年9月 中間期	2009年3月 中間期	2009年9月中 間期対2009年 3月中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月終 了年度対2008 年9月終了年 度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	3,697	3,388	9	7,085	5,677	25
その他外部営業利益	1,512	1,165	30	2,677	2,849	-6
営業利益	5,209	4,553	14	9,762	8,526	14
営業費用	(2,116)	(1,918)	10	(4,034)	(3,677)	10
貸倒引当金および法人税控除前 利益	3,093	2,635	17	5,728	4,849	18
貸倒引当金	(981)	(1,072)	-8	(2,053)	(1,663)	23
税引前利益	2,112	1,563	35	3,675	3,186	15
法人税	(637)	(476)	34	(1,113)	(917)	21
少数株主持分	1	(3)	大	(2)	(2)	0
<b>基本利益</b>	<b>1,476</b>	<b>1,084</b>	<b>36</b>	<b>2,560</b>	<b>2,267</b>	<b>13</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(60)	(416)	-86	(476)	(160)	大
<b>純利益</b>	<b>1,416</b>	<b>668</b>	<b>大</b>	<b>2,084</b>	<b>2,107</b>	<b>-1</b>

## 構成：

リテール	747	620	20	1,367	1,213	13
商業	329	302	9	631	618	2
富裕層	7	16	-56	23	153	-85
その他	-	-	該当なし	-	-	該当なし
オーストラリア部門	1,083	938	15	2,021	1,984	2
法人	396	259	53	655	325	大
グループ・センター	(3)	(113)	-97	(116)	(42)	大
<b>基本利益</b>	<b>1,476</b>	<b>1,084</b>	<b>36</b>	<b>2,560</b>	<b>2,267</b>	<b>13</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(60)	(416)	-86	(476)	(160)	大
<b>純利益</b>	<b>1,416</b>	<b>668</b>	<b>大</b>	<b>2,084</b>	<b>2,107</b>	<b>-1</b>

## 貸借対照表

正味貸付金および前渡金(支払 承諾見返を含む)	247,148	252,479	-2	247,148	246,387	0
その他外部資産	77,594	90,551	-14	77,594	74,152	5
外部資産	324,742	343,030	-5	324,742	320,539	1

顧客預金	153,481	147,464	4	153,481	132,665	16
その他預金および借入金	40,769	45,005	-9	40,769	50,975	-20
預金およびその他借入金	194,250	192,469	1	194,250	183,640	6
その他外部負債	118,338	142,181	-17	118,338	124,140	-5
外部負債	312,588	334,650	-7	312,588	307,780	2
リスク・アセット	163,902	185,571	-12	163,902	180,273	-9
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	248,628	251,946	-1	250,283	233,643	7
平均預金およびその他借入金	188,680	191,473	-1	190,072	170,732	11

## 比率

純平均預貸利鞘(%)	2.48	2.28		2.38	2.09	
純平均預貸利鞘(デリバティブ のキャッシュフローを除く) (%)	2.42	2.20		2.31	2.13	
営業利益に対する営業費用 (%)	40.6	42.1		41.3	43.1	
平均資産に対する営業費用 (%)	1.23	1.06		1.14	1.22	
個別引当金繰入額 <sup>(2)</sup>	897	1,290	-30	2,187	988	大
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額 <sup>(2)</sup> の割合(%)	0.72	1.03		0.87	0.42	
一括引当金繰入額	84	(218)	大	(134)	675	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額の割合(%)	0.07	-0.17		-0.05	0.29	
不良債権純額	2,171	1,889	15	2,171	819	大
正味貸付金に対する不良債権純 額の割合(%)	0.88	0.75		0.88	0.33	
従業員合計	20,231	19,877	2	20,231	20,278	0

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照。

(2) 7,600万ドルの不履行または減損した融資残高に対する信用評価の調整(2008年度：1億8,500万ドル、2009年9月中間期：1,500万ドルの戻入れ、2009年3月中間期：9,100万ドル)を含む。

## 2008年9月終了年度比

	2009年9月終了年度					増加率				
	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益
	(百万ドル)					(%)				
リテール	4,060	1,669	2,391	437	1,367	12	4	17	43	13
商業	2,084	799	1,285	380	631	13	6	17	83	2
富裕層	347	279	68	67	23	-21	2	-59	大	-85
その他	10	10	-	-	-	-33	-29	-100	-100	該当なし
オーストラリア部										
門	6,501	2,757	3,744	884	2,021	9	4	13	71	2
法人	3,145	1,025	2,120	1,191	655	28	21	32	4	大
グループ・セン ター	116	252	(136)	(22)	(116)	-9	34	大	該当なし	大
<b>基本利益</b>	9,762	4,034	5,728	2,053	2,560	14	10	18	23	13
法定利益と基本利 益との調整	(540)	139	(679)	(44)	(476)	大	-46	35	-75	大
<b>オーストラリア</b>	9,222	4,173	5,049	2,009	2,084	11	6	16	35	-1

注：(1) PBP(引当金控除前利益)は貸倒引当金および法人税控除前利益である。

(2) 貸倒引当金

	2009年		2009年 9月	2009年 9月		2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年 9月	2008年 9月	2009年 9月
	(百万ドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
<b>個別引当金繰入額</b>						
<b>リテール</b>	204	181	13	385	275	40
預金	7	10	-30	17	14	21
モーゲージ	17	19	-11	36	19	89
消費者カードおよび無担保貸付	165	147	12	312	237	32
その他	15	5	大	20	5	大
<b>商業</b>	171	146	17	317	144	大
Esanda	79	80	-1	159	82	94
地方商業銀行業	14	11	27	25	10	大
企業銀行業	46	32	44	78	30	大
小企業銀行業	32	23	39	55	22	大
<b>富裕層</b>	26	11	大	37	4	大
<b>法人</b>	496	952	-48	1,448	565	大
トランザクション・バンキング	70	90	-22	160	111	44
専門融資（リレーションシップ貸付を含む）	440	771	-43	1,211	236	大
グローバル・マーケット	(14)	91	大	77	126	-39
その他	-	-	該当なし	-	92	-100
	897	1,290	-30	2,187	988	大

	2009年		2009年 9月	2009年 9月		2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年 9月	2008年 9月	2009年 9月
	(百万ドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ドル)		(%)
<b>一括引当金繰入額</b>						
<b>リテール</b>	5	47	-89	52	31	68
預金	-	1	-100	1	-	該当なし
モーゲージ	15	2	大	17	3	大
消費者カードおよび無担保貸付	(2)	40	大	38	24	58
その他	(8)	4	大	(4)	4	大
<b>商業</b>	3	60	-95	63	64	-2
Esanda	10	33	-70	43	1	大
地方商業銀行業	6	8	-25	14	15	-7
企業銀行業	(8)	11	大	3	34	-91
小企業銀行業	(5)	8	大	3	14	-79
<b>富裕層</b>	29	1	大	30	-	該当なし
<b>法人</b>	69	(326)	大	(257)	580	大
トランザクション・バンキング	40	(100)	大	(60)	100	大
専門融資（リレーションシップ貸付を含む）	23	(223)	大	(200)	448	大
グローバル・マーケット	6	(3)	大	3	32	-91
<b>グループ・センター</b>	(22)	-	該当なし	(22)	-	該当なし
	84	(218)	大	(134)	675	大

	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期対 2009年 3月 中間期 増減率	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）</b>						
<b>リテール</b>	151,129	145,899	4	151,129	137,772	10
モーゲージ	141,367	136,534	4	141,367	128,691	10
消費者カードおよび無担保貸 付	9,258	8,932	4	9,258	8,658	7
その他	504	433	16	504	423	19
<b>商業</b>	43,817	43,752	0	43,817	43,798	0
Esanda	14,716	14,820	-1	14,716	15,112	-3
地方商業銀行業	11,320	10,846	4	11,320	10,776	5
企業銀行業	14,494	15,025	-4	14,494	15,147	-4
小企業銀行業	3,287	3,061	7	3,287	2,763	19
<b>富裕層</b>	2,810	2,603	8	2,810	3,311	-15
<b>法人</b>	49,392	60,225	-18	49,392	61,506	-20
トランザクション・バンキン グ	1,650	2,090	-21	1,650	2,580	-36
専門融資（リレーションシッ プ貸付を含む）	45,907	54,030	-15	45,907	53,745	-15
グローバル・マーケット	1,835	4,105	-55	1,835	5,181	-65
	247,148	252,479	-2	247,148	246,387	0

	2009年	2009年	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月	2009年 9月
	9月中間期	3月中間期	中間期対 2009年 3月 中間期 増減率	2009年 9月 終了年度	2008年 9月 終了年度	2009年 9月 終了年度対 2008年 9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
<b>顧客預金</b>						
<b>リテール</b>	76,046	69,196	10	76,046	59,405	28
モーゲージ	9,049	8,520	6	9,049	7,996	13
消費者カードおよび無担保貸 付	350	305	15	350	306	14
預金	66,567	60,318	10	66,567	51,051	30
その他	80	53	51	80	52	54
<b>商業</b>	27,116	28,604	-5	27,116	29,566	-8
Esanda	2,041	6,051	-66	2,041	8,306	-75
地方商業銀行業	4,174	3,755	11	4,174	3,502	19
企業銀行業	12,002	10,988	9	12,002	10,862	10
小企業銀行業	8,899	7,810	14	8,899	6,896	29
<b>富裕層</b>	1,348	1,175	15	1,348	1,180	14
<b>法人</b>	48,945	48,409	1	48,945	42,270	16
トランザクション・バンキン グ	36,475	33,741	8	36,475	32,470	12
グローバル・マーケット	11,978	14,097	-15	11,978	9,338	28
その他	492	571	-14	492	462	6
<b>グループ・センター</b>	26	80	-68	26	244	-89
	153,481	147,464	4	153,481	132,665	16

オーストラリア部門



	2009年9月		2009年9月 対2009年 3月中間 増減率 (%)	2009年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
	中間期	2009年3月 中間期		2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	2,519	2,358	7	4,877	4,244	15
その他外部営業利益	845	779	8	1,624	1,699	-4
営業利益	3,364	3,137	7	6,501	5,943	9
営業費用	(1,397)	(1,360)	3	(2,757)	(2,643)	4
貸倒引当金および法人税控除前利益	1,967	1,777	11	3,744	3,300	13
貸倒引当金	(438)	(446)	-2	(884)	(518)	71
税引前利益	1,529	1,331	15	2,860	2,782	3
法人税および少数株主持分	(446)	(393)	13	(839)	(798)	5
<b>基本利益</b>	<b>1,083</b>	<b>938</b>	<b>15</b>	<b>2,021</b>	<b>1,984</b>	<b>2</b>
リスク・アセット	74,248	77,195	-4	74,248	75,360	-1
平均正味貸付金および前渡金(支払 承諾見返を含む)	194,979	189,090	3	192,042	175,112	10
平均預金およびその他借入金	101,182	98,018	3	99,605	88,649	12

## 比率

純預貸利鞘(%)	2.56	2.48		2.52	2.40	
平均資産利益率(%)	1.08	0.97		1.03	1.10	
営業利益に対する営業費用(%)	41.5	43.4		42.4	44.5	
平均資産に対する営業費用(%)	1.40	1.41		1.40	1.47	
個別引当金繰入額	400	339	18	739	423	75
平均正味貸付金に対する個別引当金 繰入額の割合(%)	0.41	0.36		0.38	0.24	
一括引当金繰入額	38	107	-64	145	95	53
平均正味貸付金に対する一括引当金 繰入額の割合(%)	0.04	0.11		0.08	0.05	
不良債権純額	424	292	45	424	194	大
正味貸付金に対する不良債権純額の 割合(%)	0.21	0.15		0.21	0.10	
従業員合計	14,306	14,373	0	14,306	14,535	-2
正味貸付金および前渡金(支払承諾 見返を含む)	197,757	192,254	3	197,757	184,880	7
預金およびその他借入金	104,876	100,927	4	104,876	93,366	12

## 2009年度の業績

オーストラリア地域の純利益は1%減少した。法定利益を継続事業活動を反映するために調整した後では、基本利益は13%増加した。

以下が基本利益に重大な影響を与えた。

- 純利息収益は純預貸利鞘が29ベース・ポイント上昇したことにより、25%増加した。他方、平均正味貸付金は7%増加し、平均預金は11%成長した。未実現のトレーディング益(トレーディング収益の減少により相殺)に関連する資金調達利益の増加は、11ベース・ポイントのプラスの影響を与えた。これを除くと、リスク価格の改定および資金調達コストの上昇の回収を反映したオーストラリア部門のリテールおよび商業の利鞘上昇、および企業貸付帳簿の価格改定およびマーケットの金利リスク管理を反映した法人オーストラリアの利鞘上昇により、利鞘は18ベース・ポイント改善した。貸借対照表の量的成長は、リテールの顧客預金が市場シェアの上昇を反映し28%増加したこと、またモーゲージの正味貸付金が10%上昇したことで、オーストラリア部門が牽引した。
- その他外部営業利益は6%減少した。純利息収益のデリバティブによる資金調達利益に対する相殺を除くと、その他営業利益は、不安定な市場で生み出される好調なトレーディング収入および売上げならびに主に預金セグメントの手数料収入によるリテールの順調な成長により、5%増加した。これは、富裕層における投資収益および顧問利益からの収益の低

下、ならびにINGA事業からの貢献の減少により一部相殺された（下記「INGA」を参照）。

- ・ 営業費用は10%、3億5,700万ドル増加した。法人オーストラリアは、主にフロントライン・スタッフおよびシステムへの投資、給与上昇および報酬コストにより、21%、1億7,800万ドルの増加であった。オーストラリア部門は、サービス提供および徴収分野における人件費関連の費用増、給与上昇、土地建物費用およびシステム投資が、生産性、再編および海外活動による節約により相殺されて、1億1,400万ドル、4%増加した。グループ・センターの6,100万ドルの増加は、再編成活動に関する支出増が含まれている。
- ・ 貸倒引当金は3億9,000万ドル（23%）増加した。個別引当金繰入額は、すべてのポートフォリオを通じての損失率の上昇および破産、清算の増加およびリテールの転売オプションの著しい減少が原因となり、11億9,900万ドル増加した。さらに、法人オーストラリアにおいて、数件の巨額特定引当金が必要であった。一括引当金繰入額は、実際の損失が具体化し、法人オーストラリアにおいて2009年に個別引当金繰入額を通じて使用されたため、2008年に引当てた一括引当金の取崩しにより8億900万ドル減少した。これは、支払延滞および破産の増加によるカードのポートフォリオ内の増加ならびにリスクの悪化に起因してEsandaおよび富裕層により、一部相殺された。

## INGA

	2009年9月 中間期対 2009年3月		2009年9月 中間期 増減率 (%)	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度		2009年9月 終了年度 増減率 (%)
	2009年 9月中間期 (百万ドル)	2009年 3月中間期 (百万ドル)		2009年9月 終了年度 (百万ドル)	2008年9月 終了年度 (百万ドル)	
富裕層資産運用収入	211	191	10	402	497	-19
保険収入						
- 予定利鞘	168	161	4	329	303	9
- 経験利益 <sup>(1)</sup>	(15)	14	大	(1)	17	大
- 仮定変更 <sup>(1)</sup>	-	19	-100	19	8	大
営業利益	364	385	-5	749	825	-9
富裕層資産運用費用	(144)	(144)	0	(288)	(303)	-5
保険費用	(75)	(75)	0	(150)	(157)	-4
修正費用 <sup>(2)</sup>	(4)	(2)	100	(6)	(8)	-25
資産計上したソフトウェアの減 価償却費	-	(25)	-100	(25)	-	該当なし
営業利益に対する総税額	(41)	(43)	-5	(84)	(86)	-2
<b>資本投資利益考慮前税引後利益</b>	100	96	4	196	271	-28
税引後資本投資利益 <sup>(3)</sup>	2	(50)	大	(48)	(18)	大
<b>少数株主持分控除前税引後利益</b>	102	46	大	148	253	-42
少数株主持分	-	1	-100	1	-	該当なし
<b>純利益</b>	102	47	大	149	253	-41

## ANZの持分

ANZの持分（49%）	50	23	大	73	124	-41
正味資金調達	(13)	(15)	-13	(28)	(29)	-3
ANZの純利益	37	8	大	45	95	-53
投資簿価 <sup>(4)</sup>	1,649	1,619	2	1,649	1,589	4
ANZの投資年間利益率（%）	4.5	1.0		2.7	6.0	

## 100%（ING全体）でみた業績測定

新規事業価値 <sup>(5)</sup>	60	52	15	112	107	5
コスト収益率 <sup>(6)</sup> （%）	60.2	56.9		58.5	55.8	
富裕層資産運用						
リテールおよびメザニン	24,125	21,126	14	24,125	26,726	-10
Employer Super	11,211	9,325	20	11,211	10,490	7
Oasis	5,383	3,574	51	5,383	4,674	15

## 富裕層資産運用ネットフロー

	1,820	248	大	2,068	886	大
保険：(有効なもの)						
グループ・リスク	410	427	-4	410	374	10
個別リスク	581	542	7	581	501	16
新規保険料	121	123	-2	244	230	6
	2009年9月 終了年度	流入 フロー		流出 フロー	その他 フロー <sup>(7)</sup>	2008年9月 終了年度

## 富裕層資産運用のキャッシュフロー

ロー					
ワンアンサー(OneAnswer)	16,687	2,390	(2,182)	(1,476)	17,955
その他個人投資	5,950	313	(790)	(308)	6,735
メザニン	1,488	350	(688)	(210)	2,036
Employer Super	11,211	2,518	(854)	(943)	10,490
Oasis	5,383	1,645	(634)	(304)	4,676
合計	40,719	7,216	(5,148)	(3,241)	41,892

注：(1) 経験利益変動とは、予定と異なる実際の経験、主に死亡や疾病により発生する利益または損失である。仮定変更とは、評価方法や最良の推定値の変化により生じた利益または損失である。

(2) 修正費用は、営業上の欠損金を修正するために負担した費用を表す。

(3) 税引後資本投資利益は、株主投資資産、年金および資本保証商品の値洗い利益/(損失)、ならびに株主ローンの利息を含む。

(4) INGAの投資簿価は、INGAの回収可能額に対して減損があるかを検証されている。INGAは、2008年12月31日におけるINGAの経済価値(EV)の保険数理上の評価を行った。経済上の評価は割引キャッシュフロー法(公正価値とは異なる可能性がある。)に基づいたものである。当グループは、INGAの評価の妥当性(方法、推定、計算、評価結果の妥当性を含む)の独立審査を提供するErnst&Young ABC Pty Ltd社を雇用した。EVは当グループの簿価を超過していた。

(5) 新規事業価値とは、期間中に記載された新規事業により発生する将来の利益の現在価値から、同新規事業に向けられる資本コストの現在価値を差し引いたものである。これには、関連するいかなるインビューテーション方式による税額控除の価値も含まれない。前期の比較数値は、2009年度に適用されるのと一貫した割引率を用いて報告される。

(6) コスト収益率は、総収益に対する管理費(修正費用および資産計上したソフトウェアの減価償却費を除く)である。

(7) その他フローは、税引後投資利益、手数料、分配およびタイミングを含む。

## 2009年度の業績

INGAは2009年においてその事業の多様性を通じて回復力を示した。世界的な信用危機の影響の残る中、投資市場の継続する不安定さは、富裕層の業務からの手数料収入減少および資本投資利益の減少の双方のために収入に悪影響を与えた。しかし、保険業務は競争市場の中で、確実な成長を示し、好調な業績をあげた。

中核的な支出は外部人材登用の凍結、チームの再編成および裁量的支出の全般的抑制を含む、各種施策の実施を受けて、十分に抑制された。

富裕層資産運用においては、顧客の管理資産は、本年度中に3%減少した。これは、純フローがプラスであったものの基本投資資産価格の悪化に起因する。顧客の管理資産残高平均の価値下落は、手数料収入およびその結果営業利益に悪影響を与えた。INGAは縮小する市場において管理資産の市場シェアを8.5%<sup>(1)</sup>へと拡大した。INGAはEmployer Superの供給者(コーポレート・スーパー商品は6年連続)の中では第1位(Heron Partnershipによる順位)を維持した。

保険業務は新規事業において6%の成長を享受し(前年において大きなグループ保険事故を含んだにもかかわらず)、他方有効保険料は13%成長した。有効保険料の増加はグループおよび個人生命保険業ならびに消費者信用保険の全体で達成された。

MLCによるAvivaオーストラリア・ホールディングスの富裕層資産運用および保険業務の買収の後、INGAは有効保険料総額で、MLCおよびCBAにそれぞれ続き、業界第3位(以前は第2位)である。INGAはそれでもなお、生命保険業界のリーダー的地位を維持し、2008年マネー・マネジメント/Dexx&r アドバイザー・チョイス・リスク・アワードにおいて総合的なリスク・カンパニー・オブ・ザ・イヤーおよび2年連続で2009年AFRスマート・インベスターズ・ライフ・カンパニー・オブ・ザ・イヤーに選ばれた。

資本投資利益は、過去に終了した帳簿上の資本保証債務を満たすために負担した値洗い損失のために、大幅に減少した。その他の要因は、株式売却の実現損失およびポートフォリオのリスク排除の過程で負担した株主資本の上場資産信託部分であり、リスク排除ポートフォリオにおける利付債券の利回り低下が資本投資利益の低下の原因となった。低下の大半は3月中間期に起きた。

下記「第6 経理の状況」に記載の財務書類の注記50に注記されるとおり、2009年9月25日付で、当グループは、INGグループとの間で、オーストラリアおよびニュージーランドのANZ-ING富裕層資産運用および生命保険のジョイントベンチャーにおけるINGグループの51%の保有株式を17億6,000万ドルの対価で買収し、100%の株式を保有する合意に達したことを発表し

た。完了は規制当局の承認を含む各種条件に従い、2009暦年の第4四半期中に行われた。

注(1)市場統計の出典：Plan For Life - 2009年6月号

## アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	終了年度
	(百万ドル)		増減率	(百万ドル)		終了年度
			(%)			増減率
						(%)
純利息収益	399	447	-11	846	473	79
その他営業利益	497	624	-20	1,121	736	52
営業利益	896	1,071	-16	1,967	1,209	63
営業費用	(419)	(433)	-3	(852)	(554)	54
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	477	638	-25	1,115	655	70
貸倒引当金	(154)	(122)	26	(276)	(176)	57
税引前利益	323	516	-37	839	479	75
法人税	(39)	(101)	-61	(140)	(87)	61
少数株主持分	1	(1)	大	-	(6)	-100
<b>基本利益</b>	<b>285</b>	<b>414</b>	<b>-31</b>	<b>699</b>	<b>386</b>	<b>81</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	16	(15)	大	1	(5)	大
<b>純利益</b>	<b>301</b>	<b>399</b>	<b>-25</b>	<b>700</b>	<b>381</b>	<b>84</b>

### 構成：

リテール	10	8	25	18	41	-56
アジア・パートナーシップ	186	145	28	331	186	78
法人	159	292	-46	451	211	大
富裕層	(1)	(5)	-80	(6)	7	大
オペレーションおよびサポート	(64)	(28)	大	(92)	(12)	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	290	412	-30	702	433	62
その他	(5)	2	大	(3)	(47)	-94
<b>基本利益</b>	<b>285</b>	<b>414</b>	<b>-31</b>	<b>699</b>	<b>386</b>	<b>81</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	16	(15)	大	1	(5)	大
<b>純利益</b>	<b>301</b>	<b>399</b>	<b>-25</b>	<b>700</b>	<b>381</b>	<b>84</b>

### 地理的セグメント

アジア	180	198	-9	378	235	61
太平洋	64	90	-29	154	133	16
ヨーロッパおよびアメリカ	41	126	-67	167	18	大
<b>基本利益</b>	<b>285</b>	<b>414</b>	<b>-31</b>	<b>699</b>	<b>386</b>	<b>81</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	16	(15)	大	1	(5)	大
<b>純利益</b>	<b>301</b>	<b>399</b>	<b>-25</b>	<b>700</b>	<b>381</b>	<b>84</b>

### 貸借対照表

正味貸付および前渡（支払承諾見返を含む）	18,952	22,622	-16	18,952	21,364	-11
その他外部資産	31,448	30,050	5	31,448	27,504	14
外部資産	50,400	52,672	-4	50,400	48,868	3
顧客預金	30,487	29,627	3	30,487	22,530	35
その他預金および借入金	10,754	11,322	-5	10,754	13,028	-17

預金およびその他借入金	41,241	40,949	1	41,241	35,558	16
その他外部負債	8,370	8,937	-6	8,370	11,555	-28
外部負債	49,611	49,886	-1	49,611	47,113	5
リスク・アセット	33,259	40,063	-17	33,259	39,434	-16
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	19,832	24,310	-18	22,065	17,569	26
平均預金およびその他借入金	41,227	41,401	0	41,314	28,366	46

## 比率

純平均預貸利鞘(%)	1.70	1.69		1.70	1.23	
純平均預貸利鞘(デリバティブ のキャッシュフローを除く) (%)	1.72	1.70		1.71	1.53	
営業利益に対する営業費用 (%)	46.8	40.4		43.3	45.8	
平均資産に対する営業費用 (%)	1.53	1.44		1.48	1.24	
個別引当金 <sup>(2)</sup> 繰入額	58	63	-8	121	127	-5
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額 <sup>(3)</sup> の割合(%)	0.58	0.35		0.46	0.17	
一括引当金繰入額	96	59	63	155	49	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額の割合(%)	0.97	0.49		0.70	0.28	
不良債権純額	112	173	-35	112	122	-8
正味貸付金に対する不良債権純 額の割合(%)	0.59	0.76		0.59	0.57	
従業員総数	8,555	7,610	12	8,555	6,769	26

注：(1) 調整については上記A(1)を参照。

(2) 売却可能資産の減損費用2,000万ドル(2008年度：9,800万ドル、2009年9月中間期：0、2009年3月中間期2,000万ドル)を含む。

(3) この比率の目的では、個別引当金繰入額は売却可能資産の減損費用を含まない。

## 2008年9月終了年度比

	2009年9月終了年度					増加率				
	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益
	(百万ドル)					(%)				
リテール	445	331	114	86	18	23	29	8	大	-56
アジア・パート ナーシップ	347	10	337	-	331	74	11	77	該当なし	78
法人	1,172	418	754	140	451	69	56	77	11	大
富裕層	57	57	-	7	(6)	43	大	-100	大	大
オペレーションお よびサポート	(12)	75	(87)	19	(92)	大	大	大	該当なし	大
アジア太平洋、ヨー ロッパおよびアメ リカ部門	2,009	891	1,118	252	702	54	51	56	48	62
その他	(42)	(39)	(3)	24	(3)	-56	8	-95	大	-94
<b>基本利益</b>	<b>1,967</b>	<b>852</b>	<b>1,115</b>	<b>276</b>	<b>699</b>	<b>63</b>	<b>54</b>	<b>70</b>	<b>57</b>	<b>81</b>
法定利益と基本利 益との調整	(7)	(2)	(5)	(1)	1	大	100	大	大	大
<b>純利益</b>	<b>1,960</b>	<b>850</b>	<b>1,110</b>	<b>275</b>	<b>700</b>	<b>59</b>	<b>54</b>	<b>63</b>	<b>34</b>	<b>84</b>

## 2008年9月終了年度比

	2009年9月終了年度	増加率
--	-------------	-----

	(百万ドル)					(%)				
	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当金 <sup>(2)</sup>	税引後純利益	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当金 <sup>(2)</sup>	税引後純利益
アジア	1,082	557	525	123	378	85	93	77	大	61
太平洋	419	169	250	32	154	17	9	23	100	16
ヨーロッパおよび アメリカ	466	126	340	121	167	75	15	大	7	大
<b>基本利益</b>	<b>1,967</b>	<b>852</b>	<b>1,115</b>	<b>276</b>	<b>699</b>	<b>63</b>	<b>54</b>	<b>70</b>	<b>57</b>	<b>81</b>
法定利益と基本利益との調整	(7)	(2)	(5)	(1)	1	大	100	大	大	大
<b>純利益</b>	<b>1,960</b>	<b>850</b>	<b>1,110</b>	<b>275</b>	<b>700</b>	<b>59</b>	<b>54</b>	<b>63</b>	<b>34</b>	<b>84</b>

注：(1) PBP（引当金控除前利益）は貸倒引当金および法人税控除前利益である。

(2) 貸倒引当金

	2009年 9月中間期			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)			(%)		
<b>個別引当金繰入額</b>						
リテール	30	33	-9	63	34	85
アジア	22	24	-8	46	22	大
太平洋	8	9	-11	17	12	42
法人	26	29	-10	55	87	-37
トランザクション・バンキング	13	-	該当なし	13	(3)	大
専門融資（リレーシ ョンシップ貸付を含む）	15	6	大	21	23	-9
グローバル・マーケット	(2)	23	大	21	67	-69
富裕層	2	1	100	3	-	該当なし
その他	-	-	該当なし	-	6	-100
	58	63	-8	121	127	-5

	2009年 9月中間期			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)			(%)		
<b>個別引当金繰入額</b>						
アジア	48	25	92	73	19	大
太平洋	9	9	0	18	12	50
ヨーロッパおよびアメリカ	1	29	-97	30	96	-69
	58	63	-8	121	127	-5

	2009年 9月中間期			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)			(%)		
<b>一括引当金繰入額</b>						
リテール	10	13	-23	23	8	大
アジア	1	7	-86	8	4	100
太平洋	9	6	50	15	4	大
法人	43	42	2	85	39	大
トランザクション・バンキング	3	1	大	4	4	0
専門融資（リレーシ ョンシップ貸付を含む）	29	38	-24	67	34	97
グローバル・マーケット	11	3	大	14	1	大

富裕層	-	4	-100	4	2	100
オペレーションおよびサポート	19	-	該当なし	19	-	該当なし
その他	24	-	該当なし	24	-	該当なし
	96	59	63	155	49	大

## 一括引当金繰入額

アジア	26	25	4	51	28	82
太平洋	8	6	33	14	4	大
ヨーロッパおよびアメリカ	62	28	大	90	17	大
	96	59	63	155	49	大

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)

## 正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）

リテール	3,009	3,618	-17	3,009	3,113	-3
アジア	726	844	-14	726	719	1
太平洋	2,283	2,774	-18	2,283	2,394	-5
法人	14,670	17,536	-16	14,670	16,938	-13
トランザクション・バンキング	3,362	2,527	33	3,362	3,991	-16
専門融資（リレーションシップ貸付を含む）	10,785	14,267	-24	10,785	12,616	-15
その他	523	742	-30	523	331	58
富裕層	1,268	1,462	-13	1,268	1,308	-3
その他	5	6	-17	5	5	0
	18,952	22,622	-16	18,952	21,364	-11

## 正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）

アジア	10,099	10,156	-1	10,099	10,087	0
太平洋	2,283	2,774	-18	2,283	2,394	-5
ヨーロッパおよびアメリカ	6,570	9,692	-32	6,570	8,883	-26
	18,952	22,622	-16	18,952	21,364	-11

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)

## 顧客預金

リテール	5,620	6,059	-7	5,620	5,166	9
アジア	2,240	2,055	9	2,240	1,569	43
太平洋	3,380	4,004	-16	3,380	3,597	-6
法人	21,435	19,716	9	21,435	13,715	56
トランザクション・バンキング	7,608	4,242	79	7,608	338	大
グローバル・マーケット	13,443	14,843	-9	13,443	12,329	9
その他	384	631	-39	384	1,048	-63



富裕層	3,428	3,847	-11	3,428	3,644	-6
その他	4	5	-20	4	5	-20
	30,487	29,627	3	30,487	22,530	35

## 顧客預金

アジア	18,084	15,897	14	18,084	12,129	49
太平洋	3,379	4,004	-16	3,379	3,597	-6
ヨーロッパおよびアメリカ	9,024	9,726	-7	9,024	6,804	33
	30,487	29,627	3	30,487	22,530	35

## アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門

	2009年9月		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	中間期	2009年3月	中間期対	2009年9月	2008年9月	終了年度対
	2009年9月		2009年3月	2009年9月		2008年9月
	中間期		中間期	終了年度		終了年度
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	420	471	-11	891	570	56
その他外部営業利益	493	625	-21	1,118	735	52
営業利益	913	1,096	-17	2,009	1,305	54
営業費用	(439)	(452)	-3	(891)	(590)	51
貸倒引当金および法人税控除前利益	474	644	-26	1,118	715	56
貸倒引当金	(130)	(122)	7	(252)	(170)	48
税引前利益	344	522	-34	866	545	59
法人税および少数株主持分	(54)	(110)	-51	(164)	(112)	46
<b>基本利益</b>	290	412	-30	702	433	62

リスク・アセット	32,976	39,374	-16	32,976	38,857	-15
平均正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	19,832	24,310	-18	22,065	17,564	26
平均預金およびその他借入金	41,226	41,400	0	41,313	28,365	46

## 比率

純預貸利鞘（%）	1.90	1.85		1.87	1.52	
平均資産利益率（%）	1.15	1.43		1.30	1.02	
営業利益に対する営業費用（%）	48.1	41.2		44.4	45.2	
平均資産に対する営業費用（%）	1.74	1.57		1.65	1.39	
個別引当金 <sup>(1)</sup> 繰入額	59	62	-5	121	122	-1
平均正味貸付金に対する個別引当金繰入額 <sup>(2)</sup> の割合（%）	0.59	0.35		0.46	0.14	
一括引当金繰入額	71	60	18	131	48	大
平均正味貸付金に対する一括引当金繰入額の割合（%）	0.71	0.49		0.59	0.27	
不良債権純額	112	172	-35	112	122	-8
正味貸付金に対する不良債権純額の割合（%）	0.59	0.76		0.59	0.57	
従業員合計	5,703	5,247	9	5,703	4,718	21
正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	18,951	22,622	-16	18,951	21,364	-11
預金およびその他借入金	41,237	40,943	1	41,237	35,552	16

注：(1) 売却可能資産の減損費用2,000万ドル（2008年度：9,800万ドル、2009年9月中間期：0、2009年3月中間期2,000万ドル）を含む。  
また2008年9月中間期は、その他外部営業利益から貸倒引当金に分類を変更した2,900万ドルの不履行または減損した融資残高に関する信用評価の調整を含む。

(2) この比率の目的では、個別引当金繰入額は売却可能資産の減損費用を含まない。

## 2009年度の業績

特に本年度の初期において本地域の通貨の大きな変動に後押しされ、法人部門の事業の力強い成長により、純利益が84%（為替レートの影響を除外すると55%）成長した。フロント・オフィス販売能力への継続的投資がトレード・セールスにおいて著しい増加を生み出した。当グループのアジア・パートナーシップもまた、特に、中国の上海農村商業銀行（SRCB）および天津銀行（BoT）、マレーシアのAMMBホールディングスBerhad（AMMB）（貸倒引当金の必要額の査定が改善したことから過年度からのANZ持分利益の調整を含む）からの持分法会計利益の増加が牽引して業績に大きく貢献し、2009年3月中間期のベトナムのサイゴン証券会社（SSI）への投資の簿価に係る減損計上を相殺した。

インドネシア、ベトナムおよび中国という戦略上主要な市場への継続的な投資ならびに当グループの地域のオペレーティングおよびサポート機能構築の結果、営業費用は増加した。

業績に影響を与えた主要な要因は、以下である。

- 純利息収益は、グローバル・マーケット事業の著しい増加のため、79%（為替レートの影響を除外すると43%）増加した。正味貸付金は、当グループが貸借対照表のリスク低減を行ったため、対前年比11%減少したが、全体的な外部資産はマーケット活動の増加により3%上昇した。顧客預金は健全に35%増加し、預金貸付比率を160%へと改善させた。利鞘は47ベース・ポイント上昇して170ベース・ポイントになった。
- その他外部営業利益は52%（為替レートの影響を除外すると40%）増加し、そのうち半分以上はアジア・パートナーシップからの持分法会計利益（これには査定しなおした貸倒引当金の必要額による利益を含んでいた）が貢献した。手数料およびその他利益は、通貨市場の変動を利用したマーケット事業においてかなり増加した。
- 営業費用は、新規投資の組合わせおよび地域全体の従業員数の増加により、54%（為替レートの影響を除外すると32%）増加した。当グループは本地域のコア能力を引続き構築し、バンガロールのオペレーションおよび技術サポート・スタッフを増やしているため、従業員数は1,786人増加した。
- 貸倒引当金は、主にリスク格付の低下および2009年9月中間期の一括引当金計算の改善の結果の追加の4,300万ドルのために、57%（1億ドル）増加した。この追加計上は、この地域内で集中的に保有されている。

## ニュージーランド地域

以下の表はニュージーランド地域に関するニュージーランドドル建ての業績を示している。

豪ドル建ての業績は下記の表（ニュージーランド地域に関する豪ドル建ての業績）に示す。

	2009年9月 中間期対 2009年3月			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度		
	2009年 9月中間期 (百万ニュージーランドドル)	2009年 3月中間期 (百万ニュージーランドドル)	中間期 増減率 (%)	2009年9月 終了年度 (百万ニュージーランドドル)	2008年9月 終了年度 (百万ニュージーランドドル)	終了年度 増減率 (%)
純利息収益	1,114	1,188	-6	2,302	2,031	13
その他外部営業利益	413	516	-20	929	1,018	-9
営業利益	1,527	1,704	-10	3,231	3,049	6
営業費用	(734)	(714)	3	(1,448)	(1,398)	4
貸倒引当金および法人税控除前 利益	793	990	-20	1,783	1,651	8
貸倒引当金	(598)	(291)	大	(889)	(300)	大
税引前利益	195	699	-72	894	1,351	-34
法人税	(61)	(205)	-70	(266)	(430)	-38
<b>基本利益</b>	134	494	-73	628	921	-32
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(361)	(73)	大	(434)	69	大
<b>純利益/(損失)</b>	(227)	421	大	194	990	-80

## 構成：

リテール	72	168	-57	240	422	-43
商業	(14)	133	大	119	329	-64
富裕層	5	6	-17	11	29	-62
オペレーションおよびサポ ート	-	10	-100	10	6	67
ニュージーランド事業	63	317	-80	380	786	-52
法人	124	238	-48	362	279	30

その他	(53)	(61)	-13	(114)	(144)	-21
<b>基本利益</b>	134	494	-73	628	921	-32
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(361)	(73)	大	(434)	69	大
<b>純利益/(損失)</b>	(227)	421	大	194	990	-80

## 貸借対照表

正味貸付金および前渡金(支払 承諾見返を含む)	97,023	98,484	-1	97,023	97,836	-1
その他外部資産	26,464	30,248	-13	26,464	21,876	21
外部資産	123,487	128,732	-4	123,487	119,712	3
顧客預金	59,931	59,553	1	59,931	59,113	1
その他預金および借入金	11,829	13,066	-9	11,829	18,180	-35
預金およびその他借入金	71,760	72,619	-1	71,760	77,293	-7
その他外部負債	28,824	35,789	-19	28,824	28,671	1
外部負債	100,584	108,408	-7	100,584	105,964	-5
リスク・アセット	66,922	66,668	0	66,922	66,504	1
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	96,754	97,991	-1	97,371	92,546	5
平均預金およびその他借入金	72,222	76,561	-6	74,386	73,165	2

## 比率

純平均預貸利鞘(%)	2.03	2.14		2.09	1.96	
純平均預貸利鞘(デリバティブ のキャッシュフローを除く) (%)	2.05	2.04		2.04	2.04	
営業利益に対する営業費用 (%)	48.1	41.9		44.8	45.9	
平均資産に対する営業費用 (%)	1.15	1.09		1.12	1.24	
個別引当金 <sup>(2)</sup> 繰入額	404	214	89	618	188	大
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合(%)	0.83	0.44		0.63	0.20	
一括引当金繰入額	194	77	大	271	112	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額の割合(%)	0.40	0.16		0.28	0.12	
不良債権純額	711	337	大	711	195	大
正味貸付金に対する不良債権純 額の割合(%)	0.73	0.34		0.73	0.20	
従業員総数	8,879	9,028	-2	8,879	9,515	-7

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照のこと。

(2) 700万ニュージーランドドルの不履行または減損した融資残高に関する信用評価の調整(2008年度：0、2009年9月中間期：600万ニュージーランドドル、2009年3月中間期：100万ニュージーランドドル)を含む。

## 2008年9月終了年度比

	2009年9月終了年度					増加率				
	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益	収益	費用	PBP <sup>(1)</sup>	貸倒引当 金 <sup>(2)</sup>	税引後 純利益
	(百万ニュージーランドドル)					(%)				
リテール	1,612	916	696	354	240	-7	-1	-14	99	-43
商業	862	274	588	419	119	0	2	-1	大	-64
富裕層	55	41	14	5	11	-26	0	-58	該当なし	-62
オペレーションお よびサポート	26	16	10	-	10	大	大	0	該当なし	67

ニュージーランド										
事業	2,555	1,247	1,308	778	380	-4	2	-9	大	-52
法人	773	171	602	95	362	36	10	46	大	30
その他	(97)	30	(127)	16	(114)	-49	88	-38	該当なし	-21
<b>基本利益</b>	<b>3,231</b>	<b>1,448</b>	<b>1,783</b>	<b>889</b>	<b>628</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>大</b>	<b>-32</b>
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>										
	(258)	25	(283)	(8)	(434)	大	-39	大	大	大
<b>ニュージーランド</b>	<b>2,973</b>	<b>1,473</b>	<b>1,500</b>	<b>881</b>	<b>194</b>	<b>-6</b>	<b>2</b>	<b>-12</b>	<b>大</b>	<b>-80</b>

注：(1) PBP（引当金控除前利益）は貸倒引当金および法人税控除前利益である。

(2) 貸倒引当金

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	2009年9月
	(百万ニュージーランドドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)
<b>個別引当金繰入額</b>						
<b>リテール</b>	186	106	75	292	127	大
<b>商業</b>	165	104	59	269	61	大
コーポレートバンキングおよび商業向け銀行業務	107	74	45	181	43	大
地方銀行業務	40	12	大	52	4	大
その他	18	18	0	36	14	大
<b>法人</b>	50	2	大	52	-	該当なし
トランザクション・バンキング	45	-	該当なし	45	-	該当なし
グローバル・マーケット	5	2	大	7	-	該当なし
<b>富裕層</b>	3	2	50	5	-	該当なし
	404	214	89	618	188	大

	2009年		2009年9月	2009年9月		2009年9月
	9月中間期	3月中間期	中間期	2009年9月	2008年9月	2009年9月
	(百万ニュージーランドドル)		増減率	終了年度	終了年度	終了年度
			(%)	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)
<b>一括引当金繰入額</b>						
<b>リテール</b>	43	19	大	62	51	22
<b>商業</b>	134	16	大	150	47	大
コーポレートバンキングおよび商業向け銀行業務	68	12	大	80	35	大
地方銀行業務	69	1	大	70	4	大
その他	(3)	3	大	-	8	-100
<b>法人</b>	20	23	-13	43	14	大
トランザクション・バンキング	10	-	該当なし	10	-	該当なし
グローバル・マーケット	2	1	100	3	1	大
その他	8	22	-64	30	13	大
<b>その他</b>	(3)	19	大	16	-	該当なし
	194	77	大	271	112	大

	2009年9月 中間期対 2009年3月			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度 増減率
	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)
<b>正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）</b>						
<b>リテール</b>	52,443	52,688	0	52,443	52,700	0
<b>商業</b>	35,942	36,009	0	35,942	35,458	1
コーポレートバンキングおよび商業向け銀行業務	14,730	15,404	-4	14,730	15,506	-5
地方銀行業務	19,383	18,681	4	19,383	17,950	8
その他	1,829	1,924	-5	1,829	2,002	-9
<b>法人</b>	7,671	8,846	-13	7,671	8,795	-13
専門融資（リレーションシップ貸付を含む）	6,405	6,871	-7	6,405	7,339	-13
グローバル・マーケット	967	1,454	-33	967	710	36
その他	299	521	-43	299	746	-60
<b>富裕層</b>	967	941	3	967	883	10
	97,023	98,484	-1	97,023	97,836	-1

	2009年9月 中間期対 2009年3月			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度 増減率
	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)	(百万ニュージーランドドル)	(百万ニュージーランドドル)	(%)
<b>顧客預金</b>						
<b>リテール</b>	33,661	33,836	-1	33,661	32,674	3
<b>商業</b>	10,364	11,145	-7	10,364	11,466	-10
コーポレートバンキングおよび商業向け銀行業務	6,599	6,993	-6	6,599	7,065	-7
地方銀行業務	2,228	2,450	-9	2,228	2,718	-18
その他	1,537	1,702	-10	1,537	1,683	-9
<b>法人</b>	11,144	10,241	9	11,144	10,573	5
トランザクション・バンキング	5,479	5,735	-4	5,479	6,044	-9
グローバル・マーケット	5,665	4,506	26	5,665	4,529	25
<b>富裕層</b>	4,688	4,247	10	4,688	4,315	9
<b>その他</b>	74	84	-12	74	85	-13
	59,931	59,553	1	59,931	59,113	1

以下の表はニュージーランド地域に関する豪ドル建ての業績を示している。

ニュージーランドドル建ての業績は上記の表（ニュージーランド地域に関するニュージーランドドル建ての業績）に示す。

	2009年9月 中間期対 2009年3月			2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度		
	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	中間期 増減率	2009年9月 終了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
<b>純利息収益</b>	892	987	-10	1,879	1,705	10
<b>その他外部営業利益</b>	330	429	-23	759	855	-11

営業利益	1,222	1,416	-14	2,638	2,560	3
営業費用	(589)	(593)	-1	(1,182)	(1,175)	1
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	633	823	-23	1,456	1,385	5
貸倒引当金	(486)	(241)	大	(727)	(251)	大
税引前利益	147	582	-75	729	1,134	-36
法人税	(44)	(172)	-74	(216)	(361)	-40
<b>基本利益</b>	103	410	-75	513	773	-34
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(294)	(60)	大	(354)	58	大
<b>純利益/(損失)</b>	(191)	350	大	159	831	-81

## 構成：

リテール	57	139	-59	196	354	-45
商業	(13)	110	大	97	276	-65
富裕層	3	6	-50	9	24	-63
オペレーションおよびサポート	-	8	-100	8	5	60
ニュージーランド事業	47	263	-82	310	659	-53
法人	97	198	-51	295	235	26
その他	(41)	(51)	-20	(92)	(121)	-24
<b>基本利益</b>	103	410	-75	513	773	-34
法定利益と基本利益との調整 <sup>(1)</sup>	(294)	(60)	大	(354)	58	大
<b>純利益/(損失)</b>	(191)	350	大	159	831	-81

## 貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払						
承諾見返を含む）	79,605	81,614	-2	79,605	81,981	-3
その他外部資産	21,714	25,068	-13	21,714	18,330	18
外部資産	101,319	106,682	-5	101,319	100,311	1
顧客預金	49,173	49,353	0	49,173	49,534	-1
その他預金および借入金	9,705	10,827	-10	9,705	15,233	-36
預金およびその他の借入金	58,878	60,180	-2	58,878	64,767	-9
その他外部負債	23,650	29,659	-20	23,650	24,025	-2
外部負債	82,528	89,839	-8	82,528	88,792	-7
リスク・アセット	54,908	55,248	-1	54,908	55,727	-1
平均正味貸付金および前渡金						
（支払承諾見返を含む）	77,566	81,442	-5	79,499	77,652	2
平均預金およびその他の借入金	57,850	63,631	-9	60,733	61,391	-1

## 比率

純平均預貸利鞘（％）	2.03	2.14		2.09	1.96	
純平均預貸利鞘（デリバティブ						
のキャッシュフローを除く）						
（％）	2.05	2.04		2.04	2.04	
営業利益に対する営業費用 <sup>(1)</sup>						
（％）	48.1	41.9		44.8	45.9	
平均資産に対する営業費用 <sup>(1)</sup>						
（％）	1.15	1.09		1.12	1.24	
個別引当金 <sup>(2)</sup> 繰入額	328	178	84	506	157	大
平均正味貸付金に対する個別引						
当金繰入額の割合（％）	0.84	0.44		0.64	0.20	
一括引当金繰入額	158	63	大	221	94	大
平均正味貸付金に対する一括引						
当金繰入額の割合（％）	0.41	0.16		0.28	0.12	

不良債権純額	584	280	大	584	163	大
正味貸付金に対する不良債権純額の割合(%)	0.73	0.34		0.73	0.20	
従業員総数	8,879	9,028	-2	8,879	9,515	-7

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照のこと。

(2) 600万ドルの不履行または減損した融資残高に関する信用評価の調整(2008年度：0、2009年9月中間期：500万ドル、2009年3月中間期：100万ドル)を含む。

## ニュージーランド事業

	2009年		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率 (%)	2008年		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
	9月中間期 (百万ニュージーランド ドル)	3月中間期 (百万ニュージーランド ドル)		2009年9月 終了年度 (百万ニュージーランド ドル)	2008年9月 終了年度 (百万ニュージーランド ドル)	
純利息収益	944	992	-5	1,936	2,060	-6
その他外部営業利益	296	323	-8	619	611	1
営業利益	1,240	1,315	-6	2,555	2,671	-4
営業費用	(625)	(622)	0	(1,247)	(1,226)	2
貸倒引当金および法人税控除前 利益	615	693	-11	1,308	1,445	-9
貸倒引当金	(531)	(247)	大	(778)	(286)	大
税引前利益	84	446	-81	530	1,159	-54
法人税および少数株主持分	(21)	(129)	-84	(150)	(373)	-60
<b>基本利益(ニュージーランド ドル)</b>	<b>63</b>	<b>317</b>	<b>-80</b>	<b>380</b>	<b>786</b>	<b>-52</b>
リスク・アセット	53,459	51,330	4	53,459	51,075	5
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	89,508	89,448	0	89,478	85,059	5
平均預金およびその他借入金	55,828	59,690	-6	57,754	58,005	0

## 比率

純預貸利鞘(%)	2.08	2.20		2.14	2.40	
平均資産利益率(%)	0.13	0.69		0.41	0.90	
営業利益に対する営業費用 (%)	50.4	47.3		48.8	45.9	
平均資産に対する営業費用 (%)	1.33	1.35		1.34	1.41	
個別引当金繰入額	356	212	68	568	187	大
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合(%)	0.79	0.48		0.63	0.22	
一括引当金繰入額	175	35	大	210	99	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額の割合(%)	0.39	0.08		0.23	0.12	
不良債権純額	672	334	大	672	191	大
正味貸付金に対する不良債権純 額の割合(%)	0.75	0.37		0.75	0.21	
従業員総数	8,633	8,595	0	8,633	8,996	-4
正味貸付金および前渡金(支払 承諾見返を含む)	89,352	89,647	0	89,352	89,042	0
預金およびその他借入金	56,106	55,373	1	56,106	61,108	-8



## 2009年度の業績

ニュージーランドの景気低迷はオーストラリアが経験した低迷より長引いた。銀行業を取り巻く環境は2009年度を通じて厳しく、収入の伸びおよび引当金の両面からリテール、商業および富裕層事業の財務実績に大きく影響を与えた。しかし、世界的な市場の変動により法人マーケット事業に非常に良い業績をもたらすことができた。

純利益は、法定利益と基本利益の間のマイナスの調整（1億9,400万ニュージーランドドル）、すなわち主として導管体取引にかかる租税引当（上記A(1)参照）およびINGの投資家との和解により影響を受け、80%減少した。法定利益に達するための調整を除外すると、基本利益は32%減少した。これは主に、貸倒引当費用の税引後の増加4億2,100万ニュージーランドドルによるもので、信用サイクルの影響がすべての事業において感じられたためである。ニュージーランド事業の営業利益は、消費者および事業部門において進行中のレバレッジ解消により貸付の成長が抑制され、純預貸利鞘は預金競争の結果縮小し、4%減少した。しかし、法人事業は、上半期中の変動により与えられた機会をマーケット部門が利用したため、36%の収益増をもたらした。

- 純利息収益は13%増加した。あるいは、デリバティブおよび流動性ポジションからの純利息収益の2億2,600万ニュージーランドドルの増加（トレーディング収益の減少により相殺された）を調整後は2%増加した。この業績は、バランスシート（ミスマッチによる利益）の位置づけおよび高水準の留保資本による収益からの力強い貢献が後押しをしたが、当グループの中核となるリテールおよび商業事業において26ベース・ポイントの利鞘の縮小により緩和された。利鞘の縮小は、ホールセール資金調達スプレッドの上昇による預金競争の激化、貸付帳簿において固定金利モーゲージが優勢であるためのこれらのコスト転嫁の遅れ、ならびに顧客が金利低下の利益を受けるため行ったモーゲージの期限前弁済の係るブレイク・ファンディング・コストを反映した。
- 上記のデリバティブの構成変化および流動性の結果を除外すると、その他外部営業利益は主に好調なマーケットの業績を反映し、14%増加した。ニュージーランド事業のその他利益は1%増加し、銀行支店の売却およびリースバックにより助けられた（1,700万ニュージーランドドル）。リテールの手数料は、減速経済の中で消費者支出の減少により取引量が下落したため、一般に低調であった。
- 営業費用は4%増加した。コストは良好に管理され、昨年度に実施された事業再編成戦略からの利益ならびに裁量的支出の厳格な管理からの利益を反映する。これらは債務再編の一環としての子会社買収のコスト増加、法人部門の高い報酬費用および事業再編成費用の上昇を相殺した。
- 貸倒引当金は、事業全体に信用サイクルの影響があった結果、5億8,900万ニュージーランドドル増加した。個別引当金繰入額は4億3,000万ニュージーランドドル増加した。これは2008年には損失比率が20ベース・ポイントと比較的低水準であったが2009年には63ベース・ポイントへと上昇したことを反映する。これは主に帳簿書類全体の悪化によるものであり、2008年の比較的低い水準にもかかわらず、最も増加したのは商業事業である。法人部門の5,200万ニュージーランドドルの増加は、主に1件の融資残高に関連するものである。一括引当金の繰入額は、景気循環リスクの調整が下半期に計上された結果、商業事業が最大の増加（1億300万ニュージーランドドル）を示し、1億5,900万ドル増加した。総引当金カバレッジ（保有引当金総額の信用リスク・アセットに対する比率）は、2008年の1.11%から上昇し、2009年9月現在は2.12%であった。

## 法人部門

法人部門は、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの顧客に、トランザクション・バンキング、専門融資およびグローバル・マーケットの範囲で専門的商品およびサービスを3つの地域区分すべてを横断して提供する業務を行うため、独立したセグメントとして含まれている。法人部門の業績は、このセグメントが社内の管理されている方法と一致して、該当する地域においても報告されている。

	2009年		2009年9		2009年9	
	9月中間期	3月中間期	3月中間期	9月中間期	9月中間期	9月中間期
	(百万ドル)		増減率	(百万ドル)		増減率
			(%)			(%)
純利息収益	1,478	1,563	-5	3,041	1,823	67
その他外部営業利益	953	954	0	1,907	1,801	6
営業利益	2,431	2,517	-3	4,948	3,624	37
営業費用	(841)	(742)	13	(1,583)	(1,245)	27
貸倒引当金および法人税控除前利益	1,590	1,775	-10	3,365	2,379	41
貸倒引当金	(690)	(718)	-4	(1,408)	(1,281)	10
税引前利益	900	1,057	-15	1,957	1,098	78
法人税および少数株主持分	(248)	(308)	-19	(556)	(327)	70

基本利益	652	749	-13	1,401	771	82
------	-----	-----	-----	-------	-----	----

## 構成

トランザクション・バンキング	68	268	-75	336	244	38
専門融資（リレーションシップ貸付を含む）	224	96	大	320	371	-14
グローバル・マーケット	595	494	20	1,089	409	大
バランスシート管理	(60)	40	大	(20)	(59)	-66
リレーションシップおよびインフラストラクチャー	(175)	(149)	17	(324)	(194)	67
基本利益	652	749	-13	1,401	771	82

## 地理的セグメント

オーストラリア	396	259	53	655	325	大
ニュージーランド	97	198	-51	295	235	26
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	159	292	-46	451	211	大
基本利益	652	749	-13	1,401	771	82

## 貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	70,356	85,090	-17	70,356	85,814	-18
その他外部資産	113,494	123,694	-8	113,494	101,528	12
外部資産	183,850	208,784	-12	183,850	187,342	-2
顧客預金	77,380	76,610	1	77,380	64,847	19
その他預金および借入金	18,460	21,086	-12	18,460	21,713	-15
預金およびその他借入金	95,840	97,696	-2	95,840	86,560	11
その他外部負債	66,563	79,803	-17	66,563	68,497	-3
外部負債	162,403	177,499	-9	162,403	155,057	5
リスク・アセット	124,968	149,855	-17	124,968	145,978	-14
平均正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	74,597	89,093	-16	81,825	79,128	3
平均預金およびその他借入金	96,557	94,994	2	95,776	77,287	24

## 比率

純預貸利鞘（％）	2.12	1.99		2.05	1.36	
純預貸利鞘（デリバティブのキャッシュフローを除く）（％）	2.04	1.78		1.90	1.58	
営業利益に対する営業費用（％）	34.6	29.5		32.0	34.4	
平均資産に対する営業費用（％）	0.90	0.65		0.77	0.76	
個別引当金繰入額 <sup>(1)</sup>	560	984	-43	1,544	653	大
平均正味貸付金に対する個別引当金繰入額 <sup>(2)</sup> の割合（％）	1.50	2.17		1.86	0.70	
一括引当金繰入額	130	(266)	大	(136)	628	大
平均正味貸付金に対する一括引当金繰入額の割合（％）	0.35	(0.60)		(0.17)	0.79	
不良債権純額	1,852	1,738	7	1,852	733	大
正味貸付金に対する不良債権純額の割合（％）	2.63	2.04		2.63	0.85	
従業員数合計	5,149	4,876	6	5,149	4,733	9

注：(1) 8,200万ドルの不履行または減損した融資残高に関する信用評価の調整（2008年度：1億5,600万ドル、2009年9月中間期：1,000万ドルの戻入れ、2009年3月中間期9,200万ドル）、ならびに2,000万ドルの売却可能資産の減損費用（2008年度：9,800万ドル、2009年9月中間期：0、2009年3月中間期2,000万ドル）を含む。

(2) この比率の目的では、個別引当金繰入額は売却可能資産の減損費用を含まない。

## 2009年度の業績

すべての事業全体で収入が順調に伸びたことにより、法人部門の基本利益は82%成長した。

当グループのグローバルな顧客セグメントに再び焦点を当てる計画は、中核的な顧客需要の分野で収入をもたらした。金利および市場全体の変動ならびに顧客への密着が、グローバル・マーケットのトレーディングおよびセールス収入の77%成長を実現した。トランザクション・バンキングの収入は12%増加し、専門融資収入は23%増加した。正味貸付資産は本年度中、18%減少した。資本市場でのエクイティ調達増加および経済環境への一般的な反応が貸付の返済を促進した。純預貸利鞘（デリバティブのキャッシュフローを除く）は、信用スプレッド拡大およびリスク価格改定に対応して32ベース・ポイント上昇した。顧客預金は、不安定な環境で当グループが中核顧客のニーズに集中し、他方ホールセール借入への依存を低減させたことを反映して、本年度中125億ドル増加した。費用は「再建&再集中」プログラムへの投資および当グループ顧客のフランチャイズを特にアジアで構築することを反映して、27%増加した。アジアにおいては、同地域の事業の成長を支えるために、従業員数は188名増加した。さらに、報酬費用は経験のある銀行家および専門スタッフの採用に関連して増加した。

貸倒引当金は10%増加した。15億ドルの個別引当金は、上半期においては専らオーストラリアにおいてであり、主に、証券貸付、不動産融資残高、農業関連産業および限定された数の特定企業に関係するものである。これは一括引当金1億3,600万ドルの取崩しにより一部相殺された。金融サービスおよび不動産部門の融資残高のために前年度に計上され、本年度上半期中に具体化した集中リスクおよび景気循環一括引当金のおよそ3億ドルの取崩し、本年度末においては集中リスクの残高および引当金の減少を反映する。正味不良債権は、下半期においては増加率がかなり減速したものの、18億ドルへと増加した。

業績に影響を与えた重要な要因は以下のとおりである。

- ・ グローバル・マーケット収入は、不安定な市場で生み出された好調なトレーディングおよびセールス収入により77%増加し、22億ドルになった。
- ・ 純預貸利鞘は69ベース・ポイント上昇し、2.05%になった。未実現のトレーディング益（トレーディング収益の同額の減少により相殺される）に関連する資金調達利益の増加の影響を除外すると、純預貸利鞘は、スプレッドの拡大およびリスク価格改定を反映して、32ベース・ポイント上昇した。
- ・ アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの収入は、同地域の戦略的投資を反映して、増加した。
- ・ ニュージーランドの収入は現地の厳しい経済状況にもかかわらず、33%増加した。収入の伸びは主にグローバル・マーケットが牽引役となった。

#### 法人、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

法人アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの貢献は、法人部門の業績（上記「法人部門」）およびアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門の業績（上記「アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門」）の両方に含まれている。これはこの事業が社内的に管理されている方法と一致している。以下の情報は単純に、調整の目的で提供されている。

	2009年 9月中間期	2009年 3月中間期	2009年9月中 間期対2009年 3月中間期 増減率	2009年9月終 了年度	2008年9月 終了年度	2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
純利息収益	258	287	-10	545	282	93
その他外部営業利益 <sup>(1)</sup>	230	397	-42	627	411	53
営業利益	488	684	-29	1,172	693	69
営業費用	(211)	(207)	2	(418)	(268)	56
貸倒引当金および法人税控除前 利益	277	477	-42	754	425	77
貸倒引当金 <sup>(1)</sup>	(68)	(72)	-6	(140)	(126)	11
税引前利益	209	405	-48	614	299	大
法人税および少数株主持分	(50)	(113)	-56	(163)	(88)	85
<b>基本利益</b>	<b>159</b>	<b>292</b>	<b>-46</b>	<b>451</b>	<b>211</b>	<b>大</b>

#### 構成

法人アジア	96	151	-36	247	110	大
法人太平洋	39	50	-22	89	80	11
法人ヨーロッパ・アメリカ	24	91	-74	115	21	大
	159	292	-46	451	211	大

#### 貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	14,669	17,536	-16	14,669	16,938	-13
----------------------------	--------	--------	-----	--------	--------	-----

その他外部資産	28,146	25,089	12	28,146	25,017	13
外部資産	42,815	42,625	0	42,815	41,955	2
顧客預金	21,436	19,715	9	21,436	13,715	56
その他預金および借入金	10,696	11,215	-5	10,696	12,963	-17
預金およびその他借入金	32,132	30,930	4	32,132	26,678	20
その他外部負債	9,533	7,826	22	9,533	12,541	-24
外部負債	41,665	38,756	8	41,665	39,219	6
リスク・アセット	27,671	32,712	-15	27,671	32,428	-15
従業員数合計	936	857	9	936	806	16

注：(1) 2008年9月、2,900万ドルの不履行または減損した融資残高の信用評価の調整が貸倒引当金に分類しなおされた。

## グループ・センター<sup>(1)</sup>

	2009年9月		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率 (%)	2009年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
	2009年 9月中間期 (百万ドル)	2009年 3月中間期 (百万ドル)		2009年9月 終了年度 (百万ドル)	2008年9月 終了年度 (百万ドル)	
純利息収益	73	(107)	大	(34)	(229)	-85
その他外部営業利益	41	(12)	大	29	104	-72
営業利益	114	(119)	大	(5)	(125)	-96
営業費用	(157)	(80)	96	(237)	(167)	42
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	(43)	(199)	-78	(242)	(292)	-17
貸倒引当金	(1)	(16)	-94	(17)	(7)	大
税引前利益	(44)	(215)	-80	(259)	(299)	-13
法人税および少数株主持分	(5)	53	大	48	89	-46
<b>基本利益/(損失)</b>	<b>(49)</b>	<b>(162)</b>	<b>-70</b>	<b>(211)</b>	<b>(210)</b>	<b>0</b>
従業員数合計	4,810	4,282	12	4,810	4,386	10

注：(1) グループ・センターは、オペレーション、テクノロジーおよび共通サービス、グループ人事、グループ・リスク管理、グループ・トレジャリー（トレジャリーの資金調達部分を含む、相違部分は法人部門のグローバル・マーケット事業に含まれる）、グループ戦略およびマーケティング、コーポレート業務、コーポレート・コミュニケーションズ、グループ財務管理および株主機能を含む。

## 2009年度の業績

基本利益の損失2億1,100万ドルは、業績に影響する多数の相殺要因のために、前年に一致している。

- ・ 営業利益は、ANZ StEPS10億ドルの株式への転換後の資本利得の増加（1億9,600万ドル増加）、25億ドルの機関投資家向けの株式募集、22億ドルのリテール向け株式買取制度、配当金再投資制度および2008年度最終配当の引受を主たる原因として、1億2,000万ドル改善した。これらは一部、事業に割当てられた資本の増加および資本に対する金利の低下の影響により、一部相殺された。2008年度の資産売却益5,400万ドルは2009年度には繰り返さなかったが、満期を迎えた収益ヘッジの利益が3,000万ドル減少し、共通トレジャリー機能の利益が2,000万ドル減少した。
- ・ 営業費用は2009年度に7,000万ドル増加した。これは主に、ANZ再編成プログラムに関連するプロジェクト・コストの上昇、不動産コストの上昇、年間給与の見直し、ソフトウェアの評価減およびオペレーションおよびテクノロジー分野によるコスト回収の低下によるものである。

## グローバル・カスタマー・レビュー

	2009年9月		2009年9月 中間期対 2009年3月 中間期 増減率 (%)	2009年9月		2009年9月 終了年度対 2008年9月 終了年度 増減率 (%)
	2009年 9月中間期 (百万ドル)	2009年 3月中間期 (百万ドル)		2009年9月 終了年度 (百万ドル)	2008年9月 終了年度 (百万ドル)	
<b>基本営業利益</b>						
リテール	3,159	3,009	5	6,168	5,657	9
オーストラリア部門	2,115	1,945	9	4,060	3,640	12

アジア太平洋、ヨーロッパお						
よびアメリカ部門	403	389	4	792	561	41
ニュージーランド部門	641	675	-5	1,316	1,456	-10
<b>商業</b>	1,381	1,407	-2	2,788	2,572	8
オーストラリア部門	1,047	1,037	1	2,084	1,847	13
ニュージーランド部門	334	370	-10	704	725	-3
<b>法人</b>	2,431	2,517	-3	4,948	3,624	37
オーストラリア部門	1,681	1,464	15	3,145	2,456	28
アジア太平洋、ヨーロッパお						
よびアメリカ部門	488	684	-29	1,172	693	69
ニュージーランド部門	262	369	-29	631	475	33
<b>グループ・センター、富裕層、サ</b>						
<b>ポートおよびオペレーション</b>	356	107	大	463	442	5
	7,327	7,040	4	14,367	12,295	17

**基本利益**

<b>リテール</b>	1,000	912	10	1,912	1,793	7
オーストラリア部門	747	620	20	1,367	1,213	13
アジア太平洋、ヨーロッパお						
よびアメリカ部門	196	153	28	349	227	54
ニュージーランド部門	57	139	-59	196	353	-44
<b>商業</b>	316	412	-23	728	894	-19
オーストラリア部門	329	302	9	631	618	2
ニュージーランド部門	(13)	110	大	97	276	-65
<b>法人</b>	652	749	-13	1,401	771	82
オーストラリア部門	396	259	53	655	325	大
アジア太平洋、ヨーロッパお						
よびアメリカ部門	159	292	-46	451	211	大
ニュージーランド部門	97	198	-51	295	235	26
<b>グループ・センター、富裕層、サ</b>						
<b>ポートおよびオペレーション</b>	(104)	(165)	-37	(269)	(32)	大
	1,864	1,908	-2	3,772	3,426	10

**正味貸付金および前渡金ならび  
に支払承諾見返**

<b>リテール</b>	197,164	193,190	2	197,164	185,045	7
オーストラリア部門	151,128	145,901	4	151,128	137,772	10
アジア太平洋部門	3,008	3,618	-17	3,008	3,113	-3
ニュージーランド部門	43,028	43,671	-1	43,028	44,160	-3
<b>商業</b>	73,308	73,592	0	73,308	73,509	0
オーストラリア部門	43,818	43,752	0	43,818	43,797	0
ニュージーランド部門	29,490	29,840	-1	29,490	29,712	-1
<b>法人</b>	70,355	85,092	-17	70,355	85,815	-18
オーストラリア部門	49,392	60,225	-18	49,392	61,508	-20
アジア太平洋、ヨーロッパお						
よびアメリカ部門	14,669	17,536	-16	14,669	16,938	-13
ニュージーランド部門	6,294	7,331	-14	6,294	7,369	-15
<b>グループ・センター、富裕層、サ</b>						
<b>ポートおよびオペレーション</b>	4,942	4,926	0	4,942	5,482	-10
	345,769	356,800	-3	345,769	349,851	-1

**C . 最近の動向**



以下は、2009年6月25日付のANZの2009年度半期報告書の提出以降に生じたANZの重要な最近の動向である。

### 資本管理および流動性

2009年12月、バーゼル委員会は、国際的な銀行セクターの回復力を高めるために世界的に資本および流動性要件を強化する提案を示した一連の協議案を公表した。協議案は、資本基準へのいくつかの変更を提案しており、それら変更には、Tier 1資本に対して資本控除されるものの数の増加（ただし、提案されたもののいくつかは既に、APRAの資本基準に基づいてTier 1から控除されている）、ハイブリッドTier 1資本商品に係る規制強化、資本基準および算出に係る開示の増加、資本比率目標を補完するレバレッジ比率目標の導入、景気循環増幅効果を減少させ景気変動を抑制する資本バッファーを促進させること、リスク・カバレッジの拡大ならびにシステミック・リスクおよび相互の影響を減少させることが含まれる。協議案はまた、短期の特定案件危機の流動性ストレス・シナリオ方策およびより長期の構造的な流動性回復力方策を含む、世界的な流動性基準の採用も提案する。様々な提案の影響を評価し調整するための世界的な量的影響研究の実施、世界の銀行が提案に対して意見を述べる機会の提供、バーゼル委員会による移行およびグランドファザリング（既存の取扱いを一定期間認める）規則を含む協議案のいくつかの点のさらなる明確化、最後に、APRAがオーストラリアの銀行について採用する資本および流動性案の形式を含め、協議案が確定され採用されるまでには完了すべきいくつかの段階があるため、協議案がANZに与える影響を評価するのは困難である。2009年12月21日に、APRAは市場リスクおよび証券化取引に適用されるバーゼルの枠組みの強化に対応する検討書類を公表した。検討書類への回答期限は2010年2月28日であり、最終的な健全性基準は2010年中頃に発行される予定である。協議案の採用はリスク・アセットに重大な影響を与えるとは予想されない。

### 偶発租税債務 - ニュージーランド内国歳入庁との和解

2009年12月23日、当行の子会社であるANZナショナル・リミテッド（「ANZナショナル」）は、一定の過去のストラクチャード・ファイナンス取引の課税措置に関して、ニュージーランド内国歳入庁（「IRD」）と商業的な和解に達したと発表した。業界全体にわたる和解の一部として、ANZナショナルは、一次的な税および利子の4億1,370万ニュージーランドドルをIRDに支払うこととなり、当事者は関連する法的手続きを中止することに同意した。和解は、3つの取引に関連してナショナル・バンク・オブ・ニュージーランドと提携しているロイズ・バンキング・グループplcからANZナショナルが受けることのできる補償金の1億580万ニュージーランドドルを含む。ANZナショナルおよびナショナル・バンク・オブ・ニュージーランドが行った係争中の7つの取引のうち、一次的な税2,700万ニュージーランドドルに関わる残り1つの取引が依然IRDとの商業的係争の対象となっている。ANZナショナルは、この取引に関してIRDとの問題に引き続き対処する。この残りの取引については全額引当金が計上されている。ANZナショナルは、IRDとの和解のための十分な引当金を保有しており、ANZナショナルの2010年の財務業績に悪影響を及ぼさない。

### 転換優先株式発行

2009年12月17日、ANZは、約20億ドルを調達するために、一定の投資家に対する転換優先株式（「CPS2」）の募集を成功裡に完了した旨を発表した。CPS2は、ANZが発行した優先株式であり、ANZが第三者によるCPS2の購入を選択するかまたはそれより前に交換されない限り2016年12月15日にANZの普通株式へと転換される（一定の条件が満たされることを前提とする）。CPS2は、現行のAPRA規則に基づくと非革新的なTier 1資本とみなされる。

### ANZは、AWBのランドマークの貸付および預金のポートフォリオを取得する

2009年12月8日、ANZは、ランドマーク・ファイナンシャル・サービスの貸付および預金のポートフォリオを取得することで、AWBリミテッドと合意に達したと発表した。名目で約24億ドルの貸付ポートフォリオおよび名目で約3億ドルの預金ポートフォリオが適切な引当金控除後の正味帳簿価額で取得されており、これは約1億6,000万ドルの資本を伴う（8%のTier 1資本比率）。ランドマーク・ファイナンシャル・サービスは、AWBの地方サービス事業であるランドマークの一部門であり、約10,000の農業顧客に金融サービスを提供する。取引の一部として、ランドマークは、その全国ネットワークを通じてANZの銀行業商品をランドマークの100,000の顧客に提供する、という独占販売および紹介契約を締結する予定である。事業に関連するランドマークの従業員は、ANZ関連の役割が確保される。取引完了の後、ANZの9月30日の見積もりTier 1資本比率は、9.9%となる予定である（RBSアジアならびにINGオーストラリアおよびニュージーランドの買収、ANZの現在の17億ドルのCPS2ハイブリッド資本の調達（3億5000万米ドルのハイブリッド償還後）を含む）。買収により、1株当たり現金利益は2010年に増加すると予想されている。

### INGニュージーランド・ファンド

当行の子会社であるANZナショナル・リミテッド（「ANZナショナル」）は、ニュージーランドにおいて一連の富裕層資産運用商品を発売および販売しており、ING(NZ)リミテッド（2009年11月30日付のANZナショナルによるINGグループの保有するING NZの51%の持分取得の後、現在は完全保有子会社である。）に管理されている。INGディバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンド（「本ファンド」）のトレーディングは、流動性および信用市場の悪化を理由として、2008年3月13日に停止された。これらファンドの受益証券はANZナショナルによって顧客に販売された。

2009年6月5日、ING(NZ)リミテッドの子会社であるING NZ AUTインベストメンツ・リミテッドは、本ファンドの投資家に申し出を行った。申し出は2009年7月13日に締め切られた。ファンドの約99%を保有する投資家は申し出を受け入れ、INGディパーシファイド・イールド・ファンドの受益証券1口当たり60ニュージーランドセントまたはINGレギュラー・インカム・ファンドの受益証券1口当たり62ニュージーランドセントの支払いを、規定通りに( )現金で、または( )最長5年間、年利8.30%の固定金利を支払うANZナショナルの要求払い口座への預金のいずれかにより受領した。

この申し出の承諾は、請求の放棄を含んでいたが、投資家が申し出を承諾した場合であっても、ANZナショナルの顧客は、ANZナショナルの顧客苦情対応部署(および、依然として不満な場合、ニュージーランド銀行オンブズマン)を利用する追加の機会を提供された。この機会は2009年7月31日まで利用可能であったが、約1,300人の顧客が自らの状況を考慮するよう求めた。

通商委員会は、本ファンドおよび本ファンドの受益証券販売に関してANZナショナルおよびING NZから情報を収集しており、ANZナショナルおよびING NZの双方に関してこの件を調査している。現段階では、いかなる調査の結果も予測することができない。

ANZナショナルが負担する最終的な費用は、本ファンドの受益証券の最終価値、保険に基づく回収金、顧客の苦情の査定および結果、ならびに本ファンドまたはその販売に関連して行われる可能性のある訴訟および規制上の調査または手続きの結果により定まる。ANZナショナルは、現時点で、これらの事態に対して十分な引当金を計上していると考えている。

### 銀行のハイブリッド証券および劣後債のムーディーズの世界的な格付け手法の変更

2009年11月19日、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(「ムーディーズ」)は格付け手法を変更した旨を発表した。これにより、ANZおよびANZナショナル・バンク・リミテッドが発行する証券のいくつかを含む、幅広い範囲のオーストラリアおよびニュージーランドのTier 1および上位Tier 2証券が、格下げの可能性のある見直し対象となっている。

ムーディーズは、新しい格付け手法の適用により、全てのオーストラリアおよびニュージーランドの銀行が発行する証券のうち、平均してTier 1格付けのものは約3段階、上位Tier 2格付けのものは1から2段階の格下げにつながる可能性があるとして述べている。かかる格下げのいずれも、ANZおよびANZナショナル・バンク・リミテッド発行のTier 1および上位Tier 2証券の市場価格および流動性に悪影響を与える可能性がある。

ムーディーズは、ANZおよびANZナショナル・バンク・リミテッドの預金、シニア債および下位Tier 2劣後債の格付けには影響がないことを確認している。

### 信託証券償還

2003年11月26日、ANZは、ANZキャピタル・トラスト1(「トラスト」)を通じて、3億5,000万米ドルの信託証券(「信託証券」)を発行した。これはANZの革新的なTier 1資本(APRAの定義による)とみなされる。各信託証券は、ANZの子会社であるサムソン・ファンディング・リミテッドが発行したノートに綴合わせてユニットを形成する。ANZ発行の優先株式(「優先株式」)から成る。

2009年11月6日、ANZは、初回繰上償還日を2010年1月15日として優先株式を額面価格で現金にて償還すると通知した。この償還による手取金を、トラストは2010年1月15日の信託証券償還に当てた。

### ANZはオーストラリアおよびニュージーランドのING富裕層資産運用、生命保険および顧問事業の全所有権を買収した

2009年9月25日、ANZは、オーストラリアおよびニュージーランドのANZ-ING富裕層資産運用および生命保険のジョイントベンチャーにおけるINGグループの51%の保有株式を17億6,000万ドルで取得することでINGグループと合意に達したと発表した。

取引の一部として、ANZはINGグループと業務移行サービス契約を締結することに合意している。これには、INGブランドを将来のブランドが決定されるまで最大12か月の期間引き続き使用することが含まれる。ANZは、INGインベストメント・マネジメントを資産管理サービスの優先提供者として中期において引き続き使用する。ニュージーランドでは、買収はINGニュージーランド投資管理事業および2つのプロパティ・トラストを含む。

この取引に関して、ANZはまた、ニュージーランドのING(NZ)ディパーシファイド・イールド・ファンドおよびレギュラー・インカム・ファンドにおけるINGグループの持分を5,500万ドルで買い取ることに合意した。

取引は2009年11月30日に完了した。

### ANZは米国の経済制裁対象となる貿易金融取引について和解に達する

2009年8月25日、ANZは、米国の経済制裁対象国であるスーダンおよびキューバの当事者との間で2004年から2006年までの間に行われた31の貿易金融取引に関して米国財務局海外資産管理局(OFAC)と合意に達したことを確認した。

貿易金融取引に関連する支払が2006年1月に停止されてから、ANZは、2001年から2006年までの間に行われた貿易金融取引およびそれが米国経済制裁に遵守しているかの見直しを行った。特定された追加の貿易金融取引はOFACに開示され、ANZは2007年2月に見直し結果を公表した。オーストラリア法またはオーストラリアもしくは国連経済制裁の違反はなかった。

OFACとの合意は、米国の経済制裁違反との申し立てを解決するためのANZによる575万米ドル(695万豪ドル)の支払い、ならびに2006年に開始した経済制裁監視および遵守の強化プログラムを継続するというANZの公約を含む。



経済制裁の遵守を強化するためにANZがとる方策は以下を含む。

- ・ 新しい承認手続きを含む、管理および遵守の監視強化
- ・ 制裁の遵守を専任とする追加の常勤役職の設置
- ・ 制裁の遵守意識トレーニングの強化
- ・ 自動制裁フィルターおよびスクリーニングを改良するための技術投資の開始

2007年10月、米国政府は国際緊急事態経済権限法を修正して、米国の経済制裁違反の罰則を大幅に強化した。ANZがOFACに開示し、当時OFACの決定待ちであった事項に対して、強化された罰則が適用された。OFACは、ANZの相当な協力、即時の徹底的な是正対応および問題となる取引以前の5年間にANZがOFACの強制執行行為の対象になっていなかったという事実に基づいて、ANZの全体としての罰則を大幅に軽減した。

オーストラリア適正規制庁（APRA）は、ANZの米国経済制裁の見直し、その是正プログラムおよび米国規制当局とのやり取りについての報告を引き続き受けており、APRAは最終的な是正行動の解決の見直しを継続する。

#### ANZはアジアにおける選択したRBS事業を買収することに合意した

2009年8月4日、ANZは、アジアにおける選択したRBS事業を約5億5,000万米ドル（6億2,600万豪ドル）で買収する合意に達したと発表した。<sup>(1)</sup> 最終買収価格は、完了時の有形固定資産の正味帳簿価額に基づく予定である。

買収は、台湾、シンガポール、インドネシア<sup>(1)</sup> および香港のRBSリテール、富裕層および商業事業ならびに台湾、フィリピンおよびベトナムの法人事業を含む、事業のポートフォリオは、約2百万人の富裕な顧客の顧客ベースを対象とする54支店、貸付金32億米ドル（40億豪ドル）および預金71億米ドル（89億豪ドル）を示す。買収の一部として、ANZは、RBSとの間で業務移行サービス契約および商品供給契約を導入している。慰留契約が主要RBS従業員との間に導入されている。

各事業の買収は、現地の健全性規制認可を含む規制認可の対象となる。各法域における事業の買収は、互いに左右されるものではない。例えば、ANZは、2009年11月23日にフィリピンの、また2009年12月7日にベトナムの、RBS事業の買収をそれぞれ完了し、規制認可を条件として、ANZは2010年半ばまでに残りの市場において買収を完了する予定である。

(1) インドネシア事業は、ANZの85%保有子会社PT ANZパニン・バンクを通じて買収される予定である。

#### ANZは中国における拡大を継続する - 地方顧客に対応するため広州支店を開設する

2009年7月30日、ANZは、珠江三角洲の個人および法人顧客の銀行取引ニーズの増大に対応するため広州支店の開設を発表した。これは、2009年6月3日、ANZが、中国銀行業監督管理委員会から、中国の南の都市である広州に支店を開設する認可を取得し、中国本土における拡大を継続するという発表に続くものである。

ANZは現在、中国に3つの支店を持ち、その拡大は、現地法人設立を探求し、追加の支店を開設し、中国西部に地方銀行を設立することを含む成長計画に基づいて中国への投資を継続するというANZの強い姿勢を反映する。

ANZ広州支店は、法人顧客向けに運転資本、貿易金融、預金および外国為替を含む広範囲な外国通貨サービスを提供し、また地元住民に対しては外国通貨の個人銀行取引のニーズを支援することができる。

#### ジョン・モーシェル氏がANZ会長の地位をチャールズ・グード氏から引き継ぐ

2009年7月24日、ANZの取締役は、ジョン・モーシェル氏が2010年2月にANZ会長の地位をチャールズ・グード氏から引き継ぐ予定であると発表した。この発表は、同日ロッド・エディントン氏がANZの取締役を勤め、会長をグード氏から引き継ぐという2008年11月発表の申し出を辞退することを決定した、という通知をANZ取締役会が受け入れたことによるものである。

#### 経営陣の変更

- ・ 2009年7月10日、ANZは、ジョイス・フィリップス女史をグループ・マネージング・ディレクター（M&A、マーケティングおよびイノベーション）に任命したと発表した。この役職で、フィリップス女史は、ANZ経営委員会の一員であり、最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）であるアレックス・サーズビー氏に直属する。
- ・ 2009年9月28日、ANZは、フィリップ・クロニカン氏をANZの最高経営責任者マイク・スミス氏に直属する最高経営責任者（オーストラリア部門）として任命したと発表した。クロニカン氏は、2009年11月にANZに入社し、メルボルンを拠点としている。この役職で、クロニカン氏はANZのオーストラリア地域を担当し、特に銀行のリテール、商業および富裕層資産運用事業を担当する。クロニカン氏はまた、世界的なANZのリテール事業も指揮する。彼は、2009年5月以降この役職を勤めてきたグラハム・ホジズ氏の後任となる。ホジズ氏はANZの副最高経営責任者として引き続き常任および常勤の役職に就く。
- ・ 2009年11月19日、ANZは、アン・ウェザーストン女史を最高経営責任者マイク・スミス氏に直属する最高情報責任者に任命したと発表した。ウェザーストン女史は、過去4年間グループ最高情報責任者であったバンク・オブ・アイルランドからANZに入社する予定である。ウェザーストン女史は、2010年初頭にANZに入社し、ANZ経営委員会の12人の構成員の一員となる。デーヴィッド・カートライト氏は、不動産およびバンガロールの施設を含むANZのオペレーションおよび共通サービス機能を引き続き指揮すると同時に、最高業務責任者としてANZの戦略コスト課題を引き続き推進する。デーヴィッド・カートライト氏は引き続き最高経営責任者に直属し、経営委員会に残る。この変更の結果、来年のANZ

の中核サポート部門である、オペレーション、テクノロジーおよび共通サービスは2つの別個の部門に分割される。

本有価証券報告書に含まれている情報の一部は「将来に関する記載」である。当該記載は、様々なリスクおよび不確実性に左右される。ANZの実際の業績、収益または成果は、当該将来に関する記載に表明または示唆された結果または目標と大幅に異なる可能性がある。本有価証券報告書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は必要な場合、必要に応じて更新、修正、訂正または置き換えられることがある。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

## 3【対処すべき課題】

### ANZの戦略優先事項

当グループの戦略的優先事項は、オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋に焦点を当てたスーパーリージョナルバンクとなることである。これには、地域全体の利益のバランスを取ることが含まれ、これによりアジア太平洋の利益貢献がグループ全体の利益においてより大きい割合を占めることが意図される。

オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域の成長は4つの中核的な優先事項により支えられている。

- ・ 顧客重視。2008年10月1日より、当グループは商品ラインよりも顧客のニーズに合わせて再編成された。これにより、引き続き事業における垣根や境界線を取り除き、当グループをより簡素でより大きな事業体に構築する。
- ・ マーケティングおよびセールス。当グループは商品を販売することから、マーケティング、顧客に提供する商品・サービスの分類および顧客へのサービス提供を差別化することへ考え方を転換している。
- ・ 技術。当グループはANZを銀行が世界的に用いている技術レベルにまで引き上げることを目的とする、強化された方針を適用している。
- ・ パフォーマンス。当グループは財務上の好業績、顧客サービスの優れた力および労働倫理において、「アウトパフォーマンス」カルチャー（基準を上回る啓発活動）を発展させている。

過去2年間は、国内事業の回復、法人部門における業績の向上および当グループのアジア事業からの収益改善の促進に焦点を当ててきた。今後3、4年間は、世界の同業者に匹敵するアウトパフォーマンスに焦点を当て、合併と買収、バンガロール（インド）における事業の統合および拡大、イノベーションの促進ならびにサービスの向上を考慮する。要するに、当グループの戦略は地域に焦点を当てつつ当グループを一流の世界的な銀行へと転換させることである。

## 4【事業等のリスク】

当グループの事業活動は、当グループの事業、将来の実績および財務状況に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。当グループの証券に投資する前には、本書のリスクおよびその他情報を注意深く検討すべきである。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないのみなしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下のリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループの事業、営業成績または財務状況が深刻な悪影響を受ける可能性がある。その結果、当グループの証券の取引価格が下落し、投資額のすべてまたは一部を損失することがある。

### 現在の世界的な信用市場における混乱を含む全般的な事業・経済情勢の変化は、業績に悪影響を与える可能性がある。

当グループの実績は、主にオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域における当グループの事業活動の水準および周期的な性質を帯びたその経済情勢に影響され、またこれらの要因は国内外の経済および政治的事象に影響を受ける。オーストラリアおよびニュージーランドの経済ならびに当グループが業務を行うアジアの国々の経済は、世界の市場における事象に著しい悪影響を受ける可能性がある。

当グループが業務を行う国々の経済、全般的な事業概況、あるいは業務環境における異変により引き起こされる、期待以上に低い収入、あるいは期待以上に高いコスト（信用コストを含む）に対応して、コスト構造、商品、価格設定、あるいは活動を適応させることができない場合、当グループは利益損失の危機に瀕することになるだろう。

オーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが業務を行うアジアの国々において、当グループの業務および業績に悪影響を与える可能性のある政治経済的要因および事象には、短期および長期金利、インフレーション、マネー・サプライ、商品価格変動率、債券および株式市場の変動、為替レートの相対的な変化、消費者マインド、ならびにオーストラリアおよびニュージーランド経済ならびに当グループが業務を行うアジア諸国の経済の強さが含まれるが、これらに限らない。オーストラリア、ニュージーランドおよびアジアの経済情勢はまた、なかでも、現実のあるいは潜在的な紛争およびテロを含む、地政学的な不安定性にも影響される可能性がある。当グループの将来の実績は、当グループが業務を展開する他の地域の経済情勢にも影響される可能性がある。

信用および資本市場における進行中の混乱は、世界的な経済活動に影響を与え、世界中の金融サービス企業に多くの課題を生み出した。2009年初頭のオーストラリアの経済情勢には、小売販売の弱体化傾向、個人および事業の貸付の伸びの急速な低下、住宅貸付の低成長ならびに事業および消費者マインドの抑制がみられた。ニュージーランド経済は2008年および2009年上半期に急激に縮小した。状況は、特に地方および商業部門では依然困難が続いている。全体的な経済の低迷の継続または悪化、住宅、商業または地方不動産市場における資産価値の低下（住宅、商業および地方不動産価格の値下がりを含む）、失業の増

加、家計もしくは法人所得または資産価値にマイナスの影響を与えるその他の事象が、当グループの貸付および貸付以外の商品およびサービスの需要に悪影響を及ぼし、貸付金の利息支払いまたは元本返済ができなくなる顧客数を増加させる可能性がある。

当グループの富裕層資産運用事業では、利益は資産および株式価値に一部左右され、需要は過去の投資実績に影響を受ける。株式、不動産およびその他資産市場を含む世界的市場の悪化は、顧客、ならびに当グループの業務および収益性に影響を与える可能性がある貸付に対して当グループが保有する担保に影響を与える可能性がある。

他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの高騰は、オーストラリアまたはニュージーランドの農業輸出および海外観光を含め経済に悪影響を与える可能性がある。一方、下落すれば豪ドルまたはニュージーランドドルで計算した元利金支払債務が増加する。

さらに、豪ドルに対するニュージーランドドルの下落は、当グループのニュージーランド事業の業績にマイナスの影響を与える。これらの事業および経済情勢における変化が、当グループの業績に対し深刻な悪影響をもたらすリスクがある。

早魃のような気候学的な事象、火山もしくは地震活動のような地質学的な事象またはインフルエンザ流行のようなその他外因性の事象は、当グループまたは顧客が貸付金の利払いまたは元本返済をする能力に悪影響を与えるかもしれない。ニュージーランドの農村部門（とりわけ酪農部門）における当グループの高い市場シェアにより、ANZは、この部門に影響を与える事象のリスクに晒されている。

### **競争は当グループの業績、とくにオーストラリアおよびニュージーランドならびに当グループが業務を行うアジア市場における当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当グループが事業を行う金融サービス部門は、非常に競争が激しく、特に高い成長が見込まれるまたは高い需要があると考えられるセグメント（預金など）においては一層競争が激化する可能性がある。競争リスクに貢献する要因には、産業界の規制緩和、合併と買収、顧客のニーズおよび好みの変化、新規参入、新たな流通およびサービス手法の発達、ならびに競合相手による商品の一層の多様化が含まれる。たとえば、オーストラリアおよびニュージーランドの金融サービス部門における変化は、従来銀行が提供してきた自動支払システム、住宅ローンおよびクレジットカードなどの商品やサービスをノンバンクが提供することを可能にした。さらに、異なる法域の銀行が様々な規制基準に従っているため、なかには他より低いコスト構造をもつ銀行もある。

当グループが業務を行う競争の激しい市場の状況は、とくにオーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが業務を行うアジア市場において、当グループの財務実績および状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。たとえば、顧客獲得競争の高まりは、当グループの純預貸利鞘の圧縮、あるいは顧客の誘致と維持を目的とした広告費および関連費の増大につながる可能性がある。

### **当グループは常に買収を検討しており、当グループの財務業績に重大な悪影響を及ぼす結果になりかねない買収を引き受けるかもしれないというリスクがある。**

当グループは定期的に、それらが当グループの財務業績および状態強化のチャンスか否かを判断する目的で、重大な買収および処分を含め、様々な企業の機会を検討している。追求するあらゆる企業の機会は、様々な理由で、当グループに悪影響を及ぼす結果となる可能性がある。当グループの順調な企業戦略の実施は、潜在的な資金調達戦略および買収対象事業の統合および付加価値の提供と関連した課題を含む様々な要因に左右されるだろう。いずれの買収も、統合の全コスト、統合完了に必要な時間、長期的なコスト節約額もしくは合併された法人の全体的な業績に関する結果を含め、期待された好ましい結果、または当グループの証券価格上昇をもたらすという保証はない。買収した事業の統合は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合とともに、関連する従業員、顧客、サプライヤーおよびその他事業相手方との関係を管理することを含む。統合の努力は、経営陣の注意および資源をそらす可能性があり、当グループの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

買収はまた、当グループが顧客を失う、または顧客が当グループから口座を解約してその事業を競合金融機関へと移すという事業中断の結果になる可能性もある。買収に関連した統合プロセスは、当グループの継続する事業の中断、または基準、支配、手続きおよび方針に一貫性のなさをもたらす結果になり、当グループが顧客、消費者、預金者および従業員との関係を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。買収に関連した主要従業員の損失は、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの業務実績、リスク・プロファイルあるいは資本構成もまた、これらの企業の機会に影響される可能性があり、これらの機会を追求した場合に当グループのいずれかの信用格付けが監視対象となるリスクや、格下げされるリスクがある。

### **金融市場を安定化させようとする、オーストラリア、ニュージーランド、米国およびその他の外国政府の活動および他の政府規制機関の活動が意図する効果を達成する保証はない。**

銀行業システムおよび金融市場全般に影響を与える進行中の世界的な金融危機および悪化する世界的な金融状況に対応して、2008年10月12日、オーストラリア政府は、ANZを含むオーストラリアの適格金融機関の預金および特定のホールセール資金調達を保証するプログラムを発表した。さらに、ニュージーランド財務大臣は、投資適格信用格付けを有し、ニュージーランド

で貸借業務を大規模に行っている金融機関が利用可能となる、選択的リテール預金保証制度を2008年10月12日付で（2009年8月25日付ニュージーランド財務大臣発表のとおり、2011年12月31日まで延長された）、ホールセール資金調達保証制度を2008年11月1日付で発表した。同様の安定化対策は米国、英国、ヨーロッパおよびその他の法域の政府および規制機関により発表および実施されてきた。

政府および規制機関が発表した安定化パッケージは、信用および資本市場の情勢の改善に貢献してきた。特定のプログラムもまた、銀行がその資本および資金調達ポジションを債券および株式で支持することを可能にしている。これらの、またはその他政府支援の経済安定化の努力が成功するかどうかは確実ではない。

世界的には、金融安定化パッケージは次第に撤回されている。これは、ANZならびにその顧客および取引先を含めた世界的な金融システムにとって予期できないストレスとなる可能性もある。

オーストラリア政府による預金およびホールセール資金調達保証制度の撤回は、ANZが資金調達源を利用する能力に悪影響を及ぼし、当グループの流動性ポジションの低下および資金調達コストの上昇を招く可能性がある。

市場が経験するストレスの結果、新しいリスクが生じ、または既存のリスクが現在予測できない方法で出現する可能性もある。

#### **金融政策の変更は当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

オーストラリア準備銀行（「RBA」）およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）はオーストラリアおよびニュージーランドでそれぞれ通貨および信用の供給を規制している。それらの政策は、当グループの貸付および投資資金コスト、および当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンを大部分決定する。これらの要因の双方は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。RBAおよびRBNZの政策、およびその他関連する中央金融当局はまた、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させることで、当グループの借入者に影響を与える可能性がある。RBAおよびRBNZの政策の変更を正確に予測することは困難である。

#### **当グループは信用リスクに晒されており、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

金融機関として、当グループは取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。一般的であれ、特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、好調でない事業あるいは経済情勢によって、顧客またはカウンターパーティーに不利な財務実績を経験させることになりかねず、それにより当グループは、それらの顧客またはカウンターパーティーが合意条件に従い債務を履行できないなどのさらなるリスクに晒されることになる。

当グループは貸倒れをカバーするための引当金を保有している。これらの引当金の額は、現在の情報に基づき、現貸付ポートフォリオに内在する減損の程度を評価することによって決定される。この過程は、当グループの財務業績および状態に不可欠なものであるが、どのように現在および将来の経済情勢が借入者の貸付金返済能力を損ねるかという予想を含む、困難で主観的、複雑な判断を必要とする。しかし、評価が行われる情報が不正確である場合、または当グループが適切な要因を特定できないもしくは特定した要因の影響を正確に推定できない場合、信用不安対策の引当金は不十分である可能性があり、当グループの財務実績に悪影響を与えかねない。

オーストラリアおよびニュージーランドにおける長期間の低金利および高い流動性に続く景気動向の転換に伴い、信用コストの増大が予想されるが、引当金費用が減少を始めるかどうかおよびその時期についての保証はない。

さらに、顧客と取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客あるいは顧客の代理により提供された情報に依拠する。また、それらの情報の正確性および完全性に関しては顧客の説明に依拠し、財務諸表に関しては独立監査人の報告書に依拠する。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する限り、マイナスの影響を受ける可能性がある。

#### **オーストラリアあるいはニュージーランドの不動産市場の弱体化は当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

住居、商業用および地方不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資を含む不動産金融とともに、当グループにとって重要な事業である。2009年9月30日現在、住宅ローンおよび商業用不動産向け融資は、それぞれ当グループの貸付金および前渡金純額の約56%および約8%を占めた。不動産価値は非常に変動性があり、いくつかの地域では資産価値は著しく減少した。オーストラリアおよびニュージーランドにおける不動産の評価減によって、当グループが実行できる新規貸付額が減る可能性があり、および/あるいは既存の貸付により被る可能性のある損失が増える可能性がある。いずれにせよ、当グループの財務状態および営業成績に重大な悪影響を与える恐れがある。特に、オーストラリアおよびニュージーランドの住宅市場には著しい低迷があり、当グループの営業成績に悪影響を与える可能性がある。

#### **当グループの取引、貸付、その他の活動に関連する、第三者による契約不履行の増加は、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

当グループは、カウンターパーティーが、その契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起きる、信用関連の損失を被る潜在的リスクに晒される。あらゆる金融サービス機関と同様、当グループは、適切な時期に第三者が当グループに対する金融債務を履行する第三者の能力に依存する貸付、取引、デリバティブおよびその他の事業に関連し

て、カウンターパーティーリスクを負う。残りの信用リスクは、カウンターパーティーの財務状態、担保として当グループが保有する資産価値、当グループが保有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因に左右される。融資貸倒れによって、金融サービス機関が重大な損失を被ったり、破綻するようなケースにもなりかねない。当グループの信用リスクが増大する限りに、重大な予期しない信用損失が生じる場合、当グループの事業および収益性に悪影響を及ぼしかねない。当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制執行できないかもしれないというリスクに晒されている。

#### **訴訟および偶発債務は当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、それらが具体化した場合、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。2009年9月30日付の、当グループに重大な影響を与える偶発債務に関する詳細は、「第6 経理の状況」の財務書類注記44（「信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産 - その他銀行関連偶発債務」）に含まれている。かかる注記44の「偶発租税債務」および「ING ニュージーランド・ファンド」の項目に関しては、本書日付現在の更新情報として、「第3 事業の状況、1 業績等の概要、C. 最近の動向 - 「偶発租税債務 - ニュージーランド内国歳入庁との和解」および「INGニュージーランド・ファンド」」を参照のこと。

これらの偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟もしくはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

#### **当グループは流動性および資金調達リスクに晒されており、それが当グループの業績を悪化させる可能性がある。**

流動性リスクは、資産の増加に対して融資する能力が不十分、あるいは預金者への支払や満期になったホールセール債務の支払を含め、期日どおりに債務支払を履行することができないというリスクである。流動性リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは厳重に監視している。低下した流動性もまた、当グループの借入コストの増加につながり、新規貸付量を抑制する場合があります。それにより当グループの収益性が悪影響を受ける可能性がある。当グループに対する投資家の信頼の顕著な悪化によって、当グループの現在の事業および資金調達は重大な影響を受ける可能性がある。

当グループは、確実に融資債務を履行し続けるため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な資金調達源を利用している。2009年9月30日現在、ANZの全体的な資金調達需要の約22%は、12か月未満で満期となるホールセール債務で構成されていた。

体系的な流動性ストレスの時期、または当グループに対する市場の信頼が損なわれた時に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性がある。世界的な市場の悪化および組織的な市場の流動性ストレスは、資金調達源および流動性を利用する当グループの能力を制限する可能性がある。

2007年下半年以降、米国住宅ローン業界、さらに全般的に米国およびヨーロッパ市場の発展は、世界の信用および資本市場の流動性に悪影響を及ぼしてきた。これは、資金調達コストの上昇、および多くの場合いくつかの資金調達源の利用可能性の減少という結果になっている。これらの市場情勢の不安定性の継続または将来の悪化は、当グループが事業に資金を賄い、および事業を成長させるのに必要なタイミングで、満期を迎える債務を借替え、および資本を利用する能力を制限する可能性がある。世界的な信用および資本市場の持続期間および影響については不明である。

#### **当グループは信用格付け変更のリスクに晒されており、それが当グループが資金調達する能力に悪影響を与える可能性がある。**

当グループの信用格付けは、ホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。当グループの信用格付けの低下によって、ホールセール資金調達市場の利用を妨げ、資金調達コストの増加につながると同時に、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与える可能性がある。信用格付けは関連信用格付け機関によっていつでも撤回、修正または停止されることがある。信用格付けは、関連信用格付け機関がANZの募集する証券への投資を推奨するものではない。

#### **当グループは市場リスク（外国為替リスクを含む）に晒されており、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッド、株式価格および商品価格指数、債券およびデリバティブを含むその他金融契約の変化もしくは変動から生じる当グループの収益に対するリスクである。これらのリスクから生じる損失は当グループに深刻な悪影響を与える可能性がある。当グループは、豪ドルおよびニュージーランドドルを中心にいくつかの様々な通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、ANZの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提出されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドル）に対する豪ドルの高騰は、報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **当グループは、当グループの自己資本の管理において課題に直面する可能性があり、それによって当グループの借入れ能力が**

### 悪影響を受ける可能性がある。

当グループの自己資本は、当グループの事業を管理し資金を調達する能力にとり不可欠である。当グループは、APRA、RBNZ、英国金融庁および米国規制機関を含むがそれらに限定されない規制機関により、適切な規制目的上の自己資本を維持することを義務付けられている。

バーゼルIIのもとで、リスク加重資産および予想貸付損失は取引相手のリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの追加的な規制目的上の自己資本の要件により、増加した貸倒引当金のために、資本が減少する。したがって、自己資本比率における変動性がより高まる可能性がある。

### 当グループは、当グループ資産の評価の低下を経験する可能性があり、結果として公正価値調整が当グループの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

オーストラリア会計基準のもと、当グループは以下を公正価値で計上する。

- ・ 「取引目的で保有される」あるいは「損益を通して公正価値で評価される指定を受けた」金融商品
- ・ 「売却可能」と分類される金融資産
- ・ デリバティブ

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は現在価値の見積もりもしくはその他市場で認められた評価手法を基礎にする。特定の状況においては、かかる見積もりまたは手法により使用される個別の金融商品あるいは特定の種類の金融商品のデータは、市況の変化のため、使用できない、あるいは使用できなくなる可能性がある。これらの状況において、公正価値は、市場データから導き出し推定されたデータを用いて決定され、過去の取引および観察される市場のトレンドに対して検証される。

評価モデルは、市場参加者により決定される公正価値に影響を与える要因の影響を組み込んでいる。金融商品の公正価値を評価手法に基づいて決定するのに用いられる主要な入力項目には、不履行率、差し押さえ率、実際の損失、カウンターパーティーの信用スプレッド、回収率、暗黙デフォルト確率、信用インデックス・トランシェ価格および相関曲線に関する統計データなどのデータ入力がある。かかる仮定、判断、見積りは変化するトレンドおよび市況を反映するために更新される必要がある。結果としての金融商品の公正価値の変化は、当グループの収益に悪影響を与える可能性がある。

### 当グループは、信用仲介および金融保証会社に関連するリスクに晒されている。

2004年から2007年にかけて、当グループは、一連のストラクチャードクレジットの仲介に参入した。基調を成す構造には、債務担保証券(CDOs)に関わるクレジット・デフォルト・スワップ(CDSs)(78%)、ローン担保証券のポートフォリオ(CLOs)(13%)あるいは特定の債券/変動利付債(9%)が含まれる。

これらの信用仲介取引に基づいて、ANZは、これらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用して投資銀行にプロテクションを売却し、8社の金融保証会社からプロテクションを購入した。

デリバティブとして、売却されたプロテクションおよび購入されたプロテクションはいずれも時価評価である。世界的な信用危機が始まる前は大きな損益は計上されず、相殺された。2009年9月30日現在、売却されたプロテクションに基づく債務の価値は、10億2,000万ドル(8億9,700万米ドル)であり、購入されたプロテクションは、以下の結果として部分的な相殺をなすにとどまった。

- ・ 購入されたプロテクションのカウンターパーティーのひとつはデフォルトをおこし、残りのカウンターパーティーの多くは格下げを受けている。
- ・ ANZは、信用スプレッドの変化を反映して残りのカウンターパーティーに関する信用評価調整を行っている。
- ・ リスクおよび為替ヘッジ損失を減少するための、再編取引に関連する実現損失。

上記要因の結果、2009年9月30日現在、これらの取引に要するデリバティブの信用リスク費用の現在までの総額は、税引前で5億8,400万ドル(4億2,700万米ドル)であった。

デリバティブの信用リスク費用は変動を示し続ける見込みである。この不安定さは当グループの報告業績および資本に重大な悪影響を与える可能性がある。

### 当グループはオペレーショナル・リスクに晒されており、それは当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、日常的な運営活動から生じるリスクを指し、それは直接的・間接的損失を生む可能性がある。これらの損失は内外の出来事から生じる可能性がある。

当グループが晒されているオペレーショナル・リスクには、手続上のエラーあるいは障害、不適切な手続き、人員あるいはシステム、詐欺、システム障害、セキュリティ上の障害もしくは違反、物理的保護・復旧システム、顧客サービスの失敗、スタッフのスキルおよびパフォーマンス、製品開発とメンテナンス、および当グループの内部方針および法令あるいは規則の違反から生じるリスクが含まれる。同様に、主要プロジェクトの管理、設計、実施においてのオペレーショナル・リスクがある。

当グループは、当グループのスタッフまたは代理人が顧客に金融商品を販売する際、不正確に記載する、不当表示するまたは適切な開示を提供しないリスクである、不当販売のオペレーショナル・リスクにさらされている。かかる行為は、顧客が投資の全額もしくは一部を損失する、または不適切なレベルの開示に基づいた投資決定に直接帰因しうる損失もしくは不利益



を被る結果となる可能性がある。被害を被った顧客は損失およびコストの補償を当グループに求める可能性があり、かかる行動は、当グループの財務業績および評判に悪影響を与える可能性がある。

さらに、当グループは、第三者プロバイダー（アウトソーシングを含む）による業務運営上の失敗、自然災害、政治的、安全保障上および社会的出来事、および金融サービス部門内の欠陥のリスクにも晒されている。

#### **ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの配備の失敗は、事業を大いに妨害する可能性がある。**

当グループは情報システムおよびITに高く依存しており、これらまたはこれらが使用もしくは依存するサービスが機能しなくなる可能性がある。当グループの日常業務の大半はコンピュータ化されており、ITシステムは顧客との効果的なコミュニケーションを維持する上で不可欠である。晒されるシステム・リスクには、ITシステムあるいはデータセンターの設備の全体もしくは部分的な障害や、とくに業界の進展に対して遅れをとることによって生じる社内の第三者ITシステムの不備、計画的成長に効果的に対応し、既存および将来的な買収および提携を統合する既存システムの能力を含む。これらのリスクのいくつかを管理するために、当グループは然るべき場所に災害復旧およびシステム継続計画を有している。しかし、これらのシステムのいずれの障害も事業の中断、顧客の喪失、評判の失墜、および/あるいは、当グループの競争的地位の弱体化を招きかねず、当グループの事業に悪影響を与え、当グループの財務状態および事業に重大な悪影響を与えかねない。さらに、規制上の要求を満たし、情報セキュリティを確保し、コンピュータ化された顧客向けバンキング・サービスを強化し、当グループの事業の様々なセグメントの統合を支援するために、当グループは、継続的に新しいITシステムを更新・実施する必要がある。当グループは、これらの実施プロジェクトを効果的に組織したり、それらを効果的に実行したりできないかもしれないが、それによってプロジェクト費用の増加や規制要件遵守の遅延、当グループの情報セキュリティ管理の失敗、あるいは当グループの顧客に対するサービスを向上させる能力の減退を招く可能性がある。

#### **規制変更は当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

世界中の金融市場に影響を与えている進行中の世界的な金融危機に対応して、世界的な規制環境の著しい変化のリスクがある。これらのいずれかの変化が当グループに与える影響を予測することは困難である。

進行中の世界的な金融危機による可能性のある結果のひとつには、資本規制が強化され、最低自己資本比率が引き上げられることがある。当グループは、現段階では予測できないこれらの変化が当グループに与える影響を予測できない。

当グループの法人は、オーストラリア、ニュージーランド、ならびにそれらが営業、取引あるいは資金調達を行っている、あるいはそれに関してなんらかの関係を有しているその他の国々（英国、米国およびアジアの国々を含むがこれらに限定されない）における法律、規制、政策および慣例の対象となる。

規制は国によって異なるが、一般的に預金者および銀行業システム全体を保護するように設計されている。

APRA、RBA、およびASICを含むその他の金融業界規制組織を含むオーストラリア政府およびその省庁は、当グループを監督している。RBNZを含む、ニュージーランド政府およびその省庁は、ニュージーランドの当グループの業務を監督している。当グループのメンバーが事業、取引、あるいは資金調達をオーストラリアやニュージーランド以外の国々において行う限り、あるいはそれらの国々となんらかの関連がある限り、かかる活動は、これらの国々の法律、およびこれらの国々の省庁による規制に従う可能性がある。かかる規制省庁機関は、一例をあげると、米国の連邦準備制度理事会、米国財務省、米国通貨監督庁、英国の金融庁、シンガポール金融管理庁、香港金融管理局、およびそれらの国々およびその他の関連国におけるその他の金融規制組織を含む。それらのいずれかの国における法令、あるいは政策を遵守しないならば、これらあるいはその他の規制省庁による経済制裁、または規制当局が持つ裁量権の行使を招き、当グループの評判を著しく損ねかねない。これらの規制要件は当グループの事業または柔軟性を制限する限り、当グループの収益性および見通しならびに当グループが発行する証券の利子、配当および元本を支払う当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。

さらに、当グループが、法律、規制または慣例を遵守しないことで、規制省庁による制裁および影響を受けた当事者からの補償訴訟が課される可能性があり、どの法域においても当グループの評判を損ねる可能性がある。

これらの規制その他の政府省庁（歳入および税務当局）は、頻繁に銀行および税法、規制、慣例や政策を再検討する。法規制、慣例あるいは政策の解釈あるいは運用の変更を含む、法規制、慣例あるいは政策に対する変更は、実質的、また予想しない方法で当グループに影響を及ぼす可能性がある。これらは銀行の流動性の要求水準および適正資本の引上げや、提供される金融サービスおよび商品の種類の制限、および/あるいは、ノンバンクによる競争力のある金融サービスあるいは商品の提供能力増強およびノンバンクの会計基準、税務法制および健全性規制要件に対する変更を含む可能性がある。

流動性リスクに関する世界的な規制変更と合わせて、APRAは現在、APS210の流動性リスク管理の健全性基準を改正している。この過程は、現在協議段階にあり、最終的な詳細は2010年半ばまで予定されていない。この変更によって、当グループの将来の資金調達能力が影響を受け、当グループの収益にとって悪条件になる可能性がある。

#### **いずれかの法域における当グループの営業免許の予期しない変更は当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

当グループは、業務を行うさまざまな国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更が営業免許の条件になされた場合には、当グループの財務業績に悪影響を与える可能性がある。

**当グループはレピュテーション・リスクに晒されており、業績に悪影響を与える可能性がある。**

レピュテーション・リスクは、外的事象あるいは当グループ自身の活動の結果として発生し、公衆、株主、投資家、規制機関または格付機関がもつ当グループに対する認識に悪影響を与える可能性がある。リスク事象の当グループの評判への影響は、リスク事象自体のあらゆる直接費用を上回り、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

当グループのレピュテーションに対する打撃は、当グループの収益性、資金調達および流動性を確保する能力、資金調達および流動性確保の費用、ならびに事業機会を含め、広範な影響を与える可能性がある。

**会計方針の変更が当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

当グループが適用する会計方針および方法は当グループの財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針および方法が、一般的に認められた会計原則に適合するだけでなく、財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これら多くの会計方針および方法の選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、財務状態および営業成績につき不実表示がされる可能性がある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針または方法を選択する必要があり、いずれの選択肢も一般的に認められた会計原則に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、別の選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

**当グループは将来の気候変動の影響に晒される可能性があり、これが当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。**

科学的観察および気候モデリングが、極端な天候事象の発生が頻度および程度ともに増加する可能性のある世界的な気候システムの変化を指摘している。気候変動の影響には、暴風雨、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇がある。かかる事象およびその他類似の事象は、当グループの顧客の住宅および商業資産の浸水および損害のリスクをもたらす。時には、これは、かかる顧客に対する信用ファシリティに関連する当グループの担保ポジションに悪影響を与える可能性もあり、その結果、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

将来の気候変動の影響を正確に予測することは困難であるが、それでもなお当グループの将来の財務業績に悪影響を与える可能性があるリスクとして考慮すべきものである。

**5【経営上の重要な契約等】**

過去3年間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

完全を期すために、上記「1 業績等の概要」を参照のこと。さらに、上記に詳述されるとおり、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループplc (RBS) との間で、アジアにおけるRBSの一部事業を買収することにANZは合意した。また、2009年11月30日に、ANZはオーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-ING富裕層資産運用および生命保険のジョイントベンチャーのINGグループの51%の保有株式の取得を完了し、株式所有を100%とした。

**6【研究開発活動】**

当行は継続して、バンキング、金融および関連商品、サービスを調査し、開発している。

**7【財政状態及び経営成績の分析】**

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

2006年9月、ANZはオーストラリア、メルボルンのドックランド地区コリンズ・ストリート833に新オフィス建物（ANZセンター）を開発すると発表した。総費用はおよそ9億ドル（そのうち、5,600万ドルは2009年9月30日現在未払い）であり、基本建物の設計および建設、環境に配慮した持続可能な開発（ESD）施策、作業空間およびリテール設備ならびに講堂を含む。ANZセンターは2009年11月6日に正式に開所した。

2009年12月に、ANZは、2013年初頭に完成予定のオークランド、カスタム・ストリート85に建設される建物内の1万8,000平方メートルを賃借する条件付開発契約に調印した。ANZが負担する予想コストは8,300万ニュージーランドドルである。

ここ3年間、被支配法人の取得（ETradeオーストラリア・リミテッド（ETradeオーストラリア））および関連会社の取得（天津銀行、AMMBホールディングスBerhad、上海農村商業銀行およびサイゴン証券会社）を除き、その他の重要な設備投資はなかった。

この3年間の被支配法人の重要な処分は、フリートパートナーズPtyリミテッドおよびトラック・リーシング・リミテッド（併せて、「Esanda Fleetpartners」と総称する）の売却のみであった。

さらに、2009年9月、ANZは、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZとINGの富裕層資産運用事業および生命保険事業のジョイントベンチャーでINGグループが保有していた51%の株式を17億6,000万ドルで取得することに合意した。

2009年8月、ANZは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループplc（RBS）からアジアにおける一部事業を約6億2,600万ドル（5億5,000万米ドル）で取得することに合意した。INGからの取得は2009年11月30日に完了した。ANZは、2009年11月23日にフィリピンの、また2009年12月7日にベトナムの、RBS事業の買収をそれぞれ完了し、監督当局の承認を条件として、残りの市場でのRBSの買収は2010年半ばまでに完了する予定である。

### 2【主要な設備の状況】

ANZは一般事業目的のためにオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋の各地に土地および建物を自由保有および賃借している。これら不動産は、支店および商業用管理センターを含み（ただし、最近の事業買収により取得した資産を除き）、2009年9月30日現在のその帳簿価格は4億1,000万ドルであり、以下の通りであった。

	面積（㎡）		不動産の数	
	所有	賃借	所有	賃借
リテール（支店網）	22,362	455,985	44	1,262
管理およびオペレーション・センター	186,169	370,745	41	92

帳簿残高の推移は、「第6 経理の状況 1 財務書類」の注記21に記載される。

ポートフォリオの主な建物（自己所有および賃借）は、以下に記載するものを含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833、
- ・オーストラリア、メルボルン、クイーン・ストリート100、
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート55、
- ・オーストラリア、シドニー、マーティン・ブレース20、
- ・オーストラリア、メルボルン、ドーカス・ストリート75、
- ・ニュージーランド、ウェリントン、フェザーストン・ストリート、
- ・ニュージーランド、ウェリントン、ビクトリア・ストリート1、
- ・ニュージーランド、オークランド、レディー・ルビー・ドライブ、
- ・インド、バンガロール、オフ・インターメディアイト・リング・ロード、エンバシー・ゴルフ・リンクス・ビジネス・パーク、チェリーヒルズ

### 3【設備の新設、除却等の計画】

2010年度中にANZはメルボルン、コリンズ・ストリート833の新不動産へ移転する予定である。このため、当社は賃借契約が終了の際に多数の賃借不動産から立ち退きつつある。該当する不動産は、メルボルン、コリンズ・ストリート530（賃借契約期限：2009年11月30日）、メルボルン、フリンダーズ・ストリート452（賃借契約期限：2010年6月30日）、サウス・ヤラ、トゥラック・ロード227（賃借契約期限：2009年12月31日）、メルボルン、コリンズ・ストリート287（賃借契約期限：2009年12月

31日)、メルボルン、ブーケ・ストリート570(賃借契約期限:2009年12月31日)およびメルボルン、コリンズ・ストリート595(賃借契約期限:2010年3月31日および2010年5月31日)である。

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2009年9月30日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	無制限	2,504,540,925(1)	該当なし
優先株式	無制限	500,000	該当なし
合計	無制限	2,505,040,925(1)	該当なし

注:(1)2009年9月30日以後、引受契約、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、グループ従業員株式購入制度により株式が発行され、2010年1月5日現在(直近の情報入手可能日)、当行の発行済普通株式総数は2,532,914,308株、発行済株式総数は2,533,414,308株であった。

##### 【発行済株式】

(2009年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,504,540,925	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	
記名無額面	優先株式	500,000	ルクセンブルグ証券取引所	
計	-	2,505,040,925	-	-

#### (2)【発行済株式総数及び資本金の推移】

##### 普通株式

年月日	発行済株式総数増減数(株)(3)	発行済株式総数残高(株)(3)	資本金(株主資本)増減額(1)(2) (単位:百万ドル)	資本金(株主資本)残高(1)(2) (単位:百万ドル)	備考
2004年9月30日		1,818,401,807		17,907	
2005年度	8,047,673		1,554		グループ株式買戻し、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、およびグループ従業員株式購入制度
2005年9月30日		1,826,449,480		19,461	
2006年度	10,122,635		411		グループ株式買戻し、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、およびグループ従業員株式購入制度
2006年9月30日		1,836,572,115		19,872	

2007年度	28,106,705		2,138		配当再投資制度、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、グループ従業員株式購入制度およびEtradeオーストラリア・リミテッドの買取に対して支払われた株式対価
2007年9月30日		1,864,678,820		22,010	
2008年度	175,977,664		4,480		配当再投資制度(「DRP」)、配当引受、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、グループ従業員株式購入制度および複合交換権付優先証券(「StEPS」)の転換
2008年9月30日		2,040,656,484		26,490	
2009年度	463,884,441		5,874		配当再投資制度(「DRP」)、配当引受、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度、グループ従業員株式購入制度および株式募集・株式買取制度
2009年9月30日		2,504,540,925		32,364	

- 注：(1)少数株主持分を除く、少数株主持分を含む株主資本合計は以下の通りである、2009年度AAS 324億2,900万ドル、2008年度AAS 265億5,200万ドル、2007年度AAS 220億4,800万ドル、2006年度AAS 199億600万ドル、2005年度AAS 195億3,800万ドル。
- (2)株主資本の変動は、普通株式、優先株式、準備金および利益剰余金の増減を反映する、優先株式数の増減については以下の表を参照のこと。
- (3)2009年9月30日以後、DRP引受契約、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、グループ・ストック・オプション制度およびグループ従業員株式購入制度により普通株式が発行され、2010年1月5日現在(直近の情報入手可能日)、当行の発行済普通株式総数は2,532,914,308株、発行済株式総数は2,533,414,308株であった。

## 優先株式

年月日	増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	備考
2004年9月30日		10,000,000	
2005年度	500,000		2004年12月ユーロ優先株式(当行の完全子会社が発行した変動金利劣後社債との複合型)発行
2005年9月30日		10,500,000	
2006年度	(10,000,000)		AASに基づき、ANZ複合交換権付優先証券(ANZ StEPS)は借入資本として扱われる
2006年9月30日		500,000	
2007年度	0		
2007年9月30日		500,000	
2008年度	0		

2008年9月30日		500,000	
2009年度	0		
2009年9月30日		500,000	

## (3) 【所有者別状況】

## 普通株式

(2009年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
個人	326,696	735,759,479	29.38
法人(1)	55,483	268,753,373	10.73
ノミニー	13,950	1,500,028,073	59.89
合計	396,129	2,504,540,925	100.00

注：(1)登録名に「ノミニー」または「カストディアン」を含まないが、ノミニーとして行為していると知られている法人ノミニー所有者6社(計57,477,718株)を含む。

## 優先株式

(2009年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(千株)	所有株式数の割合(%)
個人	0	0	0.00
法人	0	0	0.00
ノミニー	1	500	100.00
合計	1	500	100.00

## (4) 【大株主の状況】

## 普通株式

(2009年10月8日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
HSBCカストディ・ノミニーズ(オーストラリア)・リミテッド	GPO BOX 5302 シドニー、ニューサウスウェールズ州2001	451,912,188	18.04
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド	ロケットバッグ7、ロイヤルエクスチェインジ、ニューサウスウェールズ州1225	357,731,260	14.28
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド	GPO BOX 1406M メルボルン、ヴィクトリア州 3000	289,692,228	11.57
シティコープ・ノミニーズ・Pty・リミテッド	GPO BOX 764G メルボルン、ヴィクトリア州3001	78,029,750	3.12
ANZノミニーズ・リミテッド(現金勘定)	GPO BOX 2842AA メルボルン、ヴィクトリア州3001	65,373,642	2.61
コージェント・ノミニーズ・Pty・リミテッド	PO BOX R209、ロイヤルエクスチェインジ、ニューサウスウェールズ州1225	38,300,554	1.53

クイーンズランド・インベ ストメント・コーポレー ション	C/O ナショナル・ノミニーズ・リミ テッド、GPO Box 2242、ブリスベ ン、クイーンズランド州4001	25,071,461	1.00
------------------------------------	--	------------	------

上記の株主は、2009年10月8日現在でANZの上位7位までの株主である。

## 2【配当政策】

当行の取締役会は、当グループの財務実績と財務状態を基準にして、株主への配当の金額と時期を決定し、宣言する。

## 3【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所

普通株式

決算年月(*)	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
最高 (豪ドル(円))	24.45ドル (2,112円)	28.66ドル (2,475円)	31.50ドル (2,721円)	31.74ドル (2,741円)	24.99ドル (2,158円)
最低 (豪ドル(円))	19.02ドル (1,643円)	22.70ドル (1,961円)	25.75ドル (2,224円)	15.07ドル (1,302円)	11.83ドル (1,022円)

(\*)当行の事業年度(10月1日から9月30日)

### (2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所

普通株式

月別	2009年4月	2009年5月	2009年6月	2009年7月	2009年8月	2009年9月
最高 (豪ドル(円))	17.64ドル (1,524円)	17.05ドル (1,473円)	17.37ドル (1,500円)	18.83ドル (1,626円)	21.58ドル (1,864円)	24.99ドル (2,158円)
最低 (豪ドル(円))	15.40ドル (1,330円)	14.90ドル (1,287円)	15.67ドル (1,353円)	15.68ドル (1,354円)	18.72ドル (1,617円)	20.97ドル (1,811円)

株価はすべて、オーストラリア証券取引所における当行普通株式の毎日の終値に基づく。

## 4【役員の状況】

### (1)取締役

定款の規定に従い、2001年会社法(連邦)、その他適用法令、およびオーストラリア証券取引所上場規則により要求されるその他の事項を除き、取締役会は当行の事業を経営する権限をもつ。取締役会は株主総会で行使することを要求されている以外のすべての権限を行使することができる。本書日付現在のANZの取締役は以下のとおりである。「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - C. 最近の動向 - 経営陣の変更」も参照のこと。

(本書日付現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2010年1月5日現在)(3)



独立非執行取締役、取締役会会長 (1)(2)	C. B. Goode, AC (グード) (1938年8月26日)	グード氏は1991年7月より非執行取締役を務め、1995年8月に会長に任命され、現在すべての取締役委員会の職権上の構成員である。グード氏は金融業の出身であり、1989年以来専門的な非執行取締役を務めている。金融業界における幅広い技能と経験をもって取締役会会長としての職に貢献している。現在、オーストラリア・ユナイテッド・インベストメント・カンパニー・リミテッド(1990年から取締役)、ダイバーシファイド・ユナイテッド・インベストメント・リミテッド(1991年から取締役)、グローブナー・オーストラリア・プロパティーズPtyリミテッド(2008年から取締役)およびイアン・ポッター財団(1987年から取締役)の会長であり、アジア協会国際協議会(2000年から)、アジア協会オーストラレーシア・センター(2003年から)、アジアリンク協会(2002年から)およびグローバル財団(1999年から)のメンバーである。また以前は、ウッドサイド・ペトロリアム・リミテッドの取締役(1988年から2007年)および会長(1999年から2007年)、ハワード・フローリー実験生理学・医学学会の理事(1987年から2006年)および理事長(1997年から2004年)ならびにシンガポール航空の取締役(1999年から2006年)であった。	775,699株
最高経営責任者、執行取締役	M.R.P.Smith, OBE (スミス) (1956年9月10日)	スミス氏は2007年10月より最高経営責任者を務める。スミス氏は、アジア、オーストラリアおよび国際的な銀行業務において30年以上の国際的バンカーとしての経験を有する。2007年6月まで、スミス氏は香港上海銀行の社長兼最高経営責任者、恒生銀行会長、HSBCグループの商業銀行業務のグローバル・ヘッドおよびHSBC銀行マレーシアBerhadの会長であった。スミス氏は以前HSBCアルゼンティーナ・ホールディングスSAの最高経営責任者であった。スミス氏は1978年にHSBCグループに入行し、その国際部門での職歴形成中に、商業、法人および投資銀行業務、企画および戦略、業務運営および一般管理等の幅広い役割を経験した。現在、ANZナショナル・バンク・リミテッドの取締役(2007年から)、子供のための金融市場財団の取締役(2008年から)、重慶市市長国際経済顧問団会議のメンバー(2006年から)、オーストラリア銀行業協会のメンバー(2007年から)、アジア・ビジネス評議会のメンバー(2008年から)、金融リテラシー諮問委員会のメンバー(2008年から)、Visaアジア太平洋上級諮問会議のメンバー(2009年から)、香港経営協会の特別研究員(2005年から)である。また以前は、HSBC銀行マレーシアBerhadの会長(2004年から2007年)および恒生銀行会長(2005年から2007年)、香港上海銀行コーポレーション・リミテッドの取締役兼最高経営責任者(2004年から2007年)ならびにHSBCオーストラリア・リミテッド(2004年から2007年)、HSBCファイナンス・コーポレーション(2006年から2007年)およびHSBC銀行(中国)カンパニー・リミテッド(2007年)の取締役であった。さらに、Visaインターナショナル(アジア太平洋)リミテッド(2005年から2007年)の取締役会メンバーであった。	1,998,951株

独立非執行取締役、技術委員会委員長	G. J. Clark (クラーク) (1943年2月28日)	2004年2月より非執行取締役である。クラーク博士は技術委員会の委員長であり、ガバナンス委員会および人事委員会の構成員である。クラーク博士は、技術および技術市場について国際的に助言を行う米国に本社を置く会社であるクラーク・キャピタル・パートナーの代表である。以前は、IBM、ニュース・コーポレーションおよびローラル・スペース・アンド・コミュニケーションズにおいて上級執行役の地位を有していた。クラーク博士は国際的なビジネス経験およびマイクロエレクトロニクス、コンピュータおよび通信における卓越した経歴をもって取締役会に貢献する。現在、カーコム・コミュニケーションズPty Ltd (2006年から取締役)の会長である。また、Eircomホールディングス・リミテッド(以前のバブコック・アンド・ブラウン・キャピタル・リミテッド)の取締役も務める(2006年から)。以前は、GPMクラシファイド・ディレクターズの会長(2007年から2008年)、ジェームス・ハーディ・インダストリーズNVの取締役(2002年から2006年)であった。	13,520株
独立非執行取締役	P. A. F. Hay (ヘイ) (1950年6月28日)	ヘイ氏は2008年11月より非執行取締役である。ヘイ氏は、監査委員会、人事委員会およびリスク委員会の構成員である。ヘイ氏は、会社法と投資銀行顧問業務における豊富な経験を有し、特にM&Aに関する分野を専門とする。ヘイ氏はまた、政府および政府所有企業への助言に深く関与してきた。ヘイ氏は現在、ラザードPty リミテッド諮問委員会の議長(2009年から)、アルミナ・リミテッド(2002年から)、ランドケア・オーストラリア・リミテッド(2008年から)、GUDホールディングス・リミテッド(2009年から)およびNBNカンパニー・リミテッド(2009年から)の取締役であり、買収委員会の非常勤メンバー(2009年から)である。以前は、フリーヒルズの最高経営責任者(2000年から2005年)、パシフィカ・グループ・リミテッドの取締役(1989年から2008年)およびラザードPtyリミテッドの取締役(2007年から2009年)であった。	51,182株
独立非執行取締役、リスク委員会委員長	I. J. MacFarlane, AC (マクファーレン) (1946年6月22日)	マクファーレン氏は2007年2月より非執行取締役である。マクファーレン氏はリスク委員会委員長であり、ガバナンス委員会および技術委員会の構成員でもある。オーストラリア準備銀行における28年の在職期間中(内、10年間は総裁)、マクファーレン氏はオーストラリア内外の経済政策に多大な貢献を行った。マクファーレン氏は金融市場への深い理解を持ち、アジアとも長い関係がある。現在、ウルワース・リミテッド(2007年から)、レイトン・ホールディングス・リミテッド(2007年から)およびローウィー国際政策学会(2004年から)の取締役であり、中国銀行規制委員会の国際諮問委員会(2009年から)、ゴールドマン・サックスJB Wereの国際諮問委員会(2007年から)およびCHAMPプライベート・エクイティの国際諮問委員会(2007年から)のメンバーである。かつては、決済制度委員会(1998年から2006年)、オーストラリア金融規制評議会(1998年から2006年)および子供のための金融市場財団(1996年から2006年)の会長、オーストラリア準備銀行総裁(1992年から2006年はメンバー、1996年から2006年は総裁)であった。	12,616株

独立非執行取締役、監査委員会委員長	D.E. Meiklejohn (ミクルジョン) (1942年1月22日)	ミクルジョン氏は2004年10月より非執行取締役である。ミクルジョン氏は監査委員会委員長であり、人事委員会およびリスク委員会の構成員でもある。ミクルジョン氏は財務会計を専門とする。ミクルジョン氏はまた、広い範囲の産業にわたる数々の大手オーストラリア企業の取締役としての経験を取締役会で活かしている。ミクルジョン氏は現在、ペーパーリンXリミテッドの会長（1999年から取締役）、コカ・コーラ・アマティル・リミテッド（2005年から）およびミラボッカ・インベストメンツ・リミテッド（2006年から）の取締役、メルボルン・クリケット・クラブの理事長（1987年より委員会のメンバー）である。以前は、アムコー・リミテッドの取締役兼最高財務責任者（1985年から2000年）を務めた。	16,198株
独立非執行取締役、ガバナンス委員会委員長	J.P. Morschel (モーシェル) (1943年6月18日)	モーシェル氏は2004年10月より非執行取締役である。モーシェル氏はガバナンス委員会の委員長であり、人事委員会、監査委員会、リスク委員会および技術委員会の構成員でもある。モーシェル氏は、銀行、金融サービスおよび不動産業界における豊富な経験を有し、大手オーストラリアおよび国際企業における会長および取締役としての経験をもって取締役会に貢献する。モーシェル氏は現在、シンガポール・テレコミュニケーションズ・リミテッド（2001年から）、テニックスPtyリミテッド（1998年から）およびギフォード・コミュニケーションズPtyリミテッド（2000年から）の取締役である。以前は、リンカー・グループ・リミテッドの会長兼取締役（2003年から2007年）、レイトン・ホールディングス・リミテッドの会長兼取締役（2001年から2004年）、CSRリミテッドの取締役および会長（1996年から2003年まで取締役、2001年から2003年まで会長）、リオ・ティントPlc（1998年から2005年）、リオ・ティント・リミテッド（1998年から2005年）、ウェストパック・バンキング・コーポレーション（1993年から2001年）およびレンド・リース・コーポレーション・リミテッド（1983年から1995年）の取締役であった。	12,902株
独立非執行取締役、人事委員会委員長	A.M. Watkins (ワトキンス) (1962年12月29日)	ワトキンス女史は2008年11月より非執行取締役である。ワトキンス女史は人事委員会委員長であり、監査委員会およびリスク委員会の構成員である。ワトキンス女史は、財務および会計を専門としており、最高経営責任者および取締役として確固たる経験を有する。ワトキンス女史は、小売業、農業、食品製造および金融サービス業などを経験し、大企業のみならず中小企業にも関わってきた。ワトキンス女史は現在、ベネロング・グループの最高経営責任者（2008年から）、ウルワース・リミテッド（2007年から）およびヤラ・キャピタル・パートナーズPtyリミテッド（2008年から）の取締役、ならびに、AICDビクトリア州会議（2007年から）および自然保護オーストラリア諮問会議（2007年から）の議長である。以前は、ミセス・クロケッツ・キッチンズの会長（2006年から2007年）、ペリ・リミテッドの最高経営責任者（2002年から2005年）、ジャスト・グループ・リミテッドの取締役（2004年から2008年）、マッキンゼー・アンド・カンパニーのパートナー（1996年から1999年）であった。	19,461株

独立非執行取締役	Lee Hsien Yang (リー) (1957年9月24日)	リー氏は2009年2月より非執行取締役である。リー氏は技術委員会およびリスク委員会の構成員である。リー氏は、アジアで最も著名な実業界の指導者の一人であり、同地域に関する豊富な知識を有する。リー氏は、工学に関する経験を有し、食品・飲料、不動産、出版・印刷、電気通信、金融サービス、教育、民間航空および陸上輸送を含む広範な部門にわたるビジネスおよび経営の国際的経験をもって、取締役会に貢献する。リー氏は現在、フレイザー・アンド・ニーヴ・リミテッド（2007年から）およびシンガポール民間航空局（2009年7月から）の会長であり、シンガポール・エクスチェンジ・リミテッド（2004年から）、アジアイスラム銀行リミテッド（2007年から）およびKwa Geok Choo Pteリミテッド（1979年から）の取締役であり、Lee Kuan Yew公共政策学校理事会（2005年から）、ロース・ロイス・インターナショナル諮問委員会（2007年から）およびメリル・リンチPacRim諮問委員会（2007年から）のメンバーであり、キャピタル・インターナショナル・リンク諮問委員会の顧問（2007年から）である。以前は、リパブリック・ポリテクニクの会長（2002年から2009年）、シンテル・オプタスPtyリミテッド（2002年から2007年）、シンガポール・ポスト・リミテッド（1995年から2007年）、L&LサービシスPte Ltd（2004年から2008年）の取締役およびINSEAD（欧州経営大学院）の理事長（1999年から2007年）であった。また、テキストロン・インターナショナル諮問委員会のメンバー（1999年から2008年）およびシンガポール・テレコミュニケーションズ・リミテッドの最高経営責任者（1995年から2007年）も務めた。	1,615株
----------	--	--	--------

注：(1) 会長はすべての取締役委員会の職務上の構成員である。

(2) グード氏は2010年2月に取締役会を退任する予定であり、後任の会長にはモーシェル氏が就任する予定である。

(3) 普通株式およびオプションの合計である。個人名による所有証券（共同所有を含む）およびANZEST Pty Ltd. が個人のために信託で保有する証券のみを含む。業績基準または後渡しのために権利確定していないオプションおよび後渡し株式を含む。

定款に基づき、非執行取締役は、選任または再選後3回目の年次株主総会において退職しなければならないが、再選を目指すことはできる。

2009年10月1日時点で、取締役会は、9名の独立非執行取締役、1名の執行取締役兼最高経営責任者で構成されていた。

## (2) 上級管理職および役員

本書日付現在、ANZの上級管理職および執行役員（非執行取締役は除く）は以下のとおりである。

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2010年1月5日現在)(1)
最高経営責任者	M. R. P. Smith (スミス) (1956年9月10日)	銀行および金融業界において30年間の経験を有する。ANZ入行前は、香港上海銀行の社長兼最高経営責任者、恒生銀行会長、HSBCグループの商業銀行業務のグローバル・ヘッドおよびHSBC銀行マレーシアBerhadの会長であった。	1,998,951株
最高経営責任者（ニュージーランド部門）	J. Fagg (ファッグ) (1964年8月17日)	金融業界において20年以上の経験を有する。ANZにおいてこれまで、NBNZリテール、ANZナショナル・バンク・リミテッドNZのマネージング・ディレクター、オーストラリア消費者金融のマネージング・ディレクター、クレジットカード、オーストラリアのマネージング・ディレクター、消費者金融リスク管理&個人向けローンのジェネラル・マネージャーを歴任している。	265,085株

グループ・マネージング・ディレクター（人事）	S. R. Babani （ババーニ） （1960年6月9日）	金融業界において20年以上の経験を有する。ANZ入行以前は、HSBCインシュアランスのグローバル人事部長、グローバル・リソーシングHSBCグループ（東アジア）の最高業務責任者、HSBCバンクUSAの執行バイス・プレジデントを歴任した。	220,870株
グループ・マネージング・ディレクター（経営、技術および共通サービス）	D. J. Cartwright （カートライト） （1959年3月16日）	金融業界の経営および技術において26年以上の経験を有する。ANZ入行前は、インテリジェント・プロセッシング・ソリューションズ・リミテッド(iPSL)の最高経営責任者、パークレイズplcにおいて上級技術職を務めた。	297,959株
グループ・マネージング・ディレクター（法人）	S. Elliott （エリオット） （1963年12月9日）	金融業界の経営および技術において23年以上の経験を有する。ANZ入行前は、EFGエルメスの事業開発部長、EFGエルメスの最高業務責任者、20年間に渡りシティグループにおいて様々な地域・事業部門での各種上級職（アジア太平洋地域グローバル・トランザクション・サービス最高経営責任者、オーストラリア/NZ地域コーポレート・バンク最高経営責任者およびカントリー・コーポレート・オフィサー、ニューヨーク戦略計画担当バイス・プレジデント、ロンドン投資家向けデリバティブ販売部長、およびNZデリバティブ販売およびトレーディングのヘッド）を務めた。	69,337株
副最高経営責任者	G. K. Hodges （ホジズ） （1955年5月15日）	コーポレート・バンキングおよび商業銀行業において30年以上の経験を有する。ANZではこれまで、コーポレート部門グループ・マネージング・ディレクター、コーポレートおよび中小企業部門マネージング・ディレクター、コーポレート・バンキング・ヘッド、チーフ・エコノミストを務めた。	625,254株
最高財務責任者	P.R. Marriott （マリOTT） （1957年5月8日）	国際銀行、金融および会計監査において30年以上の経験を有する。ANZではこれまで、信用リスク管理部門グループ・ジェネラル・マネジャー、グループ会計部門ジェネラル・マネジャーを務めた。	1,008,681株
最高リスク責任者	C. Page （ページ） （1950年12月10日）	銀行および金融業界において34年以上の経験を有する。ANZでは、アジア太平洋部門のリスク部門のヘッドを務めた。ANZ入行前は、HSBCのアジア太平洋部門のチーフ・クレジット・オフィサーを務めた。	103,660株
最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）	A. V. Thursby （サーズビー） （1960年3月8日）	国際的な銀行および金融業界において21年以上の経験を有する。ANZ入行前は、シンガポール、北東アジア、中国、アラブ首長国連邦等におけるスタンダード・チャータード銀行の法人部門で上級の役職を務めた。	532,200株
グループ・マネージング・ディレクター（商業銀行業担当）	D. Hisco （ヒスコ） （1963年10月4日）	金融業界において23年以上の経験を有する。ANZではこれまで、Esanda マネージング・ディレクター、リテール銀行業マネージング・ディレクターを務めた。	175,698株

グループ・マネージング・ディレクター（戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション担当）	J. Phillips （フィリップス） （1962年4月26日）	金融業界において23年以上の経験を有する。ANZ入行以前は、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（ALICO）社長兼最高業務責任者、シティグループ、ニューヨークの国際リテール銀行業のヘッド、シティグループ・ジャパンのカントリー・ビジネス・マネージャー、シティグループ・ジャパンのシティグループ・ダイナース・クラブ社長兼最高経営責任者、GE JapanのGEキャピタル・グローバル消費者金融マネージング・ディレクター、GE USAのGEキャピタル・マーケティング担当取締役を歴任した。	67,502株
最高経営責任者（オーストラリア部門）	P. Chronican （クロニカン） （1956年8月10日）	銀行および金融業界において27年以上の経験を有する。ANZ入行前は、2005年からウェストパック・インスティテューショナル・バンクのグループ・エグゼクティブ、2001年から2005年まではウェストパック・バンキング・コーポレーションの最高財務責任者を務めた。ウェストパック・バンキング・コーポレーションにおいて長い経験を有し、リテール・バンキング、キャピタル・マーケット、トレジャリー、経済およびストラテジーなどの分野で様々な役職を務めた。	0株

注：(1) 普通株式およびオプションの合計である。個人名による所有証券（共同所有を含む）およびANZEST Pty Ltd. が個人のために信託で保有する証券のみを含む。業績基準または後渡しのために権利確定していないオプションおよび後渡し株式を含む。

取締役または執行役員間において家族関係はない。

[次へ](#)

### (3) 報酬報告

#### A. 報酬の概要(未監査)

本概要は、ANZの報酬体系の明確かつ簡潔な要約および2008/09年度に執行役員が各種報酬の構成要素から得た実際の価値を提供するために記述されている。詳細なデータは下記「B. 報酬報告」において説明する。

#### 報酬体系

##### 非執行取締役

2008/09年度に非執行取締役を支払われた報酬全体の詳細は、下記「B. 報酬報告」の1.4項に記載する。要約すると、非執行取締役は、取締役会の取締役としての基本報酬に加えて、委員会の委員長または委員である、特別委員会に従事する、および/または子会社取締役を務めることによる追加報酬も受領する。非執行取締役は、業績/インセンティブに係るいかなる支払いも受けることはなく、当グループのインセンティブ契約のいずれにも参加する資格も有していない。

##### 最高経営責任者(CEO)および執行役員

ANZの報酬体制は、すべてのANZの利害関係者に対して価値を創出および向上させ、かつ株主および執行役員の短期および長期的利益の十分な一致を確保するよう策定されている。ANZの報酬体系の主要な特徴は、報酬の差別化および主要な貢献者の認識を確実にすることにより、誠実で傑出した業績の文化を構築するANZの戦略を推進する助けとなるのに果たす役割である。これを達成するために、最高経営責任者および執行役員の報酬は以下から構成される。

固定給：これは報酬パッケージのうち唯一の「保証された」部分である。ANZは執行役員の固定給を関係のある金融サービス市場の中央値に対応して位置づける。

短期インセンティブ(STI)：会社および個人の一定の目標が満たされ、不適切な行動またはリスク/コンプライアンス/監査の違反が無い場合、STIは年1回のインセンティブ報酬の機会を提供する。

長期インセンティブ(LTI)：LTIは、長期にわたる株主価値に報酬全体のかなりの割合を一致させるエクイティ報酬の機会を年1回提供する。

#### 2009年の報酬実績

##### 非執行取締役

2008年に取締役会は、2008/09年度の非執行取締役の報酬を増額しないことに合意した。その結果、本年度については、報酬体系は2008年の水準に維持されている。

##### 最高経営責任者(CEO)

固定給：CEOの年間固定給の水準は2007年10月の同氏の就任より3年間、300万ドルに固定されている。これは2010年10月に見直しが行われる予定である。

短期インセンティブ(STI)：CEOは、目標を満たす場合、固定報酬の価値(すなわち300万ドル)と同額のボーナス給付を年1回受取る機会がある。実際に支払われる金額は、当グループおよび個人の業績に従い、この目標から増減される。2009年のCEOのSTIの支払いは、本年度の当行の基本利益ならびにANZの長期戦略目標に関して達成された重要な進展の両方を考慮して決定されている。STIは450万ドルであり、240万ドルが現金で、残りは後渡し株式で付与される。後渡し株式の半分は1年間、残りの半分は2年間、制限を受ける。

特別エクイティ割当：2008年度年次株主総会において、株主はCEOに対して、14.18ドルの行使価格で、権利確定日を2011年12月18日とする、70万個のオプションの追加付与を承認した。付与にあたり、オプションはそれぞれ2.27ドルと査定され、すなわち総額158万9,000ドルである。これらのオプションは、権利確定日に、またはその後の行使期間中(すなわち権利確定から2年間に株価が14.18ドルを超過する場合のみ価値を持つ。この価値は行使価格(14.18ドル)および権利確定日の価格(14.18ドルより大きい場合に限る)の差額をオプションの総個数で乗じた額である。2009年度については、オプションは付与されなかった。

長期インセンティブ(LTI)：3つのトランシュの業績に基づく権利が、CEOの最初の3年間を対象として、2007年12月にCEOに提供された。これらのトランシュの1つ目は、3年後、すなわち2010年12月に関係のある総株主利回り(「TSR」)基準に対して評価され、他の2つはそれぞれ2011年12月および2012年12月に検証される。従って、2007年10月1日付でCEOとしてANZに入社以来、CEOはこれらLTIの付与からの利益は受けておらず、2010年12月以降、業績基準が満たされた場合のみ利益を受けることができる。これらの付与は再検証されない。

CEOの標準報酬契約に加えて、CEOはANZに入社するために以前の雇用主から失った報酬を認めるため、最初の就任時契約の一部として、追加エクイティを提供された。CEOは就任時に、現金で受領することができたが株式で受取ることを選択し、900万ドルを提供されたが、これはその就任後1年、2年および3年の応当日にそれぞれ3分の1ずつ権利確定する。これは株価が27.27ドルであった付与時点で、合計330,033株のANZ株式に相当した。2008年10月2日に、CEOは110,011株を手に入れたが、価値は当初の付与の価値300万ドルから209万7,000ドル(2008年10月2日付の1株当たり19.061ドルの1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)へと大幅に低下した。その後の付与はそれぞれ、2009年および2010年10月2日付で権利確定する。



CEOに関する以下の表は、下記を示す。

- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して行われた実際の金額または付与
- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して後渡しされなければならなかった金額
- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して受領した実際の金額、および
- ・ 前年の割当に関して受領した実際の金額。

最高経営責任者 (M. スミス) <sup>(4)</sup>	固定給	STI	LTI <sup>(5)</sup>	その他付与 / 利益	合計
(単位: ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	3,000,000	4,500,000	0	1,594,000 <sup>(2)(3)</sup>	9,094,000
差引: 2008/09年に関して後渡しされるべき金額	0	2,100,000	0	1,589,000 <sup>(2)</sup>	3,689,000
受領金額 - 2008/09年	3,000,000	2,400,000	0	5,000 <sup>(3)</sup>	5,405,000
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					0

(1) 2008/09年に初めて支払われることになった前年の後渡しのSTI/LTI部分および/またはエクイティの付与を含む。

(2) 特別エクイティ付与 (2008年12月)。1 オプションにつき2.27ドルのオプション700,000個。

(3) PricewaterhouseCoopersによるオーストラリア課税申告サービスの提供。

(4) ANZの入社に伴い、M. スミスはそれぞれ300万ドルの価値の3つのトランシュのエクイティを付与された。これらトランシュの第1番目の後渡し株式は2008年10月2日に1株当たり19.0610ドル (2008年10月2日現在の1日加重平均価格 (VWAP) を基準とする。) の権利確定価格で利用可能となった。従って、権利確定日のこのトランシュの価値は、2,096,920ドルであった。この金額は入社に伴う特別エクイティ契約に関するもので、標準報酬契約の一部ではないため、上記の表には反映されていない。

(5) CEOとしての最初の3年間を対象とするLTI付与は、CEOの入社時に付与され、従って2008/09年には追加の付与は行われなかった (LTI付与の詳細は上記のLTIの項目で説明している)。本年度中、これらのLTI付与から価値は受けていない。よって、2008/09年に与えられた、または受取ったLTIの価値は上記の表には示されていない。

## 執行役員

固定給: 2008年10月に、固定給の水準について若干の調整が行われた。その後、見直しにより、上級執行役員に対するANZの現在の固定報酬は市場の水準であることが確認された。この見直しの結果および現在の状況での抑制の必要性にも鑑みて、本年度初頭に2009年度の報酬検討について給与の凍結が行われることが決定した。

短期インセンティブ (STI): 執行役員は自身の固定給の120%に相当する目標とされるSTIの支払いを受ける機会がある。業績上位者は目標水準よりかなり上のインセンティブの支払いを受けることができ、他方業績低位者はインセンティブの支払いについてかなり減額されるか全く受取ることができない。本年度支払われたインセンティブ (2008年10月に支払われたが、2008年度の業績に関するものである) はすべて、会社の業績に影響され、各執行役員についてSTIの支払いに減額が適用された。2009年度のSTI資金もまた、業績と変動する報酬結果との関連性を反映して、目標とされる水準を下回って減額された。

従来、STIの支払いは各年度末に現金で支払われた。しかし、2008年は後渡し基準が設定された。STIの支払いがこの基準を上回る場合、執行役員は基準を超過する支払いの半分をANZエクイティで受取ることを求められる。エクイティは強制的な後渡しの対象であり、後渡しエクイティの半分は1年間入手できず、残り半分は2年間入手できない。これはSTI報酬と当該インセンティブをより長期の株主利益へ一致させることとの間の関連性を強化するよう策定されている。この変更により、執行役員が従前の場合と比べて、STIのより少ない部分を現金で、より多い部分を後渡しエクイティで受取る結果となった。執行役員が後渡し期間中にANZから辞職または解雇通知により退職した場合、エクイティは失効する。

長期インセンティブ (LTI): 執行役員が目標とするLTIは、各自の固定給の50%である。このドルでの価値は、独立した監査済みの外部評価を用いて、実際の個数の業績に基づく権利に転換される。これらの権利は、付与から3年間、ANZの業績を、選抜した他の比較可能な金融機関と比較する、相対的なTSR業績基準に従う。基準が達成される場合、株式は本人に引き渡され、そうでない場合、株式は失効する。本年度中、2005年度および2006年度に付与されたLTIが比較可能な他社グループのTSR業績に対して2008年度に評価され、業績基準が達成されなかったため、これらの権利のすべてが失効した (すなわち、執行役員は何らの価値も受取らなかった)。

以下の表は、通年で執行役員レベルとして雇用されていた開示を必要とする執行役員を対象とし、以下を詳述する。

- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して行われた実際の金額または付与
- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して後渡しされなければならなかった金額
- ・ 2009年9月30日に終了した年度に関して受領した実際の金額、および
- ・ 前年の割当に関して受領した実際の金額。

グループ・マネージング・ディレクター、  
オペレーション、テクノロジーおよび共通  
サービス (D. カートライト)

その他付与 / 利

	固定給	STI	LTI	益	合計
--	-----	-----	-----	---	----

(単位：ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	850,000	730,000	350,000	128,977 <sup>(3)(4)</sup>	2,058,977
差引：2008/09年に関して後渡しされなければならない金額	0	265,000	350,000	0	615,000
受領金額 - 2008/09年	850,000	465,000	0	128,977	1,443,977
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					134,810

副最高経営責任者兼最高経営責任者代理 (オーストラリア)(G.ホジズ)	その他付与/利				合計
	固定給	STI	LTI	益	
(単位：ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	860,000	500,000	145,940 <sup>(4)</sup>	2,505,940
差引：2008/09年に関して後渡しされなければならない金額	0	330,000	500,000	0	830,000
受領金額 - 2008/09年	1,000,000	530,000	0	145,940	1,675,940
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					0

最高財務責任者(P.マリオット)	その他付与/利				合計
	固定給	STI	LTI	益	
(単位：ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	850,000	500,000	0	2,350,000
差引：2008/09年に関して後渡しされなければならない金額	0	325,000	500,000	0	825,000
受領金額 - 2008/09年	1,000,000	525,000	0	0	1,525,000
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					0

最高リスク責任者(C.ページ)	その他付与/利				合計
	固定給	STI	LTI	益	
(単位：ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	850,000	1,600,000	425,000	301,988 <sup>(4)</sup>	3,176,988
差引：2008/09年に関して後渡しされなければならない金額	0	700,000	425,000	0	1,125,000
受領金額 - 2008/09年	850,000	900,000	0	301,988	2,051,988
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					0

最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ)(A.サーズビー) <sup>(2)</sup>	その他付与/利				合計
	固定給	STI	LTI	益	
(単位：ドル)					
2008/09年に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	2,600,000	550,000	88,351 <sup>(3)(4)</sup>	4,238,351
差引：2008/09年に関して後渡しされなければならない金額	0	1,200,000	550,000	0	1,750,000
受領金額 - 2008/09年	1,000,000	1,400,000	0	88,351	2,488,351
受領金額 - 前年の割当に係るもの <sup>(1)</sup>					0

(1) 2008/09年に初めて支払われることになった前年の後渡しSTI/LTIの付与を含む。

(2) 上記の報酬に加えて、A.サーズビーはANZ入社時の雇用契約に基づき、2008/09年にエクイティの付与を受けた。ANZはA.サーズビーに対して、1年につき100万ドルの価値の3つのトランシュの後渡し株式を提供することに合意した。最初の付与は2007年9月3日、2回目の付与は2008年8月28日、そして最後のトランシュは2009年9月22日に付与された。株式は制限付きであり、割当日から3年間、信託に保管される。

(3) PricewaterhouseCoopersが供与した課税サービス。

(4) 配置転換費用およびG.ホジズについてはニュージーランドからオーストラリアへの異動に係る契約変更時の年次休暇の支払いを含む。

## B. 報酬報告（監査済）

取締役の報酬に関する報告は、会社法に定義されている主要経営陣（KMP）に関連するANZの報酬方針への理解、報酬とANZの業績との関連、ならびにANZの取締役および執行役員の個人の成果を株主に提供することを企図している。

本報酬報告は、2009年9月30日終了年度の当行および連結子会社について会社法第300A節に従い作成されている。本報酬報告に記載される情報は、会社法第308(3C)節が要求するとおり監査を受けている。本報酬報告書は取締役の報告の一部を成す。

### 取締役会による報酬の監督

取締役会の人事委員会は取締役および執行役員の報酬、執行役員の継承ならびに最高経営責任者に関する報酬および継承について取締役会への勧告につき責任を有する。（人事委員会の役割の詳細については、下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況」およびanz.com > about ANZ > Corporate Governance > ANZ Human Resources Committee Charter（委員会が活動する参考条項を詳細に説明する。）を参照のこと。）

本年を通じて多数の機会において、取締役会人事委員会および経営陣は社外専門家からの助言を受けた。（以下のアドバイザーが利用された：Ernst & Young, Hay Group, FreehillsおよびPricewaterhouseCoopers.）取締役会の決定は、提供された助言を用い、ANZの地位、戦略目標および現在なすべき事項に十分な注意を払い、独立して行われた。

### 非執行取締役

本書全体で、表1に記載の非執行取締役の報酬に関して個別の開示が行われる。これら非執行取締役は、当行および当グループのKMPの定義に入る者である。

表1：非執行取締役

#### 現非執行取締役

C. グード	取締役会会長、独立非執行取締役 - 1991年7月取締役任命、1995年8月取締役会会長任命
G. クラーク	独立非執行取締役 - 2004年2月任命
J. エリス	独立非執行取締役 - 1995年10月任命
P. ヘイ	独立非執行取締役 - 2008年11月12日開始
H. リー	独立非執行取締役 - 2009年2月1日開始
I. マクファーレン	独立非執行取締役 - 2007年2月任命
D. ミクルジョン	独立非執行取締役 - 2004年10月任命
J. モーシェル	独立非執行取締役 - 2004年10月任命
A. ワトキンス	独立非執行取締役 - 2008年11月12日開始

#### 前非執行取締役

M. ジャクソン	独立非執行取締役 - 1994年3月任命 - 2009年3月21日退任
----------	-------------------------------------

### 非執行取締役 - 要約

詳細	要約	本書での記載
報酬	非執行取締役は取締役会の取締役としての固定基本報酬に加え、委員会の委員長または委員である、特別委員会に従事する、および/または子会社取締役を務めることによる追加の固定報酬を受領する。退職年金の拠出も9%の率で行われる（ただし、政府が定める拠出上限額以下とする）。2008/09年については報酬を増額しないことが合意された。非執行取締役は独立の退職給付を受ける資格がない。 <sup>(1)</sup>	1.2項
報酬の結果	2008/09年の非執行取締役報酬の詳細（非執行取締役株式制度に基づく取得を含む）は、表6を参照のこと。	1.4項

(1) 非執行取締役退職制度は2005年9月30日に終了した。発生済みの権利は2005年9月30日に確定され、関連のある非執行取締役の退職時まで繰り越される。

### 執行役員

本書全体で、最高経営責任者（CEO）およびその他執行役員（すなわち、CEO直属で、戦略的方向付けおよび主要な収益部門の経営管理に重要な責任をもつ、または多額の収入および費用を管理する者）の双方の報酬に関して個別の開示が行われる。その他執行役員は、当行および当グループのKMPの定義に入る者である。

また当行および当グループで報酬上位5名の執行役員グループに含まれる者も含む。これは、当行の事業の全体または重要な部分に影響を与える意思決定に参加する、または当行の財務状態に重要な影響を与える能力を持つ、該当するグループまたは法人の関係する執行役員のうち、報酬上位5名と定義される。

本書全体を通して、「執行役員」という用語は、開示されている個人を意味する。これら個人の詳細を表2に記載する。

ANZは3つの地理的部門（オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ）および3つの事業セグメント（リテール、富裕層および商業）ならびにグローバルな法人顧客事業のマトリックス構造で運営される。これらはすべて、第一線サポート部門（例えば、ファイナンス、リスク）による支援を受ける。この構造は2009年度（すなわち、2008年10月1日）に導入され、その結果、2008年度報告で示された役職から変更のあった執行役員もいる。

表2：執行役員

### 執行取締役

M. スミス 最高経営責任者

### 現執行役員

ディビッド・カートライト グループ・マネージング・ディレクター（オペレーション・テクノロジーおよび共通サービス）

シェイン・エリオット グループ・マネージング・ディレクター（法人） - 2009年6月1日任命

ジェニー・ファッグ 最高経営責任者（ニュージーランド部門） - 2009年5月1日任命

グラハム・ホジズ 副最高経営責任者兼最高経営責任者代理（オーストラリア部門） - 2009年5月4日任命（以前は最高経営責任者（ニュージーランド部門））

ピーター・マリオット 最高財務責任者

クリス・ペイジ 最高リスク責任者

アレックス・サースビー 最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）（2009年6月1日まで最高経営責任者（アジア太平洋）およびグループ・マネージング・ディレクター代理（法人）、2009年6月1日から2009年8月9日まで最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）およびグループ・マネージング・ディレクター（戦略））

### 前執行役員

ロバート・エドガー 副最高経営責任者 - 2009年5月8日退職

ブライアン・ハーツァー 最高経営責任者（オーストラリア部門） - 2009年7月31日付雇用終了

ピーター・ホジソン 前グループ・マネージング・ディレクター（法人部門） - 2008年8月29日付雇用終了

### 執行役員 - 要約

詳細	要約	本書での記載
CEO	CEOはANZにおける唯一の執行取締役である。CEOの報酬契約は下記2.5項で詳述する。	2.5項
固定報酬	これは報酬パッケージのうち唯一の「保証された」部分である。ANZは執行役員の固定報酬をオーストラリアの関連ある金融サービス市場の中央値に対応して位置づけることを目指す。年次報酬見直しの一環として、執行役員の2009年度の固定報酬につき増額しないことが合意されている。	2.6.1項
短期インセンティブ（STI）	STI制度は、目標に対する個人の達成度を著しく差別化する報酬の供与により、傑出した業績を推進するために策定されている。会社および個人の一定の目標が満たされ、不適切な行動またはリスク/コンプライアンス/監査の違反が無い場合、STIは年1回のインセンティブ報酬の機会を提供する。 基準（現在200,000ドル）を上回るSTIの支払いの半分は、強制的な後渡しエクイティを条件とする。後渡し部分の50%は1年後に権利が確定し、50%は2年後に権利確定する。	2.6.3項

長期インセンティブ (LTI)	LTIは、長期にわたる株主価値の持続的成長に報酬のかなりの部分を一致させる。執行役員は、比較される同業他社グループと比較したANZのTSR基準が付与日から3年間に達成される場合のみに確定する。業績に基づく権利を付与される。比較可能なグループの中央値に等しい業績の場合、業績に基づく権利の半分が権利確定する。中央値を上回るTSRの達成は、追加の業績に基づく権利の確定をもたらす。ANZのTSRが比較可能なグループの上位25%以上を達成する（このとき、すべての業績に基づく権利が確定する）まで、一定の額ずつ増加する。	2.6.4項
その他	執行役員の利益が株主の利益と継続的に一致するように、執行役員は5年間、各自の固定報酬の200%に等しいANZエクイティを取得し維持することを求める。株式保有ガイドラインに従う。確定するまでエクイティのリスク要素が存在し続けるように、執行役員は未確定のエクイティをヘッジすることを禁じられている。ANZは本年さらにその方針を拡大し、執行役員がマージン・ローンまたは類似の金融契約に関連してANZの証券を提供することを禁止した。	2.6.4項、表10
契約条件	最高経営責任者およびその他執行役員の契約条件は、下記「3. 契約条件」に記載する。	3項

## 1. 非執行取締役の報酬

### 1.1 報酬に関する取締役会の方針

表3は非執行取締役の報酬に関する取締役会の方針を支える主要な原則を示す。

表3：非執行取締役の報酬方針を支える原則

原則	注釈
取締役会および委員会報酬の合計は、株主が承認する最大年間合計額の範囲内とする	当期の非執行取締役の報酬合計資金350万ドルが、2008年年次株主総会において株主により承認された。前年の上限300万ドルからの増加は、主として適切な継続的経営を可能とするために取締役会に追加の取締役を任命できるように必要であると考えられた。 退職年金の拠出を含む非執行取締役の年間合計報酬は、この合意された限度額の範囲内である。非執行取締役は限度額以外のその他支払い（例えば、旅費を含む業務関連費用の払い戻し、2005年9月現在の発生済み退職給付など）を受ける資格もある。
報酬は重要な検討事項を参考に決定される	取締役会および委員会の報酬は、以下を含む多数の関連考慮事項を参考に設定される。 ・一般的な業界の慣行およびコーポレート・ガバナンスの最良原則 ・非執行取締役の職務に付随する責任とリスク ・当グループの問題に関する非執行取締役に期待される時間的拘束 ・他の比較可能な競合会社の非執行取締役に支払われる報酬を参考 ・社外の専門家からの助言
報酬体系は、非執行取締役と株主の利益の一致をはかりつつ、独立性を維持する	独立性と公平性が維持されるように、報酬は当行の業績に関連付けられておらず、非執行取締役は当グループのいずれのインセンティブ契約にも参加する資格がない。非執行取締役はまた、株式保有方針（1.3項を参照）を採用している。
退職給付なし	非執行取締役は、法定の退職年金の資格に加えて、別個の退職給付を積み立てていない。（2005年に終了するまで非執行取締役退職制度に参加していた非執行取締役に対して維持された給付の詳細は、表4を参照）。

### 1.2 非執行取締役報酬の構成要素

非執行取締役は、取締役会の取締役として報酬が支払われるのに加え、委員長または委員会メンバーである場合には追加報酬が支払われる。取締役会会長は取締役会の委員会における職務につき追加報酬を受けない。

2008/09年、取締役会は2008年度に適用された報酬から増額しないことに合意した。2009年9月30日終了年度につき取締役に支払われた報酬の詳細は、本報酬報告の表6を参照のこと。

表4：非執行取締役報酬の構成要素

項目	詳細			報酬限度額に
取締役会 / 委員会報酬	2009年9月30日終了年度の年間報酬：	会長	非執行取締役	含まれる
		(単位：ドル)		
	取締役会	783,000	200,000	
	リスク委員会および監査委員会	52,000	25,000	
	人事委員会	48,000	21,000	
	ガバナンス委員会および技術委員会	30,000	10,000	
その他報酬/給付	特別委員会の職務または子会社取締役会の取締役は状況に応じて適切と判断される金額が追加報酬として支給される。			含まれる
退職後給付	退職年金拠出が、会社の法定による退職年金拠出を満たす9%の率(ただし、政府が定める最大拠出額の制限以下)で行われる。 非執行取締役の退職制度は2005年9月30日付で終了した。ANZ取締役退職制度に関する発生済みの権利は、2005年9月30日に確定され、非執行取締役はこれらの権利をANZ株式に転換するオプションを有していた。かかる権利は、ANZ株式によると現金によるとを問わず、退職時まで繰り越されて非執行取締役の退職時に移転される(現金による権利については30日物銀行手形レートで発生する利息を含む)。 2005年9月30日現在でANZ取締役退職制度に基づき確定した現非執行取締役に関する発生済みの権利は次のとおりである。 C. グード 1,312,539ドル G. クラーク 83,197ドル J. エリス 523,039ドル D. ミクルジョン 64,781ドル J. モーシェル 60,459ドル 同日現在のM. ジャクソンの発生済みの権利は487,022ドルであった。2009年3月のM. ジャクソンの退職時に、この権利および関連する利息について同氏に対して総額604,392ドルの支払いがなされた。			含まれる  含まれない
取締役株式制度	ANZは取締役株式制度(「当制度」)を運営する。当制度に基づき、非執行取締役および執行取締役の双方が報酬を受給する代わりにANZ株式を購入することを選択できる。2009年10月1日より当制度に基づき新規購入は行われないことが合意された。ただし、既存株式は信託に保有される。株式は報酬を放棄して購入されるため、業績を条件としない。当制度への加入は任意である。当制度に基づき取得された株式は市場で購入され、最低1年間の取引制限期間が課される。重大な不正行為がある場合、信託に保管されている株式はすべて失効する。当制度に関連したすべての費用は、当行が負担する。当制度は業績ベースの株式制度ではないので、非執行取締役報酬のインセンティブ要素を意図したものではない。			含まれる

### 1.3 非執行取締役の株式保有

当行株式の所有が取締役の利益と株主の利益を一致させることに鑑み、取締役は株式保有指針を2005年に採択した。これらの指針は、取締役が5年間にわたり非執行取締役の基本年間報酬の100%(取締役会会長は200%)に相当する価値まで株式を取得し、ANZの取締役である間はこの株式保有を維持することを規定する。取締役は彼らの保有がこの指針を下回る場合、毎年各自の報酬の最低でも25%をこの株式保有の達成に向けてすることに同意した。

報告期間中の非執行取締役の株式保有の増減(直接、名目上および関連当事者により保有)を以下に示す。

表5：非執行取締役の株式保有

氏名	2008年10月1日現在保有していた株式数	当年度中に報酬に代わり取得した株式数(1)	当年度中にその他の変更から生じた株式数(2)	2009年9月30日現在保有していた株式数(3)	基本報酬に対する2009年9月30日現在保有していた株式数の割合(4)	財務報告書の承認日(2009年11月5日)現在保有していた株式数
<b>現非執行取締役</b>						
C. グード	738,279	-	34,972	773,251	9430%	773,251
G. クラーク	12,479	-	1,042	13,521	165%	13,521
J. エリス	140,381	10,801	3,161	154,343	1882%	154,343
P. ヘイ(6)(7)	2,963	2,598	1,445	7,006	85%	7,006
H. リー(6)	-	1,575	-	1,575	19%	1,575
I. マクファーレン	8,574	-	4,042	12,616	154%	12,616
D. ミクルジョン	15,156	-	1,042	16,198	198%	16,198
J. モーシェル	10,677	1,183	1,042	12,902	157%	12,902
A. ワトキンス(6)	15,000	3,419	1,042	19,461	237%	19,461
<b>前非執行取締役</b>						
M. ジャクソン	96,228	-	2,964	99,192		該当なし(5)

(1) 報酬に代わり取得した株式はすべて、取締役株式制度に基づき取得された(取締役株式制度の概要については、1.2項を参照のこと)。

(2) 当年度中にその他の変更から生じた株式には、配当再投資制度またはANZ株式購入制度に基づき購入、売却または取得した株式の正味残数が含まれている。

- (3) 2009年9月30日現在において、以下の株式が名目上保有されていた：C.グード - 424,843株、G.クラーク - 13,521株、J.エリス - 85,273株、P.ヘイ - 2,676株、H.リー - 1,575株、I.マクファーレン - 2,574株、D.ミクルジョン - 13,698株、J.モーシェル - 7,860株、A.ワトキンス - 18,419株。
- (4) 株式の価値は2009年9月30日の終値24.39ドルを使用して計算されている。基本報酬の割合は、非執行取締役の当期の年間基本報酬である200,000ドルに対して株式の価値を比較して決定されている。
- (5) M.ジャクソンは財務報告書承認日現在もはや非執行取締役でないため、同氏の株式保有を記載しない。
- (6) 当初の数は非執行取締役としての職務開始日現在の保有を基準とする。
- (7) P.ヘイは2009年11月2日付で普通株式1,600株を取得したが、その決済が2009年11月6日付で発生したため、報告書承認日現在残数には含まれていない。

#### 1.4 非執行取締役に支払われた報酬

2008年および2009年9月30日終了年度について非執行取締役に支払われた報酬の詳細を以下の表6に示す。

2008年度と比較して全体的な2009年の非執行取締役の総報酬は増加している。この変動は主に2つの要因によるものである。

・当年度中の追加取締役の任命、および

・M.ジャクソンの取締役会からの退職時に支払われた退職給付、2005年9月より前に存在した退職制度に基づき発生した給付で構成されている。

実際の報酬水準は増加しなかったため、いずれの個人の報酬の変更も主に異なる委員会への出席による変更に戻せられる。報酬体系の詳細については、1.2項を参照のこと。

表6：2009年および2008年の非執行取締役の報酬

	短期従業員給付						合計
	年度	現金給与 /報酬	現金給与/報酬 取得した株式 の価値(1)	委員会報酬 (現金)	短期インセン ティブ	その他	
(単位：ドル)							
<b>現非執行取締役</b>							
独立非執行取締役、 取締役会会長 C.グード (1991年7月取締役任命、1995年8月 会長任命)	2009	783,000	-	-	該当なし	-	783,000
	2008	783,000	-	-	該当なし	-	783,000
独立非執行取締役 G.クラーク(2004年2月任命)	2009	200,000	-	51,083	該当なし	-	251,083
	2008	142,900	57,084	40,000	該当なし	-	239,984
						(4)	
独立非執行取締役 J.エリス(1995年10月任命)	2009	17,500	182,429	35,000	該当なし	18,085	253,014
	2008	177,860	22,114	35,000	該当なし	17,982	252,956
独立非執行取締役 P.ヘイ(2008年11月任命)	2009	139,500	37,498	30,975	該当なし	-	207,973
独立非執行取締役 H.リー(2009年2月任命)	2009	107,778	24,995	6,639	該当なし	-	139,412
独立非執行取締役 I.マクファーレン(2007年2月任 命)	2009	200,000	-	65,000	該当なし	-	265,000
	2008	152,000	47,974	65,000	該当なし	-	264,974
独立非執行取締役 D.ミクルジョン(2004年10月任命)	2009	200,000	-	87,000	該当なし	-	287,000
	2008	200,000	-	87,000	該当なし	-	287,000
独立非執行取締役 J.モーシェル(2004年10月任命)	2009	180,000	19,987	73,000	該当なし	-	272,987
	2008	165,283	47,974	73,000	該当なし	-	286,257
独立非執行取締役 A.ワトキンス(2008年11月任命)	2009	127,313	49,670	54,960	該当なし	-	231,943
<b>前非執行取締役</b>							
独立非執行取締役 M.ジャクソン(1994年3月任命、 2009年3月退任)	2009	94,444	-	34,472	該当なし	-	128,916
	2008	134,750	65,234	73,000	該当なし	-	272,984
<b>全非執行取締役合計(5)</b>	2009	2,049,535	314,579	438,129	該当なし	18,085	2,820,328
	2008	1,755,793	240,380	373,000	該当なし	17,982	2,387,155

年度	退職後 退職年金 拠出分	長期従業員給付 当年度中に発生 した長期勤続休 暇	退職給付金	株式に基づく報 酬	報酬合計(3)
			(2)	エクイティの 償却価値 合計	
(単位：ドル)					
<b>現非執行取締役</b>					



独立非執行取締役、 取締役会会長 C.グード (1991年7月取締役任命、1995年8月 会長任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	796,924
	2008	13,283	該当なし		該当なし	796,283
独立非執行取締役 G.クラーク(2004年2月任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	265,007
	2008	13,283	該当なし		該当なし	253,267
独立非執行取締役 J.エリス(1995年10月任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	266,938
	2008	13,283	該当なし		該当なし	266,239
独立非執行取締役 P.ヘイ(2008年11月任命)	2009	13,343	該当なし		該当なし	221,316
独立非執行取締役 H.リー(2009年2月任命)	2009	10,149	該当なし		該当なし	149,561
独立非執行取締役 I.マクファーレン (2007年2月任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	278,924
	2008	13,283	該当なし		該当なし	278,257
独立非執行取締役 D.ミクルジョン (2004年10月任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	300,924
	2008	13,283	該当なし		該当なし	300,283
独立非執行取締役 J.モーシェル(2004年10月任命)	2009	13,924	該当なし		該当なし	286,911
	2008	-	該当なし		該当なし	286,257
独立非執行取締役 A.ワトキンス(2008年11月任命)	2009	13,477	該当なし		該当なし	245,420
<b>前非執行取締役</b>						
独立非執行取締役 M.ジャクソン(1994年3月任命、 2009年3月退任)	2009	6,872	該当なし	604,392	該当なし	740,180
	2008	13,283	該当なし	-	該当なし	286,267
<b>全非執行取締役合計(5)</b>	<b>2009</b>	<b>127,385</b>	<b>該当なし</b>	<b>604,392</b>	<b>該当なし</b>	<b>3,552,105</b>
	<b>2008</b>	<b>79,698</b>	<b>該当なし</b>	<b>-</b>	<b>該当なし</b>	<b>2,466,853</b>

- (1) 取締役株式制度の加入により取得された株式。この価値は市場で株式を購入するために逸した報酬を反映する(償却は適用しない)。
- (2) M.ジャクソンに対して取締役会からの退任時に支払われた退職給付金は、2005年9月より前に存在した退職制度に基づく発生済み給付金および係る給付金に関する利息に係る。
- (3) 取締役の報酬につき開示された金額は、取締役および役員の損害賠償保険契約に関して連結会社から支払われる保険料を含まない。総保険料は、機密性の要件から開示することができないが、利用可能な情報に基づくと、取締役がかかる割当の合理的基盤がないと考えられるため、保険契約の対象である個人には割り当てられていない。
- (4) J.エリスの「その他」は、駐車場およびオフィススペースに関するものである。
- (5) 報酬体系の一貫性のために、最高経営責任者(唯一の執行取締役である)の報酬詳細は、その他の執行役員とともに表17に含まれる。

## 2. 執行役員の報酬

### 2.1 報酬指針の原則

取締役会が承認したANZの報酬方針が、当グループの報酬についての戦略および方策を方向付ける。

以下の原則は執行役員に対するANZの報酬方針の基礎となっている。

- ・ ANZのすべての利害関係者の価値の創出と向上に重点を置くこと。
- ・ 報酬総額における「リスク(可変)」要素の重視。
- ・ 著しい業績、行動基準ならびにリスクおよびコンプライアンス方針および手続きの遵守に報いるANZの文化に沿った個人の報酬の差別化。
- ・ ANZの事業および成長戦略の実現のために必要な最高の人材を獲得、動機付けおよび維持するための競争力のある報酬案の提示。

### 2.2 ANZの業績

長期にわたる持続的な会社の業績をANZは中心に考える。株主と執行役員の利益を一致させる上でのANZの報酬方針の成功は、過去5年間の当行の業績と執行役員が報酬の「リスク(可変)」要素から得た利益に密接な相関関係があることにより示されている。

表7は、2004年10月1日から2009年9月30日までの5年間のANZの年間業績を示す。同表は、事業年度中の配当支払い、株価の変動およびその他資本調整を考慮した、ANZの業績が株主の財産に与えた影響を示している。

表7：2005年から2009年のANZの業績

	2008/09年	2007/08年	2006/07年	2005/06年	2004/05年
基本的1株当たり利益(EPS)	131.0	170.4	224.1	200.0	169.5
税引後純利益(単位:百万ドル)	2,943	3,319	4,180	3,688	3,175
配当金総額(単位:1株当たりセント)	102	136	136	125	110
9月30日現在の株価(単位:ドル)	24.39	18.75	29.70	26.86	24.00
株主総利回り(12か月、%)	40.3	-33.5	15.6	17.1	32.6

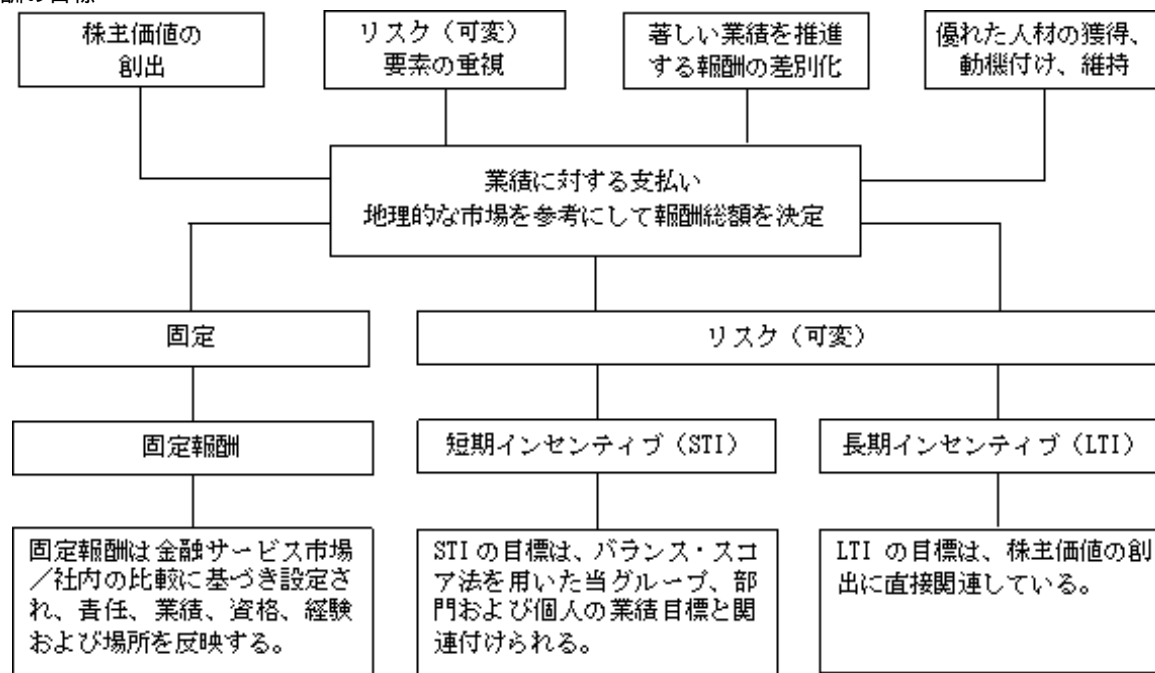
基本利益(1)	3,772	3,426	3,924	3,587	3,151
---------	-------	-------	-------	-------	-------

(1) 基本利益は当グループの継続的事業活動に関する利益についての取締役の評価を表し、オーストラリア会社取締役協会およびオーストラレーシア金融サービス協会が発行した指針に基づいている。ANZは当グループの通常の継続的事業の一部ではない重要事項（1回限りの損益、事業売却に係る損益、非継続事業、経済ヘッジの時間的差異ならびに買収関連費用等）で法定利益を調整することにより、この指針を適用する。調整の詳細については6ページ（記注：本有価証券報告書においては訳出省略、「第3 事業の状況、1 業績等の概要、A. 最高財務責任者による概説、(1)」を参照）を参照のこと。

## 2.3 報酬体系の概要

執行役員（最高経営責任者を含む）に関するANZの報酬戦略の主要な側面は以下のとおりである。

報酬の目標



## 2.4 報酬の構成要素

取締役会は報酬の固定部分およびリスク（可変）部分のバランスを達成しようとする。これは各年功水準について市場環境を反映する。

固定報酬とリスク（可変）報酬の相対的比率を以下に示す。

表8：年間総報酬の構成割合（％、業績の目標水準を基準とする）

	固定		リスク（可変）	
	固定報酬		STI	LTI
最高経営責任者	33%		33%	33%
執行役員	37%		45% (1)	18%

(1) 執行役員全員についてのSTIは強制的な後渡しを条件とする（詳細については2.6.3項を参照のこと）。

報酬体系内の報酬の水準は、金融サービス市場の中央値をベンチマークとしている。しかし、体系を適用することにより、著しく業績が良い場合は上位4分の1に入る変動報酬が与えられる機会があり、平均以下の業績の場合には大幅に支払いが減らされるまたは全く支払われない。このようにして、報酬体系は「業績に対する報酬」を反映する。

## 2.5 最高経営責任者の報酬

CEOの報酬パッケージの構成要素は実質的に他の執行役員と同じである。しかし、定額、交付およびCEOの契約の時期にはいくつかが相違がある。明確性の利益のために、およびCEOに備わる契約の完全な理解を確保するために、以下の表がこれら契約の概要ならびに契約の詳細が説明されている本書中の項の参照箇所を示す。

詳細

要約

本書での記載

---

固定報酬	CEOの固定給の水準は2007年の就任時に300万ドルと定められた。これは、2010年10月までの最初の3年間について一定に維持し、それ以降毎年の見直しをすることが合意された。
短期インセンティブ (STI)	CEOは、目標を満たした場合、固定報酬の価値(すなわち300万ドル)と同額のインセンティブ給付を年1回受取る機会がある。実際に支払われる金額は業績に従い、この数から増減される。2008年11月に支払われたインセンティブ給付(これは2008年9月30日終了年度に関するものである)は240万ドルであった。(さらにCEOは特別エクイティ割当を受取った - 下記参照)。 取締役会は、(目標額に対する)適切なインセンティブを決定するために、CEOの2009年バランス・スコアカードを年度初めに承認し、その後2009年度末にこれらの目標に対するCEOの業績を査定した。取締役会の人事委員会憲章に従い、より優れた長期業績および倫理的行動を促すような、健全な業績測定および目標額がCEOについて取締役会全体に対して取締役会人事委員会により勧告された。 2009年の主要な目標は、ANZの戦略と一致した多数の量的および質的な評価基準を含む。これには、財務目標、リスク管理、長期戦略目標に向けた進展、経営チームの強化、および人事/文化評価基準を含むが、それに限定されるものではない。これらの目標の重要な中心は、当行を将来に向けて位置づけるための資産の戦略的取得および処分であった。 取締役会の査定に基づき、2009年のCEOへのSTIの支払いは450万ドルである。240万ドルが現金で、残りは後渡し株式で付与される。後渡し株式の半分は1年間、あとの半分は2年間、制限を受ける。

---

特別エクイティ割当	<p>2008年に取締役会はCEOの契約および慰留のための措置が引続き市場競争力のあるように、見直しを行った。この見直しに従い、取締役会はCEOに70万個のオプションを付与することが合理的かつ適切であると考へた。この決議は2008年度年次株主総会において株主により承認され、オプションは2008年12月18日に付与された。</p> <p>CEOへのオプション付与の根拠は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプションは、オプション行使価格を上回る株価上昇のみに対する報酬であるので、給付は、CEOの利益と株主の一致を強化するとともに、より長期的に持続的な株価成長に重点を置くことを推進する。</li> <li>・ この付与は、当該年度中に組織が直面した重大な挑戦の中でのCEOの強力な社内および社外リーダーシップを認識するとともに、ANZがより長期的なビジョン達成を可能とする強固な基礎を確立したCEOの業績を認めたものである。</li> <li>・ この付与は、CEOのSTI支払いがANZの業績の結果、2008年に20%減額されたという事実を考慮した。しかし、この結果はCEOの任命前になされた決定に主によるものである。</li> <li>・ 長期インセンティブ・プログラムの一部としての業績に基づく権利ならびに慰留目的でのオプションの利用は、経済循環が不活発な場合も成長期にある場合も強い動機付けおよび慰留要素を提供する。</li> </ul> <p>これらのオプションは、付与日現在のANZ株式の市場価格（1株につき14.18ドル）に等しいオプション行使価格で、権利確定日（2011年12月）から行使することができる。行使と同時に、オプション1個につきCEOはANZ普通株式1株を受けることになる。付与にあたり、オプションはそれぞれ2.27ドルと独立して査定され、すなわち総額158万9,000ドルである。しかしながら、これらのオプションは、権利確定日に、またはその後の行使期間中（すなわち権利確定から2年間に）に株価が14.18ドルを超過する場合のみ、なんらかの価値を持つ。この価値は市場価格が行使価格を上回る金額をオプションの総個数で乗じた額に基づく。</p>	
長期インセンティブ（LTI）- 最初の3年間を対象とした付与	<p>3つのトランシュの業績に基づく権利が、2007年12月にCEOに提供され、それぞれ最大価値は300万ドルであり、CEOの役職の最初の3年間で対象とする。これらのトランシュの1つ目は、3年後（2010年12月）に執行役員LTIプログラム（2.6.4項を参照）に合わせて、比較可能なグループに対するANZの相対的総株主利回り（「TSR」）を基準に評価される。残りの2つのトランシュはそれぞれ2011年12月および2012年12月に評価される。再検証はされない。従って、2007年10月1日付でCEOとしてANZに入社以来、CEOは2010年12月以降、業績基準が満たされた場合のみ利益を受けることができる。</p>	LTI - 2.6.4項を参照

就任時給付	<p>標準報酬契約に加えて、CEOはANZに入社するために以前の雇用主から逸失した報酬を認めるため、最初の就任時契約の一部として、追加エクイティの提供を受けた。CEOは就任時に900万ドルを提供され、同氏はこれを後渡しの株式で受取ることを選択し、2008年、2009年および2010年10月にそれぞれ3分の1ずつ権利確定する。就任時給付は株価が27.27ドルであった付与時点で、合計330,033株のANZ株式に相当した。</p> <p>CEOの就任時給付の目的は、逸失した報酬を補償することであることを考慮して、ANZの後渡し株式は業績基準を条件としない。しかし、後渡し株式の割当はCEOの利益と株主の利益の一致を強化する。</p> <p>2008年10月2日に、これらの株式のうち110,011株をCEOは入手できたが、株式の名目価値は当初の付与価値300万ドルから2008年10月2日付で209万7,000ドル（1株につき19.0610ドルの1日加重平均価格（VWAP）に基づく）へと大幅に低下した。その後の付与はそれぞれ、2009年および2010年10月2日付で権利確定する。</p>
-------	--

## 2.6 執行役員の報酬

### 2.6.1 固定報酬

固定報酬の金額は現金給与、9%の退職年金拠出金および他所定の給付（例えば、自動車貸与、退職年金拠出、駐車場、および従業員株式貯蓄制度への拠出）として受取るドル建金額の総額として表される。

ANZの固定報酬は毎年見直しを受ける。ANZは、固定報酬を、ANZが事業を行っているそれぞれの世界市場の金融サービス業界において支払われている現地市場の中央値を目標とした中間点を中心とした範囲に設定する。

### 2.6.2 変動報酬

変動報酬は執行役員の受取れる可能性のある報酬の重要な部分を占め、短期、中期および長期の業績を推進するよう策定されているリスク（可変）要素である。ANZにおける「変動報酬」という用語は、STIとLTI契約の両方を対象とする。

### 2.6.3 短期インセンティブ（STI）

執行役員のSTI契約の詳細を以下の表9で説明する。

表9：STI契約の概要

目的	<p>STI契約は、年間業績目標の達成を基準に大幅に差別化した報酬を提供することで、ANZの戦略目標を支える。</p> <p>2008年に導入されたSTIの一部の強制的な後渡しは、柔軟な変動構造をもつことをさらに強調し、業績との関連付けを継続し、重要な慰留要素を持ち、執行役員が長期にわたり継続的業績をあげることを促す動機付けをする。</p>
STI資金の決定	<p>ANZの従業員報酬スキーム（ANZERS）体系は取締役会の人事委員会が検討、承認する。資金全体の規模は取締役会が決定し、当グループのバランス・スコアカード評価基準の査定を基準にする。この資金はその後、バランス・スコアカードの財務的、質的評価基準に対するそれぞれの部門の相対的な業績を基準に、異なる部門間に分配される。</p>
業績目標	<p>STI目標額は、ANZの全体的な戦略と一致したANZグループ、部門および個人の業績達成に適切に重点が置かれるように設定されている。</p> <p>執行取締役の個人の業績目標は以下を含む、多数の質的、量的測定基準を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務的評価：収益成長率、税引後純利益の成長率および営業費用を含む。</li> <li>・ 顧客の評価：顧客の満足度、顧客内シェア、市場シェアを含む。</li> <li>・ プロセスの評価：プロセス改善および費用便益を含む。</li> <li>・ 人員の評価：スタッフ離職率、多様化目標および業績管理を含む。</li> <li>・ 行動、リスク管理、監査およびコンプライアンス測定基準/基準。</li> </ul> <p>これらの質的、量的測定基準に関する特定の目標および特徴は商業上、その公表を控えるべきものであるため詳細は記載されていない。</p> <p>これらの目標に対する関係執行役員の業績は、取締役会人事委員会により年度末に検討される。</p>

個人のインセンティブ目標の決定	各執行役員には、市場の関連事項に従って決定される、目標とされるSTIの割合がある。2009年の執行役員（CEOを除く）の目標とされるSTI報酬の水準は、固定報酬の120%である。
報酬に相当する業績	STIプログラムおよび定められた目標は、卓越した業績を動機付けし、報奨を与えるよう策定されている。各年度末に個人に行われる実際のSTI支払いの金額は、上記の業績をベースとする。 取締役会が承認する全体的なインセンティブ資金の中で、同僚/同業者と比較して傑出した業績かつ大幅に目標を上回った執行役員は、目標とされるSTIよりかなり上のSTI報酬の最高額を与えられる。逆に、同業者と比較して業績の最も劣る者は、STI報酬を受ける資格がない。
強制的な後渡し	2008年度以降、執行役員（CEOを除く）に対して、以下のような段階的なSTI後渡しの方式が適用されている： <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準（現在200,000ドル）までのSTIは現金(1)で支払われる</li> <li>・基準を超えるSTI金額の25%は1年後にANZエクイティが後渡しされる。</li> <li>・基準を超えるSTI金額の25%は2年後にANZエクイティが後渡しされる。</li> </ul> 基準を上回るSTI金額の残り（すなわち50%）は現金(1)で支払われる。 2009年度、執行役員は後渡し価値を100%株式または50%株式/50%オプションとして受取ることを選択できた(2)。STIの強制的な後渡しについてオプションと株式の混合を認めると、景気循環が横ばいでも成長局面でも強力な慰留要素となる。オプションは、株価上昇に対して報いることを意図していることを考えると、オプションには当初から価格基準が組み込まれている。すなわち、オプションはANZの株価がオプション行使価格を上回る程度において、利益を与えることができる。オプションはANZの株価が行使期間中にオプション行使価格以下である場合には価値をもたらさない。 インセンティブ金額が既に発生しているため、株式およびオプションに付随する業績基準はない。しかし、未確定の後渡し金額はすべて、辞職および解雇通知による退職の場合、失効する。人員削減、辞職、死亡または完全および永久的な障害の場合、取締役会が別段の決定をしない限り、未確定の後渡し金額は確定する。

(1) 執行役員は与えられる現金ボーナス額を現金または退職年金で受取ることを選択できる。

(2) J.ファッグは、ニュージーランドの課税上の関連から、株式でなく、株式購入権を受取る予定である。株式購入権は将来ANZ株式を対価なしに取得する権利を従業員に与える。（付与時のANZ株式の価値と比較した）付与時の権利の価値は、後渡しされるまでの期間中に配当が受取れないことから、割引されている。

#### 2.6.4 長期インセンティブ(LTI)

執行役員のLTI契約の詳細を以下の表10で説明する。

表10：LTI契約の概要

目的	LTI契約は、執行役員の報酬のかなりの割合を株主の利益と関連づけるように設計されている。
与えられるエクイティの種類	LTIは100%業績に基づく権利として執行役員に交付される。業績に基づく権利は、時間および業績基準を満たすことを条件として、株式を対価なしに取得する権利である。行使と同時に、各業績に基づく権利により執行役員は普通株式1株の権利を受けることになる。
時間的制限	執行役員に与えられた業績に基づく権利は、3年後に1度だけ業績基準に対して検証を受ける。必要とされる業績基準を満たさない場合、その時点で失効する。業績基準を満たすことを条件に、執行役員は2年間の行使期間を与えられる。
業績基準	2008年10月に執行役員に与えられた業績に基づく権利は、1つの長期の業績評価基準を持つ（従来のLTIプログラムの詳細については、2.11項を参照のこと）。業績に基づく権利は、当行のTSRが3年間にわたり同業他社グループのTSRの中央値以上である場合、執行役員に報酬を与えるよう設定されている。TSRは株式価値の変動プラス配当金を再投資した価値を意味する。TSRは株主価値の実現に焦点を当て、業績を測定するために広く知られ、かつ、検証されたメカニズムであるので、TSRが最も適切な比較指標であるとして選ばれた。

権利確定スケジュール	<p>行使可能となる業績に基づく権利の比率は、3年間の終了時に比較可能グループ（以下に記載）の会社と比較してANZが達成したTSRに基づき決められる。</p> <table border="1" data-bbox="432 174 1086 389"> <thead> <tr> <th>ANZのTSR順位</th> <th>権利確定済み付与の比率（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 - 49%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>50%超から75%未満</td> <td>50%から75%まで1%上昇するごとに2%上昇</td> </tr> <tr> <td>75%から100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>株価の変動率を緩和するために、TSRは90日間の期間の初日と最終日の価値を平均化して算出される。独立したTSR評価を確保するために、TSR基準によるANZの業績の算定につき、ANZは外部機関（マッコリー・ファイナンシャル・サービスズ）と契約している。ANZの業績が比較会社の2つの間の場合、TSRは比例按分で評価される。</p>	ANZのTSR順位	権利確定済み付与の比率（％）	0 - 49%	0%	50%	50%	50%超から75%未満	50%から75%まで1%上昇するごとに2%上昇	75%から100%	100%
ANZのTSR順位	権利確定済み付与の比率（％）										
0 - 49%	0%										
50%	50%										
50%超から75%未満	50%から75%まで1%上昇するごとに2%上昇										
75%から100%	100%										
比較可能グループ	<p>ANZのTSRによる業績の評価において比較される同業他社のグループは、以下の9つの会社で構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMPリミテッド</li> <li>・ AXAアジア・パシフィック・ホールディングス・リミテッド</li> <li>・ コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア</li> <li>・ インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッド</li> <li>・ マッコリー・バンク・リミテッド</li> <li>・ ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド</li> <li>・ QBEインシュアランス・グループ・リミテッド</li> <li>・ サンコープ・メットウェイ・リミテッド</li> <li>・ ウェストパック・バンキング・コーポレーション</li> </ul> <p>比較可能なグループは、上記の会社全部にSt. ジョージ・バンクを加えて2004年以降利用されてきた。ウェストパックによる買収後、St. ジョージはオーストラリア証券取引所から2008年11月に上場廃止された。比較グループに替わりの会社を含める可能性につき検討がなされた。しかし可能な代替は全く異なる時価総額または異なる事業/市場であった。従って、すべての既存の付与に関する比較は当初の比較グループの残りの9社により行うことを取締役会は決定した。St. ジョージの除外は既存のエクイティ付与の権利確定に重大な影響を与えなかった。</p>										
LTI付与額	<p>執行役員への個別のLTIの付与額は、個人の職責のレベル、業績および執行役員の潜在能力の評価により決定される。開示された執行役員の目標となるLTI額は、個人の目標報酬の構成中においては約18%であり、固定報酬の約50%である。執行役員はLTI付与のドル建の価値を通知されるが、その後かかる価値は独立した評価額に基づき業績に基づく権利数に転換される。評価の方式およびインプットの詳細は2.8項を参照のこと。</p> <p>LTIの割当は年1回、10月に行われる毎年の見直し後に行われる。下記は2008年10月における割当価値に用いられた例である。</p> <p>例： 執行役員に50万ドルの価値のLTIが付与される。</p> <p style="padding-left: 40px;">承認された割当価値は、業績に基づく権利1個につき9.99ドルである。</p> <p style="padding-left: 40px;"><math>50万ドル \div 9.99ドル = 50,050</math>個の業績に基づく権利</p>										
雇用の終了の規定	<p>雇用の終了の場合、以下の規定が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正行為による解任の場合、業績に基づく権利は失効する。</li> <li>・ 辞職の場合、未確定または確定済みで未行使の業績に基づく権利は、通知がなされた時に失効する。</li> <li>・ 解雇通知による退職の場合、取締役会が別段の定めをする場合を除き、確定済みの業績に基づく権利のみ行使することができ、未確定の業績に基づく権利は失効する。</li> <li>・ 死亡または完全かつ永久的な障害が発生した場合には、業績基準は免除され、すべての業績に基づく権利を行使するための猶予期間が与えられる。</li> </ul>										
付与の条件	<p>業績に基づく権利が付与される条件は、ANZ株式オプション制度の規則に従い取締役会により承認される。</p>										



ヘッジおよびマージン・ローンの禁止	<p>ANZ証券取引方針に規定されるとおり、ANZインセンティブ制度に基づき割当てられるエクイティは、完全に確定（後渡し株式の場合）または行使可能となる（オプションまたは業績に基づく権利の場合）まではリスク状態を維持されなければならない。そのため、割当られる株式、オプションおよび業績に基づく権利の未確定の価値を特別に保護する仕組みを締結しないことが付与の条件である。当該行為は、付与条件に対する違反となり、当該株式、オプションおよび業績に基づく権利は失効することとなる。</p> <p>今年は方針が拡大され、執行役員がマージン・ローンまたはコールの可能性のあるその他類似金融取引に関連してANZ証券を提供することを禁止する条項を含むようになった。</p> <p>この方針の遵守を監視するために、ANZの執行役員は、未確定のANZ証券の持分の価値を保護する仕組みを締結していない（かつ現在は関与していない）旨を記載した宣言書に年1回署名することが義務付けられる。2009年の宣言書に基づき、ANZは執行役員が完全にこの方針を遵守していることを報告できる。</p>
株式保有の指針	<p>執行役員は5年の間に自らの固定報酬の200%に相当する価値までANZ株式を購入し、ANZの執行役員である間はかかる株式保有を維持することが期待されている。この指針は2005年6月に導入された。新しい執行役員は任命から5年以内に必要な保有数を取得することを期待される。この目的の株式保有は、業績基準を条件としない、確定済および割当てられたが未確定のエクイティのすべてを含む。</p>

## 2.7 報酬としてのエクイティの付与

2009年度中に執行役員に付与された、後渡し株式、オプションおよび業績に基づく権利を以下の表11に示す。

表11：2009年度中に報酬として付与された後渡し株式、オプションおよび業績に基づく権利

氏名	エクイティの種類	付与数	付与日	権利確定日	オプション	オプション	公正価値(8)
					満期日	行使価格	
現執行役員							
M. スミス	特別オプション(1)	700,000	12/18/2008	12/18/2011	12/17/2013	14.18	2.27
D. カートライト	STI制限株式(2)	40,745	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	7,276	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	7,275	10/31/2008	10/31/2010	-	-	15.45
	STI後渡しオプション(3)	48,385	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	17.18	2.80
	STI後渡しオプション(3)	48,385	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	17.18	2.94
	LTI業績に基づく権利(4)	40,040	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
S. エリオット	その他後渡し株式(5)	7,530	06/11/2009	06/11/2010	-	-	16.83
	その他後渡し株式(5)	7,530	06/11/2009	06/11/2011	-	-	16.83
J. ファッグ(6)							
G. ホジズ	STI後渡しオプション(3)	33,870	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	17.18	2.80
	STI後渡しオプション(3)	33,869	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	17.18	2.94
	STI後渡し株式に関する権利(3)	5,341	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	0.00	16.38
	STI後渡し株式に関する権利(3)	5,663	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	0.00	15.45
	LTI業績に基づく権利(4)	50,050	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
P. マリオット	STI後渡し株式(3)	3,638	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	3,637	10/31/2008	10/31/2010	-	-	15.45
	STI後渡しオプション(3)	24,193	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	17.18	2.80
	STI後渡しオプション(3)	24,192	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	17.18	2.94
	LTI業績に基づく権利(4)	50,050	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
C. ペイジ	LTI業績に基づく権利(4)	38,038	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
A. サーズビー	STI後渡し株式(3)	12,369	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	12,369	10/31/2008	10/31/2010	-	-	15.45
	STI後渡しオプション(3)	82,255	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	17.18	2.80
	STI後渡しオプション(3)	82,254	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	17.18	2.94
	その他後渡し株式(7)	43,610	09/22/2009	09/22/2012	-	-	23.22
	LTI業績に基づく権利(4)	55,055	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
前執行役員							
R. エドガー	STI後渡し株式(3)	3,638	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	3,637	10/31/2008	10/31/2010	-	-	15.45

	STI後渡しオプション(3)	24,193	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	17.18	2.80
	STI後渡しオプション(3)	24,192	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	17.18	2.94
	LTI業績に基づく権利(4)	25,025	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99
B. ハーツァー	STI後渡し株式(3)	18,917	10/31/2008	10/31/2009	-	-	16.38
	STI後渡し株式(3)	18,917	10/31/2008	10/31/2010	-	-	15.45
	LTI業績に基づく権利(4)	75,075	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	0.00	9.99

- (1) CEOであるM. スミスに付与されたオプションは2008年度年次株主総会で株主により承認された。付与の詳細については、2.5項を、インプットの評価および公正価値の詳細については表12を参照のこと。
- (2) 2008年度、執行役員は現金によるSTI支払いの一部/全部を株式および/またはオプションの後渡しで受取ることを任意で選択できた。この選択に基づき付与された株式は、12ヶ月間、制限を受ける。株式付与数は、付与日までの1週間(当日を含む)のVWAPに基づく。
- (3) 執行役員は基準を超えるSTI金額の半分をエクイティで受取らなければならない。強制的な後渡し契約の詳細については表9を、評価方法、インプットおよび公正価値の詳細については表12を参照。
- (4) 執行役員に対する2008年度のLTIの付与は、業績に基づく権利の交付で行われた。LTI付与の詳細については表10を、評価方法、インプットおよび公正価値の詳細については表12を参照。
- (5) S. エリオットに発行されたその他普通株式は、ANZでの職務開始時の雇用契約の一部としての後渡し株式に関連する。付与および制限の詳細については表19を参照。
- (6) J. ファッグはKMPとして任命されて以来、エクイティを付与されていない。
- (7) A. サーズビーに発行されたその他普通株式は、ANZ入社時の雇用契約の一部としての後渡し株式に関連する。付与および制限の詳細については表19を参照。
- (8) 付与の見積り最大価値は付与数をエクイティ投資の公正価値で乗じて決定できる。付与の最小価値は、適用ある条件が満たされない場合で、ゼロである。

## 2.8 エクイティの評価

ANZは、業績、株価変動率、契約の残余期間、配当利回りおよび付与日における株価を含む評価要因を考慮して、オプション、業績に基づく権利および株式を独立した立場で評価することにつき外部の専門家(MercerおよびPricewaterhouseCoopers)と契約している。これらはその後社内監査およびKPMGの監査を受け、監査を通過した2つの評価のうち高い方の値がその後割当および/または費用/開示価値として取締役会人事委員会により承認される。以下の表は本年度中に発行された各種エクイティの評価の詳細である。

表12: エクイティ評価のインプット(データ)

受領者	エクイティの種類	付与日	エクイティの価値(ドル)	付与時の株価終値(ドル)	ANZ予想変動率(%)	エクイティの有効期間(年)	権利確定期間(年)	予想配当利回り(%)	無リスク利回り(%)	
最高経営責任者	特別オプション	12/18/2008	2.27	14.27	30	5	3	4	6.00	3.37
執行役員	STI後渡しオプション	10/31/2008	2.80	17.36	30	5	1	3	6.00	4.48
執行役員	STI後渡しオプション	10/31/2008	2.94	17.36	30	5	2	3.5	6.00	4.64
執行役員	STI後渡し株式権利	10/31/2008	16.38	17.36	30	5	1	1	6.00	4.28
執行役員	STI後渡し株式権利	10/31/2008	15.45	17.36	30	5	2	2	6.00	4.48
執行役員	LTI業績に基づく権利	10/31/2008	9.99	17.36	30	5	3	3	6.00	4.25

## 2.9 2008/09年中に確定/行使/無効となったエクイティ

過年度に執行役員に付与され、2009年度中に権利確定、行使または無効となった後渡し株式、オプションおよび業績に基づく権利の数および価値の詳細を下表に示す。

表13: 2008/09年中に確定/行使/無効となったエクイティ

氏名	エクイティの種類	付与数	付与日	最初の行使可能日	満了日	確定した	
						数	%
<b>現執行役員</b>							
M. スミス	就任時株式(2)	110,011	12/19/2007	10/02/2008	-	110,011	100
D. カートライト	STI制限株式(3)	7,846	11/02/2007	11/02/2008	-	7,846	100
S. エリオット		-	-	-	-	-	-
J. ファッグ		-	-	-	-	-	-

G. ホジズ	業績に基づく権利(4)	49,656	11/18/2005	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(4)	10,690	05/15/2006	11/19/2008	11/18/2010	-	-
P. マリオット	業績に基づく権利(4)	53,794	11/18/2005	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(4)	8,707	05/15/2006	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	その他(5)	442	11/05/2004	11/05/2007	11/04/2011	-	-
C. ペイジ		-	-	-	-	-	-
A. サーズビー		-	-	-	-	-	-
<b>前執行役員</b>							
R. エドガー	STI後渡し株式(6)	3,638	10/31/2008	10/31/2009	-	3,638	100
	STI後渡し株式(6)	3,637	10/31/2008	10/31/2010	-	3,637	100
	DRP STI後渡し株式(7)	629	各種	05/12/2009	-	629	100
	STI後渡しオプション(6)	24,193	10/31/2008	10/31/2009	10/30/2013	24,193	100
	STI後渡しオプション(6)	24,192	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	24,192	100
	業績基準付オプション(8)	31,558	05/11/2004	05/11/2007	05/10/2011	-	-
	業績基準付オプション(9)	52,000	11/05/2004	11/05/2007	11/04/2011	-	-
	指数連動オプション(9)	125,000	10/23/2002	10/23/2005	10/22/2009	-	-
	業績に基づく権利(4)	44,828	11/18/2005	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(4)	15,518	05/15/2006	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(10)	45,872	10/24/2006	10/25/2009	10/24/2011	-	-
	業績に基づく権利(10)	19,290	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	-	-
	業績に基づく権利(11)	25,025	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	-	-
B. ハーツァー	STI後渡し株式(6)	18,917	10/31/2008	10/31/2009	-	-	-
	STI後渡し株式(6)	18,917	10/31/2008	10/31/2010	-	-	-
	DRP STI後渡し株式(7)	2,124	各種	07/31/2009	-	2,124	100
	業績基準付オプション(9)	26,640	05/11/2004	05/11/2007	05/10/2011	-	-
	業績基準付オプション(9)	72,800	11/05/2004	11/05/2007	11/04/2011	-	-
	指数連動オプション(9)	109,000	10/23/2002	10/23/2005	10/22/2009	-	-
	指数連動オプション(9)	113,000	05/20/2003	05/20/2006	05/19/2010	-	-
	業績に基づく権利(4)	62,759	11/18/2005	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(4)	1,897	05/15/2006	11/19/2008	11/18/2010	-	-
	業績に基づく権利(10)	64,985	10/24/2006	10/25/2009	10/24/2011	-	-
	業績に基づく権利(10)	65,586	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	-	-
	業績に基づく権利(10)	75,075	10/31/2008	10/31/2011	10/31/2013	-	-

失効した 行使された

確定、失効ま 2009年9月30  
 たは行使され日現在確定済 2009年9月30  
 た価値(1) みかつ行使可日現在行使可  
 (ドル) 能なもの 能でないもの

氏名	エクイティの種類	数	%	数	%	確定、失効ま たは行使され た価値(1) (ドル)	2009年9月30 日現在確定済 みかつ行使可 日現在行使可 能なもの	2009年9月30 日現在行使可 能でないもの
<b>現執行役員</b>								
M. スミス	就任時株式(2)	-	-	-	-	2,096,920	110,011	-
D. カートライト	STI制限株式(3)	-	-	-	-	134,810	7,846	-
S. エリオット		-	-	-	-	-	-	-
J. ファッグ		-	-	-	-	-	-	-
G. ホジズ	業績に基づく権利(4)	(49,656)	100	-	-	(632,617)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(10,690)	100	-	-	(136,191)	-	-
P. マリオット	業績に基づく権利(4)	(53,794)	100	-	-	(685,336)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(8,707)	100	-	-	(110,927)	-	-
	その他(5)	(442)	100	-	-	(1,851)	-	-
C. ペイジ		-	-	-	-	-	-	-
A. サーズビー		-	-	-	-	-	-	-
<b>前執行役員</b>								
R. エドガー	STI後渡し株式(6)	-	-	-	-	58,221	3,638	-
	STI後渡し株式(6)	-	-	-	-	58,205	3,637	-
	DRP STI後渡し株式(7)	-	-	-	-	10,066	629	-
	STI後渡しオプション(6)	-	-	-	-	(17,182)	24,193	-
	STI後渡しオプション(6)	-	-	-	-	(17,181)	24,192	-
	業績基準付オプション(8)	-	-	(31,558)	100	58,165	-	-
	業績基準付オプション(9)	(52,000)	100	-	-	(38,802)	-	-
	指数連動オプション(9)	(125,000)	100	-	-	(510,775)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(44,828)	100	-	-	(571,109)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(15,518)	100	-	-	(197,699)	-	-
	業績に基づく権利(10)	(45,872)	100	-	-	(723,998)	-	-
	業績に基づく権利(10)	(19,290)	100	-	-	(304,454)	-	-

	業績に基づく権利(11)	(20,855)	83	4,170	17	(247,879)	-	-
B. ハーツァー	STI後渡し株式(6)	(18,917)	100	-	-	(348,928)	-	-
	STI後渡し株式(6)	(18,917)	100	-	-	(348,928)	-	-
	DRP STI後渡し株式(7)	-	-	-	-	39,178	2,124	-
	業績基準付オプション(9)	(26,640)	100	-	-	(5,999)	-	-
	業績基準付オプション(9)	(72,800)	100	-	-	(162,693)	-	-
	指数連動オプション(9)	(109,000)	100	-	-	(120,467)	-	-
	指数連動オプション(9)	(113,000)	100	-	-	(95,508)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(62,759)	100	-	-	(799,550)	-	-
	業績に基づく権利(4)	(1,897)	100	-	-	(24,168)	-	-
	業績に基づく権利(10)	(64,985)	100	-	-	(1,198,661)	-	-
	業績に基づく権利(10)	(65,586)	100	-	-	(1,209,747)	-	-
	業績に基づく権利(10)	(75,075)	100	-	-	(1,252,859)	-	-

- (1) 株式および/または業績に基づく権利の価値は、確定、失効または行使日のオーストラリア証券取引所で取引された当行株式の1日VWAPを株式および/または業績に基づく権利の数で乗じたものに基づく。オプションの価値は1日VWAPと行使価格の差額をオプション数で乗じたものに基づく。
- (2) 2008年10月2日付で確定した、CEOの職務開始時に付与された第1トランシュの後渡し株式110,011株。詳細については、2.5項を参照。価値は2008年10月2日の1株につき19.0610ドルの1日VWAPに基づき決定される。
- (3) 過年度に付与され、本年度初めて行使可能となったSTI制限/後渡し株式。
- (4) 2005年度および2006年度にLTI制度に基づき付与された業績に基づく権利は、2008年11月に関連する業績基準について検証を受けた。ANZのTSR業績はその時の比較可能グループの中央値を下回ったため、業績に基づく権利は確定せず、従って失効した。
- (5) P. マリオットの「その他」は、関係者に付与された株式オプションである。
- (6) STIの強制的な後渡し契約に基づき2008年度に付与された株式および/またはオプション。付与の条件に従い、エクイティは権利確定の前に辞職する場合（B. ハーツァー）失効するが、退職の場合（R. エドガー）は権利確定する。
- (7) DRPは、信託に保管されている後渡し/制限付き株式に関連して、配当再投資制度に基づき取得した株式を意味する。
- (8) 過年度に権利確定したが本年度に行使された、1株当たり行使価格18.22ドルの業績基準付オプション。
- (9) 雇用の終了時に失効した業績基準付オプションおよび/または指数連動オプション。
- (10) 雇用の終了時に失効した業績に基づく権利。
- (11) 付与時点から退職日までの勤務期間に基づき雇用の終了時に比例按分された業績に基づく権利。

## 2.10 執行役員の株式保有

報告期間中の執行役員の株式保有の増減（直接、名目上および関連当事者により保有）を以下に示す。

表14：執行役員の株式保有（2008/09年度中の増減を含む）

氏名	2008年10月1日 現在保有株式数 (1)	当年度中に報酬 として付与され た株式数(2)	当年度中にその 他の変更から生 じた株式数(3)	2009年9月30日 現在保有株式数 (4)	報酬報告書の承認 日現在保有してい た株式数(6)
<b>現執行役員</b>					
M. スミス	373,983	-	1,042	375,025	375,025
D. カートライト	16,469	55,296	2,300	74,065	74,065
S. エリオット(5)	-	15,060	-	15,060	15,060
J. ファッグ(5)	46,097	-	1,047	47,144	47,144
G. ホジズ	282,054	-	-	282,054	282,054
P. マリオット	571,641	7,275	(44,566)	534,350	534,350
C. ペイジ	-	-	-	-	-
A. サーズビー	97,337	68,348	2,139	167,824	167,824
<b>前執行役員</b>					
R. エドガー	381,956	7,275	(117,630)	271,601	該当なし
B. ハーツァー	332,092	37,834	(367,357)	2,569	該当なし

- (1) 2008年10月1日現在保有株式数は、実質的に保有する株式（直接および間接）ならびに関連当事者が保有する株式を含む。
- (2) 2009年度中に報酬として付与された株式の詳細は、表11に記載する。
- (3) 当年度中にその他の変更から生じた株式は、配当再投資制度またはANZ株式購入制度に基づき購入、売却または取得した株式の正味残数を含む。
- (4) 2009年9月30日現在、以下の株式が執行役員を代理して（間接実質所有株式）保有されていた - M. スミス（330,033株）、D. カートライト（73,023株）、S. エリオット（15,060株）、J. ファッグ（10,547株）、G. ホジズ（126,747株）、P. マリオット（168,225株）、A. サーズビー（167,824株）。
- (5) 当初の数は、KMPとしての業務開始日現在の保有数である。
- (6) R. エドガーおよびB. ハーツァーは本報酬報告書の承認日現在もはやKMPではないため、両氏の株式保有は記載しない。

報告期間中の執行役員のオプションおよび業績に基づく権利の増減（直接、名目上および関連当事者により保有）を以下

に示す。

表15：執行役員のおプションおよび業績に基づく権利の保有（2008/09年度中の増減を含む）

氏名	オプション/権利の種類	2008年10月1日現在の保有数(1)	報酬として本年度中に付与された権利(2)	本年度中の行使数	本年度中に失効または無効になった数(3)	2009年9月30日現在の保有数	報酬報告書の承認日現在保有していた株式数(7)
<b>現執行役員</b>							
M. スミス	特別オプション	-	700,000	-	-	700,000	700,000
	LTI業績に基づく権利	779,002	-	-	-	779,002	779,002
D. カートライト	STI後渡しオプション	-	96,770	-	-	96,770	96,770
	LTI業績に基づく権利	46,296	40,040	-	-	86,336	86,336
S. エリオット(4)							
J. ファッグ(4)	業績基準付オプション	33,316	-	-	-	33,316	33,316
	指数連動オプション	34,155	-	-	-	34,155	21,200
	LTI業績に基づく権利	83,794	-	-	-	83,794	76,238
	STI後渡し株式の権利	37,722	-	-	-	37,722	37,722
G. ホジズ	業績基準付オプション	109,181	-	-	-	109,181	109,181
	指数連動オプション	176,000	-	-	-	176,000	113,000
	STI後渡しオプション	-	67,739	-	-	67,739	67,739
	LTI業績に基づく権利	175,556	50,050	-	(60,346)(3)	165,260	152,381
P. マリオット	業績基準付オプション	136,863	-	-	-	136,863	136,863
	指数連動オプション	311,000	-	-	-	311,000	158,000
	STI後渡しオプション	-	48,385	-	-	48,385	48,385
	LTI業績に基づく権利	177,711	50,050	-	(62,501)(3)	165,260	152,381
	その他	442	-	-	(442)(5)	-	-
C. ペイジ	業績に基づく権利	-	38,038	-	-	38,038	38,038
A. サーズビー	STI後渡しオプション	-	164,509	-	-	164,509	164,509
	LTI業績に基づく権利	46,296	55,055	-	-	101,351	101,351
<b>前執行役員</b>							
R. エドガー	業績基準付オプション	83,558	-	(31,558)	(52,006)(6)	-	該当なし
	指数連動オプション	272,000	-	-	(125,000)(6)	147,000	該当なし
	STI後渡しオプション	-	48,385	-	-	48,385	該当なし
	LTI業績に基づく権利	125,508	25,025	(4,170)	(146,363)(3)	-	該当なし
B. ハーツァー	業績基準付オプション	99,440	-	-	(99,440)(6)	-	該当なし
	指数連動オプション	222,000	-	-	(222,000)(6)	-	該当なし
	LTI業績に基づく権利	195,227	75,075	-	(270,302)(3)	-	該当なし

(1) 2008年10月1日現在保有するオプション/権利の数は、実質的に保有するオプション/権利（直接および間接）ならびに関連当事者が保有するオプション/権利を含む。

(2) 2009年度中に報酬として付与されたオプション/権利の詳細を表11に記載する。

(3) 2005年度および2006年度のLTI業績に基づく権利の付与は、金融機関の比較可能なグループに対する相対的なTSR基準を条件とした。この基準は2008年11月19日に検証された。過去3年間、ANZのTSRは比較可能なグループの中央値を下回ったため、業績に基づく権利は失効した。

(4) 当初の数は、KMPとしての業務開始日現在の保有数である。

(5) その他は関連当事者に付与されたオプションに関する。

(6) 雇用終了時に無効になった業績基準付オプションおよび指数連動オプション。

(7) R. エドガーおよびB. ハーツァーは本報酬報告書の承認日現在もはやKMPではないため、両氏のオプションおよび権利の保有は記載しない。

## 2.11 従来のLTIプログラム

新規加入者への提供はしていないが、既存の加入者を有する、従来のLTIプログラムが多数存在する。この詳細は以下の表16に示す。

以下に記載するオプション制度は下記の特徴を有している。

- 行使価格（または指数連動オプションについては、当初の行使価格）は付与日までの1週間（当日を含む）においてオーストラリア証券取引所で売却された当行の全額払込済の普通株式の売値の加重平均に等しく設定される。
- 最大有効期間は7年間で、行使期間は業績基準が満たされることを条件として付与日から3年後に開始される。オプションは行使期間の開始後には（必要に応じて）毎月再検証される。
- 行使に際し、オプション保有者に対して1オプションにつき普通株式1株が与えられる。
- 辞職もしくは解雇通知による退職または不正行為による解雇の場合、オプションは失効する。
- 人員余剰による解雇の場合、オプションは比例按分され、残存するオプションを行使するための猶予期間が与えられる。

(状況に応じて業績基準は免除される)。

- ・ 定年退職、死亡または完全および永久的な障害が発生した場合、すべてのオプションを行使するための猶予期間が与えられる(状況に応じて業績基準は免除される)。
- ・ オプションのそれぞれの種類について以下に説明する業績基準が設けられる。

表16：従来のLTI制度

エクイティの種類	詳細
業績基準付オプション(業績基準B)(2004年11月に付与されたもの)	<p>2004年11月に、総株主利回り(「TSR」と対応する業績基準が付された業績基準付オプションが付与された。</p> <p>行使可能となるオプションの割合は、以下に挙げる比較可能な他社グループと比べてANZが達成したTSRにより決定する。業績が比較可能なグループのTSRの中央値と等しかった場合は、オプションの半分が行使可能となる。業績が中央値を上回った場合には、さらなるオプションが行使可能となり、ANZのTSRが比較可能なグループにおいて上位25%以上を達成し、すべてのオプションが行使可能となるまで一定の額ずつ増加する。ANZの業績が比較可能な2社の間である場合、TSRは按分比例ベースで測定される。</p> <p>比較可能なグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMPリミテッド</li> <li>・ AXAアジア・パシフィック・ホールディングス・リミテッド</li> <li>・ コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア</li> <li>・ インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッド</li> <li>・ マッコリー・バンク・リミテッド</li> <li>・ ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド</li> <li>・ QBEインシュアランス・グループ・リミテッド</li> <li>・ サンコープ・メットウェイ・リミテッド</li> <li>・ ウェストパック・バンキング・コーポレーション</li> </ul>
業績基準付オプション(業績基準A)(執行役員に対して2000年2月から2002年7月までに付与されたものおよび2003年11月から2004年5月までに付与されたもの)	<p>2004年5月までに、以下の業績基準が付された業績基準付オプションが執行役員に対して付与された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (行使期間開始後の)任意の月の最終取引日において算定されたANZのTSRが、(発行日から当該算定日までの)同じ期間にわたるS&amp;P/ASX200銀行(業種)累積指数の変動率を上回った場合のみに、オプションの半分が行使可能となる。</li> <li>・ 業績基準付オプションの残りの半分は、(行使期間開始後の)任意の月の最終取引日において算定されたANZのTSRが、(発行日から当該算定日までの)同じ期間にわたるS&amp;P/ASX100累積指数の変動率を上回った場合のみに行使可能となる。</li> </ul>
指数連動オプション(2002年10月から2003年5月までに付与されたもの)	<p>指数連動オプションは、行使価格が変動するオプションであり、その行使価格は業績基準を予め組み込んだものとして機能する。すなわち、行使価格はS&amp;P/ASX200銀行(業種)累積指数(ANZを除く)の変動に伴い調整される。上記に加えた制限としては、調整される行使価格は、当初の行使価格以上でなくてはならない。これらのオプションは、付与日から3年目から7年目の間に行使することができるが、調整後の行使価格がその時点の株価を上回ることを条件とする。</p>

後渡し株式（2000年2月から付与されたもの） LTI制度に基づき付与された後渡し株式は、優れた成長に対して執行役員に報奨を与えるため、また、執行役員の定着と当行の株価の上昇を促進するために設定された。

- ・ 株式には、3年間という時間に基づいた権利確定基準が課され、その間、株式は信託で保有される。
- ・ 繰延期間中、従業員は株式に対して支払われる配当を受取ることができない。
- ・ 同制度に基づき発行された株式は、最高10年間信託で保有することができる。
- ・ 割当てられるLTIに基づく後渡し株式数の決定に用いられる価値は、発行日までの1週間（当日を含む）のオーストラリア証券取引所における株式の出来高加重平均価格に基づいている。
- ・ 辞職もしくは解雇通知による退職または不正行為による解雇の場合、LTI株式は失効する。
- ・ 人員余剰による解雇の場合、保有者に引き渡されるLTI株式数は権利確定期間に対する保有期間の割合に従い比例按分される。
- ・ 定年退職、死亡または完全および永久的な障害が発生した場合、LTI株式は執行役員に引き渡される。

後渡し株式は、ANZ執行役員のLTI報酬プログラムの一部を成すものではなく、この種のエクイティ（後渡し株式を得る権利を含む。）が役員定着の目的等で発行される可能性がある。

## 2.12 執行役員に支払われる報酬

2008年および2009年9月30日に終了した年度の執行役員報酬の詳細を、以下の表17に示す。

全体としての対前年比の合計は増加しているが、2008年度と比較して本年度の表では開示される執行役員が追加されていることに注意されたい。構成の変更のために、4名の新たに加わった執行役員については前年の数字は示さない。このため、表の最下段の年度ごとの合計に齟齬が生じている。

2009年度に付与されたLTIエクイティは2008年度から大きく変更されていない。また、全体的な実際のSTI支払いも去年よりわずかに増えただけであるが、これはANZの業績の改善に一致する。しかしこれらの付与と支払いが完全に一致するにもかかわらず、株式に基づく報酬に基づき費用計上される価値は2009年度のほうが著しく増加している。これは昨年のSTI後渡しの導入によるもので、これによりSTIの後渡し部分が2009年度に株式に基づく報酬の費用として初めて含まれた。

2008年度および2009年度の両年で開示された執行役員については、以下に注意されたい。

G. ホジズ - 固定報酬は変化なし。STIは昨年よりわずかに低い。従って、対前年比の増加は、前年度の付与に係る2009年度のエクイティの償却金額が増加したことによる。

P. マリオット - 固定報酬は同じく変化なし。STIは昨年より高い。従って、対前年比の増加は、一部はSTIの増加により、さらに本年度のエクイティの償却金額の増加によるものである。

A. サーズビー - 昨年、固定報酬の見直しを行い、2008年10月に増額された。2009年度、サーズビーは非常に好調な業績を反映してSTIを増額して付与されている。対前年比の変化の最大の要因は、前年度の付与（就任時契約を含む）に関するエクイティの償却である。

表17：2009年度および2008年度の執行役員の報酬

年度	短期従業員給付		現金によるインセンティブ		退職後	長期従業員給付	
	現金給与/ 報酬	非貨幣給付 (1)	合計 (2)(3)	合計	退職年金 拠出分(4)	当年度中に 発生した 定年退職給付 (5)	当年度中に 発生した 長期勤続 休暇
(単位：ドル)							
<b>現執行役員</b>							
<b>M. スミス(13)</b>	<b>2009</b>	3,000,000	5,000	2,400,000	5,405,000	-	45,663
最高経営責任者	2008	3,000,000	566,567	2,400,000	5,966,567	-	45,788
<b>D. カートライト</b>	<b>2009</b>	850,000	128,977	465,000	1,443,977	-	13,933
グループ・マネージ ング・ディレクター、 オペレーションズ、テ クノロジーおよび共 通サービス							
<b>S. エリオット</b>	<b>2009</b>	302,752	8,905	300,000	611,657	27,248	1,679



グループ・マネージ  
ング・ディレクター、  
法人部門

<b>J.ファッグ</b> 最高経営責任者、 ニュージーランド部 門	2009	357,000	63,814	214,000	634,814	-	-	14,268
<b>G.ホジズ(10)</b> 副最高経営責任者兼 最高経営責任者代理 (オーストラリア)	2009	1,012,631	98,630	530,000	1,641,261	34,679	28,588	(9,088)
	2008	1,000,000	90,705	550,000	1,640,705	-	3,035	44,415
<b>P.マリオット</b> 最高財務責任者	2009	912,431	9,426	525,000	1,446,857	82,569	-	15,222
	2008	930,483	9,786	450,000	1,390,269	64,517	-	20,871
<b>C.ペイジ</b> 最高リスク責任者	2009	779,817	301,988	900,000	1,981,805	70,183	-	14,527
<b>A.サーズビー(10)</b> 最高経営責任者、アジア 太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ部門	2009	1,000,000	88,351	1,400,000	2,488,351	-	-	17,275
	2008	875,000	453,456	1,050,000	2,378,456	-	-	14,377

#### 前執行役員

<b>R.エドガー</b> 副最高経営責任者	2009	547,459	5,656	700,000	1,253,115	49,541	-	-
	2008	958,878	9,786	450,000	1,418,664	36,122	19,298	59,677
<b>B.ハーツァー(11)</b> 最高経営責任者、オー ストラリア部門	2009	1,138,052	32,574	-	1,170,626	102,798	-	-
	2008	1,460,741	11,799	850,000	2,322,540	32,246	-	74,902
<b>P.ホジソン</b> グループ・マネージ ング・ディレクター、 法人部門	2008	852,120	8,905	-	861,025	53,330	-	-
<b>全執行役員KMP合計 (12)</b>	2009	9,050,142	614,344	6,969,000	16,633,486	367,018	28,588	99,546
	2008	9,077,222	1,151,004	5,750,000	15,978,226	186,215	22,333	260,030
<b>開示した全執行役員 合計</b>	2009	9,900,142	743,321	7,434,000	18,077,463	367,018	28,588	113,479
	2008	9,077,222	1,151,004	5,750,000	15,978,226	186,215	22,333	260,030

#### 株式に基づく報酬(6)

	年度	STI株式の	LTI株式の	STIオプ	LTIオプ	業績に	その他エク	退職	退職給付金	報酬総計
		償却価値	償却価値	ションの	ションの	に基づく	イティの割			
		合計	合計	償却価値	償却価値	権利の	当の	給付金(8)	を除く合計	(9)
(単位：ドル)										
<b>現執行役員</b>										
<b>M.スミス(13)</b> 最高経営責任者	2009	-	-	-	-	2,341,479	3,143,461	-	10,935,603	10,935,603
	2008	-	-	-	-	1,839,734	5,111,391	-	12,963,480	12,963,480
<b>D.カートライト</b> グループ・マ ネージング・ ディレクター、 オペレーショ ン、テクノロ ジーおよび共通 サービス	2009	160,485	-	189,057	-	310,957	82,736	-	2,201,145	2,201,145
<b>S.エリオット</b> グループ・マ ネージング・ ディレクター、 法人部門	2009	-	-	-	-	-	57,810	-	698,394	698,394
<b>J.ファッグ</b> 最高経営責任 者、ニュージー ランド部門	2009	-	-	-	-	222,457	42,061	-	913,600	913,600
<b>G.ホジズ(10)</b> 副最高経営責任 者兼最高経営責 任者代理(オー ストラリア)	2009	-	-	132,340	-	790,098	-	-	2,617,878	2,617,878
	2008	-	4,977	-	4,795	701,280	-	-	2,399,207	2,399,207
<b>P.マリオット</b> 最高財務責任者	2009	80,239	-	94,529	-	670,933	-	-	2,390,349	2,390,349
	2008	-	5,607	-	5,402	709,626	-	-	2,196,292	2,196,292
<b>C.ペイジ</b> 最高リスク責任 者	2009	-	-	-	-	115,909	-	-	2,182,424	2,182,424

<b>A. サーズビー</b>	<b>2009</b>	272,832	-	321,397	-	356,711	678,029	-	4,134,595	4,134,595
最高経営責任者、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門	2008	-	-	-	-	174,414	365,291	-	2,932,538	2,932,538
<b>前執行役員</b>										
<b>R. エドガー</b>	<b>2009</b>	115,782	-	138,865	-	233,660	-	421,902	1,790,963	2,212,865
副最高経営責任者	2008	-	21,516	-	4,155	506,025	-	-	2,065,457	2,065,457
<b>B. ハーツァー (11)</b>	<b>2009</b>	-	-	-	-	(762,604)	-	212,967	510,820	723,787
最高経営責任者、オーストラリア部門	2008	-	6,039	-	5,817	780,312	-	-	3,221,856	3,221,856
<b>P. ホジソン</b>										
グループ・マネージング・ディレクター、法人部門	2008	-	16,732	-	1,259	200,327	-	1,334,282	1,132,673	2,466,955
<b>全執行役員KMP</b>	<b>2009</b>	468,853	-	687,131	-	3,968,643	3,921,361	634,869	26,174,626	26,809,495
<b>合計(12)</b>	2008	-	54,871	-	21,428	4,911,718	5,476,682	1,334,282	26,911,503	28,245,785
<b>開示した全執行役員合計</b>	<b>2009</b>	629,338	-	876,188	-	4,279,600	4,004,097	634,869	28,375,771	29,010,640
	2008	-	54,871	-	21,428	4,911,718	5,476,682	1,334,282	26,911,503	28,245,785

- (1) 非貨幣給付は、駐車場ならびにPricewaterhouseCoopersによるオーストラリア税還付書類作成を含む、会社が資金負担する給付などの包括給与項目から通常構成される。この項目は、航空運賃および住居補助のような移転に伴い会社が負担するコストも含む、あらゆる給付に関する諸手当の税金支払いもこの項目に含まれる。
- (2) 現金によるインセンティブ合計は、現金で構成された部分のみに関するものであり、後渡しエクイティで構成された部分は付与日より償却される。2008年度のSTI後渡し部分に係る償却は上記の株式に基づく報酬に含まれる。2009年度のSTI後渡し部分に係る償却は2010年度の報酬報告において付与日より償却される。現金で構成されるインセンティブは2009年10月20日に取締役会により承認された。2008年度および2009年度に与えられた現金インセンティブはすべて関連する年度中に当該執行役員に対して権利が確定した。
- (3) 短期インセンティブ(STI)支払可能範囲はSTI目標額の0%から3倍である。実際に受取るSTIはANZグループ、部門および個人の業績に依存している(詳細については、2.6.3項を参照のこと)。与えられた2009年度のSTI(現金およびエクイティで構成される)のSTI目標額に対する割合は、M. スミス - 150% (2008年度80% プラス2008年12月に株主に承認された追加オプションの付与)、D. カートライト - 72%、S. エリオット - 100%、J. ファッグ - 71%、G. ホジズ - 72% (2008年度は75%)、P. マリオット - 71% (2008年度は58%)、C. ペイジ - 157%、A. サーズビー - 217% (2008年度は181%)、R. エドガー - 100%、離職日まで按分比例 (2008年度は58%)、B. ハーツァー - 0% (2008年度は83%)、P. ホジソン - (2008年度は0%) であった。100%より受取りが少ない者は残りのSTIの権利を失効させた。最低価値はゼロで、最高価値は実際に支払われた金額である。
- (4) M. スミス、D. カートライトおよびA. サーズビーは長期滞在ビザの取得者であるため、彼らの固定報酬は9%の退職年金保証拠出金を含まない。ただし、任意の退職年金拠出を選択することは可能である。
- (5) 定年退職手当に関連して発生した額、1992年11月より前にANZに雇用されたため、G. ホジズは、定年退職、人員削減、死亡、または疾病、就労不能または家庭の事情による辞職により定年退職手当を受取る権利を有する。定年退職手当は以下のように算出される。すなわち、確定している名目給与の3か月分(固定報酬の65%に相当)に、常勤であった(10年を超えた)各年について名目給与の3%を加え、長期勤続休暇(取得および未取得を含む)の発生分の価値の合計を差し引いたものである。R. エドガーも定年退職手当を受取る権利を有しており、これは退職時に同氏に支払われ、退職給付金の額に含まれている。
- (6) AASB 第2号の要件に従い、償却価値には、年度の開始時に権利確定していないすべてのエクイティの(市場関連の権利確定条件を考慮した)公正価値の比例割合を含む。オプションまたは業績に基づく権利については、その行使期間の開始時に権利確定すると仮定し(すなわち、可能な限り最短の権利確定期間を仮定する)、後渡し株式は3年後に権利が確定すると仮定している。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間において定額法で割当てられる。報酬として含まれる金額は、オプション/業績に基づく権利が行使可能となった場合に最終的に実現する利益(もしあれば)と関係なく、またそれを示唆するものでもない。後渡し株式の公正価値は、株式付与日現在のオーストラリア証券取引所における当行株式の出来高加重平均価格となる。
- (7) M. スミスへのその他エクイティの割当の償却額は、2007年および2008年の年次株主総会でそれぞれ株主により承認された就任時給付および特別エクイティ割当に関するものである。S. エリオットとA. サーズビーの償却は就任時に付与されたエクイティに関連する。詳細については表19を参照のこと。J. ファッグの償却はKMPとしての勤務開始より前に付与され、KMPとしての職務開始以後、償却され反映されているエクイティに関連する。
- (8) R. エドガーに対する退職給付金は、退職時に支払われる定年退職手当ならびに年次休暇および長期勤続休暇の権利を含む。B. ハーツァーに対する退職給付金は、年次休暇および長期勤続休暇の権利のみであり、同氏の退職時に支払われた。
- (9) 報酬として開示された金額は、現在および以前の被支配会社のKMPを対象とする取締役および役員の責任保険契約に関して、連結会社が支払う保険料を含んでいない。保険料総額は、機密保持の要件のため開示できないが、利用可能な情報に基づく限り、合理的な割当基準が存在しないと取締役は考えているため、保険契約によりカバーされる個人に割当てられていない。
- (10) G. ホジズの2009年度の現金給与は、ニュージーランドからオーストラリアへの移転に関する契約変更で支払われた年次休暇47,310ドルを含む。
- (11) B. ハーツァーの2009年度の株式に基づく報酬の償却は、雇用関係終了時のエクイティの失効による以前に償却した価値の戻入を反映する。

- (12) D. カートライトは報酬上位の5名の執行役員に入るためこの開示には含まれるが、KMPの定義には入らないため、合計にはD. カートライトを含まない。
- (13) CEOは執行取締役であるが、その他の執行役員とともに本表に含まれている。

### 3. 契約条件

#### 3.1 最高経営責任者の契約条件

以下の表は最高経営責任者に関する契約条件の詳細を示す。契約条件は業界の慣行（オーストラリアおよび海外の同業他社の基準に関する外部意見に基づく）およびオーストラリア証券取引所企業統治原則に基づくものである。

表18：契約条件 - 最高経営責任者（M. スミス）

契約期間	M. スミスは2007年10月1日、最低任期3年の継続的12か月契約によりANZの最高経営責任者兼執行取締役に就任した。
通知期間	M. スミスまたはANZは、12か月前に書面で通知を行うことにより雇用契約を終了させることができる。
辞職	M. スミスは12か月前に書面で通知を行うことにより辞職することができる。辞職にあたり、未行使の業績に基づく権利（または同額の現金）および未確定の就任時給付はすべて失効する。
ANZによる解雇通知による退職	ANZは最初の3年以内にM. スミスの雇用契約を終了させる場合、12か月前および最高経営責任者就任から3年の残存任期に相当する期間による書面による通知のうち、いずれか長い期間の通知を発する。ANZは通知期間に代わり、M. スミスの固定報酬に基づき通知期間の全部もしくは一部の解雇予告手当を支払うことを選択することができる。 ANZの通知による解雇：権利確定済みまたは通知期間中に権利確定する業績に基づく権利（または同額の現金）はすべて保有され、行使可能となる。権利未確定の業績に基づく権利（または同額の現金）はすべて保有され、関連する時間および業績基準が満たされることを条件として、権利確定し、行使可能となる。就任時給付はすべて権利確定する。
死亡または完全および永久的な障害	業績に基づく権利（または同額の現金）および就任時給付はすべて権利確定する。
重大な不正行為による解任	重大な不正行為があった場合はいつでもANZは直ちに最高経営責任者の雇用を終了することができる。CEOは退職日までの固定報酬の支払のみを受けることができる。法定の長期勤務休暇および年次休暇の権利の支払いは、あらゆる場合の離職に適用される。 重大な不正行為時のANZの無通知解雇：業績に基づく権利（または同額の現金）および就任時給付はすべて失効する。

#### 3.2 執行役員の契約条件

以下の表は執行役員に関する契約条件の詳細を示す。執行役員全員の契約条件は似ているが、場合により異なるニーズに合わせて異なる。

表19：契約条件 - 執行役員

契約期間	継続的
通知期間	雇用契約を終了させるためには、執行役員は会社に対して6か月前に書面で通知を行う必要があり、ANZは執行役員に12か月前に書面で通知を行わなければならない。
辞職	執行役員は6か月前に書面で通知を行うことにより辞職することができる。辞職にあたり、オプション、業績に基づく権利および未確定の後渡し株式はすべて失効する。

ANZによる解雇通知による退職	<p>ANZは、12か月前の書面による通知により、または固定報酬に基づく通知期間に代わる解雇予告手当を支払うことにより、執行役員の雇用を終了させることができる。</p> <p>比例按分により短期インセンティブが支払われるかについて判断される（退職日、退職の理由次第で決定され、業績により左右される）。</p> <p>ANZの解雇通知による退職の際、権利確定済みまたは通知期間中に確定するオプション、業績に基づく権利、またはLTIによる後渡し株式は、ANZ株式オプション制度の規則に従い、本人に引き渡される。未確定のオプション、業績に基づく権利またはLTIに基づく株式は通常では失効する。（ただし、P. マリオットについては、2008年10月1日より前に付与されたエクイティは全額確定するという契約条項がある。）STIプログラムの新たな強制的な後渡し条項（2008年度より有効）に基づき、確定済みSTI後渡しオプションを行使する、または確定済みSTI後渡し株式が全額引き渡されるためには、執行役員はANZに雇用されていて解雇通知を受取っていない（通知が発せられていない、または受取っていない）必要がある。</p>
人員余剰による解雇	<p>ANZが実質的な人員余剰を理由として雇用を終了させた場合、12か月分の固定報酬に相当する退職手当が支払われる。</p> <p>すべてのSTIによる後渡し株式は本人に引き渡される。オプション、業績に基づく権利およびLTIによる後渡し株式は、全部または比例按分により、状況を鑑み取締役会の裁量で、本人に引き渡される。</p> <p>比例按分により短期インセンティブが支払われるかについて判断される（退職日次第で決定され、業績により左右される）。</p>
死亡または完全および永久的な障害	<p>すべてのオプション、業績に基づく権利および株式が本人に引き渡される。短期インセンティブについては比例按分される。</p>
重大な不正行為による解雇	<p>ANZは、重大な不正行為があった場合は、いつでも執行役員の雇用を直ちに終了させることができ、当該執行役員は退職日までの固定報酬の支払のみ受けることができる。法定の長期勤続休暇および年次休暇についての権利の支払いは、あらゆる場合の離職に適用される。</p> <p>重大な不正行為によるANZによる通知なしの解雇の場合、オプション、業績に基づく権利および信託に保有されている後渡し株式は失効する。</p>
その他の場合	<p>S. エリオット</p> <p>S. エリオットの雇用契約の一部として、総額250,000ドルの後渡し株式を付与された。就任1年後に半分が確定し、残りの半分は2年後に確定する。</p> <p>当該株式は制限付きで、S. エリオットの受益権のために信託で保有され、同期間中、雇用が人員削減、死亡または完全および永久的な障害以外のなんらかの理由により終了した時は当該株式は失効し、また、当該株式はその信託されている全期間（延滞期間を含む）中、重大な不正行為により失効することになる。</p> <p>A. サーズビー</p> <p>A. サーズビーの雇用契約の一部として、同氏は取締役会の承認を条件として、年1,000,000ドル相当の3つのトランシュによる後渡し株式を付与された。最初のトランシュは就業開始日前後にならびに第2および第3のトランシュは同氏のANZ就任1周年および2周年頃に付与される。最初のトランシュは2007年9月3日に、第2トランシュは2008年8月28日、第3トランシュは2009年9月22日に取締役会により承認された。</p> <p>当該株式は制限付で、A. サーズビー氏の受益権のための割当日から3年間は信託で保有され、同期間中、雇用が人員削減、死亡または完全および永久的な障害以外のなんらかの理由により終了した時は当該株式は失効し、また、当該株式はその信託されている全期間（延滞期間を含む）中、重大な不正行為により失効することになる。</p>

## 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ガバナンスの手法

コーポレート・ガバナンスに関連して、取締役会は以下を追求する。

- ・ 国際的に最良の慣行とみなす原則および慣行を採用する、
- ・ 公表される法または勧告が実施される前に遵守することで、可能な限り「早期採用者」となる、および
- ・ オーストラリアおよび海外でのコーポレート・ガバナンスの最良慣行および関連規則の発展に関する討議において積極的な役割を果たす。

#### コーポレート・ガバナンス規約の遵守

ANZはオーストラリア証券取引所（ASX）およびニュージーランド証券取引所（NZX）に持分証券を上場しており、前述の証券取引所およびその他海外の証券取引所に債務証券を上場している。そのため、ANZはオーストラリアおよび海外双方の一連の上場およびコーポレート・ガバナンス要件に従わなければならない。

#### オーストラリア

ASXに上場している会社として、ANZは事業年度中のASXコーポレート・ガバナンス・カウンシルの「コーポレート・ガバナンス原則および勧告（ASXガバナンス原則）」に含まれる勧告を適用する方法を、そこからの逸脱を説明して、開示しなければならない。

ANZがどのように修正版ASXガバナンス原則の各勧告を適用するかを具体的に記述した本書中の参照情報の入手先に関する全詳細は、[www.anz.com](http://www.anz.com) > About us > Our company > Corporate governance（英文）に含まれている。

#### ニュージーランド

NZXの海外上場発行体として、ANZはASXに上場し続け、ASX上場規則に従い、ASXに提供するすべての情報および通知をNZXに提供している限りは、NZX上場規則を遵守するものとみなされる。

ASXガバナンス原則は、NZXコーポレート・ガバナンス規則およびNZXコーポレート・ガバナンス最良慣行規約の原則と大きく異なるかも知れない。ASXのコーポレート・ガバナンス規則および原則の詳細については、[www.asx.com.au](http://www.asx.com.au)（英文）に、NZXについては[www.nzx.com](http://www.nzx.com)（英文）に掲載されている。

その相違にかかわらず、ANZは本年度を通じてオーストラリアおよびニュージーランド双方における適用あるすべてのガバナンス原則を遵守している。

#### その他の法域

ANZは、その他関連法域全体におけるコーポレート・ガバナンスの最良慣行の動きも監視する。

ANZは2007年10月より米国証券取引委員会（SEC）の登録を取り消した。ANZは、今後において米国のコーポレート・ガバナンス規則を遵守することは要求されなくなったが、本書に記載のとおり、取締役の独立性、外部監査人の独立性および監査委員会の財務専門知識に関する慣行を含め、米国規則に基づき要求される一定のコーポレート・ガバナンス慣行を最良慣行として維持することを決定した。

#### 評価

ANZは3年連続で、ダウ・ジョーンズ持続可能性指数（DJSI）において世界的に優れた銀行と評価されてきた。かかる評価の一部として、ANZはコーポレート・ガバナンスについて100点満点中92点を獲得した。

また、ANZは2009年に2年連続で、同年のオーストラリア報告賞においてガバナンス報告（民間部門）特別賞を受賞した。

#### ウェブサイト

ANZのガバナンスの枠組みに関する詳細全文は、[www.anz.com](http://www.anz.com) > About us > Our company > Corporate governance（英文）に含まれている。

ANZのウェブサイトのこのセクションはまた、すべての憲章ならびに本書に言及される多くの書類および方針の概要の写しならびにANZの株主および利害関係者に対する利益方針の概略も含む。ウェブサイトは、ANZの最新のコーポレート・ガバナンス情報を確実に反映するために定期的に更新される。

#### 取締役会の責任および権限委譲

取締役会は独立非執行取締役が会長を務める。会長と最高経営責任者の役割は別個のものであり、最高経営責任者は取締役会における唯一の執行取締役である。

## 会長の役割

会長は、重要な主導的役割を果たし、以下に関与する。

- ・ 取締役会の議長を務め、有効な統率力を提供する。
- ・ 取締役会の実績および個人の貢献度のスキルおよび効率性の組合せを監視する。
- ・ すべての主要な取締役会委員会の構成員である。
- ・ 最高経営責任者との継続的対話を維持し、適切な助言および指導を行う。および
- ・ 株主総会の議長を務め、主要な顧客、政治団体および規制当局に対応することを含む、ANZの尊敬に値する大使である。

## 取締役会憲章

取締役会憲章は、取締役会の目的、権限および具体的職務を明確に記載する。

取締役会には以下の責任がある。

- ・ ANZの方向性、戦略および財務目標を策定し、これらの事項に関する進展を監視する。
- ・ 規制上の要件、倫理基準および社外との取引契約の遵守を監視する。
- ・ 最高経営責任者を指名し、その業績を検討する。および
- ・ ANZの業績について株主に報告する。

上記および取締役会により承認されることが法により明白に要求される一切の事項に加え、取締役会が固有に留保する権限には以下がある。

- ・ ANZの事業または部門を率いる役割および最高経営責任者（取締役会被任命者）へ報告する役割を担う上級執行役員  
の指名の承認。
- ・ 取締役会委員会または最高経営責任者へ委任される裁量を超える事項。
- ・ 予算および戦略計画の毎年の承認。
- ・ 執行取締役、最高経営責任者直属の者およびその他主要な執行役員の報酬および職務条件の毎年の承認。
- ・ 経営組織の重要な変更。および
- ・ 重要な事業の買収、設立、処分または撤退。

ANZの定款に基づき、取締役会はそのいずれかの権限および責務を取締役会委員会に委譲することができる。主な取締役会委員会の役割は、下記「取締役会委員会」に記載されている。

取締役会にとって2009年度に焦点となった重要な事項には以下についての監督が含まれた。

- ・ 特にANZの資本および資金需要を含む、世界的な金融危機および景気後退を背景としたANZの事業運営
- ・ 取締役会会長の役割の継承計画
- ・ 新取締役の任命
- ・ 「1つのANZ」再編の完了および証券貸借取引審査から生じる改善作業、ならびに
- ・ 地域の枠を超えた目標に関するANZの戦略の継続的な実施

## 取締役会会議

取締役会は当グループの戦略を詳細に検討するために通常最低年8回の会議（オフサイトの会議を含む。）を開く。

取締役会会議の議題は、主として以下を含む。

- ・ 前回会議の議事録、および前回会議で取締役が提起したその他の事項。
- ・ 最高経営責任者（CEO）の報告。
- ・ 最高財務責任者（CFO）の報告。
- ・ 主要なプロジェクトおよび現在の事業課題に関する報告。
- ・ 具体的な事業の提案。
- ・ 前回の取締役会会議以降に会合を持った委員会委員長より、それらの会合で検討された事項についての報告、  
および
- ・ 検討のために、前回の取締役会会議以降にあった委員会会合の議事録。

各取締役会会議の最後に、それぞれ取締役会会長が議長を務める2つの私的なセッションがある。

1つ目は、CEOを含む全取締役が関係し、2つ目は非執行取締役のみが関与する。

最高財務責任者、グループ・ジェネラル・カウンセルおよび会社秘書役もすべての取締役会会議に出席する。上級管理職のメンバーは、自分の担当分野の問題が検討される場合、または取締役会より別途要請がある場合、取締役会会議に出席する。

## 最高経営責任者および権限委譲

取締役会は最高経営責任者に、また最高経営責任者を通してその他の上級管理職に、ANZの日々の業務を管理する権限と責任を委任している。取締役会は株主に代わり、経営と実績を監視する。

当グループの裁量方針は、ANZ内部で運営業務に任命された従業員または関連会社の管理職の地位に適用される総合的裁量の枠組みを詳述する。

当グループの裁量方針は最高財務責任者が維持し、監査委員会が毎年見直しを行い、この見直しの結果は取締役会に報告される。

上級管理職レベルにおいて、ANZは、最高経営責任者およびANZの上級執行役員の大部分で構成される経営委員会を有している。

2009年9月30日現在、最高経営責任者に加えて下記の上級執行役員が経営委員会の構成員であった。

グラハム・ホジズ	副最高経営責任者兼最高経営責任者代理（オーストラリア部門）*
ピーター・マリOTT	最高財務責任者
ジェニー・ファッグ	最高経営責任者（ニュージーランド部門）
アレックス・サーズビー	最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）
シェイン・エリオット	法人部門担当グループ・マネージング・ディレクター
デイビッド・ヒスコ	商業銀行業担当グループ・マネージング・ディレクター
デイビッド・カートライト	オペレーション、テクノロジーおよび共通サービス担当グループ・マネージング・ディレクター
スージー・ババーニ	人事担当グループ・マネージング・ディレクター
クリス・ペイジ	最高リスク責任者
ジョイス・フィリップス	戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション担当グループ・マネージング・ディレクター

\* 2009年11月に、フィリップ・クロニカンが最高経営責任者（オーストラリア部門）としてANZに加わった。

通常において、経営委員会は、事業の業績を検討し、共通のイニシアティブを見直し、グループ間にわたる協力関係とシナジー効果を作り出すことを目的として、毎週開催され、さらに終日会議が毎月行われる。

#### 「One ANZ（1つのANZ）」

2008年9月、ANZは、スーパー・リージョナル・バンクとなり、顧客志向を強め、業績の改善を推進するための戦略の進展を促すことを目的とした新たなビジネス・モデルおよび組織構成を発表した。

ANZは現在、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよび米国の3つの地域ならびにグローバル法人顧客事業を中心に組織されている。それぞれの地域は主に、リテールと商業の2つの顧客部門を中心に扱っており、この2つの部門は世界レベルにおいて統合されている。

この新たな組織構成は本年度中に実施された。

#### 内部調査

2008年8月22日、ANZは、その証券貸借への関与およびOpes Prime Groupを含むブローカー顧客との関係を検査した調査委員会の調査結果を発表した。

ANZは、調査に基づく13件の勧告に対応するために改善計画を推し進めた。改善活動は適切に進行しており、ANZはオーストラリア適正規制庁（APRA）にすべて報告してきた。

ANZは継続して、改善のイニシアティブを経営上有効にし、これにより意図した成果を達成するよう保証することに注力する。

#### 取締役会の構成、選任および任命

取締役会は取締役間の、スキル、知識、経験、任期および将来性の均衡を達成するよう努力する。本書日付現在在職している各取締役のスキル、経験および専門性に関する詳細は、上記「4 役員の状況」における取締役の主要略歴を参照のこと。

ガバナンス委員会（下記「ガバナンス委員会」を参照のこと。）は、取締役推薦過程に関する責任を委譲されている。委員会は、取締役会の規模および構成ならびに新しい非執行取締役を任命する必要があるか否かを検討する。

推薦は、ガバナンス委員会の委員長に対し随時行うことができる。委員会はまた、取締役会会長の選任過程を検討、推薦し、取締役会会長の継承計画を検討し、必要であれば取締役会に勧告を行う。

委員会は、信頼性、適格性、スキル、資格、経験、コミュニケーション能力および社会的地位を含む取締役会が承認した選択基準に関して有力な新取締役候補者を評価する。適任とみなされ、新しい任命が必要な場合に、候補者は取締役会に推薦される。それ以外の場合は、委員会委員長が継承目的で適任候補者の名前を保持しておく。

取締役会会長は、有力候補者に働きかける責任を有する。この過程は「取締役会更新および業績評価方針」において正式な

ものとされている。

主要な取締役会委員会の構成は取締役会により毎年見直される。

## 任命書類

新しい非執行取締役は各自、以下を添付した任命書を受領する。

- ・ 取締役ハンドブック。ハンドブックには、適用される全方針の詳細を含む、取締役の役割に関連する幅広い事項についての情報が含まれる。
- ・ 取締役の証書。各取締役は2005年度年次株主総会において株主が承認した形式の証書に署名する。この証書は、免責、取締役および役員の損害賠償保険、独立した個別の助言を受ける権利および機密情報に関する要件などの多数の事項を網羅している。

## 導入訓練の取組み

新取締役は全員、ANZの価値および文化、当グループの統治機構、非執行取締役行動・倫理規約、取締役に関する方針、取締役会および委員会の方針、手順および主要問題、財務管理ならびに事業運営に関する情報の提供を含む、正式な導入プログラムに参加する。また上級経営陣より各自の責任範囲に関する事項につき説明を受ける。

## 株式基準を満たすこと

非執行取締役は、その基本報酬の最低100%（また会長の場合はその基本報酬の最低200%）と同額の当行株式を保有するまで、任命後5年間は積立てを行い、その後はそれを維持することを要求されている。

## 次の年次株主総会における選任

ANZの定款および2001年会社法の規定に従い、取締役会は随時ANZの非執行取締役となる者を任命することができるが、同人は次の年次株主総会において退任しなければならず、同人が役職の継続を望む場合には同総会において株主による選任を受けることが要される。

## 適格性

ANZは、当グループ内の関連する上級職に任命された個人が、任命の際および任務の過程において、健全な責任を適正に果たすための適切な適格性を有することを保証するため、確固たる枠組みを備えている。

枠組みは、ANZの適格性方針で定められ、APRAの適格性に関する健全性基準の要件に対応している。この枠組みは、新規任命が行われる前に各取締役、関連する上級執行役員および外部監査人に実施される評価を含む。これらの評価は、各任務に用意されている書面化された能力基準に対して実施され、また各個人が作成した証明、ならびに重要な資格の証明書を入手すること、ならびに犯罪歴、破産および規制上の欠格のチェックなどの調査の実施を含む。

評価はその後、年次ペースで見直しが行われる。ガバナンス委員会および取締役会は、非執行取締役の適格性の評価に責任がある。

人事委員会は、最高経営責任者および主要な上級執行役員の適格性の評価に責任がある。監査委員会は外部監査人の適格性の評価に責任がある。

2009年度中、適格性の評価は、非執行取締役、最高経営責任者、主要な上級執行役員および外部監査人の各人について行われた。

## 独立性および重要性

ANZの取締役会憲章に基づき、取締役会は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が過半数を占めなければならない。

取締役会憲章は、非執行取締役がその意思決定を妨げる可能性のある（または妨げると受け止められる可能性がある）ANZとの関係を有しているか否かを決定するために、独立性基準を定めている。

すべての非執行取締役は、同人の取締役会以外での役職が変更する可能性を会長に通知する義務がある。会長は任命案を検討し、会長が適切とみなす場合は他の取締役に相談する。

2009年度、取締役会は、ASXガバナンス原則およびAPRAの健全性基準ならびに米国の取締役独立性要件に照らして、独立性基準の年次審査を実施した。

ANZの基準は特に監査委員会構成員のために規定された基準を含めて、多くの法域において定められるものより包括的である。基準および審査手順の双方は、ANZのウェブサイトの「Corporate Governance」に記載されている。

要約すれば、以下をするにあたり取締役の意思に影響を与える現実かつ顕著な可能性があると合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

- ・ 定期的に取締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項に決定を行う。
- ・ 経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。



- ・ ANZ全体にわたる一般的適用の方針を設定する。および
- ・ 一般的に、取締役としての自身の役割を実行する。

2009年度中、取締役会は各非執行取締役の独立性を検討し、独立性基準を各非執行取締役が満たしているとの結論に達した。上記「4. 役員状況」およびanz.com（英文）に記載の取締役の略歴は、ANZの社外での主な活動について述べている。

## 利益相反

独立性の問題を超えて、各取締役は取締役会に上程された重要事項に関する現実の利益相反あるいはその可能性を持つか否かを決定する継続的な責任を有する。かかる状況は、外部団体、利害または個人関係から生ずる可能性がある。

取締役の利害開示方針および利益相反処理方針に基づき、取締役は利益相反の可能性がある場合、取締役会に影響力を行使することができない。

そのような状況において、かかる取締役は関係する取締役会の書類を受取ることができず、他の取締役が反対の決議をしない限り、その主題についての取締役会の討議に出席することができず、関係する取締役会の決議案に投票することができない。これらの事項は、起きた場合、取締役会議事録に記録される。

## 独立した助言

取締役がその責務を果たすのを助けるために、各取締役は、（会長の事前の承認により）ANZの費用負担で、その責務に関する独立した専門的助言を求める権利を持つ。さらに、取締役会および各委員会は、ANZの費用負担で、その業務を支援するために必要とするいかなる専門的助言をも得ることができる。

## 在職および退任

ANZの定款は、ASX上場規則に合致しており、非執行取締役は、当人が非執行取締役としての役職の継続を望む場合には、3年毎に株主による再選が要される旨規定している。

さらに、ANZの「取締役会更新および業績評価方針」では、特別な事情により取締役会が在職を延長するよう勧告した場合を除き、非執行取締役が株主により最初に選任されてから最大3回目の3年間の任期を務め終えた時点で退任することを確認している。当該方針は、すでに公表されている合意済みの退職計画がある場合を除いて、現在の非執行取締役に適用され、将来の非執行取締役に対しても適用される。

## 継続教育

ANZの取締役は、一連の訓練および継続教育プログラムに参加している。正式な導入プログラム（上記「導入訓練の取組み」を参照のこと。）に加えて、取締役は取締役としての自己の職務および責任に関する事項の経過を知らせることを目的とした四半期毎の報告書も受け取る。

各委員会もまた、適宜適切なそれぞれの継続教育セッションを行う。社内および/または社外の専門家がすべての教育セッションを執り行うのに関与する。取締役はまた取締役会の会議において業務の簡単な報告を定期的に受ける。これらの報告は、特に業績、主要な問題、リスクおよび成長戦略に関するANZの各事業分野の情報を取締役へ提供することを目的としている。さらに、取締役は現場訪問に適宜参加する機会を有する。

## 取締役へのアクセス

経営陣は必要に応じて取締役に相談をすることができる。従業員は直接または会社秘書役を通じて、取締役と接触できる。取締役と連絡をとりたい株主は、個別の取締役に直接、または非執行取締役全体に対して連絡をとることができる。

## 会社秘書役の役割

取締役会はANZの会社秘書役の任命につき責任がある。現在、会社秘書役として3名が任命されている。

グループ・ジェネラル・カウンセルは必要とされる場合、取締役会に法律的な助言を行う。同人はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるためにガバナンス委員会の委員長と緊密に連絡して働く。同人は会社秘書役室の役割について取締役会に責任がある。

会社秘書役は、会社秘書役室の毎日の業務運営に責任を持つ。それには、関係する証券取引所およびその他規制当局への届出、報告等、取締役会および委員会会合の運営（議事録の作成を含む。）、配当支払いおよび関連する株式計画の管理、当グループのオーストラリア子会社の管理およびANZの株式登録機関との関係の監視が含まれる。

最高財務責任者も会社秘書役として任命される。

## 業績評価

### 概要

取締役の業績評価に利用される枠組みは、株主に持続可能な価値を生み出し、それを継続的に確立する方法でANZ定款および

法令により取締役課される職務および義務に従い、かつ、取締役が職務を実行しているという期待に基づいている。

業績評価では、以下を含む多様な基準にわたり、各取締役の貢献について考慮する。

- ・ ANZの方向性、戦略および財務目標につき計画する。
- ・ 規制上の要件および倫理基準の遵守を監視する。
- ・ 取締役会が承認した戦略および予算の達成につき経営実績を監視し、評価する。
- ・ 最高経営責任者の業績基準を定め、評価する。および
- ・ 経営管理の継承計画および発展活動の定期的かつ継続的見直し。

業績評価プロセスについて、ANZの「取締役会更新および業績評価方針」で説明されている。

## 非執行取締役

非執行取締役の業績評価は2つの方法で行われる。

- ・ **年次審査** 毎年または適切な場合にはより頻繁に、会長は、とりわけ非執行取締役の行動・倫理規約の遵守を含めた業績基準について各非執行取締役との1対1の会合を持つ。これらの会合の効果を高めるため、会長に対し、各取締役についての客観的な情報（例えば、会議出席数、委員会構成員としての地位、その他現在の取締役としての地位など）および一貫性を確保することを目的として話し合いのための指針が与えられる。ガバナンス委員会および取締役会に対してこれらの会合の結果についての報告が行われる。
- ・ **再選声明** 非執行取締役は再選のために推薦されたときに、取締役会に対して、再選を求める理由を説明する書面または口頭での陳述を提出する機会を与えられる。非執行取締役が欠席の際に、取締役会は当該取締役の再選を承認するかを検討するにあたって（業績基準を考慮しつつ）この陳述を審査する。

## 取締役会会長

取締役会会長の業績の年次審査はガバナンス委員会委員長により進められ、同委員長は取締役会に承認された取締役会会長の任務を果たすための能力と対照した会長の業績に関して各取締役に個別に意見提供を求める。

ガバナンス委員会委員長は、ガバナンス委員会および取締役会に対して概括報告書を提出し、取締役会会長に結果を伝えるために上記の意見提供を照合する。

## 取締役会

2008/09年度に、取締役会の前年度の業績は独立の外部ファシリテーターを活用して評価され、同ファシリテーターは評価を行うにあたって各取締役および上級管理職の一定のメンバーから意見提供を求めた。

外部ファシリテーションによる審査はおよそ3年毎に行われる予定である。その合間にあたる年度における審査は、新たに起きた問題とともに直近の外部ファシリテーションの審査により実施された勧告に対する進展状況を考慮して、内部的に行われる。

## 取締役会委員会

主要な取締役会委員会はそれぞれ、ガバナンス委員会承認したガイドラインを用いた業績の審査を目的として年間の業績の自己評価を行う。ガイドラインには最低限、自己評価は以下を審査および検討するよう定められている。

- ・ 委員会憲章に記されている委員会の責任と義務の範囲
- ・ 委員会憲章および年間の業務予定表と対照した委員会の業績
- ・ 委員会が審査される年度について自身で設定した目標および目的と対照した委員会の業績
- ・ 事業年度中に委員会が直面した主要な問題、および
- ・ 委員会の訓練/教育についての今後のテーマの特定

業績の自己評価の結果は、新年度についての計画および目標とともに、検討と報告のためにガバナンス委員会に提出される（ガバナンス委員会の場合は取締役会に提出される。）。

## 上級管理職

財務、業務運営および質に関する基準がどのように評価されているかを含む、（取締役会による）最高経営責任者および（人事委員会による）その他主要な上級執行役員の業績評価プロセスの詳細は、上記「4 役員の状況 (3)報酬報告 A . 報酬の概要（未監査）」に記載される。

## 実施された評価プロセス

2008/09年度の報告期間に関して、上記のプロセスに従った取締役会および該当する上級管理職の評価が、1名の例外を除いて実施された。本年度中に、取締役会会長が2010年2月の退任を発表し、こうした状況を踏まえ、会長の業績評価を実施することは不必要であり、利点もないとみなされた。

**取締役会委員会**

上記「取締役会憲章」に記載のとおり、取締役会はANZ定款に基づき取締役会委員会に対してその権限と責任を委譲することができる。これにより、取締役会は特定の問題に、より集中してさらなる時間を費やすことができる。ANZの取締役会は5つの主要取締役会委員会を有する。すなわち、監査委員会、ガバナンス委員会、人事委員会、リスク委員会および技術委員会である。

**構成員および出席**

各主要な取締役会委員会は、独立非執行取締役のみで構成され、自己の憲章をもち、必要であるとみなす特別な調査を開始する権限を有する。

構成員の基準は、各取締役の技能および経験に基づき、さらに委員会に価値を加え時間を充てる能力に基づいている。委員会の構成は取締役会により毎年見直される。

会長はすべての主要取締役会委員会の職権上の構成員である。最高経営責任者は、適宜、取締役会委員会の会合に出席することを勧められる。しかし、同人の出席は自動的ではなく、また自己の報酬が検討または討議される会合には出席せず、委員会の非執行取締役による私的なセッションにも出席しない。非執行取締役はすべての委員会のいかなる会合にも出席することができる。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実行するために関連がありかつ必要と考える経営陣および従業員に制限なく連絡をとり、かかる情報を制限なく入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会合にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

**会議**

主要な取締役会委員会は、取締役会で承認された手順に従い、年間の議題を計画する。各取締役会委員会委員長を補佐することを任命された執行役員は、各委員会により準備された業務予定表を検討し、委員会間の格差および不必要な重複の可能性を明確にするために連携を図る。これにより生じる諸問題は関係する委員会委員長に報告され、同人によって解決される。この手順の結果はその後、様々な取締役会委員会に委譲した任務に対する監督責任を取締役会が果たすことを支援するようガバナンス委員会に報告される。

委員会は、委員会委員長を通して次の取締役会に報告する。委員会間の事項がある場合には、各委員会はそれぞれの委員長を通して連絡を取り合う。一年を通して、委員会委員長は新たな課題を考慮するため、関係する利害関係者が参加する議題計画会合を開催する。

ANZ取締役会委員会構成員（2009年10月1日から）				
監査	人事	ガバナンス	リスク	技術
D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏 (FE) (C)	A M Watkins (ワトキンス) 女史 (C)	J P Morschel (モーシェル) 氏 (C)	I J Macfarlane (マクファーレン) 氏 (C)	G J Clark (クラーク) 氏 (C)
P A F Hay (ヘイ) 氏	G J Clark (クラーク) 氏	G J Clark (クラーク) 氏	P A F Hay (ヘイ) 氏	Lee Hsien Yang (リー) 氏
A M Watkins (ワトキンス) 女史	P A F Hay (ヘイ) 氏	I J Macfarlane (マクファーレン) 氏	Lee Hsien Yang (リー) 氏	I J Macfarlane (マクファーレン) 氏
C B Goode (グード) 氏 (職権上の構成員)	D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏	C B Goode (グード) 氏 (職権上の構成員)	D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏	C B Goode (グード) 氏 (職権上の構成員)
J P Morschel (モーシェル) 氏	C B Goode (グード) 氏 (職権上の構成員)		A M Watkins (ワトキンス) 女史	J P Morschel (モーシェル) 氏
	J P Morschel (モーシェル) 氏		C B Goode (グード) 氏 (職権上の構成員)	
			J P Morschel (モーシェル) 氏	

C - 会長, FE - 財務の専門家

**監査委員会**

監査委員会は次の監督および監視に責任を持つ。

- ・ ANZの財務報告原則および方針、管理ならびに手続、

- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性、
  - ・ 監査委員会委員長に直接報告する内部監査の業務（詳細については、下記「内部監査」を参照のこと。）、
  - ・ 重要な子会社の監査委員会、
  - ・ 財務報告に関して規制機関により要求される健全性の監視手続き、および
  - ・ ANZの財務書類の整合性、関連ある規制上の要件の遵守およびその独立監査、
- 監査委員会はまた、次についても責任を持つ。

- ・ 外部監査人の任命、年次評価および監督（その独立性および適格性の検討を含む。）、
- ・ 外部監査人の報酬、および
- ・ 適切な場合、外部監査人の交代、

委員会憲章に基づき、監査委員会のすべての構成員は財務に通じていなければならない。ミクルジョン氏（委員長）は2009年度につき、米国の監査委員会要件を反映した監査委員会憲章に基づく「財務の専門家」とであると決定した。同氏の資格については、上記「4 役員の状況」を参照のこと。取締役会はミクルジョン氏を関連要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると決定したが、このために同氏が監査委員会の他の委員より追加的な責任を負うことにはならないという点に留意することが重要である。

監査委員会は経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合を持つ。監査委員会委員長は、内部監査担当グループ・ジェネラル・マネジャー、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に面会する。

財務担当グループ・ジェネラル・マネジャーが、監査委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2009年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 内部および外部監査 - 監査委員会は内部および外部監査についての年次計画を承認し、これらの計画の進展を定期的に見直した。「1つのANZ」再編から生じる変化と最優先事項に対処するため本年度中において内部監査計画が修正された。
- ・ 規制の進展状況 - ANZにとって関連ある変更および影響を概説した国内および国際的な会計および財務報告の進展状況に関する報告書が監査委員会に提出された。
- ・ 財務報告ガバナンス・プログラム - ANZが米国証券取引委員会（SEC）の登録を取消したにもかかわらず、監査委員会は経営陣に対してANZの財務ガバナンスの枠組みが米国規制の有益な面を維持するよう要求した。2009年度のプログラムでは、監視の役割を果たす内部監査による経営陣の検査が増加し、監査委員会は主要な課題、新たに発生するリスク、焦点となる事項およびプログラムの状況に関する意見を述べた定期的な財務報告ガバナンスについての最新情報の提供を受けた。
- ・ 内部告発 - 監査委員会は、当行のグローバル内部告発者保護方針に従い行われた開示および24時間365日外部ホットラインの設置を含む同方針の強化に関する報告を受けた。および
- ・ 情報セキュリティー - 監査委員会は、情報セキュリティーについて定期的に報告を受けた。

## ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、以下を担当する。

- ・ 取締役会構成員候補者、委員会構成員および会長の継承計画を特定および推薦する（上記「取締役会の構成、選任および任命」を参照のこと。）、
- ・ 取締役会、取締役会委員会および非執行取締役の業績を評価する確実で効果的な手続きを保証する（上記「業績評価」を参照のこと。）、
- ・ 適切な取締役会および取締役会委員会の構造が備わっていることを確実にする。
- ・ 取締役会各委員会の憲章を検討、承認する（ガバナンス委員会自身の憲章は除く。これは取締役会が検討、承認する。）、および
- ・ ANZに適用されるコーポレート・ガバナンス方針および原則の進展を検討し、承認する。

グループ・ジェネラル・カウンセルが、ガバナンス委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2009年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 継承計画 - 本年度中、取締役会会長に関する継承計画についての発表と併せ、3名の新取締役が任命された。
- ・ ガバナンスの枠組み - ガバナンス委員会は、取締役会の構成および任命手続き、取締役会および委員会の教育ならびに取締役の独立性基準を含む、取締役会のガバナンスの枠組みおよび方針を見直した。取締役の任期に関する新しい方針が採択され、同方針の下で、特別な事情により取締役会が在職を延長するよう勧告した場合を除き、非執行取締役が株主により最初に選任されてから最大3回目の3年間の任期を務め終えた時点で退任することとなる。
- ・ 倫理上の枠組み - 従業員と非執行取締役の新しい行動規約が本年度中に設定された。
- ・ 証券貸借取引審査 - ガバナンス委員会は証券貸借取引改善計画の進捗について最新の報告を受け、経営委員会のガ

バランスを強化する新しい方針や指針の実施を含む多数のガバナンスの取組みを承認した。

- ・ 取締役会の業績評価 - ガバナンス委員会は、取締役会の業績に関する外部審査からの各勧告を考慮し、これらについて取締役会に報告した。および
- ・ 当グループの方針の見直しおよび承認 - ガバナンス委員会は、継続開示方針、グローバル従業員証券取引および利益相反方針、取締役会更新および業績評価方針、適格性方針、取締役独立性基準および評価手続きならびに株主憲章を含めた当グループの既存方針の修正を承認した。

## 人事委員会

人事委員会は、株式ベースのプログラム、報酬レベルおよび方針のガイドラインを含む当グループの報酬プログラムおよび報酬戦略を検討し、承認する責任がある（詳細については、上記「4 役員の状況 (3)報酬報告」に記述されている。）。

委員会はまた、取締役被任命者の業績を評価し、その報酬を承認し、最高経営責任者に関する事項について取締役会へ勧告を行う（詳細については、上記「4 役員の状況 (3)報酬報告」に記述されている。）。

さらに、人事委員会は、主要な執行役員の任命、上級執行役員の継承計画ならびに保健安全問題および多様性についての方針を検討し承認する。

人事担当グループ・マネージング・ディレクターが、人事委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2009年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 経営陣の役割および業績 - 人事委員会は、最高経営責任者および最高経営責任者の直属の部下の業績の審査を行い、経営委員会およびビジネスに不可欠な役割についての継承計画を確実に備えられるようにした。
- ・ 報酬に関するAPRAの健全性基準がガバナンスおよび方針に及ぼす影響、従業員株式制度の税制変更案、生産性委員会審査および退職金上限制度の提案を重視。人事委員会は継続的に、これらの推移およびANZへの影響を綿密に監視する。
- ・ 適格性 - 人事委員会は現職および新任の取締役被任命者全員に対して適格性評価を完了した。および
- ・ 報酬 - 人事委員会は、従業員株式取得制度に基づく各適格従業員への1,000ドルの株式付与を承認した。また、法人部門のボーナスの枠組みに関する変更を見直し、承認した。人事委員会は、非執行取締役の報酬の年次見直しを行い、2008/09年度について取締役の報酬を凍結することに合意した。同委員会はさらに、上級執行役員の報酬構成を見直し、2009/10年度につき給与を増額しないことに合意した。

人事委員会の活動の詳細は、上記「4 役員の状況 (3)報酬報告」を参照のこと。

## リスク委員会

取締役会は主に、当グループのリスク耐性、関連戦略および方針の承認、ならびに方針の遵守および実施されているリスクおよびコンプライアンス管理の枠組みの有効性の監視に責任を負う。

リスク委員会は、信用、市場、流動性、バランスシート、オペレーショナル・リスク、コンプライアンスおよびその他レピュテーション・リスクの枠組みを含む当グループのリスク管理原則および方針、戦略、手順ならびに管理を監督、監視および再検討する責任を委任されている。

リスク委員会はまた、執行経営陣の承認できる裁量を超えた信用取引およびその他関連事項を承認する権限を付与されている。

最高リスク責任者が、リスク委員会の事務および効果的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2009年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 経済環境 - リスク委員会は、世界的な経済環境および世界的な金融危機の影響を踏まえて実施 / 提案された規制の変更について定期的に最新情報を入手した。
- ・ 流動性 - リスク委員会は年度を通じて、当グループの流動性および資金調達のポジションおよびリスクの継続的かつ詳細な検査を実施した。
- ・ 引当金積立 - リスク委員会は世界的な金融危機を考慮して引当金を定期的に見直した。
- ・ リスクの枠組み - リスク委員会は、最新のオペレーショナル・リスクの枠組みおよびさらなるリスク選好枠組みの変化を承認した。リスク委員会はまた、情報セキュリティ・ガバナンスの枠組みを見直した。
- ・ 証券貸借取引審査 - リスク委員会は継続的に、審査の中で提起された課題に関する改善計画を監視した。

本年度中、ANZのリスクおよびコンプライアンス管理の枠組みの有効性ならびにANZの重要な事業リスクの管理について、経営陣がリスク委員会に報告した。

ANZの重要な財務リスクの管理方法に関する詳細情報については、下記「第6 経理の状況 1 財務書類、財務書類注記」およびanz.comのCorporate Governance（英文）の章に記載のAASB7「金融商品：開示」に関する開示を参照のこと。

## 技術委員会

技術委員会は、技術および関連する運用の事項に関して効果的に責任を果たして取締役会を補佐する。同委員会は、5,000万ドル以上の新規技術プロジェクトおよびANZの技術、運用過程およびシステムに係る安全問題の監督および評価に責任を有する。

技術委員会はまた、技術および関連する運用の長期計画に関する経営陣の提案ならびに技術リスクの管理に対する全体的な枠組みの検討および承認にも責任がある。

オペレーション、テクノロジーおよび共通サービス担当グループ・マネージング・ディレクターが、技術委員会の事務および効果的な運用に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2009年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 技術構築 - 技術委員会は、ANZの技術構築戦略の明確化と実行を監視した。
- ・ 情報セキュリティー - 技術委員会は、主要な情報セキュリティー問題ならびに戦略および技術リスクの改善について定期的に最新情報の報告を受けた。
- ・ 将来の必要性 - 技術委員会は、ANZの将来の技術投資の要件およびANZの将来のITオペレーティング・モデルに関する報告を受けた。および
- ・ プロジェクト - 技術委員会は、コリンズ通り833番地での開発を含むANZの主要な技術および資産プロジェクトの進展ならびにANZにおけるプロジェクトの優先順位の決定およびガバナンスの最新の変更について報告を受けた。

## 取締役の会合

取締役が出席する権利を有した本年度中の取締役会会議および委員会会合の開催数、ならびに各取締役が出席した会合の回数を以下に示す。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		ガバナンス委員会		技術委員会		経営執行委員会		株式委員会*		取締役会委員会*	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
	G.J.Clark (クラーク)	17	17	-	-	-	-	2	2	4	4	4	4	1	1	-	-	1
J.K.Ellis (エリス)	17	16	-	-	9	7	-	-	-	-	4	4	-	-	1	1	2	2
P.A.F.Hay (ヘイ)	14	14	5	5	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3
C.B.Goode (グード)	17	16	7	7	9	9	5	5	4	4	4	4	2	2	6	6	11	11
M.A.Jackson (ジャクソン)	7	6	-	-	5	5	3	3	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-
Lee Hsien Yang (リー)	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1	1	-	-	1	1
I.J.Macfarlane (マクファーレン)	17	17	7	7	-	-	-	-	4	4	4	4	2	2	-	-	-	-
D.E.Meiklejohn (ミクルジョン)	17	15	7	6	9	9	-	-	4	3	-	-	2	2	2	2	7	7
J.P.Morschel (モーシェル)	17	17	7	7	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	1	1	5	5
M.R.P.Smith (スミス)	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	10	10
A.M.Watkins (ワトキンス)	14	13	-	-	7	7	3	3	-	-	-	-	1	1	2	2	2	2

A列：取締役が出席する権利を有した会合の回数を示す。

B列：会合に出席した回数を示す。会長は、リスク、監査、人事、ガバナンスおよび技術委員会の職権上の構成員である。

\* 上記の表で示す株式委員会と取締役会委員会の会合は、書面による決議で実施されたものも含む。

## 追加の委員会

取締役会は、5つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行に資するために、それぞれが取締役だけで構成されている経営執行委員会および株式委員会を設立している。

経営執行委員会は取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定された取締役会の会合以外にも必要により招集される。株式委員会は取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限を有する（ANZの従業員株式制度および従業員ストックオプション制度に基づく場合を含む。）。取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり必要のある場合、取締役会の臨時特別委員会を設定し、それに権限を委譲する。

## 監査および財務ガバナンス

### 内部監査

内部監査は、経営陣から独立した機能であり、ANZのリスク管理、統制およびガバナンスの手続きの有効性を評価する役割を

担う。内部監査は取締役会が承認した憲章に従って機能し、主に監査委員会に報告されるほか、最高経営責任者および外部監査役にも直接連絡をとることができる。

グローバルな監査計画は、リスク・ベース・アプローチに基づく手法を用いて作成され、四半期ごとに見直される。監査委員会が四半期ごとに同計画、関連予算およびそれらに対するあらゆる変更を承認する。

監査は「内部監査の専門職的実施の国際基準」に完全に準拠しており、監査結果は監査委員会、リスク委員会および執行経営陣に報告される。かかる結果は、事業部門トップの業績評価に影響する。

さらに内部監査により、監査の問題の改善を監視し、残っているあらゆる監査の現状を明らかにする。

## 外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務報告が真実かつ公正であり適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。監査委員会はANZの外部監査人との関係に関する方針を監視する。この方針に基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主の承認が条件となる。）ならびに報酬、維持および監督の責任がある。

また、同方針の規定によると、監査委員会は、

- ・ 個別にまたは委員会により承認された特別な事前承認方針に基づき、すべての監査および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性につき定期的に見直す。および
- ・ 外部監査人の有効性を評価する。

また、同方針は、外部監査人が提供することができる非監査業務を含め、外部監査人が提供するすべての業務が以下の原則に従うことを要求している。

- ・ 外部監査人はANZとの相互利益または利益相反を有してはならない。
- ・ 外部監査人は自身の業務を監査してはならない。
- ・ 外部監査人は経営陣の一部としてまたは従業員として機能してはならない。および
- ・ 外部監査人はANZの擁護者として行為してはならない。

上記の方針は、外部監査人が提供できるまたは提供できない業務の種類を詳細に定めており、anz.comのCorporate Governance（英文）の章に掲載されている。

外部監査人であるKPMGにより2009年度中に提供された非監査業務（そのドル価値を含む。）の詳細は、下記「（2）監査報酬の内容等、監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」に記載されている。

さらに、ANZは外部監査人の以前のパートナーまたは従業員がANZの取締役または上級執行役員に指名されるのは2年経過後でなければならないとする。外部監査の主任パートナーは、5年間でANZの監査を交代し、その後5年間はその地位に復帰することはできない。その他一部の上級監査スタッフは最大7年間で交代しなければならない。外部監査人の以前のパートナーまたは以前の従業員をANZの財務スタッフ（または上級管理職レベル以上）に指名する場合は、監査委員会の委員長による事前の承認が必要である。

過年度の年次報告書で開示したとおり、SECは、ANZの監査人であるKPMGが提供する非監査業務に対する調査を開始した。ANZはSECが要求する情報を提供している。この調査はまだ完了していない。SECがKPMGの提供する業務が米国の監査人独立規則に合致しないと決定する場合、SECは制裁を求める可能性があり、かかる制裁の性質および金額は不明である。ANZは調査の結果を予想できないが、現在入手可能な情報に基づくと、それが当行に著しい悪影響を与えるとはANZは考えていない。

## 財務管理

上記のとおり、取締役会の監査委員会はANZの財務報告方針および管理、ANZの財務書類の整合性、外部監査人との関係、内部監査の業務、ならびに様々な重要な子会社の監査委員会を監督する。

ANZは会社レベルの管理、期末管理、プロセスレベルの管理、ならびにITに関する一般的管理などの主要な財務報告管理の計画を評価し、その運営を検査する。「財務報告ガバナンス（FRG）」プログラムを有している。さらに、半年ごとの証明書形式による作成者の意見書は、上級財務執行役員を含む上級管理職により作成される。

これらの意見書は財務実績、開示、手続きおよび管理に対する表明および質問から構成され、ANZの対社会的責任に沿ったものである。手続きは内部監査により独立して評価され、FRGプログラムに基づき検査される。評価と検査から生ずる事項はいずれも監査委員会に報告される。この方法は最高経営責任者および最高財務責任者が、会社法およびASXガバナンス原則に基づき取締役会に対する証明書を作成する手助けとなる。

倫理的かつ責任ある意思決定

### 行動・倫理規約

ANZは従業員規約および非執行取締役規約という行動と倫理における2つの主要な規約を有している。これらの規約は、従業員と取締役に対し、日常業務における意思決定を助ける一連の実際的な指針を与えている。規約を2つに分けたことは法の下

で取締役が異なる責任を有することに対する認識を表しているが、これらの規約は2つとも同一の価値と原則を守っている。これらの規約は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を具体化したものであり、従業員および取締役はANZの代表として見なされる場合にはいつでもこれらの行為を実行し、規約を遵守することが要求される。

ANZの行動・倫理規約の基礎をなす原則は以下のとおりである。

- ・ ANZにとり最大となる利益のために行為し、ANZの評価を重視すること。
- ・ 誠実性と信頼性をもって行為すること。
- ・ 敬意をもって他者に接し、相違を重んじ、安全な職場を維持すること。
- ・ 利益相反を認識し、それらを責任を持って扱うこと。
- ・ プライバシーおよび機密性を尊重し維持すること。
- ・ 不正な支払い、利益または収益を与えたり、受けたりしないこと。
- ・ 上記規約、法律ならびにANZの方針および手続きを遵守すること。および
- ・ 上記規約、法律またはANZの方針および手続きへの違反を速やかに報告すること。

上記の規約は、ANZの行動・倫理方針の枠組みを共に形作っている以下の詳細な方針により補われる。

- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金プログラム
- ・ システム、機器および情報活用方針
- ・ 国際的詐欺および汚職対策
- ・ グループ費用方針
- ・ 雇用機会均等、いじめおよび嫌がらせ対策
- ・ 保健安全政策
- ・ グローバル従業員証券取引および利益相反方針
- ・ グローバル贈賄防止対策、および
- ・ グローバル内部告発者保護方針

ANZにおける雇用が開始されてから2か月以内に、およびその後は年間ベースで、すべての従業員は、その義務を理解し遵守に合意したことを示すために、上記に述べた方針の主要な関連抜粋事項を含めて従業員規約の原則に従う旨を表明するように要求されている。

2009年6月、ANZは行動・倫理規約を補完するため「グローバル業績向上および受け入れ難い行為に関する方針」を設定した。同方針は、行動・倫理規約に違反しているか否かについて、また行動・倫理規約に違反したことが明らかとなった従業員にもたらされるべき帰結について判断するために従う手順を定めている。正式な警告につながる行動・倫理規約の違反は自動的に、ANZグローバル業績管理枠組みに基づき行為に対して警告を促す結果となり、当該年度につき個人の業績および報酬の結果に直接影響する。

取締役による非執行取締役規約の遵守は、引き続き年間業績審査対象の一部となっている。

## 証券取引

ANZのグローバル従業員証券取引および利益相反方針は、価格に影響しやすい未公開情報を知っているすべての従業員および取締役によるANZの有価証券または他社の有価証券の取引を禁止している。

この方針は、半期および事業年度の業績発表の翌日に至るまでの「取引停止期間」中の制限された従業員およびその関係者によるANZ証券の取引を明確に禁止している。

非執行取締役はANZの有価証券のいかなる取引についても会長の事前承認を求めなければならない。取締役会会長は、監査委員会委員長の承認を求めなければならない。上級執行役員およびその他制限された従業員もまた、自らまたはその関係者がANZの有価証券を取引する前に承認を求めなければならない。

株式が権利確定する前、またはオプションもしくは業績に基づく権利が行使期間に入る前に、とりわけ、かかる株式、オプションおよび業績に基づく権利の価値を保護するスキームがいずれの従業員によっても締結されていないことが、従業員ストックオプション（業績に基づく権利を含む。）および後渡し株式付与の条件である。この禁止の違反は付与条件の違反になり、関連株式、オプションまたは業績に基づく権利の失効をもたらす。

また、取締役および経営委員会構成員は、マージン・コールまたは融資担保比率義務の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連した担保としてのANZの有価証券の提供を禁止されている。

## 内部告発者保護

ANZのグローバル内部告発者保護方針は、ANZの従業員、契約人およびコンサルタントが、報復、解雇または差別的取り扱いの恐れなしに、内密の取扱で、深刻な関心事を声に出し、深刻な事項を上申することができる仕組みを提供している。

この方針に基づき、申立ては指定された内部告発者保護オフィサーに、または独立して管理される内部告発者保護ホットラインを通じて行うことができる。



## 株主に対する責任

株主はANZの所有者であり、下記のアプローチがANZの株主憲章に正式に記されている。株主憲章の写しは、anz.comのCorporate Governance（英文）に記載されている。

## コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得た上で決定するために、またANZに対する見解を伝えるために、株主がANZの事業運営および実績を理解することが重要である。

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、一般にはANZの業績報告、ANZの年次報告書、株主レビュー、短信、半年ごとのニュースレターおよびanz.com（英文）にあるANZの株主のためのサイトを通じて、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。ANZはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力する。ANZは、株主、一般市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い透明性のある開示が与える影響を認識する。これらを達成するため、ANZは、予定された業績発表の他に、本年度において市場に向けて追加の取引に係る最新の報告を行った。

株主が何らかの情報を要求した場合、ANZおよび株式登録機関の関係連絡先の詳細が、株主レビュー、半年ごとの株主ニュースレター、およびanz.comのInvestor Centre（英文）において提供されている。

## 総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を州都周辺で持ち回りで開催し、ウェブ放送技術を用いて株主がオンラインで株主総会を見ることを可能にしている。

本事業年度中に行われた会合およびプレゼンテーションの詳細については、anz.com > About us > Investor Centre > Events & Publications（英文）にて入手可能である。年次株主総会の前に、共通の重要なテーマを検討できるように、会長または最高経営責任者に対して株主が何らかの質問を提出する機会が与えられている。

ANZの年次株主総会においては外部監査人が出席し、監査人は監査人としての能力の範囲で、彼らに関係する事業の項目（監査の実施および監査報告書の作成および内容を含む。）につき株主の質問に答えることができる。

任命状にはすべての非執行取締役が同意し、署名しており、その中に取締役も毎年年次株主総会に出席し、株主と接することが求められると記載されている。

株主は総会に出された様々な決議案に投票する権利を有する。株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。票決が投票により行われる場合（ANZにおいてはこれが通例である。）、ANZは結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名し、結果はできる限り速やかにASXに報告され、anz.com（英文）に掲載される。

## 継続開示

価格に影響しやすいすべての情報を適時に、またASX上場規則により要求されるとおりに、ANZの証券が上場されている関連するすべての証券取引所に対して、また通常はANZのメディア発表、ウェブサイトおよびその他適切な経路を通じて、市場およびコミュニティに公表することがANZの慣行である。

ANZの継続開示方針を通じて、ANZは継続開示への責任を示す。同方針は適用ある証券取引所上場規則および法律に基づく関連義務を反映する。開示目的において、価格に影響しやすい情報とは、合理的な人間がANZ証券の価格または価値に重要な影響を与えると予想する情報である。

開示担当に任命された役員は、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示することができるか、また開示すべきかを検討する責任を持つ。ANZの各従業員は、ANZに関する価格に影響する可能性がある情報の存在に気付いた時は直ちに、それにつき開示担当役員に通知することを求められる。

また、上級執行役員による委員会（継続開示審査小委員会）は、価格に影響しやすい情報の開示に関する適用ある規制要件の遵守を達成するためのANZのシステムおよび手順の有効性を概観するため、四半期に一度定期的に会合を開く。同小委員会は、取締役会のガバナンス委員会に年間ベースで報告を行う。

開示担当役員は役割を果たすにあたり、適用ある規制要件の精神、意向および目的に従って行為し、形式の先にある本質に目を向けることにより、開示面の最良の慣行を達成するANZの責任を認識している。

## 企業責任

企業責任および持続可能性は、ANZの中核となる戦略の一部である。世界的な金融危機により、銀行部門がより幅広い社会におけるその役割の重要性を理解する時、経済と社会に対して最適な形で貢献するにはどうすればよいか、という点が重視されるようになった。2009年9月、ANZは、その事業全体で顧客、従業員、社会団体、規制当局および政府の優先事項に対応し、またANZにとっての明確な方向性を示す企業責任の新しい枠組みを発表した。この枠組みは、特定の地域に適合する柔軟性を備えている。ANZが世界的に注力すべき以下の5つの優先分野が明確にされている。

- ・ 不利な条件に置かれた人のための教育および雇用
- ・ 地方開発

- ・ 財務的な能力
- ・ 責任ある慣行
- ・ 都市部の持続可能性

ANZは既存のプログラムを強化し、その中核となる目的および今後数年間の優先事項に合致する新しいイニシアティブを策定および実施する。

#### 献金

2009年9月30日終了年度において、ANZは事業を展開する地域の慈善団体に2,200万ドル超の現金、時間および物資のサービスを寄付した。

この寄付のうち400万ドル超が、MoneyMinded（オーストラリアおよびニュージーランド）、Saver PlusおよびProgress Loans（オーストラリア）などの金融リテラシーおよび一体化プログラムに投じられた。ANZのコミュニティー・パートナーであるBrotherhood of St Laurence, Berry Street, The Benevolent SocietyおよびThe Smith Familyが現在、20以上の地域でかかるプログラムを提供している。今後2年間で、Saver Plusプログラムをオーストラリアの20から50以上の地域に普及させその影響を広めるために、連邦政府により1,350万ドルの支援金が交付された。ANZは、この普及に関してコミュニティー・パートナーと緊密な連携を継続していく。金融リテラシーは、ANZの企業責任戦略の主要な要素であり、特に、金融上の排除のリスクに最もさらされている不利な条件にある地域の住民を対象としている。

2,200万ドルの寄付には、例えば四川大地震（2008年10月）、ビクトリア州大規模森林火災（2009年2月）および太平洋での津波（2009年9月）といった自然災害の被害を受けた当グループが事業を行う地域内の社会の復興および再建を支援するための250万ドル超の寄付も含まれている。詳細については、[www.anz.com/community](http://www.anz.com/community)（英文）を参照のこと。

さらに、2009年9月30日終了年度中、ANZはオーストラリア自由党に5万ドルおよびオーストラリア労働党に5万ドルの寄付を行った。

#### 役員報酬の内容

上記「4 役員状況 (3)報酬報告」を参照のこと。

#### (2)【監査報酬の内容等】

##### 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

下記「第6 経理状況 1 . 財務書類 - 財務書類に対する注記」の注記5「監査人への報酬」を参照のこと。

##### 【その他重要な報酬の内容】

下記「第6 経理状況 1 . 財務書類 - 財務書類に対する注記」の注記5「監査人への報酬」を参照のこと。

##### 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

「当行の外部監査人との関係に関する方針」（2001年会社法の要件を組んだもの）は、外部監査人は監査人としての役割と対立すると考えられるサービスを提供することはできないと明記する。これらは、コンサルティングの助言および通常経営陣が行う業務上の活動の下請け、ならびに監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる契約を含む。

具体的の方針は以下を定める：

- ・ 提供可能な非監査業務を限定する。
- ・ 監査業務および認められる非監査業務が監査委員会により事前に承認されること、または監査委員会委員長（もしくは特定の金額以下の場合は最高財務責任者もしくは財務担当グループ・ジェネラル・マネジャー）により事前に承認を受け、監査委員会の認証を受けることを必要とする。
- ・ 当グループが契約の事前承認を確認するまで、当グループのための監査の仕事（または認められた非監査業務）を外部監査人が開始しないことを求める。

方針の詳細は、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 監査および財務ガバナンス」に記載する。

監査委員会は、2009年度につき外部監査人が提供した非監査業務の概要を検討し、2009年度非監査業務の提供は「当行の外部監査人との関係に関する方針」に一致すること、かつ2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないことを確認した。これは取締役会に正式に報告された。

外部監査人は監査委員会に対して、2009年の外部監査人による非監査業務の提供について、「当行の外部監査人との関係に関する方針」に従ったことを確認した。

2009年9月30日に終了する年度中の非監査業務の種類別の、当グループの外部監査人であるKPMGにより当グループに提供された非監査業務、ならびに当グループが支払済みまたは支払うべき金額は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2009年度	2008年度
	(単位：千ドル)	
市場リスク・ベンチマーキング・レビュー	75	-
市場リスク・システム能力レビュー	41	-
研修	35	70
会計に関するアドバイス	17	-
ANZノミニー確認手続き	-	28
デューディリジェンスで取り決められた手続き	-	106
受託会社の保証業務	-	6
合計	168	210

上記の理由により、取締役は、2009年度中の外部監査人による非監査業務の提供は、2001年会社法により規定される監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないことに満足している。

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし

## 第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行(「当行」)ならびに当行およびその被支配法人(当行と合わせて、「当グループ」または「ANZ」)の2008年および2009年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類(連結財務書類および個別財務書類)は、1959年銀行法(連邦法)の会計に関する規定(改訂済)に準拠しており、オーストラリア会計基準(「AASs」)、オーストラリア会計基準審議会(「AASB」)の解釈、AASBが発行したその他の権威ある公表文書ならびに2001年会社法の要件に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)に提出され、ASICで公衆の縦覧に供されている。

当行(当グループ)が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(「財務諸表等規則」)第129条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 当行および当グループの2008年および2009年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けており、その同意書および監査報告書を受領している。

なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類(原文)は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第130条の規定に基づき、2010年1月5日現在の、株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場(1豪ドル=86.37円)の為替レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. 主な資産・負債および収支の内容」から「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記(ロ)の監査の対象にもなっていない。

## 1【財務書類】

## 損益計算書 9月30日終了事業年度

	注記	連結				当行			
		2009年		2008年		2009年		2008年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息	3	26,206	2,263,412	32,604	2,816,007	20,666	1,784,922	23,634	2,041,269
支払利息	4	(16,398)	(1,416,295)	(24,754)	(2,138,003)	(13,600)	(1,174,632)	(18,238)	(1,575,216)
純利息収益		9,808	847,117	7,850	678,005	7,066	610,290	5,396	466,053
その他営業収入	3	3,337	288,217	3,948	340,989	3,075	265,588	4,437	383,224
INGオーストラリアおよびINGニュージーランドからのジョイントベンチャー持分利益	3	83	7,169	143	12,351	-	-	-	-
関連会社投資の持分利益	3	382	32,993	218	18,829	-	-	-	-
営業収入		13,610	1,175,496	12,159	1,050,173	10,141	875,878	9,833	849,276
営業費用	4	(6,225)	(537,653)	(5,696)	(491,964)	(4,868)	(420,449)	(4,300)	(371,391)
貸倒引当金および法人税控除前利益		7,385	637,842	6,463	558,209	5,273	455,429	5,533	477,885
貸倒引当金繰入額	16	(3,005)	(259,542)	(1,948)	(168,249)	(2,079)	(179,563)	(1,573)	(135,860)
税引前利益		4,380	378,301	4,515	389,961	3,194	275,866	3,960	342,025
法人税	6	(1,435)	(123,941)	(1,188)	(102,608)	(909)	(78,510)	(624)	(53,895)
税引後利益		2,945	254,360	3,327	287,353	2,285	197,355	3,336	288,130
少数株主持分利益		(2)	(173)	(8)	(691)	-	-	-	-
当行株主に帰属する利益		2,943	254,187	3,319	286,662	2,285	197,355	3,336	288,130
普通株式1株当たり利益 (セント/円)									
基本的	8	131.0	113.1	170.4	147.2	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
希薄化後	8	129.6	111.9	162.2	140.1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
普通株式1株当たり配当 (セント/円)	7	102	88.1	136	117.5	102	88.1	136	117.5

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) 2009年度の損益には、次の項目が含まれる。

- ・ ニュージーランドの導管体に係る税金（税引後損失196百万ドル）、当行についてはゼロ。
- ・ 組織再編成に関連した再編成費用（税引後費用17百万ドル、法人税7百万ドル）、当行については、税引後費用2百万ドル、法人税1百万ドル。
- ・ INGダイバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンドに関するニュージーランドの投資家の清算（税引後損失121百万ドル、法人税52百万ドル）、当行についてはゼロ。
- ・ 新「One ANZ」ビジネス・モデルの実施に関連した再編成費用（税引後費用83百万ドル、法人税35百万ドル）、当行については、税引後費用72百万ドル、法人税31百万ドル。

2008年度の損益には、次の項目が含まれる。

- ・ VISA社の株式割当からの時価評価益（税引後利益248百万ドル、法人税105百万ドル）、当行については、税引後利益174百万ドル、法人税105百万ドル。
- ・ 組織再編成に関連した再編成費用（税引後費用152百万ドル、法人税66百万ドル）、当行については、税引後費用127百万ドル、法人税54百万ドル。
- ・ モーゲージ・マネージャー・ビジネス・モデルの解消を反映した、当グループおよび当行のオリジン・オーストラリアに関連した無形資産の評価減（税引後損失24百万ドル、法人税10百万ドル）。
- ・ ニュージーランドの法人税率改定を受けた、繰延税金資産の修正再表示に関する追加調整（税引後利益1百万ドル）、当行についてはゼロ。

## 貸借対照表 9月30日現在

	注記	連結				当行			
		2009年		2008年		2009年		2008年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
<b>資産</b>									
流動資産	9	25,317	2,186,629	25,030	2,161,841	20,199	1,744,588	18,081	1,561,656
他の金融機関に対する債権	10	4,985	430,554	9,862	851,781	3,236	279,493	8,573	740,450
売買目的有価証券	11	30,991	2,676,693	15,177	1,310,837	27,410	2,367,402	12,846	1,109,509
デリバティブ商品	12	37,404	3,230,583	36,941	3,190,594	33,001	2,850,296	33,298	2,875,948
売却可能資産	13	16,575	1,431,583	17,480	1,509,748	13,554	1,170,659	15,103	1,304,446
正味貸付金および前渡金	14	332,007	28,675,445	334,554	28,895,429	256,008	22,111,411	236,124	20,394,030
支払承諾見返		13,762	1,188,624	15,297	1,321,202	13,739	1,186,637	15,262	1,318,179
被支配法人に対する債権		-	-	-	-	45,471	3,927,330	26,661	2,302,711
被支配法人に対する投資	17	-	-	-	-	8,522	736,045	9,144	789,767
関連会社およびジョイントベンチャーに対する投資	17	4,565	394,279	4,375	377,869	761	65,728	869	75,056

当期税金資産	18	693	59,854	809	69,873	601	51,908	680	58,732
繰延税金資産	18	503	43,444	357	30,834	446	38,521	239	20,642
のれんおよびその他の無形資産(1)	19	3,896	336,498	3,741	323,110	829	71,601	623	53,809
その他資産	20	4,227	365,086	5,078	438,587	2,749	237,431	3,352	289,512
土地建物および設備機器	21	2,062	178,095	1,592	137,501	1,449	125,150	1,005	86,802
<b>資産合計</b>		<b>476,987</b>	<b>41,197,367</b>	<b>470,293</b>	<b>40,619,206</b>	<b>427,975</b>	<b>36,964,201</b>	<b>381,860</b>	<b>32,981,248</b>
<b>負債</b>									
他の金融機関に対する債務		19,924	1,720,836	20,092	1,735,346	16,974	1,466,044	18,001	1,554,746
預金およびその他の借入金	22	294,370	25,424,737	283,966	24,526,143	227,300	19,631,901	203,328	17,561,439
デリバティブ商品	12	36,516	3,153,887	31,927	2,757,535	33,168	2,864,720	31,455	2,716,768
支払承諾		13,762	1,188,624	15,297	1,321,202	13,739	1,186,637	15,262	1,318,179
被支配法人に対する債務		-	-	-	-	42,336	3,656,560	17,469	1,508,798
当期の税金債務	23	99	8,551	61	5,269	61	5,269	2	173
繰延税金債務	23	111	9,587	149	12,869	90	7,773	145	12,524
支払債務およびその他の負債	24	7,775	671,527	9,443	815,592	6,006	518,738	6,851	591,721
引当金	25	1,312	113,317	1,217	105,112	905	78,165	908	78,424
社債およびノート	26	57,260	4,945,546	67,323	5,814,688	46,033	3,975,870	52,071	4,497,372
借入金	27	13,429	1,159,863	14,266	1,232,154	11,885	1,026,507	12,776	1,103,463
<b>負債合計</b>		<b>444,558</b>	<b>38,396,474</b>	<b>443,741</b>	<b>38,325,910</b>	<b>398,497</b>	<b>34,418,186</b>	<b>358,268</b>	<b>30,943,607</b>
<b>純資産</b>		<b>32,429</b>	<b>2,800,893</b>	<b>26,552</b>	<b>2,293,296</b>	<b>29,478</b>	<b>2,546,015</b>	<b>23,592</b>	<b>2,037,641</b>
<b>資本</b>									
普通株式資本	28	19,151	1,654,072	12,589	1,087,312	19,151	1,654,072	12,589	1,087,312
優先株式資本	28	871	75,228	871	75,228	871	75,228	871	75,228
準備金	29	(1,787)	(154,343)	(742)	(64,087)	(494)	(42,667)	(75)	(6,478)
利益剰余金	29	14,129	1,220,322	13,772	1,189,488	9,950	859,382	10,207	881,579
当行株主に帰属する株式資本および準備金		32,364	2,795,279	26,490	2,287,941	29,478	2,546,015	23,592	2,037,641
少数株主持分	30	65	5,614	62	5,355	-	-	-	-
<b>資本合計</b>		<b>32,429</b>	<b>2,800,893</b>	<b>26,552</b>	<b>2,293,296</b>	<b>29,478</b>	<b>2,546,015</b>	<b>23,592</b>	<b>2,037,641</b>
コミットメント	43								
偶発債務	44								

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) 持分法適用会社の連結調整勘定相当額を除く。

## 認識収益費用計算書 9月30日終了事業年度

	注記	連結				当行			
		2009年		2008年		2009年		2008年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
<b>資本の部に直接認識された項目(1)</b>									
外貨換算調整	29								
資本計上された海外事業に関する換算差額		(909)	(78,510)	393	33,943	(283)	(24,443)	254	21,938
売却可能資産									
資本計上された評価益/(損失)	29	29	2,505	(305)	(26,343)	20	1,727	(272)	(23,493)
損益計算書へ振替えられた累積(利益)/損失		18	1,555	60	5,182	18	1,555	63	5,441
関連会社の段階的取得に係る振替		-	-	60	5,182	-	-	60	5,182
キャッシュフロー・ヘッジ									
資本計上された評価益/(損失)	29	(106)	(9,155)	(39)	(3,368)	(97)	(8,378)	(34)	(2,937)
当期の損益計算書への振替		(63)	(5,441)	(35)	(3,023)	(63)	(5,441)	5	432
確定給付年金制度に係る年金数利益/(損失)	45	(124)	(10,710)	(79)	(6,823)	(113)	(9,760)	(60)	(5,182)
関連会社の段階的取得に係る調整		-	-	1	86	-	-	-	-
資本に直接認識された純(損失)/利益		(1,155)	(99,757)	56	4,837	(518)	(44,740)	16	1,382
<b>当期利益</b>		2,945	254,360	3,327	287,353	2,285	197,355	3,336	288,130
<b>当期の認識収益費用合計</b>		1,790	154,602	3,383	292,190	1,767	152,616	3,352	289,512
少数株主持分に帰属する認識収益費用合計		2	173	8	691	-	-	-	-
当行株主に帰属する認識収益費用合計		1,788	154,430	3,375	291,499	1,767	152,616	3,352	289,512

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) これらの項目は税引後の純額で開示されている(注記6参照)。

## キャッシュフロー計算書 9月30日終了事業年度

	注記	連結				当行			
		2009年		2008年		2009年		2008年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>									
利息受取額		26,795	2,314,284	32,189	2,780,164	21,245	1,834,931	23,341	2,015,962
配当金受取額		49	4,232	84	7,255	156	13,474	304	26,256
手数料受取額		2,799	241,750	2,696	232,854	2,071	178,872	1,953	168,681
その他の収入受取額		1,192	102,953	692	59,768	1,847	159,525	70	6,046
利息支払額		(17,354)	(1,498,865)	(24,186)	(2,088,945)	(14,503)	(1,252,624)	(17,852)	(1,541,877)
人件費支払額		(3,652)	(315,423)	(3,156)	(272,584)	(2,736)	(236,308)	(2,256)	(194,851)
不動産費用支払額		(503)	(43,444)	(465)	(40,162)	(362)	(31,266)	(324)	(27,984)
その他営業費用支払額		(1,161)	(100,276)	(1,284)	(110,899)	(1,457)	(125,841)	(1,101)	(95,093)
デリバティブ決済による正味支払現金		(7,754)	(669,713)	(1,628)	(140,610)	(7,936)	(685,432)	(796)	(68,751)
法人税支払額									
オーストラリア		(851)	(73,501)	(2,006)	(173,258)	(845)	(72,983)	(2,002)	(172,913)
海外		(439)	(37,916)	(464)	(40,076)	(78)	(6,737)	(38)	(3,282)
物品・サービス税支払額		(29)	(2,505)	(10)	(864)	5	432	18	1,555
営業資産の(増加)/減少									
流動資産(3か月超)		2,253	194,592	(4,692)	(405,248)	2,427	209,620	(3,620)	(312,659)
他の金融機関に対する債権(3か月超)		1,402	121,091	(739)	(63,827)	1,032	89,134	(674)	(58,213)
売買目的有価証券		(15,971)	(1,379,415)	31	2,677	(14,491)	(1,251,588)	501	43,271
貸付金および前渡金		(1,897)	(163,844)	(46,855)	(4,046,866)	(23,162)	(2,000,502)	(37,813)	(3,265,909)
正味グループ内貸付金および前渡金		-	-	-	-	6,412	553,804	2,222	191,914
営業負債の増加/(減少)									
預金およびその他の借入金		12,601	1,088,348	49,796	4,300,881	26,171	2,260,389	43,503	3,757,354
他の金融機関に対する債務		(168)	(14,510)	976	84,297	(1,027)	(88,702)	761	65,728
支払債務およびその他の負債		(994)	(85,852)	(1,189)	(102,694)	259	22,370	(3,146)	(271,720)
<b>営業活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー</b>	37(a)	(3,682)	(318,014)	(210)	(18,138)	(4,972)	(429,432)	3,051	263,515
<b>投資活動によるキャッシュフロー</b>									
純減/(増)									
売却可能資産									
購入		(30,980)	(2,675,743)	(30,228)	(2,610,792)	(28,206)	(2,436,152)	(28,555)	(2,466,295)
売却または満期による手取金		31,559	2,725,751	26,914	2,324,562	29,480	2,546,188	25,189	2,175,574
被支配法人および関連会社買収(現金受取額控除後)		(263)	(22,715)	(450)	(38,867)	(231)	(19,951)	(291)	(25,134)
売却額(現金支払額控除後)		15	1,296	128	11,055	15	1,296	113	9,760
土地建物および設備機器									
購入		(709)	(61,236)	(559)	(48,281)	(211)	(18,224)	(396)	(34,203)
売却額		27	2,332	98	8,464	8	691	10	864
その他		(50)	(4,319)	(1,333)	(115,131)	(704)	(60,804)	(1,134)	(97,944)
<b>投資活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー</b>		(401)	(34,634)	(5,430)	(468,989)	151	13,042	(5,064)	(437,378)
<b>財務活動によるキャッシュフロー</b>									
純増/(減)									
社債およびノート									
発行額		20,417	1,763,416	29,200	2,522,004	16,297	1,407,572	22,545	1,947,212
償還額		(20,648)	(1,783,368)	(21,091)	(1,821,630)	(14,009)	(1,209,957)	(17,319)	(1,495,842)
借入金									
受取額		1,287	111,158	3,823	330,193	1,242	107,272	2,851	246,241
返済額		(1,344)	(116,081)	(1,975)	(170,581)	(1,344)	(116,081)	(1,455)	(125,668)
配当金支払額		(697)	(60,200)	(46)	(3,973)	(664)	(57,350)	-	-
株式発行額		4,680	404,212	67	5,787	4,680	404,212	67	5,787
<b>財務活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー</b>		3,695	319,137	9,978	861,800	6,202	535,667	6,689	577,729
営業活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー		(3,682)	(318,014)	(210)	(18,138)	(4,972)	(429,432)	3,051	263,515
投資活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー		(401)	(34,634)	(5,430)	(468,989)	151	13,042	(5,064)	(437,378)
財務活動に(使用された)/よる純キャッシュフロー		3,695	319,137	9,978	861,800	6,202	535,667	6,689	577,729
現金および現金同等物の純増/(減)		(388)	(33,512)	4,338	374,673	1,381	119,277	4,676	403,866
現金および現金同等物の期首残高		23,487	2,028,572	19,074	1,647,421	17,156	1,481,764	12,040	1,039,895
外貨換算差額		(294)	(25,393)	75	6,478	(486)	(41,976)	440	38,003
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>	37(b)	22,805	1,969,668	23,487	2,028,572	18,051	1,559,065	17,156	1,481,764

後述の注記は財務書類の一部である。

[次へ](#)

## 財務書類注記

### 1. 重要な会計方針

オーストラリア・ニュージーランド銀行（当行または親会社）および被支配法人（当グループ）の2009年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、2009年11月5日付で取締役会決議により発行を承認された。

本財務書類の作成にあたり採用された会計方針は以下の通りである。これらの方針は、本連結財務書類に示された全ての連結法人および全ての期間に一貫して適用されている。

#### A) 作成の基本

##### ）コンプライアンス

当行および当グループによる本財務書類は、一般的な目的の財務書類であり、1959年銀行法の会計に関する規定（改定済）、オーストラリア会計基準（「AASs」）、オーストラリア会計基準審議会（「AASB」）の解釈、AASBが発行したその他の権威ある公表文書ならびに2001年会社法に準拠して作成されている。

国際財務報告基準（IFRS）は、国際会計基準審議会（IASB）によって採用された基準および解釈である。IFRSはAASBが発行したAASsならびに解釈の基礎を成すものである。当グループによるAASsおよび解釈の適用は、当グループの連結財務書類および当行の財務書類がIFRSに準拠していることを保証するものである。

##### ）見積りおよび仮定の使用

財務書類の作成には、経営陣による判断、見積りおよび仮定を必要とし、それらは報告金額および方針の適用に影響を与える。かかる見積りおよび関連する仮定は、合理的であると考えられる過去の経験およびその他諸要因を基礎としている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。複雑かつ主観的な決定または評価を含むこれら重要な会計処理についての考察は、注記2において説明されている。かかる見積りは、今後の事業年度において見直しを要する場合がある。

##### ）測定基準

本財務書類は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ 公正価値ヘッジの場合には（注1（E）（ ）参照）ヘッジ対象における関連エクスポージャーを公正価値で表示することを含みデリバティブ商品
- ・ 売却可能資産
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じた公正価値での評価を指定された資産および負債、および
- ・ 確定給付年金制度資産および負債

##### ）会計方針の変更および早期適用

当グループは、AASB第8号「営業セグメント」を2009年度より早期適用した。AASB第8号は、AASB第114号「セグメント報告」に取って代わるものであり、セグメント情報の開示において「マネジメント・アプローチ」を義務付けている。したがって、セグメント情報は、内部報告目的で使用される情報と同じ基準で報告される。当基準の適用および当グループの事業再編成の結果、当グループの報告セグメントは変更された。

のれんは、経営陣によりセグメント・レベルで現金生成単位（CGU）に割り当てられるため、報告セグメントの変更により、対応する当グループのCGUの再構築が必要となった。注記2(vi)および注記36の追加情報を参照のこと。

AASB第2007-3号「AASB第8号に伴うオーストラリア会計基準の改定」は、AASB第8号の発行により生じた様々な基準に対する改定に関するものである。この基準は、企業がAASB第8号を適用した際に適用することが要求されており、そのためこの基準は当事業年度において早期適用された。



AASB第2008-10号「オーストラリア会計基準の改定 - 金融資産の再分類」は、一定の限られた状況において金融資産の再分類を認めるものであり、この結果、AASB第139号「金融商品：認識と測定」は改定された。また、AASB第2008-10号発行の結果、AASB第7号「金融商品：開示」も改定された。当グループは、2008年10月1日付でこの基準を適用し、2008年11月1日現在で415百万ドルの売却可能金融資産を貸付金および前渡金に組み替えた。注記14の追加情報を参照のこと。

いくつかのAASB解釈指針が発効し、当グループにとって2008年10月1日から適用開始となったが、重要な影響はなかった。これらの解釈指針は以下のとおりである。

- ・ AASB解釈指針第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」は該当するプログラムに関連する収益を繰延べ、その償却期間にわたって認識することを要求している。当グループは、多くのクレジットカード契約を通じてこのようなプログラムを提供しているが、これらの契約を詳細に検討した結果、ANZは通常これらの関係の中では代理人であるため、重要な修正は発生しなかった。
- ・ AASB解釈指針第14号「AASB第119号 - 確定給付資産の制限、最低積立要件およびそれらの相互関係」は、確定給付年金制度を運営する雇用主が資産として認識できる積立超過の金額について指針を提供している。この指針を適用した結果、修正は発生しなかった。
- ・ AASB解釈指針第16号「海外事業に対する純投資のヘッジ」は、海外事業に対する純投資のヘッジに関する会計処理の特定の論点について明確化している。当グループの現在のヘッジはこの要求事項を満たしており、従って修正の必要はなかった。

当事業年度中に、他の会計方針の変更はなかった。

## ）四捨五入

親会社は、1998年7月10日付のオーストラリア証券投資委員会ASICの通達98/100（改定）に定められた種類の会社である。したがって、財務書類に記載の金額は、別段の記載がない限り、百万ドル未満を四捨五入している。

## ）比較

当期の財務書類の表示に合わせて比較情報の一部の金額を修正再表示している。

## ）連結方針

### 子会社

本財務書類においては、当行および当行のすべての子会社（支配する能力があると判断されたもの）の財務書類を連結している。

当事業年度中に処分または取得された被支配法人がある場合は、当該法人の処分の日まで、または取得日以降の営業成績が含まれている。

「支配」とは、ある会社の活動から利益を得るために、その財務および営業方針に関する意思決定を直接的または間接的に支配する権限をいう。支配の有無を判定するにあたっては、個別の状況におけるすべての事実が考慮されなければならない。通常、会社が以下の要因を有する場合は、支配が存在するとみなされる。

- ・ 他の会社の議決権の過半数を持つ場合
- ・ 他の会社の財務および営業の方針を決定する権限を持つ場合
- ・ 取締役会もしくはこれに相当する統治機関の構成員の過半数を選任もしくは解任する権限を持つ場合、または
- ・ 当該会社の取締役会もしくはこれに相当する統治機関において議決権の過半数を行使する権限を持つ場合。

さらに、支配が存在するか否かの決定にあたっては、現在行使可能または転換可能な潜在的議決権が考慮される。

特別目的会社に関しては、以下の場合に支配が存在するとみなされる。

- ・ 実質的に、特別目的会社の残余リスクおよび事業からの便益の過半が当グループに発生するとき、または
- ・ 実質的に、特別目的会社の事業からの便益およびリスクの過半を獲得すべく、当グループが意思決定権を支配するとき。

特別目的会社に関する詳細は、注記2（ ）に記載されている。

## 関連会社およびジョイントベンチャー

当グループは、関連会社および当グループのジョイントベンチャーにおける持分についての会計処理にあたっては、持分法を用いている。

関連会社およびジョイントベンチャーの損益における当グループの持分は、連結損益計算書に含まれている。また、関連会社およびジョイントベンチャーに対する出資は、取得原価プラス取得後の純資産に対する当グループの持分の合計額で連結貸借対照表に計上されている。関連会社およびジョイントベンチャーに対する持分については、少なくとも各報告日に減損の兆候の有無が検討されている。この減損評価には、割引キャッシュフロー法および収益倍率法等の他の方法を使用し、減損評価の妥当性を判断している。

当行の財務書類においては、関連会社およびジョイントベンチャーに対する出資は原価で計上されている。

## ）外貨換算

### 機能通貨および表示通貨

当グループの各会社の財務書類に含まれる項目は、当該会社が営業を行う主たる経済環境の通貨を用いて測定される（機能通貨）。

連結財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。

### 外貨建て取引

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートを用いて機能通貨へ換算される。

外貨建て取引により発生した金融資産または負債は、後に報告日のスポット・レートで換算される。

貨幣項目の決済、および当初認識時または前期の財務書類に含まれたものと異なるレートで貨幣項目を換算したことにより生ずる換算損益は、それが発生した期間の損益計算書に認識される。

損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブなどの非貨幣項目の換算差異は、公正価値評価損益の一部として報告される。

売却可能金融資産に分類された株式など、資本を通じて公正価値で測定される非貨幣項目についての換算差異は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

## 海外事業

当グループの表示通貨と異なる機能通貨（そのいずれも超インフレ経済下の通貨ではない）を持つ当グループに属するすべての会社の業績および財務状態は、以下のとおり当グループの表示通貨に換算される。

- ・ 各海外事業の資産および負債は、貸借対照表日の為替相場により換算される。
- ・ 各海外事業の収益および費用は、年度の平均為替相場により換算される。ただし、この平均値が取引日現在の相場の合理的な近似値でない場合は、収益および費用は取引日現在の為替相場で換算され、また
- ・ 結果として生ずる換算差異は全額、外貨換算調整勘定に計上される。

海外事業を処分する場合、かかる換算差異は処分損益の一部として損益計算書上に認識される。

外国法人の取得から生ずるのれんは、外国法人の資産として扱われ、貸借対照表日現在の為替相場で換算される。

## B) 収益認識

### ）受取利息

受取利息は、発生主義に基づき実効金利法を用いて認識される。

実効金利法は、受取利息または支払利息を金融資産または金融負債の予想残存期間にわたり配分することにより、金融資産または負債の利回りを一定にするように金融資産または金融負債の償却原価を計算する方法である。

期限前返済条項のある資産については、見積残存期間は特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて決定されるが、その際には契約および定期的に評価される期限前返済の実態を勘案している。

## ）受取手数料

金融資産の実効金利の重要な一部を構成する手数料は、実効金利法を用いて認識される。例えば、融資約定手数料および関連する直接費は、繰延べられ、貸出し実行後にローンに対する実効金利調整として認識される。ほとんど実行される見込みのない貸出し約定に関する手数料は、サービスが提供された時点において手数料収入として認識される。

重要な行為（例えば、アドバイザーまたはアレンジメント・サービス、貸付手数料および引受手数料）の実行に関連する手数料は、その重要な行為が完了したときに認識される。

継続サービス（例えば、既存貸付枠の維持管理）の提供に係る手数料は、サービスが提供される期間を通じて、収益として認識される。

## ）受取配当金

受取配当金は支払いを受ける権利が確定したときに計上される。

## ）リース収入

ファイナンス・リースに対する金融収益は、ファイナンス・リースへの純投資に対する収益が、一定の期間収益となるように認識される。

## ）有形固定資産の売却損益

建物設備の処分に伴う損益は、処分時における資産の帳簿価額と売却額との差額として算定され、所有に伴う重大なリスクおよび便益が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として認識される。

## C) 費用認識

### ）支払利息

償却原価に基づき計算された金融負債にかかる支払利息は、発生主義に基づき実効金利法を用いて損益計算書に計上される。

### ）貸付費用

特定の貸付費用は、償却原価に基づき計算された金融資産にかかる実効金利の重要な一部を構成している。ここでいう貸付費用には以下が含まれる。

- ・ 貸出し業務の実行に関するブローカーへの手数料とコミッション、および
- ・ 外部法務費用や評価コスト（これらのコストが金融資産の発行に関連する直接費用および追加費用である場合）等の、貸出し業務にかかるその他の費用

これらの貸付費用は、当初金融資産の取得原価の一部として認識された後、予想残存期間にわたり実効金利法を用いて償却される。償却額はかかる金融資産の受取利息に含まれる。

### ）株式に基づく報酬

当グループは、様々な株式報酬制度を有している。これらは注記46に記載されており、主に「従業員株式取得制度」および「ANZ株式オプション制度」から成る。

#### ANZ普通株式

従業員株式取得制度に基づき付与されるANZ普通株式の公正価値は、ANZ株式の1日の出来高加重平均市場価格を用いて、付与日に測定される。公正価値は、株式の受給権が付与と同時に確定した場合は直ちに費用計上され、それ以外の場合は関連する権利確定期間を通じて定額法で費用計上される。

#### 株式オプション

株式オプションの公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて、付与日に測定される。公正価値は、関連する権利確定期

間を通じて、定額法で費用計上される。費用計上額は従業員報酬として計上され、株式オプション準備金が同額増加する。

オプション価格決定モデルでは、オプションの行使価格、無リスク金利、ANZ普通株式価格の予想変動およびその他要因が考慮されている。市場に関する権利確定条件が、公正価値を見積るにあたり考慮される。

#### 業績に基づく権利

業績に基づく権利は、時間および業績基準を満たすことを条件として、従業員が無償で株式を取得できる権利である。行使時に、各業績に基づく権利の保有者は、ANZの普通株式1株に対する権利を与えられる。業績に基づく権利の公正価値は、市場状況を考慮し、オプション価格決定モデルを用いて付与日に決定される。公正価値は関連する権利確定期間を通じて費用計上される。費用計上額は従業員報酬として計上され、株式オプション準備金が同額増加する。

#### その他調整

株式に基づく報奨を付与した後、費用として認識される金額は、市場状況の他に、権利確定状況を反映して調整される。それにより、費用として認識される金額は最終的に、実際に権利が確定する株式数を反映することになる。

#### ）リース支払額

当グループが賃借人として契約するリースは、主にオペレーティング・リースであり、オペレーティング・リースの支払いは、定額法によりリース契約期間を通じて費用に計上される。

### D) 法人税

#### ）法人税

当期利益に対する法人税は、当期税金および繰延税金から構成され、各法域で適用される税法に基づいて計上されている。これらは損益計算書において「法人税」として認識されているが、直接資本に貸方記入される項目に関係する場合は資本の部に計上され、また企業結合の当初会計処理から生ずる場合はのれんの算定に含まれる。

#### ）当期税金

当期税金は、当年度の課税所得につき支払うべき予定税額である。これは、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいており、過年度の未払税金の調整を含んでいる。当年度および過年度に関する当期税金の未払い（または還付可能）金額について負債（または資産）が計上される。

#### ）繰延税金

繰延税金は、資産負債法を用いて会計処理される。繰延税金は、財務報告目的の資産および負債の帳簿価額とその課税標準との一時的差異から生じる。

繰延税金資産は、繰越可能な税務上の欠損金および税額控除の税効果に関するものを含めて、将来減算一時差異または未使用の税務上の欠損金および税額控除を使用することを可能とさせるような将来の課税所得の発生可能性が高い場合にのみ計上される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について計上する。ただし、のれんから生ずる将来加算一時差異は除かれる。被支配法人、支店、関連会社およびジョイントベンチャーへの投資から生ずる将来加算一時差異についても、繰延税金負債が計上されるが、当グループが一時差異の解消を管理することが可能で、一時差異が近い将来解消される見込みがない場合は除かれる。これらの持分に関する繰延税金資産は、一時差異が近い将来に解消される見込みがあり、一時差異の便益を利用するのに十分な課税所得がある場合にのみ計上される。

繰延税金資産および負債は、報告日までに制定済みまたは実質的に成立している税率（および税法）に基づき、それを生じさせる資産および負債が回収または決済される年度に適用される予定の税率を用いて測定される。繰延税金資産および負債残高は、報告日現在において当グループが、その資産および負債の帳簿価額を回収または決済した場合に生じる税務上の影響額を反映したものである。

## ）相殺

当期および繰延税金資産および負債は、同一の課税当局によって課税された法人税に関連し、純額で決済する法的権利および意思があり、そして当該管轄における租税法により認められる場合に限り、相殺される。

## E) 資産

### 金融資産

#### ）損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

売買目的有価証券は、短期売却目的で取得する、または短期での利益獲得のため管理されるポートフォリオの一部として取得する金融商品である。売買目的有価証券の貸借対照表上における当初認識および事後測定は公正価値で行われる。

金融保証契約に区分されるか、もしくは有効なヘッジ手段として利用されるもの以外のデリバティブ商品は、損益を通じて公正価値で計上される。さらに、以下のいずれかに該当する場合は、特定の金融資産および負債も損益を通じた公正価値評価の指定を受け、公正価値により測定される。

- ・ この評価方法を使用することにより、異なる基準に基づき資産と負債を測定または損益を認識した場合に生じうる測定・認識の不一致が排除されるもしくは著しく減少する場合
- ・ 金融資産または金融負債のグループ、もしくはその両方のグループが公正価値で管理され、その運用実績が公正価値で評価されている場合、または、
- ・ 金融商品に組み込みデリバティブが含まれる場合。ただし、当該組み込みデリバティブがキャッシュフローを著しく変化させない、またはそれが個別に計上されないことが分析を殆どまたは全く必要とすることなく明白である場合を除く。

これらの金融商品の公正価値の変動（損益）は、発生した期間の損益計算書に計上される。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

#### ）デリバティブ商品

デリバティブ商品は、その価額が1つまたは複数の基礎となる価格、指数または変数から派生する契約である。これにはスワップ、金利先渡契約、先物、オプションおよびこれら商品の組合せが含まれる。

デリバティブ商品は売買目的（顧客関係のものを含む）、またはヘッジ目的（デリバティブ商品が当グループの金利リスク、通貨リスク、価格リスク、信用リスクに対するエクスポージャー、および売買目的以外のポジションに関するその他エクスポージャーをヘッジするために利用される場合）で締結される。

デリバティブ商品は当初、公正価値で計上され、その後の公正価値の変動から生じる損益は損益計算書に計上される。デリバティブの公正価値の決定に含まれるものは、相手方の信用力を反映した信用評価調整である。評価調整は、デリバティブ取引の値洗いおよび信用スプレッドの動きにより影響を受ける。

デリバティブ商品がヘッジ手段として指定され有効である場合、損益計算書における評価損益の認識時期はヘッジ指定の種類により異なる。これらのヘッジ指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

#### 公正価値ヘッジ

当グループが認識済みの資産もしくは負債、または確定契約の公正価値をヘッジする場合、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ商品の公正価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジされたリスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映され、損益計算書に計上される。

ヘッジ手段の期限が到来した場合またはヘッジ手段が売却、解除、行使された場合、もしくはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止される。その結果、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額への調整は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり償却され、損益計算書に計上される。

ヘッジ対象が売却または償還された場合、未償却の公正価値調整は、直ちに損益計算書に計上される。

#### キャッシュフロー・ヘッジ

当グループは、認識済みの資産または負債、確定契約の外貨部分または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジするデリバティブ商品を、キャッシュフロー・ヘッジに指定している。キャッシュフロー・ヘッジとし

て適格かつ指定されたデリバティブ商品の公正価値の変動のうち有効部分は、資本の一部を構成するヘッジ準備金に繰延べられる。非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。資本に繰延べられた金額は、ヘッジ対象の予定取引が実行された期間中に損益計算書に計上される。

ヘッジ手段の期限が到来した場合またはヘッジ手段が売却、解除、行使された場合、もしくはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本に繰延べられた累積額はヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上されるのに伴い損益計算書に振替えられる。

予定取引がもう起こらないと予想される場合、資本の部の繰延額は直ちに損益計算書に計上される。

### 純投資のヘッジ

海外事業への純投資のヘッジは、キャッシュフロー・ヘッジと同様の方法で会計処理される。ヘッジの有効部分に関するヘッジ手段の公正価値の再測定から生ずる損益は資本の部における外貨換算調整勘定に繰延べられ、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。

### ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ商品

ヘッジ関係に指定されていないが、資金調達商品の金利および外貨リスクを管理するために締結されたデリバティブ商品の公正価値の変動から生ずる損益はすべて、損益計算書に計上される。一定の状況下で、デリバティブ商品の公正価値変動のうち当期の実現または利息の発生に関する部分は、純利息収益に含まれる。公正価値変動の残りの部分はその他収入に含まれる。

### 相殺処理

売買目的のデリバティブの公正価値評価の結果、貸借対照表上に資産または負債として計上される公正価値の未実現評価損益は、法律上の相殺権があり、差額決済の意向がある場合を除き相殺されない。

法的な相殺権を生ずるマスター・ネットリング契約の対象となる契約は、評価損益の純額のみが損益計算書に認識され、デリバティブ商品に関する純未実現利益はその他資産の一部として計上され、純未実現損失はその他負債の一部として計上される。

### ）売却可能金融資産

売却可能資産は、当グループが売却可能と指定したが、主に売買目的での保有とみなされないデリバティブ以外の金融資産で構成され、株式投資、一定の貸付金および前渡金ならびに上場債券を含んでいる。

これらは当初、公正価値および取引費用の合計額で計上される。公正価値の変動から生ずるその後の損益は、資本の部の独立した項目である「売却可能資産再評価差額金」に計上される。資産が売却されるとき、当該資産に関する累積損益は損益計算書に振替えられる。

売却可能資産について客観的な減損の証拠がある場合、当該資産に関する累積損失は資本の部から除かれ、債券の減損費用または持分証券の非金利収入として損益計算書に計上される。その後の期間において、売却可能債券に関する減損金額が減少し、当該減少が減損事象後に発生した事象に客観的に関係づけられる場合、当該損失は戻し入れられ、損益計算書の減損費用に計上される。

売却可能金融資産の購入および売却は、すべての通常資産と同様に、当グループが資産の購入または売却を約定する取引日に計上される。

### iv) 正味貸付金および前渡金

正味貸付金および前渡金は、支払額が固定または確定可能なデリバティブ以外の金融資産であって、当該資産に関する活発な市場が存在しないものである。貸付金および前渡金は売買目的の意図を持たずに借主に金員を供与することにより生ずる。貸付金および前渡金は、当初公正価値および取引費用（貸付金または前渡金の実行に直接起因するもの）の合計額で計上され、当初認識時に損益を通じて公正価値で評価すると具体的に指定されない限り、その後は実効金利法（注記1(B)（ ）を参照）を用いて償却原価で測定される。

貸付金はすべて信用リスクの程度に応じて格付けされている。

正味貸付金および前渡金には、当座貸越、クレジットカード、期限付貸付金、ファイナンス・リースおよび手形融資などの顧客に提供される直接金融が含まれる。

### 貸付金および前渡金の減損

貸付金および前渡金は、少なくとも各報告日において減損について見直されている。

貸倒引当金は、減損しているとみなされるエクスポージャーについて計上される。貸付金の当初認識時から報告日までに発生した一件あるいは複数の損失事象により減損が生じたという客観的な証拠が存在し、またこれらの損失事象が個別の貸付金または貸付金ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに与えた影響を、信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、その貸付金または貸付金ポートフォリオに減損が発生したとして、減損損失が計上される。

減損は、個別に重要な資産については個別に、小額のローンについてはポートフォリオベースで評価され、その後個別に減損が認められないエクスポージャーについて一括評価される。

一括評価されるエクスポージャーは、類似のリスク特性を持つ類似資産のプールに含まれる。必要な引当金額は、一括プールに含まれる資産と類似の信用リスクの性質を持つ資産に関する損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済情勢の変化などの現在観察可能なデータに基づき調整される。またこの引当金には、ポートフォリオ内の多額のリスク集中による固有リスクと景気循環の評価の影響を勘案している。

減損損失の見積りは、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュフローの割引現在価値との差額として測定される。現在価値への割引額は、減損認識時からキャッシュフローの回収までの期間にわたり償却され、受取利息として計上される。キャッシュフローの金額と時期を見積る方法は、経営陣による相当の判断を必要とする。これらの判断は、損失見積りと実際の損失発生額の差異を減らすべく定期的に見直される。

資産計上された取得費用の減損はポートフォリオの実際の動向と当初の予想残存期間を比較することにより評価される。

減損引当金（個別および一括）は貸借対照表の貸付金および前渡金より控除され、当報告期間における増減は損益計算書に反映される。

貸付金の一部または全額が回収不能となった場合、当該貸付金は関連する貸付金減損引当金の取崩しにより償却される。無担保と信枠は通常、支払期日の180日経過後、または顧客の倒産やそれと同等の法的な債務免除がある場合には、それ以前に償却される。

しかしながら、償却後にある程度の回復が見込まれている場合は、それが引当金の額に考慮されている。担保付と信枠の場合、担保の売却収入受領後に不足額がある場合、残りの残高が償却される。

過年度に認識された減損損失がその後減少した、またはもはや存在しなくなった場合、かかる減損損失は損益計算書に戻入れられる。

引当金は、負担が発生すると見込まれる融資約定などのオフ・バランスシート項目についても計上される。

### ）リース債権

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほぼすべてを顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリース契約はすべてオペレーティング・リースとして分類される。

### vi) 買戻条件付契約

買戻条件付契約により売却した有価証券について、所有に伴うリスクおよび経済価値のほぼすべてを当グループが留保する場合は、当該有価証券は財務書類に引き続き計上し、相手方に対する負債を「他の金融機関に対する債務」または「支払債務およびその他の負債」として開示する。売却価格と買戻価格の差額は買戻契約の期間にわたって償却し、損益計算書の支払利息に計上する。

売戻契約により買入れた有価証券について、所有に伴うリスクおよび経済価値を当グループが取得しない場合は、契約の期間および取引の相手方によって、流動資産の「債権」、「正味貸付金および前渡金」または「他の金融機関に対する債権」として計上する。当該有価証券は貸借対照表には計上しない。受取利息は取引の相手方に対する貸付額に基づいて発生主義で計

上する。

借入れた有価証券は、第三者に売却されない限り貸借対照表に認識されず、第三者へ売却された時点で買戻し義務の公正価値が金融負債として計上される。公正価値の増減は損益計算書に計上される。

### ）認識の中止

当グループは、貸借対照表に計上された金融資産を譲渡する際、当該譲渡資産のリスクおよび経済価値のすべてまたはそれらの一部を留保する契約を締結することがある。すべてまたは実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保される場合、譲渡資産は貸借対照表上に引き続き計上される。

金融資産の所有に関するリスクおよび経済価値のほぼ全部が留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合、当グループは当該資産の認識を中止する。資産に対する支配が留保される譲渡取引において、当グループは、譲渡資産の価値の変動にさらされている程度に応じて、当該資産を引き続き認識する。譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に計上される。

## 非金融資産

### ）のれん

のれんは、購入対価が支配獲得日における被支配法人の識別可能な純資産の公正価値を超過した金額である。のれんは資産として計上され、償却される代わりに、少なくとも毎年一回、またはのれんに減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損について評価される。この場合、現金生成単位の予想将来経済価値を決定するために、割引キャッシュフロー法（DCF）または収益還元法（CEM）が使用される。評価の結果、のれんの残高が予想将来経済価値を超える場合、差額が損益計算書に費用計上される。のれんの減損は、その後、基本的には戻し入れされることはない。

### ）その他の無形資産

その他の無形資産には、ソフトウェアおよびコンピューター・システム（「ソフトウェア」）を取得および構築するために発生した費用が含まれている。

ソフトウェアは当グループの予想耐用年数にわたり、定額法で償却される。償却期間は3年から5年（特定のコア・インフラストラクチャー・プロジェクトの耐用年数は7年と決められている。）である。

各報告日において、ソフトウェア資産の減損に関する見直しが行われる。なんらかの減損の兆候がある場合、資産の回収可能額が見積られ、現在の帳簿価額と比較される。現在の帳簿価額が回収可能額を超える場合は、その差額は損益計算書に費用計上される。

ソフトウェアの提案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は、発生時に費用処理される。

## x) 土地建物および設備機器

土地建物および設備機器は、取得原価から減価償却費および減損の累積額を控除した価額で計上される。

適格資産の建設（主に、オーストラリア・メルボルンのドックランズ地域の新しいオフィスビル）に伴う借入費用は、資産を完成する為に必要な期間およびそれを予定した目的に使用する準備に必要とされる期間において資産計上される。借入費用は、当グループの内部資産コストに基づき計算される。

所有権を有する土地以外の資産は、当グループの定める予想耐用年数に基づく償却率を用いて、定額法により償却される。資産の種類毎の償却率は次のとおりである。

建物	1から1.5%
建物附属設備	10%
什器および備品	10%
コンピューターおよび事務機器	12.5%から33%

賃借建物に関する建物附属設備は、耐用年数とリース契約の残存期間のうち、いずれか短い方の期間にわたり、定額法によ



り償却される。

各報告日において、土地建物および設備機器の帳簿価額の減損に関する見直しが行われる。減損の兆候がある場合、当該資産の回収可能額が見積られ、現在の帳簿価額と比較される。現在の帳簿価額が回収可能額を上回る場合、差額は損益計算書に費用計上される。個別資産の回収可能額を見積ることが不可能な場合、当グループは、当該資産が属する現金生成単位の回収可能額を見積る。

回収可能額の決定に利用された見積りに変更があった場合、以前に認識された減損損失が戻し入れされる。

## F) 負債

### 金融債務

#### ) 預金およびその他の借入金

預金およびその他の借入金には、譲渡性預金、利付預金、債券およびその他利付金融商品を含む。これらは償却原価で測定される。支払利息は、実効金利法を用いて計上される。

#### ) 支払承諾

商業手形のうち、支払いを承諾したもののポートフォリオに保有されていない場合は、対応する見返り勘定と共に負債として会計処理される。負債は支払承諾として開示され、資産は支払承諾見返として開示される。

当グループ自身が買い取った割引手形は、売買目的有価証券ポートフォリオの一部として計上される。

#### ) 社債、ノートおよび借入金（借入資本）

社債、ノートおよび借入金（借入資本）は、預金およびその他の借入金と同じ方法で計上される。ただし、当初計上時に損益を通じて公正価値で評価すると指定した社債およびノートについては、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

#### ) 金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が期日に支払いを行わなかったことにより生じた損失につき、被保証人に代わって保証人が支払うことを要求する契約である。金融保証は通常の業務において発行される、信用状、保証書および支払承諾から成る。金融保証は、保証が発行された日の公正価値で財務書類に当初認識される。これは通常受け取った保証料の金額である。当初認識後のかかる保証に基づく当グループの負債は、償却後残高と、将来発生する金融債務の決済に要する費用に関する貸借対照表日現在における最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。これらの見積額は、類似の取引の実績および過去の損失実績に基づき決定される。

#### ) 認識の中止

契約に定められている債務が履行、取消または満期を迎えた場合、金融債務の認識は中止される。

### 非金融債務

#### ) 従業員受給権

##### 年次休暇

従業員の年次休暇に係る支払い予想金額は、間接費を含む給与の予想水準を用いて、発生主義により認識される。長期勤続休暇にかかる将来の支払い予想金額は、将来の予想キャッシュ・アウトフローに出来る限り近い満期期限の国債の、報告日における市場利回りを用いて割引かれる。長期勤続休暇に係る債務は、該当する全従業員について、（間接費を含めて）保険数理評価を用いて計算され、発生主義により認識される。

#### 確定拠出退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度を運営しており、また業務を行っている様々な国において各国の法律に従い、確定拠出制度の性質をもつ政府およびその他制度に拠出を行っている。

当グループのこれら制度への拠出は、発生時に費用として損益計算書に計上される。

## 確定給付退職年金制度

当グループは、いくつかの確定給付制度を運営している。各給付制度に基づく従業員への給付付与に関連する負債および費用は、独立保険数理士により計算される。

各制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合に、確定給付債務が計上される。また、当グループの制度資産の公正価値が債務の現在価値を上回った場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が計上される。その後の各報告期間において、確定給付債務または資産の帳簿価額の増減は、以下のよう

- ・ 当期の勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用およびその他費用（例えば、縮小および清算の結果など）に関する増減（純額）は、損益計算書の人件費に計上される
- ・ 保険数理利益および損失に関する増減は、利益剰余金に直接計上される、および
- ・ 拠出額は確定給付残高に対して直接認識される。

## ）引当金

当グループは、債務が現在存在し、将来の経済的損失となる可能性があり、当該金額を信頼性をもって測定できるときに、引当金を認識する。

認識金額は、報告日現在における既存の債務を決済するのに必要な対価に関する最善の見積りであり、報告日現在において債務を取巻くリスクと不確実性を考慮している。既存債務の決済に要する見積りキャッシュフローを利用して引当金を測定する場合、その帳簿価額はこれらキャッシュフローの現在価値である。

## G) 資本

### ）普通株式

当行の普通株式資本には、直接発行費用を控除した普通株式1株当たりの払込額が計上される。

### ）自己株式

ANZ従業員株式取得制度により市場で購入される、またはANZ従業員株式取得制度に対して発行される当行株式は、自己株式（当該株式が権利未確定の従業員の株式に基づく報奨に関するものである場合）として分類され、株式資本から控除される。

### ）少数株主持分

少数株主持分は、当行が直接または間接的に所有していない持分株式に帰属する子会社の純資産の割合を表している。

### ）準備金

#### 外貨換算調整勘定

注1(A)( )に記載の通り、当グループの全ての企業の資産および負債の換算により発生する換算差額は、外貨換算調整残高に反映される。純資産のヘッジによる相殺損益は、税効果と共に外貨換算調整勘定に反映される。

#### 売却可能資産再評価差額金

売却可能資産再評価差額金には、税効果考慮後の売却可能金融資産の公正価値の変動を含んでいる。かかる変動は、資産の認識が中止された時点で損益計算書（非金利収入として）に振替えられる。資産に減損が生じた場合、かかる変動は債務証券の場合は損益計算書の減損費用に、持分証券の場合は非金利収入に振替えられる。

#### キャッシュフロー・ヘッジ準備金

当準備金には、キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値の損益が含まれている。

## 株式に基づく報酬準備金

株式に基づく報酬準備金には、株式オプションの準備金および、株式に基づく報償費用（注1(C)（ ）参照）の認識時に生じるその他資本準備金が含まれている。

## H) 表示

### ）損益の相殺

収益および費用は、会計基準により要求または許可されない限り、相殺されない。当グループのレベルでは、以下の状況において相殺が実行される。

- ・ 取引コストが、償却原価で測定される金融商品の実効金利の重要な一部である場合、これらは金融商品により生み出される受取利息と相殺される
- ・ 公正価値ヘッジに関する損益が有効であると評価される場合、または
- ・ 損益が一連の類似取引から発生している場合（例えば外貨換算損益など）。

### ）資産および負債の相殺

資産および負債は、以下の場合に限り、相殺され、その純額が貸借対照表に計上される。

- ・ 資産および負債を相殺する強制執行力のある法律上の権利がある場合、および
- ・ 純額で決済する意図、または資産の回収と負債の決済を同時に行う意図がある場合。

### ）現金および現金同等物

キャッシュフロー計算書における表示を目的として、現金および現金同等物には、手元現金、他の金融機関への要求払い預金および、当初満期が3か月以下で即座に現金に転換でき、価値の変動の重大なリスクにさらされない流動性の高いその他の短期投資が含まれている。

### ）セグメント報告

セグメントは、他の事業または地域別セグメントとは異なるリスクとリターンを持つ製品またはサービスの提供（事業セグメント）または特定の経済環境における製品またはサービスの提供（地域別セグメント）に従事する、当グループにとって識別のできる単位である。

### ）消費税

オーストラリアの税務当局（ATO）から消費税（GST）が回収不可能な場合を除き、収入、費用および資産は、消費税（GST）控除後の金額で認識される。GSTが回収不可能な場合、GSTは資産取得費用の一部または経費の一部として認識される。

未収勘定および未払勘定は消費税込みの金額で表示される。ATOから還付またはATOへ納付するGSTの純額は、貸借対照表のその他資産または負債に含まれる。

キャッシュフローは、総額でキャッシュフロー計算書に記載される。投資および財務活動により生じるキャッシュフローのうちATOから還付を受ける、またはATOに納付するGST部分は、営業活動によるキャッシュフローとして分類される。

## I) その他

### ）偶発債務

偶発債務とは、かなりの不確実性を持つ負債であり、引当金として認識される要件を満たしていない。

注記44において、上記の要件は満たさないものの偶発事象が起こる「可能性がある」という範疇に入るものに関する追加情報が提供されている。そこでは偶発債務の性質に関する具体的な内容および、実行可能な場合には、財務への影響額の見積もり、または、実行可能でないために財務への影響額の開示が行われない場合には、その旨が記載されている。

### ）1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、当行の株主に帰属する税引後純利益（その他の持分証券のサービス費用を除く）を本会計年度に

おける加重平均発行済普通株式数で除する方法により算出される。

希薄化後1株当たり利益では、基本的1株当たり利益の決定に使用される数値を調整し、法人税引後の実効金利、潜在的希薄化普通株式数に関連したその他の資金調達費用および全ての潜在的希薄化普通株式の転換を想定した場合の発行済み加重平均追加普通株式を考慮している。

### ）早期適用されなかった重要な会計基準および解釈

以下の基準および改定は、早期適用が可能であったが、当グループが本財務書類において適用しなかったものである。当グループは、正式適用日までこれらの基準および改定を適用する予定はない。

AASB改定/基準/ 解釈	適用初年度において当行および当グループの財務報告書に及ぼす可能性のある影響	当グループの適用日
AASB第3号 「企業結合」(改訂版)	<p>当基準は、企業結合会計に関する特定の側面に以下を含む変更を加えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業結合に関連した取引費用は、かかる費用が債券または持分証券の発行に関連したものでない限りは直ちに費用計上され、また</li> <li>・ 偶発的対価は、取得日に公正価値で認識され、負債または資本として分類される。偶発的対価が負債として分類された場合、その後の負債の変動は損益計算書に計上される。資本として分類された場合には、翌期以降再測定されない。</li> </ul> <p>当改訂版基準は将来の事業年度において適用されるが、その影響は行われる企業買収の性質によって左右される。</p>	2009年10月1日
AASB第101号 「財務諸表の表示」 (改訂版)	<p>当基準の主な変更点は、以下の通り、新しい構成による財務諸表の明細を示したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貸借対照表」は元の名称である「財政状態計算書」に、また「キャッシュフロー計算書(cash flow statement)」は元の名称である「キャッシュフロー計算書(statement of cash flow)」に戻される。</li> <li>・ 「包括利益計算書」は、損益を通じて認識された、また資本に対し直接計上された収益と費用を示すことが義務付けられる。あるいはそれに代え、損益計算書にて損益として認識された収益と費用を表示し、これとは別に、包括利益計算書にて純損益と資本に直接計上する収益と費用を表示する、および</li> <li>・ 「株主資本等変動計算書」は、包括利益総額、所有者としての権利の範囲内における所有者との取引および遡及的適用または再表示の影響を表示する。</li> </ul> <p>当基準は開示のみに関するものであるため、これらの適用による当行および当グループの財務結果への重大な影響はないと予想される。</p>	2009年10月1日
AASB第123号 「借入コスト」(改訂版)	<p>当基準の改定により、借入コストを全額費用計上する選択肢は削除され、適格資産の取得、建設または生成に直接関連するすべての借入コストを資産計上することが求められる。当行および当グループでは、現在すべての重要な適格資産について借入コストを資産計上しているため、この基準の適用による当行および当グループへの重大な影響は見込まれていない。</p>	2009年10月1日
AASB第127号 「連結財務諸表および個別財務諸表」 (改訂版)	<p>当基準は、非支配持分(現在は「少数株主持分」とされている)の会計に関する一部を変更するものである。例えば、たとえ支配持分が貸方残高になる場合であっても、包括利益の総額は、親会社の所有者だけでなく非支配持分にも配分されるべきであるとしている。</p> <p>要件が追加され、子会社に対する親会社の持分の変更(子会社に対する支配の喪失を伴わない場合)は、資本に直接計上されることが明確化された。子会社に対する支配を喪失した場合には、これにより生じた利益または損失は、損益に計上され、元の子会社が保有していた投資は、支配喪失日における公正価値で測定される。</p> <p>少数株主持分は、当グループにおいて重要ではないため、少数株主持分に関する改定による当グループの財務結果への重大な影響はないものと予想される。子会社に対する親会社の持分の変更の会計に関する改定は、こうした種類の変更が当行においては比較的稀であり、通常、当行にとって重大な金額を伴わないため、かかる改定による当行への重大な影響はないものと予想される。</p>	2009年10月1日

AASB第2007-6号 「AASB第123号に伴い発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準はAASB第123号「借入コスト」(改訂版)の発行により発生した、いくつかのオーストラリア会計基準の改定について規定している。当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2007-8号 「AASB第101号に伴い発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準は、AASB第101号「財務諸表の表示」の改定に伴い、オーストラリア会計基準に対していくつかの技術的改定を行うものである。当行および当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日

AASB第2008-1号 「オーストラリア会計基準の改定 - 株式に基づく報酬：権利確定条件と取消」	当基準は、権利確定条件が勤務および業績条件のみを含むことを明らかにしている。当グループの現在の株式に基づく報酬制度における権利確定条件の取扱いは明確であるため、当基準の適用による当行および当グループの財務結果への影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2008-2号 「オーストラリア会計基準の改正 - 償還請求が可能な金融商品と清算時に発生する義務」	当基準は、償還請求権付商品について定義し、特定の性質を持つ償還請求権付商品を資本として分類することを義務付けている。当グループまたは当行は、当基準の対象となる償還請求権付商品を発行しておらず、また発行予定もないため、当基準の適用による当行または当グループの財務結果への影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2008-3号 「AASB第3号およびAASB第127号に伴い発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準は、AASB第3号「企業結合」およびAASB第127号「連結財務諸表および個別財務諸表」の改訂に伴い、オーストラリア会計基準に対していくつかの技術的改定を行ったものである。当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2008-5号 「年次改善プロジェクトから発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準により、25の基準における用語および編集上の変更ならびに、特定の基準に関しては表示、認識および測定の変更を伴う基準の改定を行った。改定の殆どが技術的および明確化という性質のものであり、当行および当グループに対する重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2008-6号 「年次改善プロジェクトから発生したオーストラリア会計基準の追加改定」	当基準は、AASB第1号「国際財務報告基準に相当するオーストラリア会計基準の初度適用」を改定し、初度適用する者に対し、その移行日から将来に向かってAASB第127号「連結財務諸表および個別財務諸表」(2008年7月改定)を適用することを義務付けたものである。 また、AASB第5号「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」も改定され、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画に関わる事業体が、かかる子会社が売却後に前の子会社の非支配持分を所有するか否かに関わらず、定められた要件を満たした場合には、かかる子会社の全ての資産および負債を売却目的として分類することが義務付けられた。 上記改定による当行および当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日

AASB第2008-7号 「オーストラリア会計基準の改定 - 子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資原価」	当基準は、AASB第1号「国際財務報告基準に相当するオーストラリア会計基準の初度適用」を改定し、初度適用する者が、個別財務諸表において子会社、共同支配企業または関連会社への投資原価を決定するにあたり、みなし原価（deemed cost option）を使用することを認めたものである。 AASB第118号「収益」の改定により、子会社、共同支配企業または関連会社への投資原価から買収前の利益から宣言された配当額を控除する要件が削除された。 AASB第127号「連結財務諸表および個別財務諸表」の改定により、特定の状況においては、グループの組織再編によって設立された新親会社が、組織再編日に元の親会社の個別財務諸表に記載された持分項目の持分割合の帳簿価額で投資原価を測定することを義務付けた。 AASB第136号「資産の減損」の改定により、減損の兆候として子会社、共同支配企業または関連会社からの配当を、その他の証拠とともに含めることが盛り込まれた。 AASB第121号「外国為替レートの影響」についても、これらの結果として発生した改定が行われた。 本改定による当行および当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2008-8号 「オーストラリア会計基準の改定 - 適格ヘッジ対象」	当基準は、ヘッジ手段としてオプションを用いることによる効果ならびにインフレのリスクがヘッジできる状況について明確化している。 当行および当グループは、こうした種類の項目を伴うヘッジを所有していないため、上記の改定による重大な影響はないものと予想される。	2009年10月1日
AASB第1039号 「要約財務報告」	AASB第1039号は、AASB第101号「財務諸表の表示」（当グループでは2009年10月1日に適用）において用いられている財務諸表の用語および定義との一貫性を確保するため、またAASB第8号「営業セグメント」（当グループでは2009年10月1日に適用）におけるセグメントの開示要件との一貫性を確保するために改定された。 当グループは現在要約財務諸表を発行していないため、上記の改定による重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
解釈指針第17号「非現金資産の所有者への分配」	AASB解釈指針第17号は、企業が株主に非現金資産を分配することによって配当を支払う場合に適用される。これらの分配は公正価値で測定され、企業は分配された資産の帳簿価額と公正価値の差額を分配時に損益計算書上で認識することが必要とされる。また、当解釈指針は、未払配当を認識する時期、および未払配当についても公正価値で測定しなければならない旨を明確化している。 当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2010年10月1日
AASB第2008-13号 「解釈指針第17号「非現金資産の所有者への分配」に伴い発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準は、解釈指針第17号の発行により発生した改定について規定している。 当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2010年10月1日
AASB第2009-2号 「オーストラリア会計基準の改定 - 金融商品に関する開示の改善」	当基準は、金融商品に関する開示を改善している。 この改定は、開示事項に関わるものであるため、当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2009-3号 「オーストラリア会計基準の改定 - 組込デリバティブ」	当基準は、特定の組込デリバティブの取扱いを明確化している。 当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2009-4号 「年次改善プロジェクトから発生したオーストラリア会計基準の改定」	当基準は、年次改善プロジェクトから発生した会計基準に対する編集上の改定を行っている。 この改定は技術的なものであるため、当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2010年10月1日
AASB第2009-5号 「年次改善プロジェクトから発生したオーストラリア会計基準の追加改定」	当基準は、年次改善プロジェクトから発生した会計基準に対する編集上の改定を行っている。 この改定は技術的なものであるため、当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2010年10月1日

AASB第2009-6号 「オーストラリア会計基準の改定」	当基準は、AASB第101号「財務諸表の表示」（改訂版）の発行により発生した基準および解釈指針に対する編集上の改定を行っている。 この改定は技術的なものであるため、当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2009-7号 「オーストラリア会計基準の改定」	当基準は、基準および解釈指針に対する編集上の改定を行っている。 この改定は技術的なものであるため、当行または当グループへの重大な影響はないと予想される。	2009年10月1日
AASB第2009-8号 「オーストラリア会計基準の改定 - グループ現金決済型株式報酬取引」	当基準は、グループ現金決済型株式報酬取引の取扱いを明確化している。 当行および当グループは、現金決済型株式報酬取引を行っていないため、重大な影響はないと予想される。	2010年10月1日

## 2. 会計方針の適用にあたり利用された重要な見積りおよび判断

当グループは、オーストラリア会計基準（AAS）、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、AASB解釈指針および2001年会社法に基づいた方針に従い、連結財務書類を作成している。これには、財務書類の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を当グループが行うことを含んでいる。見積りおよび判断は継続的に評価されており、過去の諸要因（状況に基づき合理的であると考えられる将来の事実の予想を含む）に基づいて行われている。会計方針および見積りのすべての重要な変更ならびにこれらの方針および判断の適用は、取締役会の監査委員会が承認する。

重要な見積りおよび判断の簡潔な説明、およびそれらが当グループに与える影響は以下のとおりである。

### 重要な会計上の見積りおよび仮定

#### 貸倒引当金

注記1(E)( )に説明したとおり、貸付金および前渡金の減損の測定に関する会計方針は、当グループが少なくとも各報告日に減損を評価することを求めている。貸倒引当金（個別および一括）は、経営陣の経験と判断に基づき、貸借対照表日現在の貸付金ポートフォリオに発生する損失についての最善の見積りを表している。

一括引当金は、一括プールに含まれる資産と類似の信用リスクの性質を持つ資産に関する過去の損失実績を基準にして見積られる。過去の損失実績は、現在観察可能なデータおよび事象ならびにモデル・リスクの影響の評価をもとに調整される。この引当金はまた、ポートフォリオ内における多額の損失の集中および景気循環の影響を勘案している。

かかる判断および合理的な見積りの利用は、経営陣によりプロセスの重要な一部であると考えられており、これらの利用により、信頼性が損なわれることはない。

当グループのある貸付金につき全額回収が疑わしいと判断されたときには、個別引当金が計上される。

個別および一括引当金は、割引予想将来キャッシュフローを用いて計算される。将来キャッシュフローの金額および時期の両方を見積るために利用される方法および仮定は、損失見積りと実際の損失発生額との差異を減らすべく定期的に見直される。

### 法人の会計方針の適用に関する重要な判断

#### ）特別目的会社およびオフ・バランスシートの法人

当グループは、特殊な種類の取引を行うために、特別目的会社（SPE）への投資もしくは設立を行うことがある。SPEの主要な種類は、証券化法人、ストラクチャード・ファイナンス法人および信用保証販売用の法人である。

当グループがSPEを設立し、当該SPEを当グループが支配する場合、これらの事業体は当グループの財務書類に連結される。

当グループは、注記1(A)( )に概説する当グループの会計方針に従い、当グループが支配していないSPEについては、連結対象外としている。当グループがSPEを支配しているかどうかの判断が困難な場合は、そのリスクおよび経済価値について、ならびに当該SPEの業務運営上の意思決定を行う能力について当グループが判断を下すことになる。

当グループが関わっているSPEの主なタイプ、その設立理由およびそれらにおけるANZの持分に関連した支配の要素は以下のとおりである。ある程度支配を示唆するものがあるとしても、SPEの残余リスクおよび経済価値の過半をANZが負っていない場合は、連結対象にはならない。

SPEの種類	設立理由	支配の要素
証券化法人	証券化とは、証券の発行により購入資金を調達するSPEに資産を譲渡するという金融手法である。これにより、ANZ（譲渡された資産がANZにおいて生じたものである場合）または顧客は、資金調達源の多様性を高めることができる。	ANZは証券化法人を管理したり、SPEの資産に対するサービシング業務を提供したり、または流動性およびその他支援を提供することができ、これらのサービス提供に関連するリスクを留保する。連結されていないISPEにおいては、ANZが独立第三者間取引条件によるサービスおよび資金調達枠を提供している限定的な状況を除き、ANZは原資産に関連する信用リスクおよび市場リスクは負わない。
ストラクチャード・ファイナンス法人	これらの事業体は、顧客の資金調達の組成を支援する目的で設立されている。これによる貸付は通常の取引と同様に行われており、通常、ANZと当該事業体とのその後の関与は限定的である。	ANZは、これらの発行体の管理、少額資本の所有、融資またはデリバティブの提供を行うことがある。
信用保証	本カテゴリーに属する特別目的事業体は、ANZが信用保証を購入するために設立されている。	ANZはこれらの事業体を管理することができる。

「財務情報」（未監査）セクション4の特別目的会社およびオフ・バランスシートの事業体に関する追加情報（原文193頁）（訳注：本書においては訳出省略）を参照のこと。

### ）重要なジョイントベンチャー

当グループは、以下のジョイントベンチャーに対する49%の持分について、持分法を適用している。

- ・ INGオーストラリア・リミテッド（「INGA」）および
- ・ ING（NZ）ホールディングス・リミテッド（「ING NZ」）

2009年9月30日現在、当グループのINGAに対する投資の帳簿価額は1,649百万ドル（2008年9月：1,589百万ドル）であり、ING NZに対する投資の帳簿価額は204百万ドル（2008年9月：178百万ドル）であった。

これらの投資の帳簿価額について、貸借対照表日現在において帳簿価額がこれらの回収可能価額を超過していないことを確認するために、年次の減損テストが実施される。帳簿価額が回収可能価額を超過する部分については、減損損失として損益計算書に計上される。

当グループのINGAおよびING NZに対する投資について、これらのジョイントベンチャーの残りの持分の取得計画（注記50参照）の一環として、使用価値測定法に基づいた評価が行われた。この評価の結果、これらの投資の割引キャッシュフロー法（公正価値評価とは異なる可能性がある）に基づいた見積回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、評価減は必要ないと判断された。この評価における前提条件および将来キャッシュフローが変更された場合は、評価結果に重要な影響を与える可能性がある。

### ）重要な関連会社

関連会社へのすべての重要な投資の帳簿価額（注記39の開示の通り）について、毎年回収可能額に関するテストが実施される。当該査定は、投資の公正価値（売却コストを差引く）またはその使用価値が帳簿価額を上回っていることを確認するものである。これらの計算に必要な前提条件を決定する上で、判断が適用される。このテストの結果、当グループのサイゴン証券会社（SSI）に対する投資に関して、25百万ドルの減損が認識された。

2009年9月30日現在、当グループは以下の減損の兆候について、関連会社への全投資の見直しを行った。

- ・ 予算上の財務業績に対する、実際の財務業績
- ・ 事業運営および規制に関する重要な要因で不利な影響を及ぼすもの
- ・ 経済的展望および市場競争に関する重要な要因で不利な影響を及ぼすもの
- ・ 市場価値に対する帳簿価額（第三者ブローカーの評価に裏付けられたもの）
- ・ 市場への売り出し価額に対する帳簿価額（上場株式投資の場合）

必要に応じて、それぞれの投資についてより具体的に潜在的な減損の兆候が追加で検討される。



2009年9月30日現在、上記の減損の兆候の検討またはより長期性の投資について実施された回収可能額テストの結果、サイゴン証券会社に関する減損を除き、関連会社についての減損はみとめられなかった。

### ）売却目的金融資産

注1(E)( )において説明した通り、売却目的金融資産の減損の会計方針は、当グループが減損の客観的証拠の有無を評価することを義務付けている。これは、そのような証拠が存在するか否かを考察する上で、また存在する場合には、かかる事象が資産の予想キャッシュフローに及ぼす影響を的確に決定する上で、判断を必要とする。

### ）公正価値評価される金融商品

かなりの割合の金融商品が、公正価値にて貸借対照表に計上されている。

公正価値の最良の証拠は活発な市場における相場価格である。従って、可能であれば、公正価値は当該金融商品の相場価格に基づいている。当該商品について活発な市場が存在しない場合には、公正価値は見積現在価値または市場で認められている他の評価手法に基づいている。

大部分の評価手法は観察可能な市場データのみを使用するが、一部の金融商品の公正価値については、現在の市場取引を参照するか、あるいは観察可能な市場データのみを変数とした評価手法を用いることにより決定することは不可能である。

観察可能な市場データが入手不可能な場合の評価構成要素については、公正価値は、市場データから算出・推定され、過去の取引および観察された市場の傾向に対して検証されたデータを用いて算定される。これらの評価は、専門家の判断に基づいて裏付けデータを分析し構築された仮定に基づいている。仮定が変更された場合には、その結果算定される公正価値の見積りも変動する。

評価モデルには、市場参加者が算定する公正価値を左右するような要素の影響も組み込まれる。評価手法に基づく金融商品の公正価値の算定に用いられる主要なデータには、延滞率、担保権実行率、損失実績、取引相手の信用スプレッド、回収率、倒産確率、クレジット指数トランシェの価格および相関カーブに関する統計データなどがある。

未決済デリバティブ・ポジションの大半は店頭取引であるため、評価手法を用いて評価する必要がある。デリバティブの公正価値の算定の際には、特定のデリバティブ資産の公正価値増加分全体に対する信用リスク要素を表す取引相手の信用力を反映するために信用評価調整を行う。評価調整額合計は、デリバティブ取引の時価評価および現在の市場における信用コストの変動の影響を受ける。

### ）のれん

のれんの帳簿価額は、各貸借対照表日において見直しが行われ、将来便益を享受できる可能性がない場合、減損される。

のれんは、減損テストの目的で、現金生成単位 (CGU) に割り当てられる。当該テストは、社内の経営報告目的でのれんが監視される最小の単位に対して行われる。当グループのCGUは当期中に当グループの新しい報告セグメントと調整するために変更された。注記36を参照のこと。

買収したのれんの減損テストは、年に1回、あるいはのれんに減損の兆候がある場合にはより頻繁に、CGUの回収可能額を純資産 (のれんを含む) の当期帳簿価額と比較することにより行われる。当期の帳簿価額が回収可能額より大きい場合は、損益計算書にのれんの減損が費用計上される。

2009年9月30日現在、ANZナショナル・バンク・リミテッドの資産として計上されているのれんの残高は、2,657百万ドル (2008年9月30日: 2,713百万ドル) であった。これは、当グループ全体ののれん残高のうちで最も重要な構成要素であり、当グループの新しい報告セグメントに従ってニュージーランド地域CGUに配分された。

ANZナショナル・バンク・リミテッドののれんの減損テストを目的としてCGUの回収可能額を算定するにあたり、当期において割引キャッシュフロー法に基づく独立機関による評価が実施された。この評価における前提条件および将来キャッシュフローが変更された場合は、評価結果に重要な影響を与える可能性がある。独立機関による評価の結果、使用価値は当該CGUの帳簿価額 (のれんを含む) を超過していた。

2009年9月30日現在で、すべての重要なのれん残高について経営陣のレビューによる減損テストが実施された。この評価は、以下の指標に対する判定およびレビューを通じて行われる。

- ・ 業績

- ・ 事業および規制に関する要因
- ・ 経済および業界に関する要因

評価の結果、減損の兆候はなかったため、評価減の必要はないと判断された。

[次へ](#)

## 3. 収入

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>受取利息</b>				
他の金融機関より	313	535	254	435
売買目的有価証券	989	1,125	832	940
売却可能資産	678	1,008	556	863
貸付金および前渡金	22,545	27,417	15,835	18,269
支払承諾見返	927	1,370	927	1,370
その他	754	1,149	475	709
	26,206	32,604	18,879	22,586
被支配法人より	-	-	1,787	1,048
<b>受取利息合計</b>	26,206	32,604	20,666	23,634
<b>受取利息は以下のとおり金融資産の種類別に分析される：</b>				
損益を通じた公正価値評価の指定を受けていない金融資産	25,193	31,446	19,819	22,668
売買目的有価証券	989	1,125	832	940
損益を通じた公正価値評価の指定を受けている金融資産	24	33	15	26
	26,206	32,604	20,666	23,634
<b>その他営業収入</b>				
貸付手数料(1)	764	595	598	455
損益を通じた公正価値評価の指定を受けていない金融資産および負債から生ずる貸付以外の手数料	236	166	166	153
トラストおよびその他信託事業による手数料	45	47	-	-
その他手数料	1,931	2,104	1,375	1,472
	2,976	2,912	2,139	2,080
被支配法人より	-	-	365	248
受取手数料合計	2,976	2,912	2,504	2,328
支払手数料(2)	(269)	(256)	(196)	(186)
<b>受取手数料(純額)</b>	2,707	2,656	2,308	2,142
<b>その他収入</b>				
為替差益	962	708	740	340
売買目的有価証券およびデリバティブ商品に係る利益(純額)(3)	303	310	370	104
デリバティブ商品に係る信用リスク	(135)	(687)	(121)	(684)
損益を通じて公正価値で測定した金融商品の価値変動(4)	(358)	348	(328)	342
Visa社株式に係る収益(5)	-	281	-	281
不動産売却利益(6)	15	57	-	4
スタジアム・オーストラリア収益	-	19	-	-
被支配法人からの受取配当	-	-	234	1,805
仲介業務収入	76	78	-	-
ING NZの凍結ファンドの投資家との和解におけるANZ分担分	(173)	-	-	-
非継続事業資産の評価減	(112)	(32)	(112)	(32)
サイゴン証券会社への投資の評価減	(25)	-	(25)	-
パニンのワラントに係る評価(損)益	(14)	26	-	-
サイゴン証券会社のオプションに係る評価(損)益	(1)	17	(1)	17
非公開株式およびインフラ投資利益	(1)	49	(1)	49
その他	93	118	11	69
<b>その他収入合計</b>	630	1,292	767	2,295
<b>その他営業収入合計</b>	3,337	3,948	3,075	4,437

INGオーストラリアおよびING (NZ)からのジョイントベンチャー利益の持分	83	143	-	-
関連会社利益の持分(7)	382	218	-	-
<b>ジョイントベンチャーおよび関連会社利益の持分合計</b>	<b>465</b>	<b>361</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>収入合計(8)</b>	<b>30,008</b>	<b>36,913</b>	<b>23,741</b>	<b>28,071</b>

- (1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く(注記1B( )参照)。
- (2) インターチェンジ・フィー支払額を含む。
- (3) 受取利息を含まない。
- (4) 資金調達商品の金利リスクおよび外貨リスクを管理するために締結され、会計上のヘッジと指定されていないデリバティブに関する公正価値の変動(実現・未収利息を除く)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、および公正価値で評価する指定を受けた金融資産および負債の公正価値の変動を含む。  
公正価値で評価する指定を受けた金融資産および負債の純損失は、当グループでは506百万ドル(2008年は251百万ドルの利益)であり、当行では488百万ドル(2008年は235百万ドルの利益)であった。
- (5) 公正価値で測定されたVisa社株式の割当から生じた利益で構成されている。さらに、当グループは関連会社であるCards NZ Limitedを通じた72百万ドルの利益を、当該関連会社のVisa社株式の割当分に計上している(下記注(7)参照)。
- (6) 不動産売却による受取総額は、1百万ドル(2008年は109百万ドル)であった。
- (7) 2008年9月には、ニュージーランドにおけるVisa社株式について、当グループの関連会社であるCards NZ Limitedを通じて受取ったVisa社株式の割当てから生じた持分法利益72百万ドルが含まれる。
- (8) 収入合計には、外部からの受取配当金が、当グループに14百万ドル(2008年は44百万ドル)、当行に12百万ドル(2008年は20百万ドル)含まれている。

#### 4. 費用

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
<b>支払利息</b>				
他の金融機関へ	431	965	306	854
預金	9,821	13,805	7,328	10,155
連結子会社の借入債務	472	741	-	-
コマーシャル・ペーパー	730	1,653	336	603
支払承諾	646	1,183	646	1,183
借入金、社債およびノート	3,975	6,000	3,125	4,469
その他	323	407	42	302
	16,398	24,754	11,783	17,566
被支配法人へ	-	-	1,817	672
<b>支払利息合計</b>	<b>16,398</b>	<b>24,754</b>	<b>13,600</b>	<b>18,238</b>
<b>支払利息は以下のとおり金融債務の種類別に分析される:</b>				
損益を通じた公正価値評価の指定を受けていない金融債務	15,911	23,626	13,450	17,929
損益を通じた公正価値評価の指定を受けている金融債務	487	1,128	150	309
	16,398	24,754	13,600	18,238
<b>営業費用</b>				
<b>i) 人件費</b>				
従業員受給権および税金	242	256	169	177
給与、賃金	2,238	2,067	1,622	1,459
年金費用 - 確定給付制度	20	5	14	-
年金費用 - 確定拠出制度	238	208	196	166
株式決済型株式報酬	103	84	87	72
臨時社員	155	148	115	112
その他	602	493	501	382
<b>人件費合計</b>	<b>3,598</b>	<b>3,261</b>	<b>2,704</b>	<b>2,368</b>

<b>) 土地建物</b>				
賃借建物附属設備償却費	38	27	27	21
建物および自己所有建物附属設備の減価償却費	18	22	4	4
賃借料	335	305	236	213
公共料金とその他支出	134	136	92	92
その他	34	24	34	19
土地建物費合計	559	514	393	349
<b>) コンピューター</b>				
コンピューター請負業者	97	76	76	64
データコミュニケーション	77	69	54	46
減価償却費(1)	239	208	197	175
賃借料および修繕費	92	81	71	58
ソフトウェア購入費	181	131	148	97
ソフトウェア償却費	26	2	22	2
その他	56	42	25	15
コンピューター経費合計	768	609	593	457
<b>) その他</b>				
広告・広報費	195	182	134	125
その他無形資産償却費(注記19参照)	7	7	3	5
監査費用およびその他費用(注記5参照)	14	12	9	7
什器備品減価償却費(注記21参照)	72	66	58	54
無形資産の減損 - オリジン・オーストラリア	-	34	-	34
運送料および荷車運賃	64	54	50	46
機器売却/除却損失	16	22	10	21
貸倒以外の損失、詐欺および偽造	74	72	55	47
郵便、文房具	118	122	84	84
専門家報酬	197	182	171	153
電話	63	58	34	30
旅費	149	169	105	118
その他	201	151	356	254
その他費用合計	1,170	1,131	1,069	978
<b>) 組織再編</b>	130	181	109	148
<b>営業費用合計</b>	6,225	5,696	4,868	4,300
<b>費用合計</b>	22,623	30,450	18,468	22,538

(1) ソフトウェアの減価償却費155百万ドル(2008年は127百万ドル)(注記19参照)およびコンピューター減価償却費84百万ドル(2008年は81百万ドル)(注記21参照)から成る。当行は、ソフトウェアの減価償却費140百万ドル(2008年は115百万ドル)(注記21参照)およびコンピューター減価償却費58百万ドル(2008年は60百万ドル)(注記21参照)から成る。

## 5. 監査人報酬

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:千ドル)		(単位:千ドル)	
<b>KPMGオーストラリア</b>				
当行または当グループ企業の財務報告の監査またはレビュー(2)	6,004	5,648	5,127	4,285
その他監査関連業務(1)(2)	3,295	2,415	2,278	1,637
その他保証業務(2)(3)	127	198	127	198
<b>合計</b>	9,426	8,261	7,532	6,120
<b>KPMG オーストラリアの海外提携事務所</b>				
当行または当グループ企業の財務報告の監査またはレビュー	3,714	3,131	1,081	752

その他監査関連業務 (1)	1,074	872	459	316
その他保証業務 (3)	41	12	41	-
	4,829	4,015	1,581	1,068
<b>監査人報酬合計</b>	<b>14,255</b>	<b>12,276</b>	<b>9,113</b>	<b>7,188</b>

当グループの方針によっては、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、保証およびその他の監査関連業務で監査人の役割と矛盾しないものを、法定の監査業務の範囲外であっても行うことができる。この中には、オーストラリア適正規制庁 (APRA) など、当行の監督機関の要請による法令遵守や健全性に関するレビューが含まれる。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、監査人としての役割と矛盾すると認められる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う営業関連活動の委託およびコンサルティングならびに監査人が自己の業務に対して最終的に意見を述べることを求められるような契約が含まれる。

- (1) 中央銀行のための健全性確認のレビューおよび現地の法令に関する作業のレビューが含まれている。  
(2) 物品・サービス税を含む。  
(3) その他保証業務の内容は以下のとおりである。

連結	2009年		2008年	
	(単位：千ドル)			
市場リスク・ベンチマーキング・レビュー	75	-	-	-
市場リスク・システム能力レビュー	41	-	-	-
研修	35	70	-	-
会計に関するアドバイス	17	-	-	-
ANZノミニー確認手続き	-	28	-	-
デューディリジェンスで取り決められた手続き	-	106	-	-
受託会社の保証業務	-	6	-	-
<b>合計</b>	<b>168</b>	<b>210</b>		

## 6. 法人税

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>(a) 損益計算書に計上された法人税</b>				
法人税費用/(還付)は以下のとおりである：				
当期税費用/(還付)	1,175	1,202	643	534
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	-	1	-	-
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用(還付)	260	(5)	266	97
過年度において未認識の欠損金、税額控除または一時差異から生じ、以下の税金減額に利用された便益：				
- 当期の法人税費用	-	(10)	-	(7)
<b>損益計算書に計上された法人税費用合計</b>	<b>1,435</b>	<b>1,188</b>	<b>909</b>	<b>624</b>

損益計算書に計上された法人税費用と税引前利益に対して計算した法人税費用との調整

税引前営業利益	4,380	4,515	3,194	3,960
計算上の法人税費用(税率30%)	1,314	1,355	958	1,188
法人税費用の増減理由：				
海外税率差異	(16)	23	(8)	(2)
還付可能かつ非課税の配当金	(8)	(9)	(72)	(541)
関連会社およびジョイントベンチャーからの利益	(141)	(112)	-	-
ニュージーランドの導管体に対する税金	196	-	-	-
関連会社に係る公正価値で評価される投資の評価損(益)	5	-	-	-
関連会社投資の減損	7	-	7	-
ニュージーランドの税率変更による繰延税金残高の修正	-	(1)	-	-
ストラクチャード・ファイナンス	32	(90)	32	(90)
USハイブリッドローンキャピタルの為替換算	-	-	(37)	38
その他	46	21	29	31
	<b>1,435</b>	<b>1,187</b>	<b>909</b>	<b>624</b>

過年度の法人税計上(超過)額	-	1	-	-
損益計算書に計上された法人税費用合計	1,435	1,188	909	624
実効税率	32.8%	26.3%	28.5%	15.8%
オーストラリア	957	751	794	552
海外	478	437	115	72
<b>(b)直接資本に認識された法人税</b>				
期中に直接資本の部に計上された法人税	(60)	(182)	(70)	(122)

### 連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行が、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/還付および一時差異から生ずる繰延税金負債/資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間で締結している納税資金調達契約に従い、当行および連結納税グループのその他メンバー間での税拠出額に関する支払額または未払計上額が、当行および各グループ・メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。税分担契約は、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

## 7. 配当金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>普通配当(1)</b>				
中間配当金	993	1,192	993	1,192
期末配当金	1,514	1,381	1,514	1,381
ボーナス・オプション制度調整	(55)	(67)	(55)	(67)
<b>普通株式配当金</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>

(1) 配当金は発生主義によらず配当が支払われた時に計上される。

2009年12月18日付で全額払込済み適格普通株式に対して、1株当たり56セントの課税済最終配当金を支払うことが提案されている（2008年は課税済最終配当74セントを同年12月18日に支払った）。2009年中間配当金は同年7月1日に課税済で46セントを支払った（2008年中間配当金は同年7月1日に課税済で62セントを支払った）。

2009年中間配当金に適用され、また2009年度予定最終配当金に適用される税額控除の率は30%である（2008年も30%）。

2009年および2008年9月30日終了年度中に現金払いした配当、または配当再投資制度に基づく株式発行による配当は、以下のとおりである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
現金払い(1)	664	-	664	-
株式発行による(2)	1,788	2,506	1,788	2,506
	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	

**優先株式配当**

ユーロ信託証券

33

46

-

-

**優先株式配当**

33

46

-

-

- (1) 2009年9月30日終了年度において、配当再投資制度またはボーナス・オプション制度への参加を希望しなかった株主に対し、664百万ドルの現金が支払われたが、2008年度の最終配当金における配当再投資制度の引受契約に基づき、当行は株式の発行により1,046百万ドルの現金を受領した。2008年9月30日終了年度において、配当再投資制度またはボーナス・オプション制度への参加を希望しなかった株主に対し、1,487百万ドルの現金が支払われたが、配当再投資制度の引受契約に基づき、当行は株式の発行により同額の現金を受領した。2008年9月30日終了年度においては、ANZでは正味でキャッシュフローは発生しなかった。
- (2) 配当再投資制度のもとで参加株主に対して発行された株式および配当再投資制度の引受契約に基づいて発行された株式を含む。

**ユーロ信託証券**

2004年12月13日に、当グループは、欧州市場において非累積的変動金利ユーロ信託証券（「ユーロ信託証券」）50万単位を各1,000ユーロの発行価格で発行し、500百万ユーロを調達した（発行日における直物相場で、発行費用を除き正味871百万豪ドルである）。ユーロ信託証券は、英国子会社（ANZジャクソン・ファンディングPLC）が発行する無担保利付債券と、当行が発行する1,000ユーロの全額払込済み優先株式を綴じ合せた2種の払込済み証券により構成されている。上記証券は綴じ合せた状態でANZキャピタル・トラスト によってユーロ信託証券として発行された。

ユーロ信託証券が行う分配は非累積的で、3か月物EURIBORレートに66ベース・ポイントのマージンを加えた変動分配率により四半期ごとに後払いされる（各年3月、6月、9月、12月の各15日）。3か月物EURIBORレートは各支払期日に次の四半期について再設定される。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われない。ユーロ信託証券について分配が行われないときは、当行は普通株式または優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当支払いや資本の払戻しを行うことができない（詳細は注記28参照）。

**税額控除**

当行が後年度において利用可能な税額控除の額は49百万ドル（2008年度は35百万ドル）であるが、これは2009年度のオーストラリアの利益に係る税金の納付から生じる税額控除、2009年度の予定最終配当について納税する際に用いられる602百万ドルの税額控除、および現在当行が利用できない税額控除について調整後の金額である。

**配当金支払いに係る制限**

現在、被支配法人から当行に配当を支払うことについて特段の制限はない。特定の被支配法人については最低資本、流動性、法定準備金その他の健全性および法的規制を遵守する必要がある。配当金支払いがこれら規制に関して影響を与えるか否かについて、状況が監視されている。

当行が行う配当金の支払いについては、現在制限はない。現金配当支払いによる株主資本の減少については、一定の自己資本比率の維持を要求する規制およびその他の法の観点から状況が監視されている。

特に、オーストラリア適正規制庁(APRA)は、監督の対象となる銀行がTier 1証券に係るクーポンまたは配当の支払いを宣言する場合、当年度における利益の額を超えてTier 1証券に係るクーポンまたは配当の支払いを提案する場合には、事前に同庁に照会するよう求めている。

支払予定日に、配当金、利息または償還金またはその他の分配金が支払われなかった場合、あるいは当グループのユーロ信託証券、米国信託証券、英国複合証券、ANZ転換優先株式の該当する転換日または償還日に取引条件に従って株式またはその他の適格なTier 1証券が発行されなかった場合、当グループは、支払いまたは証券の発行が行われなかった日から最大12か月間にわたって、ANZ普通株式およびユーロ信託証券の配当金またはその他の分配金の宣言または支払いを制限される可能性がある。この制限には、いくつかの例外がある。



### 配当再投資制度

当期中に、配当再投資制度に基づいて、普通株式33,032,100株が1株当たり13.58ドルで、また19,354,790株が1株当たり15.16ドルで制度に参加している株主に対して発行された（2008年には20,500,208株が1株当たり27.33ドルで、22,046,238株が1株当たり20.82ドルで発行された）。すべての適格な株主は配当再投資制度への参加を選択できる。さらに、配当再投資制度の引受契約に従い、普通株式75,000,000株が1株当たり13.95ドルでUBS AG, Australia Branch(2008年には28,270,906株が1株当たり27.71ドルで、33,263,186株が1株当たり21.14ドルで UBS Nominees Pty LtdおよびJP Morgan Australia Limited)の名義人に対して発行された。

配当再投資制度およびボーナス・オプション制度の条件に基づき提供される普通株式数の決定に用いられる「取得原価」の計算にあたっては、1.5%の割引が適用される。当該割引は2009年度の最終配当金に適用され、当行が別途通知するまでの間、将来の配当金に対しても引き続き適用される。

2009年度の最終配当金についての、配当再投資制度およびボーナス・オプション制度の条件に基づく「価格設定期間」は2009年11月13日（当日を含む）から7営業日となる。

### ボーナス・オプション制度

当期中の配当支払額は、一定の資格を持つ株主がボーナス・オプション制度に参加し、配当受領権の全部または一部を放棄したために、減少した。これらの株主はボーナス株式を受け取った。

当期中に、ボーナス・オプション制度に基づいて、普通株式3,928,449株が発行された（2008年には普通株式2,838,335株が発行された）。2009年度の最終配当金において、ボーナス・オプション制度に関して「取得原価」の計算に適用される割引および「価格設定期間」の詳細は、上記の配当再投資制度の項目に記述されている。

## 8. 普通株式1株当たり利益

	連結	
	2009年	2008年
<b>基本的1株当たり利益(単位：セント)</b>	131.0	170.4
<b>利益調整(単位：百万ドル)</b>		
当期純利益	2,945	3,327
差引：少数株主持分利益	2	8
差引：支払済優先株式配当金	33	46
<b>基本的1株当たり利益の計算に使用された利益</b>	2,910	3,273
<b>加重平均普通株式数(単位：百万)</b>	2,221.6	1,921.1
<b>希薄化後1株当たり利益(単位：セント)</b>	129.6	162.2
<b>利益調整(単位：百万ドル)</b>		
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	2,910	3,273
追加：米国信託証券支払利息	54	41
追加：ANZ StEPS支払利息	-	55
追加：英国ハイブリッド支払利息	-	63
追加：転換優先株式支払利息	52	-
追加：転換永久社債支払利息	25	1
<b>希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益</b>	3,041	3,433
<b>加重平均普通株式数(単位：百万)</b>		
基本的1株当たり利益の計算に使用された株数	2,221.6	1,921.1
追加：オプションの普通株式への潜在的転換	3.8	6.7
転換米国信託証券の加重平均数(時価)	51.3	73.4
転換ANZ StEPS証券の加重平均数	-	57.9
転換英国ハイブリッド証券の加重平均数	-	56.9
転換優先株式の加重平均数	45.5	0.2
転換永久社債の加重平均数	24.7	0.4
<b>希薄化後1株当たり利益の計算に使用された株数</b>	2,346.9	2,116.6

転換または失効の日を参考に加重された転換オプションおよび失効オプションの加重平均数は、およそ1百万であり、この数が希薄化後1株当たり利益の計算に含まれている(2008年はおよそ1百万)。

## 9. 流動資産

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	3,108	4,849	878	1,260
コールローン、受取手形および未達送金	10,133	4,752	9,492	3,682
他の銀行の譲渡性預金	7,265	9,740	5,018	7,450
3か月未満売却条件付買入証券	4,811	5,689	4,811	5,689
<b>流動資産合計</b>	<b>25,317</b>	<b>25,030</b>	<b>20,199</b>	<b>18,081</b>
<b>当初投資期間に基づく満期分析</b>				
3か月未満	18,393	15,645	15,228	10,133
3か月以上	6,924	9,385	4,971	7,948
<b>流動資産合計</b>	<b>25,317</b>	<b>25,030</b>	<b>20,199</b>	<b>18,081</b>

## 10. 他の金融機関に対する債権

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
<b>当初回収期間に基づく満期分析</b>				
3か月未満	4,412	7,842	2,823	7,023
3か月以上	573	2,020	413	1,550
<b>他の金融機関に対する債権の合計</b>	<b>4,985</b>	<b>9,862</b>	<b>3,236</b>	<b>8,573</b>

## 11. 売買目的有価証券

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
<b>上場</b>				
その他証券および持分証券	8	10	8	10
	8	10	8	10
<b>非上場</b>				
連邦債	2,657	71	2,657	71
地方債、準政府機関債、およびその他の政府債	6,412	2,373	5,273	2,162
ANZ引受手形	4,146	3,736	4,146	3,736
その他証券および持分証券	17,768	8,987	15,326	6,867
	30,983	15,167	27,402	12,836
<b>売買目的有価証券合計</b>	<b>30,991</b>	<b>15,177</b>	<b>27,410</b>	<b>12,846</b>

## 12. デリバティブ商品

デリバティブ商品は、その価値が1つまたは複数の基礎となる変数または指数から派生する契約であり、当初の純投資をほとんどまたは全く必要とせず、将来日付において決済される。デリバティブ商品には、登録された取引所において売買される契約および契約相手間で合意される「店頭取引(オーバーザカウンター)」または「OTC」と呼ばれる契約が含まれる。リスク管理商品としてのデリバティブの利用および顧客への販売は当グループのトレーディング活動に不可欠な要素である。デ

デリバティブはまた、当グループの資産負債管理活動（すなわち、貸借対照表リスク管理）の一部として、為替相場および金利の変動に対する当グループ自身のエクスポージャーの管理にも用いられている。

デリバティブは、他の金融商品と同様の信用および市場リスクにさらされており、当グループはこれらのリスクを他の金融商品と同様の方法で管理している。

### デリバティブ商品の種類

当グループが用いている主な外国為替契約は、為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションである。為替予約は、特定の額の外国通貨を合意したレートで将来の特定の日に売買する契約である。通貨スワップは、一般的には、同等の金額の2つの通貨を交換または想定上交換し、将来元本を再度交換する日までの間、定期的に金利を交換することを約するものである。通貨オプションは、将来の特定の日またはそれ以前に一定の金額の通貨を特定のレートで売買する権利を買い手に与える（義務は生じない）ものである。オプションのリスクを負うことに対する報酬として、オプションの売り手は一般にオプションの開始時にプレミアムを受取る。

当グループが用いている主なコモディティ契約は、コモディティ先渡契約、コモディティ・スワップおよびコモディティ・オプションである。コモディティ先渡契約は、想定上のコモディティ数について、特定のコモディティ価格と固定価格の差に相当する部分を将来の日付に受払いする契約である。コモディティ・スワップは、一般的には、コモディティや元本を交換することなく固定または変動金利を支払いコモディティの収益を交換するものである。コモディティ・オプションは、想定上のコモディティ数について、特定のコモディティ価格と固定価格の差に相当する部分を将来の日付に受払いする権利（義務は生じない）を買い手に与えるものである。オプションのリスクを負うことに対する報酬として、オプションの売り手は一般にオプションの開始時にプレミアムを受取る。一定の状況下では、オプションの終了時にオプション・プレミアムが支払われる。

当グループが用いている主な金利契約は、金利先渡契約、金利先物、金利スワップおよびオプションである。金利先渡契約は、想定上の預金について、特定の金利と参照金利の差に相当する部分を将来の日付に受払いする契約である。元本の交換は行わない。金利先物は取引所における契約で、標準化された金額の固定利付債券または定期預金を将来の一時点に受渡すものである。金利スワップ取引は、一般的に元本を交換することなく、固定および変動の利息支払義務を交換するものである。金利オプションは、将来の特定の日またはそれ以前に、特定の利率の利息を受取るもしくは支払う権利（義務は生じない）を買い手に与えるものである。オプションのリスクを負うことに対する報酬として、オプションの売り手は一般にオプションの開始時にプレミアムを受取る。

当グループが用いている主な信用契約は、デフォルト・スワップである。デフォルト・スワップは、あらかじめ定義された信用事由が発生した際に、スワップの買い手に特定の支払いを行うことを規定する契約である。

有効なヘッジ商品として特に指定されていないデリバティブ商品については、売買目的に分類される。売買目的の分類には、トレーディング・ポジションとして保有されるものおよび当グループの貸借対照表リスク管理に使用されるものの2種類のカテゴリーが含まれる。

### トレーディング・ポジション

トレーディング・ポジションは、顧客への販売およびマーケット・メーカー活動から成る。顧客への販売は、顧客がリスクを負うこともしくは軽減することが可能となるようなデリバティブ商品の組成および販売を含んでいる。マーケット・メーカー活動は、価格およびマージンの短期変動によって利益を得ることを主な目的としたデリバティブ商品から成る。トレーディング・ポジションは、活発に取引される場合も、また、市場価格の予測される変動から利益を得るために一定期間保有される場合もある。

トレーディング・ポジションの公正価値の変動による損益(当期の利息を含む)は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。

### 貸借対照表リスク管理

当グループは、損益計算書の変動を最小限に抑えるために、貸借対照表リスク管理目的のデリバティブをヘッジ関係に指定している。この変動は、デリバティブとヘッジ対象の損益認識のタイミングが異なることによって生じる。すべての貸借対照

表リスク管理ポジションについてヘッジ会計が適用されているわけではない。

有効なヘッジ関係の一部である貸借対照表リスク管理目的のデリバティブの公正価値の変動による損益は、ヘッジ関係に基づいて損益計算書に認識される。非有効部分は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。

ヘッジ関係に指定されていない貸借対照表リスク管理ポジションの公正価値の変動による損益（当期の利息を除く）は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。当期の利息は、受取利息および支払利息に含まれる。

下の表は、当グループおよび当行の外国為替、コモディティ、信用および金利デリバティブの概要を示すものであり、すべての売買目的および貸借対照表リスク管理目的の契約を含んでいる。想定元本金額は、基礎となる現物または金融商品の額を測定し、残存取引額を示すものであるが、デリバティブに係るリスクを測定するものではない。デリバティブ商品は、その条件に関係する市場相場の変動の結果、プラス（資産）またはマイナス（負債）となる。保有するデリバティブ商品の約定金額または想定金額の合計、商品がプラスまたはマイナスになる程度、およびその結果としてのデリバティブ金融資産および負債の公正価値合計は、その時々で大きく変動する可能性がある。保有するデリバティブ商品の公正価値および想定元本金額は以下のとおりである。

連結 2009年9月30日	想定元本 金額	公正価値									
		売買目的		ヘッジ				デリバティブの 公正価値合計			
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		海外事業への 純投資		資産	負債
				資産	負債	資産	負債	資産	負債		
(単位：百万ドル)											
<b>外国為替契約</b>											
直物および先渡取引	204,830	5,648	(6,795)	-	-	-	-	10	-	5,658	(6,795)
スワップ契約	168,826	10,084	(13,167)	233	(260)	-	-	-	-	10,317	(13,427)
先物契約	281	19	(28)	-	-	-	-	-	-	19	(28)
買建オプション	7,067	569	-	-	-	-	-	-	-	569	-
売建オプション	14,089	-	(530)	-	-	-	-	-	-	-	(530)
	395,093	16,320	(20,520)	233	(260)	-	-	10	-	16,563	(20,780)
<b>コモディティ契約</b>											
デリバティブ契約	23,195	1,196	(1,472)	-	-	-	-	-	-	1,196	(1,472)
<b>金利契約</b>											
金利先渡契約	75,358	9	(20)	-	-	1	(1)	-	-	10	(21)
スワップ契約	1,041,561	17,447	(16,880)	1,272	(1,297)	193	(236)	-	-	18,912	(18,413)
先物契約	105,435	1,478	(1,322)	-	-	14	(16)	-	-	1,492	(1,338)
買建オプション	12,468	188	-	-	-	-	-	-	-	188	-
売建オプション	14,699	-	(124)	-	-	-	-	-	-	-	(124)
	1,249,521	19,122	(18,346)	1,272	(1,297)	208	(253)	-	-	20,602	(19,896)
<b>クレジット・デフォルト・スワップ</b>											
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	11,303	704	-	-	-	-	-	-	-	704	-
その他買建クレジット・デリバティブ	13,071	271	(14)	-	-	-	-	-	-	271	(14)
<b>買建クレジット・デリバティブ合計</b>	24,374	975	(14)	-	-	-	-	-	-	975	(14)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	12,454	-	(1,019)	-	-	-	-	-	-	-	(1,019)
その他売建クレジット・デリバティブ	9,804	146	(419)	-	-	-	-	-	-	146	(419)
<b>売建クレジット・デリバティブ合計</b>	22,258	146	(1,438)	-	-	-	-	-	-	146	(1,438)
	46,632	1,121	(1,452)	-	-	-	-	-	-	1,121	(1,452)
担保	-	(2,078)	7,084	-	-	-	-	-	-	(2,078)	7,084
<b>合計</b>	1,714,441	35,681	(34,706)	1,505	(1,557)	208	(253)	10	-	37,404	(36,516)

連結 2008年9月30日	想定元本 金額	公正価値								デリバティブの 公正価値合計	
		売買目的		ヘッジ						資産	負債
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		海外事業への 純投資			
				資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
(単位: 百万ドル)											
<b>外国為替契約</b>											
直物および先渡取引	222,003	7,698	(7,956)	-	-	-	-	42	-	7,740	(7,956)
スワップ契約	205,894	15,940	(8,328)	727	(307)	-	-	-	-	16,667	(8,635)
先物契約	134	72	(17)	-	-	-	-	-	-	72	(17)
買建オプション	8,929	899	-	-	-	-	-	-	-	899	-
売建オプション	17,761	-	(942)	-	-	-	-	-	-	-	(942)
	454,721	24,609	(17,243)	727	(307)	-	-	42	-	25,378	(17,550)
<b>コモディティ契約</b>											
デリバティブ契約	27,349	1,609	(1,692)	-	-	-	-	-	-	1,609	(1,692)
<b>金利契約</b>											
金利先渡契約	150,302	31	(32)	-	-	2	-	-	-	33	(32)
スワップ契約	1,087,769	9,990	(10,253)	524	(812)	323	(343)	-	-	10,837	(11,408)
先物契約	92,841	1,712	(1,658)	-	-	86	(47)	-	-	1,798	(1,705)
買建オプション	23,156	225	-	-	-	-	-	-	-	225	-
売建オプション	22,743	-	(115)	-	-	-	-	-	-	-	(115)
	1,376,811	11,958	(12,058)	524	(812)	411	(390)	-	-	12,893	(13,260)
<b>クレジット・デフォルト・スワップ</b>											
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	12,455	1,212	-	-	-	-	-	-	-	1,212	-
その他買建クレジット・デリバティブ	14,414	201	(32)	-	-	-	-	-	-	201	(32)
<b>買建クレジット・デリバティブ合計</b>	26,869	1,413	(32)	-	-	-	-	-	-	1,413	(32)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	14,060	-	(1,704)	-	-	-	-	-	-	-	(1,704)
その他売建クレジット・デリバティブ	11,256	48	(296)	-	-	-	-	-	-	48	(296)
<b>売建クレジット・デリバティブ合計</b>	25,316	48	(2,000)	-	-	-	-	-	-	48	(2,000)
	52,185	1,461	(2,032)	-	-	-	-	-	-	1,461	(2,032)
担保	-	(4,400)	2,607	-	-	-	-	-	-	(4,400)	2,607
<b>合計</b>	1,911,066	35,237	(30,418)	1,251	(1,119)	411	(390)	42	-	36,941	(31,927)

当行 2009年9月30日	想定元本 金額	公正価値						デリバティブの 公正価値合計	
		売買目的		ヘッジ				資産	負債
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー			
				資産	負債	資産	負債	資産	負債
(単位: 百万ドル)									
<b>外国為替契約</b>									
直物および先渡取引	186,901	5,201	(5,670)	-	-	-	-	5,201	(5,670)
スワップ契約	181,534	10,900	(13,664)	233	(260)	-	-	11,133	(13,924)
先物契約	281	19	(28)	-	-	-	-	19	(28)
買建オプション	6,941	563	-	-	-	-	-	563	-
売建オプション	14,074	-	(517)	-	-	-	-	-	(517)
	389,731	16,683	(19,879)	233	(260)	-	-	16,916	(20,139)
<b>コモディティ契約</b>									

デリバティブ契約	23,180	1,196	(1,472)	-	-	-	-	1,196	(1,472)
<b>金利契約</b>									
金利先渡契約	52,290	8	(18)	-	-	1	(1)	9	(19)
スワップ契約	797,689	12,979	(12,740)	1,043	(440)	79	(146)	14,101	(13,326)
先物契約	88,494	1,442	(1,320)	-	-	14	(16)	1,456	(1,336)
買建オプション	12,305	186	-	-	-	-	-	186	-
売建オプション	14,326	-	(121)	-	-	-	-	-	(121)
	965,104	14,615	(14,199)	1,043	(440)	94	(163)	15,752	(14,802)
<b>クレジット・デフォルト・スワップ</b>									
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	11,303	704	-	-	-	-	-	704	-
その他買建クレジット・デリバティブ	13,066	271	(14)	-	-	-	-	271	(14)
<b>買建クレジット・デリバティブ合計</b>	24,369	975	(14)	-	-	-	-	975	(14)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	12,454	-	(1,019)	-	-	-	-	-	(1,019)
その他売建クレジット・デリバティブ	9,804	146	(419)	-	-	-	-	146	(419)
<b>売建クレジット・デリバティブ合計</b>	22,258	146	(1,438)	-	-	-	-	146	(1,438)
	46,627	1,121	(1,452)	-	-	-	-	1,121	(1,452)
担保	-	(1,984)	4,697	-	-	-	-	(1,984)	4,697
<b>合計</b>	1,424,642	31,631	(32,305)	1,276	(700)	94	(163)	33,001	(33,168)

当行 2008年9月30日	想定元本 金額	公正価値						デリバティブの 公正価値合計	
		売買目的		ヘッジ		キャッシュ フロー		資産	負債
		資産	負債	資産	負債	資産	負債		
(単位：百万ドル)									
<b>外国為替契約</b>									
直物および先渡取引	199,708	7,148	(7,759)	-	-	-	-	7,148	(7,759)
スワップ契約	213,523	14,973	(10,615)	523	(307)	-	-	15,496	(10,922)
先物契約	134	72	(17)	-	-	-	-	72	(17)
買建オプション	8,726	888	-	-	-	-	-	888	-
売建オプション	17,574	-	(930)	-	-	-	-	-	(930)
	439,665	23,081	(19,321)	523	(307)	-	-	23,604	(19,628)
<b>コモディティ契約</b>									
デリバティブ契約	27,334	1,610	(1,697)	-	-	-	-	1,610	(1,697)
<b>金利契約</b>									
金利先渡契約	57,827	19	(25)	-	-	2	-	21	(25)
スワップ契約	860,676	7,913	(8,123)	457	(292)	188	(224)	8,558	(8,639)
先物契約	75,807	1,699	(1,653)	-	-	86	(47)	1,785	(1,700)
買建オプション	22,922	168	-	-	-	-	-	168	-
売建オプション	22,630	-	(114)	-	-	-	-	-	(114)
	1,039,862	9,799	(9,915)	457	(292)	276	(271)	10,532	(10,478)

<b>クレジット・デフォルト・スワップ</b>									
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	12,455	1,212	-	-	-	-	-	1,212	-
その他買建クレジット・デリバティブ	14,408	201	(32)	-	-	-	-	201	(32)
<b>買建クレジット・デリバティブ合計</b>	26,863	1,413	(32)	-	-	-	-	1,413	(32)

売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	14,060	-	(1,704)	-	-	-	-	-	(1,704)
その他売建クレジット・デリバティブ	11,256	48	(296)	-	-	-	-	48	(296)
<b>売建クレジット・デリバティブ合計</b>	<b>25,316</b>	<b>48</b>	<b>(2,000)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>48</b>	<b>(2,000)</b>
	52,179	1,461	(2,032)	-	-	-	-	1,461	(2,032)
担保	-	(3,909)	2,380	-	-	-	-	(3,909)	2,380
<b>合計</b>	<b>1,559,040</b>	<b>32,042</b>	<b>(30,585)</b>	<b>980</b>	<b>(599)</b>	<b>276</b>	<b>(271)</b>	<b>33,298</b>	<b>(31,455)</b>

## ヘッジ関係

認められているヘッジ関係には、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業における純投資ヘッジの3種類がある。各ヘッジ関係における公正価値の変動の会計処理については、それぞれに個別の要件が規定されている。各ヘッジ関係の会計処理については、注記1を参照のこと。

## 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジによりヘッジされるリスクは、資産または負債、または損益計算書に影響を及ぼしうる未認識の確定契約の公正価値の変動である。公正価値の変動は、金利および為替レートの変動などにより生じる。当グループの公正価値ヘッジは主として、市場金利の変動による長期固定利付金融商品の公正価値の変動をヘッジするために使用される金利スワップから成る。

公正価値ヘッジ会計の適用により、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値調整額は、ヘッジ手段が損益計算書に影響を及ぼすのと同じ期間に損益計算書に認識される。ヘッジ関係の指定が取り消された場合は、ヘッジ対象の公正価値調整額は、当該ヘッジ対象またはヘッジ対象グループの帳簿価額の一部として引き続き認識されて、満期までの期間にわたり実効利回りの一部として償却され、損益計算書に計上される。ヘッジ対象の当グループの貸借対照表における認識が中止される場合は、公正価値調整額は損益計算書の「その他収益」に、処分損益の一部として計上される。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>公正価値ヘッジによって生じた損益</b>				
ヘッジ対象（ヘッジリスクのみに帰属する）	(467)	(566)	(773)	(1,176)
ヘッジ手段	442	587	759	1,132

## キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジによりヘッジされるリスクは、損益計算書に影響を及ぼしうる将来のキャッシュフローの潜在の変動である。将来のキャッシュフローの変動は、認識された金融資産および負債ならびに蓋然性が高い予定取引に係る金利および為替の変動などにより生じる。当グループのキャッシュフロー・ヘッジは、主として金利スワップ、金利先渡契約および通貨スワップから成り、これらは、変動金利が付されている、または将来払戻しもしくは再投資されると予測される売買目的以外の資産および負債についての将来利息キャッシュフローの変動エクスポージャーをヘッジするために利用される。当グループは、主に、変動利付貸出債権、変動利付負債、ならびに顧客向けおよびホールセール向けの固定利付預金債務の短期再発行について、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用している。将来キャッシュフロー（元本および金利）の金額および時期は、金融資産および負債のそれぞれのポートフォリオの金利更改予想に基づいて予測され、これが、キャッシュフロー・ヘッジに指定されたデリバティブの有効部分に係る損益を識別する際の基礎となる。

適格なキャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、資本の一部を構成するヘッジ準備金に繰延べられる。資本に繰延べられた金額は、ヘッジ対象である予定取引が行われた期間、あるいはヘッジ関係の期日が到来した際に全額償却され、損益計算書に計上される。以下はヘッジ準備金の動きを示している。

連結

当行

	2009年		2008年	
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
期首残高	79	153	51	80
純利息収益に計上された項目	(89)	(53)	(89)	7
損益計算書に計上された項目の税効果	26	18	26	(2)
資本に計上された評価益	(148)	(56)	(135)	(49)
キャッシュフロー・ヘッジの純利益に係る税効果	42	17	38	15
期末残高	(90)	79	(109)	51

下の表は、各種のキャッシュフロー・ヘッジ関係についてのヘッジ準備金の内訳を示している。

	連結		当行	
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
変動利付貸出債権	236	289	111	221
変動利付負債	(140)	(96)	(112)	(95)
短期固定利付債務の再発行	(186)	(114)	(108)	(75)
ヘッジ準備金合計	(90)	79	(109)	51

ヘッジ会計の適用により、上記のヘッジ準備金に計上された利益（または損失）は、対応するヘッジ対象に係る損失（または利益）が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間に損益計算書に振替えられる。デリバティブ商品の公正価値は、当該商品の契約期間を通じて市場金利の変動の影響を受けるため、これらの損益が必ずしもヘッジ関係の期間を通じて一様に損益計算書に振替えられるというわけではない。市場金利はすべての期間を通じて同じように変動するわけではなく、その変動は期間により異なる可能性があり、それがヘッジ準備金に計上された金額が損益計算書に振替えられる時期に影響を及ぼす。

ヘッジ対象となっているキャッシュフローはすべて、今後0から10年（2008年：0から10年）の間に発生すると見込まれており、その発生した期間に損益計算書に認識される予定である。

ヘッジ目的のデリバティブの非有効部分に関するすべての損益は、損益計算書の「その他の収入」として直ちに認識される。損益計算書に計上されたキャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に関する損益は、当グループで53百万ドルの損失（2008年は12百万ドルの利益）、当行で71百万ドルの損失（2008年は9百万ドルの利益）であった。

### 海外事業における純投資ヘッジ

海外事業における純投資ヘッジにおいてヘッジされるリスクは、豪ドル以外の機能通貨を用いている海外事業の連結から生ずる換算差額に関するエクスポージャーで、為替予約を使用するか、または該当する機能通貨と同一通貨での借入により資金調達することでヘッジされる。

海外事業における純投資ヘッジから生じた非有効部分に関する4百万ドルの利益（2008年は4百万ドルの損失）は、「その他の収入」として損益計算書に計上されている。

## 13. 売却可能資産

	連結		当行	
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>上場</b>				
その他政府債	1,501	165	1,147	165
その他証券および株式投資	1,578	2,686	1,334	1,748
上場合計	3,079	2,851	2,481	1,913
<b>非上場</b>				
地方および準政府債	716	2,602	716	2,602
その他政府債	2,943	957	1,079	39
その他証券および株式投資	9,412	10,352	8,853	9,831



貸付金および前渡金	425	718	425	718
非上場合計	13,496	14,629	11,073	13,190
<b>売却可能資産合計</b>	<b>16,575</b>	<b>17,480</b>	<b>13,554</b>	<b>15,103</b>

減損による20百万ドルの損失（2008年は98百万ドル）は、損益計算書に計上された。注記16参照。

#### 2009年9月30日現在の満期別売却可能資産

	3 か月 未満	3 か月 から 12か月	1 年 から 5 年	5 年 から 10年	10年 超	特定 満期 なし	公正価値 合計
（単位：百万ドル）							
地方および準政府債	602	114	-	-	-	-	716
その他政府債	2,482	1,111	851	-	-	-	4,444
その他証券および株式投資	4,775	3,524	2,018	19	156	498	10,990
貸付金および前渡金	57	84	-	-	284	-	425
<b>売却可能資産合計</b>	<b>7,916</b>	<b>4,833</b>	<b>2,869</b>	<b>19</b>	<b>440</b>	<b>498</b>	<b>16,575</b>

#### 2008年9月30日現在の満期別売却可能資産

	3 か月 未満	3 か月 から 12か月	1 年 から 5 年	5 年 から 10年	10年 超	特定満期 なし	公正価値 合計
（単位：百万ドル）							
地方および準政府債	2,431	171	-	-	-	-	2,602
その他政府債	1,086	27	9	-	-	-	1,122
その他証券および株式投資	5,689	4,369	1,886	101	524	469	13,038
貸付金および前渡金	117	517	84	-	-	-	718
<b>売却可能資産合計</b>	<b>9,323</b>	<b>5,084</b>	<b>1,979</b>	<b>101</b>	<b>524</b>	<b>469</b>	<b>17,480</b>

#### 14. 正味貸付金および前渡金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
（単位：百万ドル）				
貸越	8,347	8,282	6,653	6,384
クレジットカード残高	9,376	8,892	7,910	7,421
ターム・ローン - 住宅	188,090	175,826	149,761	129,856
ターム・ローン - 住宅を除く	116,609	130,595	82,068	90,459
購入選択権付リース	10,766	11,174	10,387	1,262
リース債権（下記参照）	2,367	2,394	1,700	1,175
商業手形	136	295	136	287
その他	2,654	2,592	2,290	2,226
貸付金および前渡金合計	338,345	340,050	260,905	239,070
控除：貸倒引当金（注記16参照）	(4,526)	(3,496)	(3,300)	(2,632)
控除：前受収益	(2,372)	(2,600)	(2,102)	(508)
加算：資産計上した仲介/モーゲージ実行手数料	560	600	505	194
<b>正味貸付金および前渡金（1）</b>	<b>332,007</b>	<b>334,554</b>	<b>256,008</b>	<b>236,124</b>

#### リース債権

##### a) ファイナンス・リース債権

##### ファイナンス・リース債権総額

1年未満	593	563	489	179
1年から5年	965	1,169	613	491
5年超	458	309	266	238

控除：ファイナンス・リースに係る未実現利益	(262)	(273)	(225)	(158)
ファイナンス・リース債権への純投資額	1,754	1,768	1,143	750
b)オペレーティング・リース債権				
オペレーティング・リース債権総額				
1年未満	34	58	22	28
1年から5年	207	213	200	170
5年超	110	82	110	69
オペレーティング・リース債権合計	351	353	332	267
リース債権合計	2,105	2,121	1,475	1,017
<b>ファイナンス・リース債権への投資総額の現在価値</b>				
1年未満	512	519	412	150
1年から5年	806	1,009	488	468
5年超	215	273	158	215
	1,533	1,801	1,058	833
<b>購入選択権付リース債権</b>				
1年未満	3,674	3,694	3,506	432
1年から5年	7,021	7,406	6,810	814
5年超	71	74	71	16
	10,766	11,174	10,387	1,262

(1) 2009年の当行の値は、Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド（「Esanda」）の資産および負債の譲渡の影響を受けた値である。

世界の金融市場が混乱した結果、貸借対照表に公正価値で計上される特定の金融商品の市場価額を参照して適切な公正価値の見積を算定するにあたって重大な問題が生じ、評価に主観が入る余地が大きくなった。この結果、当グループが保有し、財務報告上、元来は売却可能に分類されていたモーゲージ証券の一部が影響を受けた。当グループは米国で発行されたこれらのモーゲージ証券を、2008年11月に、償却原価で測定する貸付金および前渡金に組替えた。かかる組替えは、もはや活発な市場で取引されていない有価証券のみに行った。当グループは、予想可能な将来にわたってこれらの資産を保有することを通じて、契約で定められている一連の返済により当初の投資を回収する意向である。

下の表は、ANZ（連結および当行）の財政状態が受けた影響を分析したものである。

	公正価値	帳簿価額 (単位：百万ドル)	資本の部の売却可能資産 再評価差額金への計上額
組替日現在の値	415	415	233
為替変動	該当なし	(89)	(49)
期中に認識された減損損失	-	-	(20)
元本返済	(61)	(61)	-
公正価値への償却（1）	該当なし	8	(7)
公正価値の変動（為替変動を含む）	(138)	該当なし	該当なし
期末残高	216	273	157
期中に認識された減損損失	-	20	-

(1) 組替えた資産の加重平均実効金利は約1.3%。

## 15. 減損金融資産

次表は、貸借対照表上に償却原価で計上される減損金融資産の概要を示している。これらの項目の減損損失は、貸倒引当金勘定を通じて計上される。これは、貸借対照表上に公正価値で計上される金融資産と対照的である。金融資産の減損損失は全体的な公正価値の構成要素として認識される。

減損金融資産に関する詳細情報は、「注記33 財務リスク管理」に記載されている。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)			
<b>減損金融資産概要</b>				
不良債権	4,392	1,750	3,310	1,347
リストラクチャード項目(1)	673	846	504	846
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	530	77	504	72
<b>減損金融資産総額</b>	<b>5,595</b>	<b>2,673</b>	<b>4,318</b>	<b>2,265</b>
<b>個別引当金</b>				
不良債権	(1,512)	(646)	(1,050)	(459)
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	(14)	(29)	(12)	(29)
<b>正味減損金融資産</b>	<b>4,069</b>	<b>1,998</b>	<b>3,256</b>	<b>1,777</b>

**延滞90日以上で未収利息を計上している貸付金(2)**

これらの金額は、90日以上延滞で十分な担保が付されているか、または180日以上延滞するまで未収利息の計上が認められるポートフォリオで管理されているため、減損資産には分類されていない。

2009年	2008年	2009年	2008年
1,597	1,060	1,200	758

- (1) 「リストラクチャード項目」とは、顧客の資金難に関連する理由から、当初の契約条件が変更され、元利またはその他の未払金の削減、あるいは営利を重視しない期間にわたる返済期限延長を規定した融資枠であるため、減損が生じているとはみなされない、オン・バランスシートとオフ・バランスシートのエクスポージャーを含む。
- (2) 90日以上延滞しているものの、延滞期間が180日を超えるまで正常先として保有することがAPRAにより認められている、無担保クレジットカードおよび個人ローンが当グループにつき135百万ドル（2008年は115百万ドル）および当行につき94百万ドル（2008年は82百万ドル）含まれる。90日以上延滞している資産の残りの大部分は十分な担保が付されているものとして評価され、発生主義に基づいて利息計上されている。

## 16. 貸倒引当金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)			
<b>引当金動向分析</b>				
<b>新規および増加した引当金</b>				
オーストラリア	2,387	978	2,262	856
ニュージーランド	540	187	2	-
アジア太平洋、ヨーロッパ、およびアメリカ	118	72	37	42
	3,045	1,237	2,301	898
引当金取崩	(210)	(105)	(173)	(72)
	2,835	1,132	2,128	826
償却債権取立額	(85)	(100)	(50)	(63)
個別引当金への繰入	2,750	1,032	2,078	763
売却可能資産の減損	20	98	20	98
一括引当金への繰入	235	818	(19)	712
<b>損益計算書上の繰入額</b>	<b>3,005</b>	<b>1,948</b>	<b>2,079</b>	<b>1,573</b>

**金融資産別の貸倒引当金の推移**

連結	流動性資産 および他の 金融機関に 対する債権		正味貸付金 および前渡金 ならびに支払 承諾見返		その他 金融資産		信用関連コミ ットメント(1)		引当金合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)									
<b>一括引当金</b>										
期首残高	-	-	2,062	1,483	-	-	759	509	2,821	1,992
為替変動調整	-	-	(48)	4	-	-	(8)	7	(56)	11
損益計算書上の繰 入額	-	-	538	575	-	-	(303)	243	235	818
一括引当金合計	-	-	2,552	2,062	-	-	448	759	3,000	2,821

## 個別引当金

期首残高	-	-	646	261	-	-	29	9	675	270
損益計算書上の繰入額	-	-	2,741	1,012	-	-	9	20	2,750	1,032
為替変動調整	-	-	(22)	-	-	-	-	-	(22)	-
割引額の償却	-	-	(73)	(28)	-	-	-	-	(73)	(28)
貸倒償却	-	-	(1,865)	(699)	-	-	(24)	-	(1,889)	(699)
償却債権取立額	-	-	85	100	-	-	-	-	85	100
個別引当金合計	-	-	1,512	646	-	-	14	29	1,526	675
貸倒引当金合計	-	-	4,064	2,708	-	-	462	788	4,526	3,496

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から成る。

次表は、正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返に係る個別引当金の推移に関する詳細な分析である。

連結	オーストラリア		アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ		ニュージーランド		正味貸付金および 前渡金ならびに 支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)								
<b>個別引当金</b>								
期首残高	487	214	48	9	111	38	646	261
損益計算書上の繰入額	2,140	794	101	59	500	159	2,741	1,012
為替変動調整	(9)	(11)	(9)	12	(4)	(1)	(22)	-
割引額の償却	(65)	(23)	(1)	-	(7)	(5)	(73)	(28)
貸倒償却	(1,569)	(566)	(69)	(38)	(227)	(95)	(1,865)	(699)
償却債権取立額	64	79	5	6	16	15	85	100
個別引当金合計	1,048	487	75	48	389	111	1,512	646

## 比率

	連結	
	2009年	2008年
前渡金総額合計に対する個別引当金の比率(%)	0.4	0.2
前渡金総額合計に対する一括引当金の比率(%)	0.9	0.8
前渡金総額合計に対する貸倒償却の比率(%)	0.5	0.2

当行	流動性資産 および他の 金融機関に 対する債権		正味貸付金 および前渡金 ならびに支払 承諾見返		その他 金融資産		信用関連コミッ トメント(1)		引当金合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)										
<b>一括引当金</b>										
期首残高	-	-	1,519	1,028	-	-	625	389	2,144	1,417
為替変動調整および振替(2)	-	-	95	7	-	-	18	8	113	15
損益計算書上の繰入額	-	-	272	484	-	-	(291)	228	(19)	712
一括引当金合計	-	-	1,886	1,519	-	-	352	625	2,238	2,144
<b>個別引当金</b>										
期首残高	-	-	459	172	-	-	29	9	488	181
損益計算書上の繰入額	-	-	2,071	743	-	-	7	20	2,078	763
為替変動調整および振替(2)	-	-	37	4	-	-	-	-	37	4
割引額の償却	-	-	(65)	(23)	-	-	-	-	(65)	(23)
貸倒償却	-	-	(1,502)	(500)	-	-	(24)	-	(1,526)	(500)
償却債権取立額	-	-	50	63	-	-	-	-	50	63
個別引当金合計	-	-	1,050	459	-	-	12	29	1,062	488
貸倒引当金合計	-	-	2,936	1,978	-	-	364	654	3,300	2,632

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から成る。

次表は、正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返に係る個別引当金の推移に関する詳細な分析である。

当行	オーストラリア		アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ		ニュージーランド		正味貸付金および 前渡金ならびに 支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>個別引当金</b>								
期首残高	424	165	35	7	-	-	459	172
損益計算書上の繰入額	2,042	710	27	33	2	-	2,071	743
為替変動調整および振替	44	(3)	(7)	7	-	-	37	4
割引額の償却	(65)	(23)	-	-	-	-	(65)	(23)
貸倒償却	(1,468)	(485)	(34)	(15)	-	-	(1,502)	(500)
償却債権取立額	49	60	1	3	-	-	50	63
個別引当金合計	1,026	424	22	35	2	-	1,050	459

(2) 2009年に個別引当金49百万ドルと一括引当金94百万ドルをEsanda オーストラリアから当行に振替えた件も算入されている。

比率	当行	
	2009年	2008年
前渡金総額合計に対する個別引当金の比率(%)	0.4	0.2
前渡金総額合計に対する一括引当金の比率(%)	0.8	0.8
前渡金総額合計に対する貸倒償却の比率(%)	0.6	0.2

[次へ](#)

17. 被支配法人、関連会社およびジョイントベンチャーの株式

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
被支配法人の株式合計	-	-	8,522	9,144
関連会社の株式合計(1) (注記39参照)	2,712	2,608	761	869
ジョイントベンチャーの株式合計(2) (注記40参照)	1,853	1,767	-	-
被支配法人、関連会社およびジョイントベンチャーの株式合計	4,565	4,375	9,283	10,013

(1) 関連会社への投資は、持分法を適用して連結財務書類に計上され、親会社の財務書類においては取得原価で計上されている。

(2) ジョイントベンチャーへの投資は、持分法を適用して連結財務書類に計上されている。

**被支配法人の買収**

2008年9月30日および2009年9月30日に終了した年度中に買収された重要な被支配法人はなかった。

**被支配法人の処分**

2009年9月30日に終了した年度中に処分された重要な被支配法人はなかった。

2008年1月から3月までの間、当グループはダイバーシファイド・インフラストラクチャー・トラスト(「DIT」)への投資の46%を段階的に処分した。DITが保有する主要な投資はスタジアム・オーストラリア・グループに対する投資であり、スタジアム・オーストラリア・グループはシドニーのANZスタジアムの長期賃借権を所有している。ANZは、2008年3月1日以降DITを連結から除外した。ANZ以外のユニット所有者に対する議決権の分配が行われたことにより、もはや支配持分をもたなくなったからである。DITを連結から除外した後の2008年9月現在、ANZは残りの保有持分を関連会社への投資として処理した(詳細については、注記39を参照のこと)。

当グループが処分した被支配法人の資産および負債の総計の詳細は以下のとおりである。

	連結 帳簿価額		当行 帳簿価額	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
正味貸付金および前渡金	-	-	該当なし	該当なし
土地建物および設備機器	-	200	該当なし	該当なし
被支配法人の株式	-	-	-	174
割当てられたのれんを含むその他資産	-	150	該当なし	該当なし
預金およびその他の借入金	-	(123)	該当なし	該当なし
支払債務およびその他の負債	-	(50)	該当なし	該当なし
長期従業員受給権引当金	-	-	該当なし	該当なし
	-	177	-	174
控除：留保持分	-	(98)	-	(97)
処分された正味資産	-	79	-	77
受取現金対価	-	81	-	81
保証および補償引当金	-	-	-	-
売却益	-	2	-	4

当グループの資金収入となった正味受取代金の内訳は以下のとおりである。

連結 当行

	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
受取現金対価および処分関連直接費用	-	81	-	81
差引：処分により流出した現金および現金同等物残高	-	-	-	-
処分による資金収入（処分現金控除後）	-	81	-	81

## 18. 税金資産

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>オーストラリア</b>				
当期税金資産	586	680	601	680
繰延税金資産	214	-	194	14
	800	680	795	694
<b>ニュージーランド</b>				
当期税金資産	107	129	-	-
繰延税金資産	-	98	-	-
	107	227	-	-
<b>海外市場</b>				
当期税金資産	-	-	-	-
繰延税金資産	289	259	252	225
	289	259	252	225
<b>当期税金資産および繰延税金資産の合計</b>	<b>1,196</b>	<b>1,166</b>	<b>1,047</b>	<b>919</b>
<b>当期税金資産合計</b>	<b>693</b>	<b>809</b>	<b>601</b>	<b>680</b>
<b>損益計算書に計上された繰延税金資産</b>				
減損貸付金および前渡金に関する一括引当金	882	850	667	650
減損貸付金および前渡金に関する個別引当金	445	218	318	165
繰延手数料収入	108	87	99	65
従業員受給権引当金	130	130	100	99
その他引当金	325	288	198	187
その他	217	170	118	110
	2,107	1,743	1,500	1,276
<b>資本に直接計上された繰延税金資産</b>				
確定給付債務	70	47	57	40
売却可能資産再評価差額金	49	58	48	50
キャッシュフロー・ヘッジ	37	-	43	-
	156	105	148	90
相殺規定に基づく繰延税金資産の相殺(1)	(1,760)	(1,491)	(1,202)	(1,127)
<b>繰延税金資産（純額）</b>	<b>503</b>	<b>357</b>	<b>446</b>	<b>239</b>
<b>未認識繰延税金資産</b>				
以下の繰延税金資産は、下記の場合にのみ認識される。				
・ 税控除の恩恵を実現させるために十分なだけの課税所得の種類および金額が生じていること。				
・ 課税立法により課される税控除の条件を充足していること。				
・ 当グループによる税控除の恩恵の実現に悪影響を与える課税立法の変更がないこと。				
(収益勘定における)未使用の税務上の欠損金	8	7	-	-
<b>未認識繰延税金資産の合計</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(1) 同じ課税主体もしくは同じ課税グループの中の異なる課税主体に対して同じ税務当局により課される法人税に関する繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

## 19. のれんおよびその他の無形資産

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年

	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>のれん</b>				
<b>帳簿価額総額</b>				
期首残高	3,064	3,126	-	-
企業結合による追加	-	5	-	-
評価減	-	(4)	-	-
処分による認識の中止	(4)	-	-	-
為替変動	(61)	(63)	-	-
<b>期末残高(1)</b>	<b>2,999</b>	<b>3,064</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>ソフトウェアおよびその他の無形資産</b>				
<b>帳簿価額総額</b>				
期首残高	1,447	1,222	1,283	1,087
追加	3	-	-	-
社内開発による追加	411	286	372	256
為替変動	(2)	(2)	(3)	(1)
減損	(34)	(59)	(31)	(59)
<b>期末残高</b>	<b>1,825</b>	<b>1,447</b>	<b>1,621</b>	<b>1,283</b>
<b>償却および減損累計額</b>				
期首残高	770	671	660	576
償却費用(2) (注記4参照)	162	134	143	120
為替変動	3	1	(4)	-
減損	(7)	(36)	(7)	(36)
<b>期末残高</b>	<b>928</b>	<b>770</b>	<b>792</b>	<b>660</b>
<b>帳簿価額純額</b>				
期首残高	677	551	623	511
<b>期末残高</b>	<b>897</b>	<b>677</b>	<b>829</b>	<b>623</b>
<b>のれん、ソフトウェアおよびその他の無形資産</b>				
<b>帳簿価額純額</b>				
期首残高	3,741	3,677	623	511
<b>期末残高(1)</b>	<b>3,896</b>	<b>3,741</b>	<b>829</b>	<b>623</b>

(1) 持分法適用会社における連結調整勘定相当額を除く。

(2) ソフトウェア償却費用155百万ドル(2008年9月：127百万ドル)およびその他の無形資産の償却費7百万ドル(2008年9月：7百万ドル)から成る。当行の金額は、ソフトウェア償却費用140百万ドル(2008年9月：115百万ドル)およびその他の無形資産の償却費3百万ドル(2008年9月：5百万ドル)から成る。

#### 現金生成単位に割当てられるのれん

上記ののれんの残高は、主に、2003年12月のNBNZホールディングス・リミテッドの買収により取得したのれんである。のれんおよびこののれんを含む現金生成単位の減損テストについては、注記2(vi)で説明されている。

#### 20. その他資産

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
未収利息/前払割引料	1,097	1,819	743	1,329
未収手数料	77	129	57	89
前払費用	139	111	54	55
発行済株式清算	917	433	581	351
オペレーティング・リース残存価額	277	185	160	5
資産化費用	37	42	37	42
その他	1,683	2,359	1,117	1,481
<b>その他資産合計</b>	<b>4,227</b>	<b>5,078</b>	<b>2,749</b>	<b>3,352</b>



## 21. 土地建物および設備機器

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>所有土地および賃借土地ならびに建物</b>				
取得原価	628	640	92	97
減価償却累計額	(218)	(208)	(42)	(42)
	410	432	50	55
<b>賃借建物附属設備</b>				
取得原価	385	356	254	236
減価償却累計額	(229)	(202)	(150)	(127)
	156	154	104	109
<b>什器および備品</b>				
取得原価	969	938	753	725
減価償却累計額	(613)	(568)	(459)	(418)
	356	370	294	307
<b>コンピューター機器</b>				
取得原価	979	937	719	682
減価償却累計額	(748)	(722)	(550)	(527)
	231	215	169	155
<b>建設仮勘定</b>				
取得原価	909	421	832	379
<b>土地建物および設備機器合計</b>	<b>2,062</b>	<b>1,592</b>	<b>1,449</b>	<b>1,005</b>

各土地建物および設備機器の帳簿残高の推移は下記のとおりである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>所有土地および賃借土地ならびに建物</b>				
期首帳簿価額	432	634	55	58
追加	41	82	6	2
処分	(34)	(261)	-	(1)
減価償却	(18)	(22)	(4)	(4)
為替変動	(11)	(1)	(7)	-
期末帳簿価額	410	432	50	55
<b>賃借建物附属設備</b>				
期首帳簿価額	154	125	109	89
追加	46	55	23	41
処分	(1)	(1)	-	(1)
償却	(38)	(27)	(27)	(21)
為替変動	(5)	2	(1)	1
期末帳簿価額	156	154	104	109
<b>什器および備品</b>				
期首帳簿価額	370	340	307	280
追加	67	100	50	85
処分	(4)	(4)	(3)	(4)
減価償却	(72)	(66)	(58)	(54)
為替変動	(5)	-	(2)	-
期末帳簿価額	356	370	294	307
<b>コンピューター機器</b>				

期首帳簿価額	215	229	155	171
追加	110	66	78	43
処分	(8)	(1)	(5)	-
減価償却	(84)	(81)	(58)	(60)
為替変動	(2)	2	(1)	1
期末帳簿価額	231	215	169	155

**建設仮勘定**

期首帳簿価額	421	165	379	141
正味追加	488	256	453	238
期末帳簿価額	909	421	832	379
<b>土地建物および設備機器合計</b>	<b>2,062</b>	<b>1,592</b>	<b>1,449</b>	<b>1,005</b>

## 22. 預金およびその他の借入金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
譲渡性預金	44,711	52,346	41,019	47,656
定期預金	108,367	89,225	79,332	62,225
その他の利付預金およびその他の借入金	113,304	100,575	92,987	79,098
無利息預金	10,174	9,367	5,800	5,322
コマーシャル・ペーパー	14,227	22,422	8,162	9,027
連結子会社の借入債務(1)	3,587	10,031	-	-
<b>預金およびその他の借入金の合計</b>	<b>294,370</b>	<b>283,966</b>	<b>227,300</b>	<b>203,328</b>

(1) 当該残高には被支配法人の社債が含まれている。連結子会社Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド（「Esanda」）の社債21億ドルの元本および未払利息には、信託契約および担保付社債により、同社の事業および土地建物以外の全資産（31億ドル）を対象とする浮動担保が付されている。Esandaの全被支配法人（自発的登記廃止を行い、または行う予定で、帳簿価額が非常に小さいものを除く）が、Esandaが発行するすべての社債および無担保債券に係る元利息およびその他の金員の支払いを保証している。担保に供されている貸付金は、Esandaとその子会社のもののみである。2009年3月18日付で、Esandaは新規社債の発行を停止した。

さらに、当該残高は、連結子会社UDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）の16億ニュージーランドドルの担保付社債の元本および未払利息も含んでおり、これらにはUDCの全資産（19億ニュージーランドドル）を対象とする浮動担保が付されている。

## 23. 法人税債務

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>オーストラリアおよびニュージーランド</b>				
当期末払法人税	-	-	-	-
繰延税金負債	-	-	-	-
	-	-	-	-
<b>海外市場</b>				
当期末払法人税	99	61	61	2
繰延税金負債	111	149	90	145
	210	210	151	147
<b>当期および繰延法人税負債合計</b>	<b>210</b>	<b>210</b>	<b>151</b>	<b>147</b>
<b>当期末払税金合計</b>	<b>99</b>	<b>61</b>	<b>61</b>	<b>2</b>

**損益計算書に計上された繰延税金負債**

ファイナンス・リース	215	234	104	114
保有自己証券	608	637	609	658
資産化費用	144	147	144	53
その他	877	576	435	426
	1,844	1,594	1,292	1,251

直接資本の部に計上された繰延税金負債				
キャッシュフロー・ヘッジ	-	31	-	21
外貨換算調整勘定	27	15	-	-
	27	46	-	21
相殺規定に基づく繰延税金負債の相殺(1)	(1,760)	(1,491)	(1,202)	(1,127)
<b>繰延税金負債(純額)</b>	<b>111</b>	<b>149</b>	<b>90</b>	<b>145</b>
未認識繰延税金負債				
負債として計上されていない繰延税金負債:				
その他の未実現将来加算一時差異(2)	67	46	31	11
<b>未認識繰延税金負債合計</b>	<b>67</b>	<b>46</b>	<b>31</b>	<b>11</b>

(1) 同じ課税主体もしくは同じ課税グループの中の異なる課税主体に対して同じ税務当局により課される法人税に関する繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

(2) 海外支店および子会社の利益剰余金が全額送金された場合に発生しうる追加の外国税額を示す。

#### 24. 支払債務およびその他の負債

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
支払債務	1,689	2,808	1,295	2,392
未払利息および前受割引料	2,448	3,563	1,771	2,561
確定給付制度債務	246	154	200	132
未払費用	1,028	734	780	499
約定見返	765	379	652	318
その他負債	1,599	1,805	1,308	949
<b>支払債務およびその他の負債の合計</b>	<b>7,775</b>	<b>9,443</b>	<b>6,006</b>	<b>6,851</b>

#### 25. 引当金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
従業員受給権(1)	445	444	339	340
事業再構築費用および余剰賃借スペース(2)	144	183	124	155
貸倒以外の損失、詐欺および偽造(3)	169	169	146	140
その他	554	421	296	273
<b>引当金合計</b>	<b>1,312</b>	<b>1,217</b>	<b>905</b>	<b>908</b>

次の表は各種類の引当金(従業員受給権引当金を除く)の帳簿価額の推移を示している。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
<b>事業再構築費用および余剰賃借スペース(2)</b>				
期首帳簿価額	183	37	155	32
年度中の引当金繰入額	111	185	91	153
年度中の支払額	(104)	(15)	(77)	(9)
引当金の振替額/取崩額	(46)	(24)	(45)	(21)
期末帳簿価額	144	183	124	155
<b>貸倒以外の損失、詐欺および偽造</b>				
期首帳簿価額	169	186	140	138
年度中の引当金繰入額	30	37	29	15
年度中の支払額	(12)	(38)	(10)	(5)
引当金の振替額/取崩額	(18)	(16)	(13)	(8)

期末帳簿価額	169	169	146	140
<b>その他引当金(3)</b>				
期首帳簿価額	421	398	273	241
年度中の引当金繰入額	476	281	238	263
年度中の支払額	(272)	(186)	(155)	(183)
引当金の振替額/取崩額	(71)	(72)	(60)	(48)
期末帳簿価額	554	421	296	273

- (1) 従業員受給権に関する債務総額は、主に年次休暇および長期勤続休暇に係る引当金で構成されている。
- (2) 事業再構築費用および余剰賃借スペース引当金は、当グループの事業範囲または事業の態様に重要な変更をもたらす事業撤退から生じるもので、退職給付を含んでいる。継続事業に関する費用は引当金が計上されていない。引当金は、当グループの意思が明確であり、時期は不確定であるものの費用が発生する可能性が高く、かつ信頼に足る金額の見積りが可能なときに計上される。
- (3) その他引当金はその他の種々の引当金で構成され、これにはロイヤリティ・プログラム、労働災害補償および賃貸借物件に係る修繕引当金が含まれている。

## 26. 社債およびノート

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>通貨別社債</b>				
USD 米ドル	22,199	24,783	14,031	15,940
GBP 英ポンド	4,202	7,263	3,218	5,608
AUD 豪ドル	2,822	2,984	2,772	2,934
NZD ニュージーランドドル	1,522	1,414	73	131
JPY 日本円	7,512	5,644	7,436	4,853
EUR ユーロ	13,208	17,365	13,208	15,479
HKD 香港ドル	2,727	3,230	2,690	2,975
CHF スイスフラン	2,015	2,560	1,713	2,246
CAD カナダドル	684	1,692	684	1,692
NOK ノルウェークローネ	53	53	53	53
SGD シンガポールドル	230	240	69	65
CZK チェココルナ	86	95	86	95
<b>社債総額</b>	<b>57,260</b>	<b>67,323</b>	<b>46,033</b>	<b>52,071</b>

## 27. 借入金

	利率	連結		当行	
		2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：%)	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>ハイブリッドローンキャピタル (劣後)(4)</b>					
米国信託証券					
350百万米ドル2053年満期非累積信託証券	4.48	423	438	397	438
750百万米ドル2053年満期非累積信託証券	5.36	907	938	853	938
英国複合証券	6.54	820	1,014	820	1,014
ANZ転換優先株式(ANZ CPS)	BBSW + 2.50	1,081	1,081	1,081	1,081
転換社債(ANZ CN)	BBSW + 2.00	-	600	-	600
		<b>3,231</b>	<b>4,071</b>	<b>3,151</b>	<b>4,071</b>
<b>永久劣後債</b>					
300百万米ドル変動利付社債	LIBOR + 0.15	341	375	341	375
835百万ニュージーランドドル固定利付社債					
(1)	9.66	685	700	-	-
		<b>1,026</b>	<b>1,075</b>	<b>341</b>	<b>375</b>

## 劣後債(4)

79百万米ドル2008年満期変動利付社債	LIBOR + 0.53	-	12	-	12
400百万豪ドル2010年満期変動利付社債	BBSW + 0.29	400	400	400	400
380百万豪ドル2014年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.41	-	380	-	380
350百万豪ドル2014年満期固定利付社債(3)	6.50	-	350	-	350
400百万米ドル2015年満期変動利付社債(2)	LIBOR + 0.20	455	500	455	500
300百万豪ドル2015年満期固定利付社債(3)	6.00	304	297	304	297
200百万英ポンド2015年満期固定利付社債(2)	5.625	372	446	372	446
500百万ユーロ2015年満期固定利付社債(3)	4.45	830	892	830	892
250百万米ドル2016年満期変動利付社債(2)	LIBOR + 0.21	284	313	284	313
300百万豪ドル2016年満期固定利付社債(3)	6.25	299	298	299	298
300百万豪ドル2016年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.22	300	300	300	300
250百万英ポンド2016年満期固定利付社債(3)	4.75	479	555	479	555
350百万ニュージーランドドル2016年満期固定利付社債(3)	7.16	287	293	-	-
350百万豪ドル2017年満期固定利付社債(2)	6.50	350	349	350	349
350百万豪ドル2017年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.24	350	350	350	350
100百万豪ドル2017年満期固定利付社債(2)	7.30	100	100	100	100
100百万豪ドル2017年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.40	100	100	100	100
175百万英ポンド2017年満期固定利付社債(2)	6.38	349	403	349	403
250百万ニュージーランドドル2017年満期固定利付社債(2)	7.60	205	204	-	-
350百万ニュージーランドドル2017年満期固定利付社債(2)	8.23	287	293	-	-
400百万英ポンド2018年満期固定利付社債(3)	4.75	724	821	724	821
290百万豪ドル2017年満期固定利付社債(3)	7.75	289	289	289	289
210百万豪ドル2017年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.75	210	210	210	210
100百万豪ドル2017年満期変動利付社債(2)	BBSW + 0.70	100	100	100	100
365百万豪ドル2018年満期変動利付社債(2)	BBSW + 1.20	365	365	365	365
500百万豪ドル2018年満期変動利付社債(2)	BBSW + 2.05	500	500	500	500
750百万ユーロ2019年満期固定利付社債	5.13	1,233	-	1,233	-
		9,172	9,120	8,393	8,330
<b>借入金合計</b>		<b>13,429</b>	<b>14,266</b>	<b>11,885</b>	<b>12,776</b>

## 通貨別借入金

豪ドル	4,748	6,069	4,748	6,069
ニュージーランドドル	1,464	1,490	-	-
米ドル	2,410	2,576	2,330	2,576
英ポンド	2,744	3,239	2,744	3,239
ユーロ	2,063	892	2,063	892
	13,429	14,266	11,885	12,776

- (1) 利率は初回の早期償還日である2013年4月18日までは固定利率で、償還されない場合は、同日に「5年物スワップレート +2.00%」に再設定され、次の早期償還日である2018年4月18日まで据え置かれる。同日に「3か月物FRAレート +3.00%」の変動利率に戻り、その後四半期ごとに算定される。
- (2) 満期5年前から償還可能。
- (3) 満期5年前から償還可能となり、償還されない場合は、変動利率へ復する。
- (4) 帳簿価額には、公正価値ヘッジ会計の適用、または損益を通じた公正価値を選択した結果生じた債券の再評価差額が含まれる場合がある。

借入金は、預金者ならびに当行および社債を発行した被支配法人のその他すべての債権者に対し支払順位に関して劣後する。借入金は、米国信託証券、英国複合証券およびANZ CPSを除き、自己資本規制に関してAPRAが定義するTier 2資本に含まれる。米国信託証券は、自己資本規制に関してAPRAが定義する革新的Tier 1に含まれる。英国複合証券およびANZ CPSは、自己資本規制に関してAPRAが定義する非革新的Tier 1資本に含まれる。

## 米国信託証券

当行は、2003年11月19日付目論見書に従い、2003年11月27日に米ドル建て非累積型信託証券（「米国信託証券」）1.1百万単位を各1,000米ドルで発行し、11億米ドルを調達した。米国信託証券は、無担保利付債券（当行のニュージーランド完全子会社サムソン・ファンディング・リミテッド発行）および1,000米ドル全額払込済優先株式（当行発行）の2種の全額払込済証券により構成され、綴じ合えた状態で、ANZキャピタル・トラスト またはANZキャピタル・トラスト（「Trusts」）により米国信託証券として発行されている。投資家はTrustsから米国信託証券を償還し、元となる複合証券のみを保有する選択権を有する。

当該信託証券は2つのトランシュに分かれている。

- ・ 4.48%利付350百万米ドルのトランシュであり、ANZキャピタル・トラスト を通して発行された。ANZは2010年1月15日より後の任意の利払日に現金で米国信託証券を償還することができる。ANZがこの権利を行使しない場合、投資家はANZに対し目論見書上の算式に基づき米国信託証券と一定数の普通株式との交換を請求することができる。
- ・ 5.36%利付750百万米ドルのトランシュであり、ANZキャピタル・トラスト を通して発行された。2013年12月15日より上記と同様の転換権が生じる。

米国信託証券に対する分配は非累積的で、元となる債券についてそれぞれのTrustsが受領する支払いを資金源として半年ごとに後払いされる。分配の前提として、支払いのための一定の基準（すなわちAPRAの規制を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。分配は各年の6月、12月の各15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われない。米国信託証券について分配が行われないときは、当グループはANZ普通株式または米国信託証券の一部を成す優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない。

配当金支払日より7営業日以内に各Trustが配当金を全額支払うことができないなどの「転換事由」の発生時、または当行の選択する任意の時点で、該当する米国信託証券の債券部分は自動的に当行の子会社に移転し、優先株式部分はかかる米国信託証券の償還として投資家に分配される。分配された優先株式には直ちに配当金が支払われ、保有者は分配前に当該優先株式が一部を構成していた米国信託証券について予定されていた支払いと同額の非累積的配当を受領する。米国信託証券は、2053年12月15日より前に償還または買戻されない場合は優先株式に転換され、同優先株式は目論見書上の算式に基づき一定数の普通株式に強制的に転換される。

米国信託証券の一部を成す優先株式は、英国複合証券、ANZ CPS、ANZ CNおよびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式とすべての点について同順位である。一定の限定的な状況を除いて、米国信託証券の保有者は、当行の株主総会において議決権を有しない。

当行の解散にあたっては、米国信託証券の所有者の権利は、米国信託証券の優先株式部分によって決定される。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式に対しては優先する。

米国信託証券は、APRAが定義する自己資本の革新的Tier 1 資本に該当する。

## 英国複合証券

当行は2007年6月15日に、2007年6月12日付目論見書に従い、非累積型強制転換複合証券（「英国複合証券」）9,000単位を各50,000英ポンドで発行し、450百万英ポンドを調達した。英国複合証券は、当行がニューヨーク支店を介して発行した50,000英ポンドの無担保利付劣後債券および当行が発行した50,000英ポンドの優先株式の2種の全額払込済証券が綴じ合わされている。

英国複合証券に対する分配は非累積的で、6.54%の固定利率（普通株式に転換される、もしくは目論見書の記載内容に基づき利率が再設定されるまで）で半年ごとに後払いされる。分配の前提として、支払のための一定の基準（すなわちAPRAの規制を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。分配は各年の6月および12月の各15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われない。英国複合証券について分配が行われないときは、当グループはANZ普通株式または英国複合証券の一部を成す優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない。

当行の解散手続きの開始などの特定事由の発生時、または当行の選択する任意の時点で、該当する英国複合証券の債券部分は当行に移転し、保有者はかかる英国複合証券の優先株式部分のみを保有することとなる。

2012年6月15日（「転換日」）もしくは特定の事由によってはそれ以前に、英国複合証券は目論見書上の算式に基づき一定数の当行普通株式に強制的に転換される。ただし、目論見書に定める転換基準を満たさない場合、普通株式への強制転換は5年間延期される。

英国複合証券の一部を成す優先株式は、米国信託証券、ANZ CPS、ANZ CNおよびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式と同順位である。一定の限定的な状況を除いて、英国複合証券の保有者は、当行の株主総会において議決権を有しない。

上述のとおり、当行の解散にあたっては、英国複合証券の債券部分は当行に移転し、保有者はかかる英国複合証券の優先株式部分のみを保有することとなる。したがって、当行の解散時における英国複合証券の保有者の権利は、英国複合証券の優先株式部分に基づく権利となる。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式に対しては優先する。

英国複合証券は、APRAが定義する自己資本の非革新的Tier 1 資本に該当する。

#### ANZ転換優先株式（ANZ CPS）

2008年9月30日、当行は2008年9月4日付目論見書に従い、ANZ CPS10.8百万単位を各100ドルで発行し、1,081百万ドル（発行費用の13百万ドルを差引くと、正味調達額は1,068百万ドル）を調達した。ANZ CPSは、全額払込済み非累積的強制転換優先株式であり、オーストラリア証券取引所に上場している。

ANZ CPSに対する分配は非累積的であり、四半期毎（12月15日、3月15日、6月15日および9月15日）に後払いされ、普通株式に適用される税率で課税される。分配は、90日物銀行手形レートに250ベース・ポイントのマーヅンを加えたものに1からオーストラリア法人税率を引いたものを掛けて得られる数値に等しい変動配当率に基づく。90日物銀行手形レートは、四半期毎に次の四半期に向けて再設定される。分配が全額課税済みでない場合、当該証券の条項に従い、課税利益金額について現金のグロスアップ計算が行われる。分配の前提として、当行取締役会の完全裁量を条件とし、支払のための一定の基準（すなわちAPRAの規制を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。ANZ CPSについて分配が行われないときは、当グループはANZ普通株式またはANZ CPSと同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない。

2014年6月16日（「転換日」）もしくは特定の事由によってはそれ以前に、ANZ CPSは目論見書上の算式に基づき一定数（100ドルを、転換日前の20取引日の普通株式の平均市場価格（2.5%割引後）で除した数に基づく）の当行普通株式に強制的に転換される。ただし、目論見書に定める転換基準を満たさない場合、普通株式への強制転換は3か月延期される。

ANZ CPSは、ANZ CNおよび米国信託証券、英国複合証券およびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式と同順位である。限定的な状況を除き、ANZ CPSの所有者は当行の株主総会において議決権を有しない。

当行の解散時にANZ CPSは、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式に対しては優先する。

ANZ CPSは、APRAが定義する非革新的残余Tier 1 資本に該当する。

#### 転換社債

2008年9月26日、当行はニューヨーク支店を通じて、転換社債1,200単位をそれぞれ500,000ドルの発行価格で発行した。この転換社債は変動利付非累積型永久劣後転換社債で、2009年9月28日またはその後の四半期ごとの各利払日に、保有者の任意でANZ普通株式に転換でき、所定の事由が発生した場合は、それを受けて上記よりも早い時期に転換できる。ANZは、2009年9月28日にこの転換社債を繰上償還した。

#### 28. 株式資本

発行済株式数	当行	
	2009年	2008年
普通株式（全額払込済）	2,504,540,925	2,040,656,484
優先株式（全額払込済）	500,000	500,000
<b>発行済株式総数</b>	<b>2,505,040,925</b>	<b>2,041,156,484</b>

#### 普通株式

普通株式は無額面であり、株主には、普通株主に支払われる配当金を受取る権利、および当行清算時には、全額払込済普通株式保

有数に応じて、普通株主に帰属する残余財産の分配を請求する権利が付与される。

全額払込済普通株式の各保有者は、株主総会に自らまたは代理人が出席して、挙手の場合は各人1、投票の場合は各株式につき1の議決権を有する。

発行済株式数	当行	
	2009年	2008年
期首残高	2,040,656,484	1,864,678,820
ボーナス・オプション制度(1)	3,928,449	2,838,335
配当再投資制度(1)	52,386,890	42,546,446
配当再投資制度引受	75,000,000	61,534,092
ANZ従業員株式取得制度	6,224,007	2,975,312
ANZ株式オプション制度(2)	818,805	4,115,132
StEPSの転換	-	61,968,347
第三者割当増資およびシェア・パーチェス・プラン(株主割当増資) (5)(6)(7)	325,526,290	-
<b>期末残高</b>	<b>2,504,540,925</b>	<b>2,040,656,484</b>

普通株式資本	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
期首残高	12,589	8,946	12,589	8,946
配当再投資制度(1)	742	1,019	742	1,019
配当再投資制度引受	1,046	1,487	1,046	1,487
ANZ従業員株式取得制度(2)	99	80	99	80
自己株式(3)(4)	-	(10)	-	(10)
ANZ株式オプション制度(2)	14	67	14	67
StEPSの転換	-	1,000	-	1,000
第三者割当増資およびシェア・パーチェス・プラン(株主割当増資)(5)(6)(7)	4,661	-	4,661	-
<b>期末残高</b>	<b>19,151</b>	<b>12,589</b>	<b>19,151</b>	<b>12,589</b>

(1) 制度の詳細については注記7を参照。

(2) 制度の詳細については注記46を参照。

(3) 株式報酬制度に基づく支払額の決済を目的とした株式の市場買付。さらに、2009年9月30日終了年度に、当グループの従業員持株信託に、株式報酬制度に基づく支払額の決済を目的として5,948,457株が発行された(2008年：2,356,857株)。

(4) 2009年9月30日現在の自己株式残高は、7,721,314株である(2008年：4,374,248株)。

(5) 2009年6月3日、金融機関および金融に精通した専門的な投資家を対象とした第三者割当により、株式が発行された。その全額引受応募価格は1株当たり14.40ドルで、ドイツ銀行AGシドニー支店、J.Pモルガン・オーストラリア・リミテッド、UBS AGオーストラリア支店が引き受けた。

(6) 2009年6月10日にオーストラリア証券取引所に届け出たシェア・パーチェス・プラン(株主割当増資)の条件に従い、2009年7月13日に適格株主に対して株式が発行された。発行価格は1株当たり14.40ドルであった。

(7) 資本調達費用25百万ドルが算入されている。

## 優先株式

### ユーロ信託証券

2004年12月13日に、当行は、2004年12月9日付の目論見書に従い、ユーロ非累積型変動利付信託証券(「ユーロ信託証券」)50万単位を各1,000ユーロで発行し、871百万ドルを調達した(発行日における直物相場で換算し、発行費用控除後の額である)。ユーロ信託証券は、無担保利付債券(当行の英国子会社ANZジャクソン・ファンディングPLC発行)および1,000ユーロの全額払込済優先株式(当行発行)の2種の全額払込済証券により構成され、綴じ合せた状態でANZ キャピタル・トラスト(「Trust」)によりユーロ信託証券として発行されている。投資家はTrustからユーロ信託証券を償還し、元となる複合証券を保有する選択権を有する。



ユーロ信託証券が行う分配は非累積的で、元となる債券または優先株式についてTrustが受領する支払いを資金源として四半期ごとに後払いされる。かかる分配は、2014年12月15日までは3か月物EURIBORレートに66ベース・ポイントのマージンを加えた変動分配率に基づき、その後は3か月物EURIBORレートに166ベース・ポイントのマージンを加えた変動分配率に基づく。3か月物EURIBORレートは各支払期日に次の四半期について再設定される。分配の前提として、支払いのための一定の基準（すなわちAPRAの規制を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。分配は各年の3月、6月、9月、12月の各15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われないが、2014年12月15日以降は、マージン増加分として優先株式に関して100ベース・ポイントが支払われる。ユーロ信託証券について分配が行われないときは、当グループはANZ普通株式またはユーロ信託証券の一部を成す優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない。

分配金支払日より7営業日以内もしくは2013年12月15日の前営業日にTrustが分配金を満額支払うことができないなどの「転換事由」の発生時、または当行の選択する任意の時点で、該当するユーロ信託証券の債券部分は自動的に当行の支店に移転し、一定数の優先株式部分はかかるユーロ信託証券の償還として投資家に分配される。分配された優先株式には直ちに配当金が支払われ、保有者は分配前に当該優先株式が一部を構成していたユーロ信託証券について予定されていた支払いと同額の非累積的配当を受領する。

各ユーロ信託証券の一部を成す優先株式は、ANZ転換優先株式（ANZ CPS）ならびに米国信託証券および英国複合証券に関連して発行される優先株式とすべての点について同順位である。一定の限定的な状況を除いて、ユーロ信託証券の保有者は、当行の株主総会において議決権を有しない。

当行の解散にあたっては、ユーロ信託証券の保有者の権利は、ユーロ信託証券の優先株式部分によって決定される。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式に対しては優先する。

これらの証券の発行にあたって生じた取引費用は直接資本の部に計上され、その費用が関係する持分証券の発行額から控除される。

ユーロ信託証券は、APRAが定義する自己資本の革新的Tier 1に該当する。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
期首優先株式残高				
- ユーロ信託証券	871	871	871	871
期末優先株式残高				
- ユーロ信託証券	871	871	871	871

## 29. 準備金および利益剰余金

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>a) 外貨換算調整勘定</b>				
期首残高	(816)	(1,209)	(153)	(407)
外貨換算調整（税引後、ヘッジ控除後）	(909)	393	(283)	254
外貨換算調整勘定合計	(1,725)	(816)	(436)	(153)
<b>b) 株式オプション準備金(1)</b>				
期首残高	83	70	83	70
株式報酬	9	14	9	14
失効オプションの利益剰余金への振替(2)	(23)	(1)	(23)	(1)
株式オプション準備金合計	69	83	69	83
<b>c) 売却可能資産再評価差額金</b>				
期首残高	(88)	97	(56)	93
認識評価益 / (損失) (税引後)	29	(305)	20	(272)
損益計算書へ振替えられた累積（利益） / 損失	18	60	18	63

関連会社の段階的取得に係る振替	-	60	-	60
売却可能資産再評価差額金合計	(41)	(88)	(18)	(56)
<b>d)ヘッジ準備金</b>				
期首残高	79	153	51	80
認識利益/(損失)(税引後)	(106)	(39)	(97)	(34)
損益計算書(への)からの振替	(63)	(35)	(63)	5
ヘッジ準備金合計	(90)	79	(109)	51
<b>準備金合計</b>	(1,787)	(742)	(494)	(75)

(1) 従業員への株式報酬に関する詳細は、財務書類注記46に記載されている。

(2) 株式オプションおよび資本準備金から利益剰余金へ残高振替は、分配可能な性質の項目を示している。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>利益剰余金</b>				
期首残高	13,772	13,082	10,207	9,436
当行株主に帰属する利益	2,943	3,319	2,285	3,336
関連会社の段階的取得に係る調整	-	1	-	-
失効オプションの株式オプション準備金からの振替(1)(2)	23	1	23	1
確定給付制度に係る税引後保険数理利益/(損失)(3)	(124)	(79)	(113)	(60)
支払済普通株式配当金	(2,452)	(2,506)	(2,452)	(2,506)
支払済優先株式配当金	(33)	(46)	-	-
利益剰余金期末残高	14,129	13,772	9,950	10,207
<b>準備金および利益剰余金合計</b>	12,342	13,030	9,456	10,132

(1) 従業員への株式報酬に関する詳細は、財務書類注記46に記載されている。

(2) 株式オプション、一般および資本準備金から利益剰余金への残高振替は、分配可能な性質の項目を示している。

(3) ANZはAASB第119号に基づき、確定給付退職金制度に係る保険数理損益を利益剰余金に直接計上する方法を採用した(注記1F( )および注記45参照)。

#### a) 外貨換算調整勘定

注記1A( )に記載のとおり、外貨換算調整勘定は海外事業の財務書類の換算により生じる為替差額(ヘッジ控除後)を含む、海外事業が売却された場合、当該事業に帰属する為替差額は損益計算書に計上される。

#### b) 株式オプション準備金

株式オプション準備金は、ANZ株式オプション制度に基づく、特定の従業員に対する株式オプションの付与により発生する。当該金額はオプションが行使されるときに準備金から株式資本に振替えられる。注記1C( )を参照。

#### c) 売却可能資産再評価差額金

売却可能金融資産の再評価による公正価値および換算差額における変動は、売却可能資産再評価差額に計上される。再評価された売却可能金融資産が売却されると、その金融資産に関連する差額金の実現し、損益計算書に計上される。再評価された金融資産が減損した場合、その資産に関連する差額金が損益計算書に計上される。注記1E( )を参照。

#### d) ヘッジ準備金

ヘッジ準備金とは、キャッシュフロー・ヘッジの有効部分について認識されるヘッジ損益である。ヘッジに係る累積繰延損益は、ヘッジ対象取引が損益計算書に影響を与えるときに、損益計算書に計上される。注記1E( )を参照。

### 30. 少数株主持分

	連結	
	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)	
株式資本	39	29
利益剰余金	26	33
少数株主持分合計	65	62

### 31. 資本管理

ANZは資本管理に対して積極的な取り組みを行っており、資本管理は、預金者、債権者および株主の利益保護を目的としている。この取り組みにおいては、以下の主要な政策目標に関する評価を通じて、当グループの自己資本の水準および構成の継続的な見直しが行われ、取締役会の承認を受ける。

- ・ レベル1（当行および特定の子会社）およびレベル2（オーストラリア健全性基準に準拠したANZ連結）の両方において、ANZの主たる健全性監督機関であるオーストラリア適正規制庁（APRA）による最低適正資本比率（PCR）を上回る資本レベルを維持するといった規制のコンプライアンス。
- ・ 格付機関の「AA」格銀行に対する「デフォルト回数」信頼水準を支えるために必要な経済的資本を超過する利用可能な資本（すなわち、優先株式およびTier 1借入資本を含む株主資本）を確保することを通じて、資本レベルを事業におけるリスクに合わせ、戦略計画および事業推進計画に対応させること。経済的資本は、目標支払能力水準を超えるリスクおよび予想外の損失を補填するために必要となる資本レベルの社内見積りである。
- ・ 資本レベルは、戦略計画において概説されたリスク選好度を条件として、無担保長期普通社債で当行が目標とする「AA」格を維持できる水準にあること。ANZのリスク選好度とは、ANZが戦略目的を達成するために受け入れられるリスクの水準であり、経営陣がANZのリスク・プロファイルを検討できる尺度を提供するために限度および許容範囲として数量化され、取締役会により設定され、各地域部門の戦略目的の遂行に方向性を与える。
- ・ 株主の利益の最大化と健全な資本管理の原則との適切なバランスを維持すること。

当グループは、中期的に詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてこれらの目標を達成している。

ANZは、年次で計画対象期間を3年間とする詳細な戦略計画を策定し、その結果は戦略計画に組み込まれる。このプロセスには、各地域が現行事業について主要な財務指標を決定するために用いられる主要な経済的変数の予測が含まれている。そして、計画期間にわたり取り組まれる戦略的イニシアティブおよびその財務的影響が決定される。これらのプロセスは以下の事項に用いられる。

- ・ 戦略計画に概説された当グループのリスク・プロファイルおよびリスク選好度に対しての、各資本クラスの資本比率、目標および水準の見直し。当グループの資本目標は、上記の主要な政策目標および特定の厳しい状況の経済シナリオ下で経済資本およびPCRの要件の両方を上回る資本水準の維持を確実にする必要性を反映している。
- ・ 異なる経済状況下でのストレス・テストを実施し、リスク軽減措置実施前と実施後の当グループの資本ポジションの包括的な見直しを確実に行う。ストレス・テストにより、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（すなわちパーゼルの第1の柱における最低所要自己資本を上回る「資本バッファー」）の水準が決定される。
- ・ ストレス・テストは、リスク管理における予測アプローチを強化するために不可欠であり、リスク、資産配分戦略および事業戦略を管理する上で重要な要素である。ストレス・テストにより、様々なマクロ経済シナリオに基づいた地域別、産業別および事業部門別のエクスポージャー間の関係および感応度がモデル化され、財務実績への影響に対する理解を深めるのに役立つ。ANZのリスク管理部門内に専任のストレス・テスト・チームが配置され、様々なシナリオおよびストレス・テストについてモデル化を行い、経営陣およびANZ取締役会のリスク委員会への報告を行っている。

これらの結果はその後以下の目的で使われる。

- ・ 当グループがAPRAのPCRについてのコンプライアンスを維持するために、各クラスの資本の最低額および実務上の範囲

についての管理目標の再調整を行う。

- ・ 資本の内部生成水準を判定し、当行（レベル1）および当グループ（レベル2）の現在および将来の資本の必要額を決定する。

このプロセスに基づいて、資本の調達および満期プロファイル、資本商品に関する選択肢、タイミング、調達市場ならびに様々な調達市場および経済環境下における戦略を特定する資本計画が策定され、取締役会の承認を受ける。

資本計画は、業績予想、経済状況ならびに事業計画および戦略の進展を月次で見直すことを通じて、維持、更新される。取締役会および上級経営陣には、当グループの資本ポジションの最新の情報が月次で報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。

## 規制環境

当グループの規制資本の計算は、パーゼル 自己資本測定基準に基づくリスク・ベースの自己資本評価枠組みを採用しているAPRAの適正基準の適用を受ける。このリスク・ベースのアプローチでは、適格資本をリスク加重資産（RWA）合計で除して得られる比率を銀行の自己資本の適正性の尺度として使用することが求められる。APRAでは、Tier 1自己資本および自己資本合計について、自己資本を分子、RWAを分母としてPCRを算定する。

認可預金受入機関（ADI）が単体およびグループ全体として適切な自己資本を維持していることを確認するために、APRAは認可預金受入機関の自己資本の適切性の測定に段階的アプローチを採用し、認可預金受入機関の財務強度を3レベルにわたって評価している。

- ・ レベル1 - 認可預金受入機関単体（すなわち、当行および連結されて認可預金受入機関の拡大認定法人を構成することが承認されている子会社）。
- ・ レベル2 - 連結ベースの銀行グループ（すなわち、連結金融グループから健全性基準に従い特定の子会社および関連会社を除外したもの）。
- ・ レベル3 - 最も広範囲なコングロマリット・グループ

ANZはレベル1とレベル2で報告することが義務付けられ、レベル1とレベル2の自己資本の適切性を月次で測定しているが、レベル3での報告は義務付けられていない。

規制資本は、最も質の高い資本要素を持つTier 1と資本的要素の質は低くなるが認可預金受入機関全体の財務基盤を強化するTier 2に分けられる。

Tier 1自己資本は、「基本的自己資本」、「剰余自己資本」およびTier 1控除項目から構成される。基本的自己資本は、株主資本にAPRAが規制資本として認めない項目または低位の形態の規制資本として分類される項目を調整したものである。基本的自己資本の調整の重要な項目は以下のとおりである。

- ・ 準備金からは、ヘッジ準備金、売却可能有価証券評価準備金ならびに保険および資金運用子会社・関連会社の準備金が除外される。
- ・ 利益剰余金については、保険および資金運用子会社・関連会社の剰余金が除外され、健全性基準に規定されている判定基準を満たす貸出金利の一部を構成する資産計上された繰延手数料が加算される。
- ・ 当年度の税引後純利益からは、当年度中に支払われた中間配当および特別配当、ならびに配当再投資制度およびボーナス・オプション制度に基づく配当再投資見込額相殺後の最終配当支払見込額が控除され、保険および資金運用子会社・関連会社の利益も除外される。

剰余自己資本は、Tier 1自己資本とみなされる金額が制限される、非革新的および革新的ハイブリッドTier 1資本商品を対象としている。

Tier 1控除項目には、主にのれん、資産化されたソフトウェア、資産化されたブローカー費用・借入コストなどの無形資産および正味繰延税金資産でTier 1のみから控除される金額、Tier 1とTier 2からそれぞれ50%控除される金額で主としてAPRAまたは同等の海外規制当局から規制を受けている子会社・関連会社に対する投資の有形部分、ならびに税控除後の適格な貸倒引当金を超過した予想損失額が含まれる。

Tier 2自己資本は、Tier 2自己資本から50%の資本控除を差し引いた上位および下位Tier 2自己資本から構成される。上位Tier 2自己資本は主に永久劣後債から成り、下位Tier 2自己資本には最低5年間の満期を持つ劣後債が含まれる。

自己資本合計は、Tier 1自己資本とTier 2自己資本の合計額である。

APRAが当行および当グループに対して行う適正資本に関する監視に加え、当行の支店および主な銀行子会社の運営は、これらに対して最低自己資本比率を課すことができるニュージーランド準備銀行、米国連邦準備委員会および英国金融サービス機構などの現地の規制当局の監督を受ける。

当年度を通じて、当行および当グループは、APRAおよび米国連邦準備委員会が定めたTier 1および自己資本合計における最低自己資本比率ならびに当行の支店および子会社が営業する国々の規制当局が定めた自己資本比率を遵守している。

以下の表は、規制目的および自己資本比率で用いられる資本の構成を示している。

	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)	
<b>規制資本 - 適格資本</b>		
<b>Tier 1</b>		
株主資本および少数株主持分	32,429	26,552
株主資本への適正資本調整	(2,341)	(2,409)
基本的Tier 1資本	30,088	24,143
非革新的Tier 1資本商品	1,901	2,095
革新的Tier 1資本商品	2,122	2,847
総Tier 1資本	34,111	29,085
控除(1)	(7,492)	(7,856)
<b>Tier 1資本</b>	26,619	21,229
<b>Tier 2</b>		
上位Tier 2資本	1,390	1,374
劣後社債(2)	9,082	9,170
控除	(2,661)	(1,206)
<b>Tier 2資本</b>	7,811	9,338
<b>適格資本合計</b>	34,430	30,567
<b>自己資本比率</b>		
<b>Tier 1</b>	10.6%	7.7%
<b>Tier 2</b>	3.1%	3.4%
<b>合計</b>	13.7%	11.1%

(1) 2,999百万ドル(2008年：3,064百万ドル)ののれん(関連会社は除く)を含む。

(2) 自己資本比率の算定において、劣後社債の発行は、満期までの最後4年間は当初の金額から20%を削減され、Tier 1資本の50%に制限される。

## 32. 担保に供する資産および受け入れ担保物件

### 担保に供する資産

以下の資産が担保として差し入れられている。

- ・ 法的要件に従って各地の中央銀行で保有されている強制準備預金。これらの預金は当グループの日常業務の資金として利用することはできない。
- ・ 標準的な貸付業務および証券貸借業務において負債の担保として提供される証券。これらの取引は標準貸付業務および証券貸借業務における通常の条件に基づき実行されている。
- ・ Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド(「Esanda」)およびその子会社ならびにUDCファイナンス・リミテッド(「UDC」)の資産を対象とする社債券の引受。Esandaおよびその子会社ならびにUDCの社債券は、信託証書および担保付社債により、会社のすべての有形資産(土地および建物を除く。)を対象とする浮動担保が付されている。EsandaおよびUDCの被支配会社はすべて、EsandaおよびUDCがそれぞれ発行したすべての社債および無担保社債に関する元金、利息およびその他の金員の支払いを保証している。担保に供されている貸付金は、UDCおよびその子会社のもののみである。

- ・ 仕組み資金調達取引において負債の担保として提供される第三者への預金。資金は子会社を通じて調達され、より良い価格条件を達成するために、ANZは当行によって差し入れられた現金を担保として提供している。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結				当行			
	帳簿価額		関連負債		帳簿価額		関連負債	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
規制当局預け金	509	469	該当なし	該当なし	330	298	該当なし	該当なし
買戻条件付売却証券	3,586	1,696	3,586	1,654	1,974	1,615	1,974	1,573
債券引受に基づく担保 差し入れ資産	4,665	15,566	3,398	9,902	-	-	-	-
仕組み資金調達取引に おける預金	1,080	918	2,006	2,000	1,080	918	-	-
その他	97	-	-	-	97	-	-	-

#### 受け入れ担保物件

ANZは取引の相手方へ貸し付けた証券の担保として現金を受け入れている。

ANZは相手方にデフォルトが生じなかった場合にも、売却または再担保に供することが認められている証券を受領している。受領した証券が売却または再担保に供された場合、ANZは同額の証券を返却する義務がある。

これらの取引は標準的な証券貸借業務における通常の条件に基づき実行されている。

受入担保および差入担保の公正価値は以下のとおりである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>証券貸付業務(1)</b>				
証券貸付につき受領した現金担保	746	2,096	746	2,096
貸付証券の公正価値	740	2,093	740	2,093
<b>エクイティ・ファイナンス業務(1)</b>				
証券借入につき差し入れた現金担保	-	94	-	94
借入証券の公正価値	-	98	-	98

(1) ANZは証券交換(株券対株券)を含む取引も締結している。当グループおよび当行が相手方へ提供した証券の価値はゼロ(2008年：86百万ドル)であり、その引き換えに受け入れた証券の価値もゼロ(2008年：105百万ドル)であった。

[次へ](#)

### 33. 財務リスク管理

#### 金融商品の利用に関する方針

金融商品は、事業の中核的な要素を構成するものであり、当グループの事業にとって重要である。従って、金融商品に関連するリスクは、当グループが直面するリスクの重要な構成要素である。金融商品は、当グループの貸借対照表における信用、市場（トレーディング市場または公正価値リスク、ならびに非トレーディング市場または金利および外国為替関連リスクを含む）および流動性リスクを創出、変化または減少させる。これらのリスクならびにかかるリスクを管理するための当グループの方針および目的について、下記に概略を説明する。当グループの包括的なリスク管理プログラムは、金融市場の予測不可能性に焦点を当てており、当グループの経営成績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目標としている。

#### 信用リスク

信用リスクとは、取引相手が契約上の債務を履行できないことによる財務的損失のリスクである。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは、顧客への従来の貸出からだけでなく、銀行間取引、トレジャリー、国際貿易および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループは、適正な収益を得るための健全な企業成長を目指した総合的な貸出目標を設定している。当グループの信用リスク方針は、取締役会により規定され、段階的な権限委譲の体系の中で実施および監視されている。この体系は、資産配分戦略、与信方針/管理、個別エクスポージャー、ポートフォリオ監視およびリスク集中を含む信用リスクの多様な側面を監視することを目的としている。

この信用リスク管理の枠組みは、これらの目標を支えるための体系的に整理されたプロセスを提供するために存在している。信用リスク業務の完全性は、信用業務の独立性により維持されており、包括的なリスク分析、リスク管理手法、監視プロセスおよび方針により支えられている。

#### 信用リスク管理

信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の管理、維持および監視について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されるように構築されている。信用リスクを監視するという職務を果たす際、取締役会は、業務上の信用規制およびプロセスの効率性を監視する取締役会のリスク委員会による支援および助言を受ける。

取締役会のリスク委員会は、信用リスク選好度、信用戦略、信用原則および信用規制の大幅な変更の決定または提言、ならびに経営陣の裁量を超える信用取引の承認を行う。

信用リスク枠組みの日々の遂行および管理に対する責任は、チーフ・リスク・オフィサーを委員長として上級リスク執行役員、事業およびグループ執行役員により構成される経営管理委員会としての信用および市場リスク委員会が担う。信用および市場リスク委員会は、取締役会のリスク委員会から、信用方針の設定、部門別信用リスク選好度の検討、および設定制限内での与信判断を行う権限を委譲されている。信用および市場リスク委員会はまた、リスクの規模、リスクのレベル、取引相手の性質、担保による保証、リスクの集中の制限、リスクの認識および特定の与信問題に関する専門知識を含む様々な要因の組み合わせに基づいて、より広範な機関へ与信責任をさらに委譲している。

経験を積んだリスク専門家が信用リスク枠組みを管理する。必要とされるスキルは、管理の対象となる信用リスクの性質により大きく異なり、その範囲は、リテール向けの意思決定ツールの構築、確認および監視に必要な統計モデルの専門知識から特定の産業の専門知識だけでなく、金融市場が不安定で不確かな時期の複雑な金融商品および構造に内在するリスクの理解に必要となる専門機関向けの与信判断までと、広範である。

中央リスク業務は、取引相手およびポートフォリオ・リスク双方の監視および評価の責任を広範に負っている。信用リスクは、信用オリジネーターとの緊密な関係の中で取り扱われているが、リスク管理業務には別個に報告されており、リスク管理業務は、その結果をCEOに直接報告している。このように信用リスクは、単独で管理されているが、リスクの責任は、リスク管理業務およびリレーションシップ業務の双方による厳格な共有責任となっている。

## カントリー・リスクの管理

顧客の信用リスクの中には、国内または国家間レベルでの行為または事象が契約債務の履行を妨げうるカントリー・リスクが含まれる場合がある。カントリー・リスクは、債務の支払いまたは履行にあたり、国家間での資金の流出入または当該国の国内通貨以外の通貨での取引が含まれるもしくは含まれる可能性がある場合に生じる。

国別格付は、ANZがカントリー・リスクを負う各国に付与され、各国に対するANZのリスク選好度に直接影響を及ぼす。国別格付は、外部の格付機関による格付および社内の専門家の意見に基づいた明確な方法で決定される。これはまた、国家間の資金フローに対するANZの資本価格決定モデルにおいても、重要なリスク検討要素とみなされる。

国別与信枠を記録することによって、当グループはカントリー・リスクを認識し管理することが可能となっている。国別与信枠は、カントリー・リスクを含むエクスポージャーについて、国別に限度額を設定したものである。国別与信枠は、満期までの期間およびエクスポージャーの目的別（例えば、貿易、市場、プロジェクト・ファイナンスなど）に記録されている。

当グループは、法人リスク部門内の専門家グループが管理するグローバル・カントリー・リスク・エクスポージャー管理システムを通して、国別与信枠を集中管理している。

## ポートフォリオ・ストレス・テスト

ストレス・テストは、リスク管理における予測アプローチを強化するために不可欠であり、リスク選好度、資産配分戦略および事業戦略を管理する上で重要な要素である。ストレス・テストは、マクロ経済シナリオに基づいた地理別、産業別および事業部別のエクスポージャー間の関係および感応度をモデル化することにより、財務実績への影響をさらに理解することを可能にする。

ANZのリスク管理部内には専任のストレス・テスト・チームがあり、様々なシナリオおよびストレス・テストについてモデル化を行い、経営陣および取締役会のリスク委員会へ定期的に報告を行っている。

## ポートフォリオ分析および報告

信用ポートフォリオは、リスク構造の各層毎に積極的に監視されており、それを通じて信用力の低下を迅速に発見し、改善策の実行を通して当該信用力の低下を緩和するようにしている。

信用リスクを被るすべての業務に対して、信用ポートフォリオの定期的および包括的な分析が行われる。識別された問題および業績基準の遵守状況は、グループ・リスク部門による密接なサポートおよび監視を受ける月次の「資産内容」報告業務を含む一連の報告プロセスを通じて、リスクおよび業務担当の執行役員へ報告される。これにより効率的で独立したルートが、新たな信用上の問題を迅速に識別し、当グループ執行役員および取締役会へ伝えることを可能にする。

## 担保管理

ANZの信用供与の原則は、取引相手に返済能力がある場合にのみ貸し付けることを明示しており、当グループは、信用リスクの許容水準に制限を設けている。信用リスクを受入れる判断は第一に、取引相手の契約債務履行能力（すなわち、元利金の返済）についての評価に基づいている。担保は、信用リスクを緩和するためにのみ受入れている。担保に関しては、管理、法的強制力の維持、保守的な評価、および必要に応じた十分な保証を目的とした手続きが実施されている。ANZの方針で規定されている受入可能な担保の種類には、以下が含まれる。

- ・ 現金
- ・ 不動産に対する抵当権
- ・ 事業資産（例えば、不動産、株式および債権）に対する担保
- ・ 金融商品（例えば、取引与信枠を補完する債券および株式）に対する担保、および
- ・ 金融保証。

顧客によるデフォルトが発生した場合、当グループは、通常、貸付金の担保に対して抵当権者として積極的に担保権の実行に努める。従って、担保権の実行により不動産またはその他資産を直接所有することはない。

ANZは、デリバティブ活動を記録するため国際スワップデリバティブ協会（「ISDA」）マスター契約書を使用している。ISDAマスター契約に基づき、取引相手のデフォルトが発生した場合、取引相手とのすべての契約が解除される。その後それらは、デフォルトの時点での市場水準により純額で決済される。



上記の条件に加えてANZは、CSA ( ISDAマスター契約書のクレジット・サポート・アネックス ) も優先的に使用する。CSAに基づき、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションは集計され、毎日現金担保を交換している。担保は、アウト・オブ・ザ・マネーの取引相手より提供される。取引の終了に際しての支払いは、開始日からの時価変動よりもむしろ最終日の時価変動に対してのみ必要とされる。

### 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多数の顧客が類似した事業活動もしくは同一地域内で活動に従事している場合、または類似したリスク特性により、契約債務履行能力が経済もしくはその他情勢に対して同様の影響を受ける場合に生じる。

当グループは、リスクの集中を特定し、評価するために当グループのポートフォリオを監視する。当グループの戦略は、最良のリスク・リターン・バランスの達成に狙いを定めた十分に分散された低リスクの信用ポートフォリオを維持することにある。信用リスクのポートフォリオは、許容できないリスクの集中を特定し、評価し、防ぐために積極的に監視され、頻繁に見直される。集中の分析には通常、地理、産業、信用商品およびリスク評価が含まれる。リスク管理はまた、許容できないほど大規模な単一リスクのエクスポージャーを回避するために、単独顧客限度額 ( 「SCCLs」 ) を設定している。かかる限度額は、顧客の性質、デフォルトの可能性および提供される担保を含む様々な要因の組み合わせに基づき設定される。リスク集中の分析および報告は、部門およびグループ・リスク業務の中核であり、必要に応じて当グループは「集中」管理を適用している。

### 信用リスク集中分析

産業別信用リスクを被る金融商品の構成

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>オーストラリア</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	25	23	184	57	115	411	10,099	10,216
ビジネスサービス	22	17	14	-	51	31	5,507	5,908
建設	-	2	9	-	21	20	4,519	4,560
娯楽、余暇および観光	-	-	182	2	246	202	5,395	6,449
金融、投資および保険	1,805	4,305	18,967	16,204	25,413	26,256	8,694	12,595
政府および公的機関	4,691	3,508	10,054	5,341	124	69	142	95
製造業	73	139	434	144	437	316	8,401	9,321
個人ローン	-	-	-	-	-	-	158,750	147,067
不動産業	1	3	68	25	593	391	22,454	25,103
小売業	18	38	180	129	156	51	8,633	9,492
運輸および倉庫	8	9	133	18	302	160	4,525	6,346
卸売業	149	537	-	20	323	237	5,935	6,625
その他	36	597	3,288	1,595	650	735	8,796	7,135
	6,828	9,178	33,513	23,535	28,431	28,879	251,850	250,912

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミット メント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>オーストラリア</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	85	210	6,557	6,357	17,065	17,274
ビジネスサービス	46	131	3,181	2,333	8,821	8,420
建設	38	102	3,625	3,446	8,212	8,130
娯楽、余暇および観光	46	144	2,684	1,827	8,553	8,624
金融、投資および保険	73	170	4,484	9,610	59,436	69,140
政府および公的機関	1	2	279	492	15,291	9,507
製造業	71	206	7,559	8,021	16,975	18,147
個人ローン	1,339	1,054	31,565	28,046	191,654	176,167
不動産業	189	540	7,182	6,678	30,487	32,740
小売業	73	212	3,656	2,697	12,716	12,619
運輸および倉庫	38	102	2,367	2,419	7,373	9,054
卸売業	50	143	5,696	5,565	12,153	13,127
その他	75	188	6,092	7,589	18,937	17,839
	2,124	3,204	84,927	85,080	407,673	400,788

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>ニュージーランド</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	38	86	-	-	71	62	16,835	15,087
ビジネスサービス	2	-	-	-	11	8	710	1,020
建設	-	-	-	-	2	1	702	774
娯楽、余暇および観光	-	-	39	23	23	6	837	892
金融、投資および保険	3,668	2,959	3,396	1,984	6,287	4,290	1,074	1,561
政府および公的機関	31	155	1,128	209	144	232	1,169	549
製造業	66	156	1	7	79	174	2,307	2,680
個人ローン	-	-	-	-	-	-	45,251	45,552
不動産業	2	-	-	-	30	17	6,817	7,832
小売業	72	299	-	-	61	11	1,318	1,755
運輸および倉庫	5	26	6	3	66	17	1,293	1,186
卸売業	15	19	-	-	5	9	1,413	1,583
その他	5	34	32	12	145	70	1,125	2,315
	3,904	3,734	4,602	2,238	6,924	4,897	80,851	82,786

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミット メント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>ニュージーランド</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	185	118	1,195	3,710	18,324	19,063
ビジネスサービス	8	8	326	249	1,057	1,285
建設	8	6	433	191	1,145	972
娯楽、余暇および観光	9	7	367	218	1,275	1,146
金融、投資および保険	12	12	994	376	15,431	11,182
政府および公的機関	12	4	617	133	3,101	1,282
製造業	26	21	731	648	3,210	3,686
個人ローン	500	358	8,519	11,285	54,270	57,195
不動産業	75	61	1,135	1,919	8,059	9,829
小売業	14	13	908	427	2,373	2,505
運輸および倉庫	14	9	466	288	1,850	1,529
卸売業	15	12	795	383	2,243	2,006
その他	13	13	808	426	2,128	2,870
	891	642	17,294	20,253	114,466	114,550

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息から構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>海外市場</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	1	-	10	-	27	90	1,477	2,946
ビジネスサービス	-	-	3	-	1	4	524	1,544
建設	-	-	40	56	7	8	207	141
娯楽、余暇および観光	-	-	-	-	8	58	681	696
金融、投資および保険	16,156	16,927	4,853	4,546	1,513	2,634	1,526	1,222
政府および公的機関	220	4	3,863	1,610	-	15	321	297
製造業	6	4	39	38	223	113	4,720	4,793
個人ローン	-	-	-	-	-	-	2,355	2,379
不動産業	-	-	22	23	27	18	1,454	302
小売業	-	-	-	-	1	33	360	444
運輸および倉庫	-	-	93	82	26	31	1,477	1,553
卸売業	5	28	-	-	63	60	2,064	3,052
その他	74	168	69	63	153	101	2,241	2,280
	16,462	17,131	8,992	6,418	2,049	3,165	19,406	21,649

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>海外市場</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	19	55	2,093	2,869	3,627	5,960
ビジネスサービス	7	29	479	691	1,014	2,268
建設	3	3	923	760	1,180	968
娯楽、余暇および観光	9	13	401	488	1,099	1,255
金融、投資および保険	20	23	5,354	7,311	29,422	32,663
政府および公的機関	4	6	1,085	1,396	5,493	3,328
製造業	61	90	10,573	11,222	15,622	16,260
個人ローン	30	65	460	387	2,845	2,831
不動産業	19	6	237	35	1,759	384
小売業	5	8	303	278	669	763
運輸および倉庫	19	29	732	393	2,346	2,088
卸売業	27	57	4,584	7,298	6,743	10,495
その他	27	43	2,417	2,810	4,981	5,465
	250	427	29,641	35,938	76,800	84,728

連結	流動資産および他の金融機関に対する債権		売買目的およびAFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>連結全体</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	64	109	194	57	213	563	28,411	28,249
ビジネスサービス	24	17	17	-	63	43	6,741	8,472
建設	-	2	49	56	30	29	5,428	5,475
娯楽、余暇および観光	-	-	221	25	277	266	6,913	8,037
金融、投資および保険	21,629	24,191	27,216	22,734	33,213	33,180	11,294	15,378
政府および公的機関	4,942	3,667	15,045	7,160	268	316	1,632	941
製造業	145	299	474	189	739	603	15,428	16,794
個人ローン	-	-	-	-	-	-	206,356	194,998
不動産業	3	3	90	48	650	426	30,725	33,237
小売業	90	337	180	129	218	95	10,311	11,691
運輸および倉庫	13	35	232	103	394	208	7,294	9,085
卸売業	169	584	-	20	391	306	9,412	11,260
その他	115	799	3,389	1,670	948	906	12,162	11,730
<b>総計</b>	27,194	30,043	47,107	32,191	37,404	36,941	352,107	355,347
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(1,512)	(646)
一括貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(2,552)	(2,062)
	27,194	30,043	47,107	32,191	37,404	36,941	348,043	352,639
期限未到来の利息	-	-	-	-	-	-	(2,372)	(2,600)
資産化された仲介手数料/住宅ローン手数料	-	-	-	-	-	-	560	600
	27,194	30,043	47,107	32,191	37,404	36,941	346,231	350,639
上記の分析から除外されたもの(4)	3,108	4,849	459	466	-	-	-	-
	30,302	34,892	47,566	32,657	37,404	36,941	346,231	350,639

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>連結全体</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	289	383	9,845	12,936	39,016	42,297
ビジネスサービス	61	168	3,986	3,273	10,892	11,973
建設	49	111	4,981	4,397	10,537	10,070
娯楽、余暇および観光	64	164	3,452	2,533	10,927	11,025
金融、投資および保険	105	205	10,832	17,297	104,289	112,985
政府および公的機関	17	12	1,981	2,021	23,885	14,117
製造業	158	317	18,863	19,891	35,807	38,093
個人ローン	1,869	1,477	40,544	39,718	248,769	236,193
不動産業	283	607	8,554	8,632	40,305	42,953
小売業	92	233	4,867	3,402	15,758	15,887
運輸および倉庫	71	140	3,564	3,100	11,568	12,671
卸売業	92	212	11,075	13,246	21,139	25,628
その他	115	244	9,318	10,825	26,047	26,174
<b>総計</b>	3,265	4,273	131,862	141,271	598,939	600,066
個別貸倒引当金	-	-	(14)	(29)	(1,526)	(675)
一括貸倒引当金	-	-	(448)	(759)	(3,000)	(2,821)

	3,265	4,273	131,400	140,483	594,413	596,570
期限未到来の利息	-	-	-	-	(2,372)	(2,600)
資産化された仲介手数料/住宅ローン手数料	-	-	-	-	560	600
	3,265	4,273	131,400	140,483	592,601	594,570
上記の分析から除外されたもの(4)	-	-	-	-	3,567	5,315
	3,265	4,273	131,400	140,483	596,168	599,885

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息から構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(4) 持分証券および現金は、最大エクスポージャー額から除外される。

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>オーストラリア</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	24	23	29	56	114	411	10,073	9,406
ビジネスサービス	21	17	14	-	51	31	5,493	4,990
建設	-	2	9	-	21	20	4,507	3,053
娯楽、余暇および観光	-	-	181	2	245	202	5,382	6,211
金融、投資および保険(5)	1,684	4,261	18,931	15,662	28,077	27,636	9,776	13,625
政府および公的機関	4,626	3,433	10,043	5,215	123	69	142	94
製造業	72	136	434	140	435	316	8,371	9,020
個人ローン	-	-	-	-	-	-	158,347	139,854
不動産業	1	3	67	24	590	391	22,397	24,660
小売業	17	37	180	126	155	51	8,599	7,265
運輸および倉庫	8	9	133	18	301	160	4,451	4,514
卸売業	147	526	-	20	321	237	5,920	6,385
その他	36	583	3,286	1,552	648	635	8,771	7,123
	6,636	9,030	33,307	22,815	31,081	30,159	252,229	236,200

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミット メント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>オーストラリア</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	68	172	6,550	6,357	16,858	16,425
ビジネスサービス	37	99	3,178	2,333	8,794	7,470
建設	31	61	3,621	3,446	8,189	6,582
娯楽、余暇および観光	37	124	2,681	1,827	8,526	8,366
金融、投資および保険(5)	66	176	4,637	10,269	63,171	71,629
政府および公的機関	1	2	279	492	15,214	9,305
製造業	57	178	7,551	8,021	16,920	17,811
個人ローン	1,076	868	31,531	28,047	190,954	168,769
不動産業	152	474	7,167	6,678	30,374	32,230
小売業	58	146	3,652	2,471	12,661	10,096
運輸および倉庫	30	73	2,364	2,417	7,287	7,191
卸売業	40	123	5,690	5,565	12,118	12,856
その他	61	131	6,089	6,370	18,891	16,394
	1,714	2,627	84,990	84,293	409,957	385,124

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>ニュージーランド(4)</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
ビジネスサービス	-	-	-	-	-	-	-	-
建設	-	-	-	-	-	-	-	-
娯楽、余暇および観光	-	-	-	-	-	-	-	-
金融、投資および保険	-	-	-	-	28	-	-	-
政府および公的機関	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-

個人ローン	-	-	-	-	-	-	7,194	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
小売業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸および倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	28	-	7,194	-

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)					
<b>ニュージーランド(4)</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	-	-	-	-	-	-
ビジネスサービス	-	-	-	-	-	-
建設	-	-	-	-	-	-
娯楽、余暇および観光	-	-	-	-	-	-
金融、投資および保険	-	-	-	-	28	-
政府および公的機関	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-
個人ローン	271	-	28	-	7,493	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
小売業	-	-	-	-	-	-
運輸および倉庫	-	-	-	-	-	-
卸売業	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
	271	-	28	-	7,521	-

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息から構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(4) 2009年度にANZは、ニュージーランドに認可銀行支店を設立した。

(5) その他の当グループ企業に対する債権を含む。

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)							
<b>海外市場</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	-	-	9	-	23	80	1,223	2,686
ビジネスサービス	-	-	3	-	1	4	318	1,349
建設	-	-	38	51	6	8	89	87
娯楽、余暇および観光	-	-	-	-	7	56	423	515
金融、投資および保険	15,643	16,207	4,476	3,021	1,403	2,638	1,271	998
政府および公的機関	197	4	2,522	1,461	-	15	255	261
製造業	6	4	37	34	199	109	3,830	4,174
個人ローン	-	-	-	-	-	-	1,340	1,795
不動産業	-	-	21	21	26	18	1,402	277
小売業	-	-	-	-	-	33	162	401
運輸および倉庫	-	-	88	75	24	31	1,052	1,181
卸売業	5	27	-	-	60	50	1,617	2,645
その他	70	122	60	58	143	97	2,239	1,763
	15,921	16,364	7,254	4,721	1,892	3,139	15,221	18,132

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)					
<b>海外市場</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	15	42	1,721	2,500	2,991	5,308
ビジネスサービス	4	22	432	669	758	2,044
建設	1	2	917	739	1,051	887
娯楽、余暇および観光	5	10	366	445	801	1,026
金融、投資および保険	17	17	5,199	6,995	28,009	29,876
政府および公的機関	3	4	1,086	1,371	4,063	3,116
製造業	48	69	10,233	10,772	14,353	15,162
個人ローン	17	50	66	103	1,423	1,948
不動産業	18	4	241	34	1,708	354

小売業	2	6	201	246	365	686
運輸および倉庫	13	22	700	385	1,877	1,694
卸売業	20	44	4,294	7,121	5,996	9,887
その他	21	33	1,035	2,390	3,568	4,463
	184	325	26,491	33,770	66,963	76,451

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金、前渡金 および支払承諾見返	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>当行全体</b>								
農業、林業、漁業および鉱業	24	23	38	56	137	491	11,296	12,092
ビジネスサービス	21	17	17	-	52	35	5,811	6,339
建設	-	2	47	51	27	28	4,596	3,140
娯楽、余暇および観光	-	-	181	2	252	258	5,805	6,726
金融、投資および保険	17,327	20,468	23,407	18,683	29,508	30,274	11,047	14,623
政府および公的機関	4,823	3,437	12,565	6,676	123	84	397	355
製造業	78	140	471	174	634	425	12,201	13,194
個人ローン	-	-	-	-	-	-	166,881	141,649
不動産業	1	3	88	45	616	409	23,799	24,937
小売業	17	37	180	126	155	84	8,761	7,666
運輸および倉庫	8	9	221	93	325	191	5,503	5,695
卸売業	152	553	-	20	381	287	7,537	9,030
その他	106	705	3,346	1,610	791	732	11,010	8,886
<b>総計</b>	<b>22,557</b>	<b>25,394</b>	<b>40,561</b>	<b>27,536</b>	<b>33,001</b>	<b>33,298</b>	<b>274,644</b>	<b>254,332</b>
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(1,050)	(459)
一括貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(1,886)	(1,519)
	<b>22,557</b>	<b>25,394</b>	<b>40,561</b>	<b>27,536</b>	<b>33,001</b>	<b>33,298</b>	<b>271,708</b>	<b>252,354</b>
期限未到来の利息	-	-	-	-	-	-	(2,102)	(508)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	-	-	505	194
	<b>22,557</b>	<b>25,394</b>	<b>40,561</b>	<b>27,536</b>	<b>33,001</b>	<b>33,298</b>	<b>270,111</b>	<b>252,040</b>
上記の分析から除外された もの(4)	878	1,260	403	413	-	-	-	-
	<b>23,435</b>	<b>26,654</b>	<b>40,964</b>	<b>27,949</b>	<b>33,001</b>	<b>33,298</b>	<b>270,111</b>	<b>252,040</b>

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミット メント(3)		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>当行全体</b>						
農業、林業、漁業および鉱業	83	214	8,271	8,857	19,849	21,733
ビジネスサービス	41	121	3,610	3,002	9,552	9,514
建設	32	63	4,538	4,185	9,240	7,469
娯楽、余暇および観光	42	134	3,047	2,272	9,327	9,392
金融、投資および保険	83	193	9,836	17,264	91,208	101,505
政府および公的機関	4	6	1,365	1,863	19,277	12,421
製造業	105	247	17,784	18,793	31,273	32,973
個人ローン	1,364	918	31,625	28,150	199,870	170,717
不動産業	170	478	7,408	6,712	32,082	32,584
小売業	60	152	3,853	2,717	13,026	10,782
運輸および倉庫	43	95	3,064	2,802	9,164	8,885
卸売業	60	167	9,984	12,686	18,114	22,743
その他	82	164	7,124	8,760	22,459	20,857
<b>総計</b>	<b>2,169</b>	<b>2,952</b>	<b>111,509</b>	<b>118,063</b>	<b>484,441</b>	<b>461,575</b>
個別貸倒引当金	-	-	(12)	(29)	(1,062)	(488)
一括貸倒引当金	-	-	(352)	(625)	(2,238)	(2,144)
	<b>2,169</b>	<b>2,952</b>	<b>111,145</b>	<b>117,409</b>	<b>481,141</b>	<b>458,943</b>
期限未到来の利息	-	-	-	-	(2,102)	(508)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	505	194
	<b>2,169</b>	<b>2,952</b>	<b>111,145</b>	<b>117,409</b>	<b>479,544</b>	<b>458,629</b>
上記の分析から除外された もの(4)	-	-	-	-	1,281	1,673
	<b>2,169</b>	<b>2,952</b>	<b>111,145</b>	<b>117,409</b>	<b>480,825</b>	<b>460,302</b>

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息から構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(4) 持分証券および現金は、最大エクスポージャー額から除外される。

## 信用の質

### 信用リスクに対する最大エクスポージャー

貸借対照表に認識される金融資産について、信用リスクに対する最大のエクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則としてかかる差異は主に、市場リスクに晒される株式投資または紙幣および貨幣など、信用リスク以外のリスクに晒される金融資産について生じる。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、かかる商品が請求された場合に当グループが支払わなければならない最大額である。未実行の与信枠について、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。

以下の表は、担保またはその他信用補完を考慮前のオン・バランスシートおよびオフ・バランスシート上の金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示している。

連結	計上		除外(1)		信用リスクに対する 最大エクスポージャー	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	25,317	25,030	3,108	4,849	22,209	20,181
他の金融機関に対する債権	4,985	9,862	-	-	4,985	9,862
売買目的有価証券	30,991	15,177	-	20	30,991	15,157
デリバティブ商品	37,404	36,941	-	-	37,404	36,941
売却可能資産	16,575	17,480	459	446	16,116	17,034
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返						
- オーストラリア	247,211	246,537	-	-	247,211	246,537
- ニュージーランド	79,607	81,983	-	-	79,607	81,983
- アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	18,951	21,331	-	-	18,951	21,331
その他金融資産	3,265	4,273	-	-	3,265	4,273
	464,306	458,614	3,567	5,315	460,739	453,299
未実行与信枠	106,644	111,265	-	-	106,644	111,265
偶発与信枠	25,218	30,006	-	-	25,218	30,006
	131,862	141,271	-	-	131,862	141,271
合計	596,168	599,885	3,567	5,315	592,601	594,570

(1) 流動資産である紙幣、貨幣および銀行預金ならびに売買目的有価証券および売却可能金融資産における持分証券を含む。

当行	計上		除外(1)		信用リスクに対する 最大エクスポージャー	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	20,199	18,081	878	1,260	19,321	16,821
他の金融機関に対する債権	3,236	8,573	-	-	3,236	8,573
売買目的有価証券	27,410	12,846	-	20	27,410	12,826
デリバティブ商品	33,001	33,298	-	-	33,001	33,298
売却可能資産	13,554	15,103	403	393	13,151	14,710
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返						
- オーストラリア	247,617	233,478	-	-	247,617	233,478
- ニュージーランド	7,199	-	-	-	7,199	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	14,931	17,909	-	-	14,931	17,909
その他金融資産	2,169	2,952	-	-	2,169	2,952
	369,316	342,240	1,281	1,673	368,035	340,567
未実行与信枠	88,006	90,026	-	-	88,006	90,026
偶発与信枠	23,503	28,037	-	-	23,503	28,037

	111,509	118,063	-	-	111,509	118,063
合計	480,825	460,303	1,281	1,673	479,544	458,630

(1) 流動資産である紙幣、貨幣および銀行預金ならびに売買目的有価証券および売却可能金融資産における持分証券を含む。

当グループの信用リスク管理能力の中核的要素は、全ての主要な事業部門および地理的区域において使用されているリスク等級の枠組みである。一連のリスク等級の原則および方針は、補完的リスク等級手法によって補足されている。パーゼル銀行監督委員会による公表文書は、ガバナンス、検証およびモデリング要件も含め、これらの原則および方針に盛り込まれている。

当グループのリスク等級プロファイルは、新たな取引相手のローン獲得および/または既存の取引相手のリスクもしくは取引高の変動により変化する。すべての取引相手のリスク等級は頻繁に見直しが行われており、これには消費者および小規模企業セグメントにおける統計および動向の評価ならびに、大口で単独の借り手のセグメントにおける取引相手ごとの評価が含まれる。

ANZは、顧客の返済能力（デフォルト確率（「PD」））およびデフォルトした場合に発生する損失（「LGD」）（ローンを補強するための担保状況）の両方を測定する二次元等級システムを用いている。ANZはまた、顧客のリスク等級を決定するにあたり、財務的および統計的ツールを使用している。顧客のリスク等級は、かかるリスク等級に顧客の信用リスクおよび経済情勢が正確に反映されるように積極的に見直しおよび監視されている。同様に、リスク等級決定プロセスで使用されるリスク等級ツールの運用状況についても、かかるツールが統計的に有効であることを検証するために、定期的に見直されている。ANZは、ANZの貸付金ポートフォリオについて一貫した報告を行うために、リスク等級決定プロセスの主要な測定結果であるPDおよびLGDに統一の測定基準を適用している。

#### 条件緩和債権

当グループは、類似したリスクを有する新たな顧客へ提供される与信枠と同様の条件により商業ベースで再交渉される与信枠と、顧客が当初の契約債務を履行できない結果として非商業ベースで再交渉される与信枠とを区別している。

財政的困難により与信枠が再編される場合、当グループは、類似したリスクを有する新たな与信枠に通常提供される条件とは大きく異なる条件、例えば元金の減免、返済の延期および/または償還日の延期などの譲歩を含む条件への変更を検討することがある。

再編された与信枠は、正常な与信枠に分類されるので、変更後の契約条件の遵守が可能であるという十分な見直しを実証する必要がある。変更後の条件を維持する能力が疑わしい場合、与信枠は減損に分類され、適切な額の個別引当金が設定される。

条件緩和債権は、顧客の財政的困難により、支払期限の到来した利息、元金または他の支払についての譲歩または非商業的な期間にわたる償還日の延期を行うために当初の契約条件を変更した与信枠であり、減損が生じているとはみなされない。

#### 信用度別金融商品配分

連結	延滞も減損もしていない		延滞しているが減損はしていない		再編		減損		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位: 百万ドル)									
流動資産	22,209	20,181	-	-	-	-	-	-	22,209	20,181
他の金融機関に対する債権	4,985	9,862	-	-	-	-	-	-	4,985	9,862
売買目的有価証券	30,991	15,157	-	-	-	-	-	-	30,991	15,157
デリバティブ商品(1)	37,272	36,886	-	-	5	55	127	-	37,404	36,941
売却可能資産(2)	16,116	17,019	-	-	-	-	-	15	16,116	17,034
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返										
- オーストラリア	236,197	234,727	7,489	9,771	293	733	3,232	1,306	247,211	246,537
- ニュージーランド	76,281	78,904	2,352	2,805	1	-	973	274	79,607	81,983
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	17,862	20,853	528	308	374	-	187	170	18,951	21,331
その他金融資産	3,265	4,273	-	-	-	-	-	-	3,265	4,273
信用関連コミットメント(3)	131,459	141,159	-	-	-	35	403	77	131,862	141,271
	576,637	579,021	10,369	12,884	673	823	4,922	1,842	592,601	594,570



当行	延滞も減損もしていない		延滞しているが 減損はしていない		再編		減損		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)									
流動資産	19,321	16,821	-	-	-	-	-	-	19,321	16,821
他の金融機関に対する 債権	3,236	8,573	-	-	-	-	-	-	3,236	8,573
売買目的有価証券	27,410	12,826	-	-	-	-	-	-	27,410	12,826
デリバティブ商品(1)	32,869	33,243	-	-	5	55	127	-	33,001	33,298
売却可能資産(2)	13,151	14,695	-	-	-	-	-	15	13,151	14,710
正味貸付金、前渡金および 支払承諾見返										
- オーストラリア	236,625	222,222	7,489	9,322	293	733	3,210	1,201	247,617	233,478
- ニュージーランド	6,992	-	199	-	-	-	8	-	7,199	-
- アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ	14,305	17,601	328	162	206	-	92	146	14,931	17,909
その他金融資産	2,169	2,952	-	-	-	-	-	-	2,169	2,952
信用関連コミットメント(3)	111,132	117,956	-	-	-	35	377	72	111,509	118,063
	467,210	446,889	8,016	9,484	504	823	3,814	1,434	479,544	458,630

(1) 減損しているとみなされるデリバティブ資産（信用評価調整後）。

(2) 減損により累積時価評価損失が資本から損益計算書へ振替えられた売却可能債券。

(3) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

### 延滞も減損もしていない金融資産の信用度

金融資産の信用度は、ANZの内部格付けを利用して管理されている。内部格付けは、契約相手が信用関連債務を期日通りに履行する能力を反映することを意図しており、その時点での債務不履行の可能性に基づいている。

### 内部格付け

信用度の高い顧客	長期にわたる営業活動および財務実績において優れた安定性を示し、債務返済能力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、AaaからBaa3までおよびAAAからBBB-までとほぼ一致している。
受入れ可能なリスクを有する顧客	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を一貫して示している顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、Ba1からBa3までおよびBB+からBB-までとほぼ一致している。
基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確定が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、B1からCaaおよびB+からCCCまでとほぼ一致している。

連結	信用度の高い顧客		受入れ可能なリスクを有する顧客		基準を満たさないが 延滞も減損も していない顧客		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
流動資産	21,631	18,526	368	1,496	210	159	22,209	20,181
他の金融機関に対する 債権	4,959	9,146	20	578	6	138	4,985	9,862
売買目的有価証券	30,570	14,304	421	840	-	13	30,991	15,157
デリバティブ商品	35,317	34,511	1,336	1,870	619	505	37,272	36,886
売却可能資産	15,181	15,842	931	1,077	4	100	16,116	17,019

正味貸付金、前渡金および支払承諾見返								
- オーストラリア	167,814	166,735	55,723	57,687	12,660	10,305	236,197	234,727
- ニュージーランド	51,911	54,591	19,891	21,710	4,479	2,603	76,281	78,904
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	9,987	14,585	6,431	5,853	1,444	415	17,862	20,853
その他金融資産(2)	3,254	4,246	7	27	4	-	3,265	4,273
信用関連コミットメント(1)	105,167	110,390	23,072	27,397	3,220	3,372	131,459	141,159
	445,791	442,876	108,200	118,535	22,646	17,610	576,637	579,021

当行	信用度の高い顧客		受入れ可能なリスクを有する顧客		基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
流動資産	18,970	15,423	144	1,239	207	159	19,321	16,821
他の金融機関に対する債権	3,211	7,884	20	557	5	132	3,236	8,573
売買目的有価証券	27,141	11,973	269	840	-	13	27,410	12,826
デリバティブ商品	31,322	31,288	986	1,507	561	448	32,869	33,243
売却可能資産	13,093	14,542	58	65	-	88	13,151	14,695
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返								
- オーストラリア	168,156	165,469	55,809	49,317	12,660	7,436	236,625	222,222
- ニュージーランド	6,487	-	418	-	87	-	6,992	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	9,199	12,101	4,283	5,159	823	341	14,305	17,601
その他金融資産(2)	2,167	2,927	2	25	-	-	2,169	2,952
信用関連コミットメント(1)	90,469	95,026	18,397	20,348	2,266	2,582	111,132	117,956
	370,215	356,633	80,386	79,057	16,609	11,199	467,210	446,889

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(2) 主として約定資産および未収利息から構成される。

### 延滞しているが減損していない金融資産の信用度

延滞しているが減損していない貸出金の期間別分析

2009年9月30日現在	連結						合計
	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上		
	(単位：百万ドル)						
流動資産	-	-	-	-	-	-	
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-	
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-	
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返(1)							
- オーストラリア	1,478	3,376	1,110	457	1,068	7,489	
- ニュージーランド	665	820	315	187	365	2,352	
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(4)	-	322	-	42	164	528	
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-	
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-	
	2,143	4,518	1,425	686	1,597	10,369	

2009年9月30日現在	当行						合計
	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上		

	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						-
- オーストラリア	1,478	3,376	1,110	457	1,068	7,489
- ニュージーランド	33	126	22	9	9	199
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ(4)	-	187	-	18	123	328
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	1,511	3,689	1,132	484	1,200	8,016

	連 結					
2008年9月30日現在	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	2,078	4,919	1,108	891	775	9,771
- ニュージーランド	1,018	961	396	171	259	2,805
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ(4)	-	240	-	42	26	308
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	3,096	6,120	1,504	1,104	1,060	12,884

	当 行					
2008年9月30日現在	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	2,073	4,692	976	831	750	9,322
- ニュージーランド	-	-	-	-	-	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ(4)	-	138	-	16	8	162
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	2,073	4,830	976	847	758	9,484

(1) 支払承諾見返を含む。

(2) その他金融資産は、約定済売買目的資産および未収利息を含むその他資産の内訳項目である。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(4) アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカについての延滞貸出金プールは、1-29日（上記では、6-29日の幅で示されてい

る)、および30-89日(上記では、60-89日の幅で示されている)で構成されている。

延滞貸出金の期間別分析は、新たな信用リスクを測定および管理するために当グループにより使用されている。延滞しているが減損していない金融資産には、一元的にポートフォリオベースで評価、承認および管理される金融資産(例として、クレジットカードおよび個人ローン)、延滞期間が180日となるまで正常債権として保有することが可能な金融資産および個別に管理される金融資産が含まれる。

住宅ローンなど、個人顧客向け信用エクスポージャーの大部分は、通常、十分な担保が供されている。すなわち、関連担保の公正価値により、ANZは与信枠の期間中に全未払額を確実に回収することが可能であり、回収業務により適時な支払いを受け合理的保証が存在する。

全ての貸出に関してANZの事業部門は、当該顧客のリスク・プロファイルに基づき、財源となる資産の価値を評価し、財源となる資産またはその他の顧客資産を担保として取得することが妥当であるかを判断する。各担保は、当該担保が適用される与信枠を提供している特定のANZの事業体を受益者として保有される。これは、貸出金額に対する信用度の設定における重要なプロセスである。供される担保は、デフォルト事由を想定して、現実的な回収可能基準で保守的に評価される。与信方針により、担保の性質により異なる頻度で担保を定期的に再評価することが要求されている。担保評価の適切性についてもまた、各顧客審査の際に考慮しなければならない。ANZは、適切な状況において非個人顧客の事業体の資産に対して、アクセスできるようにするために、非個人顧客の事業体の資産を登記済担保債務証券またはそれと同等の担保により確実にカバーされるよう努めている。ANZはデフォルト時の予想回収率に基づき、担保の種類別に価値を決定している。価値を算定するためのパラメーターは、損失実績の分析により決定される。付与される価値は、デフォルト時の予想損失の決定および貸出金額の信用度設定における指針とされる。

開示の目的上、担保が対応する信用エクスポージャーよりも高価値である場合、カバレッジは信用エクスポージャーの価値が上限となる。

以下は、延滞しているが減損していない金融商品に関する担保資産およびその他の担保権の見積価額である。

連結	現金および証券		不動産		その他	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位:百万ドル)						
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	-	-	5,238	6,536	1,501	1,743
- ニュージーランド	-	-	1,606	1,765	320	388
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ	-	-	76	-	287	-
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	-	-	6,920	8,301	2,108	2,131

連結	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位:百万ドル)						
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-

## 正味貸付金、前渡金および支払承

## 諾見返(1)

- オーストラリア	6,739	8,279	7,489	9,771	750	1,492
- ニュージーランド	1,926	2,153	2,352	2,805	426	652
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	363	-	528	308	165	308
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	<u>9,028</u>	<u>10,432</u>	<u>10,369</u>	<u>12,884</u>	<u>1,341</u>	<u>2,452</u>

[次へ](#)

当行	現金および証券		不動産		その他	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返(1)						
- オーストラリア	-	-	5,238	6,535	1,501	1,393
- ニュージーランド	-	-	199	-	-	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	-	53	-	153	-
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	-	-	5,490	6,535	1,654	1,393

当行	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャーの無担保分	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾見返(1)						
- オーストラリア	6,739	7,928	7,489	9,322	750	1,394
- ニュージーランド	199	-	199	-	-	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	206	-	328	162	122	162
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	-	-	-	-	-	-
	7,144	7,928	8,016	9,484	872	1,556

(1) 支払承諾見返を含む。

(2) その他金融資産は、約定済売買目的資産および未収利息を含むその他資産の内訳項目である。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

### 個別に減損している金融資産の信用度

ANZは定期的に、ANZのポートフォリオを審査し、契約条項の遵守を監視している。与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融資産（または「当該与信枠」）は個別に減損している金融資産に分類および計上され、これに対する個別引当金が設定される。

重要な会計方針に記載の通り、引当金は、償却原価で貸借対照表に計上される金融商品に対して設定されている。公正価値で計上される商品に関しては、減損引当金は、公正価値の全般的な変動の一部として処理され、計上された帳簿価額から直接減額されることとなる。

連結				当行			
減損した商品		個別引当金残高		減損した商品		個別引当金残高	
2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)							

**オーストラリア**

流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	127	-	-	-	127	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金お よび支払承諾見返 (1)	3,232	1,306	1,048	487	3,210	1,201	1,026	424
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(3)	377	72	12	29	377	72	12	29
	<u>3,736</u>	<u>1,378</u>	<u>1,060</u>	<u>516</u>	<u>3,714</u>	<u>1,273</u>	<u>1,038</u>	<u>453</u>

**ニュージーランド**

流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金お よび支払承諾見返 (1)	973	274	389	111	8	-	2	-
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(3)	26	5	2	-	-	-	-	-
	<u>999</u>	<u>279</u>	<u>391</u>	<u>111</u>	<u>8</u>	<u>-</u>	<u>2</u>	<u>-</u>

**海外市場**

流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	15	-	-	-	15	-	-
正味貸付金、前渡金お よび支払承諾見返 (1)	187	170	75	48	92	146	22	35
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(3)	-	-	-	-	-	-	-	-
	<u>187</u>	<u>185</u>	<u>75</u>	<u>48</u>	<u>92</u>	<u>161</u>	<u>22</u>	<u>35</u>

**全体**

流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	127	-	-	-	127	-	-	-
売却可能資産	-	15	-	-	-	15	-	-
正味貸付金、前渡金お よび支払承諾見返 (1)	4,392	1,750	1,512	646	3,310	1,347	1,050	459
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(3)	403	77	14	29	377	72	12	29
	<u>4,922</u>	<u>1,842</u>	<u>1,526</u>	<u>675</u>	<u>3,814</u>	<u>1,434</u>	<u>1,062</u>	<u>488</u>

(1) 支払承諾見返を含む。

(2) その他金融資産は、約定済売買目的資産および未収利息を含むその他資産の内訳項目である。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

以下は、個別に減損している金融資産に関する担保資産およびその他の担保の見積価額である。開示の目的上、保有する担保が対応する信用エクスポージャーよりも高価値である場合、カバレッジは信用エクスポージャーの価値が上限となる。

連結	現金および証券		不動産		その他	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	53	-	74	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	-	7	1,011	469	1,173	343
- ニュージーランド	-	-	400	94	184	69
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ	-	-	13	-	99	122
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	5	-	9	4	375	44
	5	7	1,486	567	1,905	578

連結	担保の総価値		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	127	-	127	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	15	-	15
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	2,184	819	3,232	1,306	1,048	487
- ニュージーランド	584	163	973	274	389	111
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ	112	122	187	170	75	48
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	389	48	403	77	14	29
	3,396	1,152	4,922	1,842	1,526	690

当行	現金および証券		不動産		その他	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	53	-	74	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	-	5	1,011	469	1,173	303
- ニュージーランド	-	-	6	-	-	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ	-	-	13	-	57	111
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	5	-	2	4	358	39
	5	5	1,085	473	1,662	453



当行	担保の総価値		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	127	-	127	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	15	-	15
正味貸付金、前渡金および支払承 諾見返(1)						
- オーストラリア	2,184	777	3,210	1,201	1,026	424
- ニュージーランド	6	-	8	-	2	-
- アジア太平洋、ヨーロッパおよ びアメリカ	70	111	92	146	22	35
その他金融資産(2)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(3)	365	43	377	72	12	29
	2,752	931	3,814	1,434	1,062	503

(1) 支払承諾見返を含む。

(2) その他金融資産は、約定済売買目的資産および未収利息を含むその他資産の内訳項目である。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

## 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替相場、信用スプレッドの変動、または債券、コモディティもしくは株式の価格の変動から生じる当グループの収益に対するリスクである。

市場リスクは、市場レート、価格およびボラティリティにおける変動により金融デリバティブを含む資産および負債の価値が減少する場合に生じる。市場リスクは、トレーディング業務および銀行勘定の双方から生じる。

ANZは、金利、外国為替、コモディティ、証券および株式のトレーディング業務を行っている。トレーディング業務では主に、完全な自己勘定取引よりもむしろ、顧客のヘッジおよび投資活動を支援することに重点が置かれている。

ANZは、トレーディング活動および貸借対照表上の取引を支えるための詳細なリスク管理の枠組みを有している。かかる枠組みには、トレーディング・ポートフォリオおよび貸借対照表上の市場リスクの程度を数値化するためのリスク測定アプローチが組み込まれている。かかるアプローチおよび関連する分析により、一定期間について予想可能な結果の範囲が特定され、それらの結果の相対的な確率が設定され、当該活動を支援するために必要な資本が配分される。

市場リスク管理についての戦略および方針に対する当グループ全体の責任は、取締役会のリスク委員会にある。市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任は、リスク委員会から信用および市場リスク委員会ならびにグループ資産負債委員会へ委譲されている。チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務める信用および市場リスク委員会は市場リスク監視に対して責任を有する。すべての委員会は、ANZが負うトレーディングおよび貸借対照表上のリスクの範囲について定期的な報告を受ける。

一般的な戦略および方針に基づく当グループの市場リスクの管理責任は、事業部門およびリスク管理部門が共に負担している。市場リスク制限の枠組みは取締役会ならびに信用および市場リスク委員会からリスク管理部門および事業部門の双方に委譲されている。

市場リスク管理は、当グループが被ることとなるリスク量を調整するための包括的な制限および方針の枠組みにより支えられている。市場リスク制限は、様々なレベルで割り当てられ、日次で市場リスク部門により報告および監視されている。詳細な制限の枠組みにより、資産クラス（金利、株式など）、リスク要因（金利、ボラティリティなど）および損益リミット（トレーディング・ポートフォリオの実績の監視および管理）を管理および統制するための個別の制限が割り当てられている。

## 市場リスク管理および管理責任

市場リスクの管理、測定および報告を円滑にするため、ANZは市場リスクを2つの広義の種類に分類している。

**a) トレーディング市場リスク：**

これは、現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの両者の価格要因の変動に起因する金融商品の価値の変動による損失のリスクである。トレーディング・ポジションはANZを当事者とする顧客取引、金融取引または銀行間取引から生じる。

監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。

- ・ 通貨リスクとは、外国為替相場またはその予想変動率の変動による金融商品価値の下落から生じる潜在的損失である。
- ・ 金利リスクとは、市場金利またはその予想変動率の変動による金融商品価値の変動から生じる潜在的損失である。
- ・ 信用スプレッド・リスクとは、ベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動による商品価値の変動から生じる潜在的損失である。
- ・ コモディティ・リスクとは、コモディティ価格またはその予想変動率の変動による金融商品価値の下落から生じる潜在的損失である。

**b) 非トレーディング市場リスク（または貸借対照表リスク）：**

これは、非トレーディング金利リスク、流動性ならびに外国為替相場の変動による当グループの豪ドル建資本および収益に対するリスク管理から構成される。

金融商品の中には、どちらの区分にも当てはまらないが、ANZを市場リスクに晒すこととなるものがある。これらの金融商品には、主に長期戦略的投資から構成される売却可能金融資産として分類される持分証券が含まれる。

**バリュー・アット・リスク (VaR) の測定**

市場リスクの主要な指標はバリュー・アット・リスク（「VaR」）である。VaRは、日次の予想損失の統計的推定値であり、過去の市場変動に基づいて算定される。

ANZは、97.5%および99%の信頼区間でVaRを測定している。これは、任意の日の損失がVaR推定値を上回らない確率が97.5%または99%であることを意味する。

当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことで標準的VaRを測定している。当グループは、過去500営業日にわたる市場レート、価格およびボラティリティの変動を用いてVaRを算定している。トレーディングおよび非トレーディングVaRは、1日の保有期間という仮定を用いて算定されている。

VaRは、過去の実際のデータに基づいているため、市場に極端な変化が生じた場合に当グループが被り得る最大の損失を推定するものではないことに注意が必要である。この限界が存在するため、当グループでは、市場リスクの測定および管理にあたり、多数のその他のリスク測定法（ストレス・テストなど）およびリスク感応度制限を用いている。

**トレーディング市場リスク**

トレーディング取引は通常、顧客へのヘッジおよび投資要件の提供に重点を置いている。主たる商品分類には、外国為替、金利、債券、株式およびコモディティが含まれている。これらの取引は、世界的な商品および地域的な商品の2つの分類で管理されている。仕組信用デリバティブはトレーディング・ポジションにはないため、VaRのエクスポージャーには仕組信用デリバティブに関する信用リスクの時価評価の外貨換算エクスポージャーは含まれていない。

次表は、当グループの商品分類別のデリバティブおよび非デリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーするVaRのエクスポージャーの合計を示している。

連結	2009年9月30日				2008年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
信頼水準97.5%の VaR								
外国為替	3.5	4.6	0.9	2.0	2.4	2.4	0.4	0.8

(単位：百万ドル)

金利	9.6	10.8	2.4	6.6	2.8	3.6	1.2	1.9
信用スプレッド	2.4	3.2	1.2	1.8	1.2	2.6	0.6	1.0
コモディティ	1.2	4.3	0.6	1.4	1.3	1.5	0.4	1.0
分散効果	(7.1)	該当なし	該当なし	(4.4)	(3.6)	該当なし	該当なし	(2.2)
	9.6	13.2	3.6	7.4	4.1	4.7	1.4	2.5

**信頼水準99%のVaR**

外国為替	4.8	7.0	1.3	3.2	3.2	3.2	0.5	1.2
金利	19.0	19.5	3.7	10.6	5.0	5.4	1.3	2.7
信用スプレッド	3.1	5.3	1.6	2.4	1.8	3.9	0.9	1.6
コモディティ	1.7	8.0	0.8	2.3	2.0	2.3	0.6	1.4
分散効果	(10.8)	該当なし	該当なし	(6.7)	(6.1)	該当なし	該当なし	(3.4)
	17.8	25.9	4.5	11.8	5.9	8.2	1.7	3.5

当行	2009年9月30日				2008年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
	(単位：百万ドル)							

**信頼水準97.5%の VaR**

外国為替	3.1	3.8	0.3	1.9	2.4	2.4	0.3	0.8
金利	9.4	10.6	2.0	6.4	2.3	3.5	0.8	1.7
信用スプレッド	2.4	3.2	1.2	1.8	1.2	2.6	0.6	1.0
コモディティ	1.2	4.3	0.6	1.4	1.3	1.5	0.4	1.0
分散効果	(5.9)	該当なし	該当なし	(3.8)	(4.0)	該当なし	該当なし	(2.2)
	10.2	14.1	2.9	7.7	3.2	4.7	1.4	2.3

**信頼水準99%のVaR**

外国為替	4.5	6.6	0.4	3.0	3.2	3.2	0.4	1.1
金利	18.8	19.3	3.1	10.3	4.2	5.3	0.7	2.4
信用スプレッド	3.1	5.3	1.5	2.4	1.8	3.9	0.9	1.6
コモディティ	1.7	8.0	0.8	2.3	2.0	2.3	0.6	1.4
分散効果	(11.4)	該当なし	該当なし	(6.0)	(6.4)	該当なし	該当なし	(3.0)
	16.7	25.6	3.1	12.0	4.8	8.4	2.2	3.5

VaRは、当グループ全体を対象としたもののほか、外国為替・コモディティ取引、金利および債券市場取引のそれぞれについて算定される。分散効果の値は、これら商品の過去の相関を反映している。

VaR手法を補完するために、ANZは、個別ポートフォリオおよびグループレベルの双方において広範囲のストレス・テストを適用している。ANZのストレス・テスト体制により、上級経営陣に特定の極端な事象がANZの市場リスク・エクスポージャーに及ぼす財務上の影響に関する評価が提供されている。標準ストレス・テストは、日次で実施され、極端な市場の変動を個別の価格要因および価格要因グループに適用することにより生じる潜在的損失を測定する。特別ストレス・テストは、月次で実施され、主要な金融市場における事象から発生する潜在的損失を測定する。

**非トレーディング市場リスク（貸借対照表リスク）**

貸借対照表管理の主たる目的は、金利および流動性のリスクを許容水準に維持しつつ利息収益の感応度を管理すること、ならびに当グループの資本の市場価値を管理することである。流動性リスクについては次項で取り上げる。

**金利リスク**

貸借対照表の金利リスク管理の目的は、短期（向こう12か月）および長期の純利息収益を安定かつ極大化させることである。非トレーディング金利リスクは、市場金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的悪影響に係るものである。このリスクは、主に利付資産および負債の金利更改の時期のミスマッチ、ならびに資本およびその他の非利付負債の利付資産への投資という2つの要因から生じる。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を含む様々な手法を用いて報告される。

**a) VaR非トレーディング金利リスク**

VaRおよび1%金利変動の影響を決定する際に使用される金利更改の仮定は、APS第117号「自己資本要件：銀行勘定における金利リスク」に基づきAPRAが承認した仮定を反映するよう修正されている。金利リスク・モデルの仮定には、無利息（「NBI」）勘定の金利感応度が用いられる。これまでは、当該勘定の中には、ゼロ・デュレーションで表示されているものもあったが、現在は、適切であると判断された場合に、独立した有効な統計的分析に基づき表示されている。統計的証拠または根拠がないNBI勘定についてはゼロ・デュレーションのままである。次表は、非トレーディング金利リスクに係るVaR値の合計を示している。

連結	2009年9月30日				2008年9月30日			
	現在	終了年度 最高	終了年度 最低	終了年度 平均	現在	終了年度 最高	終了年度 最低	終了年度 平均
(単位：百万ドル)								
<b>信頼水準97.5%のVaR</b>								
オーストラリア	18.3	20.7	12.5	17.6	11.7	11.7	5.6	8.3
ニュージーランド	9.3	9.3	2.8	6.0	3.4	3.4	1.8	2.7
海外市場	6.4	7.9	3.3	6.0	3.1	3.6	1.7	2.7
分散効果	(8.0)	該当なし	該当なし	(5.7)	(2.8)	該当なし	該当なし	(2.9)
	26.0	27.1	13.8	23.9	15.4	15.4	7.9	10.8

当行	2009年9月30日				2008年9月30日			
	現在	終了年度 最高	終了年度 最低	終了年度 平均	現在	終了年度 最高	終了年度 最低	終了年度 平均
(単位：百万ドル)								
<b>信頼水準97.5%のVaR</b>								
オーストラリア	18.3	20.7	12.5	17.6	11.7	11.7	5.6	8.3
海外市場	6.2	7.5	3.1	5.8	2.6	3.0	1.4	2.2
分散効果	(1.0)	該当なし	該当なし	(2.8)	(2.2)	該当なし	該当なし	(1.2)
	23.5	24.5	13.5	20.6	12.1	12.3	6.6	9.3

VaRは、当グループを対象としたもののほか、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外市場のそれぞれについて算定されている。

VaR手法を補完するために、ANZは、個別ポートフォリオおよびグループレベルの双方において広範囲のストレス・テストを適用している。ANZのストレス・テストの体制により、上級経営陣に特定の極端な事象がANZの市場リスク・エクスポージャーに及ぼす財務上の影響の評価が提供されている。

#### b) シナリオ分析 1%の金利変動が向こう12か月の純利息収益に与える影響

イールド・カーブがプラス方向に1%平行移動する変動が生じた場合をモデルとして用いて、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定する。これは標準的なリスク数値化の手法である。

次表の数値は、当期および前年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示している。数値の正負は、金利感応度の性質、すなわち正数は金利の上昇が向こう12か月の純利息収益に正の効果をもたらすことを示している。反対に、負数は金利の上昇が向こう12か月の純利息収益に負の効果をもたらすことを示している。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
(単位：%)				
<b>1%の利率変動の影響</b>				
9月30日現在	0.10	0.94	0.51	1.62
最大エクスポージャー	1.03	0.94	1.49	1.62
最低エクスポージャー	0.10	(0.55)	0.51	(0.74)
平均エクスポージャー（絶対値）	0.55	0.47	0.99	0.77

ある時点での利付資産および負債の金利更改の内容と時期のミスマッチは、将来の純利息収益に影響を与える。当グループは、グローバル・レベルでこれらのミスマッチの結果として生じる将来の純利息収益の潜在的変動について数値化している。

金利更改ギャップそのものは、契約上の金利更改規定の内容に基づいて算定される。しかし、契約上の金利更改規定が実際の金利感応度を反映するものでないと考えられる資産負債（たとえば当グループの裁量により条件を定める商品）については、過去に観察された金利感応度、予想される金利感応度、またはその両方を用いる。この取扱いには、対顧客条件設定とホールセール市場での条件設定との間のベース・リスクの影響は含まれない。

### 売却可能に分類される持分証券

測定および財務報告目的で売却可能に分類される金融資産のポートフォリオにはまた、主として長期戦略目的で保有される投資から成る持分投資の保有高も含まれる。当該持分投資はまた、トレーディングおよび非トレーディング市場リスクに対するVaR値では測定することのできない市場リスクにも晒されている。ポートフォリオ内での当該投資の評価に対して定期的な見直しが行われ、持分投資の減損は、経営陣により定期的に見直される。売却可能に分類される持分証券の構成項目の公正価値は、大きく変動する可能性がある。

次表は、保有株式の構成の概要である。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)			
Visa社	258	243	202	190
サコムバンク	114	92	114	92
エネルギー・インフラストラクチャー・トラスト	43	46	43	46
その他の株式保有	44	65	44	65
	459	446	403	393
10%の価値変動の株式への影響	46	45	40	39

### 外国為替リスク - 構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクに晒されている。

当グループ企業の主要な業務用（または機能）通貨は、豪ドルおよびニュージーランドドルであり、多くの海外事業はその他の種々の通貨で業務を行っている。当グループは、豪ドルが主要通貨であるため、豪ドル建ての連結財務書類を作成している。従って、当グループの連結貸借対照表は、豪ドルと海外事業の機能通貨の間の為替差額による影響を受ける。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における外貨換算調整勘定に反映される。

当グループは、このリスクを定期的に監視しており、ヘッジが株主価値の増加につながる事が予測される場合、承認された方針に従い、ヘッジ取引を行っている。構造的な外国為替リスクへの当グループのエクスポージャーは、実務的に可能であれば、連結Tier 1 自己資本比率が為替相場変動の影響を受けないようにすることを主な目的として、管理されている。

選択的ヘッジは、2009年度および2008年度中に行われた。使用されたヘッジ手段および外国事業への純投資のヘッジ有効性については、本財務書類の注記12を参照のこと。

### 流動性リスク

流動性リスクは、当グループが、資産増加のための資金を調達できない、または支払い期限の到来した債務(預金者への支払いまたはホールセール債務の満期支払いを含む)の履行ができないリスクである。キャッシュフローのタイミングのミスマッチおよび関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在しており、当グループでは厳重に監視されている。

当グループの流動性および資金調達リスクは、取締役会により承認された詳細な方針の枠組みにより管理されている。世界金融危機の影響を受けて、この枠組みは見直しが行われ変更された。

この枠組みの中核的な目的は、当グループの債務の期限が到来した際に、許容できない損失を発生させずに債務を履行するために十分な流動性を確保することである。

取締役会の決定に従い、ANZの流動性リスクに関するリスク選好度は低く抑えられている。ANZの流動性リスク管理に対するアプローチに関する主要な原則は以下のとおりである。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 当グループが、様々なANZ固有および市場全般に関して流動性ストレス・シナリオにおいても、単体およびグループ全体レベルで短・中期にわたるキャッシュフローの債務を履行し、「サバイバル期間」を満たす能力を確保すること。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 資金調達コストの予想外の増加または悪化した状態にある資産の清算に伴う潜在的な損益に対する影響を制限すること。
- ・ 流動性管理の枠組みを現地の規制基準に準拠させるよう徹底すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化した日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を防ぐために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画の策定すること。

流動性リスクおよび資金調達リスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。

### 監督および規制

APRAは、流動性リスクを健全性基準APS第210号 - 流動性（最新版は2008年1月に発行）を適用して監視しており、パーゼル委員会の公表した「銀行における流動性管理のための健全な慣行」に基づくガイドラインを適用している。

APRAは、それぞれの組織業務に特有のリスクの性質を考慮しながら、認可預金受入機関との個々の契約を通じて流動性を監督している。APRAは、認可預金受入機関に対して、国内外の通貨に関する流動性の測定、評価、報告および管理についての方針、システムおよび手続きを定めた包括的な流動性戦略を策定し、取締役会の承認を得るよう要求している。ここには、流動性危機に対処するための正式な危機管理計画が含まれなければならない。

当グループは、APS第210号 - 流動性に対するAPRAの遵守計画を維持している。かかる遵守計画は、基準への遵守を促すために必要な方法、プロセス、コントロールおよび監視活動を文書化し、これらの活動の責任の所在を特定している。

### シナリオのモデル化

当グループの流動性管理の枠組みの主要な要素は、シナリオのモデル化である。APRAは、認可預金受入機関に「ゴーイング・コンサーン（継続事業の公準）」および「特定案件危機」を含む異なるシナリオに基づき、流動性を評価することを要求している。

「**ゴーイング・コンサーン**」：通常業務におけるキャッシュフローの正常な動向を示す。APRAは、当グループが、継続事業シナリオの下で、今後少なくとも30暦日にわたり、認可預金受入機関の正常な資金調達能力（「資金調達可能性」限度）内ですべての契約債務および義務を履行することが可能であることを要求している。資金需要の見積りにおいて、当グループは、過去の動向および契約上の満期データを基に予想キャッシュフローをモデル化している。

「**特定案件危機**」：特定案件による潜在的な流動性の危機を意味し、そのような場合にキャッシュフローの動向をモデル化している。特定案件危機は、業務上の問題、当グループの支払い能力についての疑い、または格付けの格下げにより生じるがこれらに限定されない問題（それが現実であれ認識上のものであれ）が存在するような場合にも生じ得る。このシナリオの下では、当グループは、資金の借換えまたは調達が非常に困難となる可能性がある。特定案件危機の下では、APRAは、当グループに5営業日にわたりキャッシュフローがポジティブであることを要求している。

「**サバイバル期間**」：世界金融危機は特定案件危機下においては、厳しい環境下の市場の状況と通常の市場の状況を区別することの重要性、および市場を厳しい状況にする事象に対する行動はオフショアのホールセール資金調達市場と国内のホールセール資金調達市場とは異なることが明確になった。この結果、当グループは、法的要件を補完するため、流動性リスク・シナリオのモデル化を強化している。

2009年度中、当グループは、流動性リスク選好度と明確な流動性「サバイバル期間」（すなわち、特定のシナリオまたはストレス下でANZが正のキャッシュフロー・ポジションを維持しなければならない期間）とをリンクさせた。これらのシナリオでは、顧客またはホールセールあるいはその両方の貸借対照表上の資産および負債のフローはストレスを受ける。以下のスト

レス・シナリオがモデル化された。

- ・ 超短期危機シナリオ（ESTC）：市場環境が厳しい状況の期間における特定案件ストレス
- ・ 短期危機シナリオ（NSTC）：通常市場環境の期間における特定案件ストレス
- ・ 世界資金調達市場の混乱（GFMD）：世界のホールセール資金調達市場がストレスを受け、国内およびオフショア市場の閉鎖に至る。
- ・ オフショア資金調達市場の混乱（OFMD）：世界のホールセール資金調達市場がストレスを受け、オフショア市場のみの閉鎖に至る。

ANZの各業務部門はモデル化が要求されているすべてのシナリオを確実に遵守させる責任を有する。加えて、すべてのモデル化された流動性シナリオは、グループ全体レベルで測定、監視、管理される。

### 当グループの資金調達構成

当グループは、資金需要を慎重に管理するために、貸借対照表統制を積極的に使用し、貸借対照表の安定性を維持する。また、当グループは、当グループ資産の適切な割合がコア顧客預金、長期ホールセール債券（残存期間が1年を超えるもの）および株式等の安定した資金源により確実に調達されるように、資金調達測定指標を活用している。このアプローチは、長期ホールセール債券および他のコア顧客預金が流動性の観点からは望ましいものであるという認識に基づく。

ANZの資金調達構成は、顧客預金の引き続き増加および安定した量の定期資金調達により一層強化された。顧客預金およびその他資金調達負債は2008年9月30日の2,156億ドル（資金調達総額の50%）から2,424億ドル（資金調達総額の55%）へと12%増加した。この結果、当グループの短期ホールセール資金調達への依存度は22%から17%へと減少した。

以下の表は、当グループの資金調達構成の概要を示す。

資金調達構成	連結	
	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)	
<b>顧客預金およびその他負債(1)</b>		
オーストラリア	153,481	132,665
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	30,487	22,530
ニュージーランド	49,173	49,534
<b>顧客預金総額</b>	<b>233,141</b>	<b>204,729</b>
<b>その他(2)</b>	<b>9,297</b>	<b>10,870</b>
<b>顧客預金およびその他負債総額(資金調達)</b>	<b>242,438</b>	<b>215,599</b>
<b>ホールセール資金調達</b>		
社債およびノート	57,260	67,323
借入金	13,429	14,266
譲渡性預金(ホールセール)	44,711	52,346
コマーシャル・ペーパー	14,227	22,422
支払承諾	13,762	15,297
他の金融機関に対する債務	19,924	20,092
他のホールセール借入金(3)	1,572	(3,532)
<b>ホールセール資金調達総額</b>	<b>164,885</b>	<b>188,214</b>
<b>株主資本(5)</b>	<b>31,558</b>	<b>25,681</b>
<b>資金調達の満期総額</b>	(単位: %)	
短期ホールセール資金調達	14	18
支払承諾	3	4
長期ホールセール資金調達(4)		
- 残存期間1年未満	5	7
- 残存期間1年超	15	14
顧客預金およびその他負債総額(資金調達)	55	50
株主資本およびハイブリッド債券(5)	8	7
<b>資金調達および株主資本総額(5)</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

(1) 定期預金、CLO（債務担保証券）を除くその他預金および証券化預金を示す。

(2) 未払利息、支払債務およびその他負債、引当金および正味納税引当金を含む。

- (3) 正味デリバティブ残高、特別目的会社の残高、その他借入金および優先株式資本ユーロハイブリッドを含む。
- (4) 長期ホールセール資金調達額は、当初ヘッジされた為替レートで表示される。通貨変動による実際の借入額の増減は、短期ホールセール資金調達として分類されている。
- (5) 優先株式資本を除く株主資本。

### ホールセール資金調達

当グループのグローバル・ホールセール資金調達戦略は、市場、投資家、通貨、満期および資金調達構成における多様化を図ると同時に、目的に適った期間に対するコスト効率のバランスを保つ持続可能なホールセール資金調達ポートフォリオを目的とするものである。資産の成長が顧客預金からの資金調達を上回る程度まで、追加のホールセール資金が調達される。契約上の満期が1年未満の短期ホールセール資金調達に対する需要は、当グループのトレジャリーおよび地域のマーケット業務を通じて管理されている。長期ホールセール資金調達は、オーストラリアおよびニュージーランドにおける当グループのトレジャリー業務を通じて管理および遂行されている。

2009年度中、ANZは借入需要を全額満たすために、すべての主要なホールセール資金調達市場に対して必要なアクセスを維持した。短期ホールセール資金調達市場は引き続き、各地域およびオフショアともに効率的に機能している。

また、ANZは資金調達能力を向上させるために、特に以下の措置を実施した。

- ・ 2009年1月に、ニュージーランドに認可銀行支店を設立した。支店組織であるため、当グループのニュージーランド事業で利用可能な資金調達の選択肢の範囲が拡大された。
- ・ Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド（Esanda）を100%所有子会社からANZの一部門に移行させ、Esanda定期預金を発売した。

2009年度中、当グループのホールセール社債発行プログラムは、オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、オランダ、香港、中国、日本、東南アジアおよび中東で開催された社債投資家との会合において支持された。また、オーストラリア政府の保証制度により、ANZの社債に対する投資家の基盤を、中央銀行、金融監督当局、政府系投資ファンド・マネージャーおよび保険会社を含む、より幅広い投資家へと拡大することができた。

当グループは、ホールセール資金調達および流動性管理の枠組み内で返済期日の集中および地理的分散に関する限度額を使用する。返済期日集中限度額により、当グループは、短期間に巨額の新たなホールセール資金調達をしなくても済むようにしている。

### 資金調達能力および債券発行計画

当グループのトレジャリー部門は、定期的に上級経営陣に（グループ資産負債委員会を通じて）、ホールセールの資金調達計画を報告する。かかる計画では、シニア債、劣後債およびハイブリッド取引について、目標とする資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を定めている。また、資金調達計画は、市場の状況および貸借対照表からの資金需要に照らして最新の資金調達状況を見直す月次の予測情報により補完されている。

債券発行計画は当グループの3か年戦略の計画周期に連動しており、これは当グループが現在および将来の資金需要を理解し、必要な資金額を算定・計画するのを支援する主要な活動である。

2009年度中、当グループは総額で258億ドルの新規の定期資金調達（事業年度末において1年超）を発行した。新規に発行された定期資金調達の加重平均期間は3.9年であった。定期資金調達における限界コストは2009暦年の初めのピークからは下がってきたが、資金調達コストは依然として過去の水準からみて高い水準にある。定期社債発行の加重平均コストは、市場の状況を反映して2009年には69ベース・ポイント上昇した（政府保証のコストを含む）。

ホールセール社債の残高および定期ホールセール資金調達ポートフォリオの償還期日までの加重平均期間を算定する際、早期償還が可能なホールセール社債の「有効な」償還期日は、早期償還日を越える延長に不確実性が伴うため、保守的に最終償還期日ではなく次の早期償還日であると仮定されている。

### 流動性ポートフォリオ管理

当グループは、現金および高品質かつ流動性の高い証券で構成される分散ポートフォリオを保有しているが、それは、当日における流動性を提供するために売却または担保に供される。当該ポートフォリオは厳しい状況において現金源を提供する



ことにより、当グループの流動性ポジションを保護するのを助ける。当該ポートフォリオに保有されるすべての資産は、関係する中央銀行との買戻条件付契約下で適格な証券である（レポ適格）。

当グループの流動性ポートフォリオの規模は、日々の業務における資金需要および当グループの様々なストレス・シナリオそれぞれにおける潜在的特定案件または潜在的なホールセール「資金調達ストレス」需要を満たすために必要な流動資金の需要額に基づいている。

2009年9月30日現在で保有している適格証券の残高（関係中央銀行により適用される買戻し（レポ）のディスカウント後）は、602億ドルである。

当行の貸借対照表をさらに強化するために、当グループは引き続き流動性ポートフォリオのオフショアのホールセール社債の償還期日到来額に対する十分なカバレッジ比率を維持している。流動性ポートフォリオの水準は、少なくともオフショアのホールセール社債の1年間の期日償還到来額をカバーしている。

流動性ポートフォリオは、取引相手、通貨および期間ごとに広く分散されている。流動性方針の枠組みに従い、購入する有価証券は、外部機関によるANZの長期および短期信用格付けと同等以上であり、継続的にレポ適格でなければならない。現在、ポートフォリオで保有されている有価証券は、銀行、政府および政府機関から構成される約84の発行体から発行されている。

流動性ポジションを補完するために、当グループは、追加的な現金および流動性資産残高を保有している。また、当グループのマーケット事業は、トレーディング・ポートフォリオにおいて、流動性の高い商品を補完的流動資金源として保有している。これらの資産は以下に要約するプライム流動性ポートフォリオで保有される適格有価証券には含まれていない。

適格有価証券（市場価値(1)）	2009年	2008年
	（単位：百万ドル）	
オーストラリア	18,694	12,899
ニュージーランド	8,771	6,620
米国	1,301	2,739
英国	2,939	4,157
アジア	1,984	-
国内RMBS（オーストラリア）	24,508	8,305
国内RMBS（ニュージーランド）	1,954	-
合計	60,151	34,720

(1) 市場価値は関係中央銀行により適用されるレポ・ディスカウントの後の値である。

#### 取引相手の信用格付け

取引相手の長期信用格付け(1)	市場価値 （単位：百万ドル）	取引相手の数
AAA	43,827	51
AA+	3,043	4
AA	10,849	11
AA-	1,867	9
A+	264	5
A	301	4
合計	60,151	84

(1) 入手可能な場合は、スタンダード・アンド・プアーズの長期信用格付けに基づいている。

#### 流動性危機管理計画

当グループは、一国およびグループ全体を対象とした、流動性を脅かす事態の分析方法および対処法を定めたAPRA承認の流動性危機管理計画を整備している。強化されたシナリオ分析の枠組みに合わせるため、危機管理戦略は当グループの危機ストレス・シナリオに対して評価される。

その枠組みは、APRAの主要な流動性危機管理計画要件およびガイドラインに準拠しており、以下のものを含んでいる。

- ・ 危機の度合い/ストレス・レベルの設定。
- ・ 危機における役割および責任の明確な割り当て。
- ・ 迫りつつある危機を示す早期警告シグナルならびに当該シグナルの監視および報告のためのメカニズム。
- ・ 危機宣言の評価プロセスおよび早期警告シグナルに対して設定される関連するエスカレーション基準。
- ・ 行動計画、ならびに資産および負債内容の修正方針の概要。

- ・ 危機管理報告およびキャッシュフローの不足補完の手続き。
- ・ 流動性に問題が生じた場合の顧客の優先順位を決定するためのガイドライン。
- ・ 内外のコミュニケーションの責務割り当て。

### 当グループの負債の契約上の満期分析

次表は、当グループまたは当行が支払いを求められる可能性のある最も早い日に基づく該当満期グループ別の、当グループの契約上の負債の分析である。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意されたい。かかるリスクの管理については上記に詳述している。

2009年9月30日現在の金融負債の契約上の満期分析：

連結 2009年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月から 12か月	1年から5 年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	18,541	1,428	37	-	-	20,006
譲渡性預金	23,474	9,928	13,552	-	-	46,954
定期預金	77,069	29,395	4,062	30	-	110,556
その他利付預金	111,314	-	-	-	-	111,314
無利息預金	10,174	-	-	-	-	10,174
コマーシャル・ペーパー	8,947	5,400	-	-	-	14,347
借入企業の債務	1,718	1,356	752	-	-	3,826
その他借入金	2,028	-	-	-	-	2,028
支払承諾	13,574	188	-	-	-	13,762
社債およびノート(3)	7,274	7,999	44,075	1,699	-	61,047
借入金(3)(4)	179	2,787	9,940	1,551	1,026	15,483
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	23,344	-	-	-	-	23,344
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管理) 理)(6)						
- 資金調達						
流入	(19,623)	(22,830)	(90,946)	(6,388)	-	(139,787)
流出	21,242	24,048	96,489	6,499	-	148,278
- その他貸借対照表管理						
流入	(1,887)	(4,485)	(9,499)	(2,339)	-	(18,210)
流出	2,194	5,218	9,875	2,263	-	19,550

- (1) 早期償還条件付き商品を含む。
- (2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。
- (3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。
- (4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。
- (5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の分類に含まれている。
- (6) 貸借対照表管理目的で利用される、すべてのデリバティブ商品の割引前キャッシュフローは、当該商品の契約上の満期に基づき含まれている。

2008年9月30日現在の金融負債の契約上の満期分析：

連結 2008年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から 5年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	17,661	2,295	418	-	-	20,374

譲渡性預金	29,616	13,990	11,518	109	-	55,233
定期預金	66,817	23,325	1,737	111	-	91,990
その他利付預金	98,566	-	-	-	-	98,566
無利息預金	9,367	-	-	-	-	9,367
コマーシャル・ペーパー	15,419	6,455	1,876	-	-	23,750
借入企業の債務	4,836	4,481	1,376	-	-	10,693
その他借入金	2,031	-	-	-	-	2,031
支払承諾	14,439	1,059	-	-	-	15,498
社債およびノート(3)	8,120	20,484	43,101	2,331	-	74,036
借入金(3)(4)	322	1,981	10,804	2,997	1,075	17,179
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	27,126	-	-	-	-	27,126
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管理)(6)						
- 資金調達						
流入	(20,210)	(30,268)	(79,793)	(4,055)	-	(134,326)
流出	20,117	31,357	83,327	4,457	-	139,258
- その他貸借対照表管理						
流入	(3,563)	(5,608)	(7,994)	(489)	-	(17,654)
流出	3,481	5,290	8,138	455	-	17,364

- (1) 早期償還条件付き商品を含む。  
(2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。  
(3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。  
(4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。  
(5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の分類に含まれている。  
(6) 貸借対照表管理目的で利用される、すべてのデリバティブ商品の割引前キャッシュフローは、当該商品の契約上の満期に基づき含まれている。

当行 2009年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から5 年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	15,726	1,241	19	-	-	16,986
譲渡性預金	20,096	9,602	13,552	-	-	43,250
定期預金	61,132	17,399	1,922	29	-	80,482
その他利付預金	92,995	-	-	-	-	92,995
無利息預金	5,800	-	-	-	-	5,800
コマーシャル・ペーパー	6,563	1,720	-	-	-	8,283
その他借入金	-	-	-	-	-	-
支払承諾	13,550	188	-	-	-	13,738
社債およびノート(3)	5,452	5,979	35,992	1,412	-	48,835
借入金(3)(4)	164	2,741	8,991	1,551	341	13,788
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	24,388	-	-	-	-	24,388
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管理)(6)						
- 資金調達						
流入	(13,215)	(14,816)	(57,583)	(5,511)	-	(91,125)
流出	14,519	15,814	62,560	5,653	-	98,546
- その他貸借対照表管理						
流入	(1,293)	(3,276)	(7,472)	(2,274)	-	(14,315)
流出	1,308	3,463	7,277	2,175	-	14,223

- (1) 早期償還条件付き商品を含む。  
(2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。  
(3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。  
(4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。  
(5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の分類に含まれている。

(6) 貸借対照表管理目的で利用される、すべてのデリバティブ商品の割引前キャッシュフローは、当該商品の契約上の満期に基づき含まれている。

当行 2008年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から 5年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	15,859	2,279	22	-	-	18,160
譲渡性預金	25,972	12,807	11,487	109	-	50,375
定期預金	47,921	14,745	985	110	-	63,761
その他利付預金	79,089	-	-	-	-	79,089
無利息預金	5,322	-	-	-	-	5,322
コマーシャル・ペーパー	6,790	1,516	1,876	-	-	10,182
その他借入金	9	-	-	-	-	9
支払承諾	14,404	1,059	-	-	-	15,463
社債およびノート(3)	6,338	14,311	33,832	1,823	-	56,304
借入金(3)(4)	305	1,930	9,741	2,997	375	15,348
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	28,168	-	-	-	-	28,168
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管 理)(6)						
- 資金調達						
流入	(10,343)	(17,197)	(56,471)	(3,722)	-	(87,733)
流出	10,258	18,370	59,352	4,141	-	92,121
- その他バランスシート管理						
流入	(2,341)	(3,145)	(4,892)	(453)	-	(10,831)
流出	2,269	2,900	4,929	421	-	10,519

(1) 早期償還条件付き商品を含む。

(2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。

(3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。

(4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。

(5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の分類に含まれている。

(6) 貸借対照表管理目的で利用される、すべてのデリバティブ商品の割引前キャッシュフローは、当該商品の契約上の満期に基づき含まれている。

### 信用関連の偶発債務

未実行の与信枠および発行済み保証は、コミットメント、偶発債務、その他未実行の与信枠の額面金額から構成され、それは全ての与信枠が実行されたと仮定した場合における最大の流動性リスクを示している。

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の大半は、部分的に使用されると予想されるが、その他は、実行を要求されない場合もある。従って、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。

以下の表は、ANZが支払いを行わなければならない可能性が生じる最も早い日を基準に償還期日別に分類した当グループの未実行の与信枠および発行済み保証の分析である。

2009年9月30日	連結			当行		
	1年未満	1年超	合計	1年未満	1年超	合計
(単位：百万ドル)						
未実行の与信枠	106,644	-	106,644	88,006	-	88,006
発行済み保証	25,218	-	25,218	23,503	-	23,503
2008年9月30日	連結			当行		
	1年未満	1年超	合計	1年未満	1年超	合計
(単位：百万ドル)						

未実行の与信枠	111,265	-	111,265	90,026	-	90,026
発行済み保証	30,006	-	30,006	28,037	-	28,037

信用関連コミットメント、偶発債務およびその他未実行の与信枠に関連した流動性リスクは、契約金額より小さい可能性もあるが、このような場合においても、流動性リスクは、契約金額と同額と見なされる。これら与信枠の多くは一部使用されるが使用されないまま終了すると予想されるため、この金額は必ずしも将来の現金需要を表すものではない。

### オペレーショナル・リスク管理

ANZは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス、人員およびシステムの不備もしくは機能不全、または外部事象から生じる損失に関するリスクと定義している。この定義には訴訟リスクならびに内部プロセス、人員およびシステムの不備もしくは機能不全から生じる評判の失墜のリスクが含まれるが、戦略リスクは除外される。

オペレーショナル・リスク監視の権限は、取締役会により取締役会のリスク委員会へ委譲されている。オペレーショナル・リスク管理委員会は、コンプライアンスを含むオペレーショナル・リスク監視について取締役会のリスク委員会を補佐する。オペレーショナル・リスク管理委員会の主要責務には、以下のものが含まれる。

- ・ オペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス方針を承認する。
- ・ ANZのグループ・コンプライアンスの枠組みを承認する。
- ・ 取締役会のリスク委員会承認を受けるためにANZのオペレーショナル・リスクの枠組みを承認する。
- ・ オペレーショナル・リスク管理の状況を監視し、必要な是正措置を推進する。
- ・ すべての重要な、実際の、潜在的なまたはニアミスリスク事象の見直しを行う。
- ・ 関連する対処計画を監視する。

オペレーショナル・リスク管理委員会のメンバーは、上級執行役員により構成されており、チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務める。

日々のオペレーショナル・リスク管理に対する第一義的な責任は、事業部門のスタッフおよびライン管理者にある。これには、オペレーショナル・リスクの枠組みの実施およびすべての重要なオペレーショナル・リスクに関する意思決定プロセスへの参画が含まれる。事業部門が負っているオペレーショナル・リスクは各部門のリスク・ガバナンス機能により監視されている。

部門リスク委員会および事業部門リスク・フォーラムは、エスカレーション基準とモニタリングによりオペレーショナル・リスクを管理・維持している。グループ・オペレーショナル・リスク部門は、オペレーショナル・リスクの枠組み、方針の策定、枠組みの保全、オペレーショナル・リスクの測定および資本の配分、不正防止戦略ならびにオペレーショナル・リスク問題を経営委員会に報告することを通じてオペレーショナル・リスクに対するガバナンスを行使する責任を持つ。

ANZのオペレーショナル・リスク体制は、オペレーショナル・リスク管理へのアプローチを概説し、特に、オペレーショナル・リスク管理において部門/業務単位で実行すべき最低要件を明確にしている。ANZのオペレーショナル・リスク体制は、特定方針ならびにガイドラインおよびテンプレートにより支えられており、枠組みの有効性は一連のレビューおよびプロセスを通じて評価される。これは、内部監査による独立したレビュー・プログラムにより支えられている。

ANZが採用するオペレーショナル・リスク管理プロセスは、既存、新規および新たに発生するオペレーショナル・リスクの状況把握、識別、分析、対処および監視を含む段階的アプローチから成る。これは、オーストラリアおよびニュージーランドの基準設定機関が合同で公表したリスク管理規格(AS/NZS4360)に基づいている。

業界の実務に沿って、ANZは保険料の費用対効果が高い場合には、これらのオペレーショナル・リスクについて第三者および専属保険会社を使い付保している。事業部門は、事業の遂行に当たっては付保されていないと仮定して行動し、保険をオペレーショナル・リスクに対する有効な軽減手段として用いないように指示されている。業務の混乱は、銀行の業務遂行能力にとって重大なリスクであり、そのため、ANZは包括的な事業継続、回復および危機管理計画を整備している。事業継続および回復計画の目的は、内部または外部事象から重大な混乱が生じた場合に、重要な業務機能の維持または速やかな回復を確保することにある。

グループ・オペレーショナル・リスク部門は、ANZのオペレーショナル・リスク規制資本の計算に関する先進的測定アプローチ(「AMA」)に関して責任を有する。ANZは、シナリオ分析に基づく方法を用いて予想外のオペレーショナル・リスク事

象へのエクスポージャーを評価し、確率分布とモンテ・カルロ・シミュレーションを用いてオペレーショナル・リスク規制資本（「ORRC」）のモデル化および計算を行っている。この手法には、12か月間を対象期間とした、現在の事業環境と内部統制要因を考慮した事業リスク・プロファイルが使用されている。

[次へ](#)

34. 金融資産および金融負債の公正価値

公正価値は、取引の知識および意図を有する独立当事者間の取引において、資産が交換され得る金額または負債が決済され得る金額である。償却原価で計上される金融商品を除いて、すべての金融商品が当初公正価値で認識され、その後の期間においても公正価値で再測定されるため、金融商品の公正価値の決定は、財務報告の枠組みにとって重要である。

当初認識時の金融商品の公正価値は、通常、取引価格であるが、一定の状況においては、同一商品（修正またはリパッケージがされていない）に関するその他の観察可能な現在の市場取引、または観察可能な市場データのみを変数として用いる評価手法に基づいて算定される場合もある。

当初認識後、公正価値で測定される金融商品の公正価値は、市場価額が入手可能な場合は、当該市場価額に基づいて算定される。市場価額が入手できない場合の公正価値は、市場で認められた評価手法に観察可能な市場データを用いて算定される。観察可能な市場データが入手できない限定的な場合には、入力データは、その他の観察可能な市場データ、過去の傾向およびその他の関連要素に基づいて見積られる。

( ) 金融資産および金融負債の公正価値

金融商品の多くは、貸借対照表において公正価値で計上されている。下記は、貸借対照表に計上されている帳簿価額とすべての金融資産および金融負債の公正価値を比較したものである。公正価値の開示には、法人税および無形資産のように会計的視点から金融商品とみなされない商品は含まれていない。当グループの見解では、公正価値の総額は、当グループの実体的価値を表すものではない。

下記の表において、金融商品は、会計処理に基づき分類されている。注記1の重要な会計方針は、金融資産および金融負債の項目がどのように測定され、公正価値評価による損益を含む収益と費用がどのように認識されるかを説明している。

金融資産の種類は、償却原価、損益を通じて公正価値で測定される金融資産、有効なヘッジ関係におけるデリバティブ商品、売却可能資産の各グループに分類されている。同様に、金融負債の種類は、償却原価、有効なヘッジ関係におけるデリバティブ商品および損益を通じて公正価値で測定される金融負債の3つのグループに分類されている。

公正価値は、それぞれの貸借対照表日現在において入手可能であった関連情報に基づいており、貸借対照表日以降の市況の変化を反映するような更新は行われていない。

金融資産

	帳簿価額						公正価値
	償却原価	損益を通じて公正価値で測定される金融資産			ヘッジ	売却可能資産	合計
		売却目的					
		当初認識時に指定	による保有	小計			合計
連結 2009年9月30日				(単位：百万ドル)			
流動資産	25,317	-	-	-	-	-	25,317
他の金融機関に対する債権	4,985	-	-	-	-	-	4,985
売却目的の有価証券	-	-	30,991	30,991	-	-	30,991
デリバティブ商品(1)	-	-	35,681	35,681	1,723	-	37,404
売却可能資産	-	-	-	-	-	16,575	16,575
貸付金および前渡金(2)	331,817	190	-	190	-	-	332,007
支払承諾見返	13,762	-	-	-	-	-	13,762
その他金融資産	3,265	-	-	-	-	-	3,265
	379,146	190	66,672	66,862	1,723	16,575	464,306

	帳簿価額						公正価値
	償却原価	損益を通じて公正価値で測定される金融資産			ヘッジ	売却可能資産	合計
		売却目的					
		当初認識時に指定	による保有	小計			合計
連結 2008年9月30日				(単位：百万ドル)			

流動資産	25,030	-	-	-	-	-	25,030	25,030
他の金融機関に対する債権	9,862	-	-	-	-	-	9,862	9,862
売買目的有価証券	-	-	15,177	15,177	-	-	15,177	15,177
デリバティブ商品(1)	-	-	35,237	35,237	1,704	-	36,941	36,941
売却可能資産	-	-	-	-	-	17,480	17,480	17,480
貸付金および前渡金(2)	334,306	248	-	248	-	-	334,554	333,746
支払承諾見返	15,297	-	-	-	-	-	15,297	15,297
その他金融資産	4,273	-	-	-	-	-	4,273	4,273
	<u>388,768</u>	<u>248</u>	<u>50,414</u>	<u>50,662</u>	<u>1,704</u>	<u>17,480</u>	<u>458,614</u>	<u>457,806</u>

(1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品には、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。

(2) 公正価値ヘッジは、貸付金および前渡金に含まれる金融資産に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で測定される金融資産		ヘッジ	売却可能資産	合計	合計
		売却目的 当初認識 時に指定	による保 有				
当行 2009年9月30日							
	(単位：百万ドル)						
流動資産	20,199	-	-	-	-	20,199	20,199
他の金融機関に対する債権	3,236	-	-	-	-	3,236	3,236
売買目的有価証券	-	-	27,410	27,410	-	27,410	27,410
デリバティブ商品(1)	-	-	31,631	31,631	1,370	33,001	33,001
売却可能資産	-	-	-	-	-	13,554	13,554
貸付金および前渡金(2)	255,818	190	-	190	-	256,008	256,210
支払承諾見返	13,739	-	-	-	-	13,739	13,739
その他金融資産	2,169	-	-	-	-	2,169	2,169
	<u>295,161</u>	<u>190</u>	<u>59,041</u>	<u>59,231</u>	<u>1,370</u>	<u>369,316</u>	<u>369,518</u>

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で測定される金融資産		ヘッジ	売却可能資産	合計	合計
		売却目的 当初認識 時に指定	による保 有				
当行 2008年9月30日							
	(単位：百万ドル)						
流動資産	18,081	-	-	-	-	18,081	18,081
他の金融機関に対する債権	8,573	-	-	-	-	8,573	8,573
売買目的有価証券	-	-	12,846	12,846	-	12,846	12,846
デリバティブ商品(1)	-	-	32,042	32,042	1,256	33,298	33,298
売却可能資産	-	-	-	-	-	15,103	15,103
貸付金および前渡金(2)	235,876	248	-	248	-	236,124	235,671
支払承諾見返	15,262	-	-	-	-	15,262	15,262
その他金融資産	2,952	-	-	-	-	2,952	2,952
	<u>280,744</u>	<u>248</u>	<u>44,888</u>	<u>45,136</u>	<u>1,256</u>	<u>342,239</u>	<u>341,786</u>

(1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品は、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。

(2) 公正価値ヘッジは、貸付金および前渡金に含まれる金融資産に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。



### 流動資産および他の金融機関に対する債権 / 債務

信用リスクに重大な変化がなかったこれらの金融商品は、短期（金利更改または満期までの期間が90日以内のもの）または要求払いの性質を有するため、その帳簿価額は正味公正価値に近似していると考えられる。

### 売買目的有価証券

売買目的有価証券は公正価値で計上されている。公正価値は市場価額、ブローカーもしくはディーラーの建値、あるいは信用リスク、満期および利回りが同様の証券の価格を用いたモデル評価に基づいている。

### デリバティブ商品

デリバティブ商品は公正価値で計上されている。取引所において売買されるデリバティブ商品は、市場価額を用いて評価される。店頭取引のデリバティブ商品は、認められた評価モデル（割引キャッシュフロー・モデルを含む。）を用いて、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期、ならびに相手方の信用力を反映した調整に基づき評価されている。

### 売却可能資産

売却可能資産は公正価値で計上されている。公正価値は市場価額またはブローカーもしくはディーラーの建値に基づいている。これらの情報が入手できない場合は、信用リスク、満期および利回りが同様の証券の市場価額を用いて、または必要に応じて市場で認められた評価モデル（割引キャッシュフロー・モデルを含む。）を用いて、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期に基づいて公正価値を見積っている。

### 正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾

貸付金、前渡金および支払承諾の帳簿価額は、繰延手数料および費用を含み、貸倒引当金および期限未到来の利息を控除した純額である。

公正価値は、将来キャッシュフローを割引くことによって算定されている。固定利付貸付金、前渡金および支払承諾の適用割引率には、ホールセール市場金利の変動、ANZのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンの動向が組み込まれている。変動利付貸付金については、ホールセール市場金利の変動およびANZのホールセール資金調達コストのみが割引率に組み込まれている。ANZがその裁量で適用金利を設定する変動利付貸付金については、公正価値が帳簿価額に等しく設定される。

### その他金融資産

この項目には未収利息および未収手数料が含まれる。未収利息および未収手数料は短期または要求払いの性質を有するため、その帳簿価額は正味公正価値に近似していると考えられる。

### 金融負債

	帳簿価額				ヘッジ	合計	公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で測定される金融負債					合計	合計
		当初認識時に指定	売却目的による保有	小計				
連結 2009年9月30日								
(単位：百万ドル)								
他の金融機関に対する債務	19,924	-	-	-	-	19,924	19,924	
デリバティブ商品(1)	-	-	34,706	34,706	1,810	36,516	36,516	
預金およびその他の借入金	288,305	6,065	-	6,065	-	294,370	294,593	
支払承諾	13,762	-	-	-	-	13,762	13,762	
社債およびノート(2)	48,327	8,933	-	8,933	-	57,260	57,493	
借入金(2)	11,503	1,926	-	1,926	-	13,429	13,179	
支払債務およびその他の負債	7,215	-	-	-	-	7,215	7,215	
	389,036	16,924	34,706	51,630	1,810	442,476	442,682	

償却原価	帳簿価額			ヘッジ	合計	公正価値	
	損益を通じて公正価値で測定される金融負債					合計	合計
	当初認識時に指定	売却目的による保有	小計				

連結 2008年9月30日	当初認識 時に指定	売買目的 による		小計			
		保有					
(単位：百万ドル)							
他の金融機関に対する債務	20,092	-	-	-	-	20,092	20,092
デリバティブ商品(1)	-	-	30,418	30,418	1,509	31,927	31,927
預金およびその他の借入金	273,098	10,868	-	10,868	-	283,966	284,110
支払承諾	15,297	-	-	-	-	15,297	15,297
社債およびノート(2)	60,927	6,396	-	6,396	-	67,323	66,794
借入金(2)	12,024	2,242	-	2,242	-	14,266	14,013
支払債務およびその他の負債	8,904	-	-	-	-	8,904	8,904
	390,342	19,506	30,418	49,924	1,509	441,775	441,137

当行 2009年9月30日	帳簿価額				公正価値		
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		売買目的 による					
		当初認識 時に指定	保有	小計			
(単位：百万ドル)							
他の金融機関に対する債務	16,974	-	-	-	-	16,974	16,974
デリバティブ商品(1)	-	-	32,305	32,305	863	33,168	33,168
預金およびその他の借入金	227,300	-	-	-	-	227,300	227,478
支払承諾	13,739	-	-	-	-	13,739	13,739
社債およびノート(2)	37,100	8,933	-	8,933	-	46,033	46,141
借入金(2)	9,959	1,926	-	1,926	-	11,885	11,701
支払債務およびその他の負債	5,786	-	-	-	-	5,786	5,786
	310,858	10,859	32,305	43,164	863	354,885	354,987

当行 2008年9月30日	帳簿価額				公正価値		
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		売買目的 による					
		当初認識 時に指定	保有	小計			
(単位：百万ドル)							
他の金融機関に対する債務	18,001	-	-	-	-	18,001	18,001
デリバティブ商品(1)	-	-	30,585	30,585	870	31,455	31,455
預金およびその他の借入金	203,328	-	-	-	-	203,328	203,413
支払承諾	15,262	-	-	-	-	15,262	15,262
社債およびノート(2)	45,675	6,396	-	6,396	-	52,071	51,742
借入金(2)	10,534	2,242	-	2,242	-	12,776	12,520
支払債務およびその他の負債	6,671	-	-	-	-	6,671	6,671
	299,471	8,638	30,585	39,223	870	339,564	339,064

- (1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品には、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブを含む。
- (2) 公正価値ヘッジは、社債およびノートならびに借入金に含まれる金融負債に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。

### 預金およびその他の借入金

確定期限付き利付預金ならびに市場価額のあるその他の借入金および支払承諾については、同様の満期の債務に係る市場借入金利を用いて契約上のキャッシュフローを割引いている。確定期限がない預金債務または要求払い預金債務については、報告日現在の要求払いの金額が公正価値であると見なされる。公正価値の算定にあたっては、将来の期間に預金を続けることから生じると予測される価値に関する調整を行っていない。

特定の預金およびその他の借入金は、損益を通じた公正価値評価の指定を受けており、公正価値で計上されている。

## 社債およびノートならびに借入金

社債およびノートならびに借入金の合計公正価値は市場価額に基づいて算定されている。市場価額が入手可能でない銘柄については、債券の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルが用いられている。

特定の社債およびノートならびに借入金は損益を通じた公正価値評価の指定を受けており、公正価値で計上されている。公正価値は、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期に基づく割引キャッシュフロー・モデルに基づいている。公正価値には、その金融商品に関してANZに適用される適切な信用スプレッドの影響が反映されている。

## 支払債務およびその他の金融負債

この項目には、未払利息および未払手数料が含まれ、これらについては帳簿価額が公正価値に近似していると考えられる。

## コミットメントおよび偶発債務

貸借対照表で認識される金融商品以外のコミットメントおよび偶発債務に対する公正価値の調整はこの注記には含まれていない。

## ( ) 評価方法

金融商品の多くは貸借対照表において公正価値で計上されている。

公正価値の最良の証拠は、活発な市場における相場価格である。したがって可能な限り、公正価値は当該金融商品の市場価額に基づいている。

金融商品の市場価額が入手できない場合の公正価値は、見積現在価値、またはその他市場で認められた評価手法に基づいて算定される。評価モデルには、買い呼値/売り呼値のスプレッド、相手方の信用スプレッド、および市場参加者が決定する公正価値に影響を与えるその他の要素の影響が組み込まれている。

この欄に表示した分析は、市場価額以外の評価手法を用いて評価される金融商品を開示したものである。評価手法の大半は、観察可能な市場データのみを採用しているが、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータ（評価時の入力データまたはその構成要素）を、評価手法で採用することもある。こうした場合、評価時の入力データ（または全体値の構成要素）は、関連する他の市場データに基づき、係るデータから推定されたもので、過去の取引および観察された市場の傾向と照らし合わせて試査される。一つ以上の観察不能な入力データを用いた評価の場合は、専門家の判断を要する。

ANZでは、取引を行う当事者から独立した部門が公正価値を算定あるいは検証するよう徹底している統制の枠組みを設けている。

市場価額を用いる場合は、独立した価格決定あるいは検証が行われる。評価モデルを用いて決定される公正価値に関する統制の枠組みには、該当する場合（i）評価モデル、（ii）それらのモデルへの入力データ、および（iii）評価モデル以外で必要とされる調整の独自の開発あるいは検証、ならびに可能な場合はモデルの出力データの独自の検証が含まれることがある。

下記の表は、公正価値での再評価を求められている金融資産および金融負債の評価に使われる方法を分析したものである。金融商品の公正価値はすべて、公正価値の決定を最も正確に反映する項目に計上されている。下表の配分は、該当する金融商品の公正価値計上額に対して重要な評価モデルまたは評価要素への入力データを最も細かく分類した場合の区分に基づく。この点に関しては、入力データの重要度は、金融商品の公正価値計上額と照らし合わせて評価され、当該金融商品特有の各種要素も加味する。「市場価額」欄には、特定の債券について入手可能な場合は相場の利回りをを用いて評価される金融商品の値も算入されている。前年度は、これらの金融商品は評価手法を用いて評価される金融商品として分類されていた。現在の分類と一致させるために比較数値は調整されている。

各種クラスの金融資産または金融負債の評価方法は、151ページから154ページ（訳者注：原文のページ数である。上記「（i）金融資産および金融負債の公正価値」）に記載されている。こうした評価手法には、重大な変更を加えていない。ANZは使用した入力データの関連性を継続的に監視しており、引き続き妥当な評価を得るために変更が必要であるという証拠が存在する場合には、評価モデルを調整している。

2008年11月、ANZは特定のモーゲージ証券を売却可能金融資産から貸付金および前渡金に振替えた。2008年9月の時点では、

これらの資産は市場価額あるいは観察可能な入力データを組入れたモデルを用いて評価されていた。

連結	評価手法							
	市場価額		観察可能な 入力データを使用		重要な観察 不能な入力 データを使用		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>金融資産</b>								
売買目的有価証券	14,130	4,386	16,713	10,642	148	149	30,991	15,177
デリバティブ商品	1,862	2,428	34,797	33,276	745	1,237	37,404	36,941
売却可能金融資産	12,930	11,002	2,764	4,486	881	1,992	16,575	17,480
貸付金および前渡金（公正価値評価に指定）	-	-	190	248	-	-	190	248
	<u>28,922</u>	<u>17,816</u>	<u>54,464</u>	<u>48,652</u>	<u>1,774</u>	<u>3,378</u>	<u>85,160</u>	<u>69,846</u>
<b>金融負債</b>								
デリバティブ商品	1,854	2,032	33,608	28,102	1,054	1,793	36,516	31,927
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	-	6,065	10,868	-	-	6,065	10,868
社債およびノート（公正価値評価に指定）	-	-	8,933	6,396	-	-	8,933	6,396
借入金（公正価値評価に指定）	-	-	1,926	2,242	-	-	1,926	2,242
	<u>1,854</u>	<u>2,032</u>	<u>50,532</u>	<u>47,608</u>	<u>1,054</u>	<u>1,793</u>	<u>53,440</u>	<u>51,433</u>

当行	評価手法							
	市場価額		観察可能な 入力データを使用		重要な観察 不能な入力 データを使用		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
<b>金融資産</b>								
売買目的有価証券	12,933	3,720	14,329	8,977	148	149	27,410	12,846
デリバティブ商品	1,808	2,356	30,448	29,705	745	1,237	33,001	33,298
売却可能金融資産	11,175	10,912	1,763	3,267	616	924	13,554	15,103
貸付金および前渡金（公正価値評価に指定）	-	-	190	248	-	-	190	248
	<u>25,916</u>	<u>16,988</u>	<u>46,730</u>	<u>42,197</u>	<u>1,509</u>	<u>2,310</u>	<u>74,155</u>	<u>61,495</u>
<b>金融負債</b>								
デリバティブ商品	1,767	2,105	30,347	27,557	1,054	1,793	33,168	31,455
社債およびノート（公正価値評価に指定）	-	-	8,933	6,396	-	-	8,933	6,396
借入金（公正価値評価に指定）	-	-	1,926	2,242	-	-	1,926	2,242
	<u>1,767</u>	<u>2,105</u>	<u>41,206</u>	<u>36,195</u>	<u>1,054</u>	<u>1,793</u>	<u>44,027</u>	<u>40,093</u>

( ) 公正価値で計上される金融商品の評価に観察不能な市場データが組み込まれている場合の追加情報  
公正価値の変動および振替

次の表は、重要な観察不能な入力データを用いて公正価値で再測定した金融商品の内訳を示したものである。

連結	金融資産						金融負債	
	売買目的 有価証券		デリバティブ商品		売却可能資産		デリバティブ商品	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
資産担保証券	148	149	-	-	103	967	-	-
非流動社債および貸付金	-	-	-	-	778	1,025	-	-
ストラクチャード・クレジット商品	-	-	704	1,212	-	-	1,019	1,704

その他のデリバティブ商品	-	-	41	25	-	-	35	89
<b>合計</b>	<u>148</u>	<u>149</u>	<u>745</u>	<u>1,237</u>	<u>881</u>	<u>1,992</u>	<u>1,054</u>	<u>1,793</u>
<b>当行</b>								
資産担保証券	148	149	-	-	-	393	-	-
非流動社債および貸付金	-	-	-	-	616	531	-	-
ストラクチャード・クレジット商品	-	-	704	1,212	-	-	1,019	1,704
その他のデリバティブ商品	-	-	41	25	-	-	35	89
<b>合計</b>	<u>148</u>	<u>149</u>	<u>745</u>	<u>1,237</u>	<u>616</u>	<u>924</u>	<u>1,054</u>	<u>1,793</u>

資産担保証券および非流動社債は、信用リスクが公正価値に及ぼす影響を市場で直接的にも間接的にも観察できない非流動社債で構成されており、オーストラリア物価連動長期債も含まれる。

ストラクチャード・クレジット商品は、ANZが2004年から2007年の間に締結したストラクチャード・クレジット仲介取引で構成されており、ANZはクレジット・デフォルト・スワップを利用して特定の仕組みに関する信用保証を売却し、その後リスクを軽減するため、クレジット・デフォルト・スワップを通じて、米国の金融保証会社8社から同様の取引に関する信用保証を買い付けている。基本的な仕組みには、合成債務担保証券、外部のローン担保証券または特定の社債/変動利付債のポートフォリオが含まれる。これらの取引は、市場で観察不能な参照資産やデリバティブ取引相手に関する特定の入力データを組み入れた複雑なモデルを用いて評価される。

その他のデリバティブ商品は、主にソフト・コモディティに関連した長期金融商品で構成されており、その期間は公正価値の算定に用いる市場データを容易に入手できる期間よりもはるかに長い期間となっている。

次の表は、これらの金融資産および金融負債の残高の変動を詳述したものである。売買目的のデリバティブはポートフォリオごとに区分され、期末残高が利益か損失かによって金融資産または金融負債に分類されているため、その金額は期首残高とは異なる可能性がある。

連結	金融資産			金融負債
	売買目的 有価証券	デリバティブ商 品	売却可能 資産	デリバティブ商 品
	2009年	2009年	2009年	2009年
	(単位：百万ドル)			
期首残高	149	1,237	1,992	(1,793)
新規買付および発行	32	7	-	(4)
処分/(売却)および現金決済	(13)	(39)	(1,032)	(56)
振替:				
当区分への振替	-	2	-	(19)
当区分からの振替	-	(3)	(13)	-
損益計算書に計上された評価益/(損)	(20)	(459)	(28)	818
資本の部で認識された評価益/(損)	-	-	(38)	-
期末残高	<u>148</u>	<u>745</u>	<u>881</u>	<u>(1,054)</u>
<b>当行</b>				
期首残高	149	1,237	924	(1,793)
新規買付および発行	32	7	308	(4)
処分/(売却)および現金決済	(13)	(39)	(541)	(56)
振替:				
当区分への振替	-	2	-	(19)
当区分からの振替	-	(3)	(13)	-
損益計算書に計上された評価益/(損)	(20)	(459)	(24)	818
資本の部で認識された評価益/(損)	-	-	(38)	-
期末残高	<u>148</u>	<u>745</u>	<u>616</u>	<u>(1,054)</u>

## データ入力の感応度

市場に関する重要な観察不能な入力データに基づく仮定を評価手法で用いている場合、これらの仮定が変更されると、公正価値の見積も変更される。こうした取引の大半は本来「バック・ツー・バック」で行われ、ANZは金融仲介業者として行動するか、あるいは取引開始時に市場リスクをヘッジしている。そのような状況では、仮定が変更されても、一般的に損益計算書への影響は最小限に抑えられるが、市場リスクおよび/または信用リスクに対する重大なエクスポージャーを伴うストラクチャード・クレジット仲介取引はこの限りではない。

このグループに含まれる金融商品の公正価値の算定に用いられる主な入力データとしては、相手方の信用スプレッド、CDSの市場価額、回収率、予想不履行確率、信用指数トランシェの市場価額および相関曲線ならびにその他の入力データなどが挙げられ、その一部は市場で直接観察できないものもある。当グループおよび当行の双方に関して、金融商品の評価を目的として、一般的な仮定を合理的に考える他の仮定に変更した場合、それが及ぼしうる影響を評価した結果、2009年9月30日現在、デリバティブ商品（純額）が37百万ドル（2008年：73百万ドル）の増加または27百万ドル（2008年：69百万ドル）の減少となる可能性がある。合理的に考える他の仮定の範囲は、専門家の判断に基づき各仮定の裏付データを分析して設定されている。

## 公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値が、同金融商品の評価に重要な影響を与える観察不能なデータを用いて算出される場合、同金融商品の当初認識時における取引価格と評価手法に基づく算出額との差額（取引日における損益）が、貸借対照表で繰延べられる。その後、取引日における損益は、市場参加者が同金融商品の価格設定時に考慮する要因（時間を含む）の変動により生じている場合に限り、損益計算書で認識される。

下記の表は、取引価格とモデル化された評価価格との間の差額が市場で観察可能な入力データに完全には裏付けられていないため、金融商品の当初認識時に損益計算書に認識されなかった取引日における損益の総額の増減を示したものである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)			
期首残高	5	-	5	-
新規取引に関する繰延利益 / (損失)	-	5	-	5
損益計算書における認識額（為替差額を含む）	(2)	-	(2)	-
	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>5</u>

## (iv) 損益を通じた公正価値評価の指定を受けた金融商品に関する追加情報

### 損益を通じた公正価値評価の指定を受けた金融資産

貸付金および前渡金の項目には、資産が償却原価で計上された場合に発生する会計上のミスマッチを排除するため、損益を通じた公正価値評価の指定を受けた特定の貸付金が含まれる。このミスマッチは、貸付金および前渡金の金利リスクを緩和するために取得されたデリバティブ商品が損益を通じて公正価値で測定されるため生じる。経済的にヘッジされた貸付金について公正価値評価の指定をすることにより、金利リスクの変動による公正価値の増減は、同期間の損益計算書に認識される。

貸借対照表日現在、これらの資産に対する当グループおよび当行の信用リスクは190百万ドルであった（2008年：248百万ドル）。このうち86百万ドル（2008年：119百万ドル）については、保有担保により軽減された。

当グループおよび当行の信用リスクの変動による公正価値の累積変動額は、5百万ドル（2008年：6百万ドル）の資産の減少であった。信用リスクの変動により損益計算書に認識された金額は、1百万ドルの利益（2008年：6百万ドルの損失）であった。

信用リスクの変動による公正価値評価の指定を受けた金融資産の公正価値の変動は、同様の信用特性を有する会社が行った貸付金および前渡金に内在する信用格付および信用スプレッドの変動を決定することにより算定されている。

### 損益を通じた公正価値評価の指定を受けた金融負債

借入金、社債およびノートならびに預金およびその他の借入金の一部は、負債が償却原価で計上された場合に発生する会計上のミスマッチを排除するため、損益を通じて公正価値で評価される金融負債に指定されている。このミスマッチは、金融負

債の金利リスクを緩和するために取得されたデリバティブが損益を通じて公正価値で測定されるため生じる。

下記の表は公正価値の総額で計上される金融負債の帳簿価額を、契約上の満期支払額、および公正価値の総額で計上される負債に関してANZの信用格付の変更により当年度中に認識された公正価値の損益と比較したものである。

連結	預金および その他の借入金		社債およびノート		借入金	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
帳簿価額	6,065	10,868	8,933	6,396	1,926	2,242
帳簿価額の満期支払額に対する超過 (不足)額	(6)	(88)	92	(148)	2	(7)
信用リスクに起因する負債価値の 累積変動額：						
- 期首累積(利益)/損失	(2)	-	(166)	(31)	(47)	12
- 当年度中の認識(利益)/損失	2	(2)	242	(135)	(12)	(59)
- 期末累積(利益)/損失	-	(2)	76	(166)	(59)	(47)

当行	預金および その他の借入金		社債およびノート		借入金	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
帳簿価額	-	-	8,933	6,396	1,926	2,242
帳簿価額の満期支払額に対する超過 (不足)額	-	-	92	(148)	2	(7)
信用リスクに起因する負債価値の 累積変動額：						
- 期首累積(利益)/損失	-	-	(166)	(31)	(47)	12
- 当年度中の認識(利益)/損失	-	-	242	(135)	(12)	(59)
- 期末累積(利益)/損失	-	-	76	(166)	(59)	(47)

借入金、社債およびノートならびに預金およびその他の借入金のそれぞれについて、信用リスクの変動による公正価値の変動は、市場リスク(基準金利および外国為替レート)をもたらす市況の変動に起因するものではない公正価値の変動額として算定されている。

### 35. 資産および負債の満期分析

下記の表は、貸借対照表日現在の契約上の満期までの残存期間別に主要資産および負債勘定を分析したものであり、1年以内および1年超で回収または決済が予想される資産または負債の実際の債務期日を示している。

連結	2009年			2008年		
	1年未満	1年超	合計	1年未満	1年超	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債権	4,759	226	4,985	9,230	632	9,862
売却可能資産	12,749	3,826	16,575	14,407	3,073	17,480
正味貸付金および前渡金	77,150	254,857	332,007	77,626	256,928	334,554
支払承諾見返	13,762	-	13,762	15,297	-	15,297
他の金融機関に対する債務	19,889	35	19,924	19,615	477	20,092
預金およびその他借入金	277,889	16,481	294,370	267,333	16,633	283,966
支払承諾	13,762	-	13,762	15,297	-	15,297
社債およびノート	11,317	45,943	57,260	16,198	51,125	67,323
借入金	400	13,029	13,429	12	14,254	14,266

## 36. セグメント分析

## (i) セグメントの概要

当グループは期中に新規ビジネスモデルに移行し、当グループが事業を営む地域（オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ）に基づき3つのセグメントを設定した組織構造に変更した。各地域では、主にリテール、商業、富裕層および法人という顧客に基づいて分けられた4つの部門に重点を置いている。また、法人部門は世界規模で管理されている。

下記のセグメントおよび商品・サービスの区分は、経営判断を下す主たる人物、すなわち最高経営責任者に提出する社内報告と同じである。

全事業部門の主な対外収益源は、受取利息、手数料収入およびトレーディング収益である。

セグメントの構成が期中に変更されたことから、それと一致させるために、2008年9月の比較数値も修正再表示されている。

## ( ) セグメント間の取引

独立当事者間ベースで経営報告を比較するため、ANZ内の各種セグメントの事業部門間で費用を配分している。

連結	オーストラリア		ニュージーランド		アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
社外受取利息	18,409	22,422	6,106	8,171	1,691	2,011	26,206	32,604
社外支払利息	(11,653)	(17,152)	(3,832)	(6,032)	(913)	(1,570)	(16,398)	(24,754)
セグメント間利息の調整	329	404	(397)	(437)	68	33	-	-
純利息収益	7,085	5,674	1,877	1,702	846	474	9,808	7,850
その他社外営業収益	2,061	2,488	540	847	736	613	3,337	3,948
持分法による投資純利益 / (損失)	76	123	11	92	378	146	465	361
<b>セグメント収入</b>	<b>9,222</b>	<b>8,285</b>	<b>2,428</b>	<b>2,641</b>	<b>1,960</b>	<b>1,233</b>	<b>13,610</b>	<b>12,159</b>
その他社外費用	(4,161)	(3,950)	(1,130)	(1,139)	(934)	(607)	(6,225)	(5,696)
セグメント間費用 (純額)	(12)	15	(73)	(67)	85	52	-	-
<b>営業費用</b>	<b>(4,173)</b>	<b>(3,935)</b>	<b>(1,203)</b>	<b>(1,206)</b>	<b>(849)</b>	<b>(555)</b>	<b>(6,225)</b>	<b>(5,696)</b>
貸倒引当金	(2,008)	(1,487)	(722)	(256)	(275)	(205)	(3,005)	(1,948)
<b>セグメント利益</b>	<b>3,041</b>	<b>2,863</b>	<b>503</b>	<b>1,179</b>	<b>836</b>	<b>473</b>	<b>4,380</b>	<b>4,515</b>
法人税	(955)	(754)	(344)	(348)	(136)	(86)	(1,435)	(1,188)
少数株主持分損益	(2)	(2)	-	-	-	(6)	(2)	(8)
<b>当行株主に帰属する税引後利益</b>	<b>2,084</b>	<b>2,107</b>	<b>159</b>	<b>831</b>	<b>700</b>	<b>381</b>	<b>2,943</b>	<b>3,319</b>
有形固定資産、無形資産、およびその他の非流動資産の取得	611	460	77	40	67	59	755	559
<b>現金の支出を伴わない費用</b>								
減価償却費および償却費	(285)	(265)	(40)	(39)	(49)	(26)	(374)	(330)
株式決済型株式報酬	(74)	(64)	(14)	(11)	(15)	(9)	(103)	(84)
貸倒引当金	(2,008)	(1,487)	(722)	(256)	(275)	(205)	(3,005)	(1,948)



デリバティブに 対する信用リ スク	(129)	(717)	(6)	-	-	30	(135)	(687)
従業員受給権引 当金	(50)	(69)	(59)	(63)	(3)	(2)	(112)	(134)
事業再構築引当 金	(100)	(149)	(20)	(29)	(10)	(3)	(130)	(181)

**財政状態**

社外資産の合計 (1)	324,918	321,072	101,445	100,270	50,121	48,594	476,484	469,936
関係会社および ジョイントベ ンチャーの持 分	1,826	1,862	383	304	2,356	2,209	4,565	4,375
社外債務合計 (2)	312,378	307,845	82,589	88,793	49,480	46,954	444,447	443,592
のれん	264	270	2,680	2,733	55	61	2,999	3,064
無形資産	809	603	49	44	39	30	897	677

(1) 繰延税金資産を含まない。

(2) 繰延税金債務を含まない。

**商品・サービス別の社外セグメント収入**

次の表は、AASB第8号「営業セグメント」で規定されているように、類似商品・サービスのグループ別の社外顧客からの収入を示したものである。

	オーストラリア		ニュージーランド		アジア太平洋、ヨー ロッパおよびアメリ カ		合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)							
リテール	4,060	3,640	1,316	1,456	445	362	5,821	5,458
商業	2,084	1,847	704	725	-	-	2,788	2,572
富裕層	347	441	45	62	57	40	449	543
法人	3,145	2,456	631	475	1,172	693	4,948	3,624
パートナーシッ プ	-	-	-	-	347	199	347	199
その他	(414)	(99)	(268)	(77)	(61)	(61)	(743)	(237)
収入合計	9,222	8,285	2,428	2,641	1,960	1,233	13,610	12,159

次の表は、当グループの基盤の報告構造に従って、部門別にセグメントの内訳を示したものである。

連結 2009年9月30日 終了事業年度	オーストラ リア		アジア太 平洋、 ヨーロッ パおよび アメリ カ		ニュー ジーラン ド 事業 その他		控除：法 人、アジア 太平洋、 ヨーロッ パおよび アメリカ		連結合計
	法人	法人	カ	事業	その他	アメリカ	アメリカ		
	(単位：百万ドル)								
純利息収益	4,877	3,041	891	1,580	(36)	(545)	9,808		
その他営業収益	1,624	1,907	1,118	506	(726)	(627)	3,802		
営業収益	6,501	4,948	2,009	2,086	(762)	(1,172)	13,610		
営業費用	(2,757)	(1,583)	(891)	(1,018)	(394)	418	(6,225)		
貸倒引当金および法 人税控除前利益	3,744	3,365	1,118	1,068	(1,156)	(754)	7,385		
貸倒引当金	(884)	(1,408)	(252)	(635)	34	140	(3,005)		
税引前利益	2,860	1,957	866	433	(1,122)	(614)	4,380		

法人税	(839)	(553)	(164)	(123)	82	162	(1,435)
少数株主持分損益	-	(3)	-	-	-	1	(2)
<b>当行株主に帰属する 税引後利益</b>	<b>2,021</b>	<b>1,401</b>	<b>702</b>	<b>310</b>	<b>(1,040)</b>	<b>(451)</b>	<b>2,943</b>
連結			アジア太	ニュー		控除：法	
2008年9月30日	オーストラ	法人	平洋、	ジーラン		人、アジア	
終了事業年度	リア		ヨーロッ	ド	その他	太平洋、	
			パおよび			ヨーロッ	
			アメリカ	事業		パおよび	連結合計
			(単位：百万ドル)			アメリカ	
純利息収益	4,244	1,823	570	1,729	(234)	(282)	7,850
その他営業収益	1,699	1,801	735	512	(27)	(411)	4,309
営業収益	5,943	3,624	1,305	2,241	(261)	(693)	12,159
営業費用	(2,644)	(1,245)	(590)	(1,029)	(456)	268	(5,696)
貸倒引当金および法 人税控除前利益	3,299	2,379	715	1,212	(717)	(425)	6,463
貸倒引当金	(518)	(1,281)	(170)	(240)	135	126	(1,948)
税引前利益	2,781	1,098	545	972	(582)	(299)	4,515
法人税	(797)	(324)	(106)	(313)	265	87	(1,188)
少数株主持分損益	-	(3)	(6)	-	-	1	(8)
<b>当行株主に帰属する 税引後利益</b>	<b>1,984</b>	<b>771</b>	<b>433</b>	<b>659</b>	<b>(317)</b>	<b>(211)</b>	<b>3,319</b>

## 37. キャッシュフロー計算書に対する注記

## a) 税引後純利益と営業活動によるキャッシュフロー純額との調整

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
	流入	流入	流入	流入
	(流出)	(流出)	(流出)	(流出)
当行株主に帰属する税引後利益	2,943	3,319	2,285	3,336

## 税引後利益と営業活動による(使用された)

## キャッシュフロー純額とを一致させるための調整

貸倒引当金繰入額	3,005	1,948	2,079	1,573
デリバティブに対する信用リスク	135	687	121	718
減価償却費および償却費	375	330	289	259
事業売却による損失(利益)	3	(2)	3	(4)
従業員受給権、事業再構築およびその他 引当金繰入額	675	584	409	418
引当金からの支払い	(571)	(402)	(395)	(230)
土地建物および設備機器の売却損(益)	(5)	(32)	(5)	(4)
売却可能資産売却損(益)	(1)	(361)	-	(281)
利息収益に含まれるディスカウント/ プレミアムの償却	(162)	(176)	-	2
外貨換算純利益	(962)	(708)	(740)	(340)
トレーディング・デリバティブに係る 純損益	(424)	(310)	(467)	(164)
正味デリバティブ/外貨換算調整	1,879	(166)	1,687	(696)
株式に基づく報酬	9	14	9	14

## 営業資産の純(増加)減少

売買目的有価証券	(15,971)	31	(14,491)	501
3か月超の流動資産	2,253	(4,692)	2,427	(3,620)
3か月を超える他銀行に対する債権	1,402	(739)	1,032	(674)
貸付金および前渡金	(1,897)	(46,855)	(23,162)	(37,813)

正味デリバティブ商品	(7,754)	(1,628)	(7,936)	(796)
グループ内純貸付金および前渡金	-	-	6,412	2,222
未収利息	722	(248)	586	(277)
未収収益	92	40	32	22
正味税金資産	144	(1,282)	(14)	(1,416)
<b>営業負債の純(減少)増加</b>				
預金およびその他借入金	12,601	49,796	26,171	43,503
他の金融機関に対する債務	(168)	976	(1,027)	761
支払債務およびその他の負債	(994)	(1,189)	259	(3,146)
未払利息	(1,115)	754	(788)	560
未払費用	294	115	281	86
その他	(190)	(14)	(29)	(1,463)
調整額合計	(6,625)	(3,529)	(7,257)	(285)
営業活動に(使用された)によるキャッシュフロー 純額	(3,682)	(210)	(4,972)	3,051

## b) 現金および現金同等物の調整

現金および現金同等物には、流動資産および他の金融機関に対する債権で当初の満期までの期間が3か月未満のものを含めている。キャッシュフロー計算書に表示された事業年度末の現金および現金同等物の金額と貸借対照表上の関連項目との関係は次のとおりである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
流動資産 3か月未満	18,393	15,645	15,228	10,133
他の金融機関に対する債権 - 3か月未満	4,412	7,842	2,823	7,023
キャッシュフロー計算書の現金および現金同等物	22,805	23,487	18,051	17,156

## c) 取得および処分

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>取得および投資による現金流出</b>				
被支配法人の取得(1)	34	10	34	6
被支配法人への投資	-	-	194	62
関連会社およびジョイントベンチャーの持分取得	229	440	3	223
	263	450	231	291
<b>処分による現金流入</b>				
被支配法人の処分	-	81	-	81
関連会社およびジョイントベンチャーの処分	15	47	15	32
	15	128	15	113

## d) 現金の支出を伴わない財務活動および投資活動

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>株式資本発行</b>				
株式発行によって満たされる配当金	1,788	2,506	1,788	2,506
	1,788	2,506	1,788	2,506

## e) 融資契約

## 連結

	2009年		2008年	
	利用可能	未使用	利用可能	未使用
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
クレジット・スタンドバイ契約				
スタンドバイ与信枠	1,186	1,186	1,419	1,419
その他の融資契約				
当座貸越およびその他融資契約	-	-	-	-
<b>利用可能額合計</b>	<b>1,186</b>	<b>1,186</b>	<b>1,419</b>	<b>1,419</b>

(1) 2009年における被支配法人の取得による現金流出は、未了の取得に関するものである。

## 38. 被支配法人

	設立地	事業の内容
<b>当グループの親会社</b>		
<b>オーストラリア・ニュージーランド銀行</b>	オーストラリア	銀行業
すべての被支配法人は別途注記されているものを除き100%支配である。 当グループの主要な被支配法人は以下のとおりである。		
<b>アメリカ・サモア・バンク*</b>	米領サモア	銀行業
<b>ANZバンク（ベトナム）リミテッド</b>	ベトナム	銀行業
<b>ANZケーベル・コート・リミテッド</b>	オーストラリア	投資銀行業
<b>ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd</b>	オーストラリア	ヘッジ
<b>ANZコモディティ・トレーディング Pty Ltd</b>	オーストラリア	ファイナンス
<b>ANZカバー・インシュアランス Pty Ltd</b>	オーストラリア	自家保険
<b>ANZトラスティーズ・リミテッド</b>	オーストラリア	トラスティールノミニー
<b>ANZファンズ Pty Ltd</b>	オーストラリア	投資
ANZバンク（ヨーロッパ）リミテッド*	英国	銀行業
ANZバンク（キリバス）リミテッド*(1)	キリバス	銀行業
ANZバンク（サモア）リミテッド*	サモア	銀行業
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド*	ニュージーランド	持株会社
ANZナショナル・バンク・リミテッド*	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービス（ニュージーランド）リミテッド*	ニュージーランド	ファンド・マネジャー
ANZナショナル（インターナショナル）リミテッド*	ニュージーランド	ファイナンス
アラワタ・ファイナンス・リミテッド*	ニュージーランド	ファイナンス
アラワタ・トラスト*	ニュージーランド	ファイナンス
アラワタ・ホールディングス・リミテッド*	ニュージーランド	持株会社
ハーコート・コーポレーション・リミテッド*	ニュージーランド	投資
アラワタ・トラスト・カンパニー*	ニュージーランド	ファイナンス
エンデバー・ファイナンス・リミテッド*	ニュージーランド	ファイナンス
チューイ・エンデバー・リミテッド*	ニュージーランド	ファイナンス
プライベート・ノミニーズ・リミテッド*	ニュージーランド	ノミニール
UDCファイナンス・リミテッド*	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル（香港）リミテッド*	香港	持株会社
ANZアジア・リミテッド*	香港	銀行業
ANZバンク（パヌアツ）リミテッド	パヌアツ	銀行業
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド*	シンガポール	持株会社
ANZシンガポール・リミテッド*	シンガポール	マーチャント・ バンキング業務
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド* (1)	カンボジア	銀行業
LFDリミテッド	オーストラリア	持株会社
ミネルバ・ホールディングス・リミテッド*	英国	持株会社
アップスプリング・リミテッド*	英国	ファイナンス
ヴォトレイントNo.1103 Pty リミテッド	オーストラリア	投資
<b>ANZレンダース・モーゲージ・インシュアランス Pty リミテッド</b>	オーストラリア	抵当保険
<b>ANZノミニーズ・リミテッド</b>	オーストラリア	ノミニール
<b>ANZオーチャード・インベストメンツ Pty Ltd</b>	オーストラリア	持株会社

## オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ

(PNG)リミテッド

重慶市梁平ANZ農村銀行

シティズンズ・バンコプ・インク

シティズンズ・セキュリティ・バンク(グアム)インク\*

Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド

ETRADEオーストラリア・リミテッド

オメロスIIトラスト(1)

PT ANZ パニン・バンク\* (1)

ANZ ビエンチャン・コマーシャル・バンク・リミテッド\* (1)

パプアニューギニア 銀行業

中国 銀行業

グアム 持株会社

グアム 銀行業

オーストラリア 一般金融

オーストラリア オンライン株式仲介

オーストラリア 証券化

インドネシア 銀行業

ラオス 銀行業

\* 海外のKPMGによる監査を受けている。

(1) 少数株主が保有する上記被支配法人の普通株式または出資持分は次のとおりである。バンク・オブ・キリバス・リミテッド：1ドル普通株式 150,000株（25%）（2008年：1ドル普通株式 150,000株（25%））、PT ANZパニン・バンク：1百万インドネシアルピア株式7,500株（15%）（2008年：1百万インドネシアルピア株式7,500株（15%））、ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド：100米ドル普通株式319,500株（45%）（2008年：100米ドル普通株式189,000株（35%））、ANZビエンチャン・コマーシャル・バンク・リミテッド：1ドル普通株式1,000,000株（10%）（2008年：1ドル普通株式4,000,000株（40%））、オメロスIIトラスト：残余資本単位保有（2008年：残余資本単位保有）。

## 39. 関連会社

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

関連会社になった日	所有持分 (単位： %)	議決権持分 (単位： %)	設立地	帳簿	帳簿	公正 価値(2) (単位： 百万 ドル)	報告日	主要な 業務	
				価額 2009年 (単位： 百万 ドル)	価額 2008年 (単位： 百万 ドル)				
AMMBホールディング スBerhad(1)	2007年5月	24	24	マレーシア	958	999	1,000	3月31日	銀行業
PT バンク・パン・ インドネシア	2001年4月	39	39	インドネシア	516	406	939	12月31日	銀行業
上海農村商業銀行	2007年9月	20	20	中国	461	403	該当なし	12月31日	銀行業
天津銀行	2006年6月	20	20	中国	276	218	該当なし	12月31日	銀行業
サイゴン証券会社 (1)	2008年7月	18	18	ベトナム	108	150	146	12月31日	株式仲介
ダイバーシファイド ・インフラストラ クチャー・トラ スト(3)	2008年3月	54	54	オーストラ リア ニュージ ー ランド	104	100	該当なし	9月30日	投資 カード・ サービス
カーズNZリミテッド	2002年8月	15	15	フィリピン	70	72	該当なし	9月30日	カード 発行
メトロバンク・カー ド・コーポレー ション	2003年10月	40	40		34	30	該当なし	12月31日	
その他関連会社					185	230			
関連会社帳簿価額 合計					2,712	2,608			

(1) 取締役会を代表することにより重要な影響力を確立した。

(2) 公式な値付けが公表される関連会社の投資に適用される。

(3) ANZは重要な影響力を持つものの、この会社を支配はしていない（詳細については、注記17を参照）。

2009年

2008年

(単位：百万ドル)

重要な関連会社（100％）の資産合計	88,726	88,929
重要な関連会社（100％）の負債合計	80,817	81,561
重要な関連会社（100％）の収入合計	6,089	5,239

## 連結

2009年 2008年

(単位：百万ドル)

## 関連会社の業績

関連会社税引前利益の持分	294	278
法人税の持分	(74)	(56)
関連会社純利益の持分 - 関連会社による開示調整(1)	220	222
持分法を使用して計上された関連会社純利益の持分	162	(4)
	382	218

(1) IFRSの適用、当グループの方針および取得に関する調整により、金額は関連会社が公表した金額と異なっている。

## 40. ジョイントベンチャー持分

当グループが保有しているジョイントベンチャーの持分は以下のとおりである。

	所有持分	議決権持分	設立地	帳簿価額 (6)	報告日	主要な業務
	(単位：%)			(単位：百万ドル)		
INGオーストラリア・ リミテッド (1)(5)	49(2)	49	オーストラリア	1,649	12月31日	資金運用 および保険
ING(NZ)ホールディング グス・リミテッド (3)(5)	49(4)	50	ニュージーランド	204	12月31日	資金運用 および保険
ジョイントベン チャーに対する持 分合計				1,853		

2009年9月25日、当行は、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-ING資産運用事業および生命保険事業のジョイントベンチャーでINGグループが保有していた51%の株式を1,760百万ドルで取得し、持分比率を100%に引き上げることで、INGグループと合意したと発表した。規制当局の承認を含む様々な条件が課されており、2009年第4四半期に完了する見込みである。

完了次第、INGオーストラリア・リミテッド（「INGA」）、ING（NZ）ホールディングス・リミテッド（「INGNZ」）、およびその子会社の資産、負債および業績は、当該取得により当グループの業績に完全に連結される。AASB第3R号「企業結合（改訂）」の段階的取得規定に従い、当グループは、持分法で会計処理される既存の49%の持分を取得日に同日の公正価値で再測定し、その結果生じた損益を損益計算書で認識する。

2009年9月30日現在、INGAおよびINGNZにおける49%の持分はジョイントベンチャーとして会計処理されていたため、持分法が適用されている。これらの投資については、割引キャッシュフロー分析に基づき、帳簿価額と公正価値および使用価値とを比較して、減損の有無を評価した。これらの関連会社の使用価値は帳簿価額を上回っているため、減損が生じているとみなされなかった。

(1) 2002年5月1日以降ジョイントベンチャー。

(2) 当グループのINGオーストラリア・リミテッドにおける資産および負債に対する49%の持分を示す。当グループは当該ジョイントベンチャーを共同支配しており、従って、当該法人は連結されていない。当該ジョイントベンチャーに関する重要な内容は以下のとおりである。

- ・ ING オーストラリア・リミテッドの51%はINGグループが保有し、49%をANZが保有している。
- ・ 両株主は、両株主の同意（すなわち全員一致）を要する多数の戦略的決定に際して同等の発言権を有している。

これらには、20百万ドルを超える資本支出、買収または売却、および取締役会の構成の変更などの重要な事項が含まれる。

- ・ 取締役は、当グループ側指名が4名、INGグループ側指名が4名と同等の比率となっている。重要な事項（事業計画、主要な資本支出、買収等を含む）についてはすべて取締役会において全会一致の承認を要する。
- ・ INGオーストラリア・リミテッドに対する投資の評価の詳細については、「注記2 会計方針の適用に利用された重要な見積りおよび判断( )」を参照。

当ジョイントベンチャーには、オーストラリアにおける当グループおよびINGの資金運用および保険業務の大部分が含まれている。

(3) 2005年9月30日以降ジョイントベンチャー。

(4) 当グループのING (NZ) ホールディングス・リミテッドにおける資産および負債に対する49%の持分を示す。当グループは当該ジョイントベンチャーを共同支配しており、従って、当該法人は連結されていない。

当該ジョイントベンチャーに関する重要な内容は以下のとおりである。

- ・ ING (NZ) ホールディングス・リミテッドの51%はINGグループが保有し、49%をANZが保有している。
- ・ 両株主は、両株主の同意（すなわち全員一致）を要する多数の戦略的決定に際して同等の発言権を有している。これらには、20百万ドルを超える資本支出、買収または売却、および取締役会の構成の変更などの重要な事項が含まれる。
- ・ 取締役は、当グループ側指名が4名、INGグループ側指名が4名と同等の比率となっている。重要な決定（事業計画、主要な資本支出、買収等を含む）についてはすべて取締役会において全会一致の承認を要する。
- ・ ING (NZ) ホールディングス・リミテッドに対する投資の評価の詳細については、「注記2 会計方針の適用に利用された重要な見積りおよび判断( )」を参照。

当ジョイントベンチャーには、ニュージーランドにおける当グループおよびINGの資金運用および保険業務の大部分が含まれている。

(5) INGオーストラリア・リミテッドおよびING (NZ) ホールディングス・リミテッドは、INGグループの親会社とあわせるために、当連結グループとは異なる報告日を持つ。

(6) 2008年の帳簿価額は以下のとおりである。INGオーストラリア・リミテッドは1,589百万ドル、ING (NZ) ホールディングス・リミテッドは178百万ドル。

	INGオーストラリア・リミテッド		ING(NZ)ホールディングス・リミテッド		連結合計	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)					
<b>ジョイントベンチャーに帰属する留保利益</b>						
期首	410	313	58	39	468	352
期末	483	410	68	58	551	468
<b>ジョイントベンチャーの帳簿価額の変動</b>						
期首の帳簿価額	1,589	1,519	178	162	1,767	1,681
純利益の持分	73	124	10	19	83	143
受取配当金	-	(27)	-	-	-	(27)
準備金の変動	(13)	(27)	-	-	(13)	(27)
追加投資	-	-	19	-	19	-
為替相場変動の調整	-	-	(3)	(3)	(3)	(3)
期末の帳簿価額	1,649	1,589	204	178	1,853	1,767
<b>資産および負債の持分(1)</b>						
投資	11,914	12,498	75	65	11,989	12,563
その他資産	2,909	2,340	140	134	3,049	2,474
資産合計の持分	14,823	14,838	215	199	15,038	15,037
保険契約者債務	13,176	13,311	(38)	(3)	13,138	13,308
その他負債	575	516	52	9	627	525
負債合計の持分	13,751	13,827	14	6	13,765	13,833
純資産の持分	1,072	1,011	201	193	1,273	1,204

**収入、費用および純損益の持分**

収入	343	396	95	77	438	473
費用	(229)	(230)	(89)	(63)	(318)	(293)
税引前利益	114	166	6	14	120	180
法人税(費用)/還付	(41)	(42)	4	5	(37)	(37)
税引後利益	73	124	10	19	83	143
持分法による純利益	73	124	10	19	83	143

**コミットメントの持分**

リース契約	136	141	14	7	150	148
その他契約	43	51	-	-	43	51
支出契約合計の持分	179	192	14	7	193	199

**偶発債務の持分**

ジョイントベンチャーにおけるANZの持分に関するもの(2)	21	27	-	-	21	27
	21	27	-	-	21	27

(1) INGオーストラリア・リミテッドおよびING(NZ)ホールディングス・リミテッドの資産および負債に対する当グループ持分から少数株主持分を控除したもので、ANZファンズ・マネジメント買収によるのれんを含む。

(2) ASICおよび最後の買手との劣後契約を示している。

**41. 証券化**

ANZは通常の事業活動において、金融資産を直接、第三者または特別目的会社に譲渡する契約を締結しており、譲渡により、それらの金融資産の全部または一部の認識が中止される場合がある。

- ANZが金融資産からのキャッシュフローを受取る契約上の権利を譲渡した場合または資産からのキャッシュフローを受取る権利を保持するものの、キャッシュフローを譲渡する債務を引き受け、金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を移転する場合に金融資産の全部の認識が中止される。これらのリスクには、信用リスク、金利リスク、為替リスク、期前返済リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。
- ANZが金融資産の所有に伴うリスクおよび経済価値の一部(全部ではない)を移転するものの、支配権を維持しながら金融資産を売却または譲渡した場合に金融資産の一部の認識が中止される。ANZが継続して関与する限り、これらの金融資産は貸借対照表に認識される。

以下の表はANZ特有の資産の証券化活動を要約したものである。2009年の証券化活動は、オーストラリア準備銀行との買戻契約に適切な商品を開発するためのグループ内の住宅ローンの証券化に関するものである。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位:百万ドル)		(単位:百万ドル)	
当年度中に証券化(売却)された資産の帳簿価額	-	-	22,971	11,229
正味受取額	-	-	-	-
留保持分	-	-	(22,971)	(11,229)
証券化/売却に係る利益/(損失)(税引前)	-	-	-	-

認識の中止が認められないANZ特有の金融資産には、通常、ANZが証券化し、その後も継続的な関与を維持している貸付金が含まれている。継続的関与には、投資家が契約条件(劣後持分が規定されている)に基づく支払いを受けた後に資産から生じる将来キャッシュフローに対する権利の留保、流動性支援、対象資産に対する継続的なサ・ピング業務の提供、または証券化事業体とのデリバティブ取引の締結が含まれる。その場合、ANZはこれらの取引に関連するリスクに継続的にさらされている。

ANZが証券化の継続的関与により留保する権利および義務の当初認識額は、譲渡日における金融資産の公正価値を認識が中止された部分と継続して認識されている部分とに配分した結果として計上される。当年度中に認識が中止されなかったANZ特有の金融資産の帳簿価額は以下のとおりである。



	連結(1)		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
証券化	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
資産の帳簿価額(当初)	-	-	22,971	11,229
資産の帳簿価額(当期認識)	-	-	19,929	10,360
関連負債の帳簿価額	-	-	19,929	10,360

(1) 当行の残高は内部の証券化に関連するもので、消去されるため、残高はゼロである。

証券化エクスポージャーに関する詳細な情報は、財務情報セクション4（非監査ディスクロージャー）（訳注：本書においては訳出省略）に含まれる。

## 42. 信託業務

当グループは以下のとおり、各種の信託業務を行っている。

### 信託のための投資信託業務

当グループは信託（遺産を含む）のための投資信託業務を行っている。これらの信託は、当グループが直接または間接的に管理していないため、連結されていない。

当行またはその被支配法人が、受託者としての業務に関して負債を負う場合は、主たる債務は当グループの自己勘定でなく信託の受託者としての代理人として負うものであり、関係するファンドまたは信託の資産に対して補償を請求する権利を有する。これらの資産は負債を補填するのに十分であり、従って当行または被支配法人が負債を清算することを求められる可能性は低いので、負債は財務書類に含まれていない。

関係するファンド総額は次のとおりである。

	連結	
	2009年	2008年
受託	(単位：百万ドル)	
	2,439	2,338

### ファンド運用業務

ファンドの運用業務は、ジョイントベンチャーであるINGオーストラリア・リミテッドおよびING(NZ)ホールディングス・リミテッドならびに当グループの特定の子会社を通じて行われている。注記1A( )に記載したとおり、ジョイントベンチャーの持分は連結貸借対照表において原価プラス取得後利益の当グループの持分で計上されている。顧客を代理して管理しているファンドは、指定された投資先に顧客を代理して投資するものであるため、連結されていない。

当グループが支配または共同で支配しているファンド運用会社と、運用資産は以下のとおり。

	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)	
INGオーストラリア・リミテッド・ジョイントベンチャー	43,275	42,507
ING(NZ)ホールディングス・リミテッド・ジョイントベンチャー	5,541	6,764
被支配法人 - ニュージーランド	5,948	4,908
被支配法人 - オーストラリア	1,053	1,365
	55,817	55,544

### 保管業務

保管業務はANZカストディアン・サービスを通じて行われている。ANZカストディアン・サービスは、第三者顧客を代理して投資資産を保管しているため、当該資産は当グループの財務書類に連結されていない。2009年9月30日現在のANZカスト

ディアン・サービスの保護預り資産はオーストラリアは985億ドル（2008年9月30日現在：1,432億ドル）で、ニュージーランドは54億ドル（2008年9月30日現在：69億ドル）あった。

#### 43. コミットメント

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
<b>不動産</b>				
オーストラリア、メルボルンのドックランド地区に建設する新社屋の契約				
1年以内	56	375	56	375
1年超5年以内	-	9	-	9
<b>資本支出</b>				
未払資本支出契約				
1年以内	38	53	14	22
資本支出契約合計(1)	94	437	70	406
<b>リース賃借料</b>				
<b>土地および建物</b>				
1年以内	252	271	187	197
1年超5年以内	559	597	422	437
5年超	324	362	298	340
	1,135	1,230	907	974
<b>什器備品</b>				
1年以内	38	37	31	25
1年超5年以内	68	47	63	35
5年超	-	-	-	-
	106	84	94	60
リース賃借コミットメント合計	1,241	1,314	1,001	1,034
コミットメント合計	1,335	1,751	1,071	1,440

(1) 土地建物および設備機器に関する。

さらに注記50に開示されているように、当行は、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-ING資産運用事業および生命保険事業のジョイントベンチャーでINGグループが保有していた51%の株式を1,760百万ドルで取得することに合意しており、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループplcからは、一部事業を約550百万米ドル（626百万豪ドル）で取得することに合意している。これらの取得はいずれも、規制当局の承認を要する。

#### 44. 信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産

##### 信用関連コミットメント、保証および偶発債務

##### 信用関連コミットメント

##### 与信枠

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
未実行与信枠(1)	106,644	111,265	88,006	90,026
オーストラリア	72,170	71,911	72,210	71,109
ニュージーランド	16,180	18,818	-	-
海外市場	18,294	20,536	15,796	18,917

合計	106,644	111,265	88,006	90,026
----	---------	---------	--------	--------

(1) 未実行と信枠の信用リスクは契約上の金額よりも小さい可能性があるが、信用リスクは契約上の金額に等しいものとしている。未実行と信枠の大半は、顧客が特定の信用基準を維持することを条件としている。これらの与信枠の多くは設定金額の一部のみが実行されるか実行されずに期間が終了すると予想されるため、金額は必ずしも将来の現金必要額を表すものではない。

### 保証および偶発債務

支払義務が生じる可能性のある保証および偶発債務の最大見積額の詳細が以下に記載されている。これらの保証および偶発債務は、当グループが自己勘定において実行した取引に係るものである。金融保証は、負債商品の当初または変更後の支払期限が到来した際に、特定の債務者が約定返済を行わなかったことにより発生する保有者の損失を弁済するために、発行者に所定の金額の支払を要求する契約である。

スタンドバイ信用状は、顧客が約定返済を行わなかった場合に当グループに第三者への支払義務が生じる債務である。

荷為替信用状は、輸出業者に対する代金支払いを保証するために、関係する積荷商品を担保として、または他の銀行の確認信用状の交付を条件に、信用状を発行するものである。

履行保証関連偶発事象は、顧客が契約上の非金銭条件の履行を怠った場合に第三者に対して支払いを行う義務を当グループに負わせるものである。

これらの取引に関連するリスクを考慮するため、これらの取引は、貸付に適用されるのと同じ与信手続き、ポートフォリオ管理および顧客からの担保徴求の対象となる。契約金額は、契約相手方が金融義務を履行しなかった場合に潜在的に発生する可能性のある最大損失額を表している。与信枠は実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来の現金必要額を表すわけではない。

	連結		当行	
	2009年 契約金額	2008年 契約金額	2009年 契約金額	2008年 契約金額
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金融保証	4,760	6,679	4,561	6,442
スタンドバイ信用状	1,528	1,651	1,492	1,617
裏書手形	-	10	-	10
荷為替信用状	3,195	4,957	2,942	4,744
履行保証関連偶発事象	14,924	15,568	14,004	14,518
その他	811	1,141	504	706
<b>合計</b>	<b>25,218</b>	<b>30,006</b>	<b>23,503</b>	<b>28,037</b>
オーストラリア	12,758	13,170	12,781	13,184
ニュージーランド	1,113	1,435	-	-
海外市場	11,347	15,401	10,722	14,853
<b>合計</b>	<b>25,218</b>	<b>30,006</b>	<b>23,503</b>	<b>28,037</b>

### その他銀行関連偶発債務

#### 一般事項

当グループに対する未解決の裁判訴訟、請求および請求の可能性は存在するものの、その総額を容易に数値化することはできない。適切な法律上の助言に照らして必要と考えられる引当金が計上されている。場合によっては、当グループの利益を損なう可能性があるため、当行は財務上の影響の見積額を開示していない。

### ) 有価証券貸付

ANZは、オペス・プライムおよび関連会社との間で、オーストラリア有価証券貸付マスター契約（「AMSLA」）を締結した。AMSLAに基づき、ANZはオーストラリア証券取引所に上場している様々な会社の株式を取得した。2008年3月27日、ANZはオペス・プライムおよび関連会社の財産保全管財人兼会社管理人を任命した。

2009年8月、オーストラリア連邦裁判所は、オペス・プライムの債権者および清算人、ならびにオーストラリア証券投資委員会によるANZおよびメリル・リンチへの損害賠償請求の商業的解決を規定する取決め案を承認した。ANZ、メリル・リンチ、およびオペス・プライム財産保全管財人は、合計約253百万ドルの資産および現金を抛出した。この費用のANZ分担金に対する引当金は、本財務書類に計上されている。

2008年12月には、ANZと一部の取締役および役員を提訴するANZの米国預託証券（「ADR」）保有者を代表する米国集団訴訟が始まった。これは、ANZおよび具体的に名前が挙がった個人は、ANZの有価証券貸付業務の内部統制に関する情報の開示を怠り、それがADRの価額に悪影響を及ぼしたと申立てているものである。訴訟手続はまだ初期段階で、現在、抗弁が行われているところである。

ANZは、プライムブローカー・セキュリティーズ・リミテッドとの間でもAMSLAを締結していた。2008年7月4日、ANZはプライムブローカーの財産保全管財人兼会社管理人を任命した。2009年8月31日、裁判所はANZによるプライムブローカー財産保全管財人の任命は無効であるとの判決を下した。現在、同管財人はこの判決に異議を申立てており、ANZもこれに加わっている。

ANZの有価証券貸付業務を取り巻く事象に関しては、引き続き進展は見られるものの、解決までに暫く時間を要する可能性がある。ANZを含む様々な当事者に対し、裁判訴訟または規制措置等の更なる措置が講じられるかもしれないというリスクが存在しており、将来における一切の申し立て（もしあれば）による潜在的影響または結果について現段階において確定することはできない。ANZは、いかなる申し立てに対しても、適切に、検討および防御を行う。

### ）偶発租税債務

オーストラリア税務庁（「ATO」）は、当グループが通常の事業活動において行った一定の取引（ストラクチャード・ファイナンス取引を含む）における税務処理の調査を行っている。当グループは、いくつかの調査結果を既に受領しており、通常の方法で異議申し立てを行っている。

ニュージーランドの内国歳入庁（「IRD」）は、2000年度から2005年度まで税務調査の一環として、多数のストラクチャード・ファイナンス取引を調査している。多数の訴訟が係争中だが、2009年7月16日および同年10月7日に、他行を相手取った訴訟に関して連邦最高裁判所でIRD側に有利な2件の判決が下りた。

当グループは、主な税金および（課税対象の）利息に対するエクスポージャー（NBZホールディングス・リミテッド・グループ取得契約に基づきロイズ・バンキング・グループplc（「ロイズ」）が供与する補償を反映したロイズからの未収金を考慮後）に関して、引当金を計上している。

これらはすべて、現在満期を迎えているか終了している。

ATO、IRDならびにその他の法域におけるこれらの国の歳入当局の通常の業務の一環として、その他の税務調査およびリスク評価が行われている。

当行は、必要に応じて外部の助言を求めた上で、オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の国々において生じている上記およびその他の課税上の請求額を査定しており、適切な引当金を計上していると考えている。

### ）銀行間預金契約

ANZは、支払システムにおいて大手銀行との間で銀行間預金契約を締結している。この契約は、オーストラリア適正規制庁が認定する支払システム支援枠であり、その規定により、いずれかの銀行に流動性の問題が生じた場合、他の参加者が20億ドルを上限として全員同額を30日間預金する義務を負うものである。預金者は、30日間の期間終了時に、現金による預金払戻し、もしくは預金の額に相当する担保の譲渡のいずれかを選択できる。

### ）ノミニー業務

当グループは、ノミニー業務を行う被支配法人が、適用される契約の条件に従った顧客への債務履行を怠ったために被った損失について、被支配法人の各顧客に補償する（注記42を参照のこと）。

### ）ニュージーランド通商委員会

2006年11月、ニュージーランド通商委員会は1986年通商法に則り、Visa、マスターカード、ならびに同クレジットカードのニュージーランドにおけるすべての発行会社（ANZナショナル・バンク・リミテッドを含む）を相手取り訴訟を起こした。同

委員会は、クレジットカードのインターチェンジ・フィーの価格固定および著しい競争の低下を申し立てており、通商法に基づく罰金および命令を求めている。

その後、数店のニュージーランドの大手小売店が、ANZナショナル・バンク・リミテッドおよび上記の被告会社を相手取り、通商委員会の訴訟と類似する内容で、金額未定の損害賠償を求める訴訟を起こした。ANZナショナル・バンク・リミテッドは、責任を認めないまま、通商委員会および小売店と和解した。他の関連当事者も、同様の和解に達した。よって2009年10月をもって、全関連当事者に対する訴訟は終了した。

ANZは、通商委員会がクレジット契約および2003年消費者金融法（「CCCFA」）に基づいて、クレジット契約料を精査していることを把握している。2008年から2011年の主旨書で、通商委員会は「当委員会は、合理的な水準のクレジット契約料の設定と同料金の開示を徹底するため、CCCFAに基づく提訴を積極的に行っている。現在、クレジット業界は同法を完全に遵守しているとは言い難く、積極的に提訴することによって、遵守状況の改善を後押しすると同時に、同法の不明確とされうる部分も明確になる。」と述べた。

特にANZは、通商委員会が、クレジットカードの債務不履行手数料とクレジットカードを用いた海外取引の通貨換算手数料の金額について、CCCFAに基づいて調査していることも把握している。通商委員会は、固定金利住宅ローンの早期返済手数料も調査している。現段階では、これらの調査結果および負債、または手数料への影響に関して何らかの確信をもって判断することはできない。

### 清算および決済義務

清算および決済規程に従い、以下のように定義されている。

- ・ オーストラリア支払決済協会による、オーストラリア証券決済システム、大量電子決済システム、消費者電子決済システムおよび高額決済システム（「HVCS」）に関する規則に定められている清算および決済規程に従い、他の会員金融機関が決済の義務を怠った場合の当行の義務として、双務的エクスポージャーおよび損失が生じる可能性があり、また、
- ・ オーストラリア・システムの規則およびCLS銀行インターナショナル規則に定められている清算および決済規程に従い、当行は、会員金融機関が決済の義務を怠った場合、損失を共同負担する義務がある。

HVCSおよびオーストラリアについて、債務が生じるのは限定的な状況に限られる。

### 一定の被支配会社に関する相互保証契約

1998年8月13日付通達98/1418号（改正後）に従い、いくつかの完全所有被支配法人に対して、個別の財務書類の作成、監査および公表に関する2001年会社法の要件からの免除が与えられた。これらの会社の業績は当グループの連結業績に含まれる。免除を受けている法人は以下のとおりである。

- ・ ANZプロパティーズ（オーストラリア）Pty Ltd (1)
- ・ ANZキャピタル・ヘッジングPty Ltd (1)
- ・ アライアンス・ホールディングスPty Ltd (1)
- ・ ANZオーチャード・インベストメンツPty Ltd (2)
- ・ ANZセキュリティーズ(ホールディングス)リミテッド (3)
- ・ ANZコモディティ・トレーディングPty Ltd.(4)
- ・ ANZファンズPty Ltd (1)
- ・ ヴォトレイントNo.1103 Pty Ltd (2)
- ・ ANZ ノミニーズLtd.(5)

(1) 2001年8月21日に免除が付与された。

(2) 2002年8月13日に免除が付与された。

(3) 2003年9月9日に免除が付与された。

(4) 2008年8月11日に免除が付与された。

(5) 2009年2月9日に免除が付与された。

当行および上記の各被支配法人が「相互保証契約」を締結することが通達の条件である。通達に基づく相互保証契約は、各被支配法人により締結され、オーストラリア証券投資委員会に提出された。相互保証契約は2006年3月1日付である。2001年会社法の特定の条項に基づく契約の効果により、当行はいずれかの被支配法人が清算される場合、各債権者に全債務の支払いを保証している。清算が起きた場合、当行は債権者が6か月後に全額の支払いを受けていない場合にのみ責任がある。被支配法人もまた、当行の清算の場合に類似の保証を与えている。当行および相互保証契約を締結した完全所有被支配法人の連結損益計算書および連結貸借対照表は、以下のとおりである。

	連結	
	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)	
税引前利益	4,063	3,950
法人税	(921)	(679)
税引後利益	3,142	3,271
期首利益剰余金	10,810	10,105
処分可能利益合計	13,952	13,376
普通株式配当金(未払配当金を含む)	(2,451)	(2,506)
準備金からの振替	22	-
確定給付型年金の税引後保険数理利益/(損失)	(113)	(60)
期末利益剰余金	11,410	10,810
<b>資産</b>		
流動資産	20,200	18,081
売却可能資産	13,554	15,103
正味貸付金および前渡金	256,017	236,772
その他資産	136,913	111,608
土地建物および設備機器	1,488	1,043
資産合計	428,172	382,607
<b>負債</b>		
預金およびその他の借入金	227,301	203,328
法人税債務	137	253
支払債務およびその他の負債	170,351	154,526
引当金	905	908
負債合計	398,694	359,015
<b>純資産</b>	29,478	23,592
<b>資本(1)</b>	29,478	23,592

(1) 資本には通達が適用される被支配法人の利益剰余金および準備金を含まない。

### ）INGニュージーランドのファンド

流動性の低下と信用市場の低迷により、INGダイバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンド(以下「当ファンド」と総称)の取引は、2008年3月13日に停止された。これらのファンドは、ジョイントベンチャーのパートナー(ING(NZ)リミテッド)が運用している。これらのファンドの一部は、ANZナショナル・バンクの顧客にも販売されていた。

2009年6月5日、ING(NZ)リミテッドの子会社であるING NZ AUTインベストメンツ・リミテッドは、当ファンドの投資家に提案を行った。この提案の期限は2009年7月13日であった。当ファンドの99%近くを保有することになる投資家は、INGダイバーシファイド・イールド・ファンドの受益証券1口当たり60ニュージーランド・セント、あるいはINGレギュラー・インカム・ファンドの受益証券1口当たり62ニュージーランド・セントの払戻金を、規定通りに(i) 2009年8月28日までに現金で、もしくは(ii) 最長5年間にわたって年利8.30%の固定金利を支払う(ANZナショナル・バンクの要求払い預金口座への預金)という形で受け取るという提案を受諾した。

この提案の受諾には、すべての損害賠償請求を放棄するという条件が投資家に課されていた。ただしANZナショナル・バンクの顧客には、一定の期間、追加補償要請の検討を、ANZナショナル・バンクにおける顧客からの苦情対応部署(および、それでもまだ不満な場合はニュージーランド銀行オンブズマン)に依頼する機会が別途提供された。

当グループは、現時点で、これらの債務に対して適切な引当金を計上していると考えている。この提案の見積費用に対する引当金は、「その他営業収入」の減算項目として損益計算書で認識され、対応する引当金が貸借対照表に計上される。

ANZナショナル・バンクが負担する最終的な費用は、当ファンド受益証券の最終価値、保険に基づく回収金、苦情件数ならびに当ファンドまたはその販売に関連して発生しうる訴訟の結果および規制当局の措置によって決まる。通商委員会は、当ファンドおよびその受益証券の販売に関する情報を既に収集しており、現在、本件を調査している。現段階では、調査結果を予想することは不可能である。

### ）グリンドレイズ事業の売却

2000年7月31日に、ANZは、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業を、ANZグリンドレイズ（ジャージー）ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と共に、現金13億米ドルで、スタンダード・チャータード・バンク（「SCB」）に売却した。ANZはこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払いが起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す問題は報告された営業成績に不利な影響を及ぼさなかった。和解金、罰金および費用は、すべてその時点に設定されていた引当金の範囲内であった。

#### FERA

1991年に一定の金額がインド国内のグリンドレイズにある、他通貨への転換不能インドルピー口座から送金された。これらの取引は1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは自らこれらの取引をインド準備銀行に知らせた。インド当局はグリンドレイズおよび同行の特定の在インド役員に対して通知を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴中である。刑事追訴も係属中で、抗弁が見込まれている。係争中の金額は重要ではない。

#### 税金補償

ANZは、グリンドレイズ（およびその子会社）およびジャージー・サブ・グループの税金債務のうち、2000年7月31日現在のグリンドレイズの財務諸表において引当てられていなかった部分について補償を提供した。この補償に基づく請求も提起されているが、グループに対する重大な影響は予想されていない。

### ）信用補強契約 - ANZナショナル・バンク・リミテッド

当行はANZナショナル・バンク・リミテッドとの信用補強契約の当事者である。これにより、当行はANZナショナル・バンク・リミテッドが個人顧客に供与した、ANZナショナル・バンク・リミテッドの資本ベースの35%を超える与信枠に関するリスクを引受けている。

### ）信用補強契約 - オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッド

当行はオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッドとの信用補強契約の当事者である。これにより、当行はオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッドが個人顧客に供与した、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッドの資本ベースの25%を超える与信枠に関するリスクを引受けている。

#### 偶発資産

##### ナショナル・ハウジング・バンク

1992年にグリンドレイズは総額約50.6億インドルピーの請求をインドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から受けた。この請求は、NHBがグリンドレイズのために振出した小切手に関するもので、その小切手の代金はグリンドレイズの顧客の口座に振込まれた。

グリンドレイズは、1997年3月に有利な仲裁裁定を得て、その裁定に基づきNHBから91.2億インドルピーの支払いを受けた。NHBはその後ムンバイの特別裁判所に控訴して勝訴し、その後グリンドレイズはインド最高裁判所に上告した。グリンドレイズは、利息も含めて係争対象金額を裁判所に支払った。最終的には、当事者は本件について和解し、その時までに裁判所に支払

われた総額164.5億インドルピー（2002年1月19日の為替レートで661百万豪ドル）を分け合うことで合意し、グリンドレイズが係争対象金額のうち62.0億インドルピー（2002年1月19日の為替レートで248百万豪ドル）を受領した。

ANZは、スタンダード・チャータード・バンクへのグリンドレイズの売却に関連した補償条項に基づき、スタンダード・チャータード・バンクから124百万米ドル（グリンドレイズが受領したインドルピー金額に相当する米ドル金額）の支払いを受けた。

2006年、ANZは上記に関して保険会社から114百万ドルを回収した。

さらに、ANZは、NHBが振り出した小切手が振り込まれた口座を持つ顧客の財産から回収された代金についてNHBと分け合う権利を有している。しかしながら、インドの税務当局は、当該顧客の債権者に対して分配可能な全資金について法令上の優先権を主張している。特別裁判所は2007年後半に税務当局の優先権を減額する命令を発したが、かかる命令は、税務当局によりインド最高裁判所へ上告された。本件は、特定の問題について審議するため、特別裁判所に差し戻された。

#### 45. 退職年金およびその他退職後給付制度

##### 当グループの退職後給付制度の概要

当グループは世界各地において多くの年金、退職年金および退職後医療給付制度を設けている。当グループは、法令および信託契約の条項の結果としてこれらの制度に対する拠出の義務を負う可能性がある。法的な強制力がある義務となるかどうかは法令および信託契約の規定内容により異なる。

主な制度は次表のとおりである。

国	制度	制度の種類	拠出レベル	
			従業員/加入者	雇用主
オーストラリア	ANZ オーストラリア従業員退職年金制度 (1)、(2)	確定拠出制度区分C(3) または	任意(8)	コスト連動(10)
		確定拠出制度区分A または	任意	給与の9%(11)
		確定給付制度年金区分(4)	なし	コスト連動(12)
ニュージーランド	ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(旧: ANZグループ(ニュージーランド)従業員退職年金制度) (1)、(2)	確定給付制度(5) または	なし	コスト連動(13)
		確定拠出制度	給与の最低2.5%	給与の7.5%(14)
	ナショナル・バンク従業員退職年金基金 (1)、(2)	確定給付制度(6) または	給与の5.0%	コスト連動(15)
		確定拠出制度(7)	給与の最低2.0%	給与の11.5%(16)
英国	ANZ 英国従業員年金制度 (1)	確定給付制度(7)	給与の5.0%(9)	コスト連動(17)

コスト連動：当グループの拠出額は、加入者の拠出および制度の資産価値を考慮して保険数理士が算定する。

(1) これらの制度は年金を支払うものである。



- (2) これらの制度は一時払いを行うものである。
- (3) 1997年に新規加入を停止した。
- (4) 新規加入を行っていない。退職した加入者またはその扶養者に対する年金の支払いを行う。
- (5) 1990年3月31日に新規加入を停止した。同制度の同区分における退職した加入者またはその扶養者に対する年金の支払いを行う。
- (6) 1991年10月1日に新規加入を停止した。
- (7) 2004年10月1日に新規加入を停止した。
- (8) 任意であるが給与の1%を下限とする。
- (9) 2003年10月1日から、全加入者が給与の5%の率で、拠出を行っている。
- (10) 受託者が保険数理士の勧告に基づき決定する。現在は加入者給与の9%（2008年：9%）である。
- (11) 2009年は給与の9%であった。
- (12) 受託者が保険数理士の勧告に基づき決定する。現在はゼロ（2008年：ゼロ）である。
- (13) 保険数理士の勧告に従い、現在はゼロ（2008年：ゼロ）である。
- (14) 2009年は給与の7.5%であった。
- (15) 保険数理士の勧告に従い、現在は加入者給与の24.8%（2008年：24.8%）である。
- (16) 2009年は給与の11.5%であった。
- (17) 保険数理士の勧告を考慮し制度受託者および当グループの合意に基づき決定される。現在は年金給付対象給与の26%（2008年：26%）および追加の四半期拠出7.5百万英ポンド（2015年12月まで）である。

#### 制度の確定給付部分についての積立状況および拠出情報

制度の直近の財務報告から抜粋した制度の確定給付部分の積立状況および拠出に関する情報は、以下のとおりである。

本財務書類において、貸借対照表に認識される確定給付債務に関する純(負債)/資産は、AASB第119号「従業員給付」に従い決定されているが、以下に示す資産の市場価値(純額)の未払給付に対する超過/不足額は、AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に従って決定されている。AAS第25号は、AASB第119号と異なる測定日および測定基準を規定しているため、以下の積立状況の超過または不足額は、貸借対照表の純(負債)/資産とは異なっている。

2009年制度	未払給付*	制度保有資産の 市場価値(純額) (単位：百万ドル)	未払給付に対する 資産の市場価値 (純額)の超過/ (不足)額
ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分(1)	34	21	(13)
ANZ英国従業員年金制度(1)	977	649	(328)
ANZ英国健康保険制度(4)	9	-	(9)
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(2)	5	5	-
ナショナル・バンク従業員退職年金基金(3)	154	139	(15)
その他(5)(6)	7	5	(2)
合計	1,186	819	(367)

\* 本財務書類において適用されているAASB第119号「従業員給付」に基づく測定日および測定基準とは異なる測定日および測定基準を規定している。AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に基づき決定。AASB第119号に基づき使用する割引率は、AAS第25号の規定する直近の保険数理評価日現在の制度資産の期待収益率(以下に記載する。)ではなく、報告日(2009年9月30日)現在の国債および社債利率に基づいている。

- (1) 2008年12月31日に測定された金額。
- (2) 2007年12月31日に測定された金額。
- (3) 2008年3月31日に測定された金額。
- (4) 2009年9月30日に測定された金額。
- (5) 2007年9月30日に測定された金額。
- (6) 「その他」は、日本、フィリピンおよび台湾における確定給付制度を含む。

2008年制度	未払給付*	制度保有資産の 市場価値(純額) (単位:百万ドル)	未払給付に対する 資産の市場価値 (純額)の超過/ (不足)額
ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分(1)	35	33	(2)
ANZ英国従業員年金制度(1)	1,083	959	(124)
ANZ英国健康保険制度(3)	12	-	(12)
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(1)	5	5	-
ナショナル・バンク従業員退職年金基金(2)	164	159	(5)
その他(4)(5)	7	5	(2)
合計	1,306	1,161	(145)

\* 本財務書類において適用されているAASB第119号「従業員給付」に基づく測定日および測定基準とは異なる測定日および測定基準を規定している。AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に基づき決定。AASB第119号に基づき使用する割引率は、AAS第25号の規定する直近の保険数理評価日現在の制度資産の期待収益率（以下に記載する。）ではなく、報告日（2008年9月30日）現在の国債および社債利率に基づいている。

- (1) 2007年12月31日に測定された金額。
- (2) 2007年3月31日に測定された金額。
- (3) 2008年9月30日に測定された金額。
- (4) 2007年9月30日に測定された金額。
- (5) 「その他」は、日本、フィリピンおよび台湾における確定給付制度を含む。

確定給付部分への雇用主の拠出は、制度の保険数理士の勧告に基づいている。資金拠出勧告は、将来の投資収益、金利、昇給率、死亡率および離職率などの諸事項の仮定に基づき、保険数理士が行う。保険数理士が採用する資金拠出方法は、従業員の受給権に対して支払いを行うべき時まで、年金資産が十分に積立てられることを目的としている。

当グループは来年度中、制度の確定給付部分に対して61百万ドルの拠出を行う予定である。

以下に制度の主な確定給付部分に対する当期の拠出勧告について説明する。

#### ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分

ANZオーストラリア従業員退職年金制度の年金部門は、新規加入を停止している。コンサルティング保険数理事務所ラッセル・エンプロイー・ベネフィッツが2008年12月31日付で行った臨時数理評価では13百万ドルの年金資産の不足が生じており、同保険数理事務所は年金制度積立状況の見直しを勧告した。当グループによる年金制度への拠出は、見直しが終わるまで停止されている。次回の本格的な数理評価は、2010年12月31日に行われる予定である。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

投資収益率	年 8 %
年金物価スライド率	年 3 %

当グループは現在、制度に係る信託契約上、拠出を始める義務や年金資産の不足額を補填する義務を負っていない。

#### ANZ英国従業員年金制度

コンサルティング保険数理事務所ワトソン・ワイアットLLPが2008年12月31日付で行った全面的な数理評価によると、180百万英ポンドの年金資産の不足が生じていた（2009年9月30日現在の為替レートで328百万ドル）。

2008年12月31日付の保険数理評価に従い、当グループは年金給付対象給与の26%の割合で定期的な拠出を行うことに同意した。これらの拠出は未払給付の費用を賄うのに十分である。不足額に対処するため、当グループは2015年12月31日まで7.5百万英ポンドの四半期拠出を引き続き支払うことに同意した。これらの拠出は2010年12月31日に予定されている次回の数理評価において再検討される。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

既存資産に対する投資収益率	
-2018年12月31日まで	年5.4%
-2033年12月31日まで	年4.1%
継続拠出を決定する投資収益率	年6.8%
昇給率	年4.9%
年金増加率	年3.1%

当グループは現在、制度に係る信託契約上、AAS第25号に基づく年金資産の不足額を補填する義務を負っていないが、制度が解散した場合については偶発債務を負う可能性がある。解散の場合、受託者は当グループに対し英国雇用者債務の規制上の追加拠出を求めることができる。当グループは継続的に本制度を維持する予定である。

AIFRSの適用により、AASB第119号に基づき算定された確定給付債務を表す純負債が、貸借対照表に計上されている。AASB第119号に基づく算定の基礎は、注記1F( )において説明されている。

### ナショナル・バンク従業員退職年金基金

ナショナル・バンク従業員退職年金基金の直近の全面的な数理評価は2008年3月31日現在で、コンサルティング保険数理事務所のエイオン・コンサルティングNZによって行われ、19百万ニュージーランドドル(2009年9月30日現在の為替レートで15百万ドル)の年金資産の不足額が生じていた。保険数理士は、確定給付部門の加入者に関する給与の24.8%相当の拠出を当グループが行うことを勧告した。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

投資収益率(税引後)	年5.5%
昇給率	年3.0%
年金増加率	年2.5%

当グループは現在、基金に係る信託契約上、AAS第25号に基づく年金資産の不足額を補填する義務を負っていないが、基金が解散する場合には偶発債務を負う可能性がある。基金が解散した場合、基金に係る信託契約に基づき、当グループは、加入者への給付額が、解散しなかった場合に比べて減少することがないように基金の受託者に十分な金額を支払う義務がある。当グループは継続的に基金を維持する予定である。

AIFRSの適用により、AASB第119号に基づき算定された確定給付超過分を表す純資産が貸借対照表に認識されている。AASB第119号に基づく算定の基礎は、注記1F( )において説明されている。

制度の確定給付部分につきAASB第119号に基づき損益計算書に認識された費用の内訳および貸借対照表に認識された金額の概要が以下の表に示されている。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：百万ドル)			

### 確定給付制度に関して損益計算書に計上された金額

当期の勤務費用	8	10	6	8
利息費用	72	70	63	60
年金資産からの期待収益	(67)	(77)	(60)	(68)
過去勤務費用	5	-	5	-
拠出税の調整	2	2	-	-

合計（人件費に含まれる）	20	5	14	-
--------------	----	---	----	---

**確定給付制度に関して貸借対照表に計上された金額**

積立済み確定給付債務の現在価値	(1,095)	(1,160)	(938)	(1,003)
制度資産の公正価値	849	1,006	738	871
確定給付債務によって生じた純負債	(246)	(154)	(200)	(132)

**貸借対照表に計上された金額**

その他資産	-	-	-	-
支払債務およびその他の負債	(246)	(154)	(200)	(132)
確定給付債務によって生じた純負債	(246)	(154)	(200)	(132)

**確定給付制度に関して資本に計上された金額**

当期に発生し、利益剰余金に直接計上された保険数理（利益）/損失	175	112	153	84
利益剰余金に直接計上された累積保険数理（利益）/損失	223	48	181	28

当グループは現在、制度の不足額を補填する法律上の義務を負っているが、自己の利益のために制度の剰余金を使用する法的権利はない。また、当グループは現時点で直ちに拠出を行って不足額を決済する債務は負っていない。当グループの不足額を補填する法律上の義務の詳細については、制度に対する当期の拠出勧告についての前述の説明を参照のこと。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	（単位：百万ドル）			

**該当期間における確定給付債務の現在価値の変動**

期首の確定給付債務	1,160	1,267	1,003	1,112
当期の勤務費用	8	10	6	8
利息費用	72	70	63	60
制度加入者からの拠出	1	1	-	-
保険数理利益/（損失）	126	(83)	121	(93)
過去勤務費用	5	-	5	-
外国制度の換算差異	(205)	(35)	(202)	(32)
支払済の給付	(72)	(70)	(58)	(52)
期末の確定給付債務	1,095	1,160	938	1,003

**該当期間における制度資産の公正価値の変動**

期首の制度資産の公正価値	1,006	1,199	871	1,037
制度資産の期待収益	67	77	60	68
保険数理利益/（損失）	(49)	(195)	(32)	(177)
外国制度の換算差異	(161)	(45)	(157)	(42)
雇用主からの拠出	57	39	54	37
制度加入者からの拠出	1	1	-	-
支払済の給付	(72)	(70)	(58)	(52)
期末の制度資産の公正価値(1)	849	1,006	738	871

## 制度資産の実際収益

18	(118)	28	(109)
----	-------	----	-------

(1) 制度資産は当グループが発行した以下の金融商品を含む。現金および短期債券2.4百万ドル（2008年9月：59.1百万ドル）、固定利付債券0.6百万ドル（2008年9月：1.0百万ドル）および株式0.2百万ドル（2008年9月：0.3百万ドル）。

## 制度資産の分析

	連結		当行	
	制度資産の公正価値		制度資産の公正価値	
	2009年	2008年	2009年	2008年
株式	35	32	33	30
債券	39	37	37	34
土地	7	11	8	13
その他	19	20	22	23
資産合計	100	100	100	100

(単位：%)

## 使用した主要な保険数理上の仮定（加重平均で表示）

	2009年	2008年
割引率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	5.25	5.25
ANZ英国従業員年金制度	5.50	7.00
ANZ英国健康保険制度	5.50	7.20
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	6.00	6.04
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	6.00	6.04
制度資産の期待収益率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	8.50	8.50
ANZ英国従業員年金制度	6.20	7.40
ANZ英国健康保険制度	該当なし	該当なし
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	4.50	4.50
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	5.50	5.50
将来の昇給率		
ANZ英国従業員年金制度	4.90	5.50
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	3.00	3.00
将来の年金増加率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	3.00	3.00
ANZ英国従業員年金制度	3.10	3.70
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	2.50	2.50
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	2.50	2.50
将来の医療費趨勢率 - 短期		
ANZ英国健康保険制度	7.00	11.00
将来の医療費趨勢率 - 長期		
ANZ英国健康保険制度	5.00	6.00

当該制度が保有する各資産クラスの期待収益率を決定するために、保険数理士は過去の収益率の傾向および債務が決済される期間における資産クラスの収益率に関する市場の予測を評価した。各制度資産の全体的な期待収益率は、当該制度が保有する資産クラスの加重平均期待収益率となっている。

医療費趨勢率の予想は損益計算書に認識される額または貸借対照表に含まれる額に重大な影響を与えない。

連結					当行				
2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年

(単位：百万ドル)

**過去の実績に基づく調整**

確定給付債務	(1,095)	(1,160)	(1,267)	(1,462)	(1,246)	(938)	(1,003)	(1,112)	(1,296)	(1,076)
制度資産の公正価値	849	1,006	1,199	1,238	1,099	738	871	1,037	1,067	922
余剰/(不足)	(246)	(154)	(68)	(224)	(147)	(200)	(132)	(75)	(229)	(154)
制度負債に対する実績に 基づく調整	7	12	9	7	(6)	7	8	10	5	(7)
制度資産に対する実績に 基づく調整	(49)	(195)	6	48	100	(32)	(177)	12	44	90

**46. 従業員持株およびオプション制度**

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

**ANZ従業員株式取得制度**

2008年度および2009年度中に存続したANZ従業員株式取得制度（「ESAP」）は、1,000ドル株式制度、制限株式制度、株式後渡し制度、業績株式および従業員株式積立制度（「ESSS」）である。ESSSは従業員がその給与の一部により株式を取得する制度であり、株式報酬費用として計上する必要はない。

**1,000ドル株式制度**

1年以上継続して勤務してきた各正社員（上級幹部を除く）は、各事業年度に1,000ドルを上限とするANZ株式の授与を可能とする1,000ドル株式制度に参加する資格がある。ただし、取締役会の承認を条件とする。取締役会が承認する日に、付与日までの一週間（付与日を含む）のオーストラリア証券取引所（「ASX」）におけるANZ株式の加重平均価格を使用して、株式がすべての適格な従業員に付与される。

オーストラリアおよび多くの海外拠点において、ANZの普通株式は適格な従業員に対して対価なしに付与され、失効の規定がないため付与されると直ちに権利が確定する。しかしながら、株式は付与の日から3年間信託に保有されることが求められており、この期間の後、信託に留保することもできるが、従業員の名義への変更または売却ができる。一般に、株式に係る受取配当は配当再投資制度において自動的に再投資される。

本制度に基づき、適格なニュージーランドの従業員に付与される株式は、勤続3年間という条件を満たして権利が確定した後は、信託に留保するか、従業員の名義への変更または売却ができる。株式が引渡される際に従業員は1株当たり1セント（ニュージーランドドル）の支払いを要求される。重大な不正行為による解雇または辞職の場合は、株式は失効する可能性がある。配当は現金で受取る。

2009年度については、同制度に基づき2008年12月8日に1,936,095株が発行価格14.40ドルで従業員に発行された（2008年度は、2007年12月13日に926,878株が発行価格28.24ドルで発行された）。

**株式後渡し制度**

短期インセンティブ（「STI」）後渡しプログラムが、2009年のボーナスから実施された。後渡し株式は、規定値を上回る金額の50%に関する分である。後渡し株式は株式および/またはオプションの形で取得できる。取締役会の役員については、2009年ではなく2008年に強制的なSTI後渡し株式が導入されたが、付与日が2008年10月31日であったため、2009年度より費用計上される。詳しくは、38ページ（訳者注：原文のページ数である。）の報酬報告書（訳者注：本書においては「第5 提出会社の状況 4 役員の状況 - (3)報酬報告 - B.報酬報告（監査済） - 2.6.3」）を参照のこと。権利未確定のSTI後渡し株式は、辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合は失効する。

一部の従業員はさらに、長期のインセンティブ（「LTI」）後渡し株式の付与を受けることができる。これらは付与日から最長3年後までに権利が確定する。本LTI制度に従って付与される普通株式は、後渡し期間を超えて信託することができる。権利未確定のLTI後渡し株式は、辞職、重大な不正行為による解雇または解雇通知による退職により失効する。死亡または完全および永久的な障害の場合、すべての株式が従業員に引き渡される。

STI3年間後渡し株式が、過去のANZ STIプログラムに基づき付与されており、これらは後渡し期間を超えて信託に保有しておくことができる。3年間STI後渡し株式が最後に付与されたのは2004年5月11日であった(権利確定日は2007年5月11日)。2008年度および2009年度には3年間STI後渡し株式は付与されなかった。2年間の後渡し期間をもつSTI後渡し株式は、事業単位ごとの個別インセンティブ制度(主に引止め策として)に基づき付与され、後渡し期間を超えて信託に保有することができる。

例外的に、特定の従業員がANZに入社する際に、前の雇用主に対して放棄した株式の補償として後渡し株式が付与されることがある。権利確定期間は一般的に放棄した株式の残りの権利確定期間に調整されるため、付与日によって変動する。また、ANZにとって雇用確保のリスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対する慰留目的で3年の後渡し株式が付与されることもある。就業開始時および慰留目的の後渡し株式は、辞職、重大な不正行為による解雇または解雇通知による退職により失効する。死亡または完全および永久的な障害の場合、すべての株式が従業員に引き渡される。

従業員は、信託に保管されている間の後渡し株式の配当をすべて受取る(現金または配当再投資制度)。後渡し株式の発行価格は、付与日までの一週間(付与日を含む)のASXにおける株式の出来高加重平均価格に基づいて決定される。

2009年度中に本制度に基づき後渡し株式4,322,932株が加重平均付与価格17.20ドルで付与された(2008年度は2,445,372株が加重平均付与価格28.26ドルで付与された)。

### 制限株式制度

過年度において、適格な従業員は、年間現金ボーナスの一部または全部を税引前の金額でANZ株式に交換することを選択できた。株式は1年間の取引制限期間が付されていたが、制限期間を超えて信託に保管することができる。株式は重大な不正行為による解雇により失効する。その他の理由による雇用の終了のときは、株式は従業員に引渡される。従業員はかかる制限株式に係る配当を全額受領する(現金または配当再投資制度)。発行価格は、付与日までの一週間(付与日を含む)のASXにおける株式の出来高加重平均価格に基づいて決定される。

2009年度中、制限株式制度に基づき272,626株が発行価格17.18ドルで付与された(2008年度は354,384株が発行価格29.95ドルで付与された)。

### 業績に基づく株式制度

業績に基づく株式は、基本的に、業績基準のあるLTI後渡し株式である。これらは、2004年度および2005年度の従業員に付与された。当期期首の未払い残高はその後失効している。

### 株式評価

1,000ドル株式制度、株式後渡し制度および制限株式制度により2009年度に付与された株式の付与日現在で測定された公正価値は、加重平均株価16.50ドルと6,531,653株に基づき107.8百万ドルであった(2008年:加重平均株価28.26ドルと3,726,634株に基づき105.3百万ドルであった)。付与日にASXで売買されたANZ株式の出来高加重平均株価が公正価値の計算に使用されている。株式の公正価値の測定には配当は組み込まれていない。

### ANZ株式オプション制度

一部の従業員は、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利付与時に定める価格で買う権利を表象するオプションまたは権利を付与される。議決権および配当請求権は、オプションまたは権利が行使された時に未発行普通株式に対して付与される。

各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日前一週間(付与日を含む)のASXの加重平均株価を基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。

2008年度および2009年度に費用が計上されたANZ株式オプション制度は以下のとおりである。

### 当期のオプション制度

業績に基づく権利制度(最高経営責任者(「CEO」)の業績に基づく権利を除く)

業績に基づく権利がANZのLTIプログラムの一部として特定の従業員に付与される。業績に基づく権利の最初の付与は2005年11月に行われ、3年間の確定期間および総株主利回り（「TSR」）業績基準を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利が与えられた。LTIの業績に基づく権利が行使可能となる割合は、ANZが達成したTSRと、同期間（付与以降）を対象とした、比較グループである大手金融サービス会社のTSRとの比較に基づき、付与後3年目に決定される。株価変動の影響を軽減するため、90日間のTSRには期首値と期末値の平均を用いる。比較グループのTSR中央値と等しい業績の場合、業績に基づく権利の半分が行使可能となる。ANZのTSRが比較グループにおけるTSRの上位25%以上に達し、すべての業績に基づく権利が行使可能となるまで、権利は一定の割合で確定していく。ANZの業績が2つの比較対象水準の間にある場合、TSRは比例按分で測定される。業績基準の達成状況は3年間の確定期間の最後に1度だけテストされる。業績に基づく権利が評価日において業績基準を満たさない場合、または行使期間末（付与日から5年間）までに行使されない場合、権利は失効する。重大な不正行為による解雇の場合、未行使の業績に基づく権利はすべて失効する。辞職または解雇通知による退職の場合、通知期間終了までに行使可能となった（および業績基準を満たした）業績に基づく権利のみが行使可能となる。死亡または完全および永久的な障害の場合、すべての業績に基づく権利が行使可能となる（業績基準は免除される）。

### CEOの業績に基づく権利制度

CEOのLTI(2007年の株主総会で株主により承認された)は、3つのトランシェの業績に基づく権利で構成され、それぞれの最高額は3百万ドルである。各トランシェの業績期間は2007年12月19日の付与日から開始し、それぞれ3年目、4年目、5年目の同日に終了する（すなわち、各トランシェにつき業績評価は1回のみである）。各トランシェの権利確定水準は、業績に基づく権利制度に従って、比較グループである他社に対するANZのTSR業績に基づいている。各トランシェは1年間の行使期間を有している。辞職または重大な不正行為による解雇の場合、未行使となっている業績に基づく権利はすべて失効する。解雇通知による退職の場合、通知期間終了までに行使可能となった（および業績基準を満たした）業績に基づく権利のみが行使可能となる。死亡または完全および永久的な障害の場合、すべての業績に基づく権利が行使可能となる（業績基準は免除される）。

### CEO向けのオプション

2008年年次株主総会で、株主はCEOへの700,000株のオプションの特別付与を承認し、2008年12月18日に付与された。これらのオプションは権利確定日である2011年12月から権利を行使でき、行使価格は付与日のANZ株式の市場価値に等しい1株当たり14.18ドルである。権利を行使すると、CEOはオプション1株当たりANZ普通株式1株の所有権を取得する。独自の評価によると、付与時のオプションの評価額はオプション1株当たり2.27ドルで、計1.589百万ドルになる計算である。ただしこれらのオプションが価値を有するのは、権利確定日時点またはその後の行使期間中（すなわち権利確定後2年間）に株価が14.18ドルを上回った場合に限られる。この価値は、行使価格を超過した分の市場価格の金額にオプション数合計を乗じた値に基づく。

### オプション後渡し（業績基準なし）

規定値を上回る金額の50%に関するSTI後渡しプログラムでは、株式後渡しを株式および/またはオプションの形で取得できる（上記の株式後渡し制度の項を参照）。

### 株式後渡し権利（業績基準なし）

株式後渡し権利は、オフショアの課税に関する影響に対応するために後渡し株式の代わりに付与される。これは一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を与えるものである。権利の公正価値は、制限期間中に配当が支払われないことにつき調整される。退職の場合の権利の取扱いは、付与の目的に応じて決まる（株式後渡し制度および制限株式制度の項を参照）。

### 過年度オプション制度

以下の過年度制度は当グループの従業員には現在提供されていないが、2008年および2009年度において費用計上されたものである。



### 業績オプション制度（業績基準なし）

業績オプションが、過去のLTIプログラムの一部として一部の従業員（経営幹部より下）に対して、2005年11月7日を最後として付与された。オプションは3年間の権利確定期間後かつ付与日から7年目より前にも行使することができる。これらのオプションは、主に引止め策として付与されたので、付随する業績条件はない。未行使のオプションはすべて、重大な不正行為による解雇、辞職および解雇通知による退職の場合、失効する。死亡または完全および永久的な障害の場合、未確定のオプションはすべて行使可能となる。

### 株式後渡し権利（業績基準なし）

特別株式後渡し権利が、2004年12月に少数のニュージーランド従業員に付与された。当権利は3年間の権利確定期間の後、対価なしでANZ株式を取得する権利を与えるものである。権利は付与日から7年目の日までに行使されなければならない。従業員がなんらかの理由で雇用を終了する場合、当行の裁量により失効させることができる。権利の公正価値は、制限期間内に配当が支払われないことについて調整される。

### 基準付きオプション

基準付きオプションが、過去のLTIプログラムの一部として一部の従業員に対して付与された。オプションは、時間および業績をベースとした基準を充足することを条件に行使可能となる。オプションは関係する業績基準を満たすことを条件として、付与後3年目から7年目までの4年間に行使することができる。業績基準の達成状況は、ANZのTSRを該当する基準付きオプション付与に関する比較グループと比較することにより、行使期間中に評価される。

2004年11月に付与された基準付きオプションは、大手金融サービス会社（ANZを除く）から構成される比較グループに対して検証される。オプションは比較グループの中のANZの位置に基づいて行使可能となる。

オプションの50%が行使可能となるためには、ANZは上位50%を占めなければならない。上位50%から1%ずつ増加すごとに、オプションが追加的に2%ずつ行使可能となり、ANZが上位25%以上に達した場合、100%行使可能となる。これは行使期間開始後の任意の月の最終取引日現在で計算される。その他の基準付きオプションの付与は、S&P/ASX200銀行（業種）累積指数およびS&P/ASX100累積指数に対して測定される。任意の月（行使期間が開始した後）の最終取引日に算定されたANZのTSRが、同期間（付与日以降）を対象として測定されたS&P/ASX200銀行（業種）累積指数の変動率よりも大きい場合、オプションの50%が行使可能となる。また、残りの半分については、任意の月（行使期間が開始した後）の最終取引日に算定されたANZのTSRが、同期間（付与日以降）を対象として測定されたS&P/ASX100累積指数の変動率よりも大きい場合に、行使可能となる。失効の規定は、業績オプション制度の規定と同じである。

### オプションの推移

2009年度期首および期末における未発行ANZ普通株式に係るオプションの詳細および関連する加重平均行使価格、ならびに2009年度中の変動は次表に示すとおりである。

	期首(2008年10月1日)のオプション数	付与オプション数	失効したオプション数	終了したオプション数(1)	行使済みオプション数	期末(2009年9月30日)オプション数
	17,697,581	3,260,938	(2,709,394)	(2,191,963)	(928,149)	15,129,013
加重平均行使価格(ドル)	14.81	11.64	7.83	18.71	15.04	14.80

(1) 「終了したオプション」欄の数は、従業員による権利行使のための猶予期間付きの雇用契約の終了により終了したオプション数を含む。

2009年9月30日終了年度中の加重平均株価は16.57ドルであった(2008年：21.74ドル)。

2009年9月30日現在における未行使株式オプションの加重平均契約残存年数は、2.4年であった(2008年：2.5年)。

2009年9月30日現在における行使可能な株式オプション加重平均行使価格は18.95ドルであった(2008年：18.78ドル)。

2009年9月30日現在、行使可能な株式オプション数は合計4,015,504株であった(2008年：5,327,652株)。

2008年度期首および期末における未発行ANZ普通株式に係るオプションの詳細および関連する加重平均行使価格、ならびに2008年度中の変動は次表に示すとおりである。

	期首(2007年10月1日)のオプション数	付与オプション数	失効したオプション数	終了したオプション数(1)	行使済みオプション数	期末(2008年9月30日)オプション数
	21,693,355	2,001,018	1,721,322	123,289	4,152,181	17,967,581
加重平均行使価格(ドル)	16.23	0.00	12.19	17.15	16.09	14.81

(1) 「終了したオプション」欄の数は、従業員による権利行使のための猶予期間付きの雇用契約の終了により終了したオプション数を含む。

2009年度期末から2009年11月5日の取締役会報告書の署名日までの間に付与された普通株式に対するオプションはなかった。

2009年9月30日終了年度中に、オプション行使の結果、発行された株式は以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	12,481	-	17.34	264,081	4,579,165
0.00	58,813	-	17.60	32,616	574,042
0.00	24,619	-	17.55	29,968	525,938
0.00	395	-	17.55	1,388	24,359
0.00	738	-	18.03	1,925	34,708
0.00	5,470	-	18.22	1,758	32,031
0.00	1,650	-	18.22	30,059	547,675
0.00	1,008	-	18.22	35,264	642,510
0.00	4,170	-	20.68	3,800	78,584
16.33	26,100	426,213	20.68	18,837	389,549
16.33	371,675	6,069,453	23.49	1,334	31,336

2008年9月30日終了年度中に、オプション行使の結果、発行された株式は以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	17,473	-	16.09	12,750	205,148
0.00	14,507	-	16.33	322,570	5,267,568
0.00	5,069	-	17.34	149,062	2,584,735
12.98	451,191	5,856,459	17.55	339,691	5,961,577
12.98	27,600	358,248	17.60	154,991	2,727,842
13.62	194,000	2,642,280	18.03	211,685	3,816,681
13.91	264,500	3,679,195	18.22	395,538	7,206,702
13.91	194,050	2,699,236	18.55	19,525	362,189
14.20	729,716	10,361,967	20.68	584,587	12,089,259
14.61	54,750	799,898	23.49	8,926	209,672

2009年度期末以降2009年11月5日の取締役会報告書の署名日までに、オプションの行使の結果発行された株式の詳細は、以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	130	-	17.55	13,353	234,345
0.00	19	-	17.60	11,601	204,178
0.00	16,856	-	18.22	7,838	142,808
0.00	72,677	-	18.22	11,566	210,733

17.18	2,065	35,477	20.68	7,394	152,908
17.18	125	2,148	20.68	21,034	434,983
17.34	191,731	3,324,616	23.49	7,001	164,453
17.55	16,375	287,381			

以下の公正価値を決定するために、当行はモンテ・カルロおよび/またはブラック・ショールズ価格モデルを含む標準的な市場評価技術を使用した。これらのモデルは早期行使、譲渡不能および市場データに基づく業績基準を考慮している。2009年度中に付与されたオプションの公正価値を測定するのに用いられた重要な仮定は、以下の表に示すとおりである。

持分の種類	付与日	オプション 数	公正価値 (ドル)	行使価格(5 日間VWAP) (ドル)	付与日の 株価終値 (ドル)	ANZ予想	
						ボラティリ ティ(1) (%)	持分の期間 (年)
特別オプション	2008年 12月18日	700,000	2.27	14.18	14.27	30	5
STI後渡しオプション	2008年 10月31日	1,212,216	2.80	17.18	17.36	30	5
STI後渡しオプション	2008年 10月31日	418,766	2.94	17.18	17.36	30	5
STI株式後渡し権利	2008年 10月31日	84,659	16.38	0.00	17.36	30	5
STI株式後渡し権利	2008年 10月31日	89,121	15.45	0.00	17.36	30	5
LTI株式後渡し権利	2008年 10月31日	369,598	14.58	0.00	17.36	30	5
LTI業績に基づく権利	2008年 10月31日	368,368	9.99	0.00	17.36	30	5
慰留目的の特別株式後 渡し権利	2008年 12月9日	18,210	11.84	0.00	14.10	34	5

持分の種類	権利確定 期間	予定オプション期間	予定配当 利回り	無リスク 金利
	(年)	(年)	(%)	(%)
特別オプション	3	4	6.00	3.37
STI後渡しオプション	1	3	6.00	4.48
STI後渡しオプション	2	3.5	6.00	4.64
STI株式後渡し権利	1	1	6.00	4.28
STI株式後渡し権利	2	2	6.00	4.48
LTI株式後渡し権利	3	3	6.00	4.48
LTI業績に基づく権利	3	3	6.00	4.25
慰留目的の特別株式後 渡し権利	2	2	6.00	3.49

(1) 予想変動率は、ANZの株価がオプション期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動の測定の基準となるのは、付与日に先立つ特定期間における株価実績についての連続複利による収益率の標準偏差を年率換算したものである。この年率換算された実績平均変動率が、オプションの予定期間における合理的な予想変動率の見積りに使用される。

2008年度中に付与されたオプションの公正価値を測定するのに用いられた重要な仮定は、以下の表に示すとおりである。

持分の種類	付与日	オプション 数	公正価値 (ドル)	行使価格 (5日間 VWAP) (ドル)	付与日の 株価終値 (ドル)	ANZ予想	
				ボラティリ ティ(1) (%)		オプションの 期間 (年)	

業績に基づく権利	2007年 12月19日	258,620	11.60	0.00	26.85	17	4
業績に基づく権利	2007年 12月19日	259,740	11.55	0.00	26.85	17	5
業績に基づく権利	2007年 12月19日	260,642	11.51	0.00	26.85	17	6
株式後渡し権利	2008年 5月29日	22,633	18.38	0.00	21.35	該当なし	5
株式後渡し権利	2007年 11月9日	49,717	25.59	0.00	27.95	15	5
株式後渡し権利	2007年 11月9日	208,780	24.49	0.00	27.95	15	5
業績に基づく権利	2007年 10月30日	940,886	12.30	0.00	29.69	15	5

持分の種類	権利確定 期間	予定オプション期間	予定配当 利回り	無リスク 金利
	(年)	(年)	(%)	(%)
業績に基づく権利	3	3	4.50	6.82
業績に基づく権利	4	4	4.50	6.73
業績に基づく権利	5	5	4.50	6.66
株式後渡し権利	3	3	5.00	該当なし
株式後渡し権利	2	2	4.50	6.77
株式後渡し権利	3	3	4.50	6.69
業績に基づく権利	3	3	4.50	6.63

(1) 予想変動率は、ANZの株価がオプション期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動の測定の基準となるのは、付与日に先立つ特定期間における株価実績についての連続複利による収益率の標準偏差を年率換算したものである。この年率換算された実績平均変動率が、オプションの予定期間における合理的な予想変動率の見積りに使用される。

#### 47. 主要経営陣の開示

当グループおよび当行の主要経営陣（「KMP」）は同じ顔ぶれである。

##### セクションA：執行取締役およびその他主要経営陣の報酬

当行の従業員は、最終親会社であるオーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZ」）の被雇用者で、経営報酬費用に算入されるKMPの報酬は次のとおりである。

	2009年	2008年
	(単位：ドル)	
短期従業員給付	18,077,463	15,978,226
退職後給付	367,018	186,215
長期従業員給付	142,067	282,363
退職給付	634,869	1,334,282
株式に基づく報酬	9,789,223	10,464,699
	29,010,640	28,245,785

##### セクションB：主要経営陣のローン取引

通常の業務過程において、ローン条件、所要担保、利率を含め、独立当事者間取引ベースで、当行取締役および当グループのその他KMPにローンを供与している。

当行取締役および当グループのその他主要経営陣（その個人的関連当事者を含む。）のローン取引のうち、各人のローン残高合計が当年度中のいずれかの時点において100,000ドルを超えたものに関する報告日現在のローン残高の詳細は、以下のとおりである。

	期首残高	期末残高	当年度中の支払 利息および未払	当年度中の 最高残高
	10月1日現在	9月30日現在	利息	
（単位：ドル）				
<b>取締役</b>				
<b>執行取締役</b>				
<b>2009年</b>				
M. スミス	535,611	-	62,697	1,000,000
<b>執行取締役</b>				
<b>2008年</b>				
M. スミス	356,800	535,611	60,829	2,099,851
<b>非執行取締役</b>				
<b>2009年</b>				
P. ヘイ (2)	-	1,125,000	3,954	1,128,856
A. ワトキンズ (3)	3,189,724	3,289,964	213,132	3,295,434
<b>その他主要経営陣</b>				
<b>2009年</b>				
J. ファッグ(4)	3,641,055	4,117,937	208,765	4,319,402
B.C. ハーツァー(6)	12,438,898	12,105,808	381,671	13,039,953
G.K. ホジズ	3,055,034	10,415,975	170,733	10,581,121
P.R. マリオット	905,479	-	7,399	912,467
A. サーズビー	1,931,834	1,890,097	99,751	1,931,834
C. ペイジ	-	1,750,932	19,854	1,843,116
<b>2008年</b>				
R.J. エドガー(5)	560,291	-	14,085	1,083,067
B.C. ハーツァー	7,806,997	12,438,898	973,081	14,707,145
G.K. ホジズ	3,672,905	3,055,034	250,229	4,391,758
P.R. マリオット	2,824,293	905,479	181,186	2,883,188
A. サーズビー	-	1,931,834	139,013	2,190,000

当グループ企業が、取締役およびその他主要経営陣（個人的関連当事者を含む。）に対して行ったローンまたは保証もしくは担保したローンの総額についての詳細は以下のとおりである。

	期首残高	期末残高	当年度中の支払 利息および未払	9月30日現在の 人数(1)
	10月1日現在	9月30日現在	利息	
（単位：ドル）				

**取締役**

2009年	3,725,335	4,414,964	279,783	2
2008年	356,800	535,611	60,829	1

**その他主要経営陣**

2009年	21,972,300	30,280,749	888,173	5
2008年	14,864,486	18,331,245	1,557,594	4

(1) 当グループの人数には、ローン残高が100,000ドルを超える取締役および特定の役員が含まれている。

(2) P. ヘイは2008年11月12日付で非執行取締役役に就任した。

(3) A. ワトキンは2008年11月12日付で非執行取締役役に就任し、期首残高の値は就任時の残高を示す。

(4) J. ファッグは2009年5月1日付でANZ (NZ) のCEOに就任し、期首残高の値はニュージーランドのCEO選任時の残高を示す。

(5) R. エドガーは2009年5月8日付でANZを退職し、上記期間のローン残高は100,000ドル未満であった。

(6) B. ハーツァーは2009年7月31日付でANZを退職した。

**48. その他関連当事者との取引****ジョイントベンチャー**

当年度中、当行および当グループはジョイントベンチャーとの間で、以下に示す取引を、通常の商業的条件で行った。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：千ドル)			
ジョイントベンチャーからの未収金	241,410	253,052	212,434	223,224
受取利息	9,324	16,407	9,324	15,264
受取配当金	-	26,950	-	-
ジョイントベンチャーからの受取手数料	166,467	184,058	134,884	164,795
ジョイントベンチャーからの回収費用	9,497	9,423	8,766	8,499

ジョイントベンチャーに保証を与えたことはなく、またジョイントベンチャーから保証を受けたこともなかった。債権残高は全額回収可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

**関連会社**

当年度中、当行および当グループは関連会社との間で、以下に示す取引を、通常の商業的条件で行った。

	連結		当行	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	(単位：千ドル)			
関連会社からの未収金	165,986	207,899	149,114	181,223
関連会社への未払金	69,763	71,693	239	-
受取利息	16,303	19,144	12,286	14,780
支払利息	3,339	630	-	-
その他収入	11,190	12,106	1,812	2,400
受取配当金	36,136	15,451	33,936	3,979
関連会社からの回収費用	2,164	1,649	2,164	1,649

関連会社に保証を与えたことはなく、また関連会社から保証を受けたこともなかった。債権残高は全額回収可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

## 子会社

当年度中、子会社は子会社同士、ならびにジョイントベンチャーおよび関連会社との間で、通常の商業的条件で取引を行った。これらは連結においては、完全に相殺消去されている。債権残高は全額回収可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

## その他の関係

ANZの非執行取締役であるマーガレット・ジャクソンの独立性に関してANZは、2007年度の年次報告書において、ANZフリークエント・フライヤーVisa提携カードのパートナーとしてカンタス航空（ジャクソン女史が会長を務めていた。）と商業上の関係があること、またカンタス航空から旅行サービスを購入していることについて開示した。商業上の関係の性質および価値ならびに取締役会の重要性基準に鑑みて、取締役会は、ジャクソン女史は独立性を維持していると結論付けた。ジャクソン女史は、2007年11月にカンタス航空の取締役を退任した。

## 49. 為替相場

主要な海外の支店および被支配法人の損益および資産負債を換算するのに用いた為替相場は次のとおりである。

	2009年		2008年	
	終値	平均	終値	平均
中国元	6.0026	5.0018	5.4723	6.4356
ユーロ	0.6014	0.5392	0.5568	0.6030
英ポンド	0.5486	0.4719	0.4440	0.4601
インドネシアルピア	8506.3	7837.9	7538.8	8382.5
マレーシアリングgit	3.0548	2.6034	2.7641	2.9755
ニュージーランドドル	1.2188	1.2248	1.1934	1.1918
パプアニューギニアキナ	2.4154	2.0018	2.0765	2.4754
米ドル	0.8792	0.7319	0.7995	0.9069

## 50. 年度末以後の重要事項

2009年9月25日、当行は、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZとINGの資産運用事業および生命保険事業のジョイントベンチャーでINGグループが保有していた51%の株式を1,760百万ドルで取得し、持分比率を100%に引き上げることで、INGグループと合意したと発表した。規制当局の承認を含む様々な条件が課されており、2009年第4四半期に完了する見込みである。

完了次第、INGオーストラリア・リミテッド（「INGA」）、ING（NZ）ホールディングス・リミテッド（「INGNZ」）、およびその子会社の資産、負債、業務は、当該取得により当グループの業績に完全に連結される。AASB第3R号「企業結合（改訂）」の段階的取得規定に従い、当グループは、持分法で会計処理される既存の49%の持分を取得日に同日の公正価値で再測定し、その結果生じた損益を損益計算書で認識する。

2009年8月4日、当行は、台湾、シンガポール、インドネシア(1)、香港、フィリピン、ベトナムにおける一部事業を取得することで、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループplcと合意したと発表した。取得価格は、資本構成を完全に変更した後のこれらの事業の有形資産の正味帳簿価額に50百万米ドルの割増金を加算した金額に基づく。最終的な取得価格が確定するのは完了後だが、約550百万米ドル（626百万豪ドル）と推計される。取得はそれぞれについて管轄地の規制当局の承認を要し、2009年末頃から2010年までには承認が得られる見込みである。したがって、取得会計の影響、統合、取得費用を含め、これらの取得は段階的に2010年業績に連結される。

(1) インドネシアの事業は、ANZの持分比率が85%の子会社であるP.T.バンク・パン・インドネシアを通じて取得する予定。

[次へ](#)



# Financial Report

INCOME STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

## Income Statements

	Note	Consolidated		The Company	
		Sep 09 \$m	Sep 08 \$m	Sep 09 \$m	Sep 08 \$m
Interest income	3	26,206	32,604	20,666	23,634
Interest expense	4	(16,398)	(24,754)	(13,600)	(18,238)
<b>Net interest income</b>		<b>9,808</b>	<b>7,850</b>	<b>7,066</b>	<b>5,396</b>
Other operating income	3	3,337	3,948	3,075	4,437
Share of joint venture profit from ING Australia and ING New Zealand	3	83	143	-	-
Share of associates profit	3	382	218	-	-
Operating income		13,610	12,159	10,141	9,833
Operating expense	4	(6,225)	(5,696)	(4,868)	(4,300)
Profit before credit impairment and income tax		7,385	6,463	5,273	5,533
Provision for credit impairment	16	(3,005)	(1,948)	(2,079)	(1,573)
<b>Profit before income tax</b>		<b>4,380</b>	<b>4,515</b>	<b>3,194</b>	<b>3,960</b>
Income tax expense	6	(1,435)	(1,188)	(909)	(624)
<b>Profit after income tax</b>		<b>2,945</b>	<b>3,327</b>	<b>2,285</b>	<b>3,336</b>
Profit attributable to minority interest		(2)	(8)	-	-
<b>Profit attributable to shareholders of the Company</b>		<b>2,943</b>	<b>3,319</b>	<b>2,285</b>	<b>3,336</b>
<b>Earnings per ordinary share (cents)</b>					
Basic	8	131.0	170.4	n/a	n/a
Diluted	8	129.6	162.2	n/a	n/a
<b>Dividend per ordinary share (cents)</b>	7	<b>102</b>	<b>136</b>	<b>102</b>	<b>136</b>

The notes appearing on pages 76 to 183 form an integral part of these financial statements.

The results of 2009 include the following items:

- Tax on New Zealand Conduits (\$196 million after tax) Company (nil).
- Transformation costs associated with an organisational transformation (\$17 million after tax, tax expense: \$7 million). Company (\$2 million after tax, tax expense: \$1 million).
- New Zealand investor settlement on ING Diversified Yield Fund and ING Regular Income Fund (\$121 million after tax, tax expense: \$52 million) Company (nil).
- Restructuring costs associated with the implementation of a new "One ANZ" business model (\$83 million after tax, tax expense: \$35 million). Company (\$72 million after tax, tax expense: \$31 million).

The results of 2008 include the following items:

- Gain arising from the allocation of shares in Visa Inc. measured at fair value (\$248 million after tax, tax expense: \$105 million). Company (\$174 million after tax, tax expense: \$105 million).
- Transformation costs associated with an organisational transformation (\$152 million after tax, tax expense: \$66 million). Company (\$127 million after tax, tax expense: \$54 million).
- An expense associated with a write-down of an intangible asset relating to Origin Australia, reflecting the winding back of the mortgage manager business model (\$24 million loss after tax, tax expense \$10 million). Group and Company.
- Additional adjustment relating to restatement of deferred tax assets following the change in New Zealand company tax rate (\$1 million after tax) Company (nil).

## BALANCE SHEETS AS AT 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		Sep 09 \$m	Sep 08 \$m	Sep 09 \$m	Sep 08 \$m
<b>Assets</b>					
Liquid assets	9	25,317	25,030	20,199	18,081
Due from other financial institutions	10	4,985	9,862	3,236	8,573
Trading securities	11	30,991	15,177	27,410	12,846
Derivative financial instruments	12	37,404	36,941	33,001	33,298
Available-for-sale assets	13	16,575	17,480	13,554	15,103
Net loans and advances	14	332,007	334,554	256,008	236,124
Customer's liability for acceptances		13,762	15,297	13,739	15,262
Due from controlled entities		-	-	45,471	26,661
Shares in controlled entities	17	-	-	8,522	9,144
Shares in associates and joint venture entities	17	4,565	4,375	761	869
Current tax assets	18	693	809	601	680
Deferred tax assets	18	503	357	446	239
Goodwill and other intangible assets <sup>1</sup>	19	3,896	3,741	829	623
Other assets	20	4,227	5,078	2,749	3,352
Premises and equipment	21	2,062	1,592	1,449	1,005
<b>Total assets</b>		<b>476,987</b>	<b>470,293</b>	<b>427,975</b>	<b>381,860</b>
<b>Liabilities</b>					
Due to other financial institutions		19,924	20,092	16,974	18,001
Deposits and other borrowings	22	294,370	283,966	227,300	203,328
Derivative financial instruments	12	36,516	31,927	33,168	31,455
Liability for acceptances		13,762	15,297	13,739	15,262
Due to controlled entities		-	-	42,336	17,469
Current tax liabilities	23	99	61	61	2
Deferred tax liabilities	23	111	149	90	145
Payables and other liabilities	24	7,775	9,443	6,006	6,851
Provisions	25	1,312	1,217	905	908
Bonds and notes	26	57,260	67,323	46,033	52,071
Loan Capital	27	13,429	14,266	11,885	12,776
<b>Total liabilities</b>		<b>444,558</b>	<b>443,741</b>	<b>398,497</b>	<b>358,268</b>
<b>Net Assets</b>		<b>32,429</b>	<b>26,552</b>	<b>29,478</b>	<b>23,592</b>
<b>Shareholders' equity</b>					
Ordinary share capital	28	19,151	12,589	19,151	12,589
Preference share capital	28	871	871	871	871
Reserves	29	(1,787)	(742)	(494)	(75)
Retained earnings	29	14,129	13,772	9,950	10,207
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company		32,364	26,499	29,478	23,592
Minority interests	30	65	62	-	-
<b>Total equity</b>		<b>32,429</b>	<b>26,552</b>	<b>29,478</b>	<b>23,592</b>
Commitments	43				
Contingent liabilities	44				

The notes appearing on pages 76 to 183 form an integral part of these financial statements.

1 Excludes national goodwill in equity accounted entities.

## STATEMENTS OF RECOGNISED INCOME AND EXPENSE FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Items recognised directly in equity<sup>1</sup></b>					
Currency translation adjustments	29	(909)	393	(283)	254
Exchange differences on translation of foreign operations taken to equity					
Available-for-sale assets					
Valuation gain/(loss) taken to equity	29	29	(305)	20	(272)
Cumulative (gain)/loss transferred to the income statement		18	60	18	63
Transfer on step acquisition of associate		-	60	-	60
Cash flow hedges					
Valuation gain/(loss) taken to equity	29	(106)	(39)	(97)	(34)
Transferred to income statement for the year		(63)	(35)	(63)	5
Actuarial gain/(loss) on defined benefit plans	45	(124)	(79)	(113)	(60)
Adjustment on step acquisition of associate		-	1	-	-
Net (loss)/income recognised directly in equity		(1,155)	56	(518)	16
Profit for the year		2,945	3,327	2,285	3,336
Total recognised income and expense for the year		1,790	3,383	1,767	3,352
Total recognised income and expense for the year attributable to minority interests		2	8	-	-
Total recognised income and expense for the year attributable to shareholders of the Company		1,788	3,375	1,767	3,352

The notes appearing on pages 76 to 183 form an integral part of these financial statements.

1 These items are disclosed net of tax (refer note 6).

## CASH FLOW STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Cash flows from operating activities</b>					
Interest received		26,795	32,189	21,245	23,341
Dividends received		49	84	156	304
Fee income received		2,799	2,696	2,071	1,953
Other income received		1,192	692	1,847	70
Interest paid		(17,354)	(24,186)	(14,503)	(17,852)
Personnel expenses paid		(3,652)	(3,156)	(2,736)	(2,256)
Premises expenses paid		(503)	(465)	(362)	(324)
Other operating expenses paid		(1,161)	(1,284)	(1,457)	(1,101)
Net cash paid on settlement of derivatives		(7,754)	(1,628)	(7,936)	(796)
Income taxes paid					
Australia		(851)	(2,006)	(845)	(2,002)
Overseas		(439)	(464)	(78)	(38)
Goods and services tax paid		(29)	(10)	5	18
(Increase)/decrease in operating assets:					
Liquid assets – greater than three months		2,253	(4,692)	2,427	(3,620)
Due from other financial institutions – greater than three months		1,402	(739)	1,032	(674)
Trading Securities		(15,971)	31	(14,491)	501
Loans and advances		(1,897)	(46,855)	(23,162)	(37,813)
Net intra-group loans and advances		-	-	6,412	2,222
Increase/(decrease) in operating liabilities					
Deposits and other borrowings		12,601	49,796	26,171	43,503
Due to other financial institutions		(168)	976	(1,027)	761
Payables and other liabilities		(994)	(1,189)	259	(3,146)
<b>Net cash (used in)/provided by operating activities</b>	37(a)	(3,682)	(210)	(4,972)	3,051
<b>Cash flows from investing activities</b>					
Net decrease/(increase)					
Available-for-sale assets					
Purchases		(30,960)	(30,228)	(28,206)	(28,555)
Proceeds from sale or maturity		31,559	26,914	29,480	25,189
Controlled entities and associates					
Purchased (net of cash acquired)		(263)	(450)	(231)	(291)
Proceeds from sale (net of cash disposed)		15	128	15	113
Premises and equipment					
Purchases		(709)	(559)	(211)	(396)
Proceeds from sale		27	98	8	10
Other		(50)	(1,333)	(704)	(1,134)
<b>Net cash (used in)/provided by investing activities</b>		(401)	(5,430)	151	(5,064)
<b>Cash flows from financing activities</b>					
Net increase/(decrease)					
Bonds and notes					
Issue proceeds		20,417	29,200	16,297	22,545
Redemptions		(20,648)	(21,091)	(14,009)	(17,319)
Loan capital					
Issue proceeds		1,287	3,823	1,242	2,851
Redemptions		(1,344)	(1,975)	(1,344)	(1,455)
Dividends paid		(697)	(46)	(664)	-
Share capital issues		4,680	67	4,680	67
<b>Net cash (used in)/provided by financing activities</b>		3,695	9,978	6,202	6,689
<b>Net cash (used in)/provided by operating activities</b>		(3,682)	(210)	(4,972)	3,051
<b>Net cash (used in)/provided by investing activities</b>		(401)	(5,430)	151	(5,064)
<b>Net cash (used in)/provided by financing activities</b>		3,695	9,978	6,202	6,689
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>		(388)	4,338	1,381	4,676
Cash and cash equivalents at beginning of period		23,487	19,074	17,156	12,040
Foreign currency translation		(294)	75	(486)	440
<b>Cash and cash equivalents at end of period</b>	37(b)	22,805	23,487	18,051	17,156

The notes appearing on pages 76 to 103 form an integral part of these financial statements.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies

The financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company or the Parent entity) and its controlled entities (the Group) for the year ended 30 September 2009 was authorised for issue in accordance with the resolution of the directors on 5 November, 2009.

The principal accounting policies adopted in the preparation of the financial report are set out below. These policies have been consistently applied by all consolidated entities and to all periods presented in the consolidated financial report.

## A) BASIS OF PREPARATION

## i) Statement of compliance

The financial report of the Company and Group is a general purpose financial report which has been prepared in accordance with the accounts provisions of the Banking Act 1959 (as amended), Australian Accounting Standards (AASs), Australian Accounting Standards Board (AASB) Interpretations, other authoritative pronouncements of the AASB, and the Corporations Act 2001.

International Financial Reporting Standards (IFRS) are Standards and Interpretations adopted by the International Accounting Standards Board (IASB). IFRS forms the basis of AASs and Interpretations issued by the AASB. The Group's application of AASs and Interpretations ensures that the consolidated financial report of the Group and the financial report of the Company comply with IFRS.

## ii) Use of estimates and assumptions

The preparation of the financial report requires the use of management judgement, estimates and assumptions that affect reported amounts and the application of policies. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable. Actual results may differ from these estimates. Discussion of the critical accounting treatments, which include complex or subjective decisions or assessments, are covered in note 2. Such estimates may require review in future periods.

## iii) Basis of measurement

The financial report has been prepared in accordance with the historical cost basis except that the following assets and liabilities are stated at their fair value:

- derivative financial instruments, including in the case of fair value hedging (refer note 1 (E)(ii)) the fair value of any applicable underlying exposure;
- assets treated as available-for-sale;
- financial instruments held for trading;
- assets and liabilities designated at fair value through profit and loss; and
- defined benefit plan assets and liabilities.

## iv) Changes in accounting policy and early adoptions

AASB 8 Operating Segments has been early adopted by the Group for the 2009 financial year. AASB 8 replaces AASB 114 Segment Reporting and requires the use of a 'management approach' to segment reporting. Segment information is therefore presented on the same basis as that used for internal reporting purposes. Adoption of this standard and the restructure of the Group has resulted in a revision to the Group's reportable segments.

As goodwill is allocated by management to groups of cash-generating units (CGUs) on a segment level, the change in reportable segments has required a corresponding restructure of the Group's CGUs. Refer to additional information in note 2(vi) and note 36.

AASB 2007-3 Amendments to Australian Accounting Standards arising from AASB 8 makes consequential amendments to various standards which arise as a result of the issuance of AASB 8. This standard is required to be applied when an entity applies AASB 8 and as such this standard has also been early adopted in the current financial year.

AASB 2008-10 Amendments to Australian Accounting Standards – Reclassification of Financial Assets resulted in amendments to AASB 139 Financial Instruments: Recognition and Measurement permitting reclassification of Financial Assets in certain limited circumstances. This standard also resulted in amendments to AASB 7 Financial Instruments: Disclosure. The Group has applied this standard from 1 October 2008 and reclassified \$415 million of available-for-sale financial assets to loans and advances as at 1 November 2008. Refer to additional information in note 14.

Various AASB Interpretations became effective and thus applicable to the Group for the first time from 1 October 2008 with no material impact. These are as follows:

- AASB Interpretation 13 "Customer Loyalty Programmes" which requires the deferral of revenue associated with such programmes and the recognition over the redemption period. The Group offers such programmes through many of its credit card arrangements, however, a thorough review of the underlying arrangements has not resulted in any material adjustment as ANZ typically acts as an agent in these relationships.
- AASB Interpretation 14 "AASB 119 – The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their interaction" which provides guidance on the amount of surplus that can be recognised as an asset by an employer sponsor of a defined benefit scheme. No adjustment has resulted from applying this guidance.
- AASB Interpretation 16 "Hedges of a Net Investment in a Foreign Operation" clarifies certain aspects of hedge accounting for net investments in foreign operations. The Group's existing hedges are in compliance with the requirements thus no adjustment was required.

There has been no other change in accounting policy during the year.

## v) Rounding

The Parent entity is an entity of the kind referred to in Australian Securities and Investments Commission class order 98/100 dated 10 July 1998 (as amended). Consequently, amounts in the financial report have been rounded to the nearest million dollars, except where otherwise indicated.

## vi) Comparatives

Certain amounts in the comparative information have been reclassified to conform with current period financial statement presentations.

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

### vii) Principles of consolidation

#### Subsidiaries

The financial statements consolidate the financial statements of the Company and all its subsidiaries where it is determined that there is a capacity to control.

Where subsidiaries have been sold or acquired during the year, their operating results have been included to the date of disposal or from the date of acquisition.

Control means the power to govern, directly or indirectly, the financial and operating policies of an entity so as to obtain benefits from its activities. All the facts of a particular situation are considered when determining whether control exists. Control is usually present when an entity has:

- power over more than one-half of the voting rights of the other entity; or
- power to govern the financial and operating policies of the other entity; or
- power to appoint or remove the majority of the members of the board of directors or equivalent governing body; or
- power to cast the majority of votes at meetings of the board of directors or equivalent governing body of the entity.

In addition, potential voting rights that are presently exercisable or convertible are taken into account in determining whether control exists.

In relation to special purpose entities, control is deemed to exist where:

- in substance, the majority of the residual risks and rewards from their activities accrue to the Group; or
- in substance, the Group controls decision making powers so as to obtain the majority of the risks and rewards from their activities.

Further detail on special purpose entities is provided in note 2(i).

#### Associates and joint ventures

The Group adopts the equity method of accounting for associates and the Group's interest in joint venture entities.

The Group's share of results of associates and joint venture entities is included in the consolidated income statement. Shares in associates and joint venture entities are carried in the consolidated balance sheet at cost plus the Group's share of post-acquisition net assets. Interests in associates and joint ventures are reviewed for any indication of impairment at least at each reporting date. This impairment review may use a discounted cash flow methodology and other methodologies to determine the reasonableness of the valuation, including the multiples of earnings methodology.

In the Company's financial statements, investments in associates and joint venture entities are carried at cost.

### viii) Foreign currency translation

#### Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of each of the Group's entities are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the functional currency).

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency.

#### Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets and liabilities resulting from foreign currency transactions are subsequently translated at the spot rate at reporting date.

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report, are recognised in the income statement in the period in which they arise.

Translation differences on non-monetary items, such as derivatives measured at fair value through profit or loss, are reported as part of the fair value gain or loss on these items.

Translation differences on non-monetary items measured at fair value through equity, such as equities classified as available-for-sale financial assets, are included in the available-for-sale reserve in equity.

#### Foreign operations

The results and financial position of all Group entities (none of which has the currency of a hyperinflationary economy), that have a functional currency different from the Group's presentation currency, are translated into the Group's presentation currency as follows:

- assets and liabilities of each foreign operation are translated at the rates of exchange ruling at balance date;
- revenue and expenses of each foreign operation are translated at the average exchange rate for the period, unless this average is not a reasonable approximation of the rate prevailing on transaction date, in which case revenue and expenses are translated at the exchange rate ruling at transaction date; and
- all resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve.

When a foreign operation is disposed, exchange differences are recognised in the income statement as part of the gain or loss on sale.

Goodwill arising on the acquisition of a foreign entity is treated as an asset of the foreign entity and translated at the rate ruling at balance date.

## B) INCOME RECOGNITION

### i) Interest income

Interest income is recognised as it accrues using the effective interest rate method.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial asset or financial liability and allocates the interest income or interest expense over the expected life of the financial asset or financial liability so as to achieve a constant yield on the financial asset or liability.

For assets subject to prepayment, expected life is determined on the basis of the historical behaviour of the particular asset portfolio, taking into account contractual obligations and prepayment experience assessed on a regular basis.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies (continued):

## ii) Fee and commission income

Fees and commissions received that are integral to the effective interest rate of a financial asset are recognised using the effective interest method. For example, loan commitment fees, together with related direct costs, are deferred and recognised as an adjustment to the effective interest rate on a loan once drawn. Commitment fees to originate a loan which is unlikely to be drawn down are recognised as fee income as the service is provided.

Fees and commissions that relate to the execution of a significant act (for example, advisory or arrangement services, placement fees and underwriting fees) are recognised when the significant act has been completed.

Fees charged for providing ongoing services (for example, maintaining and administering existing facilities) are recognised as income over the period the service is provided.

## iii) Dividend income

Dividends are recognised as revenue when the right to receive payment is established.

## iv) Leasing income

Finance income on finance leases is recognised on a basis that reflects a constant periodic return on the net investment in the finance lease.

## v) Gain or loss on sale of property, plant and equipment

The gain or loss on the disposal of premises and equipment is determined as the difference between the carrying amount of the assets at the time of disposal and the proceeds of disposal, and is recognised as an item of other income in the year in which the significant risks and rewards of ownership are transferred to the buyer.

## C) EXPENSE RECOGNITION

## i) Interest expense

Interest expense on financial liabilities measured at amortised cost is recognised in the income statement as it accrues using the effective interest rate method.

## ii) Loan origination expenses

Certain loan origination expenses are an integral part of the effective interest rate of a financial asset measured at amortised cost. These loan origination expenses include:

- fees and commissions payable to brokers in respect of originating lending business; and
- other expenses of originating lending business, such as external legal costs and valuation fees, provided these are direct and incremental costs related to the issue of a financial asset.

Such loan origination expenses are initially recognised as part of the cost of acquiring the financial asset and amortised as part of the expected yield of the financial asset over its expected life using the effective interest rate method.

## iii) Share-based compensation expense

The Group has various equity settled share-based compensation plans. These are described in note 46 and largely comprise the Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

## ANZ ordinary shares

The fair value of ANZ ordinary shares granted under the Employee Share Acquisition Plan is measured at grant date, using the one-day volume weighted average market price of ANZ shares. The fair value is expensed immediately when shares vest immediately or on a straight-line basis over the relevant vesting period.

## Share options

The fair value of share options is measured at grant date, using an option pricing model. The fair value is expensed on a straight-line basis over the relevant vesting period. This is recognised as an employee compensation expense with a corresponding increase in the share options reserve.

The option pricing model takes into account the exercise price of the option, the risk-free interest rate, the expected volatility of ANZ's ordinary share price and other factors. Market vesting conditions are taken into account in estimating the fair value.

## Performance rights

A Performance Right is a right to acquire a share at nil cost to the employee subject to satisfactorily meeting time and performance hurdles. Upon exercise, each Performance Right entitles the holder to one ordinary share in ANZ. The fair value of Performance Rights is determined at grant date using an option pricing model, taking into account market conditions. The fair value is expensed over the relevant vesting period. This is recognised as an employee expense with a corresponding increase in the share options reserve.

## Other adjustments

Subsequent to the grant of an equity-based award, the amount recognised as an expense is adjusted for vesting conditions other than market conditions so that, ultimately, the amount recognised as an expense is based on the number of equity instruments that eventually vest.

## iv) Lease payments

Leases entered into by the Group as lessee are predominantly operating leases, and the operating lease payments are recognised as an expense on a straight-line basis over the lease term.

## D) INCOME TAX

## i) Income tax expense

Income tax on earnings for the year comprises current and deferred tax and is based on the applicable tax law in each jurisdiction. It is recognised in the income statement as tax expense, except when it relates to items credited directly to equity, in which case it is recorded in equity, or where it arises from the initial accounting for a business combination, in which case it is included in the determination of goodwill.

## ii) Current tax

Current tax is the expected tax payable on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date, including any adjustment for tax payable in previous periods. Current tax for current and prior periods is recognised as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

1: Significant Accounting Policies (continued)

iii) Deferred tax

Deferred tax is accounted for using the comprehensive tax balance sheet method. It is generated by temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and their tax base.

Deferred tax assets, including those related to the tax effects of income tax losses and credits available to be carried forward, are recognised only to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the deductible temporary differences or unused tax losses and credits can be utilised.

Deferred tax liabilities are recognised for all taxable temporary differences, other than those relating to taxable temporary differences arising from goodwill. They are also recognised for taxable temporary differences arising on investments in controlled entities, branches, associates and joint ventures, except where the Group is able to control the reversal of the temporary differences and it is probable that temporary differences will not reverse in the foreseeable future. Deferred tax assets associated with these interests are recognised only to the extent that it is probable that the temporary difference will reverse in the foreseeable future and there will be sufficient taxable profits against which to utilise the benefits of the temporary difference.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the period(s) when the asset and liability giving rise to them are realised or settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted by the reporting date. The measurement reflects the tax consequences that would follow from the manner in which the Group, at the reporting date, recovers or settles the carrying amount of its assets and liabilities.

iv) Offsetting

Current and deferred tax assets and liabilities are offset only to the extent that they relate to income taxes imposed by the same taxation authority, there is a legal right and intention to settle on a net basis and it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.

E) ASSETS

Financial assets

i) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Trading securities are financial instruments acquired principally for the purpose of selling in the short-term or which are a part of a portfolio which is managed for short-term profit-taking. Trading securities are initially recognised and subsequently measured in the balance sheet at their fair value.

Derivatives that are neither financial guarantee contracts nor effective hedging instruments are carried at fair value through profit or loss. In addition, certain financial assets and liabilities are designated and measured at fair value through profit or loss where the following applies:

- doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets and liabilities, or recognising the gains or losses thereon, on different bases;
- a group of financial assets or financial liabilities or both is managed and its performance evaluated on a fair value basis; or
- the financial instrument contains an embedded derivative, unless the embedded derivative does not significantly modify the cash flows or it is clear, with little or no analysis, that it would not be separately recorded.

Changes in the fair value (gains or losses) of these financial instruments are recognised in the income statement in the period in which they occur.

Purchases and sales of trading securities are recognised on trade date.

ii) Derivative financial instruments

Derivative financial instruments are contracts whose value is derived from one or more underlying price, index or other variables. They include swaps, forward rate agreements, futures, options and combinations of these instruments.

Derivative financial instruments are entered into for trading purposes (including customer-related reasons), or for hedging purposes (where the derivative instruments are used to hedge the Group's exposures to interest rate risk, currency risk, price risk, credit risk and other exposures relating to non-trading positions).

Derivative financial instruments are recognised initially at fair value with gains or losses from subsequent measurement at fair value being recognised in the income statement. Included in the determination of the fair value of derivatives is a credit valuation adjustment to reflect the credit worthiness of the counterparty. The valuation adjustment is influenced by the mark-to-market of the derivative trades and by movement in credit spreads.

Where the derivative is designated and is effective as a hedging instrument, the timing of the recognition of any resultant gain or loss in the income statement is dependent on the hedging designation. These hedging designations and associated accounting are as follows:

Fair value hedge

Where the Group hedges the fair value of a recognised asset or liability or firm commitment, changes in the fair value of the derivative designated as a fair value hedge are recognised in the income statement. Changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk are reflected in adjustments to the carrying value of the hedged item, which are also recognised in the income statement.

Hedge accounting is discontinued when the hedge instrument expires or is sold, terminated, exercised or no longer qualifies for hedge accounting. The resulting adjustment to the carrying amount of the hedged item arising from the hedged risk is amortised to the income statement over the period to maturity of the hedged item.

If the hedged item is sold or repaid, the unamortised fair value adjustment is recognised immediately in the income statement.

Cash flow hedge

The Group designates derivatives as cash flow hedges where the instrument hedges the variability in cash flows of a recognised asset or liability, a foreign exchange component of a firm commitment or a highly probable forecast transaction. The effective portion of changes in the fair value of derivatives qualifying and designated as cash flow hedges is deferred to the hedging reserve, which forms part of shareholders' equity. Any ineffective portion is recognised immediately in the income statement. Amounts deferred in equity are recognised in the income statement in the period during which the hedged forecast transactions take place.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

When the hedging instrument expires, is sold, terminated, or no longer qualifies for hedge accounting, the cumulative amount deferred in equity remains in the hedging reserve, and is subsequently transferred to the income statement when the hedged item is recognised in the income statement.

When a forecast hedged transaction is no longer expected to occur, the amount deferred in equity is recognised immediately in the income statement.

*Net investment hedge*

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. The gain or loss from remeasuring the fair value of the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge is deferred in the foreign currency translation reserve in equity and the ineffective portion is recognised immediately in the income statement.

*Derivatives that do not qualify for hedge accounting*

All gains and losses from changes in the fair value of derivatives that are not designated in a hedging relationship but are entered into to manage the interest rate and foreign exchange risk of funding instruments are recognised in the income statement. Under certain circumstances, the component of the fair value change in the derivative which relates to current period realised and accrued interest is included in net interest income. The remainder of the fair value movement is included in other income.

*Set-off arrangements*

Fair value gains/losses arising from trading derivatives are not offset against fair value gains/losses on the balance sheet unless a legal right of set-off exists and there is an intention to net settle.

For contracts subject to master netting agreements that create a legal right of set-off for which only the net revaluation amount is recognised in the income statement, net unrealised gains on derivatives are recognised as part of other assets and net unrealised losses are recognised as part of other liabilities.

## iii) Available-for-sale financial assets

Available-for-sale assets comprise non-derivative financial assets which the Group designates as available-for-sale but which are not deemed to be held principally for trading purposes, and include equity investments, certain loans and advances, and quoted debt securities.

They are initially recognised at fair value plus transaction costs. Subsequent gains or losses arising from changes in fair value are included as a separate component of equity in the 'available-for-sale revaluation reserve'. When the asset is sold, the cumulative gain or loss relating to the asset is transferred to the income statement.

Where there is objective evidence of impairment on an available-for-sale asset, the cumulative loss related to that asset is removed from equity and recognised in the income statement, as an impairment expense for debt instruments or as non-interest income for equity instruments. If, in a subsequent period, the amount of an impairment loss relating to an available-for-sale debt instrument decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the impairment event, the loss is reversed through the income statement through the impairment expense line.

Purchases and sales of available-for-sale financial assets are recognised on trade date being the date on which the Group commits to purchase or sell the asset.

## iv) Net loans and advances

Net loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They arise when the Group provides money to a debtor with no intention of trading the loans and advances. The loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs that are directly attributable to the issue of the loan or advance. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method (refer note 1(B)(i)), unless specifically designated on initial recognition at fair value through profit or loss.

All loans are graded according to the level of credit risk.

Net loans and advances includes direct finance provided to customers such as bank overdrafts, credit cards, term loans, finance lease receivables and commercial bills.

*Impairment of loans and advances*

Loans and advances are reviewed at least at each reporting date for impairment.

Credit impairment provisions are raised for exposures that are known to be impaired. Exposures are impaired and impairment losses are recorded if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events that occurred after the initial recognition of the loan and prior to the reporting date, and that loss event, or events, has had an impact on the estimated future cash flows of the individual loan or the collective portfolio of loans that can be reliably estimated.

Impairment is assessed for assets that are individually significant (or on a portfolio basis for small value loans) and then on a collective basis for those exposures not individually known to be impaired.

Exposures that are assessed collectively are placed in pools of similar assets with similar risk characteristics. The required provision is estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit risk characteristics similar to those in the collective pool. The historical loss experience is adjusted based on current observable data such as changed economic conditions. The provision also takes account of the impact of inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.

The estimated impairment losses are measured as the difference between the assets' carrying amount and the estimated future cash flows discounted to their present value. As this discount unwinds during the period between recognition of impairment and recovery of the cash flow, it is recognised in interest income. The process of estimating the amount and timing of cash flows involves considerable management judgment. These judgments are reviewed regularly to reduce any differences between loss estimates and actual loss experience.

Impairment of capitalised acquisition expenses is assessed through comparing the actual behaviour of the portfolio against initial expected life assumptions.

The provision for impairment loss (individual and collective) is deducted from loans and advances in the balance sheet and the movement for the reporting period is reflected in the income statement.

When a loan is uncollectable, either partially or in full, it is written-off against the related provision for loan impairment. Unsecured facilities are normally written-off when they become 180 days past due or earlier in the event of the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation.

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

However a certain level of recoveries is expected after the write-off, which is reflected in the amount of the provision for credit losses. In the case of secured facilities, remaining balances are written-off after proceeds from the realisation of collateral have been received if there is a shortfall.

Where impairment losses recognised in previous periods have subsequently decreased or no longer exist, such impairment losses are reversed in the income statement.

A provision is also raised for off-balance sheet items such as loan commitments that are considered to be onerous.

### v) Lease receivables

Contracts to lease assets and hire purchase agreements are classified as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. All other lease contracts are classified as operating leases.

### vi) Repurchase agreements

Securities sold under repurchase agreements are retained in the financial statements where substantially all the risks and rewards of ownership remain with the Group, and a counterparty liability is disclosed under the classifications of due to other financial institutions or payables and other liabilities. The difference between the sale price and the repurchase price is accrued over the life of the repurchase agreement and charged to interest expense in the income statement.

Securities purchased under agreements to resell, where the Group does not acquire the risks and rewards of ownership, are recorded as receivables in liquid assets, net loans and advances, or due from other financial institutions, depending on the term of the agreement and the counterparty. The security is not included in the balance sheet. Interest income is accrued on the underlying loan amount.

Securities borrowed are not recognised in the balance sheet, unless these are sold to third parties, at which point the obligation to repurchase is recorded as a financial liability at fair value with fair value movements included in the income statement.

### vii) Derecognition

The Group enters into transactions where it transfers financial assets recognised on its balance sheet yet retains either all the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all, or substantially all, the risks and rewards are retained, the transferred assets are not derecognised from the balance sheet.

In transactions where substantially all the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, the Group derecognises the asset if control over the asset is lost. In transfers where control over the asset is retained, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset. The rights and obligations retained or created in the transfer are recognised separately as assets and liabilities as appropriate.

## Non-financial assets

### viii) Goodwill

Goodwill represents the excess of the purchase consideration over the fair value of the identifiable net assets of a controlled entity at the date of gaining control. Goodwill is recognised as an asset and not amortised, but assessed for impairment at least annually or more frequently if there is an indication that the goodwill may be impaired. This involves using the discounted cash flow (DCF) or the capitalisation of earnings methodology (CEM) to determine the expected future benefits of the cash-generating units. Where the assessment results in the goodwill balance exceeding the value of expected future benefits, the difference is charged to the income statement. Any impairment of goodwill may not be subsequently reversed.

### ix) Other intangible assets

Other intangible assets include costs incurred in acquiring and building software and computer systems ('software').

Software is amortised using the straight-line method over its expected useful life to the Group. The period of amortisation is between 3 and 5 years, except for certain core infrastructure projects where the useful life has been determined to be 7 years.

At each reporting date, software assets are reviewed for impairment. If any such indication exists, the recoverable amount of the assets are estimated and compared against the existing carrying value. Where the existing carrying value exceeds the recoverable amount, the difference is charged to the income statement.

Costs incurred in planning or evaluating software proposals, or in maintaining systems after implementation, are not capitalised.

### x) Premises and equipment

Premises and equipment are carried at cost less accumulated depreciation and impairment.

Borrowing costs incurred for the construction of qualifying assets (principally the new office building in Docklands area, Melbourne Australia) are capitalised during the period of time that is required to complete and prepare the asset for its intended use. The calculation of borrowing costs is based upon the Group's internal cost of capital.

Assets other than freehold land are depreciated at rates based upon their expected useful lives to the Group, using the straight-line method. The depreciation rates used for each class of asset are:

Buildings	1–1.5%
Building integrals	10%
Furniture & equipment	10%
Computer & office equipment	12.5%–33%

Leasehold improvements are amortised on a straight-line basis over the shorter of their useful lives or remaining terms of the lease.

At each reporting date, the carrying amounts of premises and equipment are reviewed for impairment. If any such indication exists, the recoverable amount of the assets are estimated and compared against the existing carrying value. Where the existing carrying value exceeds the recoverable amount, the difference is charged to the income statement. If it is not possible to estimate the recoverable amount of an individual asset, the Group estimates the recoverable amount of the cash generating unit to which the asset belongs.

A previously recognised impairment loss is reversed if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

## F) LIABILITIES

## Financial liabilities

## i) Deposits and other borrowings

Deposits and other borrowings include certificates of deposit, interest bearing deposits, debentures and other related interest bearing financial instruments. They are measured at amortised cost. The interest expense is recognised using the effective interest method.

## ii) Acceptances

Commercial bills accepted but not held in portfolio are accounted for as a liability with a corresponding contra asset. The liability is disclosed as liability for acceptances, and the asset is disclosed as Customer's liability for acceptances.

The Group's own acceptances discounted are held as part of the trading securities portfolio.

## iii) Bonds, notes and loan capital

Bonds, notes and loan capital are accounted for in the same way as deposits and other borrowings, except for those bonds and notes which are stated designated at fair value through profit or loss on initial recognition, with fair value movements recorded in the income statement.

## iv) Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for a loss it incurs because a specified debtor fails to make payments when due. Financial guarantees are issued in the ordinary course of business, consisting of letters of credit, guarantees and acceptances. Financial guarantees are initially recognised in the financial statements at fair value on the date the guarantee was given; typically this is the premium received. Subsequent to initial recognition, the Group's liabilities under such guarantees are measured at the higher of their amortised amount and the best estimate of the expenditure required to settle any financial obligation arising at the balance sheet date. These estimates are determined based on experience of similar transactions and the history of past losses.

## v) Derecognition

Financial liabilities are derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

## Non-financial liabilities

## vi) Employee benefits

## Leave benefits

The amounts expected to be paid in respect of employees' entitlements to annual leave are accrued at expected salary rates including on-costs. Expected future payments for long service leave are discounted using market yields at the reporting date on national government bonds with terms to maturity that match, as closely as possible, the estimated future cash outflows. Liability for long service leave is calculated and accrued for in respect of all applicable employees (including on-costs) using an actuarial valuation.

## Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes and also contributes, according to local law, in the various countries in which it operates, to government and other plans that have the characteristics of defined contribution schemes.

The Group's contributions to these schemes are recognised as an expense in the income statement when incurred.

## Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. The liability and expense related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme are calculated by independent actuaries.

A defined benefit liability is recognised to the extent that the present value of the defined benefit obligation of each scheme, calculated using the Projected Unit Credit Method, is greater than the fair value of each scheme's assets. Where this calculation results in a benefit to the Group, a defined benefit asset is recognised, which is capped at the recoverable amount. In each subsequent reporting period, ongoing movements in the defined benefit liability or asset carrying value is treated as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, interest cost, expected return on scheme assets, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) is recognised as an employee expense in the income statement;
- movements relating to actuarial gains and losses are recognised directly in retained earnings; and
- contributions incurred are recognised directly against the net defined benefit position.

## vii) Provisions

The Group recognises provisions when there is a present obligation, the future sacrifice of economic benefits is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation at reporting date. Where a provision is measured using the cash flows estimated to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.

## G) EQUITY

## i) Ordinary shares

Ordinary shares in the Company are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable issue costs.

## ii) Treasury shares

Shares in the Company which are purchased on-market by the ANZ Employee Share Acquisition Plan or issued by the Company to the ANZ Employee Share Acquisition Plan are classified as treasury shares (to the extent that they relate to unvested employee share-based awards) and deducted from share capital.

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

### iii) Minority interests

Minority interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests not owned directly or indirectly by the Company.

### iv) Reserves

#### Foreign currency translation reserve

As indicated in note 1(A)(viii), exchange differences arising on translation of the assets and liabilities of all Group entities are reflected in the foreign currency translation reserve. Any offsetting gains or losses on hedging these balances, together with any tax effect, are also reflected in this reserve.

#### Available-for-sale revaluation reserve

This reserve includes changes in the fair value of available-for-sale financial assets, net of tax. These changes are transferred to the income statement (in non-interest income) when the asset is derecognised. Where the asset is impaired, the changes are transferred to impairment expense in the income statement for debt instruments and in the case of equity instruments to non-interest income.

#### Cash flow hedging reserve

This reserve includes the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments.

#### Share-based payment reserves

Share-based payment reserves include the share options reserve and other equity reserves which arise on the recognition of share-based compensation expense (see note 1(C)(iii)).

## H) PRESENTATION

### i) Offsetting of income and expenses

Income and expenses are not offset unless required or permitted by an accounting standard. At the Group level, this generally arises in the following circumstances:

- where transaction costs form an integral part of the effective interest rate of a financial instrument which is measured at amortised cost, these are offset against the interest income generated by the financial instrument; or
- where gains and losses relating to fair value hedges are assessed as being effective; or
- where gains and losses arise from a group of similar transactions, such as foreign exchange gains and losses.

### ii) Offsetting assets and liabilities

Assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheet only where there is:

- a current enforceable legal right to offset the asset and liability; and
- an intention to settle on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

### iii) Cash and cash equivalents

For cash flow statement presentation purposes, cash and cash equivalents includes cash on hand, deposits held at call with other financial institutions, other short-term, highly liquid investments with original terms to maturity of three months or less that are readily convertible to cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value.

### iv) Segment reporting

A segment is a distinguishable component of the Group that is engaged either in providing products or services (business segment), or in providing products or services within a particular economic environment (geographical segment), that is subject to risks and returns that are different from those of other business or geographical segments.

### v) Goods and services tax

Income, expenses and assets are recognised net of the amount of goods and services tax (GST), except where the amount of GST incurred is not recoverable from the Australian Tax Office (ATO). In these circumstances the GST is recognised as part of the cost of acquisition of the asset or as part of the expense.

Receivables and payables are stated with the amount of GST included. The net amount of GST recoverable from or payable to the ATO is included as an other asset or liability in the balance sheet.

Cash flows are included in the cash flow statement on a gross basis. The GST components of cash flows arising from investing and financing activities which are recoverable from or payable to the ATO are classified as operating cash flows.

## I) OTHER

### i) Contingent liabilities

A contingent liability is a liability of sufficient uncertainty that it does not qualify for recognition as a provision.

Further disclosure is made in note 44 where the above requirements are not met, but there is a possible obligation that is higher than remote. Specific details of the nature of the contingent liability are provided and, where practicable, an estimate of its financial effect. Alternatively, where no disclosure is made of its financial effect because it is not practicable to do so, a statement to that effect.

### ii) Earnings per share

Basic earnings per share is calculated by dividing net profit after tax applicable to equity holders of the Company, excluding any costs of servicing other equity instruments, by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the financial year.

Diluted earnings per share adjusts the figures used in the determination of basic earnings per share to take into account the after income tax effective interest and other financing costs associated with dilutive potential ordinary shares and the weighted average number of additional ordinary shares that would have been outstanding assuming the conversion of all dilutive potential ordinary shares.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

## iii) Accounting Standards and Interpretations not early adopted

The following standards and amendments were available for early adoption but have not been applied by the Group in these financial statements. The Group does not intend to apply any of the pronouncements until their effective date.

AASB amendment/ standard/ interpretation	Possible impact on the Company and the Group's financial report in period of initial adoption	Application date for the Group
AASB 3 Business Combinations (revised)	<p>This standard makes changes to certain aspects of accounting for business combinations including:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ Transaction costs associated with a business combination are immediately expensed, unless the cost relates to issuing debt or equity securities; and</li> <li>■ Contingent consideration must be recognised at its fair value at acquisition date and classified as a liability or equity. If the contingent consideration is classified as a liability, subsequent changes in that liability are recognised in profit or loss. If classified as equity, it is not remeasured in subsequent periods.</li> </ul> <p>The revised standard will apply to future reporting periods and the impact will depend upon the nature of acquisitions undertaken.</p>	1 October 2009
AASB 101 Presentation of Financial Statements (revised)	<p>The main change made by this standard is the specification of a new structure for financial statements under which:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ The "balance sheet" will revert to its former title "statement of financial position" and the "cash flow statement" will revert to its former title "statement of cash flows";</li> <li>■ A "statement of comprehensive income" will be required showing revenues and expenses recognised in profit or loss and directly against equity. Alternatively, an income statement may be presented showing revenues and expenses recognised in profit or loss and, separately, a statement of comprehensive income showing net profit or loss and revenues and expenses recognised directly in equity; and</li> <li>■ A "statement of changes in equity" showing total comprehensive income, transactions with owners in their capacity as owners and the effect of retrospective applications or restatements.</li> </ul> <p>The application of this standard is not expected to have a material impact of the financial results or position of the Company or the Group as this standard is only concerned with disclosure.</p>	1 October 2009
AASB 123 Borrowing Costs (revised)	<p>The amendments to this standard remove the option to expense all borrowing costs and require the capitalisation of all borrowing costs directly attributable to the acquisition, construction or production of a qualifying asset. There is no significant impact expected to the Company or Group on application of this standard as the Company and Group currently capitalises borrowing costs on any significant qualifying assets.</p>	1 October 2009
AASB 127 Consolidated and Separate Financial Statements (revised)	<p>The standard makes changes to certain aspects of accounting for non-controlling interests (currently referred to as a 'minority interests'). For example, total comprehensive income must be attributed to the owners of the parent and to the non-controlling interests even if this results in the controlling interests having a deficit balance.</p> <p>Requirements have been added to clarify that changes in a parent's ownership interest in a subsidiary that do not result in the loss of control of a subsidiary are recognised directly in equity. When loss of control of a subsidiary occurs, any gain or loss arising from this event is recognised in profit or loss and the investment retained in the former subsidiary is measured at its fair value at the date control is lost.</p> <p>The amendments regarding minority interests are not expected to have a material impact on the Group's financial results or position as minority interests are not material to the Group.</p> <p>The amendments regarding accounting for changes in a parent's ownership interest in a subsidiary are not expected to have a material impact on the Company as these types of changes occur relatively infrequently for the Company and normally involve amounts which are not material to the Company.</p>	1 October 2009
AASB 2007-6 Amendments to Australian Accounting Standards arising from AASB 123	<p>This standard makes consequential amendments to a number of Australian Accounting Standards arising from revised AASB 123 Borrowing Costs. No material impact on the Company or the Group is expected.</p>	1 October 2009



## 1: Significant Accounting Policies (continued)

## iii) Accounting Standards and Interpretations not early adopted (continued)

AASB amendment/ standard/ interpretation	Possible impact on the Company and the Group's financial report in period of initial adoption	Application date for the Group
AASB 2007-8 Amendments to Australian Accounting Standards arising from AASB 101	This standard makes technical amendments to a number of Australian Accounting Standards arising from revised AASB 101 Presentation of Financial Statements. No material impact on the Company or the Group is expected.	1 October 2009
AASB 2008-1 Amendments to Australian Accounting Standard – Share-based Payments: Vesting Conditions and Cancellations	This standard clarifies that vesting conditions only include service and performance conditions. The application of this standard is not expected to have an impact of the financial results of the Company or the Group as the treatment of vesting conditions under the Group's existing share-based plans is clear.	1 October 2009
AASB 2008-2 Amendments to Australian Accounting Standards – Puttable Financial Instruments and Obligations arising on Liquidation	This standard defines puttable instruments and requires puttable instruments with certain characteristics to be classified as equity.  The application of this standard is not expected to have an impact on the financial position of the Company or the Group as the Group or Company has not issued, nor expects to issue, puttable instruments with characteristics covered by the standard.	1 October 2009
AASB 2008-3 Amendments to Australian Accounting Standards arising from AASB 3 and AASB 127	This standard makes technical amendments to a number of Australian Accounting Standards arising from revised AASB 3 Business Combinations and AASB 127 Consolidated and Separate Financial Statements. No material impact on the Company or the Group is expected.	1 October 2009
AASB 2008-5 Amendments to Australian Accounting Standards arising from the Annual Improvements Project	This standard makes amendments to 25 standards that result in terminology or editorial changes to standards as well as presentation, recognition and measurement changes to certain standards. Most of the amendments are of a technical or clarifying nature and are not expected to have a material impact on the Company or the Group.	1 October 2009
AASB 2008-6 Further Amendments to Australian Accounting Standards arising from the Annual Improvements Project	This standard amends AASB 1 First-time Adoption of Australian Equivalent to International Financial Reporting Standards to require a first-time adopter to apply AASB 1 27 Consolidated and Separate Financial Statements (as amended in July 2008) prospectively from the date of transition to Australian equivalents to IFRSs.  An amendment has also been made to AASB 5 Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations to require an entity that is committed to a sale plan involving loss of control of a subsidiary to classify all the assets and liabilities of that subsidiary as held for sale when specified criteria are met, regardless of whether the entity will retain a non-controlling interest in its former subsidiary after the sale.  No material impact on the Company or the Group is expected as a result of these amendments.	1 October 2009

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

## iii) Accounting Standards and Interpretations not early adopted (continued)

AASB amendment/ standard/ interpretation	Possible impact on the Company and the Group's financial report in period of initial adoption	Application date for the Group
AASB 2008-7 Amendments to Australian Accounting Standards – Cost of an Investment in a Subsidiary, Jointly Controlled Entity or Associate	<p>This standard amends AASB 1 First-time Adoption of Australian Equivalents to International Financial Reporting Standards to allow first-time adopters, in their separate financial statements, to use a deemed cost option for determining the cost of an investment in a subsidiary, jointly controlled entity or associate.</p> <p>AASB 118 Revenue has been amended to remove the requirement to deduct dividends declared out of pre-acquisition profits from the cost of an investment in a subsidiary, jointly controlled entity or associate.</p> <p>AASB 127 Consolidated and Separate Financial Statements has been amended to require, in certain circumstances, a new parent entity established in a group reorganisation to measure the cost of its investment at the carrying amount of the share of equity items shown in the separate financial statements of the original parent at the date of the reorganisation.</p> <p>AASB 136 Impairment of Assets has been amended to include, as an impairment indicator, recognising a dividend from a subsidiary, jointly controlled entity or associate, together with other evidence.</p> <p>Consequential amendments have also been made to AASB 121 The Effects of Foreign Exchange Rates.</p> <p>The amendments are not expected to have a material impact on the Company or the Group.</p>	1 October 2009
AASB 2008-8 Amendments to Australian Accounting Standards – Eligible Hedged Items	<p>This standard clarifies the effect of using options as hedging instruments and the circumstances in which inflation risks can be hedged.</p> <p>The above amendments are not expected to have a material impact as the Company or Group does not have hedges involving these types of items.</p>	1 October 2009
AASB 1039 Concise Financial Reports	<p>AASB 1039 has been revised to achieve consistency with the terminology and descriptions of financial statements used in AASB 101 Presentation of Financial Statements (effective for the Group on 1 October 2009) and to achieve consistency with the disclosure requirements for segments in AASB 8 Operating Segments (effective for the Group on 1 October 2009).</p> <p>The above amendments are not expected to have a material impact as the Group no longer issues a concise financial report.</p>	1 October 2009
Interpretation 17 Distribution of Non-cash Assets to Owners	<p>AASB Interpretation 17 applies to situations where an entity pays dividends by distributing non-cash assets to its shareholders. These distributions will need to be measured at fair value and the entity will need to recognise the difference between the fair value and the carrying amount of the distributed assets in the income statement on distribution. The interpretation further clarifies when a liability for the dividend must be recognised and that it is also measured at fair value.</p> <p>No material impact on the Company or Group is expected.</p>	1 October 2010
AASB 2008-13 Amendments to Australian Accounting Standards arising from Interpretation 17 Distributions of Non-cash Assets to owners	<p>This standard makes consequential amendments resulting from the issuance of Interpretation 17.</p> <p>No material impact on the Company or Group is expected.</p>	1 October 2010
AASB 2009-2 Amendments to Australian Accounting Standards – Improving Disclosures about Financial Instruments	<p>This standard improves the disclosures about financial instruments.</p> <p>No material impact on the Company or Group is expected as the amendments relate to disclosure matters.</p>	1 October 2009

## 1: Significant Accounting Policies (continued)

## iii) Accounting Standards and Interpretations not early adopted (continued)

AASB amendment/ standard/ interpretation	Possible impact on the Company and the Group's financial report in period of initial adoption	Application date for the Group
AASB 2009-3 Amendments to Australian Accounting Standards – Embedded Derivatives	This standard clarifies the treatment of certain embedded derivatives. No material impact on the Company or Group is expected.	1 October 2009
AASB 2009-4 Amendments to Australian Accounting Standards arising from the Annual Improvements Project	This standard makes editorial amendments to standards from the Annual Improvements Project. No material impact on the Company or Group is expected as the amendments are of a technical nature.	1 October 2010
AASB 2009-5 Further Amendments to Australian Accounting Standards arising from the Annual Improvements Project	This standard makes editorial amendments to standards from the Annual Improvements Project. No material impact on the Company or Group is expected as the amendments are of a technical nature.	1 October 2010
AASB 2009-6 Amendments to Australian Accounting Standards	This standard makes editorial amendments to standards and interpretations as a result of the issuance of revised AASB 101 Presentation of Financial Statements. No material impact on the Company or Group is expected as the amendments are of a technical nature.	1 October 2009
AASB 2009-7 Amendments to Australian Accounting Standards	This standard makes editorial amendments to standards and an interpretation. No material impact on the Company or Group is expected as the amendments are of a technical nature.	1 October 2009
AASB 2009-8 Amendments to Australian Accounting Standards – Group Cash-settled Share-based Payment Transactions	This standard clarifies the treatment of group cash-settled share-based payment transactions. No material impact is expected as the Company and Group does not have cash-settled share-based payment transactions.	1 October 2010



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 2: Critical Estimates and Judgements Used in Applying Accounting Policies

The Group prepares its consolidated financial statements in accordance with policies which are based on Australian Accounting Standards (AAS), other authoritative accounting pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB), AASB Interpretations and the Corporations Act 2001. This involves the Group making estimates and assumptions that affect the reported amounts within the financial statements. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. All material changes to accounting policies and estimates and the application of these policies and judgements are approved by the Audit Committee of the Board.

A brief explanation of critical estimates and judgements, and their impact on the Group, follows:

## Critical Accounting Estimates and Assumptions

## Provisions for credit impairment

The accounting policy, as explained in note 1(E)(iv), relating to measuring the impairment of loans and advances, requires the Group to assess impairment at least at each reporting date. The credit provisions raised (individual and collective) represent management's best estimate of the losses incurred in the loan portfolio at balance date based on experienced judgement.

The collective provision is estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit characteristics similar to those in the collective pool. The historical loss experience is adjusted based on current observable data and events and an assessment of the impact of model risk. The provision also takes into account the impact of large concentrated losses within the portfolio and the economic cycle.

The use of such judgements and reasonable estimates is considered by management to be an essential part of the process and does not impact on reliability.

Individual provisioning is applied when the full collectibility of one of the Group's loans is identified as being doubtful.

Individual and collective provisioning is calculated using discounted expected future cash flows. The methodology and assumptions used for estimating both the amount and timing of future cash flows are revised regularly to reduce any differences between loss estimates and actual loss experience.

## Critical judgements in applying the entity's accounting policies

## i) Special purpose and off-balance sheet entities

The Group may invest in or establish special purpose entities (SPEs) to enable it to undertake specific types of transactions. The main types of these SPEs are securitisation vehicles, structured finance entities, and entities used to sell credit protection.

Where the Group has established SPEs which are controlled by the Group, these are consolidated in the Group's financial statements.

The Group does not consolidate SPEs that it does not control in accordance with the Group's policy outlined in note 1(A)(vii). As it can be complex to determine whether the Group has control of an SPE, the Group makes judgements about its exposure to the risks and rewards, as well as about its ability to make operational decisions for the SPE in question.

## ii) Significant joint ventures

The Group adopts the equity accounting method for its 49% interest in the joint ventures:

- ING Australia Limited (INGA); and
- ING (NZ) Holdings Limited (ING NZ).

As at 30 September 2009, the carrying amount of the Group's investment in INGA was \$1,649 million (Sep 2008: \$1,589 million) and in ING NZ was \$204 million (Sep 2008: \$178 million).

The carrying value of these investments is subject to an annual impairment test to ensure that their carrying value does not exceed recoverable amount at balance sheet date. Any excess of carrying value over recoverable amount is taken to the income statement as an impairment write-down.

The table below summarises the main types of SPEs with which the Group is involved, the reason for their establishment, and the control factors associated with ANZ's interest in them. Although there may be some indicators of control, ANZ does not bear the majority of residual risks and rewards of the SPEs. Therefore they are not consolidated.

Type of SPE	Reason for establishment	Control factors
Securitisation vehicles	Securitisation is a financing technique whereby assets are transferred to an SPE which funds the purchase by issuing securities. This enables ANZ (in the case where transferred assets originate within ANZ) or customers to increase diversity of funding sources.	ANZ may manage these securitisation vehicles, service assets in the vehicle or provide liquidity or other support. ANZ retains the risks associated with the provision of these services. For any SPE which is not consolidated, credit and market risks associated with the underlying assets are not retained or assumed by ANZ except to the limited extent that ANZ provides arm's length services and facilities.
Structured finance entities	These entities are set up to assist with the structuring of client financing. The resulting lending arrangements are at arms length and ANZ typically has limited ongoing involvement with the entity.	ANZ may manage these vehicles, hold minor amounts of capital, provide financing or derivatives.
Credit protection	The special purpose entities in this category are created to allow ANZ to purchase credit protection.	ANZ may manage these vehicles.

Refer to additional information in relation to special purpose and off-balance sheet entities in section 4 of the Financial Information (unaudited), page 193.

## 2: Critical Estimates and Judgements Used in Applying Accounting Policies (continued)

A valuation of the Group's investment in INGA and ING NZ, based on a value-in-use methodology, was performed as part of the planned acquisition of the remaining interest in these entities (refer note 50). The review concluded that the estimated recoverable amount of the investments based on a discounted cash flow approach (which may differ from a fair value assessment) exceeded their carrying amount and accordingly no write-down was required. Changes in the assumptions upon which these valuations were based, together with changes in future cash flows, could materially impact the valuation undertaken.

### iii) Significant Associates

The carrying values of all significant investments in associates (as disclosed in note 39) are subject to an annual recoverable amount test. This assessment involves ensuring that the investment's fair value less costs to sell or its value in use is greater than its carrying amount. Judgement is applied when determining the assumptions supporting these calculations. This exercise resulted in the recognition of an impairment charge of \$25 million in relation to the Group's investment in Saigon Securities Inc. (SSI).

As at 30 September 2009, the Group reviewed all investments in associates against the following impairment indicators:

- actual financial performance against budgeted financial performance;
- any material unfavourable operational factors and regulatory factors;
- any material unfavourable economic outlook and market competitive factors;
- carrying value against market value (supported by third-party broker valuation); and
- carrying value against market capitalisation (for listed investments).

Where appropriate, additional potential impairment indicators are reviewed which are more specific to the respective investment.

As at 30 September 2009 no impairment of associates was identified as a result of either the review of impairment indicators listed above or the recoverable amount test performed on longer term investments, beyond the impairment charge in relation to SSI.

### iv) Available-for-sale financial assets

The accounting policy for impairment of available-for-sale financial assets, as explained in note 1 (E)(iii), requires the Group to assess whether there is objective evidence of impairment. This requires judgement when considering whether such evidence exists and if so, in reliably determining the impact of such events on the estimated cash flows of the asset.

### v) Financial Instruments at Fair Value

A significant portion of financial instruments are carried on the balance sheet at fair value.

The best evidence of fair value is a quoted price in an active market. Accordingly, wherever possible fair value is based on quoted market prices for the financial instrument. In the event that there is no active market for the instrument, fair values are based on present value estimates or other market accepted valuation techniques.

The majority of valuation techniques employ only observable market data, however, for certain financial instruments the fair value cannot be determined with reference to current market transactions or valuation techniques whose variables only include data from observable markets.

In respect of the valuation component where market observable data is not available, the fair value is determined using data derived and extrapolated from market data and tested against historic transactions and observed market trends. These valuations are based upon assumptions established by application of professional judgement to analyse the data available to support each assumption. Changing the assumptions changes the resulting estimate of fair value.

The valuation models incorporate the impact of factors that would influence the fair value determined by a market participant. Principal inputs used in the determination of fair value of financial instruments based on valuation techniques include data inputs such as statistical data on delinquency rates, foreclosure rates, actual losses, counterparty credit spreads, recovery rates, implied default probabilities, credit index tranche prices and correlation curves.

The majority of outstanding derivative positions are transacted over-the-counter and therefore need to be valued using valuation techniques. Included in the determination of the fair value of derivatives is a credit valuation adjustment to reflect the credit worthiness of the counterparty, representing the credit risk component of the overall fair value increment on a particular derivative asset. The total valuation adjustment is influenced by the mark-to-market of the derivative trades and by the movement in the current market cost of credit.

### vi) Goodwill

The carrying value of goodwill is reviewed at each balance date and is written down, to the extent that it is no longer supported by probable future benefits.

Goodwill is allocated to cash-generating units (CGU) for the purpose of impairment testing, which is undertaken at the lowest level at which goodwill is monitored for internal management reporting purposes. The CGUs for the Group have been revised during the period to align with the Group's new reportable segments. Refer note 36.

Impairment testing of purchased goodwill is performed annually, or more frequently when there is an indication that the goodwill may be impaired, by comparing the recoverable amount of the CGU with the current carrying amount of its net assets, including goodwill. Where the current carrying value is greater than recoverable amount, a charge for impairment of goodwill will be recorded in the income statement.

As at 30 September 2009, the balance of goodwill recorded as an asset in ANZ National Bank Limited was \$2,657 million (30 September 2008: \$2,713 million). This represents the most significant component of the Group's goodwill balance and is allocated to the New Zealand region CGU in line with the Group's new reportable segments.

In determining the recoverable amount of the CGU for testing of the goodwill in ANZ National Bank Limited, an independent valuation was obtained during the year based on a discounted cash flow approach. Changes in assumptions upon which the valuation is based together with changes in future cash flows could materially impact the valuation obtained. The results of the independent valuation showed a value-in-use in excess of the carrying amount of the CGU (including goodwill).

At 30 September 2009 impairment testing by management review was conducted for all material goodwill balances. This assessment involves applying judgement and reviews against the following indicators:

- Performance
- Operational and Regulatory factors
- Economic and industry factors

The assessment did not reveal any impairment indicators and accordingly no write-down was required.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 3: Income

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Interest Income</b>				
Other financial institutions	313	535	254	435
Trading securities	989	1,125	832	940
Available-for-sale assets	678	1,008	556	863
Loans and advances	22,545	27,417	15,835	18,269
Acceptances	927	1,370	927	1,370
Other	754	1,149	475	709
	26,206	32,604	18,879	22,586
Controlled entities	-	-	1,787	1,048
<b>Total interest income</b>	26,206	32,604	20,666	23,634
<b>Interest income is analysed by types of financial assets as follows</b>				
Financial assets not at fair value through profit or loss	25,193	31,446	19,819	22,668
Trading securities	989	1,125	832	940
Financial assets designated at fair value through profit or loss	24	33	15	26
	26,206	32,604	20,666	23,634
<b>Other operating income</b>				
Lending fees <sup>1</sup>	764	595	598	455
Non-lending fees and commissions arising from financial assets and liabilities not at fair value through the profit and loss	236	166	166	153
Fee income on trust and other fiduciary activities	45	47	-	-
Other fees and commissions	1,931	2,104	1,375	1,472
	2,976	2,912	2,139	2,080
Controlled entities	-	-	365	248
<b>Total fee and commission income</b>	2,976	2,912	2,504	2,328
Fee and commission expense <sup>2</sup>	(269)	(256)	(196)	(186)
<b>Net fee and commission income</b>	2,707	2,656	2,308	2,142
<b>Other income</b>				
Net foreign exchange earnings	962	708	740	340
Net gains from trading securities and derivatives <sup>3</sup>	303	310	370	104
Credit risk on derivatives	(135)	(687)	(121)	(684)
Movements on financial instruments measured at fair value through profit or loss <sup>4</sup>	(358)	348	(328)	342
Gain on Visa shares <sup>5</sup>	-	281	-	281
Profit on sale of premises <sup>6</sup>	15	57	-	4
Stadium Australia income	-	19	-	-
Dividends received from controlled entities	-	-	234	1,805
Brokerage income	76	78	-	-
ANZ Share of ING NZ frozen funds investor settlement	(173)	-	-	-
Writedown of assets in non continuing business	(112)	(32)	(112)	(32)
Writedown of investment in Saigon Securities Inc	(25)	-	(25)	-
Mark to market (loss)/gain on Panin warrants	(14)	26	-	-
Mark to market (loss)/gain on Saigon Securities Inc options	(1)	17	(1)	17
Private equity and infrastructure earnings	(1)	49	(1)	49
Other	93	118	11	69
<b>Total other income</b>	630	1,292	767	2,295
<b>Total other operating income</b>	3,337	3,948	3,075	4,437
Share of joint venture profit from ING Australia and ING (NZ)	83	143	-	-
Share of associates' profit <sup>7</sup>	382	218	-	-
<b>Total share of joint venture and associates profit</b>	465	361	-	-
<b>Total income<sup>8</sup></b>	30,008	36,913	23,741	28,071

1. Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation and included in interest income (refer note 1B(i)).

2. Includes interest charge fees paid.

3. Does not include interest income.

4. Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, and not designated as accounting hedges, ineffective portions of cashflow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value.

The net loss on financial assets and liabilities designated at fair value was \$506 million (2008: \$251 million gain) for the Group and \$488 million (2008: \$235 million gain) for the Company.

5. Consprises gain arising from the allocation of shares in Visa Inc, measured at fair value. In addition, the Group has recognised a \$72 million gain through its associate, Cash NZ Limited, on that associate's allocation of Visa Inc, shares (refer footnote 7 below).

6. Gross proceeds on sale of premises is \$1 million (2008: \$109 million).

7. September 2008 includes a \$72 equity accounted gain arising from the allocation of shares in Visa Inc, through the Group's associate, Cash NZ Limited, on Visa shares in New Zealand.

8. Total income includes external dividend income of \$14 million (2008: \$44 million) for the Group and \$12 million (2008: \$20 million) for the Company.

## 4: Expenses

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Interest Expense</b>				
Financial institutions	431	965	306	854
Deposits	9,821	13,805	7,328	10,155
Borrowing corporations' debt	472	741	-	-
Commercial paper	730	1,653	336	603
Acceptances	646	1,183	646	1,183
Loan capital, bonds and notes	3,975	6,000	3,125	4,469
Other	323	407	42	302
	16,398	24,754	11,783	17,566
Controlled entities	-	-	1,817	672
<b>Total interest expense</b>	16,398	24,754	13,600	18,238
<b>Interest expense is analysed by types of financial liabilities as follows:</b>				
Financial liabilities not at fair value through profit or loss	15,911	23,626	13,450	17,929
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	487	1,128	150	309
	16,398	24,754	13,600	18,238
<b>Operating expenses</b>				
<b>i) Personnel</b>				
Employee entitlements and taxes	242	256	169	177
Salaries and wages	2,238	2,067	1,622	1,459
Superannuation costs – defined benefits plan	20	5	14	-
Superannuation costs – defined contribution plans	238	208	195	166
Equity-settled share-based payments	103	84	87	72
Temporary staff	155	148	115	112
Other	602	493	501	382
<b>Total personnel expenses</b>	3,598	3,261	2,704	2,368
<b>ii) Premises</b>				
Amortisation of leasehold improvements	38	27	27	21
Depreciation of buildings and integrals	18	22	4	4
Rent	335	305	236	213
Utilities and other outgoings	134	136	92	92
Other	34	24	34	19
<b>Total premises expenses</b>	559	514	393	349
<b>iii) Computer</b>				
Computer contractors	97	76	76	64
Data communication	77	69	54	46
Depreciation and amortisation <sup>1</sup>	239	208	197	175
Rentals and repairs	92	81	71	58
Software purchased	181	131	148	97
Software written-off	26	2	22	2
Other	56	42	25	15
<b>Total computer expenses</b>	768	609	593	457
<b>iv) Other</b>				
Advertising and public relations	195	182	134	125
Amortisation of other intangible assets (refer note 19)	7	7	3	5
Audit and other fees (refer note 5)	14	12	9	7
Depreciation of furniture and equipment (refer note 21)	72	66	58	54
Impairment of intangible – Origin Australia	-	34	-	34
Freight and cartage	64	54	50	46
Loss on sale and write-off of equipment	16	22	10	21
Non-lending losses, fraud and forgeries	74	72	55	47
Postage and stationery	118	122	84	84
Professional fees	197	182	171	153
Telephone	63	58	34	30
Travel	149	169	105	118
Other	201	151	356	254
<b>Total other expenses</b>	1,170	1,131	1,069	978
<b>v) Restructuring</b>	130	181	109	148
<b>Total operating expenses</b>	6,225	5,696	4,868	4,300
<b>Total expenses</b>	22,623	30,450	18,468	22,538

<sup>1</sup> Comprises software amortisation of \$155 million (2008: \$127 million), refer note 19, and computer depreciation of \$84 million (2008: \$81 million), refer note 21. The Company comprises software amortisation of \$140 million (2008: \$115 million), refer note 21, and computer depreciation of \$68 million (2008: \$60 million), refer note 21.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 5: Compensation of Auditors

	Consolidated		The Company	
	2009 \$'000	2008 \$'000	2009 \$'000	2008 \$'000
<b>KPMG Australia</b>				
Audit or review of financial reports of the Company or Group entities <sup>2</sup>	6,004	5,648	5,127	4,285
Other audit-related services <sup>1,2</sup>	3,295	2,415	2,278	1,637
Other assurance services <sup>2,3</sup>	127	198	127	198
<b>Total</b>	<b>9,426</b>	<b>8,261</b>	<b>7,532</b>	<b>6,120</b>
<b>Overseas related practices of KPMG Australia</b>				
Audit or review of financial reports of the Company or Group entities	3,714	3,131	1,081	752
Other audit-related services <sup>1</sup>	1,074	872	459	316
Other assurance services <sup>3</sup>	41	12	41	-
<b>Total compensation of auditors</b>	<b>14,255</b>	<b>12,276</b>	<b>9,113</b>	<b>7,188</b>

Group policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by the Company's regulators such as the Australian Prudential Regulation Authority (APRA). KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of auditor. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

1 Includes prudential supervision reviews for central banks and work required for local statutory purposes.

2 Goods and services tax inclusive.

3 Other assurance services comprises:

Consolidated	2009 \$'000	2008 \$'000
Market Risk benchmarking review	75	-
Market Risk system capability review	41	-
Training courses	35	70
Accounting Advice	17	-
ANZ Nominees confirmation procedures	-	28
Due diligence agreed upon procedures	-	100
Trustee certification	-	6
<b>Total</b>	<b>168</b>	<b>210</b>

## 6: Current Income Tax Expense

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>(a) Income tax recognised in the Income Statement</b>				
Tax expense/(income) comprises:				
Current tax expense/(income)	1,175	1,202	643	534
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	-	1	-	-
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	260	(5)	266	97
Benefits arising from previously unrecognised tax losses, tax credits, or temporary differences of a prior period that is used to reduce: - current tax expense	-	(10)	-	(7)
<b>Total income tax expensed charged in the Income Statement</b>	<b>1,435</b>	<b>1,188</b>	<b>909</b>	<b>624</b>
Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense charged in the Income statement				
Operating profit before income tax	4,380	4,515	3,194	3,960
Prima facie income tax expense at 30%	1,314	1,355	958	1,188
Change in income tax expense due to:				
- Overseas tax rate differential	(16)	23	(8)	(2)
- Rebateable and non-assessable dividends	(8)	(9)	(72)	(541)
- Profit from associated and joint venture entities	(141)	(112)	-	-
- New Zealand Conduits	196	-	-	-
- Mark-to-market (gains)/losses on fair valued investments related to associated entities	5	-	-	-
- Impairment of investment in associate company	7	-	7	-
- Restatement of deferred tax balances for New Zealand tax rate change	-	(1)	-	-
- Structured transactions	32	(90)	32	(90)
- Foreign exchange translation of US hybrid loan capital	-	-	(37)	38
- Other	46	21	29	31
	1,435	1,187	909	624
Income tax (over) provided in previous years	-	1	-	-
<b>Total income tax expense charged in the Income Statement</b>	<b>1,435</b>	<b>1,188</b>	<b>909</b>	<b>624</b>
<b>Effective Tax Rate</b>	<b>32.8%</b>	<b>26.3%</b>	<b>28.5%</b>	<b>15.8%</b>
<b>Australia</b>	<b>957</b>	<b>751</b>	<b>794</b>	<b>552</b>
<b>Overseas</b>	<b>478</b>	<b>437</b>	<b>115</b>	<b>72</b>
<b>(b) Income tax recognised directly in equity</b>				
The following income tax amounts were charged/(credited) directly to equity during the period	(60)	(182)	(70)	(122)

## Tax consolidation

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. Tax expense/income and deferred tax liabilities/assets arising from temporary differences of the members of the tax-consolidated group are recognised in the separate financial statements of the members of the tax-consolidated group on a 'group allocation' basis. Current tax liabilities and assets of the tax consolidated group are recognised by the Company (as head entity in the tax-consolidated group).

Due to the existence of a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group in accordance with the arrangement.

Members of the tax-consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities should the head entity default on its income tax payment obligations.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 7: Dividends

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Ordinary dividends<sup>1</sup></b>				
Interim dividend	993	1,192	993	1,192
Final dividend	1,514	1,381	1,514	1,381
Bonus option plan adjustment	(55)	(67)	(55)	(67)
<b>Dividend on ordinary shares</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>

1 Dividends are not accrued and are recorded when paid.

A final dividend of 56 cents, fully franked, is proposed to be paid on 18 December 2009 on each eligible fully paid ordinary share (2008: final dividend of 74 cents, paid 18 December 2008, fully franked). The 2009 interim dividend of 46 cents, paid 1 July 2009, was fully franked (2008: interim dividend of 62 cents, paid 1 July 2008, fully franked).

The tax rate applicable to the franking credits attached to the 2009 interim dividend and to be attached to the proposed 2009 final dividend is 30% (2008: 30%).

Dividends paid in cash or satisfied by the issue of shares under the dividend reinvestment plan during the years ended 30 September 2009 and 2008 were as follows:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Paid in cash <sup>1</sup>	664	–	664	–
Satisfied by share issue <sup>2</sup>	1,788	2,506	1,788	2,506
	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>	<b>2,452</b>	<b>2,506</b>

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Preference share dividend</b>				
Euro trust securities	33	46	–	–
<b>Dividend on preference shares</b>	<b>33</b>	<b>46</b>	<b>–</b>	<b>–</b>

1 During the year ended 30 September 2009, cash of \$664 million was paid to shareholders who did not elect to participate in the dividend reinvestment plan or the bonus option plan. Cash of \$1,046 million was received from the issue of shares pursuant to dividend reinvestment plan underwriting agreement for the 2008 Final dividend. During the year ended 30 September 2008, cash of \$1,887 million was paid to shareholders who did not elect to participate in the dividend reinvestment plan or the bonus option plan. Cash of the same amount was received from the issue of shares pursuant to the dividend reinvestment plan underwriting agreements. There was no net cashflow to ANZ during the year ended 30 September 2008.

2 Includes shares issued to participating shareholders under the dividend reinvestment plan and shares issued in accordance with dividend reinvestment plan underwriting agreements.

## Euro Trust Securities

On 13 December 2004, the Group issued 500,000 Euro Floating Rate Non-cumulative Trust Securities ("Euro Trust Securities") at €1,000 each into the European market, raising €500 million (\$871 million at the spot rate at the date of issue, net of issue costs). The Euro Trust Securities comprise 2 fully paid securities – an interest paying unsecured note issued by a United Kingdom subsidiary (ANZ Jackson Funding PLC) and a fully paid €1,000 preference share issued by the Company, which are stapled together and issued as a Euro Trust Security by ANZ Capital Trust III.

Distributions on Euro Trust Securities are non-cumulative and are payable quarterly in arrears (on 15 March, 15 June, 15 September, 15 December of each year) based upon a floating distribution rate equal to the 3 month EURIBOR rate plus a 65 basis point margin. At each payment date the 3 month EURIBOR rate is reset for the next quarter. Dividends are not payable on a preference share while it is stapled to a note. If distributions are not paid on Euro Trust Securities, the Company may not pay dividends or return capital on its ordinary shares or any other share capital or security ranking equal to or below the preference share component. (Refer to note 28 for further details.)

## Dividend Franking Account

The amount of franking credits available to the Company for the subsequent financial year is \$49 million (2008: \$35 million) after adjusting for franking credits that will arise from the payment of tax on Australian profits for the 2009 financial year, \$602 million of franking credits which will be utilised in franking the proposed 2009 final dividend and franking credits that may not be accessible by the Company at present.

## Restrictions which Limit the Payment of Dividends

There are presently no significant restrictions on the payment of dividends from controlled entities to the Company. Various capital adequacy, liquidity, statutory reserve and other prudential and legal requirements must be observed by certain controlled entities and the impact on these requirements caused by the payment of cash dividends is monitored.

There are presently no restrictions on payment of dividends by the Company. Reductions of shareholders' equity through the payment of cash dividends is monitored having regard to the regulatory and other legal requirements to maintain a specified capital adequacy ratio.

7: Dividends (continued)

In particular, the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) has advised that a bank under its supervision must consult with it before declaring a coupon payment or dividend on a Tier 1 instrument, if the bank proposes to pay coupon or dividends on Tier 1 instruments which exceed the level of current year profits.

If any dividend, interest or redemption payments or other distributions are not paid on the scheduled payment date, or shares or other qualifying Tier 1 securities are not issued on the applicable conversion or redemption dates, on the Group's Euro Trust Securities, US Trust Securities, UK Stapled Securities or ANZ Convertible Preference Shares in accordance with their terms, the Group may be restricted from declaring or paying any dividends or other distributions on ANZ ordinary shares and the Euro Trust Securities for up to 12 months from the date of non-payment or failure to issue. This restriction is subject to a number of exceptions.

Dividend Reinvestment Plan

During the year, 33,032,100 ordinary shares were issued at \$13.58 per share and 19,354,790 ordinary shares at \$15.16 per share to participating shareholders under the dividend reinvestment plan (2008: 20,500,208 ordinary shares at \$27.33 per share, and 22,046,238 ordinary shares at \$20.82 per share). All eligible shareholders can elect to participate in the dividend reinvestment plan. In addition, 75,000,000 ordinary shares were issued at \$13.95 per share to a nominee of UBS AG, Australia Branch (2008: 28,270,506 ordinary shares at \$27.71 per share, and 33,263,186 ordinary shares at \$21.14 per share were issued to UBS Nominees Pty Ltd and a nominee of JP Morgan Australia Limited respectively) in accordance with a dividend reinvestment plan underwriting agreement.

A discount of 1.5% will be applied when calculating the "Acquisition Price" used in determining the number of ordinary shares to be provided under the dividend reinvestment plan and bonus option plan terms and conditions. This discount will apply in respect of the 2009 final dividend and will continue to apply to future dividends until such time as the Company announces otherwise.

For the 2009 final dividend, the "Pricing Period" under the dividend reinvestment plan and bonus option plan terms and conditions will be the seven trading days commencing on and including 13 November 2009.

Bonus Option Plan

The amount of dividends paid during the year has been reduced as a result of certain eligible shareholders participating in the bonus option plan and foregoing all or part of their right to dividends. These shareholders were issued bonus shares.

During the year, 3,928,449 ordinary shares were issued under the bonus option plan (2008: 2,838,335 ordinary shares). For the 2009 final dividend, details of the discount that will be applied when calculating the "Acquisition Price", and of the "Pricing Period", in respect of the bonus option plan are set out above in respect of the dividend reinvestment plan.

8: Earnings per Ordinary Share

	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
Basic Earnings per share (cents)	131.0	170.4
Earnings reconciliation (\$millions)		
Profit for the year	2,945	3,327
Less: profit attributable to minority interests	2	8
Less: preference share dividend paid	33	46
Earnings used in calculating basic earnings per share	2,910	3,273
Weighted average number of ordinary shares (millions)	2,221.6	1,921.1
Diluted earnings per share (cents)	129.6	162.2
Earnings reconciliation (\$millions)		
Earnings used in calculating basic earnings per share	2,910	3,273
Add: US Trust Securities interest expense	54	41
Add: ANZ STEPS interest expense	-	55
Add: UK Hybrid interest expense	-	63
Add: Convertible Preference Shares interest expense	52	-
Add: Convertible Perpetual Notes interest expense	25	1
Earnings used in calculating diluted earnings per share	3,041	3,433
Weighted average number of ordinary shares (millions)		
Used in calculating basic earnings per share	2,221.6	1,921.1
Add: potential conversion of options to ordinary shares	3.8	6.7
weighted average number of convertible US Trust Securities at current market prices	51.3	73.4
weighted average number of convertible ANZ STEPS securities	-	57.9
weighted average number of convertible UK Hybrid Securities	-	56.9
weighted average number of Convertible Preference Shares	45.5	0.2
weighted average number of Convertible Perpetual Notes	24.7	0.4
Used in calculating diluted earnings per share	2,346.9	2,116.6

The weighted average number of converted and lapsed options, weighted with reference to the date of conversion or lapse, and included in the calculation of diluted earnings per share is approximately 1 million (2008: approximately 1 million).

Financial Report 95



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 9: Liquid Assets

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Coins, notes and cash at bankers	3,108	4,849	878	1,260
Money at call, bills receivable and remittances in transit	10,133	4,752	9,492	3,682
Other banks' certificates of deposit	7,265	9,740	5,018	7,450
Securities purchased under agreements to resell in less than three months	4,811	5,689	4,811	5,689
<b>Total liquid assets</b>	<b>25,317</b>	<b>25,030</b>	<b>20,199</b>	<b>18,081</b>
<b>Maturity analysis based on original term to maturity</b>				
Less than three months	18,393	15,645	15,228	10,133
More than three months	6,924	9,385	4,971	7,948
<b>Total liquid assets</b>	<b>25,317</b>	<b>25,030</b>	<b>20,199</b>	<b>18,081</b>

## 10: Due from Other Financial Institutions

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Maturity analysis based on original term to maturity</b>				
Less than three months	4,412	7,842	2,823	7,023
More than three months	573	2,020	413	1,550
<b>Total due from other financial institutions</b>	<b>4,985</b>	<b>9,862</b>	<b>3,236</b>	<b>8,573</b>

## 11: Trading Securities

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Listed</b>				
Other securities and equity securities	8	10	8	10
	8	10	8	10
<b>Unlisted</b>				
Commonwealth securities	2,657	71	2,657	71
Local, semi-government and other government securities	6,412	2,373	5,273	2,162
ANZ accepted bills	4,146	3,736	4,146	3,736
Other securities and equity securities	17,768	8,987	15,326	6,867
	30,983	15,167	27,402	12,836
<b>Total trading securities</b>	<b>30,991</b>	<b>15,177</b>	<b>27,410</b>	<b>12,846</b>

## 12: Derivative Financial Instruments:

Derivative instruments are contracts whose value is derived from one or more underlying variables or indices, require little or no initial net investment and are settled at a future date. Derivatives include contracts traded on registered exchanges and contracts agreed between counterparties, called "Over the Counter" or "OTCs". The use of derivatives and their sale to customers as risk management products is an integral part of the Group's trading activities. Derivatives are also used to manage the Group's own exposure to fluctuations in exchange and interest rates as part of its asset and liability management activities (i.e. balance sheet risk management).

Derivatives are subject to the same types of credit and market risk as other financial instruments, and the Group manages these risks in a consistent manner.

### Types of derivative instruments

The principal foreign exchange rate contracts used by the Group are forward foreign exchange contracts, currency swaps and currency options. Forward foreign exchange contracts are agreements to buy or sell a specified quantity of foreign currency on a specified future date at an agreed rate. A currency swap generally involves the exchange, or notional exchange, of equivalent amounts of two currencies and a commitment to exchange interest periodically until the principal amounts are re-exchanged on a future date. Currency options provide the buyer with the right, but not the obligation, either to purchase or sell a fixed amount of a currency at a specified rate on or before a future date. As compensation for assuming the option risk, the option writer generally receives a premium at the start of the option period.

The principal commodity contracts used by the Group are forward commodity contracts, commodity swaps and commodity options. Forward commodity contracts are agreements for the payment of the difference between a specified commodity price and a fixed rate on a notional volume of the commodity at a future date. A commodity swap generally involves the exchange of the return on the commodity for a fixed or floating interest payment without the exchange of the underlying commodity or principal amount. Commodity options provide the buyer with the right, but not the obligation, to exchange the difference between a specified commodity price and a fixed rate on a notional volume of the commodity at a future date. As compensation for assuming the option risk, the option writer generally receives a premium at the start of the option period. In certain circumstances the option premium is paid at the end of the option period.

The principal interest rate contracts used by the Group are forward rate agreements, interest rate futures, interest rate swaps and options. Forward rate agreements are contracts for the payment of the difference between a specified interest rate and a reference rate on a notional deposit at a future settlement date. There is no exchange of principal. An interest rate future is an exchange traded contract for the delivery of a standardised amount of a fixed income security or time deposit at a future date. Interest rate swap transactions generally involve the exchange of fixed and floating interest payment obligations without the exchange of the underlying principal amounts. Interest rate options provide the buyer with the right but not the obligation either to receive or pay interest at a specified rate on or before a future date. As compensation for assuming the option risk, the option writer generally receives a premium at the start of the option period.

The principal credit contracts used by the Group are default swaps. Default swaps are contracts that provide for a specified payment to be made to the purchaser of the swap following a defined credit event.

Derivatives, except for those that are specifically designated as effective hedging instruments, are classified as held for trading. The held for trading classification includes two categories of derivative instruments: those held as trading positions and those used for the Group's balance sheet risk management.

### Trading positions

Trading positions consist of both sales to customers and market making activities. Sales to customers include the structuring and marketing of derivative products to customers which enable them to take or mitigate risks. Market making activities consist of derivatives entered into principally for the purpose of generating profits from short-term fluctuations in price or margins. Positions may be traded actively or held over a period of time to benefit from expected changes in market rates.

Gains or losses, including any current period interest, from the change in fair value of trading positions are recognised in the income statement as 'other income' in the period in which they occur.

### Balance sheet risk management

The Group designates balance sheet risk management derivatives into hedging relationships in order to minimise income statement volatility. This volatility is created by differences in the timing of recognition of gains and losses between the derivative and the hedged item. Hedge accounting is not applied to all balance sheet risk management positions.

Gains or losses from the change in fair value of balance sheet risk management derivatives that form part of an effective hedging relationship are recognised in the income statement based on the hedging relationship. Any ineffectiveness is recognised in the income statement as 'other income' in the period in which it occurs.

Gains or losses, excluding any current period interest, from the change in fair value of balance sheet risk management positions that are not designated into hedging relationships are recognised in the income statement as 'other income' in the period in which they occur. Current period interest is included in interest income and expense.

The tables on the following pages provide an overview of the Group's and the Company's foreign exchange rate, commodity, credit and interest rate derivatives. They include all trading and balance sheet risk management contracts. Notional principal amounts measure the amount of the underlying physical or financial commodity and represent the volume of outstanding transactions. They are not a measure of the risk associated with a derivative. The derivative instruments become favourable (assets) or unfavourable (liabilities) as a result of fluctuations in market rates relative to their terms. The aggregate contractual or notional amount of derivative financial instruments on hand, the extent to which instruments are favourable or unfavourable, and as a consequence the aggregate fair values of derivative financial assets and liabilities, can fluctuate significantly from time to time. The fair values of derivative instruments held and notional principal amounts are set out as follows.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 12: Derivative Financial Instruments (continued)

Consolidated at 30 September 2009	Notional Principal Amount \$m	Fair Value									
		Trading		Hedging						Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Cash flow		Net investment in foreign operations		Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
<b>Foreign exchange contracts</b>											
Spot and forward contracts	204,830	5,648	(6,795)	-	-	-	-	10	-	5,658	(6,795)
Swap agreements	168,826	10,084	(13,167)	233	(260)	-	-	-	-	10,317	(13,427)
Futures contracts	281	19	(28)	-	-	-	-	-	-	19	(28)
Options purchased	7,067	569	-	-	-	-	-	-	-	569	-
Options sold	14,089	-	(530)	-	-	-	-	-	-	-	(530)
	395,093	16,320	(20,520)	233	(260)	-	-	10	-	16,563	(20,780)
<b>Commodity contracts</b>											
Derivative contracts	23,195	1,196	(1,472)	-	-	-	-	-	-	1,196	(1,472)
<b>Interest rate contracts</b>											
Forward rate agreements	75,358	9	(20)	-	-	1	(1)	-	-	10	(21)
Swap agreements	1,041,561	17,447	(16,880)	1,272	(1,297)	193	(236)	-	-	18,912	(18,413)
Futures contracts	105,435	1,478	(1,322)	-	-	14	(16)	-	-	1,492	(1,338)
Options purchased	12,468	188	-	-	-	-	-	-	-	188	-
Options sold	14,699	-	(124)	-	-	-	-	-	-	-	(124)
	1,249,521	19,122	(18,346)	1,272	(1,297)	208	(253)	-	-	20,602	(19,896)
<b>Credit Default Swaps</b>											
Structured credit derivatives purchased	11,303	704	-	-	-	-	-	-	-	704	-
Other credit derivatives purchased	13,071	271	(14)	-	-	-	-	-	-	271	(14)
<b>Total credit derivatives purchased</b>	24,374	975	(14)	-	-	-	-	-	-	975	(14)
Structured credit derivatives sold	12,454	-	(1,019)	-	-	-	-	-	-	-	(1,019)
Other credit derivatives sold	9,804	146	(419)	-	-	-	-	-	-	146	(419)
<b>Total credit derivatives sold</b>	22,258	146	(1,438)	-	-	-	-	-	-	146	(1,438)
	46,632	1,121	(1,452)	-	-	-	-	-	-	1,121	(1,452)
Collateral	-	(2,078)	7,084	-	-	-	-	-	-	(2,078)	7,084
<b>Total</b>	1,714,441	35,681	(34,706)	1,505	(1,557)	208	(253)	10	-	37,404	(36,516)

## 12: Derivative Financial Instruments (continued)

Consolidated at 30 September 2008	Notional Principal Amount \$m	Fair Value								Total fair value of derivatives	
		Trading		Hedging				Net investment in foreign operations			
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Cash flow		Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
<b>Foreign exchange contracts</b>											
Spot and forward contracts	222,003	7,698	(7,956)	-	-	-	-	42	-	7,740	(7,956)
Swap agreements	205,894	15,940	(8,328)	727	(307)	-	-	-	-	16,667	(8,635)
Futures contracts	134	72	(17)	-	-	-	-	-	-	72	(17)
Options purchased	8,929	899	-	-	-	-	-	-	-	899	-
Options sold	17,761	-	(942)	-	-	-	-	-	-	-	(942)
	454,721	24,609	(17,243)	727	(307)	-	-	42	-	25,378	(17,550)
<b>Commodity contracts</b>											
Derivative contracts	27,349	1,609	(1,692)	-	-	-	-	-	-	1,609	(1,692)
<b>Interest rate contracts</b>											
Forward rate agreements	150,302	31	(32)	-	-	2	-	-	-	33	(32)
Swap agreements	1,087,769	9,990	(10,253)	524	(812)	323	(343)	-	-	10,837	(11,408)
Futures contracts	92,841	1,712	(1,658)	-	-	86	(47)	-	-	1,798	(1,705)
Options purchased	23,156	225	-	-	-	-	-	-	-	225	-
Options sold	22,743	-	(115)	-	-	-	-	-	-	-	(115)
	1,376,811	11,958	(12,058)	524	(812)	411	(390)	-	-	12,893	(13,260)
<b>Credit Default Swaps</b>											
Structured credit derivatives purchased	12,455	1,212	-	-	-	-	-	-	-	1,212	-
Other credit derivatives purchased	14,414	201	(32)	-	-	-	-	-	-	201	(32)
<b>Total credit derivatives purchased</b>	26,869	1,413	(32)	-	-	-	-	-	-	1,413	(32)
Structured credit derivatives sold	14,060	-	(1,704)	-	-	-	-	-	-	-	(1,704)
Other credit derivatives sold	11,256	48	(296)	-	-	-	-	-	-	48	(296)
<b>Total credit derivatives sold</b>	25,316	48	(2,000)	-	-	-	-	-	-	48	(2,000)
	52,185	1,461	(2,032)	-	-	-	-	-	-	1,461	(2,032)
Collateral	-	(4,400)	2,607	-	-	-	-	-	-	(4,400)	2,607
<b>Total</b>	1,911,066	35,237	(30,418)	1,251	(1,119)	411	(390)	42	-	36,941	(31,927)

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 12: Derivative Financial Instruments (continued)

The Company at 30 September 2009	Notional Principal Amount \$m	Trading		Fair Value				Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Hedging		Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Cash flow Assets \$m	Liabilities \$m		
<b>Foreign exchange contracts</b>									
Spot and forward contracts	186,901	5,201	(5,670)	-	-	-	-	5,201	(5,670)
Swap agreements	181,534	10,900	(13,664)	233	(260)	-	-	11,133	(13,924)
Futures contracts	281	19	(28)	-	-	-	-	19	(28)
Options purchased	6,941	563	-	-	-	-	-	563	-
Options sold	14,074	-	(517)	-	-	-	-	-	(517)
	389,731	16,683	(19,879)	233	(260)	-	-	16,916	(20,139)
<b>Commodity contracts</b>									
Derivative contracts	23,180	1,196	(1,472)	-	-	-	-	1,196	(1,472)
<b>Interest rate contracts</b>									
Forward rate agreements	52,290	8	(18)	-	-	1	(1)	9	(19)
Swap agreements	797,689	12,979	(12,740)	1,043	(440)	79	(146)	14,101	(13,326)
Futures contracts	88,494	1,442	(1,320)	-	-	14	(16)	1,456	(1,336)
Options purchased	12,305	186	-	-	-	-	-	186	-
Options sold	14,326	-	(121)	-	-	-	-	-	(121)
	965,104	14,615	(14,199)	1,043	(440)	94	(163)	15,752	(14,802)
<b>Credit Default Swaps</b>									
Structured credit derivatives purchased	11,303	704	-	-	-	-	-	704	-
Other credit derivatives purchased	13,066	271	(14)	-	-	-	-	271	(14)
<b>Total credit derivatives purchased</b>	24,369	975	(14)	-	-	-	-	975	(14)
Structured credit derivatives sold	12,454	-	(1,019)	-	-	-	-	-	(1,019)
Other credit derivatives sold	9,804	146	(419)	-	-	-	-	146	(419)
<b>Total credit derivatives sold</b>	22,258	146	(1,438)	-	-	-	-	146	(1,438)
	46,627	1,121	(1,452)	-	-	-	-	1,121	(1,452)
Collateral	-	(1,984)	4,697	-	-	-	-	(1,984)	4,697
<b>Total</b>	1,424,642	31,631	(32,305)	1,276	(700)	94	(163)	33,001	(33,168)

## 12: Derivative Financial Instruments (continued)

The Company at 30 September 2008	Notional Principal Amount \$m	Trading		Fair Value				Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Hedging		Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Cash flow Assets \$m	Liabilities \$m		
<b>Foreign exchange contracts</b>									
Spot and forward contracts	199,708	7,148	(7,759)	-	-	-	-	7,148	(7,759)
Swap agreements	213,523	14,973	(10,615)	523	(307)	-	-	15,496	(10,922)
Futures contracts	134	72	(17)	-	-	-	-	72	(17)
Options purchased	8,726	888	-	-	-	-	-	888	-
Options sold	17,574	-	(930)	-	-	-	-	-	(930)
	439,665	23,061	(19,321)	523	(307)	-	-	23,604	(19,628)
<b>Commodity contracts</b>									
Derivative contracts	27,334	1,610	(1,697)	-	-	-	-	1,610	(1,697)
<b>Interest rate contracts</b>									
Forward rate agreements	57,827	19	(25)	-	-	2	-	21	(25)
Swap agreements	860,676	7,913	(8,123)	457	(292)	188	(224)	8,558	(8,639)
Futures contracts	75,807	1,699	(1,653)	-	-	86	(47)	1,785	(1,700)
Options purchased	22,922	168	-	-	-	-	-	168	-
Options sold	22,630	-	(114)	-	-	-	-	-	(114)
	1,039,862	9,799	(9,915)	457	(292)	276	(271)	10,532	(10,478)
<b>Credit Default Swaps</b>									
Structured credit derivatives purchased	12,455	1,212	-	-	-	-	-	1,212	-
Other credit derivatives purchased	14,408	201	(32)	-	-	-	-	201	(32)
<b>Total credit derivatives purchased</b>	26,863	1,413	(32)	-	-	-	-	1,413	(32)
Structured credit derivatives sold	14,060	-	(1,704)	-	-	-	-	-	(1,704)
Other credit derivatives sold	11,256	48	(296)	-	-	-	-	48	(296)
<b>Total credit derivatives sold</b>	25,316	48	(2,000)	-	-	-	-	48	(2,000)
	52,179	1,461	(2,032)	-	-	-	-	1,461	(2,032)
Collateral	-	(3,909)	2,380	-	-	-	-	(3,909)	2,380
<b>Total</b>	1,559,040	32,042	(30,585)	980	(599)	276	(271)	33,298	(31,455)

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 12: Derivative Financial Instruments (continued)

## Hedging Relationships

There are three types of allowable hedging relationships: fair value hedges, cash flow hedges and hedges of a net investment in a foreign operation. Each type of hedging has specific requirements when accounting for the fair value changes in the hedging relationship. For details on the accounting treatment of each type of hedging relationship refer to note 1.

## Fair value hedges

The risk being hedged in a fair value hedge is a change in the fair value of an asset or liability or unrecognised firm commitment that may affect the income statement. Changes in fair value might arise through changes in interest rates or foreign exchange rates. The Group's fair value hedges principally consist of interest rate swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate long-term financial instruments due to movements in market interest rates.

The application of fair value hedge accounting results in the fair value adjustment on the hedged item attributable to the hedged risk being recognised in the income statement at the same time the hedging instrument impacts the income statement. If a hedging relationship is terminated, the fair value adjustment to the hedged item continues to be recognised as part of the carrying amount of the item or group of items and is amortised to the income statement as a part of the effective yield over the period to maturity. Where the hedged item is derecognised from the Group's balance sheet, the fair value adjustment is included in the income statement as 'other income' as a part of the gain or loss on disposal.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Gain/(loss) arising from fair value hedges</b>				
Hedged item (attributable to the hedged risk only)	(467)	(566)	(773)	(1,176)
Hedging instrument	442	587	759	1,132

## Cash flow hedges

The risk being hedged in a cash flow hedge is the potential volatility in future cash flows that may affect the income statement. Volatility in the future cash flows may result from changes in interest rates or changes in exchange rates arising from recognised financial assets and liabilities and highly probable forecast transactions. The Group's cash flow hedges consist principally of interest rate swaps, forward rate agreements and foreign currency swaps that are used to protect against exposures to variability in future interest cash flows on non-trading assets and liabilities which bear interest at variable rates or which are expected to be refunded or reinvested in the future. The Group primarily applies cash flow hedge accounting to its variable rate loan assets, variable rate liabilities and short term re-issuances of fixed rate customer and wholesale deposit liabilities. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected for each portfolio of financial assets and liabilities on the basis of their forecast repricing profile. This forms the basis for identifying gains and losses on the effective portions of derivatives designated as cash flow hedges.

The effective portion of changes in the fair value of derivatives qualifying and designated as cash flow hedges is deferred to the hedging reserve which forms part of shareholders' equity. Amounts deferred in equity are recognised in the income statement in the period during which the hedged forecast transactions take place and is fully amortised when the hedging relationship matures. The schedule below shows the movements in the hedging reserve:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Balance at start of year	79	153	51	80
Items recorded in net interest income	(89)	(53)	(89)	7
Tax effect of items recorded in the income statement	26	18	26	(2)
Valuation gain taken to equity	(148)	(56)	(135)	(49)
Tax effect of net gain on cash flow hedges	42	17	38	15
Closing balance	(90)	79	(109)	51

The table below shows the breakdown of the hedging reserve attributable to each type of cash flow hedging relationship:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Variable rate loan assets	236	289	111	221
Variable rate liabilities	(140)	(96)	(112)	(95)
Re-issuances of short term fixed rate liabilities	(186)	(114)	(108)	(75)
Total hedging reserve	(90)	79	(109)	51

12: Derivative Financial Instruments (continued)

The mechanics of hedge accounting results in the gain (or loss) in the hedging reserve above being released into the income statement at the same time that the corresponding loss (or gain) attributable to the hedged item impacts the income statement. It will not necessarily be released to the income statement uniformly over the period of the hedging relationship as the fair value of the derivative is driven by changes in market rates over the term of the instrument. As market rates do not always move uniformly across all time periods, a change in market rates may drive more value in one forecast period than another, which impacts when the hedging reserve is released to the income statement.

All underlying hedged cash flows are expected to be recognised in the income statement in the period in which they occur which is anticipated to take place over the next 0–10 years (2008: 0–10 years).

All gains and losses associated with the ineffective portion of the hedging derivatives are recognised immediately as 'other income' in the income statement. Ineffectiveness recognised in the income statement in respect of cash flow hedges amounted to a \$53 million loss for the Group (2008: \$12 million gain) and a \$71 million loss for the Company (2008: \$9 million gain).

Hedges of net investment in foreign operations

In a hedge of a net investment in a foreign operation, the risk being hedged is the exposure to exchange differences arising on consolidation of foreign operations with a functional currency other than the Australian Dollar. Hedging is undertaken using forward foreign exchange contracts or by financing with borrowings in the same currency as the foreign functional currency involved.

Ineffectiveness arising from hedges of net investments in foreign operations and recognised as 'other income' in the income statement amounted to \$4 million gain (2008: \$4 million loss).

13: Available-for-sale Assets

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Listed</b>				
Other government securities	1,501	165	1,147	165
Other securities and equity investments	1,578	2,686	1,334	1,748
<b>Total Listed</b>	<b>3,079</b>	<b>2,851</b>	<b>2,481</b>	<b>1,913</b>
<b>Unlisted</b>				
Local and semi-government securities	716	2,602	716	2,602
Other government securities	2,943	957	1,079	39
Other securities and equity investments	9,412	10,352	8,853	9,831
Loans and advances	425	718	425	718
<b>Total unlisted</b>	<b>13,496</b>	<b>14,629</b>	<b>11,073</b>	<b>13,190</b>
<b>Total available-for-sale assets</b>	<b>16,575</b>	<b>17,480</b>	<b>13,554</b>	<b>15,103</b>

An impairment loss of \$20 million was recognised in the Income Statement (2008: \$98 million), refer note 16.

Available for sale by maturities at 30 September 2009

	Less than 3 months \$m	Between 3 months and 12 months \$m	Between 1 year and 5 years \$m	Between 5 year and 10 years \$m	After 10 years \$m	No maturity specified \$m	Total fair value \$m
Local and semi government securities	602	114	–	–	–	–	716
Other government securities	2,482	1,111	851	–	–	–	4,444
Other securities and equity investments	4,775	3,524	2,018	19	156	498	10,990
Loans and advances	57	84	–	–	284	–	425
<b>Total available-for-sale assets</b>	<b>7,916</b>	<b>4,833</b>	<b>2,869</b>	<b>19</b>	<b>440</b>	<b>498</b>	<b>16,575</b>

Available for sale by maturities at 30 September 2008

	Less than 3 months \$m	Between 3 months and 12 months \$m	Between 1 year and 5 years \$m	Between 5 year and 10 years \$m	After 10 years \$m	No maturity specified \$m	Total fair value \$m
Local and semi government securities	2,431	171	–	–	–	–	2,602
Other government securities	1,086	27	9	–	–	–	1,122
Other securities and equity investments	5,689	4,369	1,886	101	524	469	13,038
Loans and advances	117	517	84	–	–	–	718
<b>Total available-for-sale assets</b>	<b>9,323</b>	<b>5,084</b>	<b>1,979</b>	<b>101</b>	<b>524</b>	<b>469</b>	<b>17,480</b>



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 14: Net Loans and Advances

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Overdrafts	8,347	8,282	6,653	6,384
Credit card outstandings	9,376	8,892	7,910	7,421
Term loans – housing	188,090	175,826	149,761	129,856
Term loans – non-housing	116,609	130,595	82,068	90,459
Hire purchase	10,766	11,174	10,387	1,262
Lease receivables (refer below)	2,367	2,304	1,700	1,175
Commercial bills	136	295	136	287
Other	2,654	2,592	2,290	2,226
<b>Total gross loans and advances</b>	<b>338,345</b>	<b>340,050</b>	<b>260,905</b>	<b>239,070</b>
Less: Provision for credit impairment (refer note 16)	(4,526)	(3,496)	(3,300)	(2,632)
Less: Unearned income	(2,372)	(2,600)	(2,102)	(508)
Add: Capitalised brokerage/mortgage origination fees	560	600	505	194
	(6,338)	(5,496)	(4,897)	(2,946)
<b>Net loans and advances<sup>1</sup></b>	<b>332,007</b>	<b>334,554</b>	<b>256,008</b>	<b>236,124</b>
<b>Lease receivables</b>				
a) Finance lease receivables				
Gross finance lease receivables				
Less than 1 year	593	563	489	179
1 to 5 years	965	1,169	613	491
Later than 5 years	458	309	266	238
Less: unearned future finance income on finance leases	(262)	(273)	(225)	(158)
Net investment in finance lease receivables	1,754	1,768	1,143	750
b) Operating lease receivables				
Gross operating lease receivables				
Less than 1 year	34	58	22	28
1 to 5 years	207	213	200	170
Later than 5 years	110	82	110	69
Total operating lease receivables	351	353	332	267
<b>Total lease receivables</b>	<b>2,105</b>	<b>2,121</b>	<b>1,475</b>	<b>1,017</b>
<b>Present value of gross investment in finance lease receivables</b>				
Less than 1 year	512	519	412	150
1 to 5 years	806	1,009	488	468
Later than 5 years	215	273	158	215
	1,533	1,801	1,058	833
<b>Hire purchase receivables</b>				
Less than 1 year	3,674	3,694	3,506	432
1 to 5 years	7,021	7,406	6,810	814
Later than 5 years	71	74	71	16
	10,766	11,174	10,387	1,262

<sup>1</sup> The company results in 2009 were impacted by the transfer of the assets and liabilities of Esanda Finance Corporation Limited (Esanda).

As a consequence of the turmoil in global financial markets, significant difficulty arose in determining appropriate fair value estimates by reference to quoted market prices for certain financial instruments reported at fair value on the balance sheet, increasing the subjectivity inherent in valuations. This affected some mortgage backed securities held by the Group which were originally classified for financial reporting purposes as Available-for-sale. In November 2008, the Group reclassified these mortgage backed securities, issued in America, into loans and advances measured at amortised cost. The reclassification applied only to securities that were no longer traded in an active market. It is the Group's intention to hold these assets for the foreseeable future in order to recover the initial investment through a stream of contractual repayments.

## 14: Net Loans and Advances (continued)

Below is an analysis of the impact on the financial position of ANZ (Consolidated and the Company):

	Fair value \$m	Carrying amount \$m	AFS revaluation reserve in equity \$m
Values on reclassification date	415	415	233
Exchange rate fluctuations	n/a	(89)	(49)
Impairment loss recognised in the year	-	-	(20)
Principal repayments	(61)	(61)	-
Amortisation to face value <sup>1</sup>	n/a	8	(7)
Changes in fair value including exchange rate fluctuations	(138)	n/a	n/a
Closing balance at end of year	216	273	157
Impairment loss recognised in the year	-	20	-

<sup>1</sup> The weighted average effective interest rate for the reclassified assets approximates 1.3%.

## 15: Impaired Financial Assets

Presented below is a summary of impaired financial instruments that are measured on the balance sheet at amortised cost. For these items, impairment losses are recorded through the provision for credit impairment. This contrasts to financial assets carried on the balance sheet at fair value, for which any impairment loss is recognised as a component of the overall fair value.

Detailed information on impaired financial assets is provided in note 33 Financial Risk Management.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Summary of impaired financial assets</b>				
Non-performing loans	4,392	1,750	3,310	1,347
Restructured items <sup>1</sup>	673	846	504	846
Non-performing commitments and contingencies	530	77	504	72
<b>Gross impaired financial assets</b>	<b>5,595</b>	<b>2,673</b>	<b>4,318</b>	<b>2,265</b>
Individual provisions				
Non-performing loans	(1,512)	(646)	(1,050)	(459)
Non-performing commitments and contingencies	(14)	(29)	(12)	(29)
<b>Net impaired financial assets</b>	<b>4,069</b>	<b>1,998</b>	<b>3,256</b>	<b>1,777</b>

Accruing loans past due 90 days or more<sup>2</sup>

These amounts are not classified as impaired assets as they are either 90 days or more past due and well secured, or are portfolio managed facilities that can be held on an accrual basis for up to 180 days past due

	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
	1,597	1,060	1,200	758

<sup>1</sup> Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified to provide for concessions of interest, or principal or other payments due, or for an extension in maturity for a non-commercial period for reasons related to the financial difficulties of a customer, and are not considered impaired. Includes both on and off balance sheet exposures.

<sup>2</sup> Includes unsecured credit card and personal loans 90 day past due accounts which are allowed by APRA to be retained on a performing basis for up to 180 days past due amounting to \$135 million (2008: \$115 million) for the Group and \$94 million (2008: \$82 million) for the Company. The remainder of 90 day past due accounts are predominantly held on an accrual basis having been assessed as well secured.

## 16: Provision for Credit Impairment

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Provision movement analysis</b>				
<b>New and increased provisions</b>				
Australia	2,387	978	2,262	856
New Zealand	540	187	2	-
Asia, Pacific, Europe and America	118	72	37	42
	3,045	1,237	2,301	898
Provision releases	(210)	(105)	(173)	(72)
	2,835	1,132	2,128	826
Recoveries of amounts previously written off	(85)	(100)	(50)	(63)
Individual provision change	2,750	1,032	2,078	763
Impairment on available-for-sale assets	20	98	20	98
Collective provision change	235	818	(19)	712
<b>Charge to income statement</b>	<b>3,005</b>	<b>1,948</b>	<b>2,079</b>	<b>1,573</b>

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 16: Provision for Credit Impairment (continued)

## Movement in provision for credit impairment by financial asset class

Consolidated	Liquid assets and due from other financial institutions		Net loans and advances and acceptances		Other financial assets		Credit related commitments <sup>1</sup>		Total provisions	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Collective provision</b>										
Balance at start of year	-	-	2,062	1,483	-	-	759	509	2,821	1,992
Adjustment for exchange rate fluctuations	-	-	(48)	4	-	-	(8)	7	(56)	11
Charge to income statement	-	-	538	575	-	-	(303)	243	235	818
<b>Total collective provision</b>	-	-	<b>2,552</b>	<b>2,062</b>	-	-	<b>448</b>	<b>759</b>	<b>3,000</b>	<b>2,821</b>
<b>Individual provision</b>										
Balance at start of year	-	-	646	261	-	-	29	9	675	270
Charge to income statement	-	-	2,741	1,012	-	-	9	20	2,750	1,032
Adjustment for exchange rate fluctuations	-	-	(22)	-	-	-	-	-	(22)	-
Discount unwind	-	-	(73)	(28)	-	-	-	-	(73)	(28)
Bad debts written off	-	-	(1,865)	(699)	-	-	(24)	-	(1,889)	(699)
Recoveries of amounts previously written off	-	-	85	100	-	-	-	-	85	100
<b>Total individual provision</b>	-	-	<b>1,512</b>	<b>646</b>	-	-	<b>14</b>	<b>29</b>	<b>1,526</b>	<b>675</b>
<b>Total provision for credit impairment</b>	-	-	<b>4,064</b>	<b>2,708</b>	-	-	<b>462</b>	<b>788</b>	<b>4,526</b>	<b>3,496</b>

1 Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

The table below contains a detailed analysis of the movements in individual provision for Net loans and advances and acceptances.

Consolidated	Australia		Asia Pacific, Europe and America		New Zealand		Net loans and advances and acceptances	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Individual provision</b>								
Balance at start of year	487	214	48	9	111	38	646	261
Charge to income statement	2,140	794	101	59	500	159	2,741	1,012
Adjustment for exchange rate fluctuations	(9)	(11)	(9)	12	(4)	(1)	(22)	-
Discount unwind	(65)	(23)	(1)	-	(7)	(5)	(73)	(28)
Bad debts written off	(1,569)	(566)	(69)	(38)	(227)	(95)	(1,865)	(699)
Recoveries of amounts previously written off	64	79	5	6	16	15	85	100
<b>Total individual provision</b>	<b>1,048</b>	<b>487</b>	<b>75</b>	<b>48</b>	<b>389</b>	<b>111</b>	<b>1,512</b>	<b>646</b>

Ratios	Consolidated	
	2009 %	2008 %
Individual provision as a % of total gross advances	0.4	0.2
Collective provision as a % of total gross advances	0.9	0.8
Bad debts written off as a % of total gross advances	0.5	0.2

## 16: Provision for Credit Impairment (continued)

## Movement in provision for credit impairment by financial asset class (continued)

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Net loans and advances and acceptances		Other financial assets		Credit related commitments <sup>1</sup>		Total provisions	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Collective provision</b>										
Balance at start of year	-	-	1,519	1,028	-	-	625	389	2,144	1,417
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers <sup>2</sup>	-	-	95	7	-	-	18	8	113	15
Charge to income statement	-	-	272	484	-	-	(291)	228	(19)	712
<b>Total collective provision</b>	-	-	<b>1,886</b>	<b>1,519</b>	-	-	<b>352</b>	<b>625</b>	<b>2,238</b>	<b>2,144</b>
<b>Individual provision</b>										
Balance at start of year	-	-	459	172	-	-	29	9	488	181
Charge to income statement	-	-	2,071	743	-	-	7	20	2,078	763
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers <sup>2</sup>	-	-	37	4	-	-	-	-	37	4
Discount unwind	-	-	(65)	(23)	-	-	-	-	(65)	(23)
Bad debts written off	-	-	(1,502)	(500)	-	-	(24)	-	(1,526)	(500)
Recoveries of amounts previously written off	-	-	50	63	-	-	-	-	50	63
<b>Total individual provision</b>	-	-	<b>1,050</b>	<b>459</b>	-	-	<b>12</b>	<b>29</b>	<b>1,062</b>	<b>488</b>
<b>Total provision for credit impairment</b>	-	-	<b>2,936</b>	<b>1,978</b>	-	-	<b>364</b>	<b>654</b>	<b>3,300</b>	<b>2,632</b>

1 Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

The table below contains a detailed analysis of the movements in individual provision for Net loans and advances and acceptances.

The Company	Australia		Asia Pacific, Europe and America		New Zealand		Net loans and advances and acceptances	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Individual provision</b>								
Balance at start of year	424	165	35	7	-	-	459	172
Charge to income statement	2,042	710	27	33	2	-	2,071	743
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers	44	(3)	(7)	7	-	-	37	4
Discount unwind	(65)	(23)	-	-	-	-	(65)	(23)
Bad debts written off	(1,468)	(485)	(34)	(15)	-	-	(1,502)	(500)
Recoveries of amounts previously written off	49	60	1	3	-	-	50	63
<b>Total individual provision</b>	<b>1,026</b>	<b>424</b>	<b>22</b>	<b>35</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>1,050</b>	<b>459</b>

2 Includes the transfer of individual provisions of \$49 million and collective provisions of \$94 million from the Esanda Australia legal entity to the Company in 2009.

Ratios	Consolidated	
	2009 %	2008 %
Individual provision as a % of total gross advances	0.4	0.2
Collective provision as a % of total gross advances	0.8	0.8
Bad debts written off as a % of total gross advances	0.6	0.2

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 17: Shares in Controlled Entities, Associates and Joint Venture Entities

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Total shares in controlled entities	-	-	8,522	9,144
Total shares in associates <sup>1</sup> (refer note 39)	2,712	2,608	761	869
Total shares in joint venture entities <sup>2</sup> (refer note 40)	1,853	1,767	-	-
<b>Total shares in controlled entities, associates and joint venture entities</b>	<b>4,565</b>	<b>4,375</b>	<b>9,283</b>	<b>10,013</b>

1. Investments in associates are accounted for in the consolidated financial statements using the equity method of accounting and are carried at cost by the parent entity.

2. Investments in joint venture entities are accounted for in the consolidated financial statements using the equity method of accounting.

## ACQUISITIONS OF CONTROLLED ENTITIES

There were no material controlled entities acquired during the year ended 30 September 2009 or the year ended 30 September 2008.

## DISPOSAL OF CONTROLLED ENTITIES

There were no material controlled entities disposed of during the year ended 30 September 2009.

During January – March 2008, the Group progressively disposed of 46% of its investment in Diversified Infrastructure Trust (DIT). A principal investment held by DIT was in Stadium Australia Group, which owns the long-term leasehold of the ANZ Stadium in Sydney. Due to the distribution of voting power to non-ANZ unit holders, ANZ no longer holds a controlling interest and de-consolidated DIT from 1 March 2008. Subsequent to de-consolidation, and as of September 2008, ANZ treats the remaining holding as an investment in associate (refer to note 39 for further details).

Details of aggregate assets and liabilities of controlled entities disposed of by the Group are as follows:

	Consolidated Carrying amount		The Company Carrying amount	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Net loans and advances	-	-	n/a	n/a
Premises and equipment	-	200	n/a	n/a
Shares in controlled entities	-	-	-	174
Other assets, including allocated goodwill	-	150	n/a	n/a
Deposits and other borrowings	-	(123)	n/a	n/a
Payables and other liabilities	-	(50)	n/a	n/a
Provisions for long-term employee benefits	-	-	n/a	n/a
	-	177	-	174
Less: Interest retained	-	(98)	-	(97)
Net assets disposed	-	79	-	77
Cash consideration received	-	81	-	81
Provisions for warranties and indemnities	-	-	-	-
Gain on disposal	-	2	-	4

Net proceeds received resulting in cash inflow for the Group was as follows:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Cash consideration received and direct costs relating to disposal	-	81	-	81
Less: Balances of disposed cash and equivalents	-	-	-	-
<b>Inflow of cash from disposals, net of cash disposed</b>	<b>-</b>	<b>81</b>	<b>-</b>	<b>81</b>

## 18: Tax Assets

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Australia</b>				
Current tax asset	586	680	601	680
Deferred tax asset	214	-	194	14
	800	680	795	694
<b>New Zealand</b>				
Current tax asset	107	129	-	-
Deferred tax asset	-	98	-	-
	107	227	-	-
<b>Overseas Markets</b>				
Current tax asset	-	-	-	-
Deferred tax asset	289	259	252	225
	289	259	252	225
<b>Total current and deferred tax assets</b>	1,196	1,166	1,047	919
<b>Total current tax assets</b>	693	809	601	680
<b>Deferred tax assets recognised in profit and loss</b>				
Collective provision for impaired loans and advances	882	850	667	650
Individual provision for impaired loans and advances	445	218	318	165
Deferred fee income	108	87	99	65
Provision for employee entitlements	130	130	100	99
Other provisions	325	288	198	187
Other	217	170	118	110
	2,107	1,743	1,500	1,276
<b>Deferred tax assets recognised directly in equity</b>				
Defined benefits obligation	70	47	57	40
Available-for-sale revaluation reserve	49	58	48	50
Cash flow hedges	37	-	43	-
	156	105	148	90
Set-off of deferred tax assets pursuant to set-off provisions <sup>1</sup>	(1,760)	(1,491)	(1,202)	(1,127)
<b>Net deferred tax assets</b>	503	357	446	239
<b>Unrecognised deferred tax assets</b>				
The following deferred tax assets will only be recognised if:				
■ assessable income is derived of a nature and an amount sufficient to enable the benefit to be realised				
■ the conditions for deductibility imposed by tax legislation are complied with; and				
■ no changes in tax legislation adversely affect the Group in realising the benefit.				
Unused realised tax losses (on revenue account)	8	7	-	-
<b>Total unrecognised deferred tax assets</b>	8	7	-	-

<sup>1</sup> Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to income tax levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different taxable entities within the same taxable group.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 19: Goodwill and Other Intangible Assets

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Goodwill</b>				
<b>Gross carrying amount</b>				
Balances at start of the year	3,064	3,126	-	-
Additions through business combinations	-	5	-	-
Writedowns	-	(4)	-	-
Derecognised on disposal	(4)	-	-	-
Foreign currency exchange differences	(61)	(63)	-	-
<b>Balance at end of year<sup>1</sup></b>	<b>2,999</b>	<b>3,064</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Software and other intangible assets</b>				
<b>Gross carrying amount</b>				
Balances at start of the year	1,447	1,222	1,283	1,087
Additions	3	-	-	-
Additions from internal developments	411	286	372	256
Foreign currency exchange differences	(2)	(2)	(3)	(1)
Impairment	(34)	(59)	(31)	(59)
<b>Balance at end of year</b>	<b>1,825</b>	<b>1,447</b>	<b>1,621</b>	<b>1,283</b>
<b>Accumulated amortisation and impairment</b>				
Balances at start of the year	770	671	660	576
Amortisation expense <sup>2</sup> (refer note 4)	162	134	143	120
Foreign currency exchange differences	3	1	(4)	-
Impairment	(7)	(36)	(7)	(36)
<b>Balance at end of year</b>	<b>928</b>	<b>770</b>	<b>792</b>	<b>660</b>
<b>Net book value</b>				
Balances at start of the year	677	551	623	511
<b>Balance at end of year</b>	<b>897</b>	<b>677</b>	<b>829</b>	<b>623</b>
<b>Goodwill, software and other intangible assets</b>				
<b>Net book value</b>				
Balances at start of the year	3,741	3,677	623	511
<b>Balance at end of year<sup>1</sup></b>	<b>3,896</b>	<b>3,741</b>	<b>829</b>	<b>623</b>

<sup>1</sup> Excludes notional goodwill in equity accounted entities.

<sup>2</sup> Comprises software amortisation expense of \$155 million (September 2008: \$127 million) and amortisation of other intangible assets \$7 million (September 2008: \$7 million). The Company comprises software amortisation expense of \$140 million (September 2008: \$115 million) and amortisation of other intangible assets \$3 million (September 2008: \$5 million).

Goodwill allocated to cash-generating units

The goodwill balance above largely comprises the goodwill purchased on acquisition of NBNZ Holdings Limited in December 2003. Discussion of the goodwill and impairment testing for the cash generating unit containing this goodwill is included in note 2(vi).

## 20: Other Assets

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Accrued interest/prepaid discounts	1,097	1,819	743	1,329
Accrued commissions	77	129	57	89
Prepaid expenses	139	111	54	55
Issued securities settlements	917	433	581	351
Operating leases residual value	277	185	160	5
Capitalised expenses	37	42	37	42
Other	1,683	2,359	1,117	1,481
<b>Total other assets</b>	<b>4,227</b>	<b>5,078</b>	<b>2,749</b>	<b>3,352</b>

## 21: Premises and Equipment

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Freehold and leasehold land and buildings</b>				
At Cost	628	640	92	97
Depreciation	(218)	(208)	(42)	(42)
	410	432	50	55
<b>Leasehold improvements</b>				
At Cost	385	356	254	236
Depreciation	(229)	(202)	(150)	(127)
	156	154	104	109
<b>Furniture and equipment</b>				
At Cost	969	938	753	725
Depreciation	(613)	(568)	(459)	(418)
	356	370	294	307
<b>Computer equipment</b>				
At Cost	979	937	719	682
Depreciation	(748)	(722)	(550)	(527)
	231	215	169	155
<b>Capital works in progress</b>				
At Cost	909	421	832	379
<b>Total premises and equipment</b>	<b>2,062</b>	<b>1,592</b>	<b>1,449</b>	<b>1,005</b>



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 21: Premises and Equipment (continued)

Reconciliations of the carrying amounts for each class of premises and equipment are set out below:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Freehold and leasehold land and buildings</b>				
Carrying amount at beginning of year	432	634	55	58
Additions	41	82	6	2
Disposals	(34)	(261)	-	(1)
Depreciation	(18)	(22)	(4)	(4)
Foreign currency exchange difference	(11)	(1)	(7)	-
Carrying amount at end of year	410	432	50	55
<b>Leasehold improvements</b>				
Carrying amount at beginning of year	154	125	109	89
Additions	46	55	23	41
Disposals	(1)	(1)	-	(1)
Amortisation	(38)	(27)	(27)	(21)
Foreign currency exchange difference	(5)	2	(1)	1
Carrying amount at end of year	156	154	104	109
<b>Furniture and equipment</b>				
Carrying amount at beginning of year	370	340	307	280
Additions	67	100	50	85
Disposals	(4)	(4)	(3)	(4)
Depreciation	(72)	(66)	(58)	(54)
Foreign currency exchange difference	(5)	-	(2)	-
Carrying amount at end of year	356	370	294	307
<b>Computer equipment</b>				
Carrying amount at beginning of year	215	229	155	171
Additions	110	66	78	43
Disposals	(8)	(1)	(5)	-
Depreciation	(84)	(81)	(58)	(60)
Foreign currency exchange difference	(2)	2	(1)	1
Carrying amount at end of year	231	215	169	155
<b>Capital works in progress</b>				
Carrying amount at beginning of year	421	165	379	141
Net additions	488	256	453	238
Carrying amount at end of year	909	421	832	379
<b>Total premises and equipment</b>	<b>2,062</b>	<b>1,592</b>	<b>1,449</b>	<b>1,005</b>

## 22: Deposits and Other Borrowings

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Certificates of deposit	44,711	52,346	41,019	47,656
Term deposits	108,367	89,225	79,332	62,225
Other deposits bearing interest and other borrowings	113,304	100,575	92,987	79,098
Deposits not bearing interest	10,174	9,367	5,800	5,322
Commercial paper	14,227	22,422	8,162	9,027
Borrowing corporations debt <sup>1</sup>	3,587	10,031	-	-
<b>Total deposits and other borrowings</b>	<b>294,370</b>	<b>283,966</b>	<b>227,300</b>	<b>203,328</b>

<sup>1</sup> Included in this balance is debenture stock of controlled entities: \$2.1 billion of debenture stock of the consolidated subsidiary company Esanda Finance Corporation Limited (Esanda), together with accrued interest thereon, is secured by a trust deed and collateral debentures, giving floating charges upon the undertaking and all the assets of the entity (\$2.1 billion) other than land and buildings. All controlled entities of Esanda (except for some controlled entities which have been placed or are expected to be placed in voluntary liquidation and have minimal book value) have guaranteed the payment of principal, interest and other monies in relation to all debenture stock and unsecured notes issued by Esanda. The only loans pledged as collateral are those in Esanda and its subsidiaries. Effective from 18 March 2009, Esanda ceased to write new debentures.

In addition, this balance also includes NZD 1.6 billion of secured debenture stock of the consolidated subsidiary UDC Finance Limited (UDC) and the accrued interest thereon which are secured by a floating charge over all assets of UDC. (NZD 1.9 billion).

## 23: Income Tax Liabilities

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Australia and New Zealand</b>				
Current tax payable	-	-	-	-
Deferred tax liabilities	-	-	-	-
	-	-	-	-
<b>Overseas Markets</b>				
Current tax payable	99	61	61	2
Deferred tax liabilities	111	149	90	145
	210	210	151	147
<b>Total current and deferred income tax liability</b>	<b>210</b>	<b>210</b>	<b>151</b>	<b>147</b>
<b>Total current tax payable</b>	<b>99</b>	<b>61</b>	<b>61</b>	<b>2</b>
<b>Deferred tax liabilities recognised in profit and loss</b>				
Lease finance	215	234	104	114
Treasury instruments	608	637	609	658
Capitalised expenses	144	147	144	53
Other	877	576	435	426
	1,844	1,594	1,292	1,251
<b>Deferred tax liabilities recognised directly in equity</b>				
Cash flow hedges	-	31	-	21
Foreign currency translation reserve	27	15	-	-
	27	46	-	21
Set-off of deferred tax liabilities pursuant to set-off provision <sup>1</sup>	(1,760)	(1,491)	(1,202)	(1,127)
<b>Net deferred tax liability</b>	<b>111</b>	<b>149</b>	<b>90</b>	<b>145</b>
<b>Unrecognised deferred tax liabilities</b>				
The following deferred tax liabilities have not been brought to account as liabilities:				
Other unrealised taxable temporary differences <sup>2</sup>	67	46	31	11
<b>Total unrecognised deferred tax liabilities</b>	<b>67</b>	<b>46</b>	<b>31</b>	<b>11</b>

<sup>1</sup> Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to income tax levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different taxable entities within the same taxable group.

<sup>2</sup> Represents additional potential foreign tax costs should all retained earnings in off shore branches and subsidiaries be repatriated.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 24: Payables and Other Liabilities

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Creditors	1,689	2,808	1,295	2,392
Accrued interest and unearned discounts	2,448	3,563	1,771	2,561
Defined benefits plan obligations	246	154	200	132
Accrued charges	1,028	734	780	499
Security settlements	765	379	652	318
Other liabilities	1,599	1,805	1,308	949
<b>Total payables and other liabilities</b>	<b>7,775</b>	<b>9,443</b>	<b>6,006</b>	<b>6,851</b>

## 25: Provisions

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Employee entitlements <sup>1</sup>	445	444	339	340
Restructuring costs and surplus leased space <sup>2</sup>	144	183	124	155
Non-lending losses, frauds and forgeries <sup>3</sup>	169	169	146	140
Other	554	421	296	273
<b>Total provisions</b>	<b>1,312</b>	<b>1,217</b>	<b>905</b>	<b>908</b>

Reconciliations of the carrying amounts of each class of provision, except for employee entitlements, are set out below:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Restructuring costs and surplus leased space<sup>2</sup></b>				
Carrying amount at beginning of the year	183	37	155	32
Provisions made during the year	111	185	91	153
Payments made during the year	(104)	(15)	(77)	(9)
Transfer/release of provision	(46)	(24)	(45)	(21)
Carrying amount at the end of the year	144	183	124	155
<b>Non-lending losses, frauds and forgeries</b>				
Carrying amount at beginning of the year	169	186	140	138
Provisions made during the year	30	37	29	15
Payments made during the year	(12)	(38)	(10)	(5)
Transfer/release of provision	(18)	(16)	(13)	(8)
Carrying amount at the end of the year	169	169	146	140
<b>Other provisions<sup>3</sup></b>				
Carrying amount at beginning of the year	421	398	273	241
Provisions made during the year	476	281	238	263
Payments made during the year	(272)	(186)	(155)	(183)
Transfer/release of provision	(71)	(72)	(60)	(48)
Carrying amount at the end of the year	554	421	296	273

1 The aggregate liability for employee benefits largely comprises employee entitlements provisions for annual leave and long service leave.

2 Restructuring costs and surplus leased space provisions arise from exit activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and includes termination benefits. Costs related to on-going activities are not provided for. Provision is made when the Group is demonstrably committed, it is probable that the costs will be incurred, though their timing is uncertain, and the costs can be reliably estimated.

3 Other provisions comprise various other provisions including loyalty programs, workers' compensation and make-good provisions on leased premises.

## 26: Bonds and Notes

		Consolidated		The Company	
		2009	2008	2009	2008
		\$m	\$m	\$m	\$m
<b>Bonds and notes by currency</b>					
USD	United States dollars	22,199	24,783	14,031	15,940
GBP	Great British pounds	4,202	7,263	3,218	5,608
AUD	Australian dollars	2,822	2,984	2,772	2,934
NZD	New Zealand dollars	1,522	1,414	73	131
JPY	Japanese Yen	7,512	5,644	7,436	4,853
EUR	Euro	13,208	17,365	13,208	15,479
HKD	Hong Kong dollars	2,727	3,230	2,690	2,975
CHF	Swiss francs	2,015	2,560	1,713	2,246
CAD	Canadian dollars	684	1,692	684	1,692
NOK	Norwegian krone	53	53	53	53
SGD	Singapore dollars	230	240	69	65
CZK	Czech koruna	86	95	86	95
<b>Total bonds and notes</b>		<b>57,260</b>	<b>67,323</b>	<b>46,033</b>	<b>52,071</b>

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 27: Loan Capital

	Interest Rate %	Consolidated		The Company	
		2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Hybrid loan capital (subordinated)<sup>4</sup></b>					
US Trust Securities					
USD 350m non-cumulative trust securities due 2053	4.48	423	438	397	438
USD 750m non-cumulative trust securities due 2053	5.36	907	938	853	938
UK Stapled Securities					
ANZ Convertible Preference Shares (ANZ CPS)	6.54	820	1,014	820	1,014
Convertible Notes (ANZ CN)	BBSW + 2.50	1,081	1,081	1,081	1,081
	BBSW + 2.00	-	600	-	600
		3,231	4,071	3,151	4,071
<b>Perpetual subordinated notes</b>					
USD 300m floating rate notes	LIBOR + 0.15	341	375	341	375
NZD 835m fixed rate notes <sup>1</sup>	9.66	685	700	-	-
		1,026	1,075	341	375
<b>Subordinated notes<sup>4</sup></b>					
USD 79m floating rate notes due 2008	LIBOR + 0.53	-	12	-	12
AUD 400m floating rate notes due 2010	BBSW + 0.29	400	400	400	400
AUD 350m floating rate notes due 2014 <sup>2</sup>	BBSW + 0.41	-	380	-	380
AUD 350m fixed notes due 2014 <sup>1</sup>	6.50	-	350	-	350
USD 400m floating rate notes due 2015 <sup>2</sup>	LIBOR + 0.20	455	500	455	500
AUD 300m fixed notes due 2015 <sup>1</sup>	6.00	304	297	304	297
GBP 200m fixed notes due 2015 <sup>2</sup>	5.625	372	446	372	446
EUR 500m fixed notes due 2015 <sup>3</sup>	4.45	830	892	830	892
USD 250m floating rate notes due 2016 <sup>2</sup>	LIBOR + 0.21	284	313	284	313
AUD 300m fixed notes due 2016 <sup>1</sup>	6.25	299	298	299	298
AUD 300m floating rate notes due 2016 <sup>2</sup>	BBSW + 0.22	300	300	300	300
GBP 250m fixed notes due 2016 <sup>1</sup>	4.75	479	555	479	555
NZD 350m fixed notes due 2016 <sup>1</sup>	7.16	287	293	-	-
AUD 350m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	6.50	350	349	350	349
AUD 350m floating rate notes due 2017 <sup>2</sup>	BBSW + 0.24	350	350	350	350
AUD 100m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	7.30	100	100	100	100
AUD 100m floating rate notes due 2017 <sup>2</sup>	BBSW + 0.40	100	100	100	100
GBP 175m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	6.38	349	403	349	403
NZD 250m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	7.60	205	204	-	-
NZD 350m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	8.23	287	293	-	-
GBP 400m fixed notes due 2018 <sup>1</sup>	4.75	724	821	724	821
AUD 290m fixed notes due 2017 <sup>2</sup>	7.75	289	289	289	289
AUD 210m floating rate notes due 2017 <sup>2</sup>	BBSW + 0.75	210	210	210	210
AUD 100m floating rate notes due 2017 <sup>2</sup>	BBSW + 0.70	100	100	100	100
AUD 365m floating rate notes due 2018 <sup>2</sup>	BBSW + 1.20	365	365	365	365
AUD 500m floating rate notes due 2018 <sup>2</sup>	BBSW + 2.05	500	500	500	500
EUR 750m fixed notes due 2019	5.13	1,233	-	1,233	-
		9,172	9,120	8,393	8,330
<b>Total loan capital</b>		13,429	14,266	11,885	12,776
<b>Loan capital by currency</b>					
AUD Australian dollars		4,748	6,069	4,748	6,069
NZD New Zealand dollars		1,464	1,490	-	-
USD United States dollars		2,410	2,576	2,330	2,576
GBP Great British pounds		2,744	3,239	2,744	3,239
EUR Euro		2,063	892	2,063	892
		13,429	14,266	11,885	12,776

1 Fixed until the first call date, 18 April 2013, whereupon the rate resets to the Five Year Swap Rate + 2.00, if not called and remains fixed until the next call date, 18 April 2018 whereupon reverts to floating at the Three month FRA rate +3.00 and is calculable quarterly thereafter.

2 Callable five years prior to maturity.

3 Callable five years prior to maturity and reverts to floating rate if not called.

4 Included within the carrying amount are, where appropriate, revaluations associated with fair value hedge accounting or an election to fair value the note through the income statement.

Loan capital is subordinated in right of payment to the claims of depositors and all other creditors of the Company and its controlled entities which have issued the notes. The loan capital, except for the US Trust Securities, UK Stapled Securities and ANZ CPS constitutes Tier 2 capital as defined by APRA for capital adequacy purposes. US Trust Securities constitute innovative Tier 1 capital, as defined by APRA, for capital adequacy purposes. UK Stapled Securities and ANZ CPS constitute non-innovative Tier 1 capital, as defined by APRA, for capital adequacy purposes.

## 27: Loan Capital (continued)

## US TRUST SECURITIES

On 27 November 2003, the Company issued 1.1 million USD non-cumulative Trust Securities ("US Trust Securities") at USD1,000 each pursuant to an offering memorandum dated 19 November 2003 raising USD1.1 billion. US Trust Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured note (issued by Samson Funding Limited, a wholly owned NZ subsidiary of the Company) and a fully paid USD1,000 preference share (issued by the Company), which are stapled together and issued as a US Trust Security by ANZ Capital Trust I or ANZ Capital Trust II (the "Trusts"). Investors have the option to redeem the US Trust Security from the Trusts and hold the underlying stapled security.

The issue was made in two tranches:

- USD350 million tranche with a coupon of 4.48% and was issued through ANZ Capital Trust I. After 15 January 2010 and at any coupon date thereafter, ANZ has the discretion to redeem the US Trust Security for cash. If it does not exercise this discretion, the investor is entitled to require ANZ to exchange the US Trust Security into a number of ordinary shares based on the formula in the offering memorandum.
- USD750 million tranche with a coupon of 5.36% and was issued through ANZ Capital Trust II. It has the same conversion features as the USD350 million tranche but from 15 December 2013.

Distributions on US Trust Securities are non-cumulative and are payable half yearly in arrears and are funded by payments received by the respective Trusts on the underlying note. Distributions are subject to certain payment tests (i.e. APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 June and 15 December of each year. Dividends are not payable on the preference share while it is stapled to the note. If distributions are not paid on the US Trust Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component.

At any time in the Company's discretion or upon the occurrence of certain other "conversion events", such as the failure of the respective Trust to pay in full a distribution within seven business days of the relevant distribution payment date, the notes that are represented by the relevant US Trust Securities will be automatically assigned to a subsidiary of the Company and the preference shares that are represented by the relevant US Trust Securities will be distributed to investors in redemption of such US Trust Securities. The distributed preference shares will immediately become dividend paying and holders will receive non-cumulative dividends equivalent to the scheduled payments in respect of the US Trust Securities for which the preference shares were distributed. If the US Trust Securities are not redeemed or bought back prior to the 15 December 2053, they will be converted into preference shares, which in turn will be mandatorily converted into a variable number of ordinary shares based upon the formula in the offering memorandum.

The preference shares forming part of the US Trust Securities rank equal to the preference shares issued in connection with the UK Stapled Securities, ANZ CPS, ANZ CN and Euro Trust Securities in all respects. Except in limited circumstances, holders of US Trust Securities do not have any right to vote in general meetings of the Company.

On winding up of the Company, the rights of US Trust Security holders will be determined by the preference share component of US Trust Security. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

The US Trust Securities qualify as Innovative Tier 1 capital as defined by APRA.

## UK STAPLED SECURITIES

On 15 June 2007, the Company issued 9,000 non-cumulative, mandatory convertible stapled securities ("UK Stapled Securities") at £50,000 each pursuant to a prospectus dated 12 June 2007 raising £450 million. UK Stapled Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured subordinated £50,000 note issued by the Company through its New York Branch and a £50,000 preference share issued by the Company, which are stapled together.

Distributions on UK Stapled Securities are non-cumulative and are payable half yearly in arrears at a fixed rate of 6.54% (until converted into ordinary shares or the rate is reset as provided in the prospectus). Distributions are subject to certain payment tests (including APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 June and 15 December of each year. Dividends are not payable on a preference share while it is stapled to a note. If distributions are not paid on UK Stapled Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital, on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component.

At any time in the Company's discretion or upon the occurrence of certain other events, such as the commencement of proceedings for the winding up of the Company, the note component of the UK Stapled Security will be assigned to the Company and the holder will retain only the preference share component of the UK Stapled Security.

On 15 June 2012 ("conversion date"), or an earlier date under certain circumstances, UK Stapled Securities will mandatorily convert into a variable number of ordinary shares in the Company determined in accordance with the formula in the prospectus. The mandatory conversion to ordinary shares is however deferred for five years if the conversion tests set out in the prospectus are not met.

The preference shares forming part of the UK Stapled Securities rank equally with the preference shares issued in connection with US Trust Securities, ANZ CPS, ANZ CN and Euro Trust Securities. Except in limited circumstances, holders of UK Stapled Securities do not have any right to vote in general meetings of the Company.

As noted above, in a winding up of the Company, the note component of the UK Stapled Security will be assigned to the Company and the holder will retain only the preference share component of the UK Stapled Security. Accordingly, the rights of investors in UK Stapled Securities in a winding up of the Company are the rights conferred by the preference share component of UK Stapled Securities. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

The UK Stapled Securities qualify as Non-innovative Tier 1 capital as defined by APRA.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 27: Loan Capital (continued)

## ANZ CONVERTIBLE PREFERENCE SHARES (ANZ CPS)

On 30 September 2008, the Company issued 10.8 million ANZ CPS at \$100 each pursuant to a prospectus dated 4 September 2008 raising \$1,081 million (excluding issue costs of \$13 million; net raising of \$1,068 million). ANZ CPS are fully-paid, preferred, non-cumulative mandatorily convertible preference shares. ANZ CPS are listed on the Australian Stock Exchange.

Distributions on ANZ CPS are non-cumulative and are payable quarterly in arrears on each 15 December, 15 March, 15 June, 15 September and will be franked in line with the franking applied to the ordinary shares. The distribution will be based on a floating distribution rate equal to the aggregate of the 90 day bank bill rate plus a 250 basis point margin, multiplied by one minus the Australian tax rate. At each quarter, the 90 day bank bill rate is reset for the next quarter. Should the distribution not be fully franked, the terms of the security provide for a cash gross up for the amount of the franking benefit not provided. Distributions are subject to the absolute discretion of the Board of Directors of the Company and certain payment tests (including APRA requirements and distributable profits being available). If distributions are not paid on ANZ CPS, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the ANZ CPS.

On 16 June 2014 (the 'conversion date'), or an earlier date under certain circumstances, ANZ CPS will mandatorily convert into a variable number of ordinary shares in the Company determined in accordance with the formula in the prospectus based on \$100 divided by the average market price of ordinary shares over a 20 day trading period ending at the conversion date less a 2.5% discount. The mandatory conversion to ordinary shares is however deferred for a quarter if the conversion tests set out in the prospectus are not met.

The ANZ CPS rank equally with the ANZ CNs and the preference shares issued in connection with US Trust Securities, UK Stapled Securities and Euro Trust Securities. Except in limited circumstances, holders of ANZ CPS do not have any right to vote in general meeting of the Company.

In a winding up of the Company, the ANZ CPS rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

ANZ CPS qualify as Non-innovative Residual Tier 1 capital as defined by APRA.

## CONVERTIBLE NOTES

On 26 September 2008, the Company through its New York branch issued 1,200 Convertible Notes at an issue price of \$500,000 each. The Convertible Notes were perpetual, subordinated and non-cumulative, pay floating rate interest payments and could convert into ANZ ordinary shares on 28 September 2009 or each following quarterly interest payment date, at the holders option, or earlier following the occurrence of certain events. ANZ redeemed the Convertible Notes on 28 September 2009.

## 28: Share Capital

Numbers of issued shares	The Company	
	2009	2008
Ordinary shares each fully paid	2,504,540,925	2,040,656,484
Preference shares each fully paid	500,000	500,000
<b>Total number of issued shares</b>	<b>2,505,040,925</b>	<b>2,041,156,484</b>

## ORDINARY SHARES

Ordinary shares have no par value and entitle holders to receive dividends payable to ordinary shareholders and to participate in the proceeds available to ordinary shareholders on winding up of the Company in proportion to the number of fully paid ordinary shares held.

On a show of hands every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person or by proxy is entitled to one vote, and upon a poll one vote for each share held.

Numbers of issued shares	The Company	
	2009	2008
Balance at start of the year	2,040,656,484	1,864,678,820
Bonus option plan <sup>1</sup>	3,928,449	2,838,335
Dividend Reinvestment Plan <sup>1</sup>	52,386,890	42,546,446
Dividend Reinvestment Plan underwriting	75,000,000	61,534,092
ANZ employee share acquisition plan	6,224,007	2,975,312
ANZ share option plan <sup>2</sup>	818,805	4,115,132
Conversion of StEPS	-	61,968,347
Share placement and Share Purchase Plan <sup>3,6,7</sup>	325,526,290	-
<b>Balance at end of year</b>	<b>2,504,540,925</b>	<b>2,040,656,484</b>

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Ordinary share capital</b>				
Balance at start of the year	12,589	8,946	12,589	8,946
Dividend Reinvestment Plan <sup>1</sup>	742	1,019	742	1,019
Dividend Reinvestment Plan underwriting	1,046	1,487	1,046	1,487
ANZ employee share acquisition plan <sup>2</sup>	99	80	99	80
Treasury shares <sup>3,4</sup>	-	(10)	-	(10)
ANZ share option plan <sup>2</sup>	14	67	14	67
Conversion of StEPS	-	1,000	-	1,000
Share placement and Share Purchase Plan <sup>5,6,7</sup>	4,661	-	4,661	-
<b>Balance at end of year</b>	<b>19,151</b>	<b>12,589</b>	<b>19,151</b>	<b>12,589</b>

1 Refer to note 7 for details of plan.

2 Refer to note 46 for details of plan.

3 On market purchase of shares for settlement of amounts due under share based compensation plans. In addition, 5,948,457 shares were issued during the September 2009 year to the Group's Employee Share Trust for settlement of amounts due under share based compensation plans (2008: 2,356,857).

4 As at 30 September 2009, there were 7,721,314 Treasury shares outstanding (2008: 4,374,248).

5 On 3 June 2009, shares were issued under a placement to institutions and sophisticated and professional investors. The share placement was made at a fully underwritten offer price of \$14.40 per share. The placement was underwritten by Deutsche Bank AG, Sydney Branch, JP Morgan Australia Limited and UBS AG, Australia Branch.

6 On 12 July 2009 shares were issued to eligible shareholders in accordance with the terms and conditions of the Share Purchase Plan released to the ASX on 10 June 2009. The shares were issued at a price of \$14.40 per share.

7 Includes capital raising costs of \$25 million.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 28: Share Capital (continued)

## PREFERENCE SHARES

## Euro Trust Securities

On 13 December 2004, the Company issued 500,000 Euro Floating Rate Non-cumulative Trust Securities ("Euro Trust Securities") at €1,000 each pursuant to the offering circular dated 9 December 2004, raising \$871 million (at the spot rate at the date of issue, net of issue costs). Euro Trust Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured note (issued by ANZ Jackson Funding PLC, a United Kingdom subsidiary of the Company) and a fully paid, €1,000 preference share (issued by the Company), which are stapled together and issued as a Euro Trust Security by ANZ Capital Trust III (the Trust). Investors have the option to redeem the Euro Trust Security from the Trust and hold the underlying stapled security.

Distributions on Euro Trust Securities are non-cumulative and are payable quarterly in arrears and are funded by payments received by the Trust on the underlying note and/or preference share. The distribution is based upon a floating distribution rate equal to the 3 month EURIBOR rate plus a 66 basis point margin up until 15 December 2014, after which date the distribution rate is the 3 month EURIBOR rate plus a 166 basis point margin. At each payment date the 3 month EURIBOR rate is reset for the next quarter. Distributions are subject to certain payment tests (i.e. APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 March, 15 June, 15 September and 15 December of each year. Dividends are not payable on the preference shares while they are stapled to the note, except for the period after 15 December 2014 when the preference share will pay 100 basis points to fund the increase in the margin. If distributions are not paid on Euro Trust Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component.

At any time at ANZ's discretion or upon the occurrence of certain other "conversion events", such as the failure of the Trust to pay in full a distribution within seven business days of the relevant distribution payment date or the business day prior to 15 December 2053, the notes that are represented by the relevant Euro Trust Securities will be automatically assigned to a Branch of the Company and the fixed number of preference shares that are represented by the relevant Euro Trust Securities will be distributed to investors in redemption of such Euro Trust Securities. The distributed preference shares will immediately become dividend paying and holders will receive non-cumulative dividends equivalent to the scheduled payments in respect of the Euro Trust Securities for which the preference shares were distributed.

The preference shares forming part of each Euro Trust Security rank equal to the ANZ Convertible Preference Shares (ANZ CPS) and the preference shares issued in connection with the US Trust Securities and UK Stapled Securities in all respects. Except in limited circumstances, holders of Euro Trust Securities do not have any right to vote in general meetings of the Company.

On winding up of the Company, the rights of Euro Trust Security holders will be determined by the preference share component of the Euro Trust Security. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

The transaction costs arising on the issue of these instruments were recognised directly in equity as a reduction to the proceeds of the equity instruments to which the costs relate.

Euro Trust Securities qualify as Innovative Tier 1 Capital as defined by APRA.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Preference share balance at start of year				
– Euro Trust Securities	871	871	871	871
Preference share balance at end of year				
– Euro Trust Securities	871	871	871	871

## 29: Reserves and Retained Earnings

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>a) Foreign currency translation reserve</b>				
Balance at beginning of the year	(816)	(1,209)	(153)	(407)
Currency translation adjustments, net of hedges after tax	(909)	393	(283)	254
<b>Total foreign currency translation reserve</b>	<b>(1,725)</b>	<b>(816)</b>	<b>(436)</b>	<b>(153)</b>
<b>b) Share option reserve<sup>1</sup></b>				
Balance at beginning of the year	83	70	83	70
Share-based payments	9	14	9	14
Transfer of options lapsed to retained earnings <sup>2</sup>	(23)	(1)	(23)	(1)
<b>Total share option translation reserve</b>	<b>69</b>	<b>83</b>	<b>69</b>	<b>83</b>
<b>c) Available-for-sale revaluation reserve</b>				
Balance at beginning of the year	(88)	97	(56)	93
Valuation gain/(loss) recognised after tax	29	(305)	20	(272)
Cumulative (gain)/loss transferred to the income statement	18	60	18	63
Transfer on step acquisition of associate	-	60	-	60
<b>Total available-for-sale revaluation reserve</b>	<b>(41)</b>	<b>(88)</b>	<b>(18)</b>	<b>(56)</b>
<b>d) Hedging reserve</b>				
Balance at beginning of the year	79	153	51	80
Gains/(loss) recognised after tax	(106)	(39)	(97)	(34)
Transfer (to)/from income statement	(63)	(35)	(63)	5
<b>Total hedging reserve</b>	<b>(90)</b>	<b>79</b>	<b>(109)</b>	<b>51</b>
<b>Total reserves</b>	<b>(1,787)</b>	<b>(742)</b>	<b>(494)</b>	<b>(75)</b>

1 Further information about share-based payments to employees is disclosed in note 45 to the financial statements.

2 The transfer of balances from the share option and capital reserves to retained earnings represent items of a distributable nature.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Retained earnings</b>				
Balance at beginning of the year	13,772	13,082	10,207	9,436
Profit attributable to shareholders of the Company	2,943	3,319	2,285	3,336
Adjustment on step acquisition of associate	-	1	-	-
Transfer of options lapsed from share option reserve <sup>1,2</sup>	23	1	23	1
Actuarial gain/(loss) on defined benefit plans after tax <sup>3</sup>	(124)	(79)	(113)	(60)
Ordinary share dividend paid	(2,452)	(2,506)	(2,452)	(2,506)
Preference share dividend paid	(33)	(46)	-	-
<b>Retained earnings at end of year</b>	<b>14,129</b>	<b>13,772</b>	<b>9,950</b>	<b>10,207</b>
<b>Total reserves and retained earnings</b>	<b>12,342</b>	<b>13,030</b>	<b>9,456</b>	<b>10,132</b>

1 Further information about share-based payments to employees is disclosed in note 45 to the financial statements.

2 The transfer of balances from the share option, general and capital reserves to retained earnings represent items of a distributable nature.

3 ANZ has taken the option available under AASB 119 to recognise actuarial gains/losses on defined benefit superannuation plans directly in retained profits (refer note 1F(iv) and note 45).

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 29: Reserves and Retained Earnings (continued)

## a) Foreign currency translation reserve

The translation reserve comprises exchange differences, net of hedges, arising on translation of the financial statements of foreign operations, as described in note 1A(viii). When a foreign operation is sold, attributable exchange differences are recognised in the Income Statement.

## b) Share option reserve

The share option reserve arises on the grant of share options to selected employees under the ANZ share option plan. Amounts are transferred out of the reserve and into share capital when the options are exercised. Refer to note 1C(iii).

## c) Available-for-sale revaluation reserve

Changes in the fair value and exchange differences on the revaluation of available-for-sale financial assets are taken to the available-for-sale revaluation reserve. Where a revalued available-for-sale financial asset is sold, that portion of the reserve which relates to that financial asset, is realised and recognised in the Income Statement. Where the available-for-sale financial asset is impaired, that portion of the reserve which relates to that asset is recognised in the Income Statement. Refer to note 1E(ii).

## d) Hedging reserve

The hedging reserve represents hedging gains and losses recognised on the effective portion of cashflow hedges. The cumulative deferred gain or loss on the hedge is recognised in the Income Statement when the hedged transaction impacts the Income Statement. Refer to note 1E(ii).

## 30: Minority Interests

	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
Share capital	39	29
Retained profit	26	33
<b>Total Minority Interests</b>	<b>65</b>	<b>62</b>

## 31: Capital Management

ANZ pursues an active approach to capital management, which is designed to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. This involves the on-going review and Board approval of the level and composition of the Group's capital base, assessed against the following key policy objectives:

- Regulatory compliance such that capital levels exceed the Australian Prudential Regulation Authority's (APRA), ANZ's primary prudential supervisor, minimum prudential capital ratios (PCRs) both at Level 1 (the Company and specified subsidiaries) and Level 2 (ANZ consolidated under Australian prudential standards);
- Capital levels are aligned with the risks in the business and to meet strategic and business development plans through ensuring that available capital (i.e. shareholders' equity including preference shares and Tier 1 loan capital) exceeds the level of Economic Capital required to support the Ratings Agency 'default frequency' confidence level for a "AA" credit rating category bank. Economic Capital is an internal estimate of capital levels required to support risk and unexpected losses above a desired target solvency level;
- Capital levels are commensurate with ANZ maintaining its preferred "AA" credit rating category for senior long term unsecured debt given its risk appetite outlined in its strategic plan. ANZ's risk appetite is the level of risk ANZ is prepared to accept in order to achieve its strategic objectives, expressed quantitatively in terms of limits and tolerances that provides a scale against which management can review ANZ's risk profile, and as set by the Board and directs Regions in the execution of their strategic objectives; and
- An appropriate balance between maximising shareholder returns and prudent capital management principles.

The Group achieves these objectives through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby the Group conducts detailed strategic and capital planning over a medium term time horizon.

Annually, ANZ conducts a detailed strategic planning process over a three year time horizon, the outcomes of which are embodied in the Strategic Plan. This process involves forecasting key economic variables which regions use to determine key financial data for their existing business. New strategic initiatives to be undertaken over the planning period and their financial impact are then determined. These processes are used for the following:

- Review capital ratios, targets, and levels of different classes of capital against the Group's risk profile and risk appetite outlined in the Strategic Plan. The Group's capital targets reflect the key policy objectives above, and the desire to ensure that under specific stressed economic scenarios that capital levels are sufficient to remain above both Economic Capital and PCR requirements.
- Stress tests are performed under different economic conditions to ensure a comprehensive review of the Group's capital position both before and after mitigating actions. The stress tests determine the level of additional capital (i.e. the 'capital buffer' above Pillar 1 minimum capital) needed to absorb losses that may be experienced during an economic downturn.
- Stress testing is integral to strengthening the predictive approach to risk management and is a key component in managing risks, asset writing strategies and business strategies. It creates greater understanding of the impacts on financial performance through modelling relationships and sensitivities between geographic, industry and business unit exposures under a range of macro economic scenarios. ANZ has a dedicated stress testing team within Risk Management that models and reports to management and the ANZ Board's Risk Committee on a range of scenarios and stress tests.

### 31: Capital Management (continued)

Results are subsequently used to:

- recalibrate the Group's management targets for minimum and operating ranges for its respective classes of capital such that the Group will remain compliant with APRA's PCRs; and
- identify the level of organic capital generation and hence determine current and future capital requirements for the Company (Level 1) and the Group (Level 2).

From these processes, a Capital Plan is developed and approved by the Board which identifies the capital issuance and maturity profile, options around capital products, timing, markets and strategies under differing market and economic conditions.

The Capital Plan is maintained and updated through a monthly review of forecast financial performance, economic conditions and development of business initiatives and strategies. The Board and senior management are provided with monthly updates of the Group's capital position. Any actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval.

#### Regulatory environment

The Group's regulatory capital calculation is governed by APRA's Prudential Standards which adopt a risk-based capital assessment framework based on the Basel II capital measurement standards. This risk-based approach requires eligible capital to be divided by total risk weighted assets (RWAs), with the resultant ratio being used as a measure of a bank's capital adequacy. APRA determines PCRs for Tier 1 and Total Capital, with capital as the numerator and RWAs as the denominator.

To ensure that ADIs are adequately capitalised on both a stand-alone and group basis, APRA adopts a tiered approach to the measurement of an ADI's capital adequacy by assessing the ADI's financial strength at three levels:

- Level 1 – the ADI on a stand-alone basis (i.e. the Company and approved subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity);
- Level 2 – the consolidated banking group (i.e. the consolidated financial group less certain subsidiaries and associates excluded under the prudential standards); and
- Level 3 – the conglomerate group at the widest level.

ANZ is a Level 1 and Level 2 reporter and measures capital adequacy monthly on a Level 1 and Level 2 basis, and is not required to report on a Level 3 basis.

Regulatory capital is divided into Tier 1, carrying the highest capital elements, and Tier 2, which has lower capital elements, but still adds to the overall strength of the ADI.

Tier 1 capital is comprised of 'fundamental' capital, 'residual' capital, and Tier 1 deductions. Fundamental capital comprises shareholder's equity adjusted for items which APRA does not allow as regulatory capital or classifies as lower forms of regulatory capital. Fundamental capital includes the following significant adjustments:

- Reserves exclude the hedging reserve and available-for-sale revaluation reserve, and reserves of insurance and funds management subsidiaries and associates;
- Retained earnings excludes retained earnings of insurance and funds management subsidiaries and associates and includes capitalised deferred fees forming part of loan yields that meet the criteria set out in the prudential standard; and

- Current year net of tax earnings is net of any interim and special dividends paid during the current year and the expected final dividend payment, net of the expected dividend reinvestment under the Dividend Reinvestment Plan and Bonus Option Plan, and excludes profits of insurance and funds management subsidiaries and associates.

Residual capital covers non-innovative and innovative hybrid Tier 1 instruments with limits restricting the volume that can be counted as Tier 1 capital.

Tier 1 deductions include amounts deducted solely from Tier 1, mainly intangible assets i.e. goodwill and capitalised software, capitalised brokerage and borrowing expenses and net deferred tax assets, and deductions taken 50% from Tier 1 and 50% from Tier 2, which mainly includes the tangible component of investment in other subsidiaries and associates regulated by APRA, or their overseas equivalent, and the amount of Expected Losses (EL) in excess of Eligible Provisions for Loan Losses (net of tax).

Tier 2 capital is comprised of Upper and Lower Tier 2 capital less capital deductions taken 50% from Tier 2 capital. Upper Tier 2 capital mainly comprises perpetual subordinated debt instruments, whilst Lower Tier 2 includes dated subordinated debt instruments which have a minimum term of five years.

Total Capital is the sum of Tier 1 capital and Tier 2 capital.

In addition to the prudential capital oversight that APRA conducts over the Company and the Group, the Company's branch operations and major banking subsidiary operations are overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve and the UK Financial Services Authority who may impose minimum capitalisation rates on those operations.

Throughout the financial year, the Company and the Group maintained compliance with the minimum Tier 1 and Total Capital ratios set by APRA and the US Federal Reserve as well as applicable capitalisation rates set by regulators in countries where the Company operates branches and subsidiaries.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 31: Capital Management (continued)

The table below provides the composition of capital used for regulatory purposes and capital adequacy ratios.

	2009 \$m	2008 \$m
<b>Regulatory Capital – Qualifying Capital</b>		
<b>Tier 1</b>		
Shareholders' equity and minority interests	32,429	26,552
Prudential adjustments to shareholders' equity	(2,341)	(2,409)
<b>Fundamental Tier 1 capital</b>	<b>30,088</b>	<b>24,143</b>
Non-innovative Tier 1 capital instruments	1,901	2,095
Innovative Tier 1 capital instruments	2,122	2,847
<b>Gross Tier 1 capital</b>	<b>34,111</b>	<b>29,085</b>
Deductions <sup>1</sup>	(7,492)	(7,856)
<b>Tier 1 capital</b>	<b>26,619</b>	<b>21,229</b>
<b>Tier 2</b>		
Upper Tier 2 capital	1,390	1,374
Subordinated notes <sup>2</sup>	9,082	9,170
Deductions	(2,661)	(1,206)
<b>Tier 2 capital</b>	<b>7,811</b>	<b>9,338</b>
<b>Total qualifying capital</b>	<b>34,430</b>	<b>30,567</b>
<b>Capital adequacy ratios</b>		
Tier 1	10.6%	7.7%
Tier 2	3.1%	3.4%
<b>Total</b>	<b>13.7%</b>	<b>11.1%</b>

1 Includes goodwill (including associates) of \$2,999 million (2008: \$3,054 million).

2 For capital adequacy calculation, subordinated note issues are reduced by 20% of the original amount over the last four years to maturity and are limited to 50% of Tier 1 capital.

## 32: Assets Charged as Security for Liabilities and Collateral Accepted as Security for Assets

## Assets charged as security for liabilities

The following assets are pledged as collateral:

- Mandatory reserve deposits with local central banks in accordance with statutory requirements. These deposits are not available to finance the Group's day to day operations.
- Securities provided as collateral for liabilities in standard lending and stock borrowing and lending activities. These transactions are conducted under terms that are customary to standard lending, and stock borrowing and lending activities.
- Debenture undertakings covering the assets of Esanda Finance Corporation Limited (Esanda) and its subsidiaries and UDC Finance Limited (UDC). The debenture stock of Esanda and its subsidiaries and UDC is secured by a trust deed and collateral debentures, giving floating charges upon the undertaking of all the tangible assets of the entity, other than land and buildings. All controlled entities of Esanda and UDC have guaranteed the payment of principal, interest and other monies in relation to all debenture stock and unsecured notes issued by Esanda and UDC respectively. The only loans pledged are those in UDC and its subsidiaries.
- Cash placed on deposit with a third party that is provided as collateral for a liability in a structured funding transaction. The funding was raised through a subsidiary, and to achieve more favourable pricing terms, ANZ provided cash collateral, given by the Company.
- Collateral provided to central banks.

The carrying amounts of assets pledged as security are as follows:

	Consolidated				The Company			
	Carrying Amount		Related Liability		Carrying Amount		Related Liability	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Regulatory deposits	509	469	n/a	n/a	330	298	n/a	n/a
Securities sold under arrangements to repurchase	3,586	1,696	3,586	1,654	1,974	1,615	1,974	1,573
Assets pledged as collateral under debenture undertakings	4,665	15,565	3,398	9,902	-	-	-	-
Cash deposited in structured funding transaction	1,080	918	2,006	2,000	1,080	918	-	-
Other	97	-	-	-	97	-	-	-

## Collateral accepted as security for assets

ANZ has accepted cash as collateral on securities loaned to other parties.

ANZ has received securities that it is permitted to sell or re-pledge without the event of default by a counterparty. Where the received securities are sold or re-pledged to third parties, ANZ is obliged to return equivalent securities.

These transactions are conducted under terms that are customary to standard stock borrowing and lending activities.

The fair value of collateral received and provided is as follows:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Securities lending activities<sup>1</sup></b>				
Cash collateral received on securities loaned	746	2,096	746	2,096
Fair value of lent securities	740	2,093	740	2,093
<b>Equity financing activities<sup>1</sup></b>				
Cash collateral received on securities borrowed	-	94	-	94
Fair value of received securities	-	98	-	98

1. Additionally, ANZ has entered transactions involving the exchange of securities (scrip for scrip). The Group and the Company accepted stock to the value of \$nil (2008: \$105 million) against stock provided to counterparties to the value of \$nil (2008: \$86 million).



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 33: Financial Risk Management

#### STRATEGY IN USING FINANCIAL INSTRUMENTS

Financial instruments are fundamental to the Group's business, constituting the core element of its operations. Accordingly, the risks associated with financial instruments are a significant component of the risks faced by the Group. Financial instruments create, modify or reduce the credit, market (including traded or fair value risks and non-traded or interest and foreign currency related risks) and liquidity risks of the Group's balance sheet. These risks and the Group's policies and objectives for managing such risks are outlined below. The Group's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Group.

#### CREDIT RISK

Credit risk is the risk of financial loss from counterparties being unable to fulfil their contractual obligations. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. The credit risks arise not only from traditional lending to customers, but also from inter-bank, treasury, international trade and capital market activities around the world.

The Group has an overall lending objective of sound growth for appropriate returns. The credit risk objectives of the Group are set by the Board and are implemented and monitored within a tiered structure of delegated authority, designed to oversee multiple facets of credit risk, including asset writing strategies, credit policies/controls, single exposures, portfolio monitoring and risk concentrations.

The credit risk management framework exists to provide a structured and disciplined process to support those objectives. The integrity of the credit risk function is maintained by the independence of the credit chain and is supported by comprehensive risk analysis, risk tools, monitoring processes and policies.

#### CREDIT RISK MANAGEMENT

The credit risk management framework ensures a consistent approach is applied across the Group in managing, maintaining and monitoring the credit risk appetite set by the Board. In discharging its duty to oversee credit risk, the Board is assisted and advised by the Board Risk Committee, which oversees the effectiveness of the operational credit controls and processes.

The Board Risk Committee sets or recommends high level changes to credit risk appetite, credit strategies, credit principles and credit controls, as well as approving credit transactions beyond the discretion of executive management.

Responsibility for the day-to-day operational execution and management of the credit risk framework resides with the Credit and Market Risk Committee (CMRC), which is an executive management committee comprising senior risk, business and group executives, chaired by the Chief Risk Officer. CMRC receives a delegated discretion from the Board Risk Committee to set credit policies, review divisional credit risk appetite and make credit decisions within set limits. CMRC also further delegates credit responsibility to the broader organization, based on a combination of factors, including size of risk, level of risk, nature of counterparty, collateral support, risk concentration limits, location of risk and expertise of specific credit points.

Experienced and specialised risk professionals manage the credit risk framework. Skills vary greatly depending on the nature of the credit risk being managed and range widely from statistical modelling expertise required to build, validate and monitor retail decision tools; to making single-judgmental credit decisions in specialist institutional segments that require expert knowledge of not only the specific industry, but also an understanding of the risks inherent in complex financial instruments and structures in a time of volatile and uncertain financial markets.

The central risk function is broadly charged with the responsibility of monitoring and assessing both counterparty and portfolio risks. Credit risk operates in close partnership with credit originators, but reports independently to the risk management function, which in turn reports directly to the CEO. Although credit risk is an independent function, responsibility for risk is firmly a shared responsibility of both the risk and relationship functions.

#### COUNTRY RISK MANAGEMENT

Some customer credit risks involve country risk whereby actions or events at a national or international level could disrupt servicing of commitments. Country risk arises when payment or discharge of an obligation will, or could, involve the flow of funds from one country to another or involve transactions in a currency other than the domestic currency of the relevant country.

Country ratings are assigned to each country where ANZ incurs country risk and have a direct bearing on ANZ's risk appetite for each country. The country rating is determined through a defined methodology based around external ratings agencies' ratings and internal specialist opinion. It is also a key risk consideration in ANZ's capital pricing model for cross border flows.

The recording of country limits provides the Group with a means to identify and control country risk. Country limits ensure that there is a country-by-country ceiling on exposures that involve country risk. They are recorded by time to maturity and purpose of exposure e.g. trade, markets, project finance.

Country limits are managed centrally for the Group, through a global country risk exposure management system managed by a specialist unit within Institutional Risk.

### 33: Financial Risk Management (continued)

#### PORTFOLIO STRESS TESTING

Stress testing is integral to strengthening the predictive approach to risk management and is a key component in managing risk appetite, asset writing strategies and business strategies. It creates greater understanding of impacts on financial performance through modelling relationships and sensitivities between geographic, industry and business unit exposures under a range of macro economic scenarios.

ANZ has a dedicated stress testing team within Risk Management that models and reports periodically to management and the Board Risk Committee on a range of scenarios and stress tests.

#### PORTFOLIO ANALYSIS AND REPORTING

Credit portfolios are actively monitored at each layer of the risk structure to ensure credit deterioration is quickly detected and mitigated through the implementation of remediation strategies.

All businesses incurring credit risk undertake regular and comprehensive analysis of their credit portfolios. Issue identification and adherence to performance benchmarks are reported to risk and business executives through a series of reporting processes, which include a monthly 'asset quality' reporting function closely supported and overseen by the Group Risk function. This ensures an efficient and independent conduit exists to quickly identify and communicate emerging credit issues to Group executives and the Board.

#### COLLATERAL MANAGEMENT

ANZ credit principles specify to only lend when the counterparty has the capacity and ability to repay and the Group sets limits on the acceptable level of credit risk. Acceptance of credit risk is firstly based on the counterparty's assessed capacity to meet contractual obligations, (i.e. interest and capital repayments). Obtaining collateral is only used to mitigate credit risk. Procedures are designed to ensure collateral is managed, legally enforceable, conservatively valued and adequately insured where appropriate. ANZ policy sets out the types of acceptable collateral, including:

- cash;
- mortgages over property;
- charges over business assets, e.g. premises, stock and debtors;
- charges over financial instruments, e.g. debt securities and equities in support of trading facilities; and
- financial guarantees.

In the event of customer default, any loan security is usually held as mortgagee in possession while the Group is actively seeking to realise it. Therefore the Group does not usually hold any real estate or other assets acquired through the enforcement of security.

ANZ uses International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements to document derivatives activities. Under the ISDA Master Agreement, if a default of counterparty occurs, all contracts with the counterparty are terminated. They are then settled on a net basis at market levels current at the time of default.

In addition to the terms noted above, ANZ's preferred practice is to use a CSA (Credit Support Annex to the ISDA Master Agreement). Under a CSA, open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty that is out of the money. Upon termination of the trade, payment is required only for the final daily mark-to-market movement rather than the mark-to-market movement since inception.

#### CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk arise when a number of customers are engaged in similar business activities or activities within the same geographic region, or when they have similar risk characteristics that would cause their ability to meet contractual obligations to be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its portfolios, to identify and assess risk concentrations. The Group's strategy is to maintain well-diversified low risk credit portfolios focused on achieving the best risk-return balance. Credit risk portfolios are actively monitored and frequently reviewed to identify, assess and guard against unacceptable risk concentrations. Concentration analysis will typically include, geography, industry, credit product and risk grade. Risk management also applies single customer counterparty limits (SCCLs) to protect against unacceptably large exposures to single name risk. These limits are established based on a combination of factors including nature of counterparty, probability of default and collateral provided. Analysis and reporting of concentration risk is a core focus of Divisional & Group risk functions and where appropriate the Group applies 'concentration' controls.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 33: Financial Risk Management (continued)

#### Concentrations of credit risk analysis

#### Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry:

Consolidated	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS <sup>1</sup> assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances		Other financial assets <sup>2</sup>		Credit related commitments <sup>3</sup>		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Australia</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	25	23	184	57	115	411	10,099	10,216	85	210	6,557	6,357	17,065	17,274
Business Services	22	17	14	-	51	31	5,507	5,908	46	131	3,181	2,333	8,821	8,420
Construction	-	2	9	-	21	20	4,519	4,560	38	102	3,625	3,446	8,212	8,130
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	182	2	246	202	5,395	6,449	46	144	2,684	1,827	8,553	8,624
Financial, Investment and Insurance	1,805	4,305	18,967	16,204	25,413	26,256	8,694	12,595	73	170	4,484	9,610	59,436	69,140
Government and Official Institutions	4,691	3,508	10,054	5,341	124	69	142	95	1	2	279	492	15,291	9,507
Manufacturing	73	139	434	144	437	316	8,401	9,321	71	206	7,559	8,021	16,975	18,147
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	158,750	147,067	1,339	1,054	31,565	28,046	191,664	176,167
Property Services	1	3	68	25	593	391	22,454	25,103	189	540	7,182	6,678	30,487	32,740
Retail Trade	18	38	180	129	156	51	8,633	9,492	73	212	3,656	2,697	12,716	12,619
Transport and Storage	8	9	133	18	302	160	4,525	6,346	38	102	2,367	2,419	7,373	9,054
Wholesale trade	149	537	-	20	323	237	5,935	6,625	50	143	5,696	5,565	12,153	13,127
Other	36	597	3,288	1,595	650	735	8,796	7,135	75	188	6,092	7,589	18,937	17,839
	6,828	9,178	33,513	23,535	28,431	28,879	251,850	250,912	2,124	3,204	84,927	85,080	407,673	400,785
<b>New Zealand</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	38	86	-	-	71	62	16,835	15,087	185	118	1,195	3,710	18,324	19,063
Business Services	2	-	-	-	11	8	710	1,020	8	8	326	249	1,057	1,285
Construction	-	-	-	-	2	1	702	774	8	6	433	191	1,145	972
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	39	23	23	6	837	892	9	7	367	218	1,275	1,146
Financial, Investment and Insurance	3,608	2,959	3,396	1,984	6,287	4,290	1,074	1,561	12	12	994	376	15,431	11,182
Government and Official Institutions	31	155	1,128	209	144	232	1,169	549	12	4	617	133	3,101	1,282
Manufacturing	66	156	1	7	79	174	2,307	2,680	26	21	731	648	3,210	3,686
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	45,251	45,552	500	358	8,519	11,285	54,270	57,195
Property Services	2	-	-	-	30	17	6,817	7,832	75	61	1,135	1,919	8,059	9,829
Retail Trade	72	299	-	-	61	11	1,318	1,755	14	13	908	427	2,373	2,505
Transport and Storage	5	26	6	3	66	17	1,293	1,186	14	9	466	288	1,850	1,529
Wholesale trade	15	19	-	-	5	9	1,413	1,583	15	12	795	383	2,243	2,006
Other	5	34	32	12	145	70	1,125	2,315	13	13	808	426	2,128	2,870
	3,904	3,734	4,602	2,238	6,924	4,897	80,851	82,786	891	642	17,294	20,253	114,466	114,550

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Concentrations of credit risk analysis (continued):

## Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

Consolidated	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS <sup>1</sup> assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances		Other financial assets <sup>2</sup>		Credit related commitments <sup>3</sup>		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Overseas Markets</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	1	-	10	-	27	90	1,477	2,946	19	55	2,093	2,869	3,627	5,960
Business Services	-	-	3	-	1	4	524	1,544	7	29	479	691	1,014	2,268
Construction	-	-	40	56	7	8	207	141	3	3	923	760	1,180	958
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	-	-	8	58	681	696	9	13	401	488	1,099	1,255
Financial, Investment and Insurance	16,156	16,927	4,853	4,546	1,513	2,634	1,526	1,222	20	23	5,354	7,311	29,422	32,663
Government and Official Institutions	220	4	3,863	1,610	-	15	321	297	4	6	1,085	1,396	5,493	3,328
Manufacturing	6	4	39	38	223	113	4,720	4,793	61	90	10,573	11,222	15,622	16,260
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	2,355	2,379	30	65	460	387	2,845	2,831
Property Services	-	-	22	23	27	18	1,454	302	19	6	237	35	1,759	384
Retail Trade	-	-	-	-	1	33	360	444	5	8	303	278	669	763
Transport and Storage	-	-	93	82	26	31	1,477	1,553	19	29	732	393	2,346	2,088
Wholesale trade	5	28	-	-	63	60	2,064	3,052	27	57	4,584	7,298	6,743	10,495
Other	74	168	69	63	153	101	2,241	2,280	27	43	2,417	2,810	4,081	5,465
	16,462	17,131	8,992	6,418	2,049	3,165	19,406	21,649	250	427	29,641	35,938	76,800	84,728
<b>Consolidated - aggregate</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	64	109	194	57	213	563	28,411	28,249	289	383	9,845	12,936	39,016	42,297
Business Services	24	17	17	-	63	43	6,741	8,472	61	168	3,986	3,273	10,892	11,973
Construction	-	2	49	56	30	29	5,428	5,475	49	111	4,981	4,397	10,537	10,070
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	221	25	277	266	6,913	8,037	64	164	3,452	2,533	10,927	11,025
Financial, Investment and Insurance	21,629	24,191	27,216	22,734	33,213	33,180	11,294	15,378	105	205	10,832	17,297	104,289	112,985
Government and Official Institutions	4,942	3,667	15,045	7,160	268	316	1,632	941	17	12	1,981	2,021	23,885	14,117
Manufacturing	145	299	474	189	739	603	15,428	16,791	158	317	18,863	19,891	35,807	38,093
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	206,356	194,998	1,869	1,477	40,544	39,718	248,769	236,193
Property Services	3	3	90	48	650	426	30,725	33,237	283	607	8,554	8,632	40,305	42,953
Retail Trade	90	337	180	129	218	95	10,311	11,691	92	233	4,867	3,402	15,758	15,887
Transport and Storage	13	35	232	103	394	208	7,294	9,085	71	140	3,564	3,100	11,568	12,671
Wholesale trade	169	584	-	20	391	306	9,412	11,260	92	212	11,075	13,246	21,139	25,628
Other	115	799	3,389	1,670	948	906	12,162	11,730	115	244	9,318	10,825	26,047	26,174
<b>Gross Total</b>	<b>27,194</b>	<b>30,043</b>	<b>47,107</b>	<b>32,191</b>	<b>37,404</b>	<b>36,941</b>	<b>352,107</b>	<b>355,347</b>	<b>3,265</b>	<b>4,273</b>	<b>131,862</b>	<b>141,271</b>	<b>598,939</b>	<b>600,066</b>
Individual provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(1,512)	(646)	-	-	(14)	(29)	(1,526)	(675)
Collective provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(2,552)	(2,062)	-	-	(448)	(759)	(3,000)	(2,821)
	27,194	30,043	47,107	32,191	37,404	36,941	348,043	352,639	3,265	4,273	131,400	140,483	594,413	596,570
Income yet to mature Capitalised brokerage/ mortgage origination fees	-	-	-	-	-	-	(2,372)	(2,600)	-	-	-	-	(2,372)	(2,600)
	27,194	30,043	47,107	32,191	37,404	36,941	346,231	350,639	3,265	4,273	131,400	140,483	592,601	594,570
Excluded from analysis above <sup>4</sup>	3,108	4,849	459	466	-	-	-	-	-	-	-	-	3,567	5,315
	30,302	34,892	47,566	32,657	37,404	36,941	346,231	350,639	3,265	4,273	131,400	140,483	596,168	599,885

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 Equity instruments and cash are excluded from maximum exposure amount.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Concentrations of credit risk analysis (continued):

## Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS <sup>1</sup> assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances		Other financial assets <sup>2</sup>		Credit related commitments <sup>3</sup>		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Australia</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	24	23	29	56	114	411	10,073	9,406	68	172	6,550	6,357	16,858	16,425
Business Services	21	17	14	-	51	31	5,493	4,990	37	99	3,178	2,333	8,794	7,470
Construction	-	2	9	-	21	20	4,507	3,053	31	61	3,621	3,446	8,189	6,582
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	181	2	245	202	5,382	6,211	37	124	2,681	1,827	8,526	8,366
Financial, Investment and Insurance <sup>5</sup>	1,684	4,261	18,931	15,662	28,077	27,636	9,776	13,625	66	176	4,637	10,269	63,171	71,629
Government and Official Institutions	4,626	3,433	10,043	5,215	123	69	142	94	1	2	279	492	15,214	9,305
Manufacturing	72	136	434	140	435	316	8,371	9,020	57	178	7,551	8,021	16,920	17,811
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	158,347	139,854	1,076	868	31,531	28,047	190,954	168,769
Property Services	1	3	67	24	590	391	22,397	24,660	152	474	7,167	6,678	30,374	32,230
Retail Trade	17	37	180	126	155	51	8,599	7,265	58	146	3,652	2,471	12,661	10,096
Transport and Storage	8	9	133	18	301	160	4,451	4,514	30	73	2,364	2,417	7,287	7,191
Wholesale trade	147	526	-	20	321	237	5,920	6,385	40	123	5,690	5,565	12,118	12,856
Other	36	583	3,286	1,552	648	635	8,771	7,123	61	131	6,089	6,370	18,891	16,394
	6,636	9,030	33,307	22,815	31,081	30,159	252,229	236,200	1,714	2,627	84,990	84,293	409,957	385,124
<b>New Zealand<sup>4</sup></b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Business Services	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Construction	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Financial, Investment and Insurance	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	28	-
Government and Official Institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Manufacturing	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	7,194	-	271	-	28	-	7,493	-
Property Services	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Retail Trade	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Transport and Storage	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Wholesale trade	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	28	-	7,194	-	271	-	28	-	7,521	-

1 Available for sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 During 2009, ANZ established a licensed banking branch in New Zealand.

5 Includes amounts due from other group entities.

33: Financial Risk Management (continued)

Concentrations of credit risk analysis (continued):

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS <sup>1</sup> assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances		Other financial assets <sup>2</sup>		Credit related commitments <sup>3</sup>		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Overseas Markets</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	-	-	9	-	23	80	1,223	2,686	15	42	1,721	2,500	2,991	5,308
Business Services	-	-	3	-	1	4	318	1,349	4	22	432	669	758	2,044
Construction	-	-	38	51	6	8	89	87	1	2	917	739	1,051	887
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	-	-	7	56	423	515	5	10	366	445	801	1,026
Financial, Investment and Insurance	15,643	16,207	4,476	3,071	1,403	2,638	1,271	998	17	17	5,199	6,995	28,009	29,876
Government and Official Institutions	197	4	2,522	1,461	-	15	255	261	3	4	1,086	1,371	4,063	3,116
Manufacturing	6	4	37	34	199	109	3,830	4,174	48	69	10,233	10,772	14,353	15,162
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	1,340	1,795	17	50	66	103	1,423	1,948
Property Services	-	-	21	21	26	18	1,402	277	18	4	241	34	1,708	354
Retail Trade	-	-	-	-	-	33	162	401	2	6	201	246	365	686
Transport and Storage	-	-	88	75	24	31	1,052	1,181	13	22	700	385	1,877	1,694
Wholesale trade	5	27	-	-	60	50	1,617	2,645	20	44	4,294	7,121	5,996	9,887
Other	70	122	60	58	143	97	2,239	1,763	21	33	1,035	2,390	3,568	4,463
	15,921	16,364	7,254	4,771	1,892	3,139	15,221	18,132	184	325	26,491	33,770	66,963	76,451
<b>The Company - aggregate</b>														
Agriculture, forestry fishing and mining	24	23	38	56	137	491	11,296	12,092	83	214	8,271	8,857	19,849	21,733
Business Services	21	17	17	-	52	35	5,811	6,339	41	121	3,610	3,002	9,552	9,514
Construction	-	2	47	51	27	28	4,596	3,140	32	63	4,538	4,185	9,240	7,469
Entertainment, Leisure and Tourism	-	-	181	2	252	258	5,805	6,726	42	134	3,047	2,272	9,327	9,392
Financial, Investment and Insurance	17,327	20,468	23,407	18,683	29,508	30,274	11,047	14,623	83	193	9,836	17,264	91,208	101,505
Government and Official Institutions	4,823	3,437	12,565	6,676	123	84	397	355	4	6	1,365	1,863	19,277	12,421
Manufacturing	78	140	471	174	634	425	12,201	13,194	105	247	17,784	18,793	31,273	32,973
Personal Lending	-	-	-	-	-	-	166,881	141,649	1,364	918	31,625	28,150	199,870	170,717
Property Services	1	3	88	45	616	409	23,799	24,937	170	478	7,408	6,712	32,082	32,584
Retail Trade	17	37	180	126	155	84	8,761	7,666	60	152	3,853	2,717	13,026	10,782
Transport and Storage	8	9	221	93	325	191	5,503	5,695	43	95	3,064	2,802	9,164	8,885
Wholesale trade	152	553	-	20	381	287	7,537	9,030	60	167	9,984	12,686	18,114	22,743
Other	106	705	3,346	1,610	791	732	11,010	8,886	82	164	7,124	8,760	22,459	20,852
<b>Gross Total</b>	<b>22,557</b>	<b>25,394</b>	<b>40,561</b>	<b>27,536</b>	<b>33,001</b>	<b>33,298</b>	<b>274,644</b>	<b>254,332</b>	<b>2,169</b>	<b>2,952</b>	<b>111,509</b>	<b>118,063</b>	<b>484,441</b>	<b>461,575</b>
Individual provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(1,050)	(459)	-	-	(12)	(29)	(1,062)	(488)
Collective provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(1,886)	(1,519)	-	-	(352)	(625)	(2,238)	(2,144)
	22,557	25,394	40,561	27,536	33,001	33,298	271,708	252,354	2,169	2,952	111,145	117,409	481,141	458,943
Income yet to mature	-	-	-	-	-	-	(2,102)	(508)	-	-	-	-	(2,102)	(508)
Capitalised brokerage/ mortgage origination fees	-	-	-	-	-	-	505	194	-	-	-	-	505	194
	22,557	25,394	40,561	27,536	33,001	33,298	270,111	252,040	2,169	2,952	111,145	117,409	479,544	458,629
Excluded from analysis above <sup>4</sup>	878	1,260	403	413	-	-	-	-	-	-	-	-	1,281	1,673
	23,435	26,654	40,964	27,949	33,001	33,298	270,111	252,040	2,169	2,952	111,145	117,409	480,825	460,302

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 Equity instruments and cash are excluded from maximum exposure amount.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 33: Financial Risk Management (continued)

#### CREDIT QUALITY

##### Maximum exposure to credit risk

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances, there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity investments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon. For undrawn facilities, the maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities.

The following tables present the maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet financial instruments before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

Consolidated	Reported		Excluded <sup>1</sup>		Maximum exposure to credit risk	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	25,317	25,030	3,108	4,849	22,209	20,181
Due from other financial institutions	4,985	9,862	-	-	4,985	9,862
Trading securities	30,991	15,177	-	20	30,991	15,157
Derivative financial instruments	37,404	36,941	-	-	37,404	36,941
Available-for-sale assets	16,575	17,480	459	446	16,116	17,034
Net loans and advances and acceptances						
- Australia	247,211	246,537	-	-	247,211	246,537
- New Zealand	79,607	81,983	-	-	79,607	81,983
- Asia Pacific, Europe & America	18,951	21,331	-	-	18,951	21,331
Other financial assets	3,265	4,273	-	-	3,265	4,273
	464,306	458,614	3,567	5,315	460,739	453,299
Undrawn facilities	106,644	111,265	-	-	106,644	111,265
Contingent facilities	25,218	30,006	-	-	25,218	30,006
	131,862	141,271	-	-	131,862	141,271
<b>Total</b>	<b>596,168</b>	<b>599,885</b>	<b>3,567</b>	<b>5,315</b>	<b>592,601</b>	<b>594,570</b>

<sup>1</sup> Includes bank notes and coins and cash at bank for liquid assets and equity instruments within trading securities and available-for-sale financial assets.

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Maximum exposure to credit risk (continued)

The Company	Reported		Excluded <sup>1</sup>		Maximum exposure to credit risk	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	20,199	18,081	878	1,260	19,321	16,821
Due from other financial institutions	3,236	8,573	-	-	3,236	8,573
Trading securities	27,410	12,846	-	20	27,410	12,826
Derivative financial instruments	33,001	33,298	-	-	33,001	33,298
Available-for-sale assets	13,554	15,103	403	393	13,151	14,710
Net loans and advances and acceptances						
– Australia	247,617	233,478	-	-	247,617	233,478
– New Zealand	7,199	-	-	-	7,199	-
– Asia Pacific, Europe & America	14,931	17,909	-	-	14,931	17,909
Other financial assets	2,169	2,952	-	-	2,169	2,952
	369,316	342,240	1,281	1,673	368,035	340,567
Undrawn facilities	88,006	90,026	-	-	88,006	90,026
Contingent facilities	23,503	28,037	-	-	23,503	28,037
	111,509	118,063	-	-	111,509	118,063
<b>Total</b>	<b>480,825</b>	<b>460,303</b>	<b>1,281</b>	<b>1,673</b>	<b>479,544</b>	<b>458,630</b>

<sup>1</sup> Includes bank notes and coins and cash at bank for liquid assets and equity instruments within trading securities and available-for-sale financial assets.

A core component of the Group's credit risk management capability is the risk grading framework used across all major Business Units and geographic areas. A set of risk grading principles and policies are supported by a complementary risk grading methodology. Pronouncements by the International Basel Committee on Banking Supervision have been encapsulated in these principles and policies including governance, validation and modelling requirements.

The Group's risk grade profile changes dynamically through new counterparty lending acquisitions and/or existing counterparty movements in either risk or volume. All counterparty risk grades are subject to frequent review, including statistical and behavioural reviews in consumer and small business segments, and individual counterparty reviews in segments with larger single name borrowers.

ANZ uses a two-dimensional risk grading system, which measures both the customer's ability to repay (probability of default (PD)) and the loss in the event of default (LGD) (a factor of the security taken to support the lending). ANZ also uses financial and statistical tools to assist in the risk grading of customers. Customer risk grades are actively reviewed and monitored to ensure the risk grade accurately reflects the credit risk of the customer and the prevailing economic conditions. Similarly, the performance of risk grading tools used in the risk grading process is reviewed regularly to ensure the tools remain statistically valid. ANZ applies a masterscale to the key outputs of the risk grading process, the PD and LGD, to consistently report on ANZ lending portfolios.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Restructured Items

The Group distinguishes between facilities renegotiated on a commercial basis, on terms similar to those offered to new clients with similar risk, and those renegotiated on non-commercial terms as a result of a client's inability to meet original contractual obligations.

In the course of restructuring facilities due to financial difficulty, the Group may consider modifying its terms to include concessions such as a reduction in the principal amount, a deferral of repayments, and/or an extension of the maturity date materially beyond those typically offered to new facilities with similar risk.

Restructured facilities are classified as productive and must demonstrate sound prospects of being able to adhere to the modified contractual terms. Where doubt exists as to the capacity to sustain the modified terms, the facilities are classified as impaired and an appropriate level of individual provision is held.

Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified to provide for concessions of interest, or principal, or other payments due, or for an extension in maturity for a non-commercial period for reasons related to the financial difficulties of a customer, and are not considered impaired.

## DISTRIBUTION OF FINANCIAL INSTRUMENTS BY CREDIT QUALITY

Consolidated	Neither past due nor impaired		Past due but not impaired		Restructured		Impaired		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	22,209	20,181	-	-	-	-	-	-	22,209	20,181
Due from other financial institutions	4,985	9,862	-	-	-	-	-	-	4,985	9,862
Trading securities	30,991	15,157	-	-	-	-	-	-	30,991	15,157
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	37,272	36,886	-	-	5	55	127	-	37,404	36,941
Available-for-sale assets <sup>2</sup>	16,116	17,019	-	-	-	-	-	15	16,116	17,034
Net loans and advances and acceptances										
- Australia	236,197	234,727	7,489	9,771	293	733	3,232	1,306	247,211	246,537
- New Zealand	76,281	78,904	2,352	2,805	1	-	973	274	79,607	81,983
- Asia Pacific, Europe & America	17,862	20,853	528	308	374	-	187	170	18,951	21,331
Other financial assets	3,265	4,273	-	-	-	-	-	-	3,265	4,273
Credit related commitments <sup>3</sup>	131,459	141,159	-	-	-	35	403	77	131,862	141,271
	576,637	579,021	10,369	12,884	673	823	4,922	1,842	592,601	594,570

The Company	Neither past due nor impaired		Past due but not impaired		Restructured		Impaired		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	19,321	16,821	-	-	-	-	-	-	19,321	16,821
Due from other financial institutions	3,236	8,573	-	-	-	-	-	-	3,236	8,573
Trading securities	27,410	12,826	-	-	-	-	-	-	27,410	12,826
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	32,869	33,243	-	-	5	55	127	-	33,001	33,298
Available-for-sale assets <sup>2</sup>	13,151	14,695	-	-	-	-	-	15	13,151	14,710
Net loans and advances and acceptances										
- Australia	236,625	222,222	7,489	9,322	293	733	3,210	1,201	247,617	233,478
- New Zealand	6,992	-	199	-	-	-	8	-	7,199	-
- Asia Pacific, Europe & America	14,305	17,601	328	162	206	-	92	146	14,931	17,909
Other financial assets	2,169	2,952	-	-	-	-	-	-	2,169	2,952
Credit related commitments <sup>3</sup>	111,132	117,956	-	-	-	35	377	72	111,509	118,063
	467,210	446,889	8,016	9,484	504	823	3,814	1,434	479,544	458,630

1 Derivative assets, considered impaired, net of credit valuation adjustments.

2 Impaired available-for-sale debt security where the cumulative mark-to-market loss has been transferred from equity to the Income Statement.

3 Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

## 33: Financial Risk Management (continued)

Credit quality of financial assets neither past due nor impaired

The credit quality of financial assets is managed by ANZ using internal ratings which aim to reflect the relative ability of counterparties to fulfil, on time, their credit-related obligations, and is based on their current probability of default.

## Internal rating

Strong credit profile	Customers that have demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose debt servicing capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events. This rating broadly corresponds to ratings "Aaa" to "Baa3" and "AAA" to "BBB-" of Moody's and Standard & Poor respectively.
Satisfactory risk	Customers that have consistently demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings. This rating broadly corresponds to ratings "Ba1" to "Ba3" and "BB+" to "BB-" of Moody's and Standard & Poor respectively.
Sub-standard but not past due or impaired	Customers that have demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term. This rating broadly corresponds to ratings "B1" to "Caa" and "B+" to "CCC" of Moody's and Standard & Poor respectively.

	Strong credit profile		Satisfactory risk		Sub-standard but not past due or impaired		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Consolidated</b>								
Liquid assets	21,631	18,526	368	1,496	210	159	22,209	20,181
Due from other financial institutions	4,959	9,146	20	578	6	138	4,985	9,862
Trading securities	30,570	14,304	421	840	-	13	30,991	15,157
Derivative financial instruments	35,317	34,511	1,336	1,870	619	505	37,272	36,886
Available-for-sale assets	15,181	15,842	931	1,077	4	100	16,116	17,019
Net loans and advances and acceptances								
– Australia	167,814	166,735	55,723	57,687	12,660	10,305	236,197	234,727
– New Zealand	51,911	54,591	19,891	21,710	4,479	2,603	76,281	78,904
– Asia Pacific, Europe & America	9,987	14,585	6,431	5,853	1,444	415	17,862	20,853
Other financial assets <sup>2</sup>	3,254	4,246	7	27	4	-	3,265	4,273
Credit related commitments <sup>1</sup>	105,167	110,390	23,072	27,397	3,220	3,372	131,459	141,159
	<b>445,791</b>	<b>442,876</b>	<b>108,200</b>	<b>118,535</b>	<b>22,646</b>	<b>17,610</b>	<b>576,637</b>	<b>579,021</b>

	Strong credit profile		Satisfactory risk		Sub-standard but not past due or impaired		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>The Company</b>								
Liquid assets	18,970	15,423	144	1,239	207	159	19,321	16,821
Due from other financial institutions	3,211	7,884	20	557	5	132	3,236	8,573
Trading securities	27,141	11,973	269	840	-	13	27,410	12,826
Derivative financial instruments	31,322	31,288	986	1,507	561	448	32,869	33,243
Available-for-sale assets	13,093	14,542	58	65	-	88	13,151	14,695
Net loans and advances and acceptances								
– Australia	168,156	165,469	55,809	49,317	12,660	7,436	236,625	222,222
– New Zealand	6,487	-	418	-	87	-	6,992	-
– Asia Pacific, Europe & America	9,199	12,101	4,283	5,159	823	341	14,305	17,601
Other financial assets <sup>2</sup>	2,167	2,927	2	25	-	-	2,169	2,952
Credit related commitments <sup>1</sup>	90,469	95,026	18,397	20,348	2,266	2,582	111,132	117,956
	<b>370,215</b>	<b>356,633</b>	<b>80,386</b>	<b>79,057</b>	<b>16,609</b>	<b>11,199</b>	<b>467,210</b>	<b>446,889</b>

<sup>1</sup> Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

<sup>2</sup> Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

Credit quality of financial assets that are past due but not impaired

Ageing analysis of past due loans financial instruments that are not impaired:

	Consolidated						The Company					
	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m
As at 30 September 2009												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>												
– Australia	1,478	3,376	1,110	457	1,068	7,489	1,478	3,376	1,110	457	1,068	7,489
– New Zealand	665	820	315	187	365	2,352	33	126	22	9	9	199
– Asia Pacific, Europe & America <sup>4</sup>	-	322	-	42	164	528	-	187	-	18	123	328
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,143	4,518	1,425	686	1,597	10,369	1,511	3,689	1,132	484	1,200	8,016
As at 30 September 2008												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>												
– Australia	2,078	4,919	1,108	891	775	9,771	2,073	4,692	976	831	750	9,322
– New Zealand	1,018	961	396	171	259	2,805	-	-	-	-	-	-
– Asia Pacific, Europe & America <sup>4</sup>	-	240	-	42	26	308	-	138	-	16	8	162
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3,096	6,120	1,504	1,104	1,060	12,884	2,073	4,830	976	847	758	9,484

1 Includes Customers' Liability for Acceptances.

2 Other financial assets is a subset of Other Assets that includes trade dated trading assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 For Asia Pacific, Europe and America, past due pools comprise 1-29 days (shown above in the 6-29 days band) and 30-89 days (shown above in the 60-89 days band).

Ageing analysis of past due loans is used by the Group to measure and manage emerging credit risks. Financial assets that are past due but not impaired include those which are assessed, approved and managed on a portfolio basis within a centralised environment (for example credit cards and personal loans), those which can be held on a productive basis until they are 180 days past due and those which are managed on an individual basis.

A large portion of retail credit exposures, such as residential mortgages, are generally well secured. That is, the fair value of associated security is sufficient to ensure that ANZ will recover the entire amount owing over the life of the facility and there is reasonable assurance that collection efforts will result in payment of the amounts due in a timely manner.

## 33: Financial Risk Management (continued)

For all lending proposals, ANZ business units assess the value of the assets being financed and judge the appropriateness of taking a security interest in the assets being financed or other customer assets, based on the risk profile of the customer. Each security is held in favour of the specific ANZ entity providing the facility to which it applies. This is an important part in setting the credit appetite for loan amounts. Collateral provided is valued conservatively on a realistically recoverable basis assuming an event of default. Credit policy requires that collateral be re-valued on a regular basis with the frequency varying depending on the nature of the security. The adequacy of security valuations must also be considered at each customer review. ANZ seeks to ensure that assets of non-individual customer entities are covered by registered mortgage debenture or equivalent charge to give ANZ access to the assets in appropriate circumstances. ANZ extends value against types of collateral based on likely recovery rates in the event of default. Parameters for calculating extended values are determined after analysis of historical loss information. Extended values serve as guides in the determination of potential losses in the event of default and also in setting appetites for loan amounts.

For the purposes of this disclosure, where security is valued at more than the corresponding credit exposure, coverage is capped at the value of the credit exposure.

Estimated value of collateral and other charges related to past due financial instruments that are past due but not impaired.

	Cash and securities		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Consolidated</b>												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>												
– Australia	-	-	5,238	6,536	1,501	1,743	6,739	8,279	7,489	9,771	750	1,492
– New Zealand	-	-	1,606	1,765	320	368	1,926	2,153	2,352	2,805	426	652
– Asia Pacific, Europe & America	-	-	76	-	287	-	363	-	528	308	165	308
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	6,920	8,301	2,108	2,131	9,028	10,432	10,369	12,884	1,341	2,452

	Cash and securities		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>The Company</b>												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>												
– Australia	-	-	5,238	6,535	1,501	1,393	6,739	7,928	7,489	9,322	750	1,394
– New Zealand	-	-	199	-	-	-	199	-	199	-	-	-
– Asia Pacific, Europe & America	-	-	53	-	153	-	206	-	328	162	122	162
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	5,490	6,535	1,654	1,393	7,144	7,928	8,016	9,484	872	1,556

1 Includes Customers' Liability for Acceptances.

2 Other financial assets is a subset of Other Assets that includes trade dated trading assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

Credit quality of financial assets that are individually impaired

ANZ regularly reviews its portfolio and monitors adherence to contractual terms. When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or 'the facility') is classified and reported as individually impaired and an individual provision is allocated against it.

As described in the summary of significant accounting policies, provisions are recorded using allowance accounts for financial instruments that are reported on the balance sheet at amortised cost. For instruments reported at fair value, impairment provisions are treated as part of overall change in fair value and directly reduce the reported carrying amounts.

	Consolidated				The Company			
	Impaired Instruments		Individual provision balances		Impaired Instruments		Individual provision balances	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Australia</b>								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	127	-	-	-	127	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	3,232	1,306	1,048	487	3,210	1,201	1,026	424
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	377	72	12	29	377	72	12	29
	<b>3,736</b>	<b>1,378</b>	<b>1,060</b>	<b>516</b>	<b>3,714</b>	<b>1,273</b>	<b>1,038</b>	<b>453</b>
<b>New Zealand</b>								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	973	274	389	111	8	-	2	-
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	26	5	2	-	-	-	-	-
	<b>999</b>	<b>279</b>	<b>391</b>	<b>111</b>	<b>8</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>
<b>Overseas Markets</b>								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	15	-	-	-	15	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	187	170	75	48	92	146	22	35
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
	<b>187</b>	<b>185</b>	<b>75</b>	<b>48</b>	<b>92</b>	<b>161</b>	<b>22</b>	<b>35</b>
<b>Aggregate</b>								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	127	-	-	-	127	-	-	-
Available-for-sale assets	-	15	-	-	-	15	-	-
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	4,392	1,750	1,512	646	3,310	1,347	1,050	459
Other financial assets <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments <sup>3</sup>	403	77	14	29	377	72	12	29
	<b>4,922</b>	<b>1,842</b>	<b>1,526</b>	<b>675</b>	<b>3,814</b>	<b>1,434</b>	<b>1,062</b>	<b>488</b>

1 Includes Customers' Liability for Acceptances.

2 Other financial assets is a subset of Other Assets that includes trade dated trading assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Credit quality of financial assets that are individually impaired (continued)

Estimated value of collateral and other charges related to financial assets that are individually impaired. For the purposes of this disclosure, where security held is valued at more than the corresponding credit exposure, coverage is capped at the value of the credit exposure.

Consolidated	Cash and securities		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	53	-	74	-	127	-	127	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	15
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	-	7	1,011	469	1,173	343	2,184	819	3,232	1,306	1,048	487
– Australia	-	-	400	94	184	69	584	163	973	274	389	111
– New Zealand	-	-	13	-	99	122	112	122	187	170	75	48
– Asia Pacific, Europe & America	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other financial assets <sup>2</sup>	5	-	9	4	375	44	380	48	403	77	14	29
Credit related commitments <sup>3</sup>	5	7	1,486	567	1,905	578	3,396	1,152	4,922	1,842	1,526	690

The Company	Cash and securities		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	53	-	74	-	127	-	127	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	15
Net loans and advances and acceptances <sup>1</sup>	-	5	1,011	469	1,173	303	2,184	777	3,210	1,201	1,026	424
– Australia	-	-	6	-	-	-	6	-	8	-	2	-
– New Zealand	-	-	13	-	57	111	70	111	92	146	22	35
– Asia Pacific, Europe & America	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other financial assets <sup>2</sup>	5	-	2	4	358	39	365	43	377	72	12	29
Credit related commitments <sup>3</sup>	5	5	1,085	473	1,662	453	2,752	931	3,814	1,434	1,062	503

1 Includes Customers' Liability for Acceptances.

2 Other financial assets is a subset of Other Assets that includes trade dated trading assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## MARKET RISK

Market risk is the risk to the Group's earnings arising from changes in interest rates, currency exchange rates, credit spreads, or from fluctuations in bond, commodity or equity prices.

Market risk arises when changes in market rates, prices and volatilities lead to a decline in the value of assets and liabilities, including financial derivatives. Market risk is generated through both trading and banking book activities.

ANZ conducts trading operations in interest rates, foreign exchange, commodities, securities and equities. Trading operations largely focus on supporting customer hedging and investing activities, rather than outright proprietary trading.

ANZ has a detailed risk management and control framework to support its trading and balance sheet activities. The framework incorporates a risk measurement approach to quantify the magnitude of market risk within trading and balance sheet portfolios. This approach and related analysis identifies the range of possible outcomes that can be expected over a given period of time, establishes the relative likelihood of those outcomes and allocates an appropriate amount of capital to support these activities.

Group-wide responsibility for the strategies and policies relating to the management of market risk lies with the Board Risk Committee. Responsibility for day to day management of both market risks and compliance with market risk policy is delegated by the Risk Committee to the Credit and Market Risk Committee ('CMRC') and the Group Asset & Liability Committee ('GALCO'). The CMRC, chaired by the Chief Risk Officer, is responsible for the oversight of market risk. All committees receive regular reporting on the range of trading and balance sheet market risks that ANZ incurs.

Within overall strategies and policies, the control of market risk at the Group level is the joint responsibility of Business Units and Risk Management, with the delegation of market risk limits from the Board and CMRC allocated to both Risk Management and the Business Units.

The management of market risk is supported by a comprehensive limit and policy framework to control the amount of risk that the Group will accept. Market risk limits are allocated at various levels and are reported and monitored by Market Risk on a daily basis. The detailed limit framework allocates individual limits to manage and control asset classes (e.g. interest rates, equities), risk factors (e.g. interest rates, volatilities) and P&L limits (to monitor and manage the performance of the trading portfolios).

## Market risk management and control responsibilities

To facilitate the management, measurement and reporting of market risk, ANZ has grouped market risk into two broad categories:

## a) Traded market risk

This is the risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Trading positions arise from transactions where ANZ acts as principal with customers, financial exchanges or interbank counterparties.

The principal risk categories monitored are:

- *Currency risk* is the potential loss arising from the decline in the value of a financial instrument due to changes in foreign exchange rates or their implied volatilities.
- *Interest rate risk* is the potential loss arising from the change in the value of a financial instrument due to changes in market interest rates or their implied volatilities.
- *Credit spread risk* is the potential loss arising from a change in value of an instrument due to a movement of its margin or spread relative to a benchmark.
- *Commodity risk* is the potential loss arising from the decline in the value of a financial instrument due to changes in commodity prices, or their implied volatilities.

## b) Non-traded market risk (or balance sheet risk)

This comprises the management of non-traded interest rate risk, liquidity, and the risk to the Australian dollar denominated value of the Group's capital and earnings as a result of foreign exchange rate movements.

Some instruments do not fall into either category that also expose ANZ to market risk. These include equity securities classified as available-for-sale financial assets that predominantly comprise long term strategic investments.

## Value at Risk (VaR) measure

A key measure of market risk is Value at Risk (VaR). VaR is a statistical estimate of the possible daily loss and is based on historical market movements.

ANZ measures VaR at a 97.5% and 99% confidence interval. This means that there is a 97.5% or 99% chance that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

The Group's standard VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. The Group calculates VaR using historical changes in market rates, prices and volatilities over the previous 500 business days. Traded and non-traded VaR is calculated using a one-day holding period.

It should be noted that because VaR is driven by actual historical observations, it is not an estimate of the maximum loss that the Group could experience from an extreme market event. As a result of this limitation, the Group utilises a number of other risk measures (e.g. stress testing) and risk sensitivity limits to measure and manage market risk.

### 33: Financial Risk Management (continued)

#### Traded Market Risk

Trading activities are typically focused on servicing customer hedging and investment requirements. The principal product classes include foreign exchange, interest rate, debt securities, equity and commodity markets. These activities are managed along both global and geographical product lines. The VaR exposures do not include foreign exchange translation exposure on the mark-to-market for credit risk on the structured credit derivative as this is not a traded position.

Below are aggregate VaR exposures covering both derivative and non-derivative trading positions for the Group's product classes.

Consolidated	30 September 2009				30 September 2008			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
<b>Value at risk at 97.5% confidence</b>								
Foreign exchange	3.5	4.6	0.9	2.0	2.4	2.4	0.4	0.8
Interest rate	9.6	10.8	2.4	6.6	2.8	3.6	1.2	1.9
Credit spread	2.4	3.2	1.2	1.8	1.2	2.6	0.6	1.0
Commodity	1.2	4.3	0.6	1.4	1.3	1.5	0.4	1.0
Diversification benefit	(7.1)	n/a	n/a	(4.4)	(3.6)	n/a	n/a	(2.2)
	9.6	13.2	3.6	7.4	4.1	4.7	1.4	2.5
<b>Value at risk at 99% confidence</b>								
Foreign exchange	4.8	7.0	1.3	3.2	3.2	3.2	0.5	1.2
Interest rate	19.0	19.5	3.7	10.6	5.0	5.4	1.3	2.7
Credit spread	3.1	5.3	1.6	2.4	1.8	3.9	0.9	1.6
Commodity	1.7	8.0	0.8	2.3	2.0	2.3	0.6	1.4
Diversification benefit	(10.8)	n/a	n/a	(6.7)	(6.1)	n/a	n/a	(3.4)
	17.8	25.9	4.5	11.8	5.9	8.2	1.7	3.5

The Company	30 September 2009				30 September 2008			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
<b>Value at risk at 97.5% confidence</b>								
Foreign exchange	3.1	3.8	0.3	1.9	2.4	2.4	0.3	0.8
Interest rate	9.4	10.6	2.0	6.4	2.3	3.5	0.8	1.7
Credit spread	2.4	3.2	1.2	1.8	1.2	2.6	0.6	1.0
Commodity	1.2	4.3	0.6	1.4	1.3	1.5	0.4	1.0
Diversification benefit	(5.9)	n/a	n/a	(3.8)	(4.0)	n/a	n/a	(2.2)
	10.2	14.1	2.9	7.7	3.2	4.7	1.4	2.3
<b>Value at risk at 99% confidence</b>								
Foreign exchange	4.5	6.6	0.4	3.0	3.2	3.2	0.4	1.1
Interest rate	18.8	19.3	3.1	10.3	4.2	5.3	0.7	2.4
Credit spread	3.1	5.3	1.5	2.4	1.8	3.9	0.9	1.6
Commodity	1.7	8.0	0.8	2.3	2.0	2.3	0.6	1.4
Diversification benefit	(11.4)	n/a	n/a	(6.0)	(6.4)	n/a	n/a	(3.0)
	16.7	25.6	3.1	12.0	4.8	8.4	2.2	3.5

VaR is calculated separately for Foreign Exchange/Commodities, Interest Rate and Debt Markets, as well as for the Group. The diversification benefit reflects the historical correlation between these products.

To supplement the VaR methodology, ANZ applies a wide range of stress tests, both on individual portfolios and at a Group level. ANZ's stress-testing regime provides senior management with an assessment of the financial impact of identified extreme events on market risk exposures of ANZ. Standard stress tests are applied on a daily basis and measure the potential loss arising from applying extreme market movements to individual and groups of individual price factors. Extraordinary stress tests are applied monthly and measure the potential loss arising as a result of scenarios generated from major financial market events.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Non-Traded Market Risk (Balance Sheet Risk)

The principal objectives of balance sheet management are to manage interest income sensitivity while maintaining acceptable levels of interest rate and liquidity risk and to manage the market value of the Group's capital. Liquidity risk is dealt with in the next section.

## Interest rate risk

The objective of balance sheet interest rate risk management is to secure stable and optimal net interest income over both the short (next 12 months) and long term. Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future net interest income. This risk arises from two principal sources: mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using various techniques including: VaR and scenario analysis (to a 1% shock).

## a) VaR Non-Traded Interest Rate Risk

The repricing assumptions used to determine the VaR and 1% rate shock have been revised to reflect the assumptions approved by APRA under APS 117 Capital Adequacy: Interest Rate Risk in the Banking Book. For interest rate risk modelling, assumptions are made about the interest rate sensitivity of non-bearing interest (NBI) accounts. Previously some of these accounts were profiled at zero duration, but are now profiled based on independently validated statistical analysis where this was deemed appropriate. NBIs without statistical evidence or justification have remained at zero duration. Below are aggregate VaR figures covering non-traded interest rate risk.

	30 September 2009				30 September 2008			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
<b>Consolidated</b>								
<b>Value at risk at 97.5% confidence</b>								
Australia	18.3	20.7	12.5	17.6	11.7	11.7	5.6	8.3
New Zealand	9.3	9.3	2.8	6.0	3.4	3.4	1.8	2.7
Overseas Markets	6.4	7.9	3.3	6.0	3.1	3.6	1.7	2.7
Diversification benefit	(8.0)	n/a	n/a	(5.7)	(2.8)	n/a	n/a	(2.9)
	26.0	27.1	13.8	23.9	15.4	15.4	7.9	10.8
<b>The Company</b>								
<b>Value at risk at 97.5% confidence</b>								
Australia	18.3	20.7	12.5	17.6	11.7	11.7	5.6	8.3
Overseas Markets	6.2	7.5	3.1	5.8	2.6	3.0	1.4	2.2
Diversification benefit	(1.0)	n/a	n/a	(2.8)	(2.2)	n/a	n/a	(1.2)
	23.5	24.5	13.5	20.6	12.1	12.3	6.6	9.3

VaR is calculated separately for Australia, New Zealand and Overseas Markets, as well as for the Group.

To supplement the VaR methodology, ANZ applies a wide range of stress tests, both on individual portfolios and at Group level. ANZ's stress testing regime provides senior management with an assessment of the financial impact of identified extreme events on market risk exposures of ANZ.

## b) Scenario Analysis – A 1% Shock on the Next 12 Months' Net Interest Income

A 1% overnight parallel positive shift in the yield curve is modelled to determine the potential impact on net interest income over the succeeding 12 months. This is a standard risk quantification tool.

The figures in the table below indicate the outcome of this risk measure for the current and previous financial years – expressed as a percentage of reported net interest income. The sign indicates the nature of the rate sensitivity with a positive number signifying that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months. Conversely, a negative number signifies that a rate increase is negative for the next 12 months' net interest income.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Impact of 1% Rate Shock</b>				
As at 30 September	0.10%	0.94%	0.51%	1.62%
Maximum exposure	1.03%	0.94%	1.49%	1.62%
Minimum exposure	0.10%	(0.55%)	0.51%	(0.74%)
Average exposure (in absolute terms)	0.55%	0.47%	0.99%	0.77%



## 33: Financial Risk Management (continued)

## Interest rate risk (continued)

The extent of mismatching between the repricing characteristics and timing of interest bearing assets and liabilities at any point has implications for future net interest income. On a global basis, the Group quantifies the potential variation in future net interest income as a result of these repricing mismatches.

The repricing gaps themselves are constructed based on contractual repricing information. However, for those assets and liabilities where the contractual term to repricing is not considered to be reflective of the actual interest rate sensitivity (for example, products priced at the Group's discretion), a profile based on historically observed and/or anticipated rate sensitivity is used. This treatment excludes the effect of basis risk between customer pricing and wholesale market pricing.

## Equity securities classified as available-for-sale

The portfolio of financial assets, classified as available-for-sale for measurement and financial reporting purposes, also contains equity investment holdings which predominantly comprise investments held for longer term strategic intentions. These equity investments are also subject to market risk which is not captured by the VaR measures for traded and non-traded market risks. Regular reviews are performed to substantiate valuation of the investments within the portfolio and the equity investments are regularly reviewed by management for impairment. The fair value of the constituents of equity securities classified as available-for-sale can fluctuate considerably.

The table below outlines the composition of the equity holdings.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Visa Inc.	258	243	202	190
Sacombank	114	92	114	92
Energy Infrastructure Trust	43	46	43	46
Other equity holdings	44	65	44	65
	459	446	403	393
Impact on equity of 10% variation in value	46	45	40	39

## Foreign Currency Risk – structural exposures

The investment of capital in foreign operations, such as branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian dollar, exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates.

The main operating (or functional) currencies of Group entities are the Australian dollar and the New Zealand dollar, with a number of overseas undertakings operating in various other currencies. The Group presents its consolidated financial statements in Australian dollars, as the Australian dollar is the dominant currency. The Group's consolidated balance sheet is therefore affected by exchange differences between the Australian dollar and functional currencies of foreign operations. Variations in the value of these overseas operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

The Group routinely monitors this risk and conducts hedging, where it is expected to add shareholder value, in accordance with approved policies. The Group's exposures to structural foreign currency risks are managed with the primary objective of ensuring, where practical, that the consolidated Tier 1 capital ratio is neutral to the effect of changes in exchange rates.

Selective hedges were in place during the 2009 and 2008 financial years. For details on the hedging instruments used and effectiveness of hedges of net investments in foreign operations, refer to note 12 to these financial statements.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## LIQUIDITY RISK

Liquidity risk is the risk that the Group has insufficient capacity to fund increases in assets or is unable to meet its payment obligations as they fall due, including repaying depositors or maturing wholesale debt. The timing mismatch of cashflows and the related liquidity risk is inherent in all banking operations and is closely monitored by the Group.

The Group's liquidity and funding risks are governed by a detailed policy framework which is approved by the Board of Directors. In response to the impact of the global financial crisis, the framework has been reviewed and updated.

The core objective of the framework is to ensure that the Group has sufficient liquidity to meet obligations as they fall due without incurring unacceptable losses.

ANZ has a low appetite for liquidity risk, as determined by the Board. Key principles of ANZ's approach to liquidity risk management include:

- Maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term.
- Ensuring that the Group has the ability to meet 'survival horizons' under a range of ANZ-specific and general market liquidity stress scenarios, at the site and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term.
- Maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile.
- Limiting the potential earnings at risk implications associated with unexpected increases in funding costs or the liquidation of assets under stress.
- Ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements.
- Preparation of daily liquidity reports and scenario analysis, quantifying the Group's positions.
- Targeting a diversified funding base, avoiding undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency.
- Holding a portfolio of high quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations.
- Establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

Management of liquidity and funding risks are overseen by the Group Asset and Liability Committee (GALCO).

## Supervision and Regulation

APRA supervises liquidity risk via its Prudential Standard APS 210 – Liquidity (last published January 2008) and has adopted guidelines based on the 'Basel Committee' "Sound Practices for Managing Liquidity in Banking Organisations".

APRA supervises liquidity through individual agreements with Authorised Deposit-taking Institutions (ADIs), taking into consideration the specific risk characteristics of each organisations operation. APRA requires ADIs to have a comprehensive Board approved liquidity strategy defining policy, systems and procedures for measuring, assessing, reporting and managing domestic and foreign currency liquidity. This must include a formal contingency plan for dealing with a liquidity crisis.

The Group maintains an APRA Compliance Plan for APS 210 – Liquidity. The Compliance Plan documents methods, processes, controls and monitoring activities required to support compliance with the Standard and assigns responsibilities for these activities.

## Scenario Modelling

A key component of the Group's liquidity management framework is scenario modelling. APRA requires ADIs to assess liquidity under different scenarios, including the 'going-concern' and 'name-crisis'.

'Going-concern': reflects the normal behaviour of cash flows in the ordinary course of business. APRA requires that the Group must be able to meet all commitments and obligations under a going concern scenario, within the ADIs normal funding capacity ('available to fund' limit), over at least the following 30 calendar days. In estimating the funding requirement, the Group models expected cashflows by reference to historical behaviour and contractual maturity data.

'Name-crisis': refers to a potential name-specific liquidity crisis which models the behaviour of cash flows where there is a problem (real or perceived) which may include, but is not limited to, operational issues, doubts about the solvency of the Group or adverse rating changes. Under this scenario the Group may have significant difficulty rolling over or replacing funding. Under a name crisis, APRA requires the Group to be cashflow positive over a five business day period.

'Survival horizons': The Global financial crisis has highlighted the importance of differentiating between stressed and normal market conditions in a name-specific crisis, and the different behaviour that offshore and domestic wholesale funding markets can exhibit during market stress events. As a result, the Group has enhanced its liquidity risk scenario modelling, to supplement APRA's statutory requirements.

During the 2009 financial year, the Group has linked its liquidity risk appetite to defined liquidity 'survival horizons' (i.e. the time period under which ANZ must maintain a positive cashflow position under a specific scenario or stress). Under these scenarios, customer and/or wholesale balance sheet asset/liability flows are stressed. The following stressed scenarios are modelled:

- Extreme Short Term Crisis Scenario (ESTC): A name-specific stress during a period of market stress.
- Short Term Crisis Scenario (NSTC): A name-specific stress during a period of normal markets conditions.
- Global Funding Market Disruption (GFMD): Stressed global wholesale funding markets leading to a closure of domestic and offshore markets.
- Offshore Funding Market Disruption (OFMD): Stressed global wholesale funding markets leading to a closure of offshore markets only.

Each of ANZ's operations is responsible for ensuring its compliance with all scenarios that are required to be modelled. Additionally, we measure, monitor and manage all modelled liquidity scenarios on an aggregated Group-wide level.

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Group Funding Composition

The Group actively uses balance sheet disciplines to prudently manage funding requirements and maintain balance sheet stability. Also, the Group employs funding metrics to ensure that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources including core customer deposits, longer-dated wholesale debt (with a remaining term exceeding one year), and equity. This approach recognises that long-term wholesale debt and other core customer deposits have favourable liquidity characteristics.

ANZ's funding composition strengthened further as a result of continued growth in customer deposits and a stable volume of term funding. Customer deposits and other funding liabilities increased by 12% to \$242.4 billion (55% of total funding), from \$215.6 billion (50% of total funding) at 30 September 2008. As a result, the Group's proportional reliance on short term wholesale funding decreased to 17% from 22%.

The table below outlines the Group's funding composition.

Funding Composition	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
<b>Customer deposits and other liabilities<sup>1</sup></b>		
Australia	153,481	132,665
Asia Pacific, Europe & America	30,487	22,530
New Zealand	49,173	49,534
<b>Total customer deposits</b>	<b>233,141</b>	<b>204,729</b>
Other <sup>2</sup>	9,297	10,870
<b>Total customer deposits and other liabilities (funding)</b>	<b>242,438</b>	<b>215,599</b>
<b>Wholesale funding</b>		
Bonds and notes	57,260	67,323
Loan capital	13,429	14,266
Certificates of deposit (wholesale)	44,711	52,346
Commercial paper	14,227	22,422
Liability for acceptances	13,762	15,297
Due to other financial institutions	19,924	20,092
Other wholesale borrowings <sup>3</sup>	1,572	(3,532)
<b>Total wholesale funding</b>	<b>164,885</b>	<b>188,214</b>
<b>Shareholders' equity<sup>5</sup></b>	<b>31,558</b>	<b>25,681</b>
<b>Total funding maturity</b>		
Short term wholesale funding	14%	18%
Liability for acceptances	3%	4%
Long term wholesale funding <sup>4</sup>		
– less than 1 year residual maturity	5%	7%
– greater than 1 year residual maturity	15%	14%
<b>Total customer deposits and other liabilities (funding)</b>	<b>55%</b>	<b>50%</b>
<b>Shareholders' equity and hybrid debt<sup>5</sup></b>	<b>8%</b>	<b>7%</b>
<b>Total funding and shareholders' equity<sup>5</sup></b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

1 Includes term deposits, other deposits excluding Collateralised Loan Obligation and securitisation deposits.

2 Includes interest accruals, payables and other liabilities, provisions and net tax provisions.

3 Includes net derivative balances, special purpose vehicles, other borrowings and preference share capital Euro hybrids.

4 Long term wholesale funding amounts are stated at original hedged exchange rates. Movements due to currency fluctuations in actual amounts borrowed are classified as short term wholesale funding.

5 Shareholders' equity excludes preference share capital.

## Wholesale Funding

The Group's global wholesale funding strategy is designed to deliver a sustainable portfolio of wholesale funds that balances cost efficiency against prudent duration while targeting diversification by markets, investors, currencies, maturities and funding structures. To the extent that asset growth exceeds funding generated from customer deposits, additional wholesale funds are sourced. Short-term wholesale funding requirements, with a contractual maturity of less than one year, are managed through Group Treasury and local Markets operations. Long-term wholesale funding is managed and executed through Group Treasury operations in Australia and New Zealand.

During 2009, ANZ maintained the required access to all major wholesale funding markets to meet its borrowing requirements in full. Short-term wholesale funding markets continue to function effectively, both locally and offshore.

ANZ also undertook the following actions to improve its funding capabilities, specifically:

- Established a licensed banking branch in New Zealand in January 2009. The branch structure expands the range of funding options available to our New Zealand business.
- Transitioned Esanda Finance Corporation Limited (Esanda) from a wholly-owned subsidiary towards a division of ANZ, including the launch of Esanda Term Deposits.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

During 2009, the Group's wholesale debt issuance program was supported by debt investor meetings held in Australia, New Zealand, the United States, Canada, United Kingdom, France, Germany, the Netherlands, Hong Kong, China, Japan, South-East Asia and the Middle East. The Australian Government Guarantee Scheme has also enabled ANZ to expand its debt investor base to a broader range of investors, including central banks, monetary authorities, sovereign wealth fund managers and insurance companies.

The Group uses maturity concentration limits and geographic diversification limits under the wholesale funding and liquidity management framework. Maturity concentration limits ensure that the Group does not become reliant on issuing large volumes of new wholesale funding within a short time period.

## Funding Capacity and Debt Issuance Planning

Group Treasury provides wholesale funding plans to senior management on a regular basis (via the Group Asset and Liability Committee). These plans address targeted funding volumes, markets, investors, tenors and currencies for senior, subordinated and hybrid transactions. Plans are supplemented with a monthly forecasting process which reviews the funding position to-date in light of market conditions and balance sheet requirements.

The debt issuance plan is linked to the Group's three-year strategic planning cycle, which is a key activity assisting the Group to understand current and future funding requirements, and to quantify and plan volumes of funding required.

In aggregate during 2009 the Group raised \$25.8 billion of new term funding (greater than one year at the end of the financial year). The weighted average tenor of new term debt issuance was 3.9 years. The marginal cost of term finding has declined from the peaks established in early calendar 2009, however funding costs remain high by historical standards. The weighted average cost of term debt issuance increased by 69 basis points in 2009 (including the cost of the Government Guarantee) as a result of market conditions.

When calculating volumes of wholesale debt outstanding and the weighted average term to maturity of the term wholesale funding portfolio, the 'effective' maturity of callable wholesale debt instruments is conservatively assumed to be the next call date (rather than final maturity) as extension beyond the call date is uncertain.

## Liquidity Portfolio Management

The Group holds a diversified portfolio of cash and high-quality, highly-liquid securities that may be sold or pledged to provide same-day liquidity. This portfolio helps protect the Group's liquidity position by providing a source of cash in stressed conditions. All assets held in this portfolio are securities eligible for repurchase under agreements with the applicable central bank (i.e. 'repo' eligible).

The sizing of the Group's Liquidity Portfolio is based on the amount of liquidity required to meet: day-to-day operational requirements; potential name crisis or potential wholesale 'funding stress' requirements under each of the Group's various stress scenarios.

At 30 September 2009 the volume of eligible securities held, post any repurchase (i.e. repo) discounts applied by the applicable central bank, was \$60.2 billion.

To further strengthen the Bank's balance sheet, the Group continues to maintain strong coverage ratios of Liquidity Portfolio to maturing wholesale offshore debt maturities. Liquidity portfolio levels provide coverage of offshore wholesale funding maturities for at least one year.

The Liquidity Portfolio is well diversified by counterparty, currency, and tenor. Under the liquidity policy framework securities purchased must be of a similar or better credit quality to ANZ's external long-term or short-term credit ratings and continue to be repo eligible. Currently securities issued by approximately 84 separate counterparties – comprising bank, government and agency issuers – are held in the portfolio.

Supplementing its liquidity position, the Group holds additional cash and liquid asset balances. Our Markets business also holds secondary sources of liquidity in the form of liquid instruments in its trading portfolios. These other assets are not included in the eligible securities held in the prime Liquidity Portfolio outlined below.

Eligible securities (Market value <sup>1</sup> )	2009 \$m	2008 \$m
Australia	18,694	12,899
New Zealand	8,771	6,620
United States	1,301	2,739
United Kingdom	2,939	4,157
Asia	1,984	-
Internal RMBS (Australia)	24,508	8,305
Internal RMBS (New Zealand)	1,954	-
<b>Total</b>	<b>60,151</b>	<b>34,720</b>

<sup>1</sup> Market value is post the repo discount applied by the applicable central bank.

### 33: Financial Risk Management (continued)

#### Counterparty credit ratings

Long term counterparty Credit Rating <sup>1</sup>	Market Value \$m	No. of counterparties
AAA	43,827	51
AA+	3,043	4
AA	10,840	11
AA-	1,867	9
A+	264	5
A	301	4
<b>Total</b>	<b>60,151</b>	<b>84</b>

<sup>1</sup> Where available, based on Standard & Poor's long-term credit ratings.

#### Liquidity Crisis Contingency Planning

The Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans defining an approach for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. To align with the enhanced liquidity scenario analysis framework, crisis management strategies are assessed against the Group's crisis stress scenarios.

The framework is compliant with APRA's key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines and includes:

- The establishment of crisis severity/stress levels;
- Clearly assigned crisis roles and responsibilities;
- Early warning signals indicative of an approaching crisis, and mechanisms to monitor and report these signals;
- Crisis Declaration Assessment processes, and related escalation triggers set against early warning signals;
- Outlined action plans, and courses of action for altering asset and liability behaviour;
- Procedures for crisis management reporting, and making up cash-flow shortfalls;
- Guidelines determining the priority of customer relationships in the event of liquidity problems; and
- Assigned responsibilities for internal and external communications.

#### Contractual maturity analysis of the Group's liabilities

The tables below analyses the Group's contractual liabilities, within relevant maturity groupings based on the earliest date on which the Group or Company may be required to pay. The amounts represent principal and interest cash flows and hence may differ compared to the amounts reported on the balance sheet.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed above.

#### Contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September 2009:

Consolidated at 30 September 2009	Less than 3 months <sup>1</sup> \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified <sup>2</sup> \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	18,541	1,428	37	-	-	20,006
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	23,474	9,928	13,552	-	-	46,954
Term deposits	77,069	29,395	4,062	30	-	110,556
Other deposits bearing interest	111,314	-	-	-	-	111,314
Deposits not bearing interest	10,174	-	-	-	-	10,174
Commercial paper	8,947	5,400	-	-	-	14,347
Borrowing corporations' debt	1,718	1,356	752	-	-	3,826
Other borrowings	2,028	-	-	-	-	2,028
Liability for acceptances	13,574	188	-	-	-	13,762
Bonds and notes <sup>3</sup>	7,274	7,999	44,075	1,699	-	61,047
Loan capital <sup>4</sup>	179	2,787	9,940	1,551	1,026	15,483
Derivative liabilities (trading) <sup>5</sup>	23,344	-	-	-	-	23,344
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) <sup>6</sup>						
- funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(19,623)	(22,830)	(90,946)	(6,388)	-	(139,787)
Pay leg	21,242	24,048	96,489	6,499	-	148,278
- other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(1,887)	(4,485)	(9,499)	(2,339)	-	(18,210)
Pay leg	2,194	5,218	9,875	2,263	-	19,550

<sup>1</sup> Includes at call instruments.

<sup>2</sup> Includes perpetual investments bought in at face value only.

<sup>3</sup> Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

<sup>4</sup> Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

<sup>5</sup> The full mark to market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'less than 3 months' category.

<sup>6</sup> The unrealised cash flows for all derivative instruments used for the purposes of balance sheet management have been included based on the contractual maturity of the instrument.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## Contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September 2008:

Consolidated at 30 September 2008	Less than 3 months <sup>1</sup> \$m	3 to 12 months <sup>2</sup> \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified <sup>3</sup> \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	17,661	2,295	418	-	-	20,374
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	29,616	13,990	11,518	109	-	55,233
Term deposits	66,817	23,325	1,737	111	-	91,990
Other deposits bearing interest	98,566	-	-	-	-	98,566
Deposits not bearing interest	9,367	-	-	-	-	9,367
Commercial paper	15,419	6,455	1,876	-	-	23,750
Borrowing corporations' debt	4,836	4,481	1,376	-	-	10,693
Other borrowings	2,031	-	-	-	-	2,031
Liability for acceptances	14,439	1,059	-	-	-	15,498
Bonds and notes <sup>3</sup>	8,120	20,484	43,101	2,331	-	74,036
Loan capital <sup>3,4</sup>	322	1,981	10,804	2,997	1,075	17,179
Derivative liabilities (trading) <sup>5</sup>	27,126	-	-	-	-	27,126
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) <sup>6</sup>						
- funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(20,210)	(30,268)	(79,793)	(4,055)	-	(134,326)
Pay leg	20,117	31,357	83,327	4,457	-	139,258
- other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(3,563)	(5,608)	(7,994)	(489)	-	(17,654)
Pay leg	3,481	5,290	8,138	455	-	17,364

1 Includes all call instruments.

2 Includes perpetual investments bought in at face value only.

3 Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

4 Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

5 The full mark-to-market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'less than 3 months' category.

6 The undiscounted cash flows for all derivative instruments used for the purposes of balance sheet management have been included based on the contractual maturity of the instrument.

The Company at 30 September 2009	Less than 3 months <sup>1</sup> \$m	3 to 12 months <sup>2</sup> \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified <sup>3</sup> \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	15,726	1,241	19	-	-	16,986
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	20,096	9,602	13,552	-	-	43,250
Term deposits	61,132	17,399	1,922	29	-	80,482
Other deposits bearing interest	92,995	-	-	-	-	92,995
Deposits not bearing interest	5,800	-	-	-	-	5,800
Commercial paper	6,563	1,720	-	-	-	8,283
Other borrowings	-	-	-	-	-	-
Liability for acceptances	13,550	188	-	-	-	13,738
Bonds and notes <sup>3</sup>	5,452	5,979	35,992	1,412	-	48,835
Loan capital <sup>3,4</sup>	164	2,741	8,991	1,551	341	13,788
Derivative liabilities (trading) <sup>5</sup>	24,388	-	-	-	-	24,388
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) <sup>6</sup>						
- funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(13,215)	(14,816)	(57,583)	(5,511)	-	(91,125)
Pay leg	14,519	15,814	62,560	5,653	-	98,546
- other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(1,293)	(3,276)	(7,472)	(2,274)	-	(14,315)
Pay leg	1,308	3,463	7,277	2,175	-	14,223

1 Includes all call instruments.

2 Includes perpetual investments bought in at face value only.

3 Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

4 Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

5 The full mark-to-market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'less than 3 months' category.

6 The undiscounted cash flows for all derivative instruments used for the purposes of balance sheet management have been included based on the contractual maturity of the instrument.

## 33: Financial Risk Management (continued)

	Less than 3 months <sup>1</sup> \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified <sup>2</sup> \$m	Total \$m
The Company at 30 September 2008						
Due to other financial institutions	15,859	2,279	22	-	-	18,160
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	25,972	12,807	11,487	109	-	50,375
Term deposits	47,921	14,745	985	110	-	63,761
Other deposits bearing interest	79,089	-	-	-	-	79,089
Deposits not bearing interest	5,322	-	-	-	-	5,322
Commercial paper	6,790	1,516	1,876	-	-	10,182
Other borrowings	9	-	-	-	-	9
Liability for acceptances	14,404	1,059	-	-	-	15,463
Bonds and notes <sup>3</sup>	6,338	14,311	33,832	1,823	-	56,304
Loan capital <sup>4</sup>	305	1,930	9,741	2,997	375	15,348
Derivative liabilities (trading) <sup>5</sup>	28,168	-	-	-	-	28,168
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) <sup>6</sup>						
- funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(10,343)	(17,197)	(56,471)	(3,722)	-	(87,733)
Pay leg	10,258	18,370	59,352	4,141	-	92,121
- other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(2,341)	(3,145)	(4,892)	(453)	-	(10,831)
Pay leg	2,269	2,900	4,929	421	-	10,519

1 Includes at call instruments.

2 Includes perpetual investments bought in at face value only.

3 Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

4 Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

5 The full mark to market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'Less than 3 months' category.

6 The undiscounted cash flows for all derivative instruments used for the purposes of balance sheet management have been included based on the contractual maturity of the instrument.

## CREDIT RELATED CONTINGENCIES

Undrawn facilities and issued guarantees comprises the nominal principal amounts of commitments, contingencies and other undrawn facilities and represents the maximum liquidity at risk position should all facilities extended be drawn.

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be partially used, whereas others may never be required to be drawn upon. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements.

The tables below analyses the Group's undrawn facilities and issued guarantees into relevant maturity groupings based on the earliest date on which ANZ may be required to pay.

	Consolidated			The Company		
	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m
30 September 2009						
Undrawn facilities	106,644	-	106,644	88,006	-	88,006
Issued guarantees	25,218	-	25,218	23,503	-	23,503

	Consolidated			The Company		
	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m
30 September 2008						
Undrawn facilities	111,265	-	111,265	90,026	-	90,026
Issued guarantees	30,006	-	30,006	28,037	-	28,037

The liquidity risk of credit related commitments, contingencies and other undrawn facilities may be less than the contract amount, however the liquidity risk has been taken to be the contract amount. The amounts do not necessarily represent future cash requirements as many of these facilities are expected to be partially used or to expire unused.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 33: Financial Risk Management (continued)

## OPERATIONAL RISK MANAGEMENT

Within ANZ, operational risk is defined as the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. This definition includes legal risk, and the risk of reputational loss or damage arising from inadequate or failed internal processes, people and systems, but excludes strategic risk.

The authority for operational risk oversight is delegated by the Board to the Board Risk Committee. The Operational Risk Executive Committee (OREC) supports the Board Risk Committee in respect of operational risk oversight including compliance.

The key responsibilities of OREC include:

- Approve Operational Risk and Compliance policies.
- Approve ANZ's Group Compliance Framework.
- Endorse ANZ's Operational Risk Framework for approval by the Risk Committee of the Board.
- Monitoring the state of operational risk management and instigating any necessary corrective actions;
- Review all material actual, potential or near miss risk events; and
- Monitor associated treatment plans.

Membership of OREC comprises senior executives and OREC is chaired by the Chief Risk Officer.

Business unit staff and line management have first line accountability for the day-to-day management of operational risk. This includes implementation of the operational risk framework and involvement in decision making processes concerning all material operational risk matters. Divisional risk governance functions provide oversight of operational risk undertaken in the business units.

Divisional Risk Committees and Business Unit Risk Forums manage and maintain oversight of operational risks supported by thresholds for escalation and monitoring. Group Operational Risk are responsible for exercising governance over operational risk through the management of the operational risk framework, policy development, framework assurance, operational risk measurement and capital allocation, fraud strategy and reporting of operational risk issues to executive committees.

ANZ's Operational Risk Framework outlines the approach to managing operational risk and specifically covers the minimum requirements that divisions/business units must undertake in the management of operational risk. ANZ's Operational Risk Framework is supported by specific policies, guidelines and templates with the effectiveness of the framework assessed through a series of assurance reviews and related processes. This is supported by an independent review programme by Internal Audit.

The operational risk management process adopted by ANZ consists of a staged approach involving establishing the context, identification, analysis, treatment and monitoring of current, new and emerging operational risks. This is based on the Risk Management Standard issued by Standards Australia/New Zealand (AS/NZS 4360).

In line with industry practice, ANZ obtains insurance cover from third party and captive providers to cover those operational risks where cost-effective premiums can be obtained. In conducting their business, business units are advised to act as if uninsured and not to use insurance as a guaranteed mitigation for operational risk. Business disruption is a critical risk to a bank's ability to operate, so ANZ has comprehensive business continuity, recovery and crisis management plans. The intention of the business continuity and recovery plans is to ensure critical business functions can be maintained, or restored in a timely fashion, in the event of material disruptions arising from internal or external events.

Group Operational Risk is responsible for maintaining ANZ's Advanced Measurement Approach (AMA) for operational risk regulatory capital calculations. ANZ uses a scenario analysis based methodology to assess exposure to unexpected operational risk events and uses probability distributions and monte carlo simulations to model and calculate its operational risk regulatory capital (ORRC). This methodology incorporates the use of business risk profiles which consider the current business environment and internal control factors over a twelve month time horizon.

## 34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities

Fair value is the amount for which an asset could be exchanged, or a liability settled, between knowledgeable, willing parties in an arm's length transaction. The determination of the fair value of financial instruments is fundamental to the financial reporting framework as all financial instruments are recognised initially at fair value and, with the exception of those financial instruments carried at amortised cost, are remeasured at fair value in subsequent periods.

The fair value of a financial instrument on initial recognition is normally the transaction price, however, in certain circumstances the initial fair value may be based on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging, or on a valuation technique whose variables include only data from observable markets.

Subsequent to initial recognition, the fair value of financial instruments measured at fair value is based on quoted market prices, where available. In cases where quoted market prices are not available, fair value is determined using market accepted valuation techniques that employ observable market data. In limited cases where observable market data is not available, the input is estimated based on other observable market data, historical trends and other factors that may be relevant.

## (i) Fair values of financial assets and financial liabilities

A significant number of financial instruments are carried at fair value in the balance sheet. Below is a comparison of the carrying amounts, as reported on the balance sheet, and fair values of all financial assets and liabilities. The fair value disclosure does not cover those instruments that are not considered financial instruments from an accounting perspective such as income tax and intangible assets. In our view, the aggregate fair value amounts do not represent the underlying value of the Group.

In the tables below, financial instruments have been allocated based on their accounting treatment. The significant accounting policies in note 1 describe how the categories of financial assets and financial liabilities are measured and how income and expenses, including fair value gains and losses, are recognised.

Financial asset classes have been allocated into the following groups: amortised cost; financial assets at fair value through profit or loss; derivatives in effective hedging relationships; and available-for-sale financial assets. Similarly, each class of financial liability has been allocated into three groups: amortised cost; derivatives in effective hedging relationships; and financial liabilities at fair value through profit and loss.

The fair values are based on relevant information available as at the respective balance sheet dates and have not been updated to reflect changes in market condition after the balance sheet date.

## FINANCIAL ASSETS

	Carrying amount						Fair value
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2009	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Liquid assets	25,317	-	-	-	-	-	25,317
Due from other financial institutions	4,985	-	-	-	-	-	4,985
Trading securities	-	-	30,991	30,991	-	-	30,991
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	35,681	35,681	1,723	-	37,404
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	16,575	16,575
Loans and advances <sup>2</sup>	331,817	190	-	190	-	-	332,007
Customers' liability for acceptances	13,762	-	-	-	-	-	13,762
Other financial assets	3,265	-	-	-	-	-	3,265
	379,146	190	66,672	66,862	1,723	16,575	464,306

	Carrying amount						Fair value
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2008	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Liquid assets	25,030	-	-	-	-	-	25,030
Due from other financial institutions	9,862	-	-	-	-	-	9,862
Trading securities	-	-	15,177	15,177	-	-	15,177
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	35,237	35,237	1,704	-	36,941
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	17,480	17,480
Loans and advances <sup>2</sup>	334,306	248	-	248	-	-	334,554
Customers' liability for acceptances	15,297	-	-	-	-	-	15,297
Other financial assets	4,273	-	-	-	-	-	4,273
	388,768	248	50,414	50,662	1,704	17,480	458,614

1. Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2. Fair value hedging is applied to financial assets within loans and advances. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

#### FINANCIAL ASSETS (continued)

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
The Company 30 September 2009	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Liquid assets	20,199	-	-	-	-	-	20,199	20,199
Due from other financial institutions	3,236	-	-	-	-	-	3,236	3,236
Trading securities	-	-	27,410	27,410	-	-	27,410	27,410
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	31,631	31,631	1,370	-	33,001	33,001
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	13,554	13,554	13,554
Loans and advances <sup>2</sup>	255,818	190	-	190	-	-	256,008	256,210
Customers' liability for acceptances	13,739	-	-	-	-	-	13,739	13,739
Other financial assets	2,169	-	-	-	-	-	2,169	2,169
	295,161	190	59,041	59,231	1,370	13,554	369,316	369,518

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
The Company 30 September 2008	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Liquid assets	18,081	-	-	-	-	-	18,081	18,081
Due from other financial institutions	8,573	-	-	-	-	-	8,573	8,573
Trading securities	-	-	12,846	12,846	-	-	12,846	12,846
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	32,042	32,042	1,256	-	33,298	33,298
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	15,103	15,103	15,103
Loans and advances <sup>2</sup>	235,876	248	-	248	-	-	236,124	235,671
Customers' liability for acceptances	15,262	-	-	-	-	-	15,262	15,262
Other financial assets	2,952	-	-	-	-	-	2,952	2,952
	280,744	248	44,888	45,136	1,256	15,103	342,239	341,786

<sup>1</sup> Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

<sup>2</sup> Fair value hedging is applied to financial assets within loans and advances. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

#### LIQUID ASSETS AND DUE FROM/TO OTHER FINANCIAL INSTITUTIONS

The carrying values of these financial instruments where there has been no significant change in credit risk is considered to approximate their net fair values as they are short-term in nature, defined as those which reprice or mature in 90 days or less, or are receivable on demand.

#### TRADING SECURITIES

Trading securities are carried at fair value. Fair value is based on quoted market prices, broker or dealer price quotations, or modelled valuations using prices for securities with similar credit risk, maturity and yield characteristics.

#### DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Derivative financial instruments are carried at fair value. Exchange traded derivative financial instruments are valued using quoted prices. Over-the-counter derivative financial instruments are valued using accepted valuation models (including discounted cash flow models) based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument and an adjustment reflecting the credit worthiness of the counterparty.

#### AVAILABLE-FOR-SALE ASSETS

Available-for-sale assets are carried at fair value. Fair value is based on quoted market prices or broker or dealer price quotations. If this information is not available, fair value is estimated using quoted market prices for securities with similar credit, maturity and yield characteristics, or market accepted valuation models as appropriate (including discounted cash flow models) based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument.

#### NET LOANS AND ADVANCES AND ACCEPTANCES

The carrying value of loans and advances and acceptances includes deferred fees and expenses, and is net of provision for credit impairment and income yet to mature.

Fair value has been determined through discounting future cash flows. For fixed rate loans and advances and acceptances, the discount rate applied incorporates changes in wholesale market rates, ANZ's cost of wholesale funding and movements in customer margin. For floating rate loans, only changes in wholesale market rates and ANZ's cost of wholesale funding are incorporated in the discount rate. For variable rate loans where ANZ sets the applicable rate at its discretion, the fair value is set equal to the carrying value.

#### OTHER FINANCIAL ASSETS

Included in this category are accrued interest and fees receivable. The carrying values of accrued interest and fees receivable are considered to approximate their net fair values as they are short term in nature or are receivable on demand.

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL LIABILITIES

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2009	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due from other financial institutions	19,924	-	-	-	-	19,924	19,924
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	34,706	34,706	1,810	36,516	36,516
Deposits and other borrowings	288,305	6,065	-	6,065	-	294,370	294,593
Liability for acceptances	13,762	-	-	-	-	13,762	13,762
Bonds and notes <sup>2</sup>	48,327	8,933	-	8,933	-	57,260	57,493
Loan capital <sup>2</sup>	11,503	1,926	-	1,926	-	13,429	13,179
Payables and other liabilities	7,215	-	-	-	-	7,215	7,215
	389,036	16,924	34,706	51,630	1,810	442,476	442,682

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2008	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due from other financial institutions	20,092	-	-	-	-	20,092	20,092
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	30,418	30,418	1,509	31,927	31,927
Deposits and other borrowings	273,098	10,868	-	10,868	-	283,966	284,110
Liability for acceptances	15,297	-	-	-	-	15,297	15,297
Bonds and notes <sup>2</sup>	60,927	6,396	-	6,396	-	67,323	66,794
Loan capital <sup>2</sup>	12,024	2,242	-	2,242	-	14,266	14,013
Payables and other liabilities	8,904	-	-	-	-	8,904	8,904
	390,342	19,506	30,418	49,924	1,509	441,775	441,137

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
The Company 30 September 2009	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due from other financial institutions	16,974	-	-	-	-	16,974	16,974
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	32,305	32,305	863	33,168	33,168
Deposits and other borrowings	227,300	-	-	-	-	227,300	227,478
Liability for acceptances	13,739	-	-	-	-	13,739	13,739
Bonds and notes <sup>2</sup>	37,100	8,933	-	8,933	-	46,033	46,141
Loan capital <sup>2</sup>	9,959	1,926	-	1,926	-	11,885	11,701
Payables and other liabilities	5,786	-	-	-	-	5,786	5,786
	310,858	10,859	32,305	43,164	863	354,885	354,987

1 Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2 Fair value hedging is applied to financial liabilities within bonds and notes and loan capital. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

## FINANCIAL LIABILITIES (continued)

	At amortised cost	Carrying amount				Fair value	
		At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
The Company 30 September 2008	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due from other financial institutions	18,001	-	-	-	-	18,001	18,001
Derivative financial instruments <sup>1</sup>	-	-	30,585	30,585	870	31,455	31,455
Deposits and other borrowings	203,328	-	-	-	-	203,328	203,413
Liability for acceptances	15,262	-	-	-	-	15,262	15,262
Bonds and notes <sup>2</sup>	45,675	6,396	-	6,396	-	52,071	51,742
Loan capital <sup>2</sup>	10,534	2,242	-	2,242	-	12,776	12,520
Payables and other liabilities	6,671	-	-	-	-	6,671	6,671
	299,471	8,638	30,585	39,223	870	339,564	339,064

1. Derivative financial instruments classified as held for trading include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2. Fair value hedging is applied to financial liabilities within bonds and notes and loan capital. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

## DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS

For interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market prices, market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows. The fair value of a deposit liability without a specified maturity or at call is deemed to be the amount payable on demand at the reporting date. The fair value is not adjusted for any value expected to be derived from retaining the deposit for a future period of time.

Certain deposits and other borrowings have been designated at fair value through profit or loss and are carried at fair value.

## BONDS AND NOTES AND LOAN CAPITAL

The aggregate fair value of bonds and notes and loan capital is calculated based on quoted market prices. For those debt issues where quoted market prices were not available, a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument is used.

Certain bonds and notes and loan capital have been designated at fair value through profit or loss and are carried at fair value. The fair value is based on a discounted cash flow model based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument. The fair value includes the effects of the appropriate credits spreads applicable to ANZ for that instrument.

## PAYABLES AND OTHER FINANCIAL LIABILITIES

This category includes accrued interest and fees payable for which the carrying amount is considered to approximate the fair value.

## COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Adjustments to fair value for commitments and contingencies that are not financial instruments recognised in the balance sheet, are not included in this note.

## (ii) Valuation methodology

A significant number of financial instruments are carried on balance sheet at fair value.

The best evidence of fair value is a quoted price in an active market. Accordingly, wherever possible fair value is based on the quoted market price of the financial instrument.

In the event that there is no quoted market price for the instrument, fair value is based on present value estimates or other market accepted valuation techniques. The valuation models incorporate the impact of bid/ask spread, counterparty credit spreads and other factors that would influence the fair value determined by a market participant.

The analysis presented in this section discloses the financial instruments that are valued using a valuation technique other than a quoted market price. The majority of valuation techniques employ only observable market data. However, for certain financial instruments the valuation technique may employ some data (valuation inputs or components) which is not readily observable in the current market. In these cases valuation inputs (or components of the overall value) are derived and extrapolated from other relevant market data and tested against historic transactions and observed market trends. Valuations using one or more non-observable data inputs require professional judgement.

ANZ has a control framework that ensures that the fair value is either determined or validated by a function independent of the party that undertakes the transaction.

Where quoted market prices are used, independent price determination or validation is obtained. For fair values determined using a valuation model, the control framework may include, as applicable, independent development or validation of: (i) valuation models; (ii) any inputs to those models; and (iii) any adjustments required outside of the valuation model, and, where possible, independent validation of model outputs.

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

The tables below provide an analysis of the methodology used for valuing financial assets and financial liabilities that are required to be remeasured at fair value. The fair value of the financial instrument has been allocated in full to the category which most accurately reflects the determination of the fair value. This allocation is based on the categorisation of the lowest level input into a valuation model or a valuation component that is significant to the reported fair value of the financial instrument. In this regard, the significance of an input is assessed against the reported fair value of the financial instrument and considers various factors specific to the financial instrument. The "quoted market price" category also includes financial instruments valued using quoted yield where it is available for a specific debt security. In the prior year, these were categorised as instruments valued using a valuation technique. Comparatives have been adjusted to conform to the current classification.

The methods used in valuing different classes of financial assets or liabilities are described in section (i) on pages 151 to 154. There have been no substantial changes in the valuation techniques applied to different classes of financial instruments. ANZ continuously monitors the relevance of inputs used and calibrates its valuation models where there is evidence that changes are required to ensure that the resulting valuations remain appropriate.

In November 2008, ANZ transferred certain mortgage backed securities out of available-for-sale financial assets into loans and advances. As at September 2008 these assets were valued using either quoted market prices or models with observable inputs.

Consolidated	Valuation technique						Total	
	Quoted market price		Using observable inputs		With significant non-observable inputs		2009 \$m	2008 \$m
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m		
<b>Financial assets</b>								
Trading securities	14,130	4,386	16,713	10,642	148	149	30,991	15,177
Derivative financial instruments	1,862	2,428	34,797	33,276	745	1,237	37,404	36,941
Available-for-sale financial assets	12,930	11,002	2,764	4,486	881	1,992	16,575	17,480
Loans and advances (designated at fair value)	-	-	190	248	-	-	190	248
	28,922	17,816	54,464	48,652	1,774	3,378	85,160	69,846
<b>Financial liabilities</b>								
Derivative financial instruments	1,854	2,032	33,608	28,102	1,054	1,793	36,516	31,927
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	6,065	10,868	-	-	6,065	10,868
Bonds and notes (designated at fair value)	-	-	8,933	6,396	-	-	8,933	6,396
Loan capital (designated at fair value)	-	-	1,926	2,242	-	-	1,926	2,242
	1,854	2,032	50,532	47,608	1,054	1,793	53,440	51,433

The Company	Valuation technique						Total	
	Quoted market price		Using observable inputs		With significant non-observable inputs		2009 \$m	2008 \$m
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m		
<b>Financial assets</b>								
Trading securities	12,933	3,720	14,329	8,977	148	149	27,410	12,846
Derivative financial instruments	1,808	2,356	30,448	29,705	745	1,237	33,001	33,298
Available-for-sale financial assets	11,175	10,912	1,763	3,267	616	924	13,554	15,103
Loans and advances (designated at fair value)	-	-	190	248	-	-	190	248
	25,916	16,988	46,730	42,197	1,509	2,310	74,155	61,495
<b>Financial liabilities</b>								
Derivative financial instruments	1,767	2,105	30,347	27,557	1,054	1,793	33,168	31,455
Bonds and notes (designated at fair value)	-	-	8,933	6,396	-	-	8,933	6,396
Loan capital (designated at fair value)	-	-	1,926	2,242	-	-	1,926	2,242
	1,767	2,105	41,206	36,195	1,054	1,793	44,027	40,093

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

(iii) Additional information for financial instruments carried at fair value where the valuation incorporates non-observable market data

#### CHANGES IN FAIR VALUE AND MOVEMENTS IN AND OUT

The following table presents the composition of the financial instruments remeasured at fair value with significant non-observable inputs.

	Financial assets						Financial liabilities	
	Trading securities		Derivatives		Available-for-sale		Derivatives	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Consolidated</b>								
Asset backed securities	148	149	-	-	103	967	-	-
Illiquid corporate bonds and loans	-	-	-	-	778	1,025	-	-
Structured credit products	-	-	704	1,212	-	-	1,019	1,704
Other derivatives	-	-	41	25	-	-	35	89
<b>Total</b>	<b>148</b>	<b>149</b>	<b>745</b>	<b>1,237</b>	<b>881</b>	<b>1,992</b>	<b>1,054</b>	<b>1,793</b>
<b>The Company</b>								
Asset backed securities	148	149	-	-	-	393	-	-
Illiquid corporate bonds and loans	-	-	-	-	616	531	-	-
Structured credit products	-	-	704	1,212	-	-	1,019	1,704
Other derivatives	-	-	41	25	-	-	35	89
<b>Total</b>	<b>148</b>	<b>149</b>	<b>745</b>	<b>1,237</b>	<b>616</b>	<b>924</b>	<b>1,054</b>	<b>1,793</b>

Asset backed securities and illiquid corporate bonds comprise illiquid bonds where the effect on fair value of credit risk cannot be directly or indirectly observed in the market, and include long dated Australian CPI indexed bonds.

Structured credit products comprise the structured credit intermediation trades that ANZ entered into from 2004 to 2007 whereby ANZ sold protection using credit default swaps over certain structures, then to mitigate risk purchased protection via credit default swaps from eight US financial guarantors over the same trades. The underlying structures involve synthetic collateralised debt obligations, portfolios of external collateralised loan obligations or specific bonds/floating rate notes. These trades are valued using complex models with certain inputs relating to the reference assets and derivative counterparties not observable in the market.

Other derivative financial instruments comprise long dated instruments, predominantly relating to soft commodities, which extend significantly beyond the period for which market data used to derive the fair value is readily available.

The following table details movements in the balance of these financial assets and liabilities. Trading derivatives are categorised on a portfolio basis, and classified as either financial assets or financial liabilities based on whether the closing balance is a gain or a loss. This could be different to the opening balance.

	Financial assets			Financial liabilities
	Trading securities	Derivatives	Available-for-sale	Derivatives
	2009 \$m	2009 \$m	2009 \$m	2009 \$m
<b>Consolidated</b>				
Opening balance	149	1,237	1,992	(1,793)
New purchases and issues	32	7	-	(4)
Disposals/(sales) and cash settlements	(13)	(39)	(1,032)	(56)
Transfers:				
Transfers into the category	-	2	-	(19)
Transfers out of the category	-	(3)	(13)	-
Fair value gain/(loss) recorded in the income statement	(20)	(459)	(28)	818
Fair value gain/(loss) recognised in equity	-	-	(38)	-
<b>Closing balance</b>	<b>148</b>	<b>745</b>	<b>881</b>	<b>(1,054)</b>
<b>The Company</b>				
Opening balance	149	1,237	924	(1,793)
New purchases and issues	32	7	308	(4)
Disposals/(sales) and cash settlements	(13)	(39)	(541)	(56)
Transfers:				
Transfers into the category	-	2	-	(19)
Transfers out of the category	-	(3)	(13)	-
Fair value gain/(loss) recorded in the income statement	(20)	(459)	(24)	818
Fair value gain/(loss) recognised in equity	-	-	(38)	-
<b>Closing balance</b>	<b>148</b>	<b>745</b>	<b>616</b>	<b>(1,054)</b>

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

SENSITIVITY TO DATA INPUTS

Where valuation techniques use assumptions derived from significant non-observable market inputs, changing these assumptions change the resultant estimate of fair value. The majority of these transactions are "back-to-back" in nature where ANZ either acts as a financial intermediary, or ANZ hedges market risks at inception. In these circumstances, changes in the assumptions generally have minimal impact on the income statement, with the exception of the structured credit intermediation trades that create significant exposure to market risk and/or credit risk.

Principal inputs used in the determination of fair value of financial instruments included in this group include data inputs such as counterparty credit spreads, market-quoted CDS prices, recovery rates, implied default probabilities, market-quoted credit index tranche prices and correlation curves and other inputs, some of which may not be directly observable in the market. For both the Group and the Company, the potential effect of changing prevailing assumptions to reasonably possible alternative assumptions for valuing those financial instruments could result in an increase of \$37 million (2008: \$73 million) or a decrease of \$27 million (2008: \$69 million) in net derivative financial instruments as at 30 September 2009. The ranges of reasonably possible alternative assumptions are established by application of professional judgement to an analysis of the data available to support each assumption.

DEFERRED FAIR VALUE GAINS AND LOSSES

Where the fair value of a financial instrument is determined using non-observable data that has a significant impact on the valuation of the instrument, any difference between the transaction price and the amount determined based on the valuation technique arising on initial recognition of the financial instrument (day one gain or loss) is deferred on the balance sheet. Subsequently, the day one gain or loss is recognised in the income statement only to the extent that it arises from a change in factors (including time) that a market participant would consider in setting the price for the instrument.

The table below shows movements in the aggregate amount of day one gain/(loss) not recognised in the income statement on the initial recognition of the financial instrument because the difference between the transaction price and the modelled valuation price was not fully supported by inputs that were observable in the market.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Opening balance	5	-	5	-
Deferral of gain/(loss) on new transactions	-	5	-	5
Recognised in the income statement, including exchange differences	(2)	-	(2)	-
	3	5	3	5

(iv) Additional information for financial instruments designated at fair value through profit or loss

FINANCIAL ASSETS DESIGNATED AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

The category loans and advances includes certain loans designated at fair value through profit or loss in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as the derivative financial instruments, which were acquired to mitigate interest rate risk of the loan and advances, are measured at fair value through profit or loss. By designating the economically hedged loans, the movements in the fair value attributable to changes in interest rate risks, will also be recognised in the income statement in the same periods.

At balance date, the credit exposure of the Group and the Company on these assets was \$190 million (2008: \$248 million). Of this, \$86 million (2008: \$119 million) was mitigated by collateral held.

The cumulative change in fair value attributable to change in credit risk was, for the Group and the Company, a reduction to the assets of \$5 million (2008: \$6 million). The amount recognised in the income statement attributable to changes in credit risk was a gain of \$1 million (2008: \$6 million loss).

The change in fair value of the designated financial assets attributable to changes in credit risk has been calculated by determining the change in credit rating and credit spread implicit in the loans and advances issued by entities with similar credit characteristics.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

## FINANCIAL LIABILITIES DESIGNATED AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

Parts of loan capital, bonds and notes and deposits and other borrowings have been designated as financial liabilities at fair value through profit or loss in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as the derivatives acquired to mitigate interest rate risk within the financial liabilities are measured at fair value through profit or loss.

The table below compares the carrying amount of financial liabilities carried at full fair value, to the contractual amount payable at maturity and fair value gains and losses recognised during the period on liabilities carried at full fair value that are attributable to changes in ANZ's own credit rating.

Consolidated	Deposits and other borrowing		Bonds and notes		Loan capital	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Carrying amount	6,065	10,868	8,933	6,396	1,926	2,242
Amount at which carrying value is greater/(less) than amount payable at maturity	(6)	(88)	92	(148)	2	(7)
Cumulative change in liability value attributable to own credit risk:						
- opening cumulative (gain)/loss	(2)	-	(166)	(31)	(47)	12
- (gain)/loss recognised during the year	2	(2)	242	(135)	(12)	(59)
- closing cumulative (gain)/loss	-	(2)	76	(166)	(59)	(47)

The Company	Deposits and other borrowing		Bonds and notes		Loan capital	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Carrying amount	-	-	8,933	6,396	1,926	2,242
Amount at which carrying value is greater/(less) than amount payable at maturity	-	-	92	(148)	2	(7)
Cumulative change in liability value attributable to own credit risk:						
- opening cumulative (gain)/loss	-	-	(166)	(31)	(47)	12
- (gain)/loss recognised during the year	-	-	242	(135)	(12)	(59)
- closing cumulative (gain)/loss	-	-	76	(166)	(59)	(47)

For each of loan capital, bonds and notes and deposits and other borrowings, the change in fair value attributable to changes in credit risk has been determined as the amount of change in fair value that is not attributable to changes in market conditions that give rise to market risks (benchmark interest rate and foreign exchange rates).

## 35: Maturity Analysis of Assets and Liabilities

The following is an analysis, by remaining contractual maturities at balance date, of selected asset and liability accounts and represents the actual obligation date expected for the asset or liability to be recovered or settled within one year, and greater than one year.

Consolidated	2009			2008		
	Due within one year \$m	Greater than one year \$m	Total \$m	Due within one year \$m	Greater than one year \$m	Total \$m
Due from other financial institutions	4,759	226	4,985	9,230	632	9,862
Available-for-sale assets	12,749	3,826	16,575	14,407	3,073	17,480
Net loans and advances	77,150	254,857	332,007	77,626	256,928	334,554
Customers' liability for acceptances	13,762	-	13,762	15,297	-	15,297
Due to other financial institutions	19,889	35	19,924	19,615	477	20,092
Deposits and other borrowings	277,889	16,481	294,370	267,333	16,633	283,966
Liability for acceptances	13,762	-	13,762	15,297	-	15,297
Bonds and notes	11,317	45,043	57,260	16,198	51,125	67,323
Loan capital	400	13,029	13,429	12	14,254	14,266

### 36: Segment Analysis

#### (i) Description of segments

During the year, the Group moved to a new business model and organisational structure with the creation of three segments based on the geographic regions in which the Group operates (Australia, New Zealand and the combined Asia, Pacific, Europe & America). Each geography focuses primarily on four customer based divisions being, Retail, Commercial, Wealth and Institutional. The Institutional division is also managed on a global basis.

The segments and product and services categories as reported below are consistent with internal reporting provided to the chief operating decision maker, being the Chief Executive Officer.

The primary sources of external revenue across all business units are interest, fee income and trading income.

As the composition of segments was amended during the financial year, September 2008 comparatives have been restated for consistency.

#### (ii) Transactions between segments

Costs are allocated between business units across segments within ANZ for management reporting comparative purposes on an arms length basis.

	Australia		New Zealand		Asia Pacific, Europe & America		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Consolidated</b>								
External interest income	18,409	22,422	6,106	8,171	1,691	2,011	26,206	32,604
External interest expense	(11,653)	(17,152)	(3,832)	(6,032)	(913)	(1,570)	(16,398)	(24,754)
Adjustment for intersegment interest	329	404	(397)	(437)	68	33	-	-
Net interest income	7,085	5,674	1,877	1,702	846	474	9,808	7,850
Other external operating income	2,061	2,488	540	847	736	613	3,337	3,948
Share of net profit/(loss) of equity accounted investments	76	123	11	92	378	146	465	361
<b>Segment revenue</b>	<b>9,222</b>	<b>8,285</b>	<b>2,428</b>	<b>2,641</b>	<b>1,960</b>	<b>1,233</b>	<b>13,610</b>	<b>12,159</b>
Other external expenses	(4,161)	(3,950)	(1,130)	(1,139)	(934)	(607)	(6,225)	(5,696)
Net intersegment expenses	(12)	15	(73)	(67)	85	52	-	-
Operating expenses	(4,173)	(3,935)	(1,203)	(1,206)	(849)	(555)	(6,225)	(5,696)
Provision for credit impairment	(2,008)	(1,487)	(722)	(256)	(275)	(205)	(3,005)	(1,948)
<b>Segment result</b>	<b>3,041</b>	<b>2,863</b>	<b>503</b>	<b>1,179</b>	<b>836</b>	<b>473</b>	<b>4,380</b>	<b>4,515</b>
Income tax expense	(955)	(754)	(344)	(348)	(136)	(86)	(1,435)	(1,188)
Minority interests	(2)	(2)	-	-	-	(6)	(2)	(8)
<b>Profit after income tax attributed to shareholders of the company</b>	<b>2,084</b>	<b>2,107</b>	<b>159</b>	<b>831</b>	<b>700</b>	<b>381</b>	<b>2,943</b>	<b>3,319</b>
Acquisition of plant & equipment, intangibles and other non-current assets	611	460	77	40	67	59	755	559
<b>Non-Cash Expenses</b>								
Depreciation and amortisation	(285)	(265)	(40)	(39)	(49)	(26)	(374)	(330)
Equity-settled share-based payment expenses	(74)	(64)	(14)	(11)	(15)	(9)	(103)	(84)
Provision for credit impairment	(2,008)	(1,487)	(722)	(256)	(275)	(205)	(3,005)	(1,948)
Credit risk on derivatives	(129)	(717)	(6)	-	-	30	(135)	(687)
Provisions for employee entitlements	(50)	(69)	(59)	(63)	(3)	(2)	(112)	(134)
Provisions for restructuring	(100)	(149)	(20)	(29)	(10)	(3)	(130)	(181)
<b>Financial Position</b>								
Total external assets <sup>1</sup>	324,918	321,072	101,445	100,270	50,121	48,594	476,484	469,936
Shares in associates and joint venture companies	1,826	1,862	383	304	2,356	2,209	4,565	4,375
Total external liabilities <sup>2</sup>	312,378	307,845	82,589	88,793	49,480	46,954	444,447	443,592
Goodwill	264	270	2,680	2,733	55	61	2,999	3,064
Intangibles	809	603	49	44	39	30	897	677

1 Excludes deferred tax assets.  
2 Excludes deferred tax liabilities.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

### 36: Segment Analysis (continued)

External segment revenue by products and services

The table below sets out revenue from external customers for groups of similar products and services as required by AASB 8 Operating Segments.

	Australia		New Zealand		Asia Pacific, Europe & America		Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Retail	4,060	3,640	1,316	1,456	445	362	5,821	5,458
Commercial	2,084	1,847	704	725	-	-	2,788	2,572
Wealth	347	441	45	62	57	40	449	543
Institutional	3,145	2,456	631	475	1,172	693	4,948	3,624
Partnerships	-	-	-	-	347	199	347	199
Other	(414)	(99)	(268)	(77)	(61)	(61)	(743)	(237)
<b>Total revenue</b>	<b>9,222</b>	<b>8,285</b>	<b>2,428</b>	<b>2,641</b>	<b>1,960</b>	<b>1,233</b>	<b>13,610</b>	<b>12,159</b>

The following disclosure represents a secondary segment view on a divisional basis, consistent with the Group matrix reporting structure.

Consolidated Year ended 30 September 2009	Australia \$m	Institutional \$m	Asia Pacific, Europe & America \$m	New Zealand Businesses \$m	Other \$m	Less: Institutional Asia Pacific, Europe & America \$m	Consolidated \$m
Other operating income	1,624	1,907	1,118	506	(726)	(627)	3,802
Operating income	6,501	4,948	2,009	2,086	(762)	(1,172)	13,610
Operating expenses	(2,757)	(1,583)	(891)	(1,018)	(394)	418	(6,225)
Profit before credit impairment and income tax	3,744	3,365	1,118	1,068	(1,156)	(754)	7,385
Provision for credit impairment	(884)	(1,408)	(252)	(635)	34	140	(3,005)
Profit before income tax	2,860	1,957	866	433	(1,122)	(614)	4,380
Income tax expense	(839)	(553)	(164)	(123)	82	162	(1,435)
Minority interests	-	(3)	-	-	-	1	(2)
<b>Profit after income tax attributed to shareholders of the Company</b>	<b>2,021</b>	<b>1,401</b>	<b>702</b>	<b>310</b>	<b>(1,040)</b>	<b>(451)</b>	<b>2,943</b>

Consolidated Year ended 30 September 2008	Australia \$m	Institutional \$m	Asia Pacific, Europe & America \$m	New Zealand Businesses \$m	Other \$m	Less: Institutional Asia Pacific, Europe & America \$m	Consolidated \$m
Other operating income	1,699	1,801	735	512	(27)	(411)	4,309
Operating income	5,943	3,624	1,305	2,241	(261)	(693)	12,159
Operating expenses	(2,644)	(1,245)	(590)	(1,029)	(456)	268	(5,696)
Profit before credit impairment and income tax	3,299	2,379	715	1,212	(717)	(425)	6,463
Provision for credit impairment	(518)	(1,281)	(170)	(240)	135	126	(1,948)
Profit before income tax	2,781	1,098	545	972	(582)	(299)	4,515
Income tax expense	(797)	(324)	(106)	(313)	265	87	(1,188)
Minority interests	-	(3)	(6)	-	-	1	(8)
<b>Profit after income tax attributed to shareholders of the Company</b>	<b>1,984</b>	<b>771</b>	<b>433</b>	<b>659</b>	<b>(317)</b>	<b>(211)</b>	<b>3,319</b>

## 37: Notes to the Cash Flow Statements

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
a) Reconciliation of net profit after income tax to net cash provided by operating activities				
	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)
Operating profit after income tax attributable to shareholders of the Company	2,943	3,319	2,285	3,336
<b>Adjustment to reconcile operating profit after income tax to net cash provided by/(used in) operating activities</b>				
Provision for credit impairment	3,005	1,948	2,079	1,573
Credit risk on derivatives	135	687	121	718
Depreciation and amortisation	375	330	289	259
(Profit)/loss on sale of businesses	3	(2)	3	(4)
Provision for employee entitlements, restructuring and other provisions	675	584	409	418
Payments from provisions	(571)	(402)	(395)	(230)
(Profit)/loss on sale of premises and equipment	(5)	(32)	(5)	(4)
(Profit)/loss on sale of available-for-sale assets	(1)	(361)	-	(281)
Amortisation of discounts/premiums included in interest income	(162)	(176)	-	2
Net foreign exchange earnings	(962)	(708)	(740)	(340)
Net gains/losses on trading derivatives	(424)	(310)	(467)	(164)
Net derivatives/foreign exchange adjustment	1,879	(166)	1,687	(696)
Share based payments	9	14	9	14
<b>Net (increase)/decrease in operating assets</b>				
Trading securities	(15,971)	31	(14,491)	501
Liquid assets greater than three months	2,253	(4,692)	2,427	(3,620)
Due from other banks greater than three months	1,402	(739)	1,032	(674)
Loans and advances	(1,897)	(46,855)	(23,162)	(37,813)
Net derivative financial instruments	(7,754)	(1,628)	(7,936)	(796)
Net intra-group loans and advances	-	-	6,412	2,222
Interest receivable	722	(248)	586	(277)
Accrued income	92	40	32	22
Net tax assets	144	(1,282)	(14)	(1,416)
<b>Net (decrease)/increase in operating liabilities</b>				
Deposits and other borrowings	12,601	49,796	26,171	43,503
Due to other financial institutions	(168)	976	(1,027)	761
Payables and other liabilities	(994)	(1,189)	259	(3,146)
Interest payable	(1,115)	754	(788)	560
Accrued expenses	294	115	281	86
Other	(190)	(14)	(29)	(1,463)
<b>Total adjustments</b>	<b>(6,625)</b>	<b>(3,529)</b>	<b>(7,257)</b>	<b>(285)</b>
<b>Net cash (used in)/provided by operating activities</b>	<b>(3,682)</b>	<b>(210)</b>	<b>(4,972)</b>	<b>3,051</b>

## b) Reconciliation of cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include liquid assets and amounts due from other financial institutions with an original term to maturity of less than three months. Cash and cash equivalents at the end of the financial year as shown in the statements of cash flows are reconciled to the related items in the statements of financial position as follows:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Liquid assets – less than three months	18,393	15,645	15,228	10,133
Due from other financial institutions – less than three months	4,412	7,842	2,823	7,023
<b>Cash and cash equivalents in the statement of cashflows</b>	<b>22,805</b>	<b>23,487</b>	<b>18,051</b>	<b>17,156</b>

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 37: Notes to the Cash Flow Statements (continued)

## c) Acquisitions and disposals

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Cash outflows from acquisitions and investments</b>				
Purchases of controlled entities <sup>1</sup>	34	10	34	6
Investments in controlled entities	-	-	194	62
Purchases of interest in associates and joint ventures	229	440	3	223
	263	450	231	291
<b>Cash inflows from disposals</b>				
Disposals of controlled entities	-	81	-	81
Disposals of associates and joint ventures	15	47	15	32
	15	128	15	113

## d) Non-cash financing and investing activities

<b>Share capital issues</b>				
Dividends satisfied by share issue	1,788	2,506	1,788	2,506
	1,788	2,506	1,788	2,506

## e) Financing arrangements

	Consolidated			
	2009		2008	
	Available \$m	Unused \$m	Available \$m	Unused \$m
<b>Credit stand by arrangements</b>				
Stand by lines	1,186	1,186	1,419	1,419
<b>Other financing arrangements</b>				
Overdraft and other financing arrangements	-	-	-	-
<b>Total finance available</b>	1,186	1,186	1,419	1,419

<sup>1</sup> Cash outflows due to purchases of controlled entities in 2009 relate to acquisitions not yet complete.

## 38: Controlled Entities

	Incorporated in	Nature of business
<b>Ultimate parent of the Group</b>		
<b>Australia and New Zealand Banking Group Limited</b>	Australia	Banking
All controlled entities are 100% unless otherwise noted. The material controlled entities of the Group are:		
<b>Amerika Samoa Bank*</b>	American Samoa	Banking
<b>ANZ Bank (Vietnam) Limited</b>	Vietnam	Banking
<b>ANZ Capel Court Limited</b>	Australia	Investment Banking
<b>ANZ Capital Hedging Pty Ltd</b>	Australia	Hedging
<b>ANZ Commodity Trading Pty Ltd</b>	Australia	Finance
<b>ANZcover Insurance Pty Ltd</b>	Australia	Captive-Insurance
<b>ANZ Trustees Limited</b>	Australia	Trustee/Nominee
<b>ANZ Fund Pty Ltd</b>	Australia	Investment
<b>ANZ Bank (Europe) Limited*</b>	United Kingdom	Banking
<b>ANZ Bank (Kiribat) Limited*<sup>1</sup></b>	Kiribati	Banking
<b>ANZ Bank (Samoa) Limited*</b>	Samoa	Banking
<b>ANZ Holdings (New Zealand) Limited*</b>	New Zealand	Holding Company
<b>ANZ National Bank Limited*</b>	New Zealand	Banking
<b>ANZ Investment Services (New Zealand) Limited*</b>	New Zealand	Fund Manager
<b>ANZ National (Int'l) Limited*</b>	New Zealand	Finance
<b>Arawata Finance Limited*</b>	New Zealand	Finance
<b>Arawata Trust*</b>	New Zealand	Finance
<b>Arawata Holdings Limited*</b>	New Zealand	Holding Company
<b>Harcourt Corporation Limited*</b>	New Zealand	Investment
<b>Arawata Trust Company*</b>	New Zealand	Finance
<b>Endeavor Finance Limited*</b>	New Zealand	Finance
<b>Tui Endeavor Limited*</b>	New Zealand	Finance
<b>Private Nominees Limited*</b>	New Zealand	Nominee
<b>UDC Finance Limited*</b>	New Zealand	Finance
<b>ANZ International (Hong Kong) Limited*</b>	Hong Kong	Holding Company
<b>ANZ Asia Limited*</b>	Hong Kong	Banking
<b>ANZ Bank (Vanuatu) Limited</b>	Vanuatu	Banking
<b>ANZ International Private Limited*</b>	Singapore	Holding Company
<b>ANZ Singapore Limited*</b>	Singapore	Merchant Banking
<b>ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited*<sup>1</sup></b>	Cambodia	Banking
<b>LFD Limited</b>	Australia	Holding Company
<b>Minerva Holdings Limited*</b>	United Kingdom	Holding Company
<b>Upspring Limited*</b>	United Kingdom	Finance
<b>Votrait No. 1103 Pty Ltd</b>	Australia	Investment
<b>ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty Ltd</b>	Australia	Mortgage Insurance
<b>ANZ Nominees Limited</b>	Australia	Nominee
<b>ANZ Orchard Investments Pty Ltd</b>	Australia	Holding Company
<b>Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited</b>	Papua New Guinea	Banking
<b>Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Limited</b>	China	Banking
<b>Citizens Bancorp Inc</b>	Guam	Holding Company
<b>Citizens Security Bank (Guam) Inc*</b>	Guam	Banking
<b>Esanda Finance Corporation Limited</b>	Australia	General Finance
<b>ETRADE Australia Limited</b>	Australia	Online Stockbroking
<b>Omeros II Trust<sup>1</sup></b>	Australia	Securitisation
<b>PT ANZ Panin Bank*<sup>1</sup></b>	Indonesia	Banking
<b>ANZ Vientiane Commercial Bank Limited*<sup>1</sup></b>	Laos	Banking

\* Audited by overseas KPMG firms.

<sup>1</sup> Minority interests hold ordinary shares or units in the controlled entities listed above as follows: Bank of Kiribati Ltd - 150,000 \$1 ordinary shares (25%) (2008: 150,000 \$1 ordinary shares (25%)); PT ANZ Panin Bank - 7,500 IDR 1 million shares (15%) (2008: 7,500 IDR 1 million shares (15%)); ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited - 319,500 USD100 ordinary shares (45%) (2008: 189,000 USD100 ordinary shares (35%)); ANZ Vientiane Commercial Bank Limited - 1,000,000 \$1 ordinary shares (10%) (2008: 4,000,000 \$1 ordinary shares (40%)); Omeros II Trust - residual capital unit holder (2008: residual capital unit holder).

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 39: Associates

Significant associates of the Group are as follows:

	Date became an associate	Ownership interest held	Voting interest	Incorporated in	Carrying value 2009 \$m	Carrying value 2008 \$m	Fair value <sup>2</sup> \$m	Reporting date	Principal activity
AMMB Holdings Berhad <sup>1</sup>	May 2007	24%	24%	Malaysia	958	999	1,000	31 March	Banking
P.T. Bank Pan Indonesia	April 2001	39%	39%	Indonesia	516	406	939	31 December	Banking
Shanghai Rural Commercial Bank	September 2007	20%	20%	Peoples Republic of China	461	403	n/a	31 December	Banking
Bank of Tianjin	June 2006	20%	20%	Peoples Republic of China	276	218	n/a	31 December	Banking
Saigon Securities Inc. <sup>1</sup>	July 2008	18%	18%	Vietnam	108	150	146	31 December	Stockbroking
Diversified Infrastructure Trust <sup>2</sup>	March 2008	54%	54%	Australia	104	100	n/a	30 September	Investment
Cards NZ Limited	August 2002	15%	15%	New Zealand	70	72	n/a	30 September	Cards Services
Metrobank Card Corporation	October 2003	40%	40%	Philippines	34	30	n/a	31 December	Cards Issuing
Other associates					185	230			
Total carrying value of associates					2,712	2,608			

1 Significant influence was established via representation on the Board of Directors.

2 Applicable to those investments in associates where there are published price quotations.

3 ANZ has significant influence but not control over this entity (refer note 17 for further details).

	2009 \$m	2008 \$m
Aggregated assets of significant associates (100%)	88,726	88,929
Aggregated liabilities of significant associates (100%)	80,817	81,561
Aggregated revenues of significant associates (100%)	6,089	5,239

	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
<b>Results of Associates</b>		
Share of associates profit before income tax	294	278
Share of income tax expense	(74)	(56)
Share of associates net profit – as disclosed by associates	220	222
Adjustments <sup>1</sup>	162	(4)
Share of associates net profit accounted for using the equity method	382	218

1 The results differ from the published results of these entities due to the application of IFRS, Group Policies and acquisition adjustments.

## 40: Interests in Joint Venture Entities

The Group has interests in joint venture entities as follows:

	Ownership Interest held	Voting Interest	Incorporated in	Carrying value <sup>6</sup> \$m	Reporting date	Principal activity
ING Australia Limited <sup>1,2</sup>	49% <sup>2</sup>	49%	Australia	1,649	31 December	Funds Management and Insurance
ING (NZ) Holdings Limited <sup>3,5</sup>	49% <sup>4</sup>	50%	New Zealand	204	31 December	Funds Management and Insurance
Total interests in Joint Venture entities				1,853		

On 25 September 2009, the Company announced it had reached agreement with ING Groep to acquire ING Groep's 51% shareholdings in the ANZ-ING wealth management and life insurance joint ventures in Australia and New Zealand for \$1,760 million, taking its ownership interest to 100%. Completion is subject to various conditions, including regulatory approval, and is expected to occur during the fourth quarter of calendar 2009.

Once completed, the acquisition will result in the Group fully consolidating the assets, liabilities and operations of ING Australia Limited ("INGA") and ING (NZ) Holdings Limited ("INGNZ") and its subsidiary companies into the Group's results. At acquisition date, under the step acquisition provisions of AASB3R Business Combinations (Revised), the Group will remeasure its existing 49% interests which are accounted for under the equity method at acquisition date fair values and will recognise the resulting gain or loss in the income statement.

The 49% interests in INGA and INGNZ were accounted for as joint venture entities at 30 September 2009 and accordingly equity accounting is applied. These investments were assessed for impairment by comparing the carrying values to both the fair market value and the value in use, which is based on a discounted cash flow analysis. The investments were not considered impaired as the value in use for these associates exceeds the carrying value.

1 A joint venture entity from 1 May 2002.

2 This represents the Group's 49% share of the assets and liabilities of ING Australia Limited. The Group has joint control of the joint venture and accordingly the entity is not consolidated.

Key details of the joint venture are:

- ING Australia Limited is owned 51% by ING Groep and 49% by ANZ.
- Both shareholders have an equal say in strategic decisions with a number of matters requiring the approval of both shareholders (i.e. require unanimous approval). These include major items of capital expenditure, acquisitions or disposals in excess of \$20 million and changes to the Board structure.
- Equal board representation with four Group nominees and four ING Groep nominees. All key issues (including business plans, major capital expenditure, acquisitions etc) require unanimous Board approval.

■ Refer to Critical Estimates and Judgements used in Applying Accounting Policies note 2 (ii) for details regarding valuation of investment in ING Australia Limited.

The joint venture includes the majority of the Group's and ING's funds management and insurance activities in Australia.

3 A joint venture entity from 30 September 2005.

4 This represents the Group's 49% share of assets and liabilities of ING (NZ) Holdings Limited. The Group has joint control of the joint venture and accordingly the entity is not consolidated.

Key details of the joint venture are:

- ING (NZ) Holdings Limited is owned 51% by ING Groep and 49% by ANZ.
- Both shareholders have an equal say in strategic decisions with a number of matters requiring the approval of both shareholders (i.e. require unanimous approval). These include major items of capital expenditure, acquisitions or disposals in excess of \$20 million and changes to the Board structure.
- Equal board representation with four Group nominees and four ING Groep nominees. All key decisions (including business plans, major capital expenditure, acquisitions etc) require unanimous Board approval.

■ Refer to Critical Estimates and Judgements used in Applying Accounting Policies note 2 (ii) for details regarding valuation of investment in ING (NZ) Holdings Limited.

The joint venture includes the majority of the Group's and ING's funds management and insurance activities in New Zealand.

5 ING Australia Limited and ING (NZ) Holdings Limited have different reporting dates than the Consolidated Group to align with the ING Groep parent entity.

6 2008 carrying values as follows: ING Australia Limited \$1,539 million, and ING (NZ) Holdings Limited \$173 million.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 40: Interests in Joint Venture Entities (continued)

	ING Australia Limited		ING (NZ) Holdings Limited		Consolidated Total	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Retained profits attributable to the joint venture entity</b>						
At the beginning of the year	410	313	58	39	468	352
At the end of the year	483	410	68	58	551	468
<b>Movement in the carrying amount of the joint venture entity</b>						
Carrying amount at the commencement of the year	1,589	1,519	178	162	1,767	1,681
Share of net profit	73	124	10	19	83	143
Dividend received	-	(27)	-	-	-	(27)
Movement of reserves	(13)	(27)	-	-	(13)	(27)
Additional investment	-	-	19	-	19	-
Adjustment for exchange fluctuations	-	-	(3)	(3)	(3)	(3)
Carrying amount at the end of the year	1,649	1,589	204	178	1,853	1,767
<b>Share of assets and liabilities<sup>1</sup></b>						
Investments	11,914	12,498	75	65	11,989	12,563
Other assets	2,909	2,340	140	134	3,049	2,474
Share of total assets	14,823	14,838	215	199	15,038	15,037
Policy holder liabilities	13,176	13,311	(38)	(3)	13,138	13,308
Other liabilities	575	516	52	9	627	525
Share of total liabilities	13,751	13,827	14	6	13,765	13,833
Share of net assets	1,072	1,011	201	193	1,273	1,204
<b>Share of revenues, expenses and results</b>						
Revenues	343	396	95	77	438	473
Expenses	(229)	(230)	(89)	(63)	(318)	(293)
Profit before income tax	114	166	6	14	120	180
Income tax (expense)/benefit	(41)	(42)	4	5	(37)	(37)
Profit after income tax	73	124	10	19	83	143
Net equity accounted profit	73	124	10	19	83	143
<b>Share of commitments</b>						
Lease commitments	136	141	14	7	150	148
Other commitments	43	51	-	-	43	51
Share of total expenditure commitments	179	192	14	7	193	199
<b>Share of contingent liabilities</b>						
In relation to ANZ's interest in the joint venture entity <sup>2</sup>	21	27	-	-	21	27
	21	27	-	-	21	27

1 This represents the Group's share of the assets and liabilities of ING Australia Limited and ING (NZ) Holdings Limited, less minority interests and including goodwill on acquisition of ANZ funds Management entities.

2 This represents Deeds of Subordination with ASK as buyer of last resort.

#### 41: Securitisations

ANZ enters into transactions in the normal course of business by which it transfers financial assets directly to third parties or to special purpose entities. These transfers may give rise to the full or partial derecognition of those financial assets.

- Full derecognition occurs when ANZ transfers its contractual right to receive cash flows from the financial assets, or retains the right but assumes an obligation to pass on the cash flows from the asset, and transfers substantially all the risks and rewards of ownership. These risks include credit, interest rate, currency, prepayment and other price risks.
- Partial derecognition occurs when ANZ sells or otherwise transfers financial assets in such a way that some but not substantially all of the risks and rewards of ownership are transferred but control is retained. These financial assets are recognised on the balance sheet to the extent of ANZ's continuing involvement.

The following table summarises ANZ's securitisation activities for ANZ-originated assets. The 2009 securitisation activity relates to an internal residential mortgage securitisation creating instruments eligible for repurchase arrangements with the Reserve Bank of Australia.

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Carrying amount of assets securitised (sold) during the year	-	-	22,971	11,229
Net cash proceeds received	-	-	-	-
Retained interests	-	-	(22,971)	(11,229)
Gain/(loss) on securitisation/sale (pre-tax)	-	-	-	-

ANZ-originated financial assets that do not qualify for derecognition typically relate to loans that have been securitised under arrangements by which ANZ retains a continuing involvement in the transferred assets. Continuing involvement may entail: retaining the rights to future cash flows arising from the assets after investors have received their contractual terms; providing subordinated interests; liquidity support; continuing to service the underlying asset; or entering into derivative transactions with the securitisation vehicles. In such instances, ANZ continues to be exposed to risks associated with these transactions.

The rights and obligations that ANZ retains from its continuing involvement in securitisations are initially recorded as an allocation of the fair value of the financial asset between the portion that is derecognised and the portion that continues to be recognised on the date of transfer. The carrying amount of ANZ-originated financial assets that did not achieve derecognition during the year are set out below:

Securitisation	Consolidated <sup>1</sup>		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
Carrying amount of assets (original)	-	-	22,971	11,229
Carrying amount of assets (currently recognised)	-	-	19,929	10,360
Carrying amount of associated liabilities	-	-	19,929	10,360

<sup>1</sup> The balances are nil as the Company balances are eliminated the balance in the Company relate to an internal securitisation.

Additional information in relation to securitisation exposures is included in Financial Information section 4 (unaudited disclosures).

#### 42: Fiduciary Activities

The Group conducts various fiduciary activities as follows:

##### Investment fiduciary activities for trusts

The Group conducts investment fiduciary activities for trusts, including deceased estates. These trusts have not been consolidated as the Group does not have direct or indirect control.

Where the Company or its controlled entities incur liabilities in respect of these operations as trustee, where the primary obligation is incurred in an agency capacity as trustee of the trust rather than on the Group's own account, a right of indemnity exists against the assets of the applicable funds or trusts. As these assets are sufficient to cover the liabilities and it is therefore not probable that the Company or its controlled entities will be required to settle the liabilities, the liabilities are not included in the financial statements.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 42: Fiduciary Activities (continued)

The aggregate amounts of funds concerned are as follows:

	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
Trusteeships	2,439	2,338

## Funds management activities

Funds management activities are conducted through the ING Australia Limited and ING (NZ) Holdings Limited joint ventures and certain subsidiaries of the Group. As stated in note 1A(vii), shares in joint venture entities are stated in the consolidated balance sheet at cost plus the Group's share of post acquisition earnings. Funds under management on behalf of customers are not consolidated because these funds invest in specified investments on behalf of clients.

The Group controlled or jointly controlled fund management companies with funds under management as follows:

	2009 \$m	2008 \$m
ING Australia Limited Joint Venture	43,275	42,507
ING (NZ) Holdings Limited Joint Venture	5,541	6,764
Controlled entities – New Zealand	5,948	4,908
Controlled entities – Australia	1,053	1,365
	55,817	55,544

## Custodian services activities

Custodian services are conducted through ANZ Custodian Services. ANZ Custodian Services holds investment assets under custody on behalf of external customers and as a consequence the assets are not consolidated in the Group's accounts. As at 30 September 2009, ANZ Custodian Services had funds under custody and administration in Australia of \$98.5 billion (30 September 2008: \$143.2 billion) and in New Zealand of \$5.4 billion (30 September 2008: \$6.9 billion).

## 43: Commitments

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Property</b>				
Contracts for construction of new office building in Docklands area, Melbourne Australia				
Not later than 1 year	56	375	56	375
Later than one year but not later than 5 years	-	9	-	9
<b>Capital expenditure</b>				
Contracts for outstanding capital expenditure				
Not later than 1 year	38	53	14	22
Total capital expenditure commitments <sup>1</sup>	94	437	70	406
<b>Lease rentals</b>				
<b>Land and buildings</b>				
Not later than 1 year	252	271	187	197
Later than one year but not later than 5 years	559	597	422	437
Later than 5 years	324	362	298	340
	1,135	1,230	907	974
<b>Furniture and equipment</b>				
Not later than 1 year	38	37	31	25
Later than one year but not later than 5 years	68	47	63	35
Later than 5 years	-	-	-	-
	106	84	94	60
Total lease rental commitments	1,241	1,314	1,001	1,034
Total commitments	1,335	1,751	1,071	1,440

<sup>1</sup> Relates to premises and equipment.

In addition, as disclosed in Note 50, the Company has reached agreement to acquire ING Groep's 51% shareholdings in the ANZ-ING wealth management and life insurance joint venture in Australia and New Zealand for \$1,760 million and selected businesses from Royal Bank of Scotland Group plc for approximately USD 550 million (AUD 626 million). Both acquisitions are subject to regulatory approval.

## 44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets

## CREDIT RELATED COMMITMENTS GUARANTEES AND CONTINGENT LIABILITIES

## Credit related commitments

## Facilities provided

	Consolidated		The Company	
	Contract amount 2009 \$m	Contract amount 2008 \$m	Contract amount 2009 \$m	Contract amount 2008 \$m
Undrawn facilities <sup>1</sup>	106,644	111,265	88,006	90,026
Australia	72,170	71,911	72,210	71,109
New Zealand	16,180	18,818	-	-
Overseas Markets	18,294	20,536	15,796	18,917
Total	106,644	111,265	88,006	90,026

<sup>1</sup> The credit risk of the undrawn facilities may be less than the contract amount, however the credit risk has been taken to be the contract amount. The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit standards. The amount does not necessarily represent future cash requirements as many of these facilities are expected to be partially used or to expire unused.

## Guarantees and contingent liabilities

Details of the estimated maximum amount of guarantees and contingent liabilities that may become payable are disclosed on the following pages. These guarantees and contingent liabilities relate to transactions that the Group has entered into as principal. Financial guarantees are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for a loss incurred because a specified debtor fails to make payment when due in accordance with the original or modified terms of a debt instrument.

Standby letters of credit are obligations on the part of the Group to pay to third parties when customers fail to make payments when due.

Documentary letters of credit involve the issue of letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party should the customer fail to fulfil the non-monetary terms of the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, they are subjected to the same credit origination, portfolio management and collateral requirements for customers that apply for loans. The contract amount represents the maximum potential amount that could be lost if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements.

	Consolidated		The Company	
	Contract amount 2009 \$m	Contract amount 2008 \$m	Contract amount 2009 \$m	Contract amount 2008 \$m
Financial Guarantees	4,760	6,679	4,561	6,442
Standby letters of credit	1,528	1,651	1,492	1,617
Bill endorsements	-	10	-	10
Documentary letter of credit	3,195	4,957	2,942	4,744
Performance related contingencies	14,924	15,568	14,004	14,518
Other	811	1,141	504	706
Total	25,218	30,006	23,503	28,037
Australia	12,758	13,170	12,781	13,184
New Zealand	1,113	1,435	-	-
Overseas Markets	11,347	15,401	10,722	14,853
Total	25,218	30,006	23,503	28,037

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued)

## OTHER BANK RELATED CONTINGENT LIABILITIES

## GENERAL

There are outstanding court proceedings, claims and possible claims against the Group, the aggregate amount of which cannot readily be quantified. Appropriate legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions as deemed necessary have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact as this may prejudice the interests of the Group.

## i) Securities Lending

ANZ had entered into Australian Master Securities Lending Agreements (AMSLAs) with Opes Prime and a related company. Under the AMSLAs, ANZ acquired shares in various companies listed on the Australian Stock Exchange. On 27 March 2008, ANZ appointed a receiver and manager to Opes Prime and related companies.

In August 2009, the Federal Court of Australia approved a scheme of arrangement which provides a commercial resolution of claims against ANZ and Merrill Lynch by Opes Prime creditors, the liquidators of Opes Prime, and the Australian Securities and Investments Commission. ANZ, Merrill Lynch and the receiver of Opes Prime contributed assets and cash totalling approximately \$253 million. Provision has been made for ANZ's share of the cost in these financial statements.

A US class action was commenced against ANZ and certain directors and executives in December 2008 on behalf of holders of ANZ's American Depositary Receipts (ADRs). The claim alleges that ANZ and the named individuals failed to disclose information regarding internal controls in ANZ's securities lending business and that this affected the value of the ADRs. The proceedings are at an early stage and are being defended.

ANZ had also entered into an AMSLA with Primebroker Securities Limited. On 4 July 2008, ANZ appointed a receiver and manager to Primebroker. On 31 August 2009, a court found that ANZ's appointment of the receiver to Primebroker was invalid. The receiver is appealing the decision. ANZ has joined in the appeal.

There are ongoing developments concerning the events surrounding ANZ's securities lending business which may continue for some time. There is a risk that further actions (court proceedings or regulatory actions) may be commenced against various parties, including ANZ. The potential impact or outcome of future claims (if any) cannot presently be ascertained. ANZ would review and defend any claim, as appropriate.

## ii) Contingent tax liability

The Australian Taxation Office (ATO) is reviewing the taxation treatment of certain transactions, including structured finance transactions, undertaken by the Group in the course of normal business activities. Some assessments have been received which are being challenged in the normal manner.

The New Zealand Inland Revenue Department ("IRD") is reviewing a number of structured finance transactions as part of an audit of the 2000 to 2005 tax years. A number of cases are before the courts and two decisions have been issued in the High Court, on 16 July 2009 and 7 October 2009, in favour of the IRD in respect of proceedings taken against other Banks.

The Group has a provision which covers its exposure to primary tax and interest (tax-effected), net of an amount receivable from Lloyds Banking Group plc ("Lloyds") reflecting an indemnity given by Lloyds under the agreement by which the Group acquired the NBNZ Holdings Limited Group.

All of these transactions have now either matured or been terminated.

Other audits and risk reviews are being undertaken by the ATO, the IRD and by revenue authorities in other jurisdictions, as part of normal revenue authority activity in those countries.

The Company has assessed these and other taxation claims arising in Australia, New Zealand and elsewhere, including seeking independent advice where appropriate, and considers that it holds appropriate provisions.

## iii) Interbank deposit agreement

ANZ has entered into an interbank Deposit Agreement with the major banks in the payments system. This agreement is a payment system support facility certified by the Australian Prudential Regulation Authority, where the terms are such that if any bank is experiencing liquidity problems, the other participants are required to deposit equal amounts of up to \$2 billion for a period of 30 days. At the end of 30 days the deposit holder has the option to repay the deposit in cash or by way of assignment of mortgages to the value of the deposit.

## iv) Nominee activities

The Group will indemnify each customer of controlled entities engaged in nominee activities against loss suffered by reason of such entities failing to perform any obligation undertaken by them to a customer in accordance with the terms of the applicable agreement (refer note 42).

## v) New Zealand Commerce Commission

In November 2006, the Commerce Commission brought proceedings under the Commerce Act 1986 against Visa, MasterCard and all New Zealand issuers of Visa and MasterCard credit cards, including ANZ National Bank Limited. The Commerce Commission alleges price fixing and substantially lessening competition in relation to the setting of credit card interchange fees and is seeking penalties and orders under the Commerce Act.

Subsequently, several major New Zealand retailers have issued proceedings against ANZ National Bank Limited and the other abovementioned defendants seeking unquantified damages, based on allegations similar to those contained in the Commerce Commission proceedings. ANZ National Bank Limited settled the claims with the Commission and the retailers without any admission of liability. Similar settlements were reached by the other parties. The proceedings against all parties were discontinued in October 2009.

In addition, ANZ is aware that the Commerce Commission is looking closely at credit contract fees under the Credit Contracts and Consumer Finance Act 2003 ("CCCFA"). In its 2008-2011 Statement of Intent the Commission stated that: "The Commission is turning more to litigation under the Credit Contracts and Consumer Finance Act to ensure credit contract fees are reasonable and disclosed. Currently the credit industry is not fully compliant with the legislation and taking more action through the courts will encourage better compliance and clarify any areas of the law that may be uncertain."

In particular ANZ is aware that the Commerce Commission is investigating the level of default fees charged on credit cards and the level of currency conversion charges on overseas transactions using credit cards under the CCCFA. The Commission is also investigating early repayment charges on fixed rate mortgages. At this stage the possible outcome of these investigations and any liability or impact on fees cannot be determined with any certainty.

44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued):

vi) Clearing and settlement obligations

In accordance with the clearing and settlement arrangements set out:

- in the Australian Payments Clearing Association Limited Regulations for the Australian Paper Clearing System, the Bulk Electronic Clearing System, the Consumer Electronic Clearing System and the High Value Clearing System (HVCS), the Company has a commitment to comply with rules which could result in a bilateral exposure and loss in the event of a failure to settle by a member institution; and
- in the Austraclear System Regulations and the CLS Bank International Rules, the Company has a commitment to participate in loss-sharing arrangements in the event of a failure to settle by a member institution.

For HVCS and Austraclear, the obligation arises only in limited circumstances.

vii) Deed of Cross Guarantee in respect of certain controlled entities

Pursuant to class order 98/1418 (as amended) dated 13 August 1998, relief was granted to a number of wholly owned controlled entities from the Corporations Act 2001 requirements for preparation, audit, and publication of individual financial statements. The results of these companies are included in the consolidated Group results. The entities to which relief was granted are:

- ANZ Properties (Australia) Pty Ltd<sup>1</sup>
- ANZ Orchard Investments Pty Ltd<sup>2</sup>
- ANZ Funds Pty Ltd<sup>1</sup>
- ANZ Capital Hedging Pty Ltd<sup>3</sup>
- ANZ Securities (Holdings) Limited<sup>4</sup>
- Votraint No. 1103 Pty Ltd<sup>2</sup>
- Alliance Holdings Pty Ltd<sup>5</sup>
- ANZ Commodity Trading Pty Ltd<sup>4</sup>
- ANZ Nominees Ltd<sup>5</sup>

<sup>1</sup> Relief originally granted on 21 August 2001.

<sup>2</sup> Relief originally granted on 13 August 2002.

<sup>3</sup> Relief originally granted on 9 September 2002.

<sup>4</sup> Relief originally granted on 11 August 2006.

<sup>5</sup> Relief originally granted on 9 February 2009.

It is a condition of the class order that the Company and each of the above controlled entities enter into a Deed of Cross Guarantee. A Deed of Cross Guarantee under the class order was executed by them and lodged with the Australian Securities and Investments Commission. The Deed of Cross Guarantee is dated 1 March 2006. The effect of the Deed is that the Company guarantees to each creditor payment in full of any debt in the event of winding up any of the controlled entities under certain provisions of the Corporations Act 2001. If a winding up occurs, the Company will only be liable in the event that after six months any creditor has not been paid in full. The controlled entities have also given similar guarantees in the event that the Company is wound up. The consolidated income statement and consolidated balance sheet of the Company and its wholly owned controlled entities which have entered into the Deed of Cross Guarantee are:

	Consolidated	
	2009 \$m	2008 \$m
Profit before tax	4,063	3,950
Income tax expense	(921)	(679)
Profit after income tax	3,142	3,271
Retained profits at the start of the year	10,810	10,105
Total available for appropriation	13,952	13,376
Ordinary share dividends provided for or paid	(2,451)	(2,506)
Transfer from reserves	22	-
Actuarial gains/(losses) on defined benefits plans after tax	(113)	(60)
Retained profits at the end of the year	11,410	10,810
<b>Assets</b>		
Liquid assets	20,200	18,081
Available-for-sale assets	13,554	15,103
Net loans and advances	256,017	236,772
Other assets	136,913	111,608
Premises and equipment	1,488	1,043
<b>Total assets</b>	<b>428,172</b>	<b>382,607</b>
<b>Liabilities</b>		
Deposit and other borrowings	227,301	203,328
Income tax liability	137	253
Payables and other liabilities	170,351	154,526
Provisions	905	908
<b>Total liabilities</b>	<b>398,694</b>	<b>359,015</b>
<b>Net assets</b>	<b>29,478</b>	<b>23,592</b>
<b>Shareholders equity<sup>1</sup></b>	<b>29,478</b>	<b>23,592</b>

<sup>1</sup> Shareholders' equity includes retained profits and reserves of controlled entities within the class order.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 44: Credit-Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued)

## viii) ING New Zealand Funds

Trading in the ING Diversified Yield Fund and the ING Regular Income Fund ("the Funds") was suspended on 13 March 2008 due to deterioration in the liquidity and credit markets. These funds are managed by the joint venture partner (ING (NZ) Limited). Some of these funds were sold to ANZ National Bank customers.

On 5 June 2009, ING NZ AUT Investments Limited, a subsidiary of ING (NZ) Limited, made an offer to investors in the Funds. The offer closed on 13 July 2009. Investors holding approximately 99% of the funds accepted the offer to receive a payment of 60 NZ cents per unit in the ING Diversified Yield Fund or 62 NZ cents per unit in the ING Regular Income Fund, as applicable, either (i) in cash no later than 28 August 2009, or (ii) by way of deposit in an on-call account with ANZ National, paying 8.30% per annum fixed for up to five years.

Acceptance of this offer was conditional on investors waiving all claims. However, ANZ National Bank customers were offered an additional opportunity, for a limited period of time, to ask the ANZ National Bank customer complaints team (and, where still unsatisfied, the New Zealand Banking Ombudsman) to consider requests for additional compensation.

The Group considers it has adequately provided for these obligations at this time. Allowance for the estimated cost of this offer is recognised as a reduction in "other operating income" in the income statement with a corresponding provision in the balance sheet.

The ultimate cost to ANZ National Bank will depend on the final value of units in the Funds, any recoveries under insurance, the number of complaints and the results of any litigation and regulatory proceedings that may be brought in connection with the Funds or their sale. The Commerce Commission has sought information regarding the Funds and the sale of units in the Funds and is investigating this matter. At this stage it is not possible to predict the outcome of any investigation.

## ix) Sale of Grindlays businesses

On 31 July 2000, ANZ completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries, for USD1.3 billion in cash. ANZ provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liability. The issues below have not impacted adversely the reported results. All settlements, penalties and costs have been covered within the provisions established at the time.

## FERA

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973. Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeals. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

## Tax Indemnity

ANZ provided an indemnity relating to tax liabilities of Grindlays (and its subsidiaries) and the Jersey Sub-Group to the extent to which such liabilities were not provided for in the Grindlays accounts as at 31 July 2000. Claims have been made under this indemnity, with no material impact on the Group expected.

## xi) Underpinning agreement – ANZ National Bank Limited

The Company is party to an underpinning agreement with ANZ National Bank Limited whereby the Company undertakes to assume risk in relation to credit facilities extended by ANZ National Bank Limited to individual customers which exceed 35% of ANZ National Bank Limited's capital base.

## xii) Underpinning agreement – Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited

The Company is party to an underpinning agreement with Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited whereby the Company undertakes to assume risk in relation to credit facilities extended by Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited to individual customers which exceed 25% of Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited's capital base.

## CONTINGENT ASSETS

## National Housing Bank

In 1992, Grindlays received a claim aggregating to approximately Indian Rupees 5.06 billion from the National Housing Bank (NHB) in India. The claim arose out of cheques drawn by NHB in favour of Grindlays, the proceeds of which were credited to the account of a Grindlays customer.

Grindlays won an arbitration award in March 1997, under which NHB paid Grindlays an award of Indian Rupees 9.12 billion. NHB subsequently won an appeal to the Special Court of Mumbai, after which Grindlays filed an appeal with the Supreme Court of India. Grindlays paid the disputed money including interest into court. Ultimately, the parties settled the matter and agreed to share the monies paid into court which by then totalled Indian Rupees 16.45 billion (AUD 661 million at 19 January 2002 exchange rates), with Grindlays receiving Indian Rupees 6.20 billion (AUD 248 million at 19 January 2002 exchange rates) of the disputed monies.

ANZ in turn received a payment of USD 124 million (USD equivalent of the Indian Rupees received by Grindlays) from Standard Chartered Bank under the terms of an indemnity given in connection with the sale of Grindlays to Standard Chartered Bank.

ANZ recovered \$114 million in 2006 from its insurers in respect of the above.

In addition, ANZ is entitled to share with NHB in the proceeds of any recovery from the estate of the customer whose account was credited with the cheques drawn from NHB. However, the Indian Taxation Department is claiming a statutory priority to all of the funds available for distribution to creditors of that customer. The Special Court passed an order in late 2007 scaling down the Income Taxation Department's priority, however, that order has been appealed by the Income Taxation Department to the Supreme Court of India. The matter has been remanded to the Special Court for deliberation on certain issues.

## 45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes

## Description of the Group's post employment benefit schemes

The Group has established a number of pension, superannuation and post retirement medical benefit schemes throughout the world. The Group may be obliged to contribute to the schemes as a consequence of legislation and provisions of trust deeds. Legal enforceability is dependent on the terms of the legislation and trust deeds.

The major schemes are:

Country	Scheme	Scheme type	Contribution levels	
			Employee/participant	Employer
Australia	ANZ Australian Staff Superannuation Scheme <sup>1,2</sup>	Defined contribution scheme Section C <sup>3</sup> or	Optional <sup>8</sup>	Balance of cost <sup>10</sup>
		Defined contribution scheme Section A or	Optional	9% of salary <sup>11</sup>
		Defined benefit scheme Pension Section <sup>4</sup>	Nil	Balance of cost <sup>12</sup>
New Zealand	ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme (formerly ANZ Group (New Zealand) Staff Superannuation Scheme) <sup>1,2</sup>	Defined benefit scheme <sup>5</sup> or	Nil	Balance of cost <sup>13</sup>
		Defined contribution scheme	Minimum of 2.5% of salary	7.5% of salary <sup>14</sup>
	National Bank Staff Superannuation Fund <sup>1,2</sup>	Defined benefit scheme <sup>6</sup> or	5.0% of salary	Balance of cost <sup>15</sup>
		Defined contribution scheme <sup>7</sup>	Minimum of 2.0% salary	11.5% of salary <sup>16</sup>
UK	ANZ UK Staff Pension Scheme <sup>1</sup>	Defined benefit scheme <sup>7</sup>	5.0% of salary <sup>9</sup>	Balance of cost <sup>17</sup>

Balance of cost: the Group's contribution is assessed by the actuary after taking account of members' contributions and the value of the schemes' assets.

1 These schemes provide for pension benefits.

2 These schemes provide for lump sum benefits.

3 Closed to new members in 1997.

4 Closed to new members. Operates to make pension payments to retired members or their dependants.

5 Closed to new members on 31 March 1990. Operates to make pension payments to retired members of that section of the scheme or their dependants.

6 Closed to new members on 1 October 1991.

7 Closed to new members on 1 October 2004.

8 Optional but with minimum of 1% of salary.

9 From 1 October 2003, all member contributions are at a rate of 5% of salary.

10 As determined by the Trustee on the recommendation of the actuary – currently 9% (2008: 9%) of members' salaries.

11 2009: 9% of salary.

12 As determined by the Trustee on the recommendation of the actuary – currently nil (2008: nil).

13 As recommended by the actuary – currently nil (2008: nil).

14 2009: 7.5% of salary.

15 As recommended by the actuary – currently 24.8% (2008: 24.8%) of members' salaries.

16 2009: 11.5% of salary.

17 As agreed by the Trustee and Group after taking the advice of the actuary – currently 20% (2008: 20%) of pensionable salaries and additional quarterly contributions of GBP 7.5 million until December 2015.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

Funding and contribution information for the defined benefit sections of the schemes

The funding and contribution information for the defined benefit sections of the schemes as extracted from the schemes' most recent financial reports is set out below.

In this financial report, the net (liability)/asset arising from the defined benefit obligation recognised in the balance sheet has been determined in accordance with AASB 119 "Employee Benefits". However, the excess or deficit of the net market value of assets over accrued benefits shown below has been determined in accordance with AAS 25 "Financial Reporting by Superannuation Plans". The excess or deficit for funding purposes shown below differs from the net (liability)/asset in the balance sheet because AAS 25 prescribes a different measurement date and basis to those used for AASB 119 purposes.

2009 Schemes	Accrued benefits* \$m	Net market value of assets held by scheme \$m	Excess/(deficit) of net market value of assets over accrued benefits \$m
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section <sup>1</sup>	34	21	(13)
ANZ UK Staff Pension Scheme <sup>1</sup>	977	649	(328)
ANZ UK Health Benefits Scheme <sup>4</sup>	9	-	(9)
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme <sup>2</sup>	5	5	-
National Bank Staff Superannuation Fund <sup>3</sup>	154	139	(15)
Other <sup>5,6</sup>	7	5	(2)
<b>Total</b>	<b>1,186</b>	<b>819</b>	<b>(367)</b>

\* Determined in accordance with AAS 25 "Financial Reporting by Superannuation Plans", which prescribes a different measurement date and basis to those applied in this financial report under AASB 119 "Employee Benefits". Under AASB 119, the discount rates used are based on prevailing government and corporate bond rates at the reporting date (30 September 2009), rather than the expected return on scheme assets as at the most recent actuarial valuation date (set out below) as prescribed by AAS 25.

1 Amounts were measured at 31 December 2008.

2 Amounts were measured at 31 December 2007.

3 Amounts were measured at 31 March 2008.

4 Amounts were measured at 30 September 2009.

5 Amounts were measured at 30 September 2007.

6 Other includes the defined benefit arrangements in Japan, Philippines and Taiwan.

2008 Schemes	Accrued benefits* \$m	Net market value of assets held by scheme \$m	Excess/(deficit) of net market value of assets over accrued benefits \$m
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section <sup>1</sup>	35	33	(2)
ANZ UK Staff Pension Scheme <sup>1</sup>	1,083	959	(124)
ANZ UK Health Benefits Scheme <sup>3</sup>	12	-	(12)
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme <sup>2</sup>	5	5	-
National Bank Staff Superannuation Fund <sup>3</sup>	164	159	(5)
Other <sup>4,5</sup>	7	5	(2)
<b>Total</b>	<b>1,306</b>	<b>1,161</b>	<b>(145)</b>

\* Determined in accordance with AAS 25 "Financial Reporting by Superannuation Plans", which prescribes a different measurement date and basis to those applied in this financial report under AASB 119 "Employee Benefits". Under AASB 119, the discount rates used are based on prevailing government and corporate bond rates at the reporting date (30 September 2008), rather than the expected return on scheme assets as at the most recent actuarial valuation date (set out below) as prescribed by AAS 25.

1 Amounts were measured at 31 December 2007.

2 Amounts were measured at 31 March 2007.

3 Amounts were measured at 30 September 2008.

4 Amounts were measured at 30 September 2007.

5 Other includes the defined benefit arrangements in Japan, Philippines and Taiwan.

Employer contributions to the defined benefit sections are based on recommendations by the schemes' actuaries. Funding recommendations are made by the actuaries based on assumptions of various matters such as future investment performance, interest rates, salary increases, mortality rates and turnover levels. The funding methods adopted by the actuaries are intended to ensure that the benefit entitlements of employees are fully funded by the time they become payable.

The Group expects to make contributions of \$61 million to the defined benefit sections of the schemes during the next financial year.

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

The current contribution recommendations for the major defined sections of the schemes are described below.

ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section

The Pension Section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme is closed to new members. An interim actuarial valuation, conducted by consulting actuaries Russell Employee Benefits as at 31 December 2008, showed a deficit of \$13 million and the actuary recommended that the funding position of the Pension Section be reviewed. Group contributions to the Pension Section remain suspended until the review is completed. The next full actuarial valuation is due to be conducted as at 31 December 2010.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return	8% p.a.
Pension indexation rate	3% p.a.

The Group has no present liability under the Scheme's Trust Deed to commence contributions or fund the deficit.

ANZ UK Staff Pension Scheme

A full actuarial valuation, conducted by consulting actuaries Watson Wyatt LLP, as at 31 December 2008 showed a deficit of GBP 180 million (\$328 million at 30 September 2009 exchange rates).

Following the actuarial valuation as at 31 December 2008, the Group agreed to make regular contributions at the rate of 26% of pensionable salaries. These contributions are sufficient to cover the cost of accruing benefits. To address the deficit, the Group agreed to continue to pay additional quarterly contributions of GBP 7.5 million until 31 December 2015. These contributions will be reviewed following the next actuarial valuation which is scheduled to be undertaken as at 31 December 2010.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return on existing assets	
– to 31 December 2018	5.4% p.a.
– to 31 December 2033	4.1% p.a.
Rate of investment return for determining ongoing contributions	6.8% p.a.
Salary increases	4.9% p.a.
Pension increases	3.1% p.a.

The Group has no present liability under the Scheme's Trust Deed to fund the deficit measured under AAS 25. A contingent liability may arise in the event that the Scheme was wound up. If this were to happen, the Trustee would be able to pursue the Group for additional contributions under the UK Employer Debt Regulations. The Group intends to continue the Scheme on an on-going basis.

On adoption of AIFRS, a net liability representing the defined benefit obligation calculated under AASB 119 was recognised on the balance sheet. The basis of calculation under AASB119 is detailed in note 1F(vi) and on page 82.

National Bank Staff Superannuation Fund

A full actuarial valuation of the National Bank Staff Superannuation Fund, conducted by consulting actuaries AON Consulting NZ, as at 31 March 2008 showed a deficit of NZD 19 million (\$15 million at 30 September 2009 exchange rates). The actuary recommended that the Group make contributions of 24.8% of salaries in respect of members of the defined benefit section.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return (net of income tax)	5.5% p.a.
Salary increases	3.0% p.a.
Pension increases	2.5% p.a.

The Group has no present liability under the Fund's Trust Deed to fund the deficit measured under AAS 25. A contingent liability may arise in the event that the Fund was wound up. Under the Fund's Trust Deed, if the Fund were wound up, the Group is required to pay the Trustees of the Fund an amount sufficient to ensure members do not suffer a reduction in benefits to which they would otherwise be entitled. The Group intends to continue the Fund on an on-going basis.

On adoption of AIFRS, a net asset representing the defined benefit surplus calculated under AASB 119 was recognised on the balance sheet. The basis of calculation under AASB119 is detailed in note 1F(vi) and on page 82.



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

The following tables summarise the components of the expense recognised in the income statement and the amounts recognised in the balance sheet under AASB 119 for the defined benefit sections of the schemes:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$m	2008 \$m	2009 \$m	2008 \$m
<b>Amount recognised in income in respect of defined benefit schemes</b>				
Current service cost	8	10	6	8
Interest cost	72	70	63	60
Expected return on assets	(67)	(77)	(60)	(68)
Past service cost	5	-	5	-
Adjustment for contributions tax	2	2	-	-
<b>Total included in personnel expenses</b>	<b>20</b>	<b>5</b>	<b>14</b>	<b>-</b>
<b>Amounts included in the balance sheet in respect of its defined benefits scheme</b>				
Present value of funded defined benefit obligation	(1,095)	(1,160)	(938)	(1,003)
Fair value of scheme assets	849	1,006	738	871
<b>Net liability arising from defined benefit obligation</b>	<b>(246)</b>	<b>(154)</b>	<b>(200)</b>	<b>(132)</b>
<b>Amounts recognised in the balance sheet</b>				
Other assets	-	-	-	-
Payables and other liabilities	(246)	(154)	(200)	(132)
<b>Net liability arising from defined benefit obligation</b>	<b>(246)</b>	<b>(154)</b>	<b>(200)</b>	<b>(132)</b>
<b>Amounts recognised in equity in respect of defined benefit schemes</b>				
Actuarial (gains)/losses incurred during the year and recognised directly in retained earnings	175	112	153	84
Cumulative actuarial (gains)/losses recognised directly in retained earnings	223	48	181	28

The Group has a legal liability to fund deficits in the schemes, but no legal right to use any surplus in the schemes to further its own interests. The Group has no present liability to settle deficits with an immediate contribution. For more information about the Group's legal liability to fund deficits, refer to the earlier description of the current contribution recommendations for the schemes.

<b>Movements in the present value of the defined benefit obligation in the relevant period</b>				
Opening defined benefit obligation	1,160	1,267	1,003	1,112
Current service cost	8	10	6	8
Interest cost	72	70	63	60
Contributions from scheme participants	1	1	-	-
Actuarial gains/(losses)	126	(83)	121	(93)
Past service cost	5	-	5	-
Exchange difference on foreign schemes	(205)	(35)	(202)	(32)
Benefits paid	(72)	(70)	(58)	(52)
<b>Closing defined benefit obligation</b>	<b>1,095</b>	<b>1,160</b>	<b>938</b>	<b>1,003</b>
<b>Movements in the fair value of the scheme assets in the relevant period</b>				
Opening fair value of scheme assets	1,006	1,199	871	1,037
Expected return on scheme assets	67	77	60	68
Actuarial gains/(losses)	(49)	(195)	(32)	(177)
Exchange difference on foreign schemes	(161)	(45)	(157)	(42)
Contributions from the employer	57	39	54	37
Contributions from scheme participants	1	1	-	-
Benefits paid	(72)	(70)	(58)	(52)
<b>Closing fair value of scheme assets<sup>1</sup></b>	<b>849</b>	<b>1,006</b>	<b>738</b>	<b>871</b>
<b>Actual return on scheme assets</b>	<b>18</b>	<b>(118)</b>	<b>28</b>	<b>(109)</b>

1 Scheme assets include the following financial instruments issued by the Group: cash and short term debt instruments \$2.4 million (September 2008: \$59.1 million), fixed interest securities \$0.6 million (September 2008: \$1.0 million) and equities \$0.2 million (September 2008: \$0.3 million).

	Consolidated		The Company	
	Fair value of scheme assets		Fair value of scheme assets	
	2009 %	2008 %	2009 %	2008 %
<b>Analysis of the scheme assets</b>				
Equities	35	32	33	30
Debt securities	39	37	37	34
Property	7	11	8	13
Other assets	19	20	22	23
<b>Total assets</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

## 45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

	2009 %	2008 %
<b>Key actuarial assumptions used (expressed as weighted averages)</b>		
<b>Discount rate</b>		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	5.25	5.25
ANZ UK Staff Pension Scheme	5.50	7.00
ANZ UK Health Benefits Scheme	5.50	7.20
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	6.00	6.04
National Bank Staff Superannuation Fund	6.00	6.04
<b>Expected rate of return on scheme assets</b>		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	8.50	8.50
ANZ UK Staff Pension Scheme	6.20	7.40
ANZ UK Health Benefits Scheme	n/a	n/a
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	4.50	4.50
National Bank Staff Superannuation Fund	5.50	5.50
<b>Future salary increases</b>		
ANZ UK Staff Pension Scheme	4.90	5.50
National Bank Staff Superannuation Fund	3.00	3.00
<b>Future pension increases</b>		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	3.00	3.00
ANZ UK Staff Pension Scheme	3.10	3.70
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	2.50	2.50
National Bank Staff Superannuation Fund	2.50	2.50
<b>Future medical cost trend - short term</b>		
ANZ UK Health Benefits Scheme	7.00	11.00
<b>Future medical cost trend - long term</b>		
ANZ UK Health Benefits Scheme	5.00	6.00

To determine the expected returns of each of the asset classes held by the relevant scheme, the actuaries assessed historical return trends and market expectations for the asset class returns applicable for the period over which the obligation is to be settled. The overall expected rate of return on assets for each scheme was then determined as the weighted average of the expected returns for the classes of assets held by the relevant scheme.

Assumed medical cost trend rates do not have a material effect on the amounts recognised as income or included in the balance sheet.

	Consolidated					The Company				
	2009 \$m	2008 \$m	2007 \$m	2006 \$m	2005 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2007 \$m	2006 \$m	2005 \$m
<b>History of experience adjustments</b>										
Defined benefits obligation	(1,095)	(1,160)	(1,267)	(1,462)	(1,246)	(938)	(1,003)	(1,112)	(1,296)	(1,076)
Fair value of scheme assets	849	1,006	1,199	1,238	1,099	738	871	1,037	1,067	922
Surplus/(deficit)	(246)	(154)	(68)	(224)	(147)	(200)	(132)	(75)	(229)	(154)
Experience adjustments on scheme liabilities	7	12	9	7	(6)	7	8	10	5	(7)
Experience adjustments on scheme assets	(49)	(195)	6	48	100	(32)	(177)	12	44	90

## 46: Employee Share and Option Plans

ANZ operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

## ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan (ESAP) schemes that existed during the 2008 and 2009 financial years were the \$1,000 Share Plan, the Restricted Share Plan, the Deferred Share Plan, Performance Shares and the Employee Share Save Scheme (ESSS). Note the ESSS is an employee salary sacrifice plan and is not captured as a share based payment expense.

## \$1,000 share plan

Each permanent employee (excluding senior executives) who has had continuous service for one year is eligible to participate in the \$1,000 scheme enabling the grant of up to \$1,000 of ANZ shares in each financial year, subject to approval of the Board. At a date approved by the Board, the shares will be granted to all eligible employees using the 1 week weighted average price of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.

In Australia and most overseas locations, ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration and vest immediately when granted, as there is no forfeiture provision.

It is a requirement, however, that shares are held in trust for three years from the date of grant, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. In general, dividends received on the shares are automatically reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.

Shares granted to eligible New Zealand employees under this plan vest subject to the satisfaction of a three year service period, after which time they may remain in trust, be transferred into the employee's name or sold. At the time of transfer, employees are required to pay NZD 1 cent per share. Shares may be forfeited in the event of dismissal for serious misconduct or resignation. Dividends are received as cash.

During the 2009 year, 1,936,095 shares with an issue price of \$14.40 were granted under the plan to employees on 8 December 2008 (2008 year: 926,878 shares with an issue price of \$28.24 were granted on 13 December 2007).

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 46: Employee Share and Option Plans (continued)

## Deferred share plan

A Short Term Incentive (STI) deferral program has been implemented for 2009 bonuses, with equity deferral relating to 50% of amounts above a specified threshold. Deferred equity can be taken as shares and/or options. For Management Board members, mandatory STI equity deferral commenced in 2008 (rather than 2009), with expensing occurring in the 2009 financial year due to the 31 October 2008 grant date. Refer to page 38 of the Remuneration Report for details. Unvested STI deferred shares are forfeited on resignation or dismissal for serious misconduct.

Selected employees may also be granted Long Term Incentive (LTI) deferred shares which vest to the employee up to three years from the date of grant. Ordinary shares granted under this LTI plan may be held in trust beyond the deferral period. Unvested LTI deferred shares are forfeited on resignation, dismissal for serious misconduct or termination on notice. In the event of death or total and permanent disablement, all shares will be released to the employee in full.

STI three year deferred shares were granted under an historical ANZ STI program, and may be held in trust beyond the deferral period. The last grant of three year STI deferred shares was made on 11 May 2004 (with the vesting date being 11 May 2007). There were no 3 year STI deferred share grants in the 2008 or 2009 financial years. STI deferred shares with a two year deferral period were granted under a business unit specific incentive plan (primarily as a retention tool), and may be held in trust beyond the deferral period.

In exceptional circumstances, sign-on deferred shares are granted to certain employees upon commencement with ANZ to compensate for equity forgone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of equity forgone, and therefore varies between grants. Retention three year deferred shares may also be granted occasionally to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to ANZ. Sign-on and retention deferred shares will be forfeited on resignation, dismissal for serious misconduct or termination on notice. In the event of death or total and permanent disablement, all shares will be released to the employee in full.

The employee receives all dividends on deferred shares while held in trust (cash or dividend reinvestment plan). The issue price for deferred shares is based on the volume weighted average price of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.

During the 2009 year, 4,322,932 deferred shares with a weighted average grant price of \$17.20 were granted under the deferred share plan (2008 year: 2,445,372 shares with a weighted average grant price of \$28.26 were granted).

## Restricted share plan

In prior years, eligible employees were able to elect a pre-tax sacrifice of part or all of their annual cash bonus for ANZ shares. The shares were subject to a 1 year restriction period, however, they may be left in trust beyond the restriction period. The shares are subject to forfeiture on dismissal for serious misconduct. The shares are released to the employee on termination for any other reason. The employee receives all dividends on these restricted shares (cash or dividend reinvestment plan). The issue price is based on the volume weighted average price of the shares traded on the ASX on the week leading up to and including the date of grant.

During the 2009 year, 272,626 shares with an issue price of \$17.18 were granted under the Restricted Share Plan (2008 year: 354,384 shares with an issue price of \$29.95 were granted).

## Performance share plan

Performance shares are essentially LTI deferred shares with a performance hurdle. They were granted to former employees in 2004 and 2005. The balance outstanding at the beginning of the current year has since been forfeited.

## Share valuations

The fair value of shares granted in the 2009 year under the \$1,000 share plan, the Deferred Share Plan and the Restricted Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$107.8 million based on 6,531,653 shares at a weighted average price of \$16.50 (2008 year: fair value of shares granted was \$105.3 million based on 3,726,634 shares at a weighted average price of \$28.26). The volume weighted average share price of all ANZ shares sold on the ASX on the date of grant is used to calculate the fair value of shares. No dividends are incorporated into the measurement of the fair value of shares.

## ANZ SHARE OPTION PLAN

Selected employees may be granted options/rights, which entitle them to purchase ordinary fully paid shares in ANZ at a price fixed at the time the options/rights are granted. Voting and dividend rights will be attached to the unissued ordinary shares when the options/rights have been exercised.

Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. The exercise price of the options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the weighted average price of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.

ANZ Share Option Plan schemes expensed in the 2008 and 2009 years are as follows:

## Current Option Plans

## Performance rights plan (excl. CEO performance rights)

Performance rights are granted to certain employees as part of ANZ's LTI program. The first grant of performance rights was in November 2005, and provides the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three-year vesting period and a TSR performance hurdle. The proportion of LTI performance rights that become exercisable will depend upon the TSR achieved by ANZ relative to a comparator group of major financial services companies, measured over the same period (since grant) and calculated at the third anniversary of grant. An averaging calculation is used for TSR over a 90 day period for start and end values in order to reduce the impact of share price volatility. Performance equal to the median TSR of the comparator group will result in half the performance rights becoming exercisable. Vesting will increase on a straight-line basis until all of the performance rights become exercisable where ANZ TSR is at or above the 75th percentile of TSRs in the comparator group. Where ANZ's performance falls between two of the comparators, TSR is measured on a pro-rata basis. The performance hurdle will only be tested once at the end of the three year vesting period. If the performance rights do not pass the hurdle on the testing date, or they are not exercised by the end of the exercise period (5 years from the date of grant), they will lapse. In the case of dismissal for serious misconduct, all unexercised performance rights will be forfeited. In the case of resignation or termination on notice, only performance rights that become exercisable (and pass the performance hurdle) by the end of the notice period may be exercised. In the case of death or total and permanent disablement, all performance rights are available for exercise (with the performance hurdle waived).

#### 46: Employee Share and Option Plans (continued)

##### CEO Performance rights

The CEO's LTI (as approved by shareholders at the 2007 Annual General Meeting), consists of 3 tranches of performance rights, each to a maximum value of \$3 million. The performance periods for each tranche begin on the date of grant of 19 December 2007 and end on the 3rd, 4th and 5th anniversaries respectively (i.e. only one performance measurement for each tranche). The level of vesting for each tranche will be based on ANZ TSR performance against a comparator group of companies consistent with the performance rights plan. Each tranche has a 1 year exercise period. In the case of resignation or dismissal for serious misconduct, all unexercised performance rights will be forfeited. In the case of termination on notice, only performance rights that become exercisable (and pass the performance hurdle) by the end of the notice period may be exercised. In the case of death or total and permanent disablement, all performance rights are available for exercise (with the performance hurdle waived).

##### CEO Options

At the 2008 Annual General Meeting, shareholders approved a special grant to the CEO of 700,000 options which were granted on 18 December 2008. These will be available for exercise from the date of vesting, December 2011, with the option exercise price being equal to the market value of ANZ shares at the date they were granted i.e. \$14.18 per share. Upon exercise, each Option entitles the CEO to one ordinary ANZ share. At grant the options were independently valued at \$2.27 each i.e. a total value of \$1,589 million. However, these options will only have any value if, at the vesting date or during the subsequent exercise period (i.e. 2 years after vesting), the share price exceeds \$14.18. This value will be based on the amount by which the market price exceeds the exercise price multiplied by the total number of options.

##### Deferred options (No performance hurdles)

Under the STI deferral program for 50% of amounts above a specified threshold, deferred equity can be taken as shares and/or options (refer to Deferred Share Plan section above).

##### Deferred share rights (No performance hurdles)

Deferred share rights are granted instead of deferred shares to accommodate off-shore taxation implications. They provide the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. The fair value of rights is adjusted for the absence of dividends during the restriction period. Treatment of rights in respect of cessation relates to the purpose of the grant (refer to Deferred Share Plan and Restricted Share Plan sections).

##### Legacy Option Plans

The following legacy plans are no longer being offered to Group employees, but were expensed during the 2008 and 2009 years.

##### Performance option plan (No performance hurdle applies)

Performance options were granted to certain employees (below executive levels) as part of an historical LTI program, with 7 November 2005 being the last grant of LTI performance options. The options can only be exercised after a three-year vesting period and before the seventh anniversary of the grant date. There are no performance conditions attached to these options as they were primarily granted as a retention tool. All unexercised options are forfeited on dismissal for serious misconduct, resignation and termination on notice. On death or total and permanent disablement, all unvested options will become available for exercise.

##### Deferred share rights (No performance hurdle)

Special deferred share rights were granted to a small number of New Zealand employees in December 2004. They provide the right to acquire ANZ shares at nil cost after a three year vesting period. Rights must be exercised by the seventh anniversary of the grant date. They may be forfeited at the Company's discretion if the employee ceases employment for any reason. The fair value of rights is adjusted for the absence of dividends during the restriction period.

##### Hurdled options

Hurdled options were granted to certain employees as part of an historical LTI program. The options can only be exercised subject to the satisfaction of time and performance based hurdles. Options may be exercised during the four year period commencing three years, and ending seven years after the grant date, subject to meeting the relevant performance hurdle. The performance hurdle will be measured during the exercise period by comparing ANZ's TSR against the comparator group relevant to the hurdled option grant.

Hurdled options granted in November 2004 will be tested against a comparator group consisting of major financial services companies, excluding ANZ. The options become exercisable depending on ANZ's ranking within the comparator group.

ANZ must rank at the 50th percentile for 50% of the options to become exercisable. For each 1% increase above the 50th percentile an additional 2% of options will become exercisable, with 100% being exercisable where ANZ ranks at or above the 75th percentile. This will be calculated as at the last trading day of any month (once the exercise period has commenced). Other hurdled option grants will be measured against the S&P/ASX 200 Banks (Industry Group) Accumulation Index, and the S&P/ASX 100 Accumulation Index. Half the options may only be exercised once ANZ's TSR exceeds the percentage change in the S&P/ASX 200 Banks (Industry Group) Accumulation Index, measured over the same period (since grant) and calculated as at the last trading day of any month (once the exercise period has commenced); and the other half of hurdled options may only be exercised once the ANZ TSR exceeds the percentage change in the S&P/ASX 100 Accumulation Index, measured over the same period (since grant) and calculated as at the last trading day of any month (once the exercise period has commenced). The forfeiture provisions are the same as the performance option plan.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 46: Employee Share and Option Plans (continued)

## Option Movements

Details of options over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of the 2009 financial year and movements during the 2009 financial year are set out below:

	Opening balance 1 October 2008	Options Granted	Options Forfeited	Options Expired <sup>1</sup>	Options Exercised	Closing balance 30 September 2009
Weighted Average Exercise Price	17,697,581 \$14.81	3,260,938 \$11.64	(2,709,394) \$7.83	(2,191,963) \$18.71	(928,149) \$15.04	15,129,013 \$14.80

<sup>1</sup> Numbers in the 'Options Expired' column includes any options which may have expired due to a termination of employment whereby the employee was offered a grace period in which to exercise.

The weighted average share price during the year ended 30 September 2009 was \$16.57 (2008: \$21.74).

The weighted average remaining contractual life of share options outstanding at 30 September 2009 was 2.4 years (2008: 2.5 years).

The weighted average exercise price of all exercisable share options outstanding at 30 September 2009 was \$18.95 (2008: \$18.78).

A total of 4,015,504 exercisable share options were outstanding at 30 September 2009 (2008: 5,327,652).

Details of options over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of the 2008 financial year and movements during the 2008 financial year are set out below:

	Opening balance 1 October 2007	Options Granted	Options Forfeited	Options Expired <sup>1</sup>	Options Exercised	Closing balance 30 September 2008
Weighted Average Exercise Price	21,693,355 \$16.23	2,001,018 \$0.00	1,721,322 \$12.19	123,289 \$17.15	4,152,181 \$16.09	17,967,581 \$14.81

<sup>1</sup> Numbers in the 'Options Expired' column includes any options which may have expired due to a termination of employment whereby the employee was offered a grace period in which to exercise.

No options over ordinary shares have been granted since the end of the 2009 financial year up to the signing of the Directors' Report on 5 November 2009.

Details of shares issued as a result of the exercise of options during the year ended 30 September 2009 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	12,481	-	17.34	264,081	4,579,165
0.00	58,813	-	17.60	32,616	574,042
0.00	24,619	-	17.55	29,968	525,938
0.00	395	-	17.55	1,388	24,359
0.00	738	-	18.03	1,925	34,708
0.00	5,470	-	18.22	1,758	32,031
0.00	1,650	-	18.22	30,059	547,675
0.00	1,008	-	18.22	35,264	642,510
0.00	4,170	-	20.68	3,800	78,584
16.33	26,100	426,213	20.68	18,837	389,549
16.33	371,675	6,069,453	23.49	1,334	31,336

Details of shares issued as a result of the exercise of options during the year ended 30 September 2008 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	17,473	-	16.09	12,750	205,148
0.00	14,507	-	16.33	322,570	5,267,568
0.00	5,069	-	17.34	149,062	2,584,735
12.98	451,191	5,856,459	17.55	339,691	5,961,577
12.98	27,600	358,248	17.60	154,991	2,727,842
13.62	194,000	2,642,280	18.03	211,685	3,816,681
13.91	264,500	3,679,195	18.22	395,538	7,206,702
13.91	194,050	2,699,236	18.55	19,525	362,189
14.20	729,716	10,361,967	20.68	584,587	12,089,259
14.61	54,750	799,898	23.49	8,926	209,672



## 46: Employee Share and Option Plans (continued)

Details of shares as a result of the exercise of options since the end of the 2009 financial year up to the signing of the Directors' Report on 5 November 2009 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	130	-	17.55	13,353	234,345
0.00	19	-	17.60	11,601	204,178
0.00	16,856	-	18.22	7,838	142,808
0.00	72,677	-	18.22	11,566	210,733
17.18	2,065	35,477	20.68	7,304	152,908
17.18	125	2,148	20.68	21,034	434,983
17.34	191,731	3,324,616	23.49	7,001	164,453
17.55	16,375	287,381			

In determining the fair value below, we used standard market techniques for valuation including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. The models take into account early exercise, non-transferability and market based performance hurdles. The significant assumptions used to measure the fair value of instruments granted during the 2009 financial year are contained in the table below.

Type of Equity	Grant date	Number of Options	Fair value (\$)	Exercise price (5 day VWAP) (\$)	Share closing price at grant (\$)	ANZ expected volatility <sup>1</sup> (%)	Equity term (years)	Vesting period (years)	Expected life (years)	Expected dividend yield (%)	Risk free interest rate (%)
Special Options	18-Dec-08	700,000	2.27	14.18	14.27	30	5	3	4	6.00	3.37
STI Deferred Options	31-Oct-08	1,212,216	2.80	17.18	17.36	30	5	1	3	6.00	4.48
STI Deferred Options	31-Oct-08	418,766	2.94	17.18	17.36	30	5	2	3.5	6.00	4.64
STI Deferred Share Rights	31-Oct-08	84,659	16.38	0.00	17.36	30	5	1	1	6.00	4.28
STI Deferred Share Rights	31-Oct-08	89,121	15.45	0.00	17.36	30	5	2	2	6.00	4.48
LTI Deferred Share Rights	31-Oct-08	369,598	14.58	0.00	17.36	30	5	3	3	6.00	4.48
LTI Performance Rights	31-Oct-08	368,368	9.99	0.00	17.36	30	5	3	3	6.00	4.25
Special Retention Deferred Share Rights	9-Dec-08	18,210	11.84	0.00	14.10	34	5	2	2	6.00	3.49

<sup>1</sup> Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the options. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a defined period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the options.

The significant assumptions used to measure the fair value of instruments granted during the 2008 financial year are contained in the table below.

Type of Equity	Grant date	Number of Options	Fair value (\$)	Exercise price (5 day VWAP) (\$)	Share closing price at grant (\$)	ANZ expected volatility <sup>1</sup> (%)	Option term (years)	Vesting period (years)	Expected life (years)	Expected dividend yield (%)	Risk free interest rate (%)
Performance Rights	19-Dec-07	258,620	11.60	0.00	26.85	17	4	3	3	4.50	6.82
Performance Rights	19-Dec-07	259,740	11.55	0.00	26.85	17	5	4	4	4.50	6.73
Performance Rights	19-Dec-07	260,642	11.51	0.00	26.85	17	6	5	5	4.50	6.66
Deferred Share Rights	29-May-08	22,633	18.38	0.00	21.35	n/a	5	3	3	5.00	n/a
Deferred Share Rights	9-Nov-07	49,717	25.59	0.00	27.95	15	5	2	2	4.50	6.77
Deferred Share Rights	9-Nov-07	208,780	24.49	0.00	27.95	15	5	3	3	4.50	6.69
Performance Rights	30-Oct-07	940,886	12.30	0.00	29.69	15	5	3	3	4.50	6.63

<sup>1</sup> Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the options. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a defined period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the options.

## 47: Key Management Personnel Disclosures

The Key Management Personnel (KMP) of the Group and Company are the same.

## SECTION A: EXECUTIVE DIRECTORS AND OTHER KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

The company staff are employees of the ultimate parent entity, Australia and New Zealand Banking Group Limited (ANZ) and the KMP compensation included in the management fee expenses is as follows:

	2009 \$	2008 \$
Short term employee benefits	18,077,463	15,978,226
Post employment benefits	367,018	186,215
Long term employment benefits	142,067	282,363
Termination benefits	634,869	1,334,282
Share-based payments	9,789,223	10,464,699
	29,010,640	28,245,785

Financial Report 181

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

## 47: Key Management Personnel Disclosures (continued)

## SECTION B: KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to directors of the Company and other key management personnel of the Group are made in the ordinary course of business on an arm's length commercial basis, including the term of the loan, security required and the interest rate.

Details of loans outstanding at the reporting date to directors of the Company and other key management personnel of the Group including their personally related parties, where the individuals aggregate loan balance exceeded \$100,000 at any time in the year, are as follows:

	Opening balance 1 October \$	Closing balance 30 September \$	Interest paid and payable in the reporting period \$	Highest balance in the reporting period \$
<b>Directors</b>				
<b>Executive Director 2009</b>				
M Smith	535,611	-	62,697	1,000,000
<b>Executive Director 2008</b>				
M Smith	356,800	535,611	60,829	2,099,851
<b>Non-executive Directors 2009</b>				
P Hay <sup>2</sup>	-	1,125,000	3,954	1,128,856
A Watkins <sup>3</sup>	3,189,724	3,289,064	213,132	3,295,434
<b>Other key management personnel 2009</b>				
J Fagg <sup>4</sup>	3,641,055	4,117,937	208,765	4,319,402
B C Hartzler <sup>5</sup>	12,438,898	12,105,808	381,671	13,039,953
G K Hodges	3,055,034	10,415,975	170,733	10,581,121
P R Marriott	905,479	-	7,399	912,467
A Thursby	1,931,834	1,890,097	99,751	1,931,834
C Page	-	1,750,932	19,854	1,843,116
<b>Other key management personnel 2008</b>				
R J Edgar <sup>6</sup>	560,291	-	14,085	1,083,067
B C Hartzler	7,806,997	12,438,898	973,061	14,707,145
G K Hodges	3,672,905	3,055,034	250,229	4,391,758
P R Marriott	2,824,293	905,479	181,186	2,883,188
A Thursby	-	1,931,834	139,013	2,190,000

Details regarding the aggregate of loans made, guaranteed or secured by any entity in the Group to each group of directors and other key management personnel including related parties are as follows:

	Opening balance 1 October \$	Closing balance 30 September \$	Interest paid and payable in the reporting period \$	Number in group at 30 September <sup>1</sup>
<b>Directors</b>				
2009	3,725,335	4,414,964	279,783	2
2008	356,800	535,611	60,829	1
<b>Other key management personnel</b>				
2009	21,972,300	30,280,749	888,173	5
2008	14,864,486	18,331,245	1,557,594	4

1. Number in the Group includes directors and specified executives with loan balances greater than \$100,000.

2. P Hay commenced as non-executive director effective 12 November 2008.

3. A Watkins commenced as non-executive director effective 12 November 2008 and the opening balance represents the balance on commencement.

4. J Fagg commenced her role as CEO, ANZ (NZ) effective 1 May, 2009 and the opening balance represents the balance on appointment to New Zealand's CEO.

5. R Edgar retired from ANZ effective 5 May 2009 and loans outstanding during this reporting period were less than \$100,000.

6. B Hartzler ceased employment with ANZ effective 31 July 2008.

## 48: Transactions with Other Related Parties

## Joint Venture entities

During the course of the financial year the Company and the Group conducted transactions with joint venture entities on normal commercial terms and conditions as shown below:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$000	2008 \$000	2009 \$000	2008 \$000
Amounts receivable from joint venture entities	241,410	253,052	212,434	223,224
Interest revenue	9,324	16,407	9,324	15,264
Dividend revenue	-	26,950	-	-
Commissions received from joint venture entities	166,467	184,058	134,884	164,795
Cost recovered from joint venture entities	9,497	9,423	8,766	8,499

There have been no guarantees given or received. No outstanding amounts have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible.

## 48: Transactions with Other Related Parties (continued)

## Associates

During the course of the financial year the Company and Group conducted transactions with associates on normal terms and conditions as shown below:

	Consolidated		The Company	
	2009 \$000	2008 \$000	2009 \$000	2008 \$000
Amounts receivable from associates	165,986	207,899	149,114	181,223
Amounts payable to associates	69,763	71,693	239	-
Interest revenue	16,303	19,144	12,286	14,780
Interest payable	3,339	630	-	-
Other revenue	11,190	12,106	1,812	2,400
Dividend revenue	36,136	15,451	33,936	3,979
Cost recovered from associates	2,164	1,649	2,164	1,649

There have been no guarantees given or received. No outstanding amounts have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible.

## Subsidiaries

During the course of the financial year subsidiaries conducted transactions with each other and joint ventures and associates on normal terms and conditions. They are fully eliminated on consolidation. No outstanding amounts have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible.

## Other relationships

In the 2007 Annual Report, in relation to the independence of Margaret Jackson, a non-executive Director of ANZ, it was disclosed that ANZ has commercial relationships with Qantas Airways Limited (in respect of which Ms Jackson was then Chairman) as a partner in the co-branded ANZ Frequent Flyer Visa Cards, and that ANZ also acquires travel services from Qantas. Having regard to the nature and value of the commercial relationships and the Board's materiality criteria, the Board concluded that Ms Jackson remained independent. Ms Jackson retired from the Board of Qantas in November 2007.

## 49: Exchange Rates

The exchange rates used in the translation of the results and the assets and liabilities of major overseas branches and controlled entities are:

	2009		2008	
	Closing	Average	Closing	Average
Chinese Yuan	6.0026	5.0018	5.4723	6.4356
Euro	0.6014	0.5392	0.5568	0.6030
Great British Pound	0.5486	0.4719	0.4440	0.4601
Indonesian Rupiah	8506.3	7837.9	7538.8	8382.5
Malaysian Ringgit	3.0548	2.6034	2.7641	2.9755
New Zealand Dollar	1.2188	1.2248	1.1934	1.1918
Papua New Guinea Kina	2.4154	2.0018	2.0765	2.4754
United States Dollar	0.8792	0.7319	0.7995	0.9069

## 50: Events Since the End of the Financial Year

On 25 September 2009, the Company announced it had reached agreement with ING Groep to acquire ING Groep's 51% shareholdings in the ANZ-ING wealth management and life insurance joint ventures in Australia and New Zealand for \$1,760 million, taking its ownership interest to 100%. Completion is subject to various conditions, including regulatory approval, and is expected to occur during the fourth quarter of calendar 2009.

Once completed, the acquisition will result in the Group fully consolidating the assets, liabilities and operations of ING Australia Limited ("INGA") and ING (NZ) Holdings Limited ("INGNZ") and its subsidiary companies into the Group's results. At acquisition date, under the step acquisition provisions of AASB3R Business Combinations (Revised), the Group will remeasure its existing 49% interests which are accounted for under the equity method at acquisition date fair values and will recognise the resulting gain or loss in the income statement.

On 4 August 2009 the Company announced it had reached agreement with Royal Bank of Scotland Group plc to acquire selected businesses in Taiwan, Singapore, Indonesia<sup>1</sup>, Hong Kong, Philippines and Vietnam. The purchase price is based on the fully recapitalised net tangible book value of these businesses plus a premium of USD50 million and whilst the ultimate purchase price is not determinable until completion it is estimated to amount to approximately USD550 million (AUD\$26 million). Each acquisition is subject to regulatory approval in the relevant jurisdictions, which is expected to occur from late 2009 through 2010. Accordingly these acquisitions will be progressively consolidated into the 2010 results including the impacts of acquisition accounting, integration and acquisition costs.

<sup>1</sup> The Indonesian business will be acquired through ANZ's 85% owned subsidiary PT, Bank Pan Indonesia.



## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1. 財務書類」の注記を参照のこと。

## 3【その他】

### (1) 後発事象

2009年9月25日、当行は、オーストラリアおよびニュージーランドのANZ-ING富裕層資産運用および生命保険のジョイントベンチャーにおけるINGグループの51%の保有株式を17億6,000万ドルで取得し、その保有持分を100%にすることでINGグループと合意に達したと発表した。買収は2009年11月30日に完了した。

2009年11月30日から、AASB3R「企業結合（改訂済）」の段階的買収条項に基づいて、当グループは、持分法に基づいて計上された以前の49%の持分を取得日公正価値で再測定し、その結果の損益を損益計算書で認識する。

INGAおよびINGNZの49%の持分は持分法会計が適用され、2009年9月30日付でジョイントベンチャー法人として計上された。これらの投資は、帳簿価額と、公正な市場価値および割引キャッシュフロー分析に基づく使用価値の双方とを比較することで減損が査定される。これらの関連会社の使用価値は帳簿価額を超えているため、投資は減損しているとみなされなかった。

2009年8月4日、当社は、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループplcとの間で、台湾、シンガポール、インドネシア、香港、フィリピンおよびベトナムにおける一部事業を買収する合意に達したと発表した。買取価格は、これらの事業の全額再資産計上された有形固定資産の正味帳簿価額に5,000万米ドルのプレミアムを加算したものに基づいており、最終的な購入価格は完了まで確定できないが、約5億5,000万米ドル（6億2,600万豪ドル）になると推定される。各買収は、関連法域における規制承認の対象となる。従って、これらの買収は、買収の会計、統合および買収コストの影響を含めて、2010年の業績に徐々に連結されることが予想される。

当行が2009年6月25日付で、2009年3月31日終了の半期に関する半期報告書を提出して以降に生じた事象に関する詳細は、上記「1. 財務書類」の注記50および「第3 事業の状況 - 1. 業績等の概要 - C. 最近の動向」を参照のこと。

### (2) 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性があるが、その総額については容易には算定できない。適切な法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、必要とみなされる引当金が引当てられている。場合により、当グループの利益を害する可能性があるため、財務上の予想影響額を開示していないことがある。

当グループの重要な訴訟の詳細については、上記「1. 財務書類、注記44（信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産 - その他銀行関連偶発債務）」を参照のこと。かかる注記44の「偶発租税債務」および「INGニュージーランド・ファンド」の項目に関しては、本書日付現在の更新情報として、「第3 事業の状況、1 業績等の概要、C. 最近の動向 - 「偶発租税債務 - ニュージーランド内国歳入庁との和解」および「INGニュージーランド・ファンド」」を参照のこと。

## 4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

オーストラリア会計基準、オーストラリア会計基準審議会の解釈、およびオーストラリア会計基準審議会が発行したその他の権威ある公表文書（「オーストラリアGAAP」または「AGAAP」）と日本の一般に公正妥当と認められている会計原則（「日本基準」）の相違は以下のとおりである。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPのうちで重要と考えられるものと日本基準の差異を概説したものである。当グループは、連結財務書類および関連注記に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAPおよび日本基準を公表する組織は、このような比較に将来重要な影響を与える継続的な計画を抱えている。さらに、会計基準の変更の結果として、AGAAPおよび日本基準の将来の差異を明確にするための努力はなされていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。ANZの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

### (a) 株式報酬

AGAAPのもとでは、ストック・オプション、株式購入権およびその他の株式報酬は、付与されたオプションまたは株式の付与日における公正価値に基づき算定する。当該費用は、権利確定期間にわたり定額法で損益計算書に計上されるか、あるいは株

式が即座に権利確定する場合には損益計算書に直ちに計上される。これらの制度に基づき付与されるオプションの公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて算定される。また、AGAAPのもとでは、株価に関する条件が充たされずに権利の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本においては、持分決済型のストック・オプションおよび株式報酬（「ストック・オプション等」）に関して「ストック・オプション等に関する会計基準」が2006年5月1日以後に付与されるストック・オプション等について適用されている。日本基準では、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。この点を除いて、この会計基準の適用後の日本基準とAGAAPとの間には重要な差異はない。

#### (b) のれん

AGAAPのもとでは、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。その後ののれんに係る減損損失の戻し入れは禁止されている。

日本においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。なお、のれんの未償却簿価は減損会計の適用対象となる。

#### (c) 金融商品の公正価値

AGAAPのもとでは、デリバティブ（ヘッジ会計が適用されたものおよびヘッジ会計が適用されなかったもの）ならびに売買目的有価証券および売却可能有価証券に限らず、すべての金融商品について公正価値の開示が要求されている。

日本基準においては、公正価値が開示されるのはデリバティブと有価証券だけである。また、ヘッジ会計が適用されるデリバティブの公正価値の開示は要求されていない。

#### (d) 資産の減損

AGAAPのもとでは、各報告日において、会社は有形固定資産または無形資産に減損の兆候があるかどうかを評価する。減損の兆候がある場合、会社は回収可能金額を見積り、当該回収可能金額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。なお、回収可能金額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産についての減損損失は、回復の都度、収益認識する。但し、収益認識により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに対する減損損失の戻し入れは行われない。

日本基準の減損会計も、基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損損失を算定する前に簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、AGAAPと同様の方法により、割引将来キャッシュフローや資産の公正価値を考慮して減損損失を算定する。一度認識した減損損失を、その後戻し入れることは認められていない。

#### (e) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、支配およびリスク／経済価値アプローチに基づいて行われる。企業が（特定の要件を満たし）、キャッシュフローに対する権利を譲渡し、当該金融資産の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する場合に、金融資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引においては、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引においては、継続的に関与する資産について認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

#### (f) 公正価値オプション

AGAAPのもとでは、一定の条件が満たされた場合、金融資産、金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に区分し、当初認識以降の測定により発生した公正価値差額を損益計算書に計上することが認められている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(g) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジまたは海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。資本に計上された有効部分は、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるときにあわせて、資本から損益計算書に振替えられる。

日本基準においても、AGAAPと同様のヘッジが認められる。但し、会計処理については、公正価値ヘッジを含むすべてのヘッジに原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで純資産に計上する方法である。この例外として、「その他有価証券」については、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、公正価値の変動を損益計算書に計上する会計処理が認められている。

(h) 過年度の財務書類の修正再表示

AGAAPのもとでは、会計原則に変更があった場合（新たな会計基準が公表された場合を含む）、または過年度の財務書類に重要かつ基本的な誤りが発見された場合には、過年度の財務書類は一般的に、当該変更または誤りを反映して再表示される。

日本基準においては、会計原則の変更または誤謬の影響は、それが明らかとなった年度の財務書類に反映される。過年度の財務書類の修正再表示は認められていない。

(i) ファイナンス・リース

AGAAPのもとでは、賃借人が当該資産の所有権に伴うリスクと便益を実質的に取得するファイナンス・リースでは、資産および将来の賃借料の支払債務が賃借人の貸借対照表に計上される。ファイナンス・リースの対象である資産は、リース期間とその経済的見積耐用年数の短い方の期間にわたって償却される。

日本基準においては、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるファイナンス・リースは原則として資産計上されるが、それ以外のファイナンス・リース取引については、一定の注記を条件に通常のオペレーティング・リース取引に係る方法に準じた会計処理によることができる。なお、日本基準では、平成20年4月1日以後開始する事業年度から新しいリース会計基準が適用されており、AGAAPと日本基準の差異はほとんどなくなった。

## 第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

### 2【その他の参考情報】

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）平成21年1月30日に関東財務局長に提出

#### (2) 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書 事業年度中（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）平成21年6月25日 関東財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき臨時報告書を平成20年10月15日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成21年7月16日に関東財務局長に提出

#### (4) 訂正発行登録書（募集）

平成20年10月15日、平成21年1月30日、同年2月2日、同年6月25日および同年7月16日に関東財務局長に提出。

#### (5) 訂正発行登録書（売出）

平成20年10月15日、平成21年1月30日、同年2月12日、同年2月18日、同年6月25日および同年7月16日に関東財務局長に提出。

#### (6) 発行登録追補書類（募集）

平成21年2月10日に関東財務局長に提出。

#### (7) 発行登録追補書類（売出）

平成21年2月23日に関東財務局長に提出。

#### (8) 有価証券届出書

平成21年2月2日に関東財務局長に提出。

#### (9) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(8)の有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月3日、同年2月6日、同年2月10日、同年2月12日および同年2月18日に関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

#### 1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月	券面総額又は振替社債等の総額	償還額	提出会社の当該期末現在の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回円貨社債(2009)	2009年2月	1,000億円	-	1,000億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回変動利付円貨社債(2009)	2009年2月	500億円	-	500億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第2回円貨社債(2009)	2009年2月	300億円	-	300億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2012年3月満期ユーロ豪ドル建社債	2009年3月	4,300万豪ドル	-	4,300万豪ドル	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2011年3月満期ユーロニュージーランドドル建社債	2009年3月	1,000万ニュージーランドドル	-	1,000万ニュージーランドドル	該当なし

#### 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

#### 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

オーストラリア連邦保証の付された社債について、以下は、保証人が国であるために、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式の「第二部 発行者情報、第3 発行者の概況、1 発行者が国である場合」に準じて記載されている。



## オーストラリア連邦の概況

オーストラリア連邦政府は、以下に記載される保証に関する基本情報を提供することをもって、オーストラリア連邦が保証する債務証券を発行するにあたって、大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度（以下「ADI保証制度」という。）の対象となっている適格オーストラリア公認預金受入機関（以下「ADI」という。）を支援するために、このオーストラリア連邦の概況を発表した。

このオーストラリア連邦の概況において記載される情報は、法的、実務的および税務上の助言となるものではない、このオーストラリア連邦の概況は、重要書類およびその他の情報を要約するものであり、投資を予定している者は、ここに記載されている事項をより完全に理解するために、当該書類および情報を読む必要がある。投資を予定している者は、投資を決定する際、オーストラリア連邦、保証および募集に関する独自の調査に頼らなくてはならない。保証はいかなる日本の監督当局によっても承認されておらず、また、当該監督当局は、このオーストラリア連邦の概況において記載される開示内容の正確性を確認しておらず、またその十分性を評価する権限を有していない。

ディーラー、営業担当者およびその他の個人を含むすべての人は、保証またはオーストラリア連邦に関して、情報を提供する、またはオーストラリア連邦に代わっていかなる表明をする権限も持っていない。もし当該情報を提供された場合、または表明が行われた場合、当該情報および表明は、オーストラリア連邦によりなされたものではないため、それらに依拠してはならない。

## 公式書類および声明

このオーストラリア連邦の概況に含まれるいくつかの財務および統計情報は、以下を含むオーストラリア政府の公式な情報源を出典としている。

- 2009年5月12日付2009/10年連邦予算（以下「2009/10年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au>にて入手可能）および2008年5月13日付2008/09年連邦予算（以下「2008/09年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/>にて入手可能）
- 2009年11月2日に公表された2009/10年期中経済財政予測（以下「2009/10年期中経済財政予測」または「2009/10年MYEFO」という。）（<http://www.budget.gov.au/2009-10/content/myefo/html/index.htm>にて入手可能）および2008年11月5日に公表された2008/09年期中経済財政予測（以下「2008/09年期中経済財政予測」または「2008/09年MYEFO」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/content/myefo/html/index.htm>にて入手可能）
- 2009年2月3日に公表された2009年2月最新経済財政予測（以下「2009年最新経済財政予測」または「2009年UEFO」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/content/uefo/html/index.htm>にて入手可能）

- ・2007年9月28日に公表された2006/07年最終決算書（以下「2006/07年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2006-07/fbo/html/index.htm>にて入手可能）、2008年9月26日に公表された2007/08年最終決算書（以下「2007/08年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2007-08/fbo/html/index.htm>にて入手可能）および2009年9月29日に公表された2008/09年最終決算書（以下「2008/09年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/fbo/html/index.htm>にて入手可能）。

上記のウェブサイトで入手できる情報は、このオーストラリア連邦の概況に参照方式により含まれてはいない。

このオーストラリア連邦の概況に含まれる情報で、オーストラリア政府またはその省庁もしくは機関のいずれかの刊行物を出典として特定されているものについては、かかる刊行物がオーストラリア政府の公文書であることにより、このオーストラリア連邦の概況に含まれている。

オーストラリア連邦の住所は、オーストラリア、パークス首都特別地域2600、ラントン・クレセント、トレジャリー・ビルディング、オーストラリア連邦財務省気付で、電話番号は+61 2 6263 2111である。

### 将来予想に関する記述

このオーストラリア連邦の概況には将来予想に関する記述が含まれている。これらの将来予想に関する記述は、「信じる」、「予測する」、「見積もる」、「企画する」、「予想する」、「意図する」、「ありうる」、「するだろう」、「しようとする」、「だろう」、「かもしれない」もしくは「するはずである」、また、それぞれの場合に、その用語の否定形もしくはその他変化形もしくは比較可能な用語、また、予測、政策、戦略、計画、目的、目標、将来の事象もしくは意図の討議に関連する用語を含む、将来的な用語を使用していることにより特定することができる。

将来予想に関する記述は、歴史的事実ではない記述であり、オーストラリア連邦の考えおよび予想についての記述を含んでいる。これらの記述は現在の計画、見積もりおよび予測に基づいており、そのため、それらに過度に依拠すべきではない。将来予想に関する記述は、その作成された日現在にのみ述べられたものである。オーストラリア政府はかかる将来予想に関する記述に反映された考えおよび予想は合理的であると信じているが、かかる考えおよび予想が正しかったと証明される保証はない。

将来予想に関する記述には、固有のリスクおよび不確実性が含まれている。いくつかの重要な要因により、実際の結果が将来予想に関する記述に表明されたものと大幅に異なることがある。将来予想に関する記述に表明もしくは示唆されたものと大幅に異なる実際の結果をもたらす可能性のある要因には、以下が含まれる。

- ・国際経済、および特にオーストラリアの主要な貿易相手国の成長（縮小）率
- ・世界的金融危機の影響
- ・商品価格および/またはオーストラリアの主要な輸出品目に対する世界的需要の変動
- ・国際および国内金利の上昇または下落
- ・国内消費の増減
- ・オーストラリアの労働力および生産性の増減
- ・為替レートの変動、および
- ・オーストラリアのインフレ率の増減

### 財政およびその他情報の表示

オーストラリア連邦の会計年度は7月1日から6月30日までである。このオーストラリア連邦の概況に表示される年次情報は、別途記載のない限り会計年度に基づいている。このオーストラリア連邦の概況において、2008年7月1日に開始し、2009年6月30日に終了する会計年度を「2008/09年」といい、それ以前およびその後の会計年度についても同様の表現とする。

このオーストラリア連邦の概況における合計と各構成値の和との相違は四捨五入によるものである。

このオーストラリア連邦の概況において報告される統計情報はオーストラリア連邦財務省、財政・規制緩和省、オーストラリア準備銀行（RBA）およびオーストラリア統計局（ABS）を含むオーストラリア連邦のいくつかの省庁および機関により提供された公的な刊行物ならびに情報を出典としている。また、いくつかの統計情報は、国際通貨基金（IMF）および経済協力開発機構（OECD）による公的に入手できる情報を出典としている。同様の統計はその他の出典から入手することができるが、その基本的な仮定、方法論、およびその結果として生じるデータが出典により異なることがある。さらに、オーストラリア連邦の省庁または機関により公表された統計およびデータは、その基本的な仮定または方法論の違いにより、他の省庁または機関により作成された同様の統計およびデータと異なることがある。このオーストラリア連邦の概況において記載されるいくつかの歴史的統計情報はオーストラリア連邦および/またはその省もしくは機関が合理的な仮定に基づいているとの推定に基づくものである。オーストラリア連邦の公式財政経済統計は定期的確認過程の一環として検査の対象となっている。従って、財政経済情報はその後調整または訂正されることがある。オーストラリア政府は重大な訂正はないと予想しているが、重大な変更がなされないという保証はない。オーストラリア連邦は財政経済データの一般への公表において加盟国の指針となるIMF特別データ公表基準を遵守してい



る。

連邦予算の財政総計は、短期経済予測および中期の見通しに基づく見通しからなる一連の将来見積もりを根拠としている。予算において、オーストラリア政府は通常2年間の経済予測および追加的な3年間の見通しを提示する。予測は、直近の結果データ、予測モデルおよびビジネス上の関係先から収集した情報から導き出される異なる経済部門の詳細な査定に基づく。経済の様々な部門の予測は、マクロ経済上の一貫した予測を形成するためにまとめられる。見通しは、それより後の年に利用され、幅広い経済集計の長期的平均に基づいている。

2009/10年予算において、方法論に2つの主要な変更がなされた。2009/10年予算では、予測期間が1年延長された。そのため、2010/11年は、2009/10年期中経済財政予測ではなく、2009/10年予算時の最初の予測である。第2に、GDPが2予測期間中のトレンド以上に（トレンド通りでなく）成長すると仮定された。これら変更に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「経済見通し - 中期経済予測の方法論」を参照のこと。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、「オーストラリア・ドル」、「豪ドル」、「ドル」または「\$」は、オーストラリア連邦の法定通貨をいい、このオーストラリア連邦の概況における「米ドル」または「USドル」は合衆国の法定通貨をいう。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、後ろに（連邦）をつけた法律は、オーストラリア連邦議会によって制定された法律をいう。

### 用語の定義

このオーストラリア連邦の概況の記述において、下記の用語は下記の意味を有する。

<b>ADI</b>	公認預金受入機関の略称。
<b>APRA</b>	オーストラリア適正規制庁
<b>ASIC</b>	オーストラリア証券投資委員会
<b>公認預金受入機関</b>	APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を意味する。
<b>基準価格</b>	生産者が、生産物として生産された一単位の財貨またはサービスについて購入者から受け取る金額から、当該生産物の生産または販売の結果、当該一単位について支払われるべき租税を控除し、受取るべき補助金を加算した金額をいう。その中には、生産者から別途請求される輸送費は含まれない。
<b>国際収支</b>	所定の期間中にオーストラリアの居住者と他国の居住者（非居住者）との間で取引されたすべての金額の合計をいう。
<b>資本収支</b>	取引の実行により居住者の独立経済単位が取得または処分した非金融資産の価値を記録し、貯蓄および資本移転または生産に関連した相互の帳簿上の取引（在庫の増減および固定資本減耗）に起因する正味資産の変動を表す。
<b>連鎖数量測定</b>	前年度の平均価格を用い、基準年の名目価格による推計値に合成変化を適用して計算される数量変化を合成することで導き出す測定方法をいう。連鎖数量測定は、1998年に国民経済計算に取り入れられた。この方式は、毎年の基準改訂により、現在の状況を反映した価格の相対性が示され、とりわけ、相対的価格の変化が激しい時代においては、基準価格に基づいた測定値より、より実勢に即した推計値が得られる。
<b>消費者物価指数 （または総合インフレ率）</b>	CPI人口グループ（すなわち、都市部の家計）による支出のうち高い割合を占める財貨およびサービスからなる「バスケット」の価格の四半期毎の変動で、一般的に、総合インフレ率と呼ばれる。
<b>経常収支</b>	貿易収支（財貨およびサービスの輸出から財貨およびサービスの輸入を控除したもの）、純要素所得（オーストラリアが他国から稼得した所得から、他国がオーストラリアから稼得した所得を控除したもの）ならびに純移転支出（例えば、外国に対する助成金の純支出を含む。）を含んだもの。経常収支には、資本移転は含まれない。



<b>名目価格</b>	観察期間中の物価で測定した見積もり。例えば、2002/03年の見積もりは、2002/03年の物価を用いて測定されている。これとは対照的に、連鎖数量測定では、前年度の物価に基づいて測定が行われる。
<b>会計年度 外資系ADI</b>	7月1日に始まり、6月30日に終了する各年をいう。 APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された外国で銀行業を営む認可を受けた外国法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を指す。
<b>本船渡し価格（またはfree on board (f.o.b.)）</b>	本船渡し価格により測定した財貨の価額には、財貨が輸出のため国際輸送船に船積みされるまでに発生したすべての生産その他のコストが含まれる。本船渡し価額には、国際保険料および輸送コストは含まれない。当該価額には、製品が梱包されている外部梱包材の価額は含まれるが、財貨の輸送のために使用される国際貨物コンテナの価額は含まれない。
<b>国内総生産 (GDP)</b>	所与の期間中にオーストラリアで生産された財貨およびサービスの市場価格の合計から、生産過程で投入された財貨およびサービスの原価を控除したもの（ただし、固定資本減耗控除前）。
<b>一人当たりGDP</b>	GDPの連鎖方式による推計値のオーストラリアの推計居住者人口に対する比率。
<b>国民総所得</b>	（旧：国民総生産）すべての独立経済単位の一次総所得の合計（非居住者からの一次純所得を含む）。
<b>総付加価値</b>	基準価格による生産の価値から、購入者価格による中間消費の価値を控除したもの。
<b>家計貯蓄率</b>	家計の純貯蓄（家計の純可処分所得から家計の最終消費支出を控除したもの）が家計の純可処分所得（家計の総可処分所得から家計の固定資本減耗を控除したもの）に占める比率。
<b>IMF</b>	国際通貨基金
<b>インプリシット・デフレーター</b>	名目価格による価値を実質価格による価値で除して得られる（連鎖数量測定）。
<b>インフレ</b>	全般的な物価水準の継続的な上昇。
<b>労働力</b>	特定の集団における雇用者または失業者をいう。
<b>国民純貯蓄</b>	国民純可処分所得から最終消費支出を控除して計算される。
<b>国内純生産</b>	GDPから固定資本減耗を控除して計算される。
<b>正味資産</b>	資産（金融および非金融資産の双方）残高と負債残高の差。差額計算であるため、マイナスにもなりうる。
<b>OECD</b>	経済協力開発機構
<b>労働力率</b>	特定の集団について、当該集団における15歳以上の文民人口に占める労働力の百分率。
<b>RBA</b>	オーストラリア準備銀行

<b>実質国内総所得</b>	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民総支出の数量測定に、</li> <li>・ 名目価格による財貨およびサービスの輸出額（財貨およびサービスの輸入にかかるインプリシット・デフレーターで引き下げされたもの）を加え、</li> <li>・ 財貨およびサービスの輸入にかかる数量測定を控除し、</li> <li>・ 名目価格によるGDP（GDPにかかるインプリシット・デフレーターで引き下げされたもの）の統計上の誤差を加算する。</li> </ul>
<b>実質国民総所得</b>	実質国内総所得を、海外へのおよび海外からの一次所得フロー（不動産所得および労働所得）の実質的影響につき調整することで計算される。
<b>実質国民純可処分所得</b>	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質国内総所得から、</li> <li>・ 他国に支払う実質所得を控除し、</li> <li>・ 他国から受け取る実質所得を加え、</li> <li>・ 固定資本減耗にかかる数量測定を控除する。</li> </ul> 受払される実質所得は、名目所得フローを国民総支出にかかるインプリシット・デフレーターで除して計算される。
<b>実質</b>	インフレの影響につき調整済みであること。
<b>季節調整</b>	データにおける季節要因の推計および季節的影響を排除するためのデータの調整。
<b>総固定資本形成</b>	当該固定資産が生産された資産であり、生産過程において1年を超える期間繰り返しまたは継続的に使用される場合に、新規の固定資産投資にかかる支出に中古の固定資産にかかる支出（増設か取替かを問わないが、修理を含まない。）を加えたものをいう。その中には、政府、公法人および民間部門が行った固定資本形成が含まれる。
<b>失業率</b>	特定の集団について、当該集団における労働力に占める失業者の百分率。

#### オーストラリア連邦政府の保証

国際資本市場の混乱が深刻化する時期に金融システムの安定性を促進し、経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようにするため、2008年11月、オーストラリア連邦政府は、ADI保証制度を導入した。オーストラリア連邦は、保証証書（以下「保証証書」という。）に署名し、ADI保証制度を実施するための大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度に関する規則（以下「制度規則」という。）を制定している。

ADI保証制度に基づき、ADIは、制度規則に定められた適格要件を満たす満期を60ヵ月以下とする非劣後無担保債務証券に、オーストラリア連邦の保証を付すよう、ADI保証制度の管理人（以下「制度管理人」という。）としてのオーストラリア準備銀行に申請することができる。オーストラリア連邦はその裁量において、「適格証明書」を発行することができ、その中で記載された債務が、保証証書に基づきオーストラリア連邦の保証が付されていることを証することとなる（これを以下「保証」という。）。

制度規則に基づき、ADI（外資系ADI以外）の適格な債務は以下を含む。(1) (A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券、および(2) (A)債券、(B)ノートまたは(C)ディベンチャー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月から60ヵ月の非劣後無担保債務証券。外資系ADIの適格な債務は、(A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券を含む。

以下は、保証証書および制度規則の重要な条項の要約であり、すべての要約はかかる書類の全文を参照することで得られる内容に服する。かかる書類の全文は、ADI保証制度に関する情報を掲載した、オーストラリア政府が作成したウェブサイト（[www.guaranteescheme.gov.au](http://www.guaranteescheme.gov.au)）にて閲覧可能である。当該ウェブサイトの内容を参照することで、このオーストラリア連邦の概況に組み込むものではない。

保証証書に基づき、オーストラリア連邦は取消不能の形で、

- ・ 債務の権利が帰属する者（以下「受益者」という。）に対し、ADIによる、適格証明書の対象となる債務（以下「被

保証債務」という。)の支払いを保証し、かつ

- ・ ADIが、その支払期日に被保証債務の支払いを行わない場合においても、オーストラリア連邦が、受益者が制度規則に従って行った請求に基づき、適用ある猶予期間の満了をうけて、制度規則に従って被保証債務を支払わなければならないことを受益者のために約束する。

オーストラリア連邦は、いかなる被保証債務についてもオーストラリア連邦の書面による同意を得ることなく、その重要な点において変更、修正、権利放棄、義務の免除、更改、補足、延長または再記述がなされたものについては、責任を負わない。

保証の利益を受ける証券所持人は、請求の提出について制度規則に従わなかった場合、保証に基づく支払いを受けることができない。保証に基づく受益者による支払請求は、制度規則の別紙 8 の様式に従って書面によりなされ、制度管理人に交付されなければならない。別紙 8 の様式に従っていない場合には、当該請求は有効な請求ではなく、なされていないものとみなされる。有効な請求は、請求額について以下を証するものでなければならない。

- ・ 受益者にとって期限到来済の債務であること
- ・ 受益者がADIに対して請求を行ったにもかかわらず未払いとなっていること
- ・ 被保証債務に関する支払期日がかかる適格証明書の有効期限以前のものであること
- ・ 1959年銀行法（連邦）2AA章の金融請求制度（一般に1,000,000ドル未満の適格ADI（外資系ADI以外）への預金に関する請求に適用される。）に基づき、受益者により請求できず、かつ、未払いであること

オーストラリア連邦は受益者に対し、有効な請求に特定される金額を支払うものとする。オーストラリア連邦が有効な請求を受領してから支払いを行うまでに要求される指定期間はない。すべての支払いは、被保証債務と同じ通貨でなされるものとする。

オーストラリア連邦は、制度規則に言及されるウェブサイト（現在は[www.guaranteescheme.gov.au](http://www.guaranteescheme.gov.au)）において修正内容を公表することによって、保証証書または制度規則の条項をその裁量によりいつでも修正することができる。ただし、かかる修正が存続中の被保証債務に係る受益者の利益を害する形で受益者に対するオーストラリア連邦の義務を軽減する場合はその限りでない（かかる修正が法により要求される場合を除く。）。ウェブサイトの内容は、このオーストラリア連邦の概況に参照書類として組み込まれるものではない。

ADI保証制度に基づき債務が保証されるADIは、以下を含む、制度規則上の多くの義務に服する。

- ・ オーストラリア連邦がADIの義務の保証をした結果負担した、またはそれから生じたすべての債務、費用および経費につき、オーストラリア連邦を補償するカウンター補償証書の作成
- ・ 制度管理人に対する報告書の提出
- ・ 保証に関するオーストラリア連邦に対する特定の費用支払い

ただし、制度規則上、被保証債務に関連する受益者の権利は、ADIが制度規則に準拠しなかった場合に害されるものではない。

保証証書はオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同証書に関する一切の事項は同法に準拠する。

保証は取消不能な形であり、オーストラリア連邦の他の無担保債務および金融債務と同順位にある。

オーストラリア連邦が保証に基づく義務を履行しなかった場合には、受益者は自らの権利を強制履行させるために、オーストラリアにおいて訴訟手続きを開始することを必要とする可能性がある。このオーストラリア連邦の概況における「オーストラリア連邦政府の保証 - 判決の執行」を参照のこと。

ADI保証制度についての詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」を参照のこと。

#### 判決の執行

オーストラリア連邦は主権国家である。オーストラリア連邦は、日本あるいはその他の場所の裁判所（オーストラリアの管轄裁判所を除く。）に提起されたいかなる訴訟に関しても国家の免責特権あるいは人的管轄権に対する免責特権を放棄することに同意しておらず、いずれの目的であっても日本あるいはその他外国の管轄内において送達受領代理人を任命していない。

その結果として、保証証書に基づくオーストラリア連邦の義務は、オーストラリアの管轄裁判所においてのみ執行可能となる可能性がある。オーストラリアの管轄裁判所における保証証書に関するいかなる訴訟においても、オーストラリア連邦は国家の免責特権に基づき主張する権利を有さない。投資家が、保証証書またはその他に基づいてオーストラリア連邦に対して行う保証あるいはその他の請求に関して外国裁判所の管轄権に訴えることができる場合、オーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を取得し、それを実行することは投資家にとって困難な可能性がある。さらに、投資家が、オーストラリア国内やその他の場所においてオーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を執行することは困難な可能性がある。保証証書は、オーストラリア連邦以外の法域の裁判所の管轄に服する旨の規定は含んでおらず、また、オーストラリア連邦以外の法域の法律に基づき、あるいはいかなる理由でもかかる外国の管轄においてオー

ストラリア連邦に対して提起されたあらゆる請求に関して、オーストラリア連邦に適用される可能性のあるいかなる免責特権の放棄も含んでいない。

適用される1903年裁判所法（連邦）の規定に基づき、保証に基づいた強制執行または差押えがオーストラリア連邦の財産または収益について行われることはない。しかし、オーストラリア連邦に対する判決証書を受取り次第、財政・規制緩和大臣は、適法に利用できる金銭をもって判決に係る支払いを行う義務を負う。オーストラリア連邦は、オーストラリア議会により充当された金銭以外から判決に係る支払いを行うことはできない。オーストラリア議会は、制度規則に従った保証証書に基づく請求の支払いを行う目的で、統合歳入基金からの充当および金銭借入の認可に関する法案を可決した。

## 概要

### オーストラリアの人口および地形

オーストラリア連邦は南半球に位置している。外国領土を除き、その総面積は、約7.7百万平方キロメートルで、ロシア、カナダ、中国、アメリカ合衆国およびブラジルに次いで世界で6番目の面積である。オーストラリアの人口の大部分は東部および南部沿岸地域に住んでいる。広大な大陸中央部は乾燥地で、農業には適していない。オーストラリアの州および特別地域、主要都市ならびに主な地勢を示す地図は、上記に記載されている。

2009年3月31日現在、オーストラリアの暫定推計居住人口は21,779,000人であり、2008年3月31日現在に比べて439,100人（2.1%）、また2008年12月31日現在に比べて135,100人増加した。

6州、首都特別地域および北部特別地域の2009年3月31日現在の暫定推計居住人口は、次のとおりであった。

州/特別地域	人口（2009年3月31日現在）
ニュー・サウス・ウェールズ州	7,076,456
ビクトリア州	5,402,594
クイーンズランド州	4,380,383
西オーストラリア州	2,224,255
南オーストラリア州	1,618,172
タスマニア州	501,802
首都特別地域	223,079
北部特別地域	349,948

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

人口の大半が6州の各州都の大都市圏および連邦の首都であるキャンベラに住んでいる。

オーストラリア連邦の人口の増加には、自然増（出生児数と死亡者数の差）および海外からの移住（正味）の2つの要素がある。

2009年3月31日に終了した年度の暫定自然増は160,800人で、2008年3月31日に終了した年度の自然増加（139,700人）の15.2%（21,200人）増と推定されていた。2009年3月31日に終了した年度の暫定推定出生児数（304,500人）は、2008年3月31日に終了した年度の出生児数（281,500人）に比べて8.2%増加した。2009年3月31日に終了した年度の暫定推定死亡者数は143,700人であった。

2009年3月31日に終了した年度に、オーストラリア連邦は、海外からの正味暫定移住数（NOM）が278,200人増を記録したが、これは、人口に加算される海外からの入国者数502,800人と人口から引かれる海外への出国者数224,600人との差にあたる。オーストラリア連邦の現行の移住制度では、いずれの国の人も、その人種、文化、宗教または言語を問わず、法律に定める基準を満たしていれば、オーストラリア連邦への移住申請を行うことができる。連邦政府は、オーストラリアの文化の多様性が、社会、経済双方の豊かさの源であると考えている。NOMによる人口増加への貢献（63.4%）が自然増による人口増加への貢献（36.6%）を上回った。

次の表は2008年6月30日現在のオーストラリア連邦の年代別推定居住人口を示したものである。

年齢層（歳）	男性	女性
0-4	706,327	668,940
5-9	690,749	657,446
10-14	719,870	682,444

15-19	756,525	714,624
20-24	782,998	747,592
25-29	765,653	747,311
30-34	736,174	736,811
35-39	793,960	804,385
40-44	753,754	762,108
45-49	767,881	782,493
50-54	698,566	710,864
55-59	638,512	646,402
60-64	564,133	563,262
65-69	412,038	420,058
70-74	319,681	343,766
75-79	253,654	296,495
80-84	178,488	245,372
85-89	89,123	155,725
90-94	26,708	64,434
95-99	5,463	17,862
100歳以上	660	2,470
全年代合計	10,660,917	10,770,864

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

オーストラリアの最新の合計出生率（最新の年齢別出生率を適用した場合における、一人の女性がその生涯において出産することが期待できる子供の平均人数）は、2008年6月30日に終了した年度では1.935人であり、これは、イタリア、ドイツ、日本およびカナダをはじめとする多くのOECD加盟国よりも高く、2006年のOECD加盟国の平均出生率1.65人よりも高かった。しかし、オーストラリアの最新の合計出生率は、ニュージーランド（2006年、2.01人）およびアメリカ合衆国（2006年、2.1人）の出生率よりも低い。最近の年齢別出生傾向を基にすると、オーストラリアの合計出生率は当初は上昇するが、その後はゆっくりと減少し、2047年には1.7人にまで低下するものと予想されている。

20世紀には、オーストラリアの死亡率は堅調に低下してきた。その結果、平均寿命は男女とも延びた。死亡率の低下によって人口が増加し、人口に占める高齢層の割合も高くなった。死亡率はすべての年齢層で低下し、この傾向は少なくとも次の40年間にわたり続くものと予想されている。

オーストラリアのNOMは、人口の高齢化を抑えることに役立っているが、出生率および死亡率の低下は人口における平均年齢を全体として押し上げる結果に繋がると予想されている。人口の高齢化は、ベビーブーマー世代が65歳になり始めるため、2010年以降にその速度が上がるものと予想されている。多くのOECD加盟国がオーストラリアの人口統計学的課題を共有しているが、オーストラリアは大多数の国よりもこうした課題によりしっかりと対応できる状態にある。

#### 政府の形態

オーストラリア連邦は1901年1月1日に、かつての6つの英領植民地 - 現在はニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリアおよびタスマニアの6州 - が、英国議会で制定されたオーストラリア連邦憲法の権限に基づいて「連邦」の州として統合されることによって、連邦国家として誕生した。これら諸州に加えて、10の特別地域（Territories）がある。オーストラリア首都特別地域（首都であるキャンベラを含む）、北部特別地域、ノーフォーク島、アシュモア・カルティエ諸島、オーストラリア南極特別地域、クリスマス島、ココス（キーリング）諸島、コーラル・シー諸島、ジャービス湾特別地域ならびにハード島およびマクドナルド諸島特別地域からなる。北部特別地域、首都特別地域およびノーフォーク島は自治政府の形成を承認されている。その他の特別地域は連邦政府によって統治されている。

オーストラリアにおける連邦の立法権は、国家元首である女王、上院および下院で構成される連邦議会（以下「議会」という。）に付与されている。オーストラリアにおいて女王の権威を代表する者は連邦総督である。上院議員および下院議員は共に全有権者（一般的には、18歳以上のオーストラリア国民）の義務投票によって選出される。上院議員は、6年を任期として6州から12名ずつ選出される。各州から選出された上院議員は3年毎にその半数が改選される。さらに、オーストラリア首都特別地域および北部特別地域からそれぞれ2名ずつの上院議員が選出されており、これらの上院議員の任期は次回の下院の総選挙までとなっている。下院は、3年を超えない期間を任期とする150名の議員により構成される。各州を代表する下院議員の数はほぼその人口に比例している。人口の増減に応じて

議員数の配分は議会の各会期ごとに見直される。慣例により、上院議員選挙は通常下院議員選挙と同日に行われる。一定の場合には連邦総督は上下両院を同時に解散することができる。

下院が先議権を有する歳出法または税法に関する場合を除き、上院は下院と同等な権限を有している。税法および政府の経常サービスに関する歳出法については、上院は修正権を有しないが、これを否決または修正要求を付して下院に差し戻すことができる。上院および下院の議員はだれでも法案を提出することができる。法律となるためには、法案は上下両院で可決されなければならない。

憲法上、議会は特別の事項、例えば国防、外交、州相互間および外国との貿易・通商、外国会社、オーストラリア内で設立された事業会社または金融会社、借入金、租税（関税および物品税を含む。）、郵政・電信・電話といった郵政事業、通貨および銀行業務、保険、移民、年金および社会福祉に関する法律を制定する権限を与えられている。これらの権限のうちいくつかは州議会の権限を排除して専権として議会に与えられている。その他の権限は議会と州議会によって並行的に行使されているが、その権限の範囲内で議会によって制定された法律はこれに抵触する州法に優先する。議会に付与されていない権限は、憲法上一定の制限を受けるが、州に帰属する。

憲法に基づくオーストラリア連邦の行政権は形式的には女王に付与されており、女王の代理人である総督が行使する。連邦行政評議会が、総督に助言することを目的として設けられている。この評議会は首相および他の国務大臣によって構成されている。各大臣は上下両院いずれかの議員であり、かつ通常は、下院において過半数を占める政党または連立政権に属する政党の党员である。政府はこれら的大臣によって構成されており、実際上の行政権は首相と他の国務大臣により行使されている。

オーストラリアの主要政党は、オーストラリア労働党、オーストラリア自由党およびオーストラリア国民党である。少数政党は、オーストラリア緑の党、家族第一党および地方自由党である。1996年3月から2007年11月までに、政府はオーストラリア自由党とオーストラリア国民党による連立政権であった。2007年11月24日に連邦選挙が実施され、その結果、オーストラリア労働党が下院の過半数の議席を獲得し、政権与党となり、ケビン・ラッドが首相に就任した。

次の表は2009年10月31日現在の上院および下院の議席配分を示したものである。

表3：下院の議席

オーストラリア労働党	83
オーストラリア自由党	53 <sup>(a)</sup>
オーストラリア国民党	9
無所属	3
計	148 <sup>(a)</sup>

注(a) ブラッドフィールドおよびヒギンズの議席の補欠選挙は2009年12月5日に行われる。

表4：上院の議席

オーストラリア労働党	32
オーストラリア自由党	32
オーストラリア緑の党	5
オーストラリア国民党	4
家族第一党	1
地方自由党	1
無所属	1
計	76

オーストラリアにおける司法権はオーストラリア最高裁判所、その他の連邦裁判所ならびに州および特別地域の裁判所に付与されている。最高裁判所は上級の記録裁判所であり、連邦総督が州と協議の上指名した裁判所長官およびその他6名の判事によって構成される。判事は70歳になるまで任命され、不正行為や就労不能による一定の場合には、行政評議会における連邦総督によって罷免されうる。一定の限定された事項に関して、最高裁判所は固有の裁判管轄権を有している。最高裁判所は、オーストラリア連邦裁判所や各州および北部特別地域の最高裁判所、その他の連邦裁判管轄権を有する州裁判所を含む連邦裁判所からの上訴についても管轄権を有する。特別地域（北部特別地域を除く。）の最高裁判所からの上訴はオーストラリア連邦裁判所に提起することができる。英国で発展したコモン・ロー制度が、オーストラリア連邦法体系の基礎となっている。

## 経済 概要

オーストラリアは、熟練した労働力と強い競争力のある経済力を有する、安定的で文化的に多様な民主的な社会である。1990/91年以降2008/09年まで、オーストラリアの実体経済は年平均3.4%前後で成長した。2008/09年のオーストラリアのGDP（金額ベース）は、1.2兆ドルをわずかに上回った。IMFの予測では、2008年、オーストラリアのGDP（購買力平価ベース）は世界第18位であった。OECDデータによると、2007年のオーストラリアの国民1人当たり実質GDP（購買力平価ベース）は、OECD加盟国中第12位であった。

### 主要な経済指標

次の表は2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各会計年度におけるオーストラリアの主要な経済指標を示したものである。

表5：主要経済指標

	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
GDP（連鎖数量測定）（百万豪ドル） <sup>(a)</sup>	982,786	1,012,269	1,045,674	1,084,451	1,095,370
変動率（%）	2.8	3.0	3.3	3.7	1.0
国民1人当たりGDP（連鎖数量測定）（豪ドル） <sup>(a)</sup>	48,590	49,337	50,160	51,128	50,674
変動率（%）	1.6	1.5	1.7	1.9	-0.9
失業率（労働力に対する割合）（%） <sup>(b)</sup>	5.1	4.8	4.3	4.2	5.7
消費者物価指数（変動率）（%） <sup>(c)</sup>	2.5	4.0	2.1	4.5	1.5
賃金物価指数（変動率）（%） <sup>(c) (d)</sup>	4.0	4.1	4.0	4.2	3.8
輸出（連鎖数量測定）（百万豪ドル）	203,407	207,886	215,695	224,500	228,526
変動率（%）	3.1	2.2	3.8	4.1	1.8
輸入（連鎖数量測定）（百万豪ドル）	195,124	209,246	228,452	259,977	253,479
変動率（%）	12.1	7.2	9.2	13.8	-2.5
国際収支-経常収支（百万豪ドル）	-56,325	-52,627	-58,529	-72,504	-38,447
期末公的準備資産（百万豪ドル）	56,171	63,814	79,682	35,857	52,309
連邦政府正味負債（百万豪ドル）	11,660	-3,743	-29,150	-44,820	-16,148

注(a) 連鎖数量測定の基準年度は2006/07年である。

(b) 6月四半期現在、四半期期中平均値

(c) 各6月四半期の対前年同期比変動率

(d) 季節調整済

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号、6202.0号、6401.0号、5302.0号および6345.0号、2008/09年最終決算書、オーストラリア準備銀行公報ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

### GDP成長率

オーストラリアの2008/09年のGDPは、1.0%の伸びであった。2008/09年のGDP成長率は広範囲にわたっており、民間事業投資合計の伸び率は6.8%、家計消費支出の伸び率は1.4%、一般政府支出の伸び率は3.3%であった。2009年11月2日に公表された2009/10年期中経済財政予測において、GDPは、2009/10年は1.5%、2010/11年には2.75%増加すると予測されている。

### 主要産業

オーストラリアの主要産業には、不動産・事業サービス、製造業、鉱業、金融・保険ならびに建設業が含まれる。2008/09年には、農林水産業（13.2%）、電力・ガス・水道（4.8%）、政府行政・防衛（3.9%）、文化・娯楽サービス（3.0%）、建設業（2.7%）、保健・地域サービス（2.2%）、鉱業（2.0%）、個人・その他サービス（2.0%）、小売業（1.6%）および教育（1.5%）を含む大部分の産業で成長を記録した。2008/09年には、製造業（-4.2%）、不動産・事業サービス（-2.9%）および宿泊・飲食業（-2.2%）を含むいくつかの産業は縮小した。

2008/09年において産業別で総付加価値（基準価格による。）に占める割合が最も高かったのは、不動産・事業サービス（住宅所有を除く。）の12.7%であった。製造業は、第2位で10.2%であった。1999/2000年より前には製造業が最も大きな産業であった。

正味資産

2009年6月30日現在、オーストラリアの一般政府部門の正味資産は、資産合計と負債合計の差額を反映して、2008年6月30日より51,444百万ドル減少し、19,721百万ドルであった。2009/10年期中経済財政予測において、オーストラリアの一般政府部門の正味資産は2009/10年には-23,043百万ドル、2010/11年には-66,501百万ドルであると予想されている。

財政収支

2008/09年より前の各年度における政府の財政黒字の持続により、連邦政府は巨額の政府債務を償還することができた。2006年6月30日に終了した年度、オーストラリア政府の正味負債は解消された。2008/09年のオーストラリア政府一般政府部門の正味負債は、-16.1十億ドル（GDPの1.3%相当のマイナス）であった。2009/10年期中経済財政予測は、2012/13年には正味負債はGDPの9.4%相当へと拡大すると予想している。

2008/09年におけるオーストラリア政府基礎現金赤字は27.1十億ドル（GDPの2.3%相当のマイナス）であった。2009/10年期中経済財政予測において、2009/10年および2010/11年の政府予算の基礎現金赤字は、それぞれ57.7十億ドル（GDPの4.7%相当のマイナス）および46.6十億ドル（GDPの3.6%相当のマイナス）と予想され、2011/12年および2012/13年の基礎現金赤字は、それぞれ31.2十億ドル（GDPの2.3%相当のマイナス）および15.9十億ドル（GDPの1.1%相当のマイナス）の赤字が予想されている。

貿易

2008/09年のオーストラリアの財貨およびサービスの貿易高合計は、総額565.6十億ドルで、2007年の世界の貿易高の約1.1%にあたる。2008年のオーストラリアの主な貿易相手国は、日本、中国、アメリカ合衆国、シンガポールおよび英国であった。

国内経済情勢GDP

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各会計年度における連鎖数量測定方式GDPおよび関連測定、実質所得測定ならびに名目価格測定を示したものである。

表6：主要国民所得統計

	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
連鎖数量測定GDPおよび関連測定 <sup>(a)</sup>					
GDP（百万豪ドル）	982,786	1,012,269	1,045,674	1,084,451	1,095,370
国民1人当たりGDP（豪ドル）	48,590	49,337	50,160	51,128	50,674
GDP市場部門（百万豪ドル）	633,888	651,619	674,897	702,653	705,381
国内純生産（百万豪ドル）	840,207	861,421	886,572	916,000	917,549
実質所得測定 <sup>(a)</sup>					
実質国内総所得（百万豪ドル）	953,993	1,000,494	1,045,674	1,096,053	1,125,266
実質国民総所得（百万豪ドル）	918,588	961,778	1,000,241	1,048,584	1,084,911
実質国民純可処分所得（百万豪ドル）	775,377	810,161	840,800	880,251	907,040
国民1人当たり実質国民純可処分所得（豪ドル）	38,335	39,486	40,333	41,501	41,962
名目価格測定					
GDP（百万豪ドル）	897,642	967,454	1,045,674	1,132,464	1,201,959
国民1人当たりGDP（豪ドル）	44,380	47,152	50,160	53,392	55,605
国民総所得（百万豪ドル）	864,309	929,998	1,000,241	1,085,242	1,151,149
国民純貯蓄（百万豪ドル）	45,486	62,624	69,673	83,083	84,925
家計貯蓄率	-2.1	0	2.0	0.7	3.6

「-」は、なし、または端数処理の結果のゼロを示す。

注(a) 連鎖数量測定および実質所得測定の基準年度は2006/07年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号



1990/91年のGDPの大幅な減少から1991/92年には横ばい状態となった後、オーストラリアは、17年間連続成長を経験してきた。2008/09年、GDPは1.0%成長し、国民1人当たりGDPは0.9%減少した（連鎖数量測定）。2009/10年期中経済財政予測において、GDPは2009/10年に1.5%、2010/11年には2.75%成長すると予想されている。

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年会計年度における連鎖数量測定によるGDPの支出部門の内訳を示したものである。

表7：GDP - 支出部門（連鎖数量測定<sup>(a)</sup>）

	（単位：百万豪ドル）				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
<b>最終消費支出</b>					
<b>一般政府部門</b>					
連邦政府 - 防衛	16,762	16,854	17,202	17,959	19,706
連邦政府 - 非防衛	53,926	54,835	57,156	58,826	58,701
連邦政府合計	70,687	71,691	74,358	76,786	78,408
州政府および地方政府	105,758	109,150	111,846	115,825	120,556
<b>一般政府部門合計</b>	176,446	180,840	186,203	192,611	198,964
<b>家計</b>	548,045	562,258	584,924	608,428	617,114
<b>最終消費支出合計</b>	724,464	743,075	771,127	801,039	816,078
<b>民間部門総固定資本形成</b>					
<b>民間事業投資</b>					
<b>機械および設備</b>					
新規購入	66,921	77,007	79,487	92,212	96,968
中古資産の購入純額	-2,856	-3,551	-3,969	-3,620	-3,829
<b>機械および設備合計</b>	64,077	73,460	75,518	88,592	93,139
<b>非住宅建設</b>					
新規ビル建設	28,535	31,847	34,601	39,081	39,168
新規土木建設	21,136	27,749	32,440	35,583	41,125
中古資産の購入純額	-958	-642	-1,286	-478	-318
<b>非住宅建設合計</b>	48,781	58,993	65,755	74,187	79,975
<b>家畜類</b>	2,617	2,658	1,867	1,815	2,108
<b>無形固定資産</b>					
コンピュータ・ソフトウェア	7,982	8,411	9,247	10,790	12,110
鉱物および石油探鉱	2,335	2,641	3,940	5,084	5,430
芸術的創作物	522	558	601	646	687
<b>無形固定資産合計</b>	10,921	11,671	13,788	16,520	18,227
<b>民間事業投資合計</b>	126,875	147,012	156,928	181,115	193,448
<b>住宅</b>					
新規および中古住宅	35,812	33,873	33,881	34,193	34,033
改築および増築	29,849	28,989	30,165	30,946	29,849
<b>住宅合計</b>	65,656	62,860	64,046	65,139	63,882
<b>所有権移転費用</b>	17,733	18,134	17,973	18,017	15,263
<b>民間部門総固定資本形成</b>	209,561	227,867	238,948	264,271	272,593
<b>公的部門総固定資本形成</b>					
<b>公的部門</b>					
連邦	3,678	4,409	2,326	1,015	1,231

州および地方	11,880	14,044	16,430	18,920	21,163
公的部門合計	15,660	18,579	18,756	19,935	22,394
一般政府部門					
連邦政府 - 防衛	1,606	1,701	3,077	2,846	2,569
連邦政府 - 非防衛	3,239	4,011	3,588	3,893	3,900
政府部門合計	4,829	5,685	6,666	6,739	6,469
州政府および地方政府	18,246	18,072	20,337	21,992	24,759
一般政府部門合計	23,056	23,784	27,003	28,731	31,229
公的部門総固定資本形成合計	38,400	42,042	45,758	48,666	53,622
総固定資本形成合計	247,993	269,932	284,705	312,937	326,215
国内最終需要	972,576	1,013,019	1,055,832	1,113,976	1,142,293
在庫変動					
民間（非農業）	5,959	1,429	2,923	4,833	-6,236
農業	189	535	-327	1,166	-137
公的機関	-75	346	56	-883	-2,531
在庫変動合計	6,102	2,298	2,652	5,114	-8,898
国民総支出	977,626	1,014,996	1,058,484	1,119,091	1,133,395
財貨およびサービスの輸出	203,407	207,886	215,695	224,500	228,526
財貨およびサービスの輸入控除	195,124	209,246	228,452	259,977	253,479
統計上の不突合	0	0	0	837	-13,072
GDP	982,786	1,012,269	1,045,674	1,084,451	1,095,370

注(a) 連鎖数量測定の基準年度は2006/07年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

民間事業投資合計は6.8%増加し、2008/09年のGDP成長率のうち1.1%に貢献した。非住宅建設ならびに機械および設備への投資は、それぞれ7.8%および5.1%伸び、2008/09年のGDP成長率に対する貢献はそれぞれ0.5%および0.4%であった。

家計の最終消費支出は1.4%増加し、2008/09年のGDP成長率の0.8%を占めた。家計の最終消費支出のうち、住宅賃貸およびその他住宅サービス（2007/08年対比2.4%の増加）ならびに食品（2007/08年対比2.3%の増加）が2008/09年のGDP成長率に対する増加の最大要因であった。

一般政府支出は3.3%増加し、2008/09年のGDP成長率の0.6%を占めた。

産業別でみると、2008/09年のGDPは、農林水産業（13.2%）、電力・ガス・水道（4.8%）、政府行政・防衛（3.9%）、文化・娯楽サービス（3.0%）、建設業（2.7%）、保健・地域サービス（2.2%）、鉱業（2.0%）、個人・その他サービス（2.0%）、小売業（1.6%）および教育（1.5%）を含む大部分の産業において伸び率を記録した。製造業（-4.2%）、不動産・事業サービス（-2.9%）および宿泊・飲食業（-2.2%）を含むいくつかの産業は縮小した。

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年会計年度の名目価格によるGDPの所得部門の内訳を示したものである。

表8：GDP - 所得部門（名目価格）

	（単位：百万豪ドル）				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年

雇用者報酬					
賃金・給与	383,856	412,808	445,206	479,144	505,908
雇用主社会保険拠出金 <sup>(a)</sup>	47,256	51,709	55,805	59,876	63,164
雇用者報酬合計	431,112	464,517	501,011	539,020	569,072
総事業活動利益					
非金融会社					
民間非金融会社	156,486	178,180	199,494	220,374	241,217
公的非金融会社	20,951	20,655	16,551	15,563	13,374
非金融会社合計	177,437	198,835	216,045	235,937	254,591
金融会社	26,580	28,266	30,408	32,454	33,597
会社部門合計	204,017	227,101	246,453	268,391	288,188
一般政府部門	15,645	16,771	17,938	19,252	20,637
個人所有住宅	64,805	68,545	74,236	86,273	96,561
総事業活動利益合計	284,467	312,417	338,626	373,917	405,386
総混合所得	80,260	83,064	93,151	98,645	100,015
要素所得合計	795,839	859,998	932,788	1,011,582	1,074,473
税（生産・輸入補助金控除後）	101,800	107,458	112,886	122,261	120,288
統計上の不突合	0	0	0	-1,379	7,199
GDP合計	897,642	967,454	1,045,674	1,132,464	1,201,959

注(a) 雇用主による退職年金への拠出金および労災補償保険料の支払を含む。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

2008/09年のGDPの所得部門については、雇用者報酬が5.6%増加し、総事業活動利益（GOS）が8.4%増加した。2008/09年のGOSの増加は民間非金融会社のGOSの増加（9.5%）および個人所有住宅の増加（11.9%）に牽引された。

## 物価

消費者物価指数は、2009年6月四半期までの1年間は、2009年3月四半期までの1年間の2.5%および2008年12月四半期までの1年間の3.7%より下降して1.5%であった。これは10年間で最低の年間インフレ率である。2009年6月四半期までの1年間の物価上昇は、主として住宅価格、食料価格ならびにアルコールおよびタバコ価格の値上がりによるものであるが、運輸ならびに金融および保険サービス価格の下落により一部が相殺された。オーストラリア準備銀行の中期インフレターゲットに関する詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 金融情勢」を参照のこと。

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各会計年度における最終（6月終了）四半期までの消費者物価指数および非農業GDPのインプリシット・デフレーターの変動の詳細を示したものである。

非農業GDPのインプリシット・デフレーターは、事業に使用される非消費財およびサービスを含む消費者物価指数よりも経済におけるより広範囲の物価ならびに輸出に対応している。

表9：物価の動向

年(a)	全グループの 消費者物価指数	非農業GDPの インプリシット・デフレーター
	(当初)	(季節調整済)
	(年間変動率)	
2004/05年	2.5	4.6
2005/06年	4.0	4.3

2006/07年	2.1	3.9
2007/08年	4.5	6.5
2008/09年	1.5	0.4

注(a) 各6月四半期の前年同期比変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6401.0号、第5206.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ。

## 賃金

オーストラリアにおいては賃金物価指数が賃金測定方法として好まれているが、これは行われた仕事の質および量の変動に影響を受けることなく、労働単位の価格の変動を測る方法である。

年間の賃金の伸び率は、2005年初め以降上昇してきたが、今期は、資源ブームに関連する産業（鉱業および建設業）ならびに州（西オーストラリア州およびクイーンズランド州）の賃金上昇率が大きかったにもかかわらず、4.50%を下回る伸びであった。

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各会計年度の最終（6月終了）四半期までの賃金物価指数の年間変動の詳細を示したものである。

表10：賃金の動向

年 <sup>(a)</sup>	賃金物価指数の年間変動率 (季節調整済)
2004/05年	4.0
2005/06年	4.1
2006/07年	4.0
2007/08年	4.2
2008/09年	3.8

注(a) 各6月四半期の前年同期比の変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6345.0号

労働市場の状況における緩和に合わせて、賃金の伸び率は徐々に減速すると予測される。2009/10年期中経済財政予測によると、賃金物価指数の伸び率は、2010年6月四半期までの1年間は3.25%と穏やかな伸びの後、2011年6月四半期までの1年間は3.5%と小幅に上昇すると予想されている。

## 労働市場

2008/09年には、労働市場の悪化は予想より抑制されたが、フルタイム雇用および勤務時間の大幅な減少によって基本的な弱さは残っている。2008/09年の失業率は2007/08年より0.7%高い。労働力率は、2008/09年の全四半期にわたって65.4%で、記録的高値から若干下回っていた。労働力率は、15歳以上の文民人口に占める労働力の百分率を指す。

下表は各表示年の6月四半期現在の主要労働力統計を表している。

表11：労働力統計<sup>(a)</sup>

	2005年6月 四半期	2006年6月 四半期	2007年6月 四半期	2008年6月 四半期	2009年6月 四半期
総就業人口(千人)	9,983	10,211	10,515	10,770	10,778
総失業人口(千人)	532	519	471	475	647
失業率(%)	5.1	4.8	4.3	4.2	5.7

注(a) 6月四半期現在：四半期期中平均値で算出。

出典：オーストラリア統計局要覧第6202.0号

世界的金融危機は、労働市場へ悪影響を及ぼしながら、オーストラリアの成長見通しに影響を与えている。オーストラリアの労働市場の状況は、国内経済の減速に呼応して弱まることが予想されている。

2009/10年期中経済財政予測によれば、雇用は、2010年6月四半期までの1年間において0.25%の増加となり、2011年6月四半期までの1年間において1.5%の増加となることが予測される。これにより、失業率は2010年6月四半期までにピークの6.75%に上昇し、その後2011年6月四半期までには6.5%といくらか緩和することが見込まれる。2008年に過去最高値に達した後、2009年11月2日付の2009/10年期中経済財政予測の公表時点で労働力率は抑えられ始めたが、2009年5月12日付の2009/10年予算の公表時点で予測されたほどの急激な変化ではない。2009/10年期中経済財政予測は、2009/10年および2010/11年には平均約65%と、労働力率は穏やかに低下すると予想する。以前の予想よりも落ち込みが減少しているが、これは当初予想されたより労働市場の見通しが改善したことに合わせて、労働力を退く弱気な労働者が減少する見込みであることと、2009/10年予算の公表時に予測されたほど急激に海外労働者への需要が低下しない可能性があるという事実を反映している。

## 経済見通し

### 世界的金融危機に対する連邦の対応

オーストラリア連邦およびオーストラリア準備銀行は、世界的金融危機に対する実質的な財政および通貨政策対応に従事した。

2008年9月および2009年4月の間に、オーストラリア準備銀行は目標キャッシュ・レートを累積で425ベース・ポイント引き下げた（さらに最近には、2009年10月から11月の間に目標キャッシュ・レートを合計で50ベース・ポイント引き上げた。）。オーストラリア準備銀行の目標キャッシュ・レートに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 - 金融情勢」を参照のこと。

オーストラリア政府は、以下を含む多数の景気刺激の財政措置を発表した。

- ・ 2008年10月14日に発表された家計消費および住宅投資を対象とした10.4十億ドルの裁量的財政刺激策である政府の経済安定戦略。
- ・ 2008年11月29日に発表されたオーストラリア政府間評議会(COAG)の15.1十億ドルの雇用創出刺激策。
- ・ 2008年12月12日に発表された道路、鉄道および教育インフラストラクチャーへの投資ならびにオーストラリアの事業による資本投資を促進する税制変更を規定する政府の4.7十億ドルの国家建設策。
- ・ 2009年2月3日に発表された低・中所得の国民への支払い、学校、住居、エネルギー効率、地域社会インフラストラクチャーおよび道路への投資ならびに小規模企業への支援を規定する政府の42十億ドルの国家建設および雇用計画。
- ・ 2009年5月12日に発表されたオーストラリア全域の運輸、通信、エネルギー、教育および保健インフラストラクチャーの質、妥当性および効率への投資を行う政府の22十億ドルの国家建設インフラストラクチャー策。

さらに、2009年4月7日、オーストラリア政府はオーストラリア連邦が全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社を設立すると発表した。設立された新会社は、オーストラリア連邦がその過半数の株式をもち、今後8年間で全国ブロードバンド・ネットワークを建設するために最大430億ドルを投資する予定である。全国ブロードバンド・ネットワークに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「主要な経済部門 - 通信サービス - 電気通信」および「財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

オーストラリア政府が、金融制度の安定化の促進および経済全体の信用の継続的な流れを確保するために講じた他の措置は以下の実施を含む。

- ・ 以下を定める金融請求制度：
  - 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
    - ・ 適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1顧客当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
    - ・ ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金への口座保有者の迅速なアクセスを支援する。
  - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策
- ・ 以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達に関する保証制度：
  - ADI（外資系ADI以外）が、1ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
  - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは2009年12月31日までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たすものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。

ADI保証制度および金融請求制度に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」および「通貨・金融制度 金融制度の規制 オーストラリア適正規制庁 APRAの主な権限」を参照のこと。

さらに、オーストラリアの州および特別地域政府が信用市場へアクセスする能力を支援するため、2009年7月24日、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証（以下「州保証制度」という。）を導入した。かかる州または特別地域の借入に関して発行される特定の債券に関する州および特別地域の債務の保証に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - 州および特別地域の借入の連邦保証」を参照のこと。

### オーストラリア経済予測

オーストラリア経済は、2009年5月12日付の2009/10年予算の公表以来、予想を上回る成長を遂げている。経済は2008/09年に1%成長した（年平均ベース）。

2009年11月2日に公表された2009/10年期中経済財政予測は、GDPが2009/10年には1.5%、2010/11年には2.75%成長すると予想している。これらは、2009年5月12日付2009/10年予算の公表時点での2009/10年の-0.5%および2010/11年の2.25%という予想から著しく向上している。

これらのGDP成長率予想に関わるリスクは均衡がとれているように見える。もし世界的な回復に弾みがつき、国内状況が引き続き勢いを増せば、より力強い実績となる可能性もある。しかし、2009/10年期中経済財政の予測時点では、特に主要先進国経済に下降するリスクが残っており、国内の見通しは好転しているように見えるものの、民間部門需要にさらに力強い自律的な回復が進行中であるという証拠は暫定的なものにすぎない。

2009/10年期中経済財政予測時点での見通しの改善は、オーストラリア政府およびオーストラリア準備銀行が実施した刺激策の成功、世界的な、特に中国における予想を上回る力強い回復、およびオーストラリア経済の回復力、特に金融部門の強さを反映するものであった。

2009/10年期中経済財政予測の時点では、世界的な財政状態は安定し、緩やかで低い水準からではあるが、世界経済は回復し始めているように見える。財政状態は安定し、資産価格は再び上昇を始めている。政府保証に支えられたオーストラリアの金融システムは、国際的な圧力が信用の価格と利用可能性に引き続き影響を及ぼしているものの、十分に機能し続けている。

2009/10年期中経済財政予測公表の時点で、実績は予想以上に明るいものであったが、経済は依然著しい調整に直面している。民間最終需要は2009/10年に縮小すると予想されている。2009/10年期中経済財政予測の時点では、失業率の悪化は2009/10年予算における予想を下回るものであったが、経済における勤務時間には、200,000以上のフルタイムの職の損失に相当する著しい低下があった。これは、平均給与の低下につながり、残りの経済への影響をもたらした。

2009/10年期中経済財政予測時点で、輸出価格の低下のため、貿易高は1970年代半ば以来の大幅な減少となり、著しく減少していた利益に影響を与えた。いくつかの部門の利益減少および継続する資金調達の制約は短期の事業投資を引き続き圧迫した。

見通しは改善したが、2009年11月2日付の2009/10年期中経済財政予測の公表時点では、当面は成長が依然抑制され、経済はさらなる失業率上昇を阻止するのに十分な率では成長しないと予測されている。

2009/10年期中経済財政予測では、失業率は2010年半ばにピークの6.75%に達すると予測された。これは、2009/10年予算において予測された8.5%よりかなり低下している。失業率は、2009年5月12日に公表された2009/10年予算までの1年間では1.5%上昇したが、2009/10年期中経済財政予測では、それ以降著しい回復力を見せて2009/10年予算以来ほぼ変化していない。これは、雇用者が、人員削減よりも勤務時間を減少させる対策を増加させたことを一部反映した。

2009/10年期中経済財政予測は、経済がその能力以下で引き続き稼働するため、インフレ圧力は引き続き抑制され、賃金の伸びは穏やかであると予測する。消費者物価指数および基調的インフレの双方とも、2010年6月四半期までの1年間および2011年6月四半期までの1年間を通じて2.25%となると予測される。

2009/10年期中経済財政予測では、経常収支の赤字は、2009/10年にGDPの5.5%へと拡大すると予測する。2009/10年に貿易収支が赤字に戻るの、貿易高の著しい減少の結果である。オーストラリアの輸出の回復に合わせて、経常収支の赤字は、2010/11年には5.25%へと若干縮小すると予測される。

次第に、経済は以前の成長軌道近くまで戻ると予想されている。他の多くの国々の潜在的産出量が世界的金融危機によって深刻な被害を受けている中、オーストラリアの景気低迷の度合いが低いことは、スキルおよび資本の弱体化がかなり抑えられる見込みであるということの意味する。これは、景気低迷を抜け出した時に、景気低迷が経済の潜在的産出量レベルに及ぼす何らかの悪影響を緩和すると見込まれる。

表12：国内経済予想<sup>(a)</sup>

	(単位：%)				
	2008/09	2009/10年		2010/11年	
	年	年			
	実績(b)	予想			
		予算	MYEFO	予算	MYEFO
<b>パネルA - 需要および生産<sup>(c)</sup></b>					
家計消費	1.4	-0.25	0.75	1.75	2.75
民間投資					
住宅	-1.9	0	1.5	11.5	12
事業投資合計 <sup>(d)</sup>	6.7	-18.5	-6.5	3.5	5.5
非住宅建設 <sup>(d)</sup>	7.5	-26	-9.5	3	5
機械・設備 <sup>(d)</sup>	5.2	-16.5	-6	4	7
民間最終需要 <sup>(d)</sup>	2.0	-4	-0.75	2.75	4
公的部門最終需要 <sup>(d)</sup>	4.6	7.75	7.75	-0.5	0.5
最終需要合計	2.5	-1.25	1.25	2	3.25
在庫の変動 <sup>(e)</sup>	-1.3	0.25	0.75	0.75	0.5
国民総支出	1.3	-1.25	1.75	2.5	3.5
財貨およびサービスの輸出	1.8	-4	1.5	4.5	4.5
財貨およびサービスの輸入	-2.5	-6.5	2.5	6.5	8
純輸出 <sup>(e)</sup>	1.0	0.75	-0.25	-0.5	-0.75
実質GDP	1.0	-0.5	1.5	2.25	2.75
非農産品	0.7	-0.5	1.5	2.25	2.75
農産品	13.6	1	3	0	3
名目GDP	6.1	-1.5	1.25	3.75	5.5
<b>パネルB - その他の選択された経済測定</b>					
対外勘定					
交易条件	7.6	-13.25	-9.75	0	3.5
経常収支 (GDPに占める割合)	-3.2	-5.25	-5.5	-5.75	-5.25
労働市場					
雇用 (労働力人口調査ベース) <sup>(f)</sup>	0.1	-1.5	0.25	0.5	1.5
失業率 (%) <sup>(g)</sup>	5.7	8.25	6.75	8.5	6.5
労働力率 (%) <sup>(g)</sup>	65.4	64.75	65	64.25	65
物価および賃金					
消費者物価指数 <sup>(f)</sup>	1.5	1.75	2.25	1.5	2.25
非農業総生産デフレーター	5.4	-1	-0.25	1.5	2.75
賃金物価指数 <sup>(f)</sup>	3.8	3.25	3.25	3.25	3.5

注(a) 別段の記載がない限り、前年度からの変動率。

(b) オーストラリア統計局要覧 5206.0号の当初データを用いて計算された。

(c) 名目価格による名目GDPを除き、連鎖数量測定。

(d) 公的部門から民間部門への中古資産の売却を除く。

(e) GDP成長率に対する貢献 (パーセント・ポイント)。

(f) 2009年、2010年および2011年6月四半期までの年成長率による。

(g) 2009年、2010年および2011年6月四半期の見積もり。

出典：オーストラリア統計局要覧 5206.0号、5302.0号、6202.0号、6345.0号、6401.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局データおよび財務省。

上記の見積もりは、オーストラリア連邦財務省の経済見通しの予想に基づく。財務省は一般に、毎年2回、5月の予算および10月から1月の間に発表される期中経済財政予測と関連して、主要な予想を発表する。2009年には、世界経済の急速な変化に対応して、追加の予測の更新である2009年最新経済財政予測が発表された。

財務省の予測方法には広範な情報が含まれる。国民経済計算が予測実施の枠組みをなす。大企業および中小企業、業界団体および州財務省への訪問ならびに財務省の国際経済局の世界の見通しに関する最新の評価からも見

識が集められている。財政政策に対するいかなる変更もまた織り込まれている。

予測は、いくつかの技術的な仮定に基づいている。金利が2009/10年および2010/11年にかけて市場の予想と一致して上昇すること、ならびに為替レートおよび石油価格がほぼ最近の平均水準にとどまるといったことが仮定されている。

財務省の国内経済局は、単一方程式経済モデル、部分指標、先行指標、事業調査および専門機関からの助言を用いてかかるデータから予想される結果を評価する。予想の判断に当たっては、経済理論および最近の経済分析評価からの情報も利用する。予測は、財務省内部および他の政府機関双方により検討される。

#### 中期経済予測の方法論

2009/10年期中経済財政予測における財政集計は、短期経済予測および中期の仮定に基づく見通しからなる一連の将来見積もりを根拠としている。

2009/10年予算に含まれていた中期予測は、2009/10年期中経済財政予測の予想に反映されているものより深刻な景気低迷を基礎としていた。2009/10年期中経済財政予測における短期予想の上方修正により、中期予測の根拠となる仮定を変更する必要がある。

2009/10年期中経済財政予測は、実質GDPが、2014/15年に産出ギャップが終結するまでの2011/12年から2014/15年までの予測年度にトレンドを上回る4%のレートで成長すると予測した。これは、2009/10年予算において2011/12年度から2016/17年度まで予測された、トレンドを上回る成長率4.5%からの下方修正である。予想よりも景気低迷の度合いが低下したことは、回復時に吸収する余剰能力が減少することを意味するためである。2009/10年期中経済財政予測において2011/12年から2014/15年までの予測成長率が低下したにもかかわらず、景気低迷の度合いが低下したことは、同期間のGDPレベルの予測は2009/10年予算での予測より高いということである。2009/10年期中経済財政予測は、2009/10年予算で予測されたより約2年早い2014/15年に産出ギャップが終結すると予測した。

2009/10年期中経済財政予測は、失業率は2010年6月四半期にピークの6.75%に達すると予想する。失業率は、2011/12年から2014/15年までの期間にかけて徐々に低下し、2014/15年にインフレ非加速的失業率は5%に達すると予測された。労働力率は、2014/15年に長期トレンドレートに戻ると予想された。その時点からは、労働力率は人口統計学的要因に左右される。

より明るい成長予想にもかかわらず、2009/10年期中経済財政予測では、しばらくの間、経済は能力以下で稼働すると依然予想された。景気低迷においては、経済の資本ストックの劣化（未使用の間に資本がより急激に劣化することまたは新規の資本投資をしないことによる。）および失業者の間でのスキル損失により、産出量の永久的な損失の可能性がある。2009/10年期中経済財政予測は、潜在的産出量のレベルは景気低迷がなかった場合と比べておよそ1.75%低いと予測した。

2009/10年期中経済財政予測は、名目GDPのレベルが、実質GDPの上昇、国内価格上昇および貿易高の見通しの改善を反映して、2009/10年予算で予想されたより高くなると予想する。貿易高は、時間とともに低下すると予測された。

#### 主要な経済部門

2008/09年、不動産・事業サービス（住宅所有を除く。）が総付加価値（基準価格ベース）において12.7%と最大の割合を占めていた。次に大きな割合を占めていたのは製造業（10.2%）であった。

2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年度において各産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合を下表に示す。

表13：総付加価値（基準価格ベース）に占める産業別割合

産業 <sup>(a)</sup>	(単位：%)				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
農林水産業	3.0	3.0	2.4	2.5	2.8
鉱業	8.3	8.1	8.5	8.3	8.5
製造業	11.3	10.9	10.7	10.7	10.2
電力・ガス・水道	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3
建設業	7.0	7.4	7.5	7.7	7.9
卸売業	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8
小売業	5.9	5.8	5.9	5.9	5.9
宿泊・飲食業	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
運輸・倉庫業	4.9	4.9	5.0	5.1	5.1



通信サービス	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6
金融・保険	7.4	7.6	8.0	8.2	8.1
不動産・事業サービス <sup>(b)</sup>	13.1	13.1	13.0	13.1	12.7
政府行政・防衛	4.2	4.2	4.2	4.1	4.2
教育	4.6	4.6	4.5	4.4	4.4
保健・地域サービス	6.3	6.5	6.4	6.3	6.4
文化・娯楽サービス	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
個人・その他サービス	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
住宅所有	8.4	8.5	8.5	8.3	8.5
総付加価値（基準価格ベース）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.00

注(a) 1993年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づく。

(b) 住宅所有を除く。

出典：オーストラリア統計局要覧 5206.0号

2003/04年、2004/05年、2005/06年、2006/07年および2007/08年の各年度において各産業が雇用に占める割合を下表に示す。

表14：雇用にあつめる産業別割合

産業(a)	(単位：%)				
	2003/04年	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年
農林水産業	3.9	3.7	3.5	3.5	3.4
鉱業	1.0	1.1	1.3	1.3	1.4
製造業	11.2	11.1	10.6	10.3	10.4
電力・ガス・水道	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8
建設業	8.1	8.5	8.7	9.1	9.1
卸売業	4.7	4.5	4.3	4.6	4.3
小売業	15.1	15.2	14.9	14.5	14.8
宿泊・飲食業	4.9	5.1	4.8	4.9	4.8
運輸・倉庫業	4.5	4.6	4.6	4.6	4.7
通信サービス	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7
金融・保険	3.6	3.7	3.7	3.9	3.8
不動産・事業サービス	11.8	11.5	11.9	12.0	12.0
政府行政・防衛	4.7	4.6	4.6	4.7	4.6
教育	7.3	6.9	7.2	7.0	7.2
保健・地域サービス	10.0	10.2	10.4	10.5	10.5
文化・娯楽サービス	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7
個人・その他サービス	3.9	4.0	4.0	3.8	3.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(a) 1993年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づく。

出典：オーストラリア統計局要覧 6291.0.55.003号

注記：2009年2月号のオーストラリア統計局要覧 6291.0.55.003号（2009年3月オーストラリア統計局公表）から、産業別雇用推計は、2006年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に従って分類されている。1993年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づいた2008/09年度の産業別雇用推計は入手できない。2004/05年度、2005/06年度、2006/07年度、2007/08年度および2008/09年度の産業別雇用推計は、2009年9月号のオーストラリア統計局要覧 5206.0号（2009年12月オーストラリア統計局公表予定）より、2006年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づいてオーストラリア統計局要覧 5206.0号（表13および表15の出典）を再分類した後で、2006年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づいて提示される。

#### 不動産・事業サービス

不動産・事業サービス産業には、資産の賃貸借およびリースに主に従事するすべての経済単位ならびに多岐にわたる事業サービスの提供に従事する経済単位が含まれる。不動産・事業サービス（住宅所有を除く。）は、

2008/09年において総付加価値（基準価格ベース）に12.7%貢献した。不動産・事業サービス産業の総付加価値は、2002/03年から2008/09年にかけて12.6%（数量ベース）増加し、これは2.0%の年平均成長率に相当する。

2007/08年、不動産・事業サービス産業は2番目に大きい雇用主であり、1.3百万人（総雇用の12%に相当する。）を雇用していた。

### 製造業

オーストラリアにおいて、製造業は従来から最大の産業であった。しかしながら、製造業の総付加価値への貢献（基準価格ベース）は、過去30年間にわたって減少している。1970年代初めには、製造業の付加価値は総付加価値（基準価格ベース）のほぼ25%に貢献していたが、2008/09年には、製造業の付加価値が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は10.2%であった。現在、製造業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は20年前より低下しているものの、過去20年間に於いて製造業の生産高は増加基調にある。

2007/08年、製造部門は雇用全体の約10.4%を占めた。

2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年度における製造業の総付加価値（連鎖数量測定）の内訳を下表に示す。

表15：産業付加価値（連鎖数量測定）

経済部門下位区分(a)	(単位：百万豪ドル)				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
食品、飲料、タバコ	19,812	19,668	19,846	19,769	19,803
繊維、衣料品、履物	3,381	3,152	3,103	2,961	2,567
木材、紙製品	7,331	7,044	6,875	6,592	6,161
印刷、出版、記録装置	10,600	10,399	10,646	10,948	10,301
石油、石炭、化学製品等	15,528	14,895	14,703	15,061	13,600
非金属鉱物製品	4,618	5,148	5,258	5,533	5,366
金属製品	16,751	16,582	18,322	20,350	19,651
機械・設備	19,682	20,560	20,510	21,020	20,509
その他の製造品	4,464	4,032	4,030	4,490	4,331
合計	101,846	101,320	103,292	106,724	102,290

注(a) 1993年オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類に基づく。

出典：オーストラリア統計局要覧 5206.0号

### 住宅所有

住宅所有は、地主および持ち家の所有者からなる。持ち家の所有者は、総営業利益を生み出す事業を営業しているとみなされる。賃貸料を持ち家住宅に帰属させることで、住居がその所有者に提供するサービスを、賃貸住宅がその賃借人に提供する販売されたサービスと整合性のある方法で扱うことができる。持ち家の所有者は、（消費者としての自らから）家賃を受領し、費用を支払い、所有者として自らに発生する生産価値に純ベースで寄与しているとみなされる。2008/09年、住宅所有は総付加価値（基準価格ベース）に8.5%貢献した。

### 鉱業

2008/09年に鉱業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は8.5%であった。ただし、2008/09年に鉱業商品（非農産品）の輸出は、総輸出価値の55.9%を占めた。

2008/09年の鉱業生産の総価値額は、前年より37.0%増の154.8十億ドルであった。鉱物および石油探査費用は、2008/09年には4.9十億ドル（名目価格）に増加した。

2007年、オーストラリアは原料炭の世界最大の輸出国であり、また、火力発電用石炭、鉄鉱石、鉛、亜鉛および亜鉛濃縮物ならびに亜鉛金属については世界第2位、アルミニウムについては世界第3位の輸出国となっている。オーストラリアの非農産物の輸出収入は、2008/09年には159.7十億ドルと見積もられている（時価ベース）。

2008/09年の鉱業部門における民間（実質）新規設備投資の総額は、2007/08年から24.8%増の32.8十億ドルであった。2007/08年に、鉱業部門は、サービスを含めて約146,000人を直接雇用していたが、これは労働力人口の約1.4%に相当する。これらの部門は、精錬および精製、卑金属加工、非金属鉱物製品、石油、石炭および基礎化学製品ならびに電力およびガスといった川下の製造業でさらに雇用を生み出している。

近年、堅調な商品価格が、オーストラリアの経済成長および国民所得に重要な刺激を与えてきた。鉱業部門での堅調な投資活動の結果、近年、事業投資がGDPに占める割合が40年間で最も高くなった。

世界経済の広範囲にわたる低迷という悪影響は、商品価格の低下に反映されている。世界の需要の急激な縮小にあわせて、商品価格は大幅に下落し、主要なバルク商品の価格は、2008/09年の記録的高値から低下した。

世界的な商品価格の崩壊ならびに世界および国内需要の低迷の結果、事業投資は、近年の高値よりは減少するが依然商品価格高騰以前のGDPに占める割合である約12.5%を上回り続けると予測されている（1994/95年から2003/04年までの期間の名目価格測定）。いくつかの大規模土木プロジェクトからの勢いが、当部門をいくらか下支えすると予測されている。

## 建設

2008/09年の建設業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は7.9%であった。過去20年間、付加価値（数量ベース）は毎年約3.9%増加してきた。建設業は、金利変動、不動産投機および財政政策等の要因によって活況および不況となる傾向にある。

2000/01年、財貨・サービス税（GST）導入を回避するために非常に多くの建設活動が前倒しになったため、生産が大幅に落ち込んだ。2001/02年以降、交易条件の改善および住宅価格の伸びに後押しされて付加価値は力強い成長を遂げた。

建設業における雇用は、2008年11月現在では約1百万人に達した。2000/01年以降、建設業の雇用は順調に成長し、2007/08年に建設業が雇用全体に占める割合は7.4%から9.1%に増加し、業種の中で5番目に大きな雇用主となっている。

## 金融・保険

金融および保険産業における企業は、信用および財務アドバイスの提供から保険まで広範なサービスを提供している。同部門は、2008/09年の総付加価値（基準価格ベース）に8.1%貢献しており、かかる割合は、1980年代の規制緩和以来、わずかに上昇してきた。

しかしながら、同部門が総付加価値に占める割合は安定しているものの、その背後では業界内で急速に変化が生じている。インターネット・バンキング、ATM機および信用評価制度（クレジット・スコアリング）の導入により、コンピュータ・ソフトウェアおよび機械設備（コンピュータ）に対する多額の投資がなされており、建設（新支店および店舗）は大幅に減少した。過去20年間で金融・保険収入合計に賃金が占める割合は減少傾向にあるが、その要因として最も可能性の高いものはかかる革新である。

近年の保険産業の主要なトレンドおよび動向は、慎重な規制監督者および産業参加者の双方のリスク管理能力の改善および重要な産業の統合を含み、四大保険グループは現在保険料収入のおよそ70%を占めている。

## 保健・地域サービス

保健・地域サービス産業は、病院、高齢者福祉施設、医療および歯科サービス、保育サービスならびにコミュニティ・ケア・サービスからなる。2008/09年において、保健・地域サービスは総付加価値（基準価格ベース）に6.4%貢献した。

## 小売業

小売業は、オーストラリアにおいて大きな産業の1つである。同産業は、食品小売、個人および家庭用品の小売、自動車小売ならびにサービスからなる。小売業は労働集約産業であり、これを反映して労働所得の割合が平均75%となっている。営業時間の規制緩和と、測定された勤務時間との関係は、同産業の生産性に影響する主要な問題の1つである。2008/09年、小売業は総付加価値（基準価格ベース）に5.9%貢献した。

## 運輸・倉庫業

オーストラリア経済の効率性および競争力は、戦略ネットワーク産業である運輸システムの影響を大きく受けている。2008/09年、運輸・倉庫部門は総付加価値（基準価格ベース）の約5.1%を占めた。インフラ・運輸・地域経済局は、オーストラリアの運輸業務が2005年から2020年までの間にほぼ倍増すると推定している。旅客輸送も、特に都市部で大幅に伸びる見込みである。このため、輸送インフラへの追加的な投資ならびに既存および新規のインフラの利用改善が求められる。

オーストラリアの公的部門は、公的で優良な特徴を備え、一般に商業的に魅力がない輸送サービス（運営およびインフラ）を提供している。公的部門はまた、安全で公平かつ効率的な運輸部門を支える規制上の枠組みも提供している。主要な空港はすべて民営化されている。鉄道および港湾のインフラに関して、民間部門が大きな役割を担っている。

## 卸売業

卸売業は、卑金属の卸売り、機械および自動車の卸売り（コンピュータの卸売りを含む。）ならびに個人および家庭用品の卸売りからなる。1990年代には、同産業の付加価値は力強く成長した。かかる付加価値の増加は、業界内における大規模な合理化、企業間での技術の広範な取込みおよび「ジャストインタイム」処理等の新たな在庫管理手法の利用増によるものであった。2008/09年、卸売業は総付加価値（基準価格ベース）に4.8%貢献した。

### 教育

教育産業は労働集約的で、サービスに基づく部門であり、多数の高等教育を受けた人材を擁している。教育産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2008/09年には4.4%であり、過去5年間において比較的安定していた。教育産業は公的部門が中心となっており、連邦政府と州政府の双方が経済全体にわたって主な教育サービス（初等、中等および高等教育ならびに（増加しつつある）早期児童教育）の提供に責任を負っている。

### 政府行政・防衛

政府行政および防衛産業には、政府行政および規制活動に主に従事する中央政府、州政府および地方政府の部門、司法当局および司法委員、外国政府の代表ならびに陸海空軍および防衛行政に主に従事している文官部門が含まれる。2008/09年、政府行政および防衛は総付加価値（基準価格ベース）の4.2%を占めた。

### 農林水産業

農林水産業は、2008/09年の総付加価値（基準価格ベース）に2.8%貢献した。農林水産業の絶対規模は拡大し続けているが、歴史的に、同産業のオーストラリア経済に対する貢献度は低下基調にある。農林水産業のうちでは農業が支配的であり、林業および漁業は2008/09年の産業生産（総付加価値（連鎖数量測定）による。）の約5%を占めるのみであった。過去3年間の生産高は、旱魃の状況およびその他厳しい気候の悪影響を受けた。しかし、2008年の小麦収穫量の増加によって、最近数ヶ月の輸出は増加している。

### 農業

2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年度のオーストラリアの主要農産物の生産高を下表に示す。

表16：主要農産物 - 国内生産の総価額および数量

商品	2004/05年		2005/06年		2006/07年		2007/08年		2008/09年	
	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン
羊毛	2,166	520	2,054	520	2,282	502	2,309	459	1,961	393
食肉	12,033	3,934	11,960	3,909	12,335	4,147	12,109	4,061	13,255	3,997
小麦	4,317	21,905	5,099	25,150	2,619	10,822	5,292	13,569	7,106	21,397
砂糖きび(a)	980	37,822	1,032	37,128	1,221	36,397	861	32,621	977	31,732
綿実・綿花	1,222	1,557	995	1,441	542	689	253	321	685	795
乳製品(b)	3,194	10,127	3,341	10,089	3,178	9,583	4,572	9,223	3,981	9,388

注(a) 圧搾用

(b) 単位は百万リットル

出典：オーストラリア農業資源経済局（ABARE）のオーストラリアの商品報告書2009年9月季刊号16巻3号（558、559、561および562ページ）

### 電力・ガス・水道

電力・ガス・水道業は、2008/09年の総付加価値（基準価格ベース）の2.3%を占めた。同産業では電力が最大の割合を占め、産業付加価値（連鎖数量測定）に約64%貢献している。水道、下水および排水サービスならびにガスが産業付加価値（連鎖数量測定）に占める割合は、それぞれ約29%および約7%である。1990年より前は、同産業は高度に規制され、公益事業の大半は独占事業として運営されていた。電力産業は、すべてでないにせよ大半の管轄区域において垂直統合され、単一の会社が発電、送電、配電および小売に責任を負っていた。1990年代には、かかる3部門において大きな改革が行われた。ただし、管轄区域ごとに規制緩和の時間枠は異なっている。一部の改革には、電力事業の法人化、民営化および構造的分離が含まれていた。かかる改革は、最近の10年間においても継続している。数量ベースによる電力付加価値は、1985/86年から2008/09年までの間に年平均2.7%成長した。

### 電力

1990年代以降、オーストラリアの電力市場は大きな変革を遂げ、投資が増加し、生産性が向上した。かかる変革には以下が含まれる。すなわち、電力供給チェーンの各要素の分割、発電および小売における競争の導入、ならびに電力資産の法人化および一部の州においては民営化、また、国家電力市場の創設によって、卸売り用の電力プールを通じてクイーンズランド、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア、タスマニアおよびオーストラリア首都特別地域間の電力取引も可能となっている。

2006年、オーストラリア政府評議会（COAG）は、統治の強化、送電計画の改善およびより効率的なエネルギー金融市場の発展の支援を目指したエネルギー市場改革に合意した。2007年、COAGはまた、国家計画機能を有する、電力およびガスについての国家エネルギー市場運営者の設立にも合意した。

オーストラリアの電力価格は近年上昇したものの、主に天然資源が豊富であるため国際基準では低水準にとどまっている。2006年、主要都市における平均電力価格は、英国、スペイン、フランスおよびイタリアを含む多くのOECD諸国より全般的に低かった。

オーストラリアには約244台の大型発電機があり、うち約190台はオーストラリア東部および南部の国家電力市場の管轄区域に所在する。国家電力市場は、約70万平方キロメートルに及ぶ広範な配電網を用いて約8.7百万の個人および法人顧客に電力を供給している。2007/08年、電力市場の発電量は約208テラワット時であり、収入は約11.1十億ドルであった。発電部門では、発電のため様々な燃料源が用いられている。2007/08年には、黒炭および褐炭が国家電力市場全体の総発電容量の約3分の2を占め、水力発電（17%）およびガス火力発電（15%）がそれに続いた。

オーストラリアにおける発電は、石炭が主流であるため、排出集約型である。政府は、気候変動への対処を目的とした政策に尽力している。2009年8月、連邦議会は、現行の再生可能エネルギー法の改正法案を可決し、2020年までにオーストラリアの電力供給の最低20%相当を再生可能資源から発電することを確実にするため再生可能エネルギー目標構想を拡大した。

2008年12月15日に、オーストラリア政府は、2010年7月1日から温室効果ガス排出量削減構想を通じた排出量取引を導入する意向であると示唆した。2009年5月4日、オーストラリア政府は、オーストラリア企業が世界的な景気後退の影響に対処するのを支援するため、温室効果ガス排出量削減構想の開始を2011年7月1日まで延期した。

提案されたように、温室効果ガス排出量削減構想は、固定エネルギー部門を含み、国家排出量の約75%を対象とする。これは「キャップ・アンド・トレード」方式であり、これに基づき、温室効果ガスの大量排出者は、遵守年に排出する温室効果ガス1トンごとに二酸化炭素排出許可証を取得し、引き渡さなければならない。温室効果ガス排出量削減構想が開始される2011年7月1日から2012年6月30日までは、1年間の固定価格段階が適用される。固定価格段階では、1トンごとに10ドルの費用で無制限の数の温室効果ガス排出許可証が、義務のある企業に発行される。2012年7月1日からは、温室効果ガス排出量削減構想が対象とする企業は、温室効果ガス排出許可証を実勢市場価格（構想の開始から適用される価格上限の対象になる。）で購入する必要がある。許可証は売買可能であり、これにより確実に、排出量を可能な限り低コストで削減することができる。

排出量が多く国際競争下にある（EITE）活動への追加的な無料の許可証は、世界的景気後退への緩衝材となる。この無料の許可証が、構想の当初5年間にEITE産業に提供される。オーストラリア政府はまた、EITE産業への補助は受けていないが相当なエネルギー費用のかかる企業および地域組織を支援するために、2009/10年に気候変動行動基金に最大200百万ドルを割り当て、構想開始前にエネルギー効率化を通じた温室効果ガス排出削減のための行動をとった。

オーストラリア政府は、2020年までにオーストラリアの温室効果ガス排出を2000年の水準より5%から25%削減する中期目標を発表した。政府は、もし大気中の温室効果ガス濃度を二酸化炭素換算で450ppm以下の水準に安定化させる意欲的な国際的取決めに世界が合意すれば、オーストラリアの二酸化炭素排出量を2020年までに2000年の水準より25%削減することを公約としている。政府はまた、そのような国際的な合意に達していなくとも、排出量を2020年までに2000年の水準より5%削減することを無条件の公約としている。政府はさらに、すべての主要国が排出量を著しく抑制し、先進国がオーストラリアに匹敵する削減量を引受けるといふ世界的な合意があれば、排出量を2000年の水準より15%削減することを公約としている。オーストラリア政府の長期目標は、2050年までに排出量を2000年より60%削減することである。もし世界が意欲的な合意に達することがあれば、政府は、2050年の強化された目標について新しく信任投票を求める予定である。

かかる政策は、発電および送電に対するかなりの新規投資につながると予想される。

## 通信サービス

郵便、宅配便および電気通信サービスからなる通信サービス産業は、2008/09年の総付加価値（基準価格ベース）に2.6%貢献した。

## 電気通信

1997年7月1日以降、オーストラリアの電気通信市場に完全競争が導入された。それ以降、電気通信部門は、より動的で革新的な市場へと発展を遂げ、企業および世帯は通信料の引下げおよび通信業者の多様化の恩恵を受けている。

電気通信部門は、小売りレベルでいくつかの規制上のメカニズムの対象となっている。オーストラリアの全国民が基本的な電話サービスに手軽にアクセスできることを公平に確保するために、電気通信業界に対してユニバーサル・サービス提供義務（USO）が課されている。ユニバーサル・サービス提供義務のための資金は、すべての認可電気通信事業者が拠出している。

1974年商慣行法（TPA）の第XI部Bおよび第XI部Cに電気通信特有の競争関連規定が含まれている。かかる規定は一般的な競争法に基づいているが、完全にそれを反映したものではない。

- ・ TPA第XI部Bは、電気通信市場における反競争的慣行制度を定めており、これは、TPA第IV部の一般競争規定に加えて適用される。
- ・ TPA第XI部Cは、ボトルネック事業者サービスへの規制アクセスに関する産業特有の制度を定め、電気通信産業に基本アクセス取決めを規定している。

競争枠組みによって、消費者はいくつかの重要な恩恵を得ている。例えば、テルストラ株式会社の競合会社が同社の銅線ローカル・ループ網にアクセスできたことが、オーストラリアにおけるブロードバンドの発展のための主要な推進力となってきた。テルストラは、以前は国有の独占企業であったが、1997年から2006年までの間に民営化された。テルストラの約33%および16%のトランシュが1997年および1999年に売却された。2006年には、政府がテルストラに対するさらに34%の持分を売却し、残る17%の持分は、2007年2月にフューチャー・ファンドに譲渡された。2009年8月20日にフューチャー・ファンドは、機関投資家への引受け販売を通してテルストラの持分のうち34%を売却し、フューチャー・ファンドのポートフォリオのテルストラに対する持分を同社の10.9%へと減少させた。売却は、テルストラに対するフューチャー・ファンドの持分を中期にわたって定期的に減少させ、その長期的使命および戦略に合わせてポートフォリオを構築するという、フューチャー・ファンドの監視役会が以前述べた計画に一致するものである。フューチャー・ファンドの詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 老齢年金および退職年金」を参照のこと。

2009年4月7日、オーストラリア政府はオーストラリア連邦が、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社を設立すると発表した。設立された新会社は、今後8年間で全国ブロードバンド・ネットワークを建設するために最大430億ドルを投資する予定である。オーストラリア連邦は同社の多数株主となるが、同社に対する民間部門からの多額の投資も期待される。全国ブロードバンド・ネットワーク・プロジェクトを遂行するために設立される同社の所有および財政に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「 財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

全国ブロードバンド・ネットワークの目標は、全オーストラリアの家庭、学校および職場の90%を光ファイバーで結び（施設までのファイバー）、最高速度100メガビット/秒のブロードバンド・ネットワークを提供することである。ネットワークはオーストラリアのその他すべての施設が、最低速度12メガビット/秒のブロードバンドを提供する次世代の無線および衛星技術と接続するのを可能とする。全国ブロードバンド・ネットワークは、オーストラリア初の全国ホールセール専門のオープンアクセスのブロードバンド・ネットワークとなる。

オーストラリア政府は、タスマニアにおける施設へのファイバー・ネットワークおよび次世代無線サービスの展開を加速している。オーストラリア政府は、都市間、主要な地域の中心および地方の町を結ぶ光ファイバー伝送リンクの適時の展開を通じて、帰路の「事故多発地域」に対処するために短期的施策も実施している。

2009年9月15日、オーストラリア政府は、競争を促進し、消費者保護を強化すると同時に、新ネットワーク展開に合わせて全国ブロードバンド・ネットワーク環境への円滑な移行をさせるよう電気通信業を位置づけるために、現行の電気通信規制体系の改革を発表した。この改革は、テルストラが任意で構造分離するよう規定する。テルストラが任意で構造分離を実施しない限りにおいて、政府はテルストラに機能分離の枠組みを課す。それによると、テルストラは以下を要求される。

- ・ ネットワーク運営およびホールセール機能をテルストラの残りから距離を置いて行う。
- ・ その小売事業およびテルストラ以外のホールセールの顧客に、同一の情報および規制サービスへのアクセスを、価格および価格以外の条件を同等にして提供する。
- ・ 規制者およびアクセス希望者へ同等な取決めが有効であることの透明性を提供する強固な内部統治構造を設置維持する。

テルストラはまた、構造分割し、特定の有料テレビ放送および光同軸ハイブリッド・ネットワークの利益を処分しない限り、先進無線ブロードバンドの追加で周波数域を取得することを禁止される。さらに、TPAの第XI部Bおよび第XI部Cの規定は、整理され簡素化される予定である。2009年9月15日に、2009年電気通信法改正（競争および消費者保護）法案によって、これら法改正が連邦議会に提出された。

宿泊・飲食業

宿泊・飲食業は、主に接客サービスの提供に従事する会社からなる。これには、宿泊施設、クラブ、パブ、居酒屋およびバーならびに喫茶店およびレストランが含まれる。同産業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2004/05年から2008/09年までは約2.1%であった。同産業において最も付加価値に占める割合が大きいのはパブおよびクラブであり、他方、喫茶店およびレストランが最大の雇用主であった。

個人・その他サービス

個人・その他サービス産業には、個人向けサービスならびに宗教団体およびその他公益団体が提供するサービスの提供に主に従事する主体すべてが含まれる。個人・その他サービスは、2008/09年の総付加価値（基準価格ベース）に2.0%貢献した。

文化・娯楽サービス

文化・娯楽サービス産業は、図書館、博物館、公園および庭園、スポーツ施設、賭博サービス、ラジオおよびテレビ・サービスならびに映画の制作、配給および上映からなる。2008/09年において、文化・娯楽サービスは総付加価値（基準価格ベース）の1.6%を占めた。

テレビ・サービス

オーストラリアの人口の100%が無料テレビ放送を視聴できる。有料テレビ放送は、主要都市においては光ケーブル同軸ハイブリッド伝送方式で、地方においては衛星伝送方式で、オーストラリア全土で視聴可能である。

政府は、2013年末までに、オーストラリアの無料テレビ放送会社すべてがアナログ伝送方式からデジタル伝送方式への切替えが完了予定であることを発表した。切替プロセスは2010年に開始し、オーストラリア全土にわたって地域ごとに段階的に実施される予定である。

貿易および国際収支商品貿易

本船渡し価格（f.o.b.）基準で測定された財貨の価値には、その生産およびかかる財貨が当該輸出国から輸出のために国際運送業者に船積みされるまでに発生したその他費用すべてが含まれる。

過去5会計年における、国際収支基準で算出された、名目価格によるオーストラリアの商品輸出高（f.o.b.）および商品輸入高（f.o.b.）は下表のとおりである。

表17：商品別輸出入

	（単位：百万豪ドル）				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
<b>輸出</b>					
<b>農産品</b>					
食肉および食肉加工品	6,933	6,709	7,078	6,540	7,458
穀類および穀類加工品	5,160	4,852	4,171	4,976	6,882
羊毛・羊皮	2,838	2,544	3,065	2,796	2,321
その他農産品	10,707	11,161	10,761	11,168	12,682
<b>農産品合計</b>	<b>25,638</b>	<b>25,266</b>	<b>25,075</b>	<b>25,480</b>	<b>29,343</b>
<b>非農産品</b>					
鉱石・鉱物	19,852	28,934	35,315	41,339	51,745
鉱物性燃料	28,394	37,570	37,570	43,488	75,460
石炭、コークスおよび石炭加工品	17,240	24,352	21,928	24,599	54,802
その他鉱物性燃料	11,154	13,218	15,642	18,889	20,658
金属（非貨幣用金を除く。）	8,670	11,271	14,820	14,038	12,384
機械	7,466	8,066	8,422	8,792	8,951
輸送機器	4,944	5,314	4,648	5,719	5,089
その他製造品	14,109	14,996	16,268	17,000	17,641
その他非農産品（砂糖および飲料を含む。）	10,942	12,059	14,770	12,764	11,010
<b>非農産品合計</b>	<b>94,377</b>	<b>118,210</b>	<b>131,813</b>	<b>143,140</b>	<b>182,280</b>
加工用財貨	241	368	417	276	879
財貨の修理	67	74	90	103	86

輸送手段の港湾調達財貨	1,072	1,420	1,379	1,547	1,631
非貨幣用金	6,472	9,087	10,740	12,272	17,509
商品輸出合計	127,867	154,425	169,514	182,818	231,728
輸入					
消費財	47,030	50,221	54,913	59,371	61,426
資本財	36,072	40,077	41,765	45,351	51,693
中間財およびその他財貨	63,735	72,737	79,923	90,693	96,326
加工用財貨	243	445	507	233	837
財貨の修理	182	115	131	117	204
輸送手段の港湾調達財貨	1,049	1,406	1,468	1,771	1,725
非貨幣用金	2,562	4,715	5,317	7,628	11,303
商品輸入合計	150,873	169,716	184,024	205,164	223,514
商品貿易収支	-23,006	-15,291	-14,510	-22,346	8,214

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号

次の表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年におけるオーストラリアの輸出入の相手国および地域別割合を示したものである。この比率は、国際収支基準ではなく、商品貿易基準で、金額を基準に算出されたものである。

表18：オーストラリアの商品貿易の地域別分布状況

	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
輸出	%	%	%	%	%
中国	10.3	11.9	13.6	14.9	17.0
日本	19.7	20.4	19.4	19.3	22.8
韓国	7.7	7.7	7.8	7.9	8.3
ニュージーランド	7.2	5.7	5.6	5.3	3.7
英国	3.8	5.1	3.7	4.6	5.0
米国	7.5	6.4	5.8	5.9	5.0
インド	4.8	4.8	6.0	5.2	6.7
シンガポール	2.7	2.8	2.8	2.9	2.4
タイ	3.1	2.8	2.5	2.6	2.1
インドネシア	2.7	2.6	2.5	2.2	1.9
マレーシア	2.0	1.7	1.8	1.9	1.6
その他の欧州連合諸国 <sup>(a)</sup>	7.2	7.3	7.7	6.7	5.4
その他 <sup>(b)</sup>	21.5	20.8	20.7	20.7	17.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸入	%	%	%	%	%
中国	13.3	13.9	15.0	15.3	16.9
日本	11.5	10.3	9.6	9.7	8.1
韓国	3.3	3.9	3.3	3.0	3.0
ニュージーランド	3.6	3.3	3.1	3.5	3.2
英国	4.0	3.6	4.1	4.2	4.1
米国	14.2	13.6	13.8	12.0	11.5
シンガポール	4.8	6.3	5.6	6.8	6.1
タイ	2.8	3.2	4.0	4.4	4.9
インドネシア	2.2	2.7	2.6	2.3	2.3
マレーシア	4.0	4.0	3.7	4.0	3.8
その他の欧州連合諸国 <sup>(a)</sup>	19.5	18.1	17.5	17.2	16.6
その他 <sup>(b)</sup>	16.8	17.1	17.8	17.6	19.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



注(a) その他の欧州連合諸国とは、英国を除いた現在の全27加盟国との貿易を指す。

(b) 「その他」の範囲の解釈には注意が必要である。この分類には国別に分類されない非公開の品目が含まれているためである。よって、上記リスト中の各国または地域の輸出入の割合が過少表示されている可能性がある。

出典：オーストラリア統計局要覧第5368.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

2008/09年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸出額は285.7十億ドルであった。オーストラリアの商品輸出市場の上位5カ国は、日本（52.6十億ドル）、中国（39.3十億ドル）、韓国（19.2十億ドル）、インド（15.4十億ドル）および米国（11.6十億ドル）であった。東アジア地域への商品輸出は143.8十億ドル（オーストラリア商品輸出の62.3%）、欧州連合への商品輸出は24.0十億ドル（オーストラリア商品輸出の10.4%）および北米への商品輸出は14.0十億ドル（オーストラリア商品輸出の6.1%）であった。主要な輸出商品およびサービスは、石炭、鉄鉱石、教育サービス、金および個人旅行である。

2008/09年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸入は279.9十億ドルであった。中国がオーストラリアの最大の商品輸入相手であり（37.0十億ドルまたはオーストラリア商品輸入の16.9%）、米国（25.3十億ドルまたはオーストラリア商品輸入の11.5%）および日本（17.8十億ドルまたはオーストラリア商品輸入の8.1%）がその後に続いた。オーストラリアの主要な輸入品目は、原油、精製石油、乗用車、個人旅行サービスおよび貨物サービスであった。

#### 国際収支

オーストラリアは伝統的に資本の純輸入国である。これにより、国内貯蓄のみが投資の資金源であった場合よりは速いペースで豊かな天然資源の開発が可能となった。資本の純流入を利用して外国から実物資源を購入している現状を反映して、オーストラリアの経常収支は伝統的に赤字で推移してきた。

次の表は2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年におけるオーストラリアの国際収支の詳細を示している。

表19：国際収支

	(単位：百万豪ドル)				
	2004/05年	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年
経常収支	<b>-56,325</b>	<b>-52,627</b>	<b>-58,529</b>	<b>-72,504</b>	<b>-38,447</b>
財貨およびサービス	-22,626	-14,520	-12,757	-23,561	5,805
受取	167,562	196,274	215,695	233,853	285,701
支払	-190,188	-210,794	-228,452	-257,414	-279,896
財貨	-23,006	-15,291	-14,510	-22,346	8,214
受取	127,867	154,425	169,514	182,818	231,728
支払	-150,873	-169,716	-184,024	-205,164	-223,514
サービス	380	771	1,753	-1,215	-2,409
受取	39,695	41,849	46,181	51,035	53,973
支払	-39,315	-41,078	-44,428	-52,250	-56,382
所得	-33,330	-37,458	-45,433	-48,601	-43,612
受取	21,741	26,692	36,454	42,022	40,224
支払	-55,071	-64,150	-81,887	-90,623	-83,836
経常移転	-369	-649	-339	-342	-640
受取	4,268	4,602	5,155	5,264	4,991
支払	-4,637	-5,251	-5,494	-5,606	-5,631
資本・金融勘定	57,389	53,691	59,444	70,315	39,469
資本収支	1,594	1,726	2,380	2,167	2,287
資本移転	1,523	1,729	1,957	2,168	2,533
受取	2,674	2,673	2,995	3,382	4,072
支払	-1,151	-944	-1,038	-1,214	-1,539
非生産、非金融資産の取得/処分(純)	71	-3	423	-1	-246
金融勘定	55,795	51,965	57,064	68,148	37,182
直接投資	51,495	-6,456	10,129	26,749	10,923
国外	59,307	-29,695	-30,616	-33,036	-44,016
国内	-7,813	23,239	40,745	59,785	54,941

証券投資	544	62,564	63,338	-4,965	55,248
金融デリバティブ	961	3,768	3,469	-7,820	-6,372
その他投資	10,919	5,230	255	9,892	-10,722
準備資産	-8,123	-5,605	-20,127	44,292	-11,897
誤差脱漏	-1,064	-1,064	-915	2,189	-1,022

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

最初の項目で、2008/09年の経常収支は、38.4十億ドルの赤字で、2007/08年の72.5十億ドルの赤字から47.0%減少した。

2008/09年の財貨およびサービスの収支は5.8十億ドルの黒字で、2007/08年の23.6十億ドルの赤字から転換した。2008/09年に、財貨受取は48.9十億ドルまたは26.8%増加し（数量の増加および価格の上昇による）、財貨支払は18.4十億ドルまたは8.9%増加した（価格上昇による）。

2008/09年のサービスの赤字は2.4十億ドルで、2007/08年に1.2十億ドルの赤字であったのに対し、1.2十億ドルの増加となった。

2008/09年の所得収支の赤字は、受取所得が1.8十億ドル（4.3%）減少し、支払が6.8十億ドル（7.5%）減少したため、5.0十億ドル（10.3%）減少した。

2008/09年の金融収支は、29.1十億ドルの負債にかかる正味流出および66.3十億ドルの資本にかかる正味流入により、37.2十億ドルの正味流入を計上した。この結果、正味流入は前年度に対し31.0十億ドル減少したが、これは以下の理由によるものである。

- ・準備資産正味流出の56.2十億ドル増加
- ・証券投資正味流入の60.2十億ドル増加
- ・金融デリバティブの正味流出の1.4十億ドル減少
- ・直接投資正味流入の15.8十億ドル減少
- ・その他投資の正味流出の20.6十億ドル増加

#### 公的資産の推移

オーストラリア政府は、オーストラリア準備銀行（RBA）による外国為替要件を満たしている。RBAは、主に為替介入を円滑に行うために公的準備資産（ORA）を保有している。オーストラリアの準備の大部分は外国為替として保有されており、主に質の高い政府証券に投資される。RBAにより保有されるORAの価額は、オーストラリア準備銀行が外国為替市場で行う取引（その自己勘定取引および顧客（主にオーストラリア政府機関）を代理して行う取引の双方）ならびに外貨および準備金の投資対象資産の価額変動に対応して変動する。ORAはまた、RBAによる金融政策目的での国内流動性管理を助けるスワップに基づき借入れた外貨を含んでいる。

下表は、過去5年間におけるオーストラリアのORAの内訳を示している。2007/08年より前の数年間には、豪ドルとの為替スワップに基づき外貨が借入れられたために、RBAによる外貨の保有総額が急増した。これらのスワップに基づき市場に貸し出された豪ドルは、オーストラリア政府がRBAに預けた預金の国内流動性への影響の相殺に役立った。2007/08年において、オーストラリア政府はフューチャー・ファンドの投資計画を始めるためにこれらの預金を引き出した。預金が引き出されたため、関連するスワップは解消され、RBAが保有する外貨の総水準は減少した。外貨の正味保有額は、2004/05年から2008/09年年までの期間に増加し、主に評価効果により、2008/09年に増加した。

表20：公的準備資産

	6月30日現在				
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
金	1,468	2,117	1,967	2,481	2,957
その他	1,985	1,062	667	604	1,279
外貨	52,718	60,635	77,049	32,772	48,073
合計（総額）	56,171	63,814	79,682	35,857	52,309
合計（正味）	26,405	30,215	32,175	35,862	43,340

出典：オーストラリア準備銀行公報

為替レート

オーストラリアは変動相場制を敷き、実質上、為替管理は存在しない。銀行のほかに、公認のノンバンクの金融機関が外国為替取引を行うディーラーとしての免許を付与されている。1983年12月12日に豪ドルが変動相場制となつて以来、オーストラリアの為替相場は、外国為替市場における豪ドルに対する全体的な需給によって決定されてきた。豪ドルの変動相場への移行は金融制度の規制緩和の一環として行われた。

為替相場にはかなりの変動があった。RBAは日々の、および景気循環の過程における両方の大幅な為替変動を受け容れる準備を整えている。より全般的に為替レートまたは市場状況に影響する、通常、介入として知られる取引は、比較的頻繁には行われぬ。豪ドルの価値がその基本的な経済発展に一致しない水準となったと判断される場合、または為替市場の状況が停滞して混乱している場合に限り、介入が行われる。2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に続く金融混乱の最悪の時期にオーストラリアの為替市場における流動性が極めて乏しかったため、オーストラリア準備銀行は、2008年10月および11月に介入取引を行い、以前購入した外貨を高い為替レートで売却し、豪ドルをより低い為替レートで購入した。豪ドルの為替レートが上昇したので、介入によって引き下げられた外貨準備高は補充されている。

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年および2009年6月以降の各月末における米ドルに対する豪ドルの相場を示している。

表21：1豪ドル<sup>(a)</sup>当たりの米ドルの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2005年6月30日	0.7624	0.7530	0.7989	0.6850
2006年6月30日	0.7422	0.7474	0.7792	0.7013
2007年6月30日	0.8486	0.7861	0.8521	0.7396
2008年6月30日	0.9578	0.8964	0.9667	0.7672
2009年6月30日	0.8067	0.7471	0.9849	0.6004
各日に終了した月：				
2009年7月31日	0.8351	0.8051	0.8367	0.7700
2009年8月31日	0.8443	0.8354	0.8477	0.8153
2009年9月30日	0.8834	0.8617	0.8847	0.8237
2009年10月31日	0.8991	0.9065	0.9327	0.8566

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年および2009年6月以降の各月における英国ポンドに対する豪ドルの相場を示している。

表22：1豪ドル<sup>(a)</sup>当たりの英国ポンドの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2005年6月30日	0.4254	0.4052	0.4280	0.3818
2006年6月30日	0.4016	0.4202	0.4418	0.3971
2007年6月30日	0.4223	0.4065	0.4293	0.3920
2008年6月30日	0.4805	0.4475	0.4926	0.3897
2009年6月30日	0.4895	0.4624	0.5078	0.3689
終了月：				
2009年7月31日	0.4994	0.4912	0.5042	0.4764
2009年8月31日	0.5184	0.5051	0.5194	0.4931
2009年9月30日	0.5521	0.5283	0.5533	0.5104
2009年10月31日	0.5467	0.5596	0.5769	0.5411

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年および2009年6月以降の各月末におけるユーロに対する豪ドルの相場を示している。

表23：1豪ドル<sup>(a)</sup>当たりのユーロの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2005年6月30日	0.6299	0.5917	0.6435	0.5616
2006年6月30日	0.5802	0.6139	0.6411	0.5759
2007年6月30日	0.6265	0.6017	0.6338	0.5790
2008年6月30日	0.6078	0.6096	0.6460	0.5725
2009年6月30日	0.5745	0.5416	0.6170	0.4722
各日に終了した月：				
2009年7月31日	0.5859	0.5716	0.5886	0.5520
2009年8月31日	0.5890	0.5855	0.5927	0.5780
2009年9月30日	0.6037	0.5916	0.6042	0.5800
2009年10月31日	0.6108	0.6117	0.6217	0.5897

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年および2009年6月以降の各月末の豪ドルの貿易加重指数価額の詳細を示している。貿易加重指数とは、オーストラリアの主要貿易相手国の通貨バスケットの加重平均で、各通貨のウェイトは貿易におけるシェアと等しい。2009年10月1日にウェイトが見直された貿易加重指数において最も重要な通貨は中国人民元、日本円、ユーロおよび米ドルであった。貿易加重指数はオーストラリアの国際競争力の指標としてしばしば利用され、二国間の為替レートが乖離傾向を示す場合に豪ドル価値の便利な尺度となる。

表24：豪ドル<sup>(a)(b)</sup>の貿易加重指数

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2005年6月30日	64.5	62.7	65.3	58.9
2006年6月30日	62.2	63.3	65.1	59.9
2007年6月30日	68.9	64.8	69.0	62.1
2008年6月30日	73.4	69.7	73.4	63.3
2009年6月30日	64.7	60.3	74.1	51.0
各日に終了した月：				
2009年7月31日	65.7	64.0	65.7	62.0
2009年8月31日	66.3	66.0	66.7	65.2
2009年9月30日	68.2	67.2	68.2	65.8
2009年10月31日	70.7	70.0	71.4	67.4

注(a) 貿易加重指数は各取引日についてオーストラリア準備銀行により提供されている。期中平均はこれらのレートによるものである。

(b) 貿易加重指数のウェイトは貿易形態の変化を捉えるため毎年修正される。ウェイトの変更は、通常9月に計算され、再定義された指数は10月の最初の営業日の既存の貿易加重指数に加えらる。

出典：オーストラリア準備銀行公報

外国投資政策

外国投資へのオーストラリア政府の政策アプローチは、経済の発展および実績ならびに社会の利益に合致した投資の流れを促進させることである。政府の外国投資政策は、外国により提案されたオーストラリアの事業および不動産の取得についての政府による検討の枠組みを定めている。提案の大部分は承認されており、提案された事業買収で承認されなかった案件は2001年が最後となっている。国益に関わる提案の場合は、政府は1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（以下「FATA」という。）に基づき、提案を拒否、または国益に関する問題を軽減するための条件を付して承認する権限を有する。FATAおよび1989年外国企業買収規則は、FATAの適用がない最低限度額を定め、米国人投資家については別途限度額を適用している。買収事業の価値が限度額を下回る場合、または重要な持分を下回るもしくは支配権のない持分の買収については、FATAに基づく審査は義務づけられない。

大部分の産業部門において、FATAまたは政策に基づく届出の適用免除により、小規模の提案は審査の対象外となっている。マスメディア、電気通信、航空といったいくつかの慎重な判断を要する部門および住宅用不動産の取得に関する外国からの投資については、特定の審査要件および限定的な制限規定が適用される。

審査過程は、個別の外国投資案件が国益に反するかどうかについて、独立諮問機関である外国投資検討委員会からの意見を含め、オーストラリア財務大臣に対する助言を行うことが意図されている。関連政府機関および場合によっては利害関係者との協議も含まれる。FATAおよび政策に基づき、財務大臣が、「国益に反する」とは何かを決定する。

#### 対外金融関係

オーストラリアは国際通貨基金（IMF）に加盟している。2009年6月30日現在のIMFでのオーストラリアの割当額は、3.24十億特別引出権（SDR）であった。オーストラリアはIMFのSDRに参加しており、2009年6月30日現在、SDRの累積割当純額は470.55百万SDR、現実の保有高は112.49百万SDRであった。2009年8月28日および2009年9月9日に、IMFは、加盟国に対して250十億米ドル相当のSDRの一般割当および33十億米ドル相当の一回限りの特別割当を行った。これら割当におけるオーストラリアの持分はそれぞれ、2.40十億SDR（4.45十億豪ドル）および213.45百万SDR（390.79百万豪ドル）であった。これらの割当により、2009年9月9日現在、オーストラリアの累積割当純額は3.08十億SDR、現実の保有高は2.72十億SDRであった。

G20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大したさらに柔軟な新規借入取決め（NAB）によってIMFの借入財源の著しい増額に貢献するであろう。オーストラリアがIMFに提供している既存の1.24十億米ドル（約1.53十億豪ドル）の信用枠を、7.0十億米ドル（約8.63十億豪ドル）に増額する予定である。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - その他の偶発債務および約定」を参照のこと。

オーストラリアは、国際復興開発銀行（IBRD）および世界銀行グループにおけるその関係機関である国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、多国間投資保証機構（MIGA）および国際投資紛争解決センター（ICSID）にも加盟している。

2009年6月30日現在、オーストラリアは、IBRD株式に24,464株を所有しており、払込済部分の価額は259百万ドルであった。

オーストラリアは、IFCの全額払込済株式47,329株も所有しており、その評価額は69.1百万ドルであった。また、MIGAについては3,019株を所有しており、その払込済部分の価額は10.7百万ドルであった。ICSIDにおいては各加盟国は等しく代表されており、株式保有制度はない。

2007年12月、オーストラリアのIDAの第15回増資に対する出資の約定額は、583百万ドルであった。

オーストラリアは、アジア開発銀行（ADB）の加盟国でもあり、204,740株を所有している。当該株式の払込済部分の価額は、2009年6月30日現在、287百万ドルであった。オーストラリア政府は、ADBが最近発表した一般増資に対して出資する予定である。オーストラリアの払込済資本への出資は198百万米ドルで、2010/11年からの10年間にわたって支払われる予定である。オーストラリアはまた、請求払資本にさらに4.7十億米ドルを応募する予定である。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - その他の偶発債務および約定」を参照のこと。さらに、オーストラリアはADBの優遇貸付基金であるアジア開発基金（ADF）に対しても出資している。2008年5月、オーストラリアは、ADFの第9回増資に対し、333百万ドルの出資を約定した。

オーストラリアは欧州復興開発銀行（EBRD）の加盟国でもあり、20,000株を所有している。払込済部分の価額は2009年6月30日現在84.8百万ドルであった。

オーストラリアは経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）および東アジア・サミットの加盟国である。オーストラリアはまた、グループ・オブ・トウェンティ（G-20）会議の参加国でもある。

オーストラリアはまた、国際連合およびその関係機関の多くを含むさまざまなその他の地域および国際機関に加盟している。

通貨・金融制度

オーストラリアの通貨

オーストラリアの通貨単位は、豪ドルである。オーストラリアの通貨には硬貨と紙幣がある。硬貨は1965年通貨法（連邦）に基づき連邦財務大臣が発行する。流通目的の硬貨には、5、10、20および50セント硬貨ならびに1ドルおよび2ドル硬貨がある。貨幣収集（流通目的でない収集家）の法定通貨の硬貨も随時、財務大臣が販売を承認する。1959年準備銀行法（連邦）に基づき、オーストラリアの紙幣は、オーストラリア準備銀行（RBA）により発行され、5ドル、10ドル、20ドル、50ドルおよび100ドル札の5つの券種で構成されている。

金融情勢

RBAの金融政策は、平均で2%から3%の中期的インフレ目標の枠内で実施されている。金融政策の実施にはタイムラグがあるため、RBAはその中期的インフレ目標を達成するため、将来を予測する形で金融政策を定めている。インフレを低く維持することは、すなわち、インフレ期待を低く維持することであり、持続的経済成長を確保するのに極めて重要であり、これにより生産的な投資および雇用を支えることができる。

RBAはインフレ圧力を測定するため、様々な範囲の国内・国際経済および金融指標を慎重に監視している。これらの指標は、経済状況、物価、賃金、労働市場および財政状態を対象としている。

オーストラリアでは、金融政策に対する立場は翌日物金利の目標値により表される。オーストラリア準備銀行が使用する利率は、キャッシュ・レート（銀行間翌日物金利としても知られる。）である。オーストラリア準備銀行のキャッシュ・レートは、無担保で翌日払いの他行からの資金借入または他行への資金貸付けに銀行が支払うまたは請求する金利である。オーストラリア準備銀行は、銀行から直接集めたデータをもとに、毎日のキャッシュ・レートを計算し、公表する。オーストラリア準備銀行理事会が金融政策の変更を行うべきであると決定する場合、キャッシュ・レートの新たな目標値（ターゲット・キャッシュ・レートとして知られる。）を設定する。オーストラリア準備銀行の公開市場操作は実際のキャッシュ・レートがターゲット・キャッシュ・レートの近似値を維持するよう策定されている。

2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年の会計年度および2009年6月以降の毎月の金利動向は下表に示すとおりである。

表25：主要金利

期間	目標キャッシュ・レート (%)	90日銀行手形利回り (%)	10年物トレジャリー・ bond利回り (%)
終了年度			
2005年6月30日	5.50	5.66	5.11
2006年6月30日	5.75	5.97	5.79
2007年6月30日	6.25	6.43	6.26
2008年6月30日	7.25	7.80	6.45
2009年6月30日	3.00	3.20	5.52
終了月			
2009年7月31日	3.00	3.16	5.60
2009年8月31日	3.00	3.40	5.41
2009年9月30日	3.00	3.37	5.36
2009年10月31日	3.25	3.88	5.54
2009年11月4日 <sup>(a)</sup>	3.50	3.92	5.53

注(a) 2009年11月4日の営業時間終了時点のデータ。2009年11月4日より、オーストラリア準備銀行は目標キャッシュ・レートを3.50%に引き上げた。

出典：オーストラリア準備銀行

下表は、2004/05年、2005/06年、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各会計年度におけるマネーサプライを示したものである。

表26：マネーサプライ

	2004/05年		2005/06年		2006/07年		2007/08年		2008/09年	
	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)
M1 (b)	176.1	7.4	194.2	10.1	226.0	15.6	234.2	0.6	255.6	8.8
M3 (c)	678.5	9.2	747.3	9.6	869.5	16.2	1,035.5	18.2	1,178.3	13.7
広義の通貨 (d)	764.6	11.3	841.2	9.2	964.0	14.3	1,121.1	14.3	1,246.3	11.0

注 (a) 12ヵ月終了時点の変化率。入手できる場合、伸び率はオーストラリア準備銀行公報の表の専門的な注記に記録されるとおり、季節調整済みで報告され、連続性中断の効果は調整されている。

(b) M1とは、通貨に民間のノンバンク部門の銀行当座預金を加えたものをいう。

(c) M3とは、M1に民間の非ADI部門のその他すべての公認預金受入機関への預金を加えたものをいう。

(d) 広義の通貨とは、M3にすべての金融仲介機関による民間部門からの非預金借入を加えたものから、登録金融会社および資金管理信託による通貨および銀行預金の保有分を控除したものをいう。

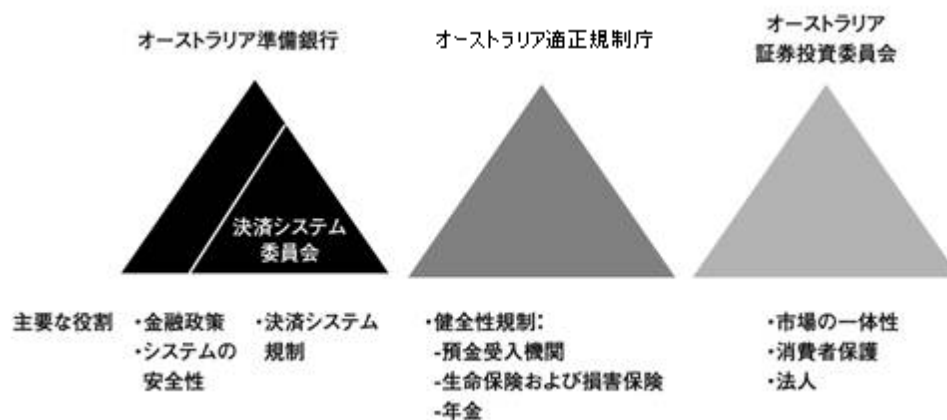
出典：オーストラリア準備銀行公報

## 金融制度の規制

オーストラリアの金融規制の枠組みは、機能的な区分により運営される異なる3つの機関に基づいている。これらの機関は、金融機関の安全性および健全性を維持すること、金融部門に適用となる規制制度の実施および管理を通じて、消費者保護および金融システム全体の安定性を増進することについて、その主な責任を有している。特に、以下の責任を負う。

- ・オーストラリア適正規制庁（APRA）は、公認預金受入機関、損害保険および生命保険会社ならびに年金基金の健全性規制および監督に責任を負う。
- ・オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、市場行動と投資家保護に責任を負う。
- ・オーストラリア準備銀行は、金融政策、金融制度の安定性の監督および決済システムの監視に責任を負う。

図1 オーストラリアにおける主要な監督官庁



金融機関およびマーケットの運営または日常の監督業務についての責任はこれらの独立した規制当局にある一方で、金融部門の規制における広義の枠組みにかかる責任は、金融規制者委員会およびオーストラリア財務省から助力を受けるオーストラリア政府が負っている。

金融規制者委員会は、RBA、財務省、APRAおよびASICの高官から構成されている。これらの各機関が、金融部門政策の策定、外国の対応する当局および基準設定者との交流ならびに国内および国際市場における動向の監視および評価において中心的な役割を担っていると考えると、金融規制者委員会は新しいトレンドおよび政策問題に対処するための重要なフォーラムである。このような調整は金融規制者委員会が公的な対応を展開するための主要な調整機関としての機能を果たすであろう金融危機の場合には特に重要である。危機調整における同委員会の役割は、2008年9月に調印された金融危機管理取決めを特に扱う覚書（以下「MOU」という。）により明確となった。MOUは、開かれた情報交換およびオーストラリアの金融制度の安定性に対する潜在的な脅威に対する協調的な対応についてのオーストラリアの規制当局の強いコミットメントを反映している。MOUは、金融危機管理の目的ならびに金融危機時の決定および行為の指導原理を対象としており、このような時期における個々の委員会メンバーの責務を定めている。

金融部門の規制は、次の連邦法のもとで運営されている。

- ・2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）

- ・2001年会社法（連邦）
- ・1998年オーストラリア適正規制庁法（連邦）
- ・1998年決済システム（規制）法（連邦）
- ・1998年決済システムおよびネットィング法（連邦）
- ・1998年金融部門（株式所有）法（連邦）
- ・1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）
- ・1997年退職貯蓄勘定法（連邦）
- ・1995年生命保険法（連邦）
- ・1993年退職年金事業（監督）法（連邦）
- ・1991年保険会社買収法（連邦）
- ・1973年保険法（連邦）
- ・1959年銀行法（連邦）および
- ・1959年準備銀行法（連邦）

さらに、オーストラリア競争消費者委員会は、1974年商慣行法（連邦）に基づき、競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及ぶ。

#### オーストラリア準備銀行

RBAは、金融制度全般の安定性の維持、決済システムの安全性および効率性の促進、紙幣発行の管理、オーストラリア政府への銀行業務の提供ならびにオーストラリアの公的準備資産の管理について責任を負う。

RBAはまた、同行理事会により決定される金融政策について責任を有している。金融政策は、キャッシュ・レート（無担保翌日物金利）の水準に関して設定される。RBAは、実際のキャッシュ・レートが金融政策目標近辺にとどまるようにするために、短期金融市場で日常業務を行う。

RBAの市場操作は非常に柔軟性があり、様々な満期について、広範な取引先と日々取引を行うことが認められており、国内の金融市場における緊張関係に素早く対応できるようになっている。

例外的な事情において、RBAは金融機関に支払能力があり、不払いが金融システム全体に影響を及ぼす場合には、公認預金受入機関に対して個別に流動性支援を行うことがある。支払能力を評価する上で、RBAはAPRAの判断に依拠する。

2007年、2008年および2009年の各6月30日現在のオーストラリア準備銀行の財政状態計算書は、下表に示すとおりである。

表27：財政状態計算書 - オーストラリア準備銀行

	（単位：百万豪ドル）		
	2007年6月30日	2008年6月30日	2009年6月30日
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	586	862	772
豪ドル建有価証券	34,955	54,702	47,125
外貨	93,538	42,505	51,156
金	2,001	2,509	2,957
有形固定資産	421	456	443
貸付、前払金およびその他	393	438	513
資産合計	131,894	101,472	102,966
<b>負債</b>			
預金	65,830	39,006	34,266
オーストラリア政府に対する未払分配金	1,085	1,403	5,977
その他	16,072	9,786	2,093
流通豪ドル紙幣	40,289	42,064	48,087
負債合計	123,276	92,259	90,423
<b>純資産</b>	8,618	9,213	12,543



**資本および準備金****準備金：**

未実現利益準備金	53	80	2,332
資産再評価準備金	2,239	2,807	3,308
準備銀行準備基金	6,286	6,286	6,863
資本金	40	40	40
資本および準備金合計	8,618	9,213	12,543

出典：オーストラリア準備銀行2009年および2008年年次報告書

**オーストラリア適正規制庁**

政府は、オーストラリアの金融制度における唯一の健全性規制当局として、1998年7月1日にAPRAを設立した。APRAは、公認預金受入機関（銀行、ビルディング・ソサイエティ、信用組合を含む。）ならびに生命・損害保険会社（再保険会社および共済組合を含む。）および退職年金事業（自己運用退職年金基金を除く。）の大部分を監督しており、安全性および安定性の目標を満たすだけでなく、類似する機能について一貫して規則が適用されることを確保することで、金融システムの競争力および効率を高める健全性規制の枠組みを構築することを目標としている。

**APRAの規制を受ける機関**

下表で詳述されているとおり、APRAの規制を受ける機関は、22百万人のオーストラリアの預金者、保険契約者および退職年金基金加入者のために約3.6兆ドルの資産を保有している。

表28：APRAの規制を受ける機関

	機関数			資産（単位：十億豪ドル）		
	2008年 6月30日	2009年 6月30日	増減 （%）	2008年 6月30日	2009年 6月30日	増減 （%）
<b>APRAの規制を受ける機関</b>						
ADI	211	193	-8.5	2,419.1	2,663.3	10.1
外資系銀行の駐在員事務所	18	17	-5.6	-	-	-
損害保険会社	130	132	1.5	91.2	95.2	4.4
生命保険会社	32	32	0.0	237.3	212.7	-10.4
共済組合	24	19	-20.8	6.6	6.1	-7.6
免許を受けた信託会社	292	278	-4.8	-	-	-
退職年金組織	6,250	4,914	-21.4	672.7	639.2	-5.0
非営業持株会社	18	17	-5.6	-	-	-
<b>合計</b>	<b>6,975</b>	<b>5,602</b>	<b>-19.7</b>	<b>3,426.9</b>	<b>3,616.5</b>	<b>5.5</b>

出典：オーストラリア適正規制庁

**資金調達**

APRAは規制対象法人への賦課金を通じて、監督対象の業界から主として資金を調達している。政府は、世界金融危機の影響を管理できるように必要な資源をAPRAに提供した。2008年10月、政府はAPRAが引続き世界的な発展の観点から、その役割を遂行するために十分な資源を確保するために、APRAに対して2008/09年に9百万ドルを、2009/10年に18.5百万ドル、2010/11年および2011/12年に9百万ドルを追加的に供給することにつき合意した。かかる資金は、金融部門への賦課金から回収するのではなく、2008年/09年の予算から供給された。かかる予算措置の前のAPRAの予算は、約570名の職員に対して約100百万ドルであった（主として金融部門への賦課金により主に回収された。）。

**ガバナンス**

APRAのガバナンス構造は、3名以上5名以内の構成員からなる常勤の執行役員グループで構成される。執行役員グループは、APRAの業務運営および実行についての責任を有し、これに関する説明責任を負う。現在、会長、副会長および構成員が各1名いる。

## APRAの主な権限

オーストラリアの法律は、預金者、保険契約者および年金基金加入者を保護し、かつ金融システムの安定性を維持するために、金融機関の運営を規制し、これに介入する強い権限をAPRAに付与している。

APRAの主な権限は、その規制対象の各産業部門に関する法律（1959年銀行法（連邦）、1973年保険法（連邦）、1995年生命保険法（連邦）および1993年退職年金事業（監督）法（連邦））により規定されている。これらの法律は、APRAに対して金融機関を規制する上で以下の種類の主要な権限を定めている。

- ・ 許認可権限
- ・ 健全性基準を設定、適用および実行する権限。
- ・ 情報収集、監督下にある企業の実地調査の実施および第三者による監査を要求する権限。
- ・ 財政難の状況において預金者、保険契約者および年金基金メンバーを保護し、金融システムの安定性を維持するために行う権限（経営難に陥った監督下企業の調査、指示および経営権の引受け権限を含む。）。APRAは、公認預金受入機関の完全な経営権を引受ける法定管理人を任命することができ、損害保険または生命保険会社の経営権を引受けるために、司法管理人の任命申請を裁判所に対して行うことができる。

大まかに言うと、各法律に基づき利用可能な権限は類似しているが、各産業部門の特性を反映して若干異なる。ADI部門に関して、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの業務を調査したり、ADIに対して指示を行う幅広い権限を有している。例えば、APRAは以下のとおりADIに対して指示することができる。

- ・ 健全性要件に準拠すること。
- ・ 業務監査を行うこと。
- ・ 取締役、業務執行役員または従業員を解任すること。
- ・ 特定の取引を行わないこと。

APRAはまた、認可要件を満たさない場合には、ADIの認可を撤回する権限も有する。

ADIがその責務を果たすことができない状況にある場合、または預金者の利益もしくは金融システムの安定性がリスクに晒されている場合、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの取締役会を法定管理者に置き換える権限を有する。法定管理者は預金者の利益および金融システムの安定性に矛盾しない方法でADIを管理しなければならない。法定管理者は、取締役会の権限に加え、新株発行の方法などによりADIの資本を変更する権限を有し、設立関係書類を含むADIのガバナンス契約を変更することができる。また法定管理者は、ADIの資産を売却または処分することができる。

またAPRAは、1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）を用いて、ADIの業務を他の法人に対して強制的に譲渡する権限を有する。譲受法人は、譲渡を承諾しなければならない。

APRAはまた、2008年10月に制定された、ADIおよび損害保険業者に関する金融請求制度を管理する責任を有する。金融請求制度は、ADIまたは損害保険業者が支払い不能になった場合、ADIの預金者および損害保険業者の保険契約者およびその他請求者に対し損失からの保護を規定している。金融請求制度は、以下を定める。

- ・ 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
  - 適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1顧客当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
  - ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金への口座保有者の迅速なアクセスを支援する。
- ・ 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策

## 健全性規制

APRAは、パーゼル銀行監督委員会により公表された銀行監督の原則に基づき、ADIのために規制枠組みを構築した。健全性規制に対する枠組みには、自己資本、信用リスク、市場リスク、資金管理および証券化、流動性、信用度、大きな損失リスク、関係企業との提携、外注、事業の継続性管理、クレジット・カード業務のリスク・マネジメント、健全性報告書に対する監査および関連取決め、ガバナンスならびに適当かつ適切な経営に関する要件を含む。

健全性規制は、基本的には業務上の様々なリスクを特定し、測定し、管理するための金融機関の制度の質に関係しており、ほとんどの場合、自己資本の適正性は予想外の損失に対する緩衝材としての役割を担う。金融機関の破綻およびその結果として保険契約者、預金者または年金基金メンバーが蒙る損失ならびに金融制度の不安定性が起きる可能性を軽減する目的で規制対象法人の健全な行動を促進する。

## オーストラリアにおけるパーゼルIIの実施

APRAは2008年1月1日にパーゼルIIの枠組みを実施した。かかる新しい枠組みは、リスク管理を強化し、預金受入機関に対してよりリスク感応度の高い資本要件を提供するために設計されている。

オーストラリアにおけるすべてのADIは、バーゼルIIに服する。APRAの承認に基づき、ADIは信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、標準的なアプローチまたはより高度なアプローチの実施を選択することができる。大多数のADIは、規制自己資本コストを決定する上で、標準的なバーゼルIIアプローチを使用することを選択した。最大規模のADIは、バーゼルIIに基づくより精緻なアプローチを選択し、これによりかかるADIは規制自己資本を計算する上で自らの定量的リスク概算の一部を使用することができる。

バーゼルIIに基づく新しい健全性規則は、オーストラリアの銀行制度に対して預金者保護および金融システムの安定性維持のために強化された規制枠組みを提供している。

バーゼル銀行監督委員会の意図は、世界各地で自己資本規則の整合性を維持し、また国際的に活動する銀行間で重要な競争上の不平等の原因を回避することにあったが、国際比較は各国でのバーゼルの枠組みの実施の特殊性を考慮する必要がある。これらには、以下のものが含まれる。

- ・バーゼルの枠組み内における国家の裁量権の利用
- ・先進モデルの実行
- ・ピラー2に基づき現地規制当局により課せられた監督調整
- ・その他の規制要件（例えば、会計または税金）および
- ・経過措置

バーゼルIIを実施する上で、APRAはオーストラリア市場で枠組みをより強固かつ適切にするために、多くの裁量権を行使した。これらの裁量権には、以下のものが含まれる。

- ・標準的なアプローチによる住宅抵当貸付に対するリスク・ウェイトは、相当細かく設定されたため、資本のリスク感応度が高まった。バーゼルIIのアプローチは、住宅ローンが35%のリスク・ウェイトの対象となる。APRAは代わりに、ローン資産価値比率、貸し手の抵当保険の状態および商品タイプ（例えば、ローンが標準的あるいは非標準的な住宅ローンのいずれであるか）に基づき、リスク・ウェイトのグリッド（35%から始まり100%までとする。）を導入した。
- ・APRAは、標準的なアプローチにおいて「その他の小売資産」に対してリスク・ウェイトを低くすることは信用リスクおよび集中リスクに対して十分な緩衝材を提供しないとの考えから、かかる資産に対して低いリスク・ウェイトをとる選択をしていない。
- ・自己資本比率を測定するための高度なアプローチを用いる銀行については、APRAはピラー1に基づき、銀行帳簿における金利リスクについての最低資本要件を設定した。

#### オーストラリア証券投資委員会

ASICは、2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）に基づき設立された独立法定機関である。

ASICは、2001年会社法（連邦）（会社法）（オーストラリアにおける会社の事業経営、企業の資金調達、財務報告、買収および強制的企業買収および外部管理／破綻に関する規定を含む。）を管理する。

またASICは管理投資運用スキーム事業の登録および監視について責任を有する。集団投資ビークルに関する規制の枠組みは、1998年管理投資運用法（連邦）の可決により、1998年に改正された。

ASICは、金融サービスの提供に適用となる投資家保護体制について責任を有している。かかる体制には、金融サービス・プロバイダーに適用となる免許、行為および開示規定のほか、金融商品に適用となる商品開示規定が含まれる。

金融市場、清算および決済機関は、所管大臣による免許を受けている。ASICは、市場、清算および決済機関の免許取得者による関連する法的枠組みの遵守を監視することに責任を有している。2009年8月24日、政府は、ASICがすべてのオーストラリア国内の免許取得済み市場のリアルタイム取引を監視する責任を有することになると発表した。現在、ASICは、この機能を2010年第3四半期に実行開始する予定である。RBAは、清算および決済機関向けに金融安定性基準を発行し、これらの基準を遵守しているかを監視することに責任を有している。オーストラリアの主要な免許取得済みの金融市場、清算および決済機関は、ASXリミテッドおよびその子会社により運営されている。

またASICは市場操作、インサイダー取引および誤解を招く行為または詐欺的行為を対象とする会社法の市場違法行為規定の管理についても責任を有する。

#### その他の規制当局

##### オーストラリア競争消費者委員会

オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）は1974年商慣行法（連邦）（TPA）に基づき競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及ぶ。

TPAは、価格協定、市場分割協定および不買同盟といった競合他社間での不正競争取決めを禁止している。

#### 業界規制

オーストラリア銀行協会（ABA）は、オーストラリアで免許を受けた銀行の全国組織である。オーストラリアで銀行業を営むことを正式に認可され、かかる銀行業を営む法人は、ABAの協会員になることができる。

ABAは、昔ながらのリテール銀行、商業銀行という組織スタイルから地方銀行、外国銀行およびホールセール銀行に至るまで26の加盟銀行が資金を賙っている。運営費への拠出は、オーストラリアにおける個々の加盟銀行の負債に基づいている。

ABAの改訂済み銀行実務規範は、最善の銀行実務基準についての銀行業界の顧客憲章である。銀行実務規範は、銀行業務についての実務基準、開示および行動原則について、顧客に対する銀行業界の主な責任および義務を記載する。銀行実務規範は、個人および小企業の銀行顧客に適用される。

オーストラリアの信用組合、ビルディング・ソサイエティおよび共済組合のための業界団体であるアバカス・オーストラリアン・ミューチュアルズは、加盟銀行が調印者となる業界規範を維持する。アバカスの加盟組合は、顧客へのサービスの基準を設定した規範に署名する。アバカスは、2009年7月1日から、ビルディング・ソサイエティおよび信用組合に適用となった統合相互銀行業務規範を展開させた。

規範に調印した者は、ノン・コンプライアンスについての申立に対応することを義務付けられており、関連のある外部紛争解決スキームもまたかかる申立を聴取したり、解決することができる。

### 金融システムの規制体制

オーストラリア政府は、金融システムの安全性と安定性という基本目標をないがしろにすることなく、金融商品すべてにわたって競争を奨励することを公約している。規制制度は、ノンバンクの預金受入部門が、銀行と同じ規制構造のもとで営業することにより、リテール市場において銀行に対しより効果的な競争相手となることを可能ならしめている。これらの機関は、相互会社、「ビルディング・ソサイエティ」、「信用組合」など異なる企業形態を維持することで営業を行う上での柔軟性を確保することができる。政府はまた、金融業務と非金融業務の間に明らかな一致点が存在する金融サービス市場に将来、非従来型のサービス業者がより積極的に参加できるようにするための道を開拓しつつある。2002年のクレジット・カード制度改革はこの一例であり、これにより、ADIの新しい分類が設定され、クレジット・カード・サービスの提供を許可された組織の範囲が広がり、既存のクレジット・カード専門会社と大規模決済処理機関の双方による競争が高まった。かかる新規参入者により制度上のリスクが増大しないことを確保するため、健全性の監督が適用される。

オーストラリアは、安定的、競争的、かつ効率的な金融システムを維持しており、かかるシステムは、グローバル経済の中で競争に打勝つよう位置付けられているのみならず、オーストラリアでビジネスを行おうとする者またはオーストラリアを地域活動の拠点として利用しようとする者に機会を提供している。

銀行免許を申請することができる外国銀行の数について制限はない。国内機関の買収に対する全面禁止は解除されたが、かかる申請は依然として1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（連邦）および1998年金融部門（株式保有）法（連邦）に基づき、ケース・バイ・ケースで査定されている。

オーストラリアにおいてリテール銀行を設立することを希望する外国銀行は、健全性に関するすべての監督に服することを条件に、公認子会社として参入することができる。支店は250,000ドル未満のリテール預金の受入れを制限されているため、外国銀行は、ホールセール銀行業務を行う公認外国銀行支店として設立されることも可能である。それらはまた、非公認の金融市場会社、すなわちマーチャント・バンクとして設立されることも可能である。さらに、投資額が100万ドル未満の新たなマーチャント・バンクの設立は、外国投資審査を免除される。2009年10月31日現在、44行の外国人所有銀行がオーストラリアで営業しており、うち9行は現地設立子会社であり、35行は外国銀行の支店であった。

### 財政

連邦政府の公的資金の歳入および歳出に関する基本条項は憲法および1997年財政管理および説明責任法（連邦）（FMA法）に定められている。FMA法は、公的資金の徴収および保管、会計処理、報告および監査ならびに借入および投資に関する要件を定めている。1997年連邦公的機関・企業法（連邦）は、連邦政府が支配する法人に関する個別の財政および企業統治要件を定めている。連邦政府財政の全般的運営については、財政・規制緩和大臣が責任を負う。

憲法上、連邦政府が受領する金銭および歳入はすべて一つの統合歳入基金を構成し、連邦の目的のために支出されなければならない。統合歳入基金からの歳出はすべて、議会在が制定した歳出法のもとでなされなければならない。

各政府機関の財務書類および会計記録ならびに連邦政府の連結財務書類は政府会計監査官により監査されなければならない。オーストラリア国家会計検査院（「会計検査院」）が、財務書類の作成および業務監査の実施において政府会計監査官を補佐する。すべての財務書類は、関係各政府機関の年次報告書の各担当大臣により議会上に上程されることを要する。これらの財務書類は政府会計監査官により監査され、同監査官はまた、行政に關係する他の広範な事項について議会上に報告することができる。

## 連邦政府予算

各年次予算編成の一環として、財務大臣は年間の歳出法案を議会に提出する。歳出法案には、政府機関による歳出目的が細かく規定される。年間歳出法が成立した後も、連邦政府が承認した新たな支出に要する資金を供給するため、議会は年度の途中で追加歳出法を制定することができる。

予算の大半は、毎年の再制定を要しない特別法に定める「特別」歳出または「継続」歳出のもとで支出される。例えば、社会保障給付および年金の支払はこのような方法で手当される。

政府の主要な財政指標は、「基礎現金収支」と「財政収支」（それぞれ政府の財政統計から貸出を除いたものの現金および発生主義ベースでの測定値）であり、政府の財政戦略を評価する上では基礎現金収支に圧倒的な重きが置かれている。発生主義予算への移行はすなわち、予算教書に一連のあらゆる発生主義ベースの財務書類（すなわち、損益計算書、資産・負債計算書およびキャッシュ・フロー計算書）が盛り込まれることを意味する。

財政政策を実施する枠組みについては、1998年公正予算憲章（連邦）に定められている。同憲章は、政府の財政政策の実行のための枠組みを定めている。同憲章の目的は、財政政策の成果を高めることである。同憲章は、財政戦略を健全な財政運営原則に基づかせ、かつ財政政策およびその成果に対し一般社会の監視の目が行き届くようにすることにより、その達成を目論んでいる。

連邦政府の中期財政戦略の骨子は以下の通りである。

- 中期にわたり、平均して予算黒字を実現する、
- GDPに対する税金の比率を平均して2007/08年を下回る水準に維持し、
- 中期にわたり政府の財政基盤を改善する。

また、これらの中期目標では、財政政策が、経済低迷期に予算を一時的に赤字にさせることで、経済成長および雇用を支えることを見越している。

中期の財政戦略に沿った成長を実現するために、政府は2009年最新経済財政予測において次の2段階の財政戦略を約束した。

### 1. 世界的な景気後退期における経済支援

景気低迷において、政府は以下により継続的な経済および雇用の支援を行う。すなわち、

- 経済成長の鈍化と連動するように収益と支払いを変動させ、一時的な基礎現金予算の赤字を生じさせること、
- 他の予算の優先順位と新たな政策提案を現行政策の優先順位の見直しに沿わせることを明確な目標として、適時でよりの絞った一時的な刺激策を与える追加支出を行うこと。

### 2. 経済回復期の赤字からの脱出戦略

経済が回復し、トレンドを上回る伸びを示した場合、政府は以下により財政を黒字に転換させるための措置をとる。

- 経済の回復に合わせて税金を自然に増加させると共に、税金の対GDP比を平均して2007/08年を下回る水準に保つという政府の公約を守る。
- 財政が黒字転換するまで支出増加を年間2%まで抑制させる。

2006/07年および2007/08年において、現金基礎収支はそれぞれ17.2十億ドルおよび19.7十億ドルであった。2008/09年におけるオーストラリア政府の基礎現金収支は27.1十億ドルの赤字（GDPの2.3%相当のマイナス）であった。2009/10年期中経済財政予測は、2009/10年および2010/11年における政府の基礎現金収支の予測は、それぞれ57.7十億ドルの赤字（GDPの4.7%相当のマイナス）および46.6十億ドルの赤字（GDPの3.6%相当のマイナス）であり、2011/12年および2012/13年における政府の基礎現金収支の見積もりは、それぞれ31.2十億ドルの赤字（GDPの2.3%相当のマイナス）および15.9十億ドルの赤字（GDPの1.1%相当のマイナス）である。2008/09年におけるオーストラリア政府の一般政府部門の正味負債はマイナス16.1十億ドル（GDPの1.3%相当のマイナス）であった。2009/10年期中経済財政予測は、正味負債の増加が続くことを予想しており、2012/13年にはGDPの9.4%に達するとしている。

政府は、連邦政府の有価証券を発行することにより予測される財政赤字を賄う考えである。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

## 2009年6月30日現在の連邦予算

2008/09年において、連邦政府の一般政府部門は、27.1十億ドル（GDPの2.3%相当のマイナス）の基礎現金赤字を計上した。財政収支は、約29.7十億ドル（GDPの2.5%相当のマイナス）の赤字であった。

下表は、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年における一般政府部門の予算を示したものである。

表29：連邦政府一般政府部門予算

	2006/07年 <sup>(a)</sup>	2007/08年 <sup>(a)</sup>	2008/09年
<b>発生主義ベース</b>			
<b>歳入（十億豪ドル）</b>	<b>278.4</b>	<b>303.7</b>	<b>298.9</b>
対GDP比（％）	26.6	26.8	24.9
<b>歳出（十億豪ドル）</b>	<b>259.2</b>	<b>280.1</b>	<b>324.6</b>
対GDP比（％）	24.8	24.7	27.0
純事業収支（十億豪ドル）	19.3	23.6	-25.6
純資本投資（十億豪ドル）	2.3	2.6	4.1
<b>財政収支（十億豪ドル）</b>	<b>16.9</b>	<b>21.0</b>	<b>-29.7</b>
対GDP比（％）	1.6	1.9	-2.5
<b>現金ベース</b>			
<b>基礎現金収支（十億豪ドル）</b>	<b>17.2</b>	<b>19.7</b>	<b>-27.1</b>
対GDP比（％）	1.6	1.7	-2.3
<b>貸借対照表</b>			
<b>正味負債（十億豪ドル）</b>	<b>-29.2</b>	<b>-44.8</b>	<b>-16.1</b>
対GDP比（％）	-2.8	-4.0	-1.3
<b>純資産（十億豪ドル）</b>	<b>46.7</b>	<b>71.2</b>	<b>19.7</b>
対GDP比（％）	4.5	6.3	1.6

注(a) 2006/07年および2007/08年のデータは、関連ある場合は、継続性を保つために会計処理の変更につき調整されている。かかる調整の詳細については、2008/09年予算、予算教書第1号明細10、2007/08年決算書付属B、2008/09年期中経済財政予測付属D、2009/10年予算、予算教書第1号明細10を参照のこと。

出典：2008/09年最終決算書

連邦政府の一般政府部門の純資産の合計は、2008/09年に51.4十億ドル減少して約19.7十億ドルとなった。これは、主に、予算赤字を反映したものである。正味負債は、2008/09年に（2007/08年の-44.8十億ドルまたはGDPの4.0%相当のマイナスから）28.7十億ドル増加し、約-16.1十億ドル（GDPの1.3%相当のマイナス）となった。

下表は、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年における一般政府部門の歳入を示したものである。

表30：連邦政府一般政府部門の歳入

	(単位：百万豪ドル)		
	2006/07年	2007/08年	2008/09年
個人その他の源泉税			
所得源泉税（グロス）	107,809	114,700	117,086
その他個人所得税（グロス）	26,952	31,036	32,260
控除：個人に対する税還付	17,147	19,601	23,569
個人その他の源泉税合計	117,614	126,135	125,777
付加給付税	3,754	3,796	3,581
法人税	58,538	64,790	60,705
退職年金基金	7,879	11,988	9,227
石油資源使用税	1,594	1,871	2,099
<b>所得税歳入合計</b>	<b>189,378</b>	<b>208,579</b>	<b>201,389</b>

	(単位：百万豪ドル)		
	2006/07年	2007/08年	2008/09年
消費税	42,284	45,486	43,716
物品税			
石油ならびにその他の燃料製品および原油	14,653	15,085	13,148

その他の物品税	8,082	8,441	11,171
物品税合計	22,734	23,526	24,319
関税	5,644	6,070	6,276
その他の間接税	2,470	2,567	2,954
<b>間接税歳入合計</b>	<b>73,132</b>	<b>77,650</b>	<b>77,264</b>
<b>税歳入合計</b>	<b>262,510</b>	<b>286,229</b>	<b>278,653</b>
受取利息	4,313	5,558	5,124
配当、財貨およびサービス販売ならびにその 他の非税歳入	11,587	11,942	15,156
<b>非税歳入合計</b>	<b>15,900</b>	<b>17,500</b>	<b>20,280</b>
<b>歳入合計</b>	<b>278,410</b>	<b>303,729</b>	<b>298,933</b>

出典：2006/07年および2007/08年のデータは、未公表の財務省のデータ、ならびに2009/10年予算、予算教書第1号、  
明細5、表C1から抽出し、関連ある場合は、継続性を維持するために会計処理の変更につき調整されている。  
2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出されている。

2008/09年の歳入合計は、約298.9十億ドルであった。

下表は、2006/07年、2007/08年および2008/09年の各年の一般政府部門の歳出を機能別に示したものである。

表31：連邦政府一般政府部門の機能別歳出

	(単位：百万豪ドル)		
	2006/07年	2007/08年	2008/09年
<b>一般公的サービス</b>			
立法および行政関連事項	870	961	728
財務および財制関連事項	4,832	6,102	6,331
外交および経済援助	3,409	3,881	4,763
一般調査研究	2,476	2,146	2,237
一般サービス	667	925	995
政府公務員のための退職年金給付	2,679	2,600	2,142
<b>防衛</b>	16,729	17,670	19,190
<b>治安および安全</b>	3,318	3,506	3,558
<b>教育</b>	16,913	18,433	22,601
<b>厚生</b>	39,948	44,397	49,146
<b>社会保障および福祉</b>	92,083	97,842	124,581
<b>住宅供給および公共施設整備</b>	2,909	2,910	5,080
<b>娯楽および文化</b>	2,561	3,207	3,107
<b>燃料およびエネルギー</b>	4,635	5,361	5,806
<b>農林水産業</b>	2,831	3,834	2,723
<b>鉱業、製造業および建設業</b>	1,920	1,410	1,911
<b>運輸および通信</b>	3,296	4,129	6,941
<b>その他の経済関連事項</b>			
観光および地域振興	196	207	192
労働および雇用関連事項	4,041	4,506	5,040
その他の経済関連事項	934	1,213	1,275
<b>その他の目的</b>			
公債利子	3,592	3,544	3,946
退職年金名目利子	5,487	6,011	6,715
一般目的政府間取引	42,133	45,277	45,248
自然災害救済	115	28	312

偶発費用損失準備金 (a)	589	8	0
<b>歳出合計</b>	<b>259,161</b>	<b>280,109</b>	<b>324,569</b>

注(a) 資産売却に関連する歳出は、偶発費用損失準備金の一部として処理されている。

出典：2006/07年のデータは、2006/07年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出されている。

2008/09年に発生した費用の合計は、約324.6十億ドルであった。  
一般政府部門の純資本投資の機能別内訳は以下の通りである。

表32：連邦政府一般政府部門の純資本投資の機能別内訳

	(単位：百万豪ドル)		
	2006/07年	2007/08年	2008/09年
一般公的サービス	332	372	223
防衛	1,069	1,478	3,028
治安および安全	166	139	109
教育	10	4	5
厚生	104	46	73
社会保障および福祉	217	175	52
住宅供給および公共施設整備	40	159	-36
娯楽および文化	83	53	27
燃料およびエネルギー	3	2	11
農林水産業	17	49	443
鉱業、製造業および建設業	19	9	-2
運輸および通信	1	5	13
その他の経済関連事項	236	99	114
その他の目的	35	2	4
<b>純資本投資の合計</b>	<b>2,333</b>	<b>2,593</b>	<b>4,064</b>

出典：2006/07年のデータは、2006/07年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出されている。

2008/09年の純資本投資の合計は、約4.1十億ドルであった。

#### 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資

2009年4月7日、オーストラリア政府はオーストラリア連邦が、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社を設立すると発表した。全国ブロードバンド・ネットワークの明細に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「主要な経済部門 - 通信サービス - 電気通信」を参照のこと。

新規に設立された会社は、今後8年間で全国ブロードバンド・ネットワークを建設するために最大43十億ドルを投資する予定である。オーストラリア連邦は同社の過半数の株式を有する株主となるが、同社に対する民間部門からの多額の投資も期待される。オーストラリア政府は全国ブロードバンド・ネットワークが建設され、完全に稼働してから5年以内に、市場環境ならびに国家的かつ安全保障上の考慮事項に従い、同社の株式を売却する意向である。

オーストラリア政府は全国ブロードバンド・ネットワークへ4.7十億ドルの初期投資を行う予定である。これはオーストラリア建設基金ならびに家計および企業に全国ブロードバンド・ネットワークに投資する機会を与えるオージー・インフラストラクチャー債券の発行を通じて資金調達される。実施調査の結果および民間部門の参加レベルに従い、追加の政府投資を行う。追加の政府投資は、オージー・インフラストラクチャー債券の発行により調達される。

オーストラリア政府は、運営上の取決め、詳細なネットワークの設計および同社への民間投資を集める方法を決定するために、実施調査を開始している。2010年初頭に実施調査が終了するときに、全国ブロードバンド・ネットワークの具体的な資金調達量も確定する。



## 予算の関係

オーストラリア連邦は、同社が経済的に妥当な価格を請求する、公的非金融会社（「PFNC」）として運営されることを意図している。オーストラリア連邦によるPNFCへの財政投資は、基礎的現金収支に直接の影響を与えない、しかし、借入金から資金を調達する投資は、公債の金利コストを通じて間接的な影響があり、オーストラリア政府は2009/2010年予算の作成においてこれを考慮している。

## 老齢年金および退職年金

### オーストラリアの退職所得制度

オーストラリアの退職所得制度は、以下の3つの「柱」で構成されている。

- 退職後の完全に自立した生活が困難な人々のための、納税者による積立方式による資力調査に基づいた年金、
- 現役労働者にかかる最低水準の雇用主強制退職年金基金拠出制度、
- 個人による自発的な退職年金およびその他の貯蓄

老齢年金は、1909年以降、オーストラリアの退職所得制度の根幹を成してきた。老齢年金は、完全に自立した生活が困難な人々のために最低限の生活を保障する。2009年9月20日から、単身者の老齢年金支給額の上限は（年間14,615ドルから）1週間当たり32.49ドル増加し年間17,507ドルに、夫婦の場合の上限は（年間24,414ドルから）1週間当たり10.14ドル増加して年間26,390ドルになった。適格者が受け取る実際の金額は、それぞれの他の所得および資産状況如何である。

雇用主は現在、各適格従業員のために、毎年、所定の最低水準の退職年金補助金を拠出することを義務づけられている。所定の最低水準の補助金とは、従業員の給与の9%である。この最低所要金額は、年金基金保証と呼ばれている。年金基金保証に基づく支払いは、従業員が退職時に加盟する法定の退職年金基金または退職貯蓄口座に拠出される。

自発的な退職年金貯蓄が、優遇税制やその他のインセンティブを通じて奨励されている。

2009年6月30日現在、APRAは、オーストラリアの老齢年金基金制度の資産残高が1.08兆ドルに達すると見積もっている。

### 連邦政府公務員のための退職年金基金

オーストラリア連邦政府は、連邦政府公務員のために3つの主要な文民退職年金制度を運営管理している。現在の制度は、公的部門退職年金積立制度（PSSAP）で、これは、2005年退職年金法（連邦）の規定のもとで信託証書により設定されたものである。PSSAPIは、全額積立式の制度である。PSSAPIは、2005年7月1日に、公的部門退職年金制度（PSS）が新規加入者の受入を停止したのを受けて発足した。

PSSは、連邦政府退職年金制度（CSS）が新規加入者の受入を停止したのを受けて、1990年7月1日に発足した。

2009年6月30日現在、CSSへの拠出者は19,807名、PSSへの拠出者は124,987名で、CSSの受給者115,613名およびPSSの受給者18,818名に対し給付金が支払われていた。

オーストラリア連邦政府はCSSおよびPSSの両制度にかかる2009年6月30日現在の連邦政府の未積立の給付債務は、80.4十億ドルと見積もっている。

2006年、連邦政府は、基金に対する拠出金の投資利益を交付することで、将来、オーストラリアの政府が公的部門の退職年金債務の費用を捻出するのを支援するため、「フューチャー・ファンド」として知られる投資基金を設立した。2009年9月30日現在、フューチャー・ファンドが保有する資産の評価額は64.25十億ドルであった。

## 有給育児休暇

長期的な社会参加の促進および生産性の向上を後押しし、かつ仕事と家庭のより適切なバランスをとるため、オーストラリア政府は2009/10年予算の一部として有給育児休暇制度を提供するために今後5年間に730.7百万ドルを投資すると発表した。有給育児休暇制度は、親が仕事と家庭の責任のバランスをとるのに役立つ柔軟な就労形態の発展に貢献することにより、オーストラリア人口の高齢化の影響に対処するため将来の労働参加率の上昇を目的とする。この制度は2011年1月1日から運用を開始する予定であり、同日以降の出産または養子縁組について両親が利用できる。

有給育児休暇制度は、親がその職場との関係を維持し、また育児をする間にも収入を得られるようにするように設計されている。これは、母親の出産および育児の役割が与える生涯の経済的影響に対処するのを助け、長期的な女性労働力の参加を助長すると期待される。

有給育児休暇制度に基づき、適格な主たる育児者は、最長18週間にわたり継続的に、課税対象となる週給として、一般的な連邦最低賃金（現在543.78ドル）を受領する。有給育児休暇制度に適格であるために、主たる育児者は出産予定日の前13ヵ月間の職業テストを通過し、かつ調整後の課税所得が年間15万ドル以下でなければならない。

法定の有給育児休暇制度の利用により、女性が出産後、数ヵ月間の育児のために利用できる休暇の取得が増える。

その他の休暇制度と組み合わせて、この制度によって、より多くの家族が子供の出生後6ヵ月間にわたり育児に専念することができる。

## 税制

オーストラリアにおける税金は連邦政府、州政府および地方政府によって徴収される。オーストラリアには、相続税もしくは贈与税および社会保険料税は存在しない、ただし、納税者は、課税所得の1.5%を医療税（メディケア）として納付している（さらに、納税者は、一定の収入基準を超え、条件を満たす個人健康保険を契約していない場合、追加のメディケア賦課金を負担する可能性がある（このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 税制 - 個人所得税」を参照のこと）。）。

### オーストラリアの将来の税制

2008年5月13日、財務大臣は、21世紀の人口動態、社会、経済および環境問題にオーストラリアがどう対処しうるかを提言すべく、オーストラリアの税制および移転価格税制の見直しを行うことを発表した。見直しの対象となるのは、連邦政府および州の税制であるが、財貨・サービス税（GST）の税率引上げおよび課税基盤拡大のいずれも行わないとする政府方針ならびに移転価格税制との相互作用を反映したものでなければならない。検討委員会が見直しを監督し、一般公衆から意見徴収し、2009年末までに報告書を提出することになっている。政府は検討委員会に対し、2009年3月までの退職所得に関する考察をまとめ、政府に報告するよう求めた。本報告は、2009/10年予算と併せて公表された。退職所得報告で明らかになった主要な事項は、退職所得制度の3つの主軸からなる構造の維持であった。オーストラリアの退職所得制度に関する詳細情報については、このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 老齢年金および退職年金 - オーストラリアの退職所得制度」を参照のこと。報告ではまた、老齢年金の資格取得年齢の引上げが提言された。老齢年金の資格取得年齢を2024年1月1日までに段階的に65歳から67歳へ上げる法律が2009年6月29日付で施行された。

### 個人所得税

連邦政府は、原則、個人を税制のための課税単位として、個人所得税を課している。課税対象所得には、給与・賃金所得、諸手当、配当、利息、譲渡所得、事業所得、一定の年金支払、賃料、特許権使用料、組合所得および信託からの分配金が含まれる。

個人所得税は、自己申告制である。源泉徴収課税のもとで、個人は、各自の当年度の雇用、事業または投資所得にかかる予想される納税債務の分割分を源泉徴収および分割払いを通じて支払うことができる。税務上のオーストラリアの居住者は、オーストラリア国内および国外双方で得た所得に関して納税する。ただし、外国の公租公課を納付済のものに関しては、オーストラリアの所得税を免除されるかまたは税額控除の対象となる。

2008年7月1日付で、個人所得税減税が施行され、減税額は今後4年間で46.7十億ドルに相当する。所得税率および課税最低所得は、2008/09年、2009/10年および2010/11年で異なる（表33を参照のこと）。

表33：居住者にかかる個人所得税率および課税最低所得

2008年7月1日から 2009年6月30日まで		2009年7月1日から 2010年6月30日まで		2010年7月1日から 2011年6月30日まで	
課税所得 (豪ドル)	税率 (%)	課税所得 (豪ドル)	税率 (%)	課税所得 (豪ドル)	税率 (%)
0 - 6,000	0	0 - 6,000	0	0 - 6,000	0
6,001 - <b>34,000</b>	15	6,001 - <b>35,000</b>	15	6,001 - <b>37,000</b>	15
<b>34,001</b> - 80,000	30	<b>35,001</b> - 80,000	30	<b>37,001</b> - 80,000	30
80,001 - 180,000	40	80,001 - 180,000	<b>38</b>	80,001 - 180,000	<b>37</b>
180,001以上	45	180,001以上	45	180,001以上	45

出典：2008/09年予算、予算教書第1号

大半の居住者は、課税所得の1.5%の医療税も支払っている。居住者はまた一定の収入基準を超え、条件を満たす個人健康保険を契約していない場合、課税所得の1.0%の追加のメディケア賦課金も負担する可能性がある。

オーストラリアの居住納税者は、低・中所得者が支払う税を引き下げするための低所得税額控除（LITO）を利用することができる。減税の一環として、LITOは、2007/08年の750ドルから2008年7月1日付で1,200ドルに引き上げられた。2009年7月1日以降、LITOは1,350ドルに引き上げられ、また2010年7月1日以降は1,500ドルに引き上げられる。満額LITOを利用しうる納税者は、その年間所得が2008/09年については14,000ドル、2009/10年については15,000ドルおよび2010/11年については16,000ドルを超えるまで所得税を支払わないこととなる。

満額LITOを利用できない納税者もまた、その増額によって恩恵を被る。LITOは、30,000ドルを超える所得については、1ドルにつき4セントの割合で遞減していたため、所得が30,000ドルを超える一部の納税者は引続き、部分的にLITOの恩恵を享受することができる。例えば、納税者は、2008/09年については60,000ドル、2009/10年については63,750ドルおよび2010/11年については67,500ドルの所得について部分的にLITOを受け取ることができるため、所得税債務を減らすことができる。

課税対象財源（その拠出金および利益について税金が支払われているもの）から支払われている退職年金給付は、連続収入または一括払いのいずれの形であっても、60歳以上の高齢者については非課税である。給付が60歳未満の人に支払われている場合、かかる給付は課税対象となる。

原則として、雇用主は、従業員に支払う給付手当の税込み金額について（46.5%の税率で）税金を納付する。

外国人居住者は、オーストラリア人居住者とは異なる課税に服する。このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 税制 - オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性」を参照のこと。

## 事業税課税措置

### ・法人税率

法人税率は30%である。外国企業の支店の法人所得にもこの税率が適用される。

### ・配当インピュテーション方式

配当インピュテーション方式により、居住者である個人株主に分配される法人所得を二重課税から免除する。既に課税された法人所得から支払われる課税済み配当は、株主にとって税額控除の対象となる。

### ・キャピタル・ゲイン税

資産が12ヵ月以上の期間保有されている場合、個人および信託については、当該資産にかかるキャピタル・ゲインの50%、退職年金基金の場合は66.66%の税率でキャピタル・ゲイン税が適用される。会社および信託同士の株式交換による買収を含む一部の事業再編繰延の場合は、かかる再編から生じるキャピタル・ゲインを繰延べる。小規模事業の稼働資産の処分にかかるキャピタル・ゲインに対しては幾つかのキャピタル・ゲイン税軽減措置が適用される。キャピタル・ゲイン税の軽減措置は、収益勘定でまたは流通在庫として保有されている資産にかかるキャピタル・ゲインには適用されない。

### ・研究開発

適格研究開発費用については125%、また、適格企業の場合、過去3年間の平均水準を上回って行われる追加的研究開発費用について175%の損金算入が認められる。

### ・一次産品生産

一次産品生産者のための特別規定には、所得平均化が含まれる。

### ・資本的支出控除

資産の実効耐用年数に基づく統一資本的支出控除が、特例措置が適用される場合（一次産品生産者、国内映画、コンピュータ・ソフトおよび研究開発等）を除き、適用される。

適格な産業活動に使用される収益性建物、10室以上の客室を備えたホテル、モーテルおよびゲストハウス、ならびに納税者が少なくとも建物内の他の9ユニットを所有しているアパート、ユニットまたはフラットにかかる資本的支出については、年4%の償却率が適用される。

その他の収益性建築物および構造物の改良工事（道路、ダム、橋および研究開発に使用される建築物を含む。）にかかる資本的支出については、年2.5%の償却率が適用される。

### ・投資税控除

一時的な投資税控除（小規模企業および一般事業税額控除）が、10,000ドル以上（または小企業の場合は1,000ドル以上）の新規有形減価償却資産への投資に利用可能である。投資税控除は、納税者が2008年12月13日から2009年12月31日までの間に保有または建設を開始し、2010年12月31日までに使用可能な状態になっている場合に、追加的な税控除を提供する。投資税控除はまた、既存の資産を修正または改良するために負担した支出にも、かかる支出がその他の適格要件を満たす場合、利用可能である。

小企業は、資産取得原価の50%に相当する追加的な税控除を請求できる。その他の事業は、資産取得原価の30%または10%の追加的な税控除が利用可能である。納税者が2009年6月30日以前に資産の保有または建設を開始し、2010年6月30日までに当該資産が使用可能な状態となる場合、30%の税控除が適用される。納税者が

2009年7月1日から2009年12月31日までの間に保有または建設を開始し、2010年12月31日までに使用可能な状態になっている資産に対しては10%の税控除が利用可能である。

2009年改正税法（小規模企業および一般事業税額控除）（連邦）に含まれる投資税控除を実施する法律は、2009年5月22日に成立した。

#### ・小規模事業

年間総売上高が2百万ドル未満の小規模事業は、所得税（キャピタル・ゲイン税および簡易資本支出控除規則を含む。）、財貨・サービス税、源泉徴収税および付加給付税を対象とする税負担軽減措置を利用することができる。小規模事業はまた、上記の一時的な投資税控除を50%の率で請求することができる。

#### ・金融商品課税第3ステージおよび第4ステージ

2009年改正税法（小規模企業および一般事業税額控除）（連邦）によって制定された、金融商品課税第3ステージおよび第4ステージは発生主義およびその他課税タイミングルールならびにキャラクター・ヘッジ・ルールその他を対象とする。

### 間接税

#### 財貨・サービス税

財貨・サービス税（GST）は、オーストラリアで消費される大半の財貨およびサービスにかかる課税基盤の広い付加価値税である。財貨・サービス税は、課税対象の財貨およびサービスの供給または輸入について、販売価格に基づき10%の一律税で適用される。

連邦政府は、GST歳入を徴収し、これを州および特別地域に交付する。GSTの税率および課税基盤は、州および特別地域の政府の全員一致の同意がある場合にのみ、変更することができる。

GSTは、生産工程のすべての段階で事業体に課せられる。事業体は、原則として、事業のための投入に対して支払われたGSTの還付を請求することができる。

GSTの課税対象外となっているのは、保健、教育および基礎食品である。GSTは、家賃および金融サービスには課せられないが、これらの商品およびサービスの供給者は、原則、生産のための投入について支払われたGSTにつき還付を請求することはできない。

#### 物品税および関税

物品税は、財貨（化石燃料、アルコール（ワイン製品を除く。）およびタバコを含む。）に対する個別税である。

消費財の輸入については、物品税に相当する関税が適用され、通常、当該税の輸入業者または所有者から国境で徴収される。さらに、関税は、輸入されたさまざまな織物、衣服および靴、乗用車ならびに食品、化学製品、工業用品、機械・設備ならびに家電製品などのその他輸入財にも適用される。企業は、自らの輸入について支払った関税につき、還付請求をすることはできない。

タバコおよびアルコール（ワイン製品を除く。）の物品税率は、消費者物価指数に連動して、年に2回、調整される。

タバコは、紙タバコおよび葉巻については1本単位で課税されるか、または他の製品についてはタバコの総量に基づいて課税される。ビールおよび蒸留酒は、アルコール量に基づいて課税され、ビールの種類に応じてさまざまな税率が適用される。蒸留酒は、フルストレングスのビールよりは税率が高い。

化石燃料（主にガソリンおよびディーゼル）は、1リットル当たり38.143セントの課税に服し、その額は消費物価指数に連動して調整されることはない。航空燃料は1リットル当たり2.854セントの課税に服する。一定のオフロード使用および重量車輛のオンロード利用のために使用される燃料については、燃料税額控除が適用される。

もし温室効果ガス排出量削減構想を導入する法律が成立すれば、政府は、3年の移行期間の間、温室効果ガス排出量削減構想導入の結果による燃料への価格の影響を相殺するため、セント単位ベースで燃料税を減税する公約である。移行期間終了時の政府の再検討によっては、この3年の移行期間になされた燃料税減税は恒久化する予定である。

この引き下げは、現在1リットル当たり38.143セントの課税に服しているガソリンおよびディーゼル等の化石燃料にも適用される見通しである。セント単位ベースの削減は、ディーゼルの温室効果ガス排出量削減構想の炭素税に基づく。現行の税率取決めおよび1トン当たり10ドルの固定排出単価の導入に基づく、物品税の減税額は、2011年7月1日からの1年間で1リットル当たり2.455セントとなる予定である。

#### ・ワイン均等税

ワインには、物品税は適用されないが、別途、ワイン均等税（WET）が課せられる。当該税は、ワイン製品の価

額に対するパーセンテージとして適用される。生産者、輸入業者または卸売り業者が通常、ワインの最終の卸売段階で、当該ワインの卸売価格の29%を支払う。

500,000ドルのWET生産者割戻金が適用されるため、小規模ワイン生産者が支払うWETは、ゼロとなる。

#### ・高級車税

57,180ドル（2010年6月30日終了年度）を超える国産または輸入乗用車の価額に対して、一般的に、2008年7月1日以降、33%の税率で高級車税が適用されている。

一定の低燃費車ならびに一次産品生産者および適格観光業者が購入した4輪駆動車に対しては、高級車税優遇措置が適用される。

#### ・資源税および特許権使用料

石油およびガスの採掘に対しては、特定の資源税および特許権使用料が適用される。

#### ・その他の税金

さまざまなオーストラリアの政府省庁が、名目コストの回収、ペナルティ、課徴金およびライセンス料など、さまざまな小規模税を管理している。

農産物には、60を越す個別の税が適用される。かかる税収で、特定の農業におけるサービスおよび研究資金が賄われる。

### オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性

オーストラリアにおける所得に対する課税は、主に、主体が税務上のオーストラリア居住者であるか外国人居住者であるかに基づいて決定される。オーストラリア居住者は、その全世界における所得に対して課税される一方、外国人居住者は、オーストラリア源泉の所得に対してのみ課税される。

#### ・二重課税

二重課税は、上で述べた源泉および居住性の原則を適用することで課税管轄が重複することにより生ずる。例えば、二つの国が同一所得に対して課税しようとする場合がある。二重課税免除は、一般的に、国内法のもとで、(i)当該所得について国内課税を免除するか、または(ii)当該所得に対して納付済みの外国税を国内税から控除することにより、実現される。オーストラリアはまた、一定の限られた状況のもとで納付済みの外国税を控除することを認めている。国内法に加え、二国間租税条約に二重課税を回避するための一定の規則が定められる。

オーストラリアの租税条約は、課税権を（納税者の）居住国と（所得の）源泉国にそれぞれ配分し、課税権が競合する場合には、前者に二重課税回避策をとるよう義務づけている。当該条約はまた、これら両国で営業している多国籍企業グループの収益および費用の配分のために合意された基準を定めている。さらに、租税回避防止および税債務の徴収を補佐するために政府が協力しあうことを授權している。オーストラリアは、「所得と財産に対するOECDモデル租税条約」に基づき、42の二国間租税条約を締結している。

### 高潔性ルール

#### ・過小資本税制

この資本規則は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、利息および配当支払いにそれぞれ適用される異なる税務処理を不正利用するのを防ぐことを目的としている。納税者は、利息を控除することはできるが、配当を控除することはできない。当該規則は、借入債務が一定の限度を超えた場合に、利子費用の損金算入を認めないことにより、オーストラリアの企業が（自己資本調達に対し）過度の借入に依存するのを阻止している。当該規則は、下記の法人に適用される。

- 国際的に業務を展開しているオーストラリア法人およびその関係会社の一部
- 外国人の支配下にあるオーストラリア法人、および
- オーストラリアで営業している外国法人

当該規則は、以下の法人には適用されない。すなわち、( )年間の負債の控除額が250,000ドル以下の企業、( )外国企業に投資しているオーストラリア法人で、その資産の90%以上がオーストラリア資産であるもの、( )適格特別目的（証券化）法人であるもの。

#### ・移転価格税制

移転価格税制は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、それらの関連当事者間の国際取引を、独立当事者間原則に従って価格設定するよう確保することを意図している。その目的は、異なる法域に所在する関係会社間で、所得が移転されるのを阻止し、もって、課税されるオーストラリア企業の所得が、オーストラリアにおける経済的付加価値に見合うものとなるよう確保することである。

#### ・外国源泉所得の課税繰延防止（帰属）制度

オーストラリアの帰属主義は、以下で構成されている。

- 被支配外国会社（以下「CFC」という。）規則
- 外国投資ファンド（以下「FIF」という。）規則
- 譲渡者信託規則
- みなし現在資格規則

これらの規則は、居住者が、国外に所得を蓄積することにより、オーストラリアの税を繰延べまたは回避するのを阻止することを目的としている。これらの規則のもとで、居住者は、国外に蓄積されつつある所得の分与に基づいて発生主義により課税される。

2009年5月12日、オーストラリア政府は外国源泉所得帰属制度を改正する意向を発表した。改正により、制度の高潔性目標と他の目標（効率性、公平性、簡便さおよび低い遵守費用等）のより適切なバランスをとる。

公表された改正では、CFC規則を課税猶予の取決めに対抗するために策定された一連の主要規則として維持する。改正により、FIFおよびみなし現在資格規則が無効となる。

#### ・税務情報交換協定

税務情報交換協定（TIEA）は、民事および刑事上の税犯罪を阻止するために、納税者情報の交換にかかる法的根拠を定めた二国間協定である。オーストラリアは、低税率国（バミューダ、アンティグア・バーブーダ、オランダ・アンチル諸島、英国領バージン諸島）およびマン島との間で5つのTIEAに調印している。

#### 連邦と州の財政関係

連邦と州の財政関係は、州および特別地域に対する連邦の財政支援および連邦借入委員会による政府借入れの監督で成り立っている。

州および特別地域は、オーストラリア連邦政府から多額の財政支援を受けている。2009年11月2日に公表された2009/10年期中経済財政予測の推計によると、2009/10年における連邦政府の州および特別地域に対する支給額の合計は、一般歳入援助（GST交付金を含む。）42.7十億ドルおよび特定目的交付金51.1十億ドルからなる93.8十億ドルと推計された。2009/10年の州および特別地域への交付金は、2008/09年に州および特別地域が受領した交付金と比較して9.8十億ドル（11.7%）増加すると推計される。この増加は主に、政府の経済刺激包括支出によるものである。このオーストラリア連邦の概況の「経済見通し - 世界的金融危機に対する連邦の対応」を参照のこと。

一般歳入援助は、広範な交付金で、これらは、それぞれの州の予算上の優先順位に従って支出するという条件を課せられることなく、州および特別地域に支給される。オーストラリア連邦政府は、州および特別地域が管理することができる分野で重要な国の政策目標を追求するために、州および特別地域に特別目的交付金を支給する。

連邦財政関係に関する政府間協定においてオーストラリア政府評議会により合意されたところに従い、2009/10年期中経済財政予測において2009/10年に総額42.3十億ドルと見積もられたGST交付金は、水平財政均衡原則に従って州および特別地域の間で配分される。この原則のもとで、州および特別地域は、もし、各州がその独自の財源から資金を調達する努力をし、同水準の効率さをもって運営を行ったなら各州が同じ標準的水準でサービスを提供する能力を有したであろうとの想定のもとに、資金を付与される。

#### オーストラリア借入委員会

オーストラリア借入委員会は、連邦と州の閣僚評議会で、公的部門の借入を取り纏める。同委員会は、オーストラリア国首相ならびに各州および特別地域の首長で構成される。しかし、実務上は、各委員は、名義人（通常、当該法域の財務大臣）によって代表され、連邦の財務大臣が委員長を務める。

現在の借入委員会協定は、自発ベースで運営されており、厳格な借入限度の遵守よりは、公的部門の資金調達の透明性に重点が置かれている。かかる協定は、公的部門の借入に対する金融市場の監視を強化し、各政府の財政状況について十分な情報に基づく判断が行われるようにすることを意図している。

借入委員会は、従来から、年に1回3月に会合して各法域の翌年度の借入申請の検討を行っている。合意された協定の一環として、借入委員会は、各法域の財政状態および割当額の総額のマクロ経済上の影響を考慮しながら、これらの申請額を検討する。

2009年3月に、連邦政府は、34,073百万ドルの借入委員会割当額欠損を申請し、同委員会はこれを承認した。

2009/10年期中経済財政予測において、連邦政府は、64,496百万ドルの借入委員会割当額欠損を見積もっている。

#### 政府債の国内発行

2008/09年以前に財政黒字が維持されてきたため、予算資金手当のための借入需要はなくなっているが、連邦政府は、トレジャリー・ボンドの活発な市場を維持し、トレジャリー・ボンドの先物市場を支援するために、引続きトレジャリー・ボンドを発行した。これら2つの市場は、さまざまな金融商品の値決めおよびヘッジならびに市場参加者による金利リスク管理のために利用されている。これらの市場は、金融システムに厚みをもたらし、オーストラリアにおける資本コストの引き下げに貢献している。

2009年2月3日、オーストラリア政府は2009年最新経済財政予測を公表した。2009年最新経済財政予測に含まれる予測を踏まえ、2009年2月4日、オーストラリア金融管理局は2008/09年の残りの期間にトレジャリー・ボンドの発行を増加させた。

2009年最新経済財政予測の発表以来、オーストラリア金融管理局は2件のトレジャリー・ボンドの入札をほとんどの週（通常は水曜日および金曜日）に実施した。2009年最新経済財政予測発表から2009/10年予算発表までの期間の各入札の提示額は500百万ドルから700百万ドルであった。2009年5月12日、政府は2009/10年予算の中で、最新経済財政予測を発表した。この発表に併せて、オーストラリア金融管理局によるトレジャリー・ボンドの入札が、2008/09年の残りの期間にそれぞれ800百万ドル以下で行われた。入札が行われる債券の年限を決めるにあたり、オーストラリア金融管理局は債券市場の参加者と協議を行った。

2009年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2008年6月末時点より約24十億ドル増加の、78.4十億ドルであった。

2009/10年のトレジャリー・ボンドの発行は、2009年11月5日時点で、額面総額18.2十億ドルとなった。2009年11月2日に発表された2009/10年期中経済財政予測に含まれる予想と一致して、2009/10年の残りの期間のトレジャリー・ボンドの発行は、32十億ドルから34十億ドルとなる予定であり、2009/10年の発行総額は約50.2十億ドルから52.2十億ドルになると予測される。2010年6月末時点のトレジャリー・ボンドの在庫はおよそ133十億ドルになる見通しである。2009/10年の発行分の大半は、既発行の債券銘柄に組込まれ、異なる満期銘柄への関連する需要を考慮すると予測される。これにより、トレジャリー・ボンド市場の流動性と効率性が向上すると期待されている。オーストラリア金融管理局は、2009/10年度の最終四半期に2022年満期の新規トレジャリー・ボンド銘柄を発行する計画である。

予算歳入と歳出の時期が異なることにより、引続き大規模な年度内の資金需要が生じる見通しである。将来の期間において、トレジャリー・ノートは短期的な資金需要の管理に使用される予定である。また、オーストラリア金融管理局は、保有する期限付き金融資産に関する買戻契約をこの目的のために使用する可能性がある。

2009年3月5日、トレジャリー・ノートの発行がオーストラリア金融管理局により奨励された。2009年6月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額面総額は、16.7十億ドルであった。

2009/10年のトレジャリー・ノートの発行は、年度内の資金の流れの規模および性質に左右される。従って、トレジャリー・ノートの発行高は年度を通して変動する。少なくとも10十億ドルのトレジャリー・ノートが、流動的な債券市場の継続のため、常に維持されると見られる。トレジャリー・ノートは、2009/10年度の全体的な資金に大きな貢献をするとは予想されていない。2010年6月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、およそ17十億ドルと予測される。

2009年8月7日、金融市場の参加者との協議の後、オーストラリア金融管理局は、2003年に最終発行されたトレジャリー・インデックス型債券の発行を再開すると発表した。2009年10月8日、オーストラリア金融管理局は、2025年9月20日満期のトレジャリー・インデックス型債券を額面で4十億ドル（オーストラリア準備銀行が取得した10百万ドルのトレジャリー・インデックス型債券は除く。）発行した。この発行に関連して、オーストラリア金融管理局は、額面で713百万ドルの2010年8月20日満期トレジャリー・インデックス型債券を買取った。この買取の後、これらの債券は消却された。

トレジャリー・インデックス型債券は、2009/10年の残りの期間に、入札によりさらに発行される予定である。2009/10年の残りの期間のトレジャリー・インデックス型債券の発行は、名目額面総額で1.5十億から2.0十億ドルになると予想されている。2009年11月5日、オーストラリア金融管理局は、2009/10年度の残りの期間、2009年12月を除く毎月（通常、月の中旬頃の月曜日）、トレジャリー・インデックス型債券の入札を行う予定であると発表した。入札を行うトレジャリー・インデックス型債券の銘柄および額を決めるにあたり、オーストラリア金融管理局は金融市場の参加者からの意見を考慮に入れる。

2009年6月30日時点で、オーストラリア政府は1987年以来、直接外貨での借入を行っておらず、外貨建て借入金残高はわずかに9百万ドルである。

2009年4月7日、オーストラリア政府は、オーストラリア連邦が新たな全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社を設立すると発表した。オーストラリア連邦が新会社の過半数をもつ株主となる。新たに設立さ

れる会社は全国ブロードバンド・ネットワークの構築のために8年間で最大43十億ドルを投資する予定である。同社に対するオーストラリア連邦の投資はオージー・インフラストラクチャー債券の発行を通じて一部資金調達される予定である。これにより家庭および企業が全国ブロードバンド・ネットワークに投資する機会が与えられる。オージー・インフラストラクチャー債券のストラクチャーおよび様式は、全国ブロードバンド・ネットワークの実施調査と連動して決定される。全国ブロードバンド・ネットワークに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「主要な経済部門 - 通信サービス - 電気通信」および「財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

#### 保証およびその他の偶発債務

##### 連邦政府による借入保証

現在、政府系機関は、連邦政府を通じてではなく自身で直接借入れを行うのが慣行となっている。1997年財政管理および説明責任法（FMA法）は連邦政府の大臣全員に対して、財政・規制緩和大臣の承認を条件として、オーストラリア憲法のもとでの行政権限を利用して、連邦政府に代わって借入保証を行う権限を与えている。ただし、一部の連邦政府系機関に係る法令には、FMA法制定前の法令上の取決めを反映して財務大臣のみにその借入を保証する裁量権を付与しているものがある。

連邦政府が提供する新規貸付に対する保証件数は、近年、減少している。これは、事業経営に従事している連邦の機関は、民間企業により匹敵する基準で資本市場にアプローチすべきであるとの方針を反映したものである。

連邦政府は、オーストラリアの輸出信用機関である輸出金融保険公社（EFIC）が、連邦政府以外の主体に対して現に支払義務を負っているかまたはいずれかの時点で負うこととなる債務の期限通りの支払いを保証している。連邦政府はまた、EFICが債務、損失および請求を補填するために必要とする資金を要請に応じて供給するため、現在、200百万ドルのコーラブル・ファシリティを提供している。

下表は、2006年、2007年および2008年の各6月30日現在の特定の連邦保証が付された借入ならびにその他の補償および偶発債務に関する情報の要約である。

表34：定量化可能な偶発債務

	（単位：百万豪ドル）		
	2006年6月30日現在	2007年6月30日現在	2008年6月30日現在
保証	1,735	302	284
補償	1,772	581	588
払込未請求株式 / 応募資本	7,368	6,462	5,720
損害 / 費用賠償請求	326	417	150
その他の偶発債務	112	96	116
<b>定量化可能な偶発債務合計</b>	<b>11,313</b>	<b>7,858</b>	<b>6,858</b>
控除：定量化可能な偶発利益	138	77	70
<b>定量化可能な正味偶発債務</b>	<b>11,175</b>	<b>7,781</b>	<b>6,788</b>

出典：2008年6月30日および2007年6月30日に終了した年度に関する連邦政府連結財務書類

#### オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取り組み

金融システムの安定を促進し、国際資本市場の混乱が深刻化する時期に経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようになるため、連邦政府は、以下の制度を導入した。

- ・以下を定める金融請求制度：
  - 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
    - ・適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1顧客当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
    - ・ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金への口座保有者の迅速なアクセスを支援する。
  - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策
- ・以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達保証制度：
  - ADI（外資系ADI以外）が、1ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
  - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは



2009年12月31日までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たすものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。

これらの制度の骨子は以下のとおりである。

#### 金融請求制度

- ・オーストラリア連邦政府は、口座保有者に直接的な費用を負担させずに2011年10月12日までの3年間、
  - 適格ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の預金およびかかる預金の利息を1ADIにつき1顧客当たり1,000,000ドルを上限として保証する。
  - ADIが破綻した場合に金融請求制度に基づき保護される預金に、口座保有者が迅速にアクセスすることを支援する。
- ・オーストラリア連邦政府は、支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する。

#### 大口預金およびホールセール資金調達保証制度

- ・オーストラリア連邦政府は、ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の1,000,000ドルを超える預金を申請により有償でADI保証制度の存続期間にわたり保証する。
- ・オーストラリア連邦政府は、発行案件毎に、ADI（外資系ADI以外）の一定の仕組みのない非劣後無担保短期債券（満期が15ヵ月未満のもの）および長期債券（満期が15ヵ月以上60ヵ月までのもの）を、申請により有償で保証する。
- ・外資系の公認預金受入機関については、特定の条件を満たすことを前提として、オーストラリア連邦政府は、オーストラリア居住者が保有する一定の通知預金または満期が2009年12月31日（同日を含む。）までの預金ならびに一定の仕組みのない、満期が15ヵ月までの非劣後無担保短期債券を、申請により有償で保証する。

#### 大口預金およびホールセール資金調達保証制度に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、[www.guaranteescheme.gov.au](http://www.guaranteescheme.gov.au)）を開設し、ADI保証制度の運営についての情報を、公認預金受入機関による被保証債務、発行規模、保証の提供日、債務の種類、通貨、プログラム/商品名、有価証券識別情報および満期を特定して、提供している。オーストラリア準備銀行は、ADI保証制度の運営について月次報告書を作成する。政府はまた、オーストラリア議会に、下記の詳細を記載した6ヵ月毎の報告書を提出する。

- ・被保証債務の総額
- ・ADI保証制度のもとでなされた支払請求（もしあれば）
- ・ADI保証制度のもとでオーストラリア連邦政府が行った支払い（もしあれば）

2009年10月30日現在、ADI保証制度に基づくすべてのADIの保証債務の総額は、160.5十億ドルと推計された。このうち大口預金の推計が15.8十億ドル、短期債券の推計が20.2十億ドルおよび長期債券の推計が124.5十億ドルであった。

#### 州および特別地域の借入の連邦保証

2009年7月24日、オーストラリアの州および特別地域の政府が信用市場へ参入する能力を支援するために、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証を導入した。

州保証制度の主要事項は以下のとおりである。

- ・オーストラリア連邦は、申請を受けて、州または特別地域の借入（非政府所有法人の借入は含まない。）に関して発行された、一定の仕組みのない満期が180ヵ月までの豪ドル建て債券に関する当該各州または特別地域の債務を、手数料を課して保証する。
- ・州および特別地域は、適格な州および特別地域発行債券の現在の残高および将来発行分の双方について保証を申請することができる。
- ・かかる州または特別地域の借入に関して（直接に、または別の発行体を使用する限りにおいて関連発行体の債務保証を通して）発行された特定の債券に関する債務を州保証制度に基づいて保証された州および特別地域は、かかる保証の結果としてまたはそれに起因して負担する可能性のあるすべての債務、費用および経費についてオーストラリア連邦を補償するカウンター補償を提供する。
- ・保証の提供には、州または特別地域は連邦に手数料を支払う。新規発行債の手料は、信用格付AAAの州および特別地域について30ベースポイント、信用格付AA+の州および特別地域について35ベースポイントに設定される。既発債に対する手数料は、信用格付AAAの州および特別地域について15ベースポイント、信用格付AA+の州および特別地域について20ベースポイントに設定される。オーストラリア連邦は、手数料を変更できる。
- ・州および特別地域は、およそ120十億ドルの発行済みの既存債券を保有する。

- ・州保証制度に関する保証証書は、州保証制度の対象となる州および特別地域の債券が発行することのできる最終日としてオーストラリア連邦が州および特別地域に通知した最終発行日から186暦月目の日の午前零時に終了する（ただし、かかる終了日が州保証制度に関する制度規則に従ってオーストラリア政府に延長された場合を除く。）。しかし、かかる時点以前に州保証制度に基づいて申し立てられた有効な請求に関するいかなる受益者の権利も害されるものではない。

#### 州および特別地域の借入の保証に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、www.guaranteescheme.gov.au）を開設および維持し、発行体、州または特別地域、発行額、保証の提供日、債務の種類、プログラム/商品の名称、証券識別番号および満期により被保証債務を特定することで、州保証制度の運用に関する情報を提供する。当該ウェブサイトの内容は、参照により、このオーストラリア連邦の概況に組み込まれるものではない。オーストラリア準備銀行は、州保証制度の運営について月次報告書を作成する。

2009年11月3日、州保証制度に基づくすべての州および特別地域の被保証債務は、合計約61.3十億ドルであった（州および特別地域が、関連する規制の承認を受領するまで、適格証明書の承認延期を要請しているものに関する額を除く。）。

#### 世界的金融危機に対応したその他の連邦政府の施策

2009年1月24日、連邦政府は、オーストラリア国内の四大銀行と共に、オーストラリア・ビジネス投資パートナーシップ（「ABIP」）を設立する意図を発表した。ABIPは、世界的な金融危機の結果、投資家が資金調達取引から手を引いた、発展しうる商業資産に対して流動性面での支援を供与する臨時の一時措置であった。

2009年6月16日、ABIPの設立および運営を促進する法案は上院で否決された。

政府は、市場の状況を引き続き注意深く監視し、必要ならば商業資産部門の商業的に存立可能な会社を支援する行動をとると表明した。

過渡的な資金調達手段として、連邦政府は適格なホールセール購入資金融資ローンの証券化を通じて自動車ディーラーの金融業者に流動性を提供するトラストを設定した。このトラストは2009年9月1日に開始され、自動車ディーラーの金融業者に最高450万ドルの融資ローンを提供する予定である。

連邦政府は、リスク格付AAA未満のトラストが発行するかかる証券に対する保証の形でトラストに支援を提供する。オーストラリア国内の四大銀行は、信託会社が発行する証券を引受けることによりトラストに資金を提供する。

#### その他の偶発債務および約定

連邦政府は、さまざまな国際金融機関に対して偶発債務を負っている。2009年6月30日現在、国際復興開発銀行（IBRD）、アジア開発銀行（ADB）、多国間投資保証機関（MIGA）および欧州復興開発銀行（EBRD）に対する未請求資本応募額はそれぞれ、2.8十億米ドル、2.4十億米ドル、26.5百万米ドルおよび235百万豪ドルであった。さらに、2009年6月30日現在、IBRDの資本に対する価額維持義務として発行された要求払手形の未実行額は42.6百万米ドルであった。連邦政府はまた、国際通貨基金（IMF）に対する増資割当金として、またIMFが保有する豪ドルのSDRでの価値を維持するために約束手形を発行している。2009年6月30日現在、これらの目的のために発行された差入済約束手形の未実行額は3.83十億ドルであった。

オーストラリアは、1998年以来、新規借入取決め（「NAB」）に基づきIMFに利用可能な信用枠を設定している。これは現在1.24十億米ドル（およそ1.53十億豪ドル）である。G20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大NABに基づき信用枠を増額する予定である。NAB増額のオーストラリアの寄与分は、7.0十億米ドル（約8.63十億豪ドル）の偶発貸付金による。これは世界経済の安定を維持し、回復を支えるのに利用可能な財源をIMFが確実に保有する助けとなる。資金は必要な場合のみIMFにより引き出され、利息付で全額返済される。

2009年6月30日現在、連邦政府は、アジア開発基金（ADF）、国際開発公社（IDA）（重債務国支援策にかかるものを含む。）および世界環境ファシリティに対する未履行約定額として1.5十億ドルの債務を抱えていた。これらの債務は、誓約時に署名した約定証書によって規定されている。現金支出の合意された予定に沿って実行が可能となるよう、増資割当の期間にわたり、定期的に約束手形が差し入れられる。

オーストラリア政府はADBが最近発表した増資に応じる見込みである。オーストラリアの払込済み資本の負担額は198百万米ドルで、2010/11年から10年間で支払われる予定である。オーストラリアは、請求払資本4.7十億米ドルもさらに出資する予定である。

オーストラリア政府はまた、インドネシア政府が利用できる1十億米ドルのスタンドバイ・ローン枠を設定した。これは、世界的な景気後退の影響により、インドネシアが世界の資本市場で十分な資金調達が出来ない場合に引き出せる。ローン枠内の引き出しは、インドネシア政府からの要請に応じ、適用基準を満たすことを条件とする。供与された資金は利息を付して全額返済される。

## 公債

下表は、2009年6月30日現在のすべての連邦政府債を示したものである。

表35：豪ドル払いのもの

## 固定利付トレジャリー・ボンド(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額(千豪ドル)
1996年10月～	2009年9月15日	7.50	6,009,049
2005年1月～	2010年8月15日	5.25	7,603,500
1998年8月～	2011年6月15日	5.75	9,798,687
2006年12月～	2012年4月15日	5.75	9,151,000
2000年5月～	2013年5月15日	6.50	8,398,400
2008年7月～	2014年6月15日	6.25	4,401,000
2002年5月～	2015年4月15日	6.25	7,147,000
2004年6月～	2017年2月15日	6.00	9,048,000
2006年7月～	2019年3月15日	5.25	8,397,500
2009年4月～	2020年4月15日	4.50	2,148,000
2007年9月～	2021年5月15日	5.75	6,301,000
合計(b)			78,403,136

## トレジャリーインデックス型債券

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額(千豪ドル)
1985年 - 2003年	2010年8月20日	(c)	1,452,000
	2015年8月20日		2,095,800
	2020年8月20日		2,472,200
合計			6,020,000(d)

## トレジャリー・ノート(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	(e)	16,700,000

## その他の証券(f)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	種々	0

豪ドル払い合計(千豪ドル)	101,123,136
---------------	-------------

注(a) トレジャリー・ボンドおよびトレジャリー・ノートは1984年7月1日以来記名式のみで発行されている。それ以前は政府債券は無記名式でも発行されていた。

(b) 1982年8月5日以降、トレジャリー・ボンドは入札方式で発行されている。

(c) 支払利息はインフレ率による。

(d) 当初額面。

(e) トレジャリー・ノートは割引債の形で発行され、満期日に額面の100%で償還される。

(f) 連邦政府が肩代りした債務およびその他の債券を含む。

出典：オーストラリア金融管理局

次の表は、2009年6月30日現在の連邦政府による対外債務を示したものである。以下に記載されたオーストラリア連邦によって発行された債券のもとで、連邦政府は、その要項に従い、これらの債券に対し(もしかかる担保がな

ければこれらの債券に優先したであろう)新たに発行される債券、借款、借入と同順位で担保を提供することを義務づけられている。

表36：英ポンド払いのもの

	発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額 (千英ポンド)
連邦政府債券	種々	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	51
州政府債券	種々	州財務大臣の選択する期日	3.0	504
英国ポンド払い合計				555

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表37：米ドル払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額 (千米ドル)
1987年3月	2017年3月15日	8.375	5,321
米ドル払い合計			5,321

出典：オーストラリア金融管理局

表38：ユーロ払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額 (千ユーロ)
	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	6
ユーロ払い合計(b)			6

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

(b) もともとドイツ・マルク払いの債券で、1998年12月31日に欧州中央銀行が取消不能の形で決定した1.0ユーロ = 1.95583ドイツ・マルクのレートでユーロに転換された。

出典：オーストラリア金融管理局

表39：日本円払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額(千円)
	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	416
日本円払い合計			416

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表40：スイス・フラン払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2009年6月30日現在 未償還額 (千スイス・フラン)
	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	51

スイス・フラン払い合計			51
-------------	--	--	----

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券  
 出典：オーストラリア金融管理局

下記は、2009年6月30日現在未償還の連邦直接債務にかかる元本の支払予定額（期限前償還および満期償還を含む。）の一覧である。

表41：政府長期直接債務の支払一覧（2009年6月30日現在）

	(百万豪ドル)				
	2009/10年	2010/11年	2011/12年～ 2012/13年	2013/14年～ 2016/17年	2017/18年～ 2020/21年
償還額					
豪ドル払い(a)	22,709	18,854	17,549	22,692	19,319
海外での償還額(b)					
米ドル払い	0	0	0	8	0
計	22,709	18,854	17,549	22,700	19,319

注(a) オーストラリア連邦政府が投資として保有しているトレジャリー・ノートおよびトレジャリー・ボンドを除く。

(b) 2009年6月30日現在の為替レートにより豪ドルに換算。

出典：オーストラリア金融管理局、未公表のオーストラリア金融管理局のデータ

2009年2月4日、オーストラリア金融管理局は、トレジャリー・ボンドの発行を増やした。2009年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2008年6月末時点より約24十億ドル増加の、78.4十億ドルであった。

2009/10年のトレジャリー・ボンドの発行は、2009年11月5日時点で、額面総額18.2十億ドルとなった。2009年11月2日に発表された2009/10年期中経済財政予測に含まれる予想と一致して、2009/10年の残りの期間のトレジャリー・ボンドの発行は、32十億ドルから34十億ドルとなる予定であり、2009/10年の発行総額は約50.2十億ドルから52.2十億ドルとなると予測される。2010年6月末時点の発行済トレジャリー・ボンドの在庫はおよそ133十億ドルになる見通しである。オーストラリア金融管理局は、2009/10年度の最終四半期に2022年満期の新規トレジャリー・ボンド銘柄を発行する計画である。

オーストラリア金融管理局はまた、2009年3月5日に、短期的な資金需要の管理を支えるため、トレジャリー・ノートの発行を提言した。オーストラリア金融管理局は、保有する期限付き金融資産に関する買戻契約をこの目的に用いる可能性がある。2009年6月末時点での発行済トレジャリー・ノートの額面総額は16.7十億ドルであった。2010年6月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、およそ17十億ドルと予測される。

金融市場の参加者との協議の後、2009年8月7日に、オーストラリア金融管理局は、2003年に最終発行されたトレジャリー・インデックス型債券の発行を再開すると発表した。2009年10月8日に、オーストラリア金融管理局は、2025年9月20日満期のトレジャリー・インデックス型債券を額面で4十億ドル（オーストラリア準備銀行が取得した10百万ドルのトレジャリー・インデックス型債券は除く。）発行した。この発行に関連して、オーストラリア金融管理局は、額面で713百万ドルの2010年8月20日満期トレジャリー・インデックス型債券を買取った。この買取の後、これらの債券は消却された。

トレジャリー・インデックス型債券は、2009/10年の残りの期間、入札によりさらに発行される予定である。2009/10年の残りの期間のトレジャリー・インデックス型債券の発行は名目額面総額で1.5十億から2.0十億ドルになると予想されている。

オーストラリア連邦の概況の「 財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

#### 債務不履行の有無

オーストラリア連邦はこれまで支払時に支払われるべき適法な通貨で、支払が行われるべき国において、直接対外債務の元利金全額を期日に遅滞なく支払い、また保証の履行を求められた間接対外債務を履行してきた。

#### 信用格付

連邦政府は、外貨建債務および自国通貨建債務の双方について、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズからAAAの格付を取得している。フィッチは連邦政府の自国通貨建借入につきAAAおよび外貨建借入につき

AA+の格付を付与している。2009年5月12日、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチはそれぞれ、2009/10年予算はオーストラリアの外貨建債務および自国通貨建債務の双方に対するAAAの格付（スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズの場合）または連邦政府の自国通貨建借入につきAAAおよび外貨建借入につきAA+の格付（フィッチの場合）に影響を与えないと表明した。

#### 法的事項

保証証書の有効性については、オーストラリアのLionel Murphy Building, 50 Blackall Street, Barton ACT 2600に所在するオーストラリア政府のカウンセルによりオーストラリア連邦のために意見が出された。日本国の法律に関する一定の事項については、〒106-6021 日本国東京都港区六本木1 - 6 - 1 泉ガーデンタワー21階に所在するスカデン・アープス法律事務所がオーストラリア連邦の代理をしている。

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

#### 第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)  
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行  
取締役会 御中

私どもは、2009年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2009年11月5日付の監査報告書、および2008年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2008年11月7日付の監査報告書が、2010年1月18日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

ミシェル・ヒンクリフ(署名)  
パートナー

オーストラリア、メルボルン市  
2010年1月18日

[次へ](#)

## CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the inclusion in the Annual Securities Report to be lodged with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 18 January 2010, our auditors' report dated 5 November 2009 relating to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2009 and our auditors' report dated 7 November 2008 relating to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2008.

/s/KPMG

/s/Michelle Hinchliffe

*Partner*

Melbourne, Australia

18 January 2010

---

( ) 上記は、独立監査人の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

( 翻訳 )

オーストラリア・ニュージーランド銀行  
各位

### 財務書類に関する報告

私たちは、添付のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「当行」という。）の財務書類の監査を行った。これらの財務書類は、当グループ（当行および当行の年度末現在または当事業年度中における被支配会社からなる）の2009年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書、認識収益費用計算書およびキャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針およびその他に関する注記1から50、ならびに取締役の宣誓書から構成されている。

### 財務書類に関する取締役の責任

当行の取締役には、オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法に従って財務書類を作成し、公正な表示を行う責任がある。この責任には、不正または誤謬により、財務書類の作成および公正な表示に重要な虚偽の表示が行われないようにするための内部統制の整備および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に即した合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。また注記1(A)( )において、取締役は、オーストラリア会計基準AASB第101号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表および注記から構成される当行および当グループの財務書類は国際財務報告基準に準拠していることについて記載している。

### 会計監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当財務書類について意見を表明することにある。私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。これらの監査基準は、私たちが監査業務に関連する倫理要件に準拠すること、また財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。

監査には、財務書類の金額と開示について監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正または誤謬により財務書類に重要な虚偽の表示が行われるリスクの評価が含まれている。私たちは、それらのリスク評価を行う際に、当該事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。監査はまた、取締役が採用した会計方針および取締役が行った重要な見積りの評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私たちは、財務書類が、すべての重要な点において、2001年会社法およびオーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）に準拠して、当行および当グループの財政状態および経営成績に関する私たちの理解と一致した公正な概観を示しているかどうかについて評価する手続を行った。

私たちが得た監査証拠は、私たちの意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

## 独立性

私たちは監査を行う際に、2001年会社法の独立性要件に準拠している。

## 監査意見

私たちの意見は以下のとおりである。

- (a) オーストラリア・ニュージーランド銀行の財務書類は2001年会社法に準拠し、
- ( ) 当行および当グループの2009年9月30日現在の財政状態および同日に終了した年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
  - ( ) オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法規則に準拠している。
- (b) 注記1(A)( )に記載のとおり、当行および当グループの財務書類は国際財務報告基準に準拠している。

## 「報酬報告書」に関する報告

私たちは、取締役報告書の27ページから51ページ（訳者注：原文のページ数である。）に記載の2009年9月30日終了事業年度の「報酬報告書」の監査を行った。当行の取締役には、2001年会社法の第300A条に従って「報酬報告書」を作成し、表示を行う責任がある。私たちの責任は、監査基準に準拠して行った私たちの監査に基づいて「報酬報告書」について意見を表明することである。

## 監査意見

私たちは、2009年9月30日終了事業年度のオーストラリア・ニュージーランド銀行の報酬報告書が2001年会社法の第300A条に準拠しているものと認める。

ケーピーエムジー（署名）  
オーストラリア、メルボルン市

ミシェル・ヒンクリフ（署名）  
パートナー

2009年11月5日

[次へ](#)

## **Independent auditor ' s report to the members of Australia and New Zealand Banking Group Limited**

### **Report on the financial report**

We have audited the accompanying financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company), which comprises the balance sheets as at 30 September 2009, and the income statements, statements of recognised income and expense and cash flow statements for the year ended on that date, a summary of significant accounting policies and other explanatory notes 1 to 50 and the directors ' declaration of the Group comprising the Company and the entities it controlled at the year ' s end or from time to time during the financial year.

#### *Directors ' responsibility for the financial report*

The directors of the Company are responsible for the preparation and fair presentation of the financial report in accordance with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the *Corporations Act 2001*. This responsibility includes establishing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of the financial report that is free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances. In note 1(A)(i), the directors also state, in accordance with Australian Accounting Standard AASB 101 *Presentation of Financial Statements*, that the financial report of the Company and the Group, comprising the financial statements and notes, comply with International Financial Reporting Standards.

#### *Auditor ' s responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on the financial report based on our audit. We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. These Auditing Standards require that we comply with relevant ethical requirements relating to audit engagements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial report is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial report. The procedures selected depend on the auditor ' s judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial report, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial report in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial report.

We performed the procedures to assess whether in all material respects the financial report presents fairly, in accordance with the *Corporations Act 2001* and Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations), a view which is consistent with our understanding of the Company ' s and the Group ' s financial position

and of their performance.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Independence*

In conducting our audit, we have complied with the independence requirements of the *Corporations Act 2001*.

*Auditor 's opinion*

In our opinion:

(a) the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

(i) giving a true and fair view of the Company 's and the Group 's financial position as at 30 September 2009 and of their performance for the year ended on that date; and

(ii) complying with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the Corporations Regulations 2001.

(b) the financial report of the Company and the Group also complies with International Financial Reporting Standards as disclosed in note 1(A)(i).

**Report on the remuneration report**

We have audited the Remuneration Report included in pages 27 to 51 of the directors ' report for the year ended 30 September 2009. The directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the remuneration report in accordance with Section 300A of the *Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the remuneration report, based on our audit conducted in accordance with auditing standards.

*Auditor 's opinion*

In our opinion, the remuneration report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2009, complies with Section 300A of the *Corporations Act 2001*.

/s/KPMG

/s/Michelle Hinchliffe

*Partner*

Melbourne

5 November 2009

( ) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

( 翻訳 )

オーストラリア・ニュージーランド銀行  
各位

### 財務書類に関する報告

私たちは、添付のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「当行」という。）の財務書類の監査を行った。これらの財務書類は、当グループ（当行および当行の年度末現在または当事業年度中における被支配会社からなる）の2008年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書、認識収益費用計算書およびキャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針およびその他に関する注記1から50、ならびに取締役の宣誓書から構成されている。

### 財務書類に関する取締役の責任

当行の取締役には、オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法に従って財務書類を作成し、公正な表示を行う責任がある。この責任には、不正または誤謬により、財務書類の作成および公正な表示に重要な虚偽の表示が行われなくするための内部統制の整備および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に即した合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。また注記1において、取締役は、オーストラリア会計基準AASB第101号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表および注記から構成される当グループおよび当行の財務書類は国際財務報告基準に準拠していることについて記載している。

### 会計監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当財務書類について意見を表明することにある。私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。これらの監査基準は、私たちが監査業務に関連する倫理要件に準拠すること、また財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。

監査には、財務書類の金額と開示について監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正または誤謬により財務書類に重要な虚偽の表示が行われるリスクの評価が含まれている。私たちは、それらのリスク評価を行う際に、当該事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。監査はまた、取締役が採用した会計方針および取締役が行った重要な見積りの評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私たちは、財務書類が、すべての重要な点において、2001年会社法およびオーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）に準拠して、当行および当グループの財政状態および経営成績に関する私たちの理解と一致した公正な概観を示しているかどうかについて評価する手続を行った。

私たちが得た監査証拠は、私たちの意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

## 独立性

私たちは監査を行う際に、2001年会社法の独立性要件に準拠している。

## 監査意見

私たちの意見は以下のとおりである。

- (a) オーストラリア・ニュージーランド銀行の財務書類は2001年会社法に準拠し、
- ( ) 当行および当グループの2008年9月30日現在の財政状態および同日に終了した年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
  - ( ) オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法規則に準拠している。
- (b) 注記1(A)( )に記載のとおり、当行および当グループの財務書類は国際財務報告基準に準拠している。

## 「報酬報告書」に関する報告

私たちは、取締役報告書の20ページから41ページ（訳者注：原文のページ数である。）に記載の2008年9月30日終了事業年度の「報酬報告書」の監査を行った。当行の取締役には、2001年会社法の第300A条に従って「報酬報告書」を作成し、表示を行う責任がある。私たちの責任は、監査基準に準拠して行った私たちの監査に基づいて「報酬報告書」について意見を表明することである。

## 監査意見

私たちは、2008年9月30日終了事業年度のオーストラリア・ニュージーランド銀行の報酬報告書が2001年会社法の第300A条に準拠しているものと認める。

ケーピーエムジー（署名）  
オーストラリア、メルボルン市  
2008年11月7日

ミシェル・ヒンクリフ（署名）  
パートナー

[次へ](#)

## **Independent auditor ' s report to the members of Australia and New Zealand Banking Group Limited**

### **Report on the financial report**

We have audited the accompanying financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company), which comprises the balance sheets as at 30 September 2008, and the income statements, statements of recognised income and expense and cash flow statements for the year ended on that date, a summary of significant accounting policies and other explanatory notes 1 to 50 and the directors ' declaration of the Group comprising the Company and the entities it controlled at the year ' s end or from time to time during the financial year.

#### *Directors ' responsibility for the financial report*

The directors of the Company are responsible for the preparation and fair presentation of the financial report in accordance with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the *Corporations Act 2001*. This responsibility includes establishing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of the financial report that is free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances. In note 1, the directors also state, in accordance with Australian Accounting Standard AASB 101 *Presentation of Financial Statements*, that the financial report of the Group and of the Company, comprising the financial statements and notes, comply with International Financial Reporting Standards.

#### *Auditor ' s responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on the financial report based on our audit. We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. These Auditing Standards require that we comply with relevant ethical requirements relating to audit engagements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial report is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial report. The procedures selected depend on the auditor ' s judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial report, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial report in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial report.

We performed the procedures to assess whether in all material respects the financial report presents fairly, in accordance with the *Corporations Act 2001* and Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations), a view which is consistent with our understanding of the Company ' s and the Group ' s financial position



and of their performance.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Independence*

In conducting our audit, we have complied with the independence requirements of the *Corporations Act 2001*.

*Auditor 's opinion*

In our opinion:

(a) the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

(i) giving a true and fair view of the Company 's and the Group 's financial position as at 30 September 2008 and of their performance for the year ended on that date; and

(ii) complying with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the Corporations Regulations 2001.

(b) the financial report of the Company and the Group also complies with International Financial Reporting Standards as disclosed in note 1(A)(i).

**Report on the remuneration report**

We have audited the Remuneration Report included in pages 20 to 41 of the directors ' report for the year ended 30 September 2008. The directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the remuneration report in accordance with Section 300A of the *Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the remuneration report, based on our audit conducted in accordance with auditing standards.

*Auditor 's opinion*

In our opinion, the remuneration report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2008, complies with Section 300A of the *Corporations Act 2001*.

/s/KPMG

/s/Michelle Hinchliffe

*Partner*

Melbourne

7 November 2008

---

( ) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

